

No. \_\_\_\_\_

# 土木工事積算基準

令和6年10月1日

名古屋高速道路公社

# 土木工事積算基準

## (高速道路本体編)

本基準は、令和 6 年 10 月 1 日より適用するものとする。

# 目 次

## 土木工事積算基準

### 第Ⅰ節 総 則

第1章 総 則	I-1-1
第2章 工事費の積算	I-2-1

### 第Ⅱ節 工種別積算基準

第1章 土 工	Ⅱ-1-1
第2章 運 搬 工	Ⅱ-2-1
第3章 コンクリート構造物工	Ⅱ-3-1
第4章 鋼構造物工	Ⅱ-4-1
第5章 場所打杭工	Ⅱ-5-1
第6章 既製杭打工	Ⅱ-6-1
第7章 鋼管ソイルセメント杭工	Ⅱ-7-1
第8章 薬液注入工	Ⅱ-8-1
第9章 仮 設 工	Ⅱ-9-1
第10章 床 版 工	Ⅱ-10-1
第11章 塗 装 工	Ⅱ-11-1
第12章 街 築 工	Ⅱ-12-1
第13章 舗 装 工	Ⅱ-13-1
第14章 電気設備工	Ⅱ-14-1
第15章 雑 工	Ⅱ-15-1
第16章 附属設備工	Ⅱ-16-1
第17章 仮 設 備 工	Ⅱ-17-1

### 第Ⅲ節 設計調査業務等積算基準

第1章 測量業務積算基準	Ⅲ-1-1
第2章 地質調査積算基準	Ⅲ-2-1
第3章 設計業務積算基準	Ⅲ-3-1
第4章 調査、実験業務の積算について	Ⅲ-4-1
第5章 施工管理業務委託積算基準	Ⅲ-5-1
第6章 建設資材等価格調査業務積算基準	Ⅲ-6-1
第7章 環境調査業務積算基準	Ⅲ-7-1
第8章 環境常時観測業務積算基準	Ⅲ-8-1

第 I 節 總 則

---

# 第 I 節 総 則

第 1 章 総 則	I - 1 - 1
1. 目 的	I - 1 - 1
2. 適用範囲	I - 1 - 1
3. 単価の決定	I - 1 - 1
4. 特殊工事の積算	I - 1 - 1
5. そ の 他	I - 1 - 1
第 2 章 工事費の積算	I - 2 - 1
1. 工事費の積算構成	I - 2 - 1
1-1 一般工事の場合	I - 2 - 1
1-2 鋼橋工事の場合	I - 2 - 2
2. 直接工事費	I - 2 - 3
2-1 材 料 費	I - 2 - 3
2-2 労 務 費	I - 2 - 4
2-3 機械損料	I - 2 - 13
2-4 直接経費	I - 2 - 13
2-5 諸雑費及び端数整理	I - 2 - 13
3. 間接工事費	I - 2 - 14
3-1 総 則	I - 2 - 14
3-2 共通仮設費	I - 2 - 14
1) 工種区分	I - 2 - 14
2) 算定方法	I - 2 - 14
3) 共通仮設費の率分	I - 2 - 19
4) 運 搬 費	I - 2 - 22
5) 準 備 費	I - 2 - 34
6) 事業損失防止施設費	I - 2 - 35
7) 安 全 費	I - 2 - 35
8) 役 務 費	I - 2 - 37
9) 技術管理費	I - 2 - 38
10) 営 繕 費	I - 2 - 39
3-3 現場管理費	I - 2 - 41
4. 一般管理費等	I - 2 - 47
4-1 一般管理費等	I - 2 - 47
4-2 消費税相当額	I - 2 - 49
5. 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費 及び一般管理費等の調整について	I - 2 - 50
5-1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費 及び一般管理費等の調整について	I - 2 - 50

5-2	旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について	I-2-54
6.	建設機械運転労務等	I-2-55
6-1	建設機械運転労務	I-2-55
6-2	原動機燃料消費量	I-2-55
6-3	機械運転単価表	I-2-60
6-4	一般事項	I-2-67
7.	その他	I-2-71
7-1	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I-2-71
7-2	土木請負工事における現場環境改善費の積算	I-2-73
7-3	工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算	I-2-73
7-4	設計費の扱い	I-2-78
7-5	現場環境改善についての特記仕様書記載例	I-2-79
7-6	仮設材損料算定基準〔建設機械損料算定表〕	I-2-80
7-7	1日未満で完了する作業の積算	I-2-83

第1章 総 則

1. 目 的

本基準は、名古屋高速道路公社が施工する土木工事を請負に付する場合の工事積算にあたり、工事費の適正化と積算業務の能率化を図るための標準的な取扱いについて定めることを目的とする。

2. 適用範囲

2-1 本基準は名古屋高速道路公社が発注する土木工事（高速本体工事及び平面街路工事）に適用することとし、本基準に定めのない工種については、「平面街路編」を適用するものとする。

2-2 「関連街路工事」においては、「平面街路編」を優先的に適用する。

2-3 工事の規模、現地条件等の理由により、本基準によることが著しく不適當又は困難と認められるものについては、別途積算することとし、この場合においては担当部課と打合せを行い、あわせて積算の根拠を明確にしておかなければならない。

3. 単価の決定

工事費の積算に使用する労務単価、資材単価、機械器具損料等は、毎年度当初に「共通単価表」として決定するものとする。

なお、資材単価の内、刊行物掲載価格により決定する主要資材は、四半期毎に単価調査を行い、単価の変更を行う。

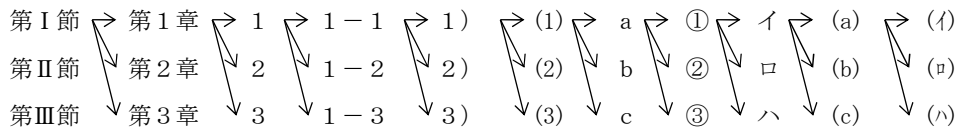
4. 特殊工事の積算

特殊な工法又は特殊な材料を用いるため、本基準による積算が困難な場合は、業者等の見積りによりその価格を査定し、これを積算価格とすることができるが、その取扱いは下記によるものとする。

4-1 見積りは、3社以上から徴することを原則とする。

5. その他

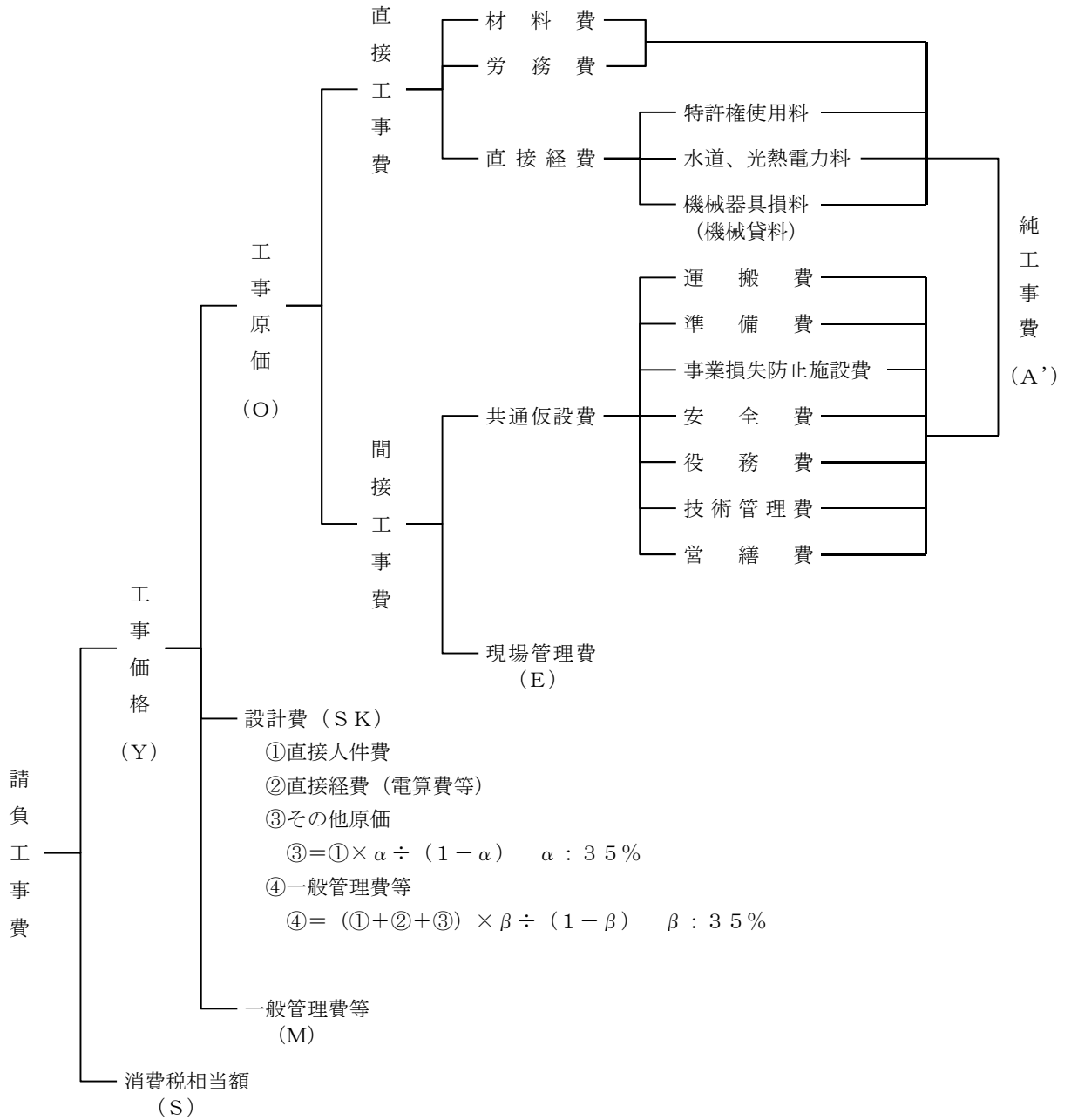
5-1 編集のための見出し符号の付け方は下記による。



第2章 工事費の積算

1. 工事費の積算構成

1-1 一般工事の場合



(E) = (A') × 現場管理費率

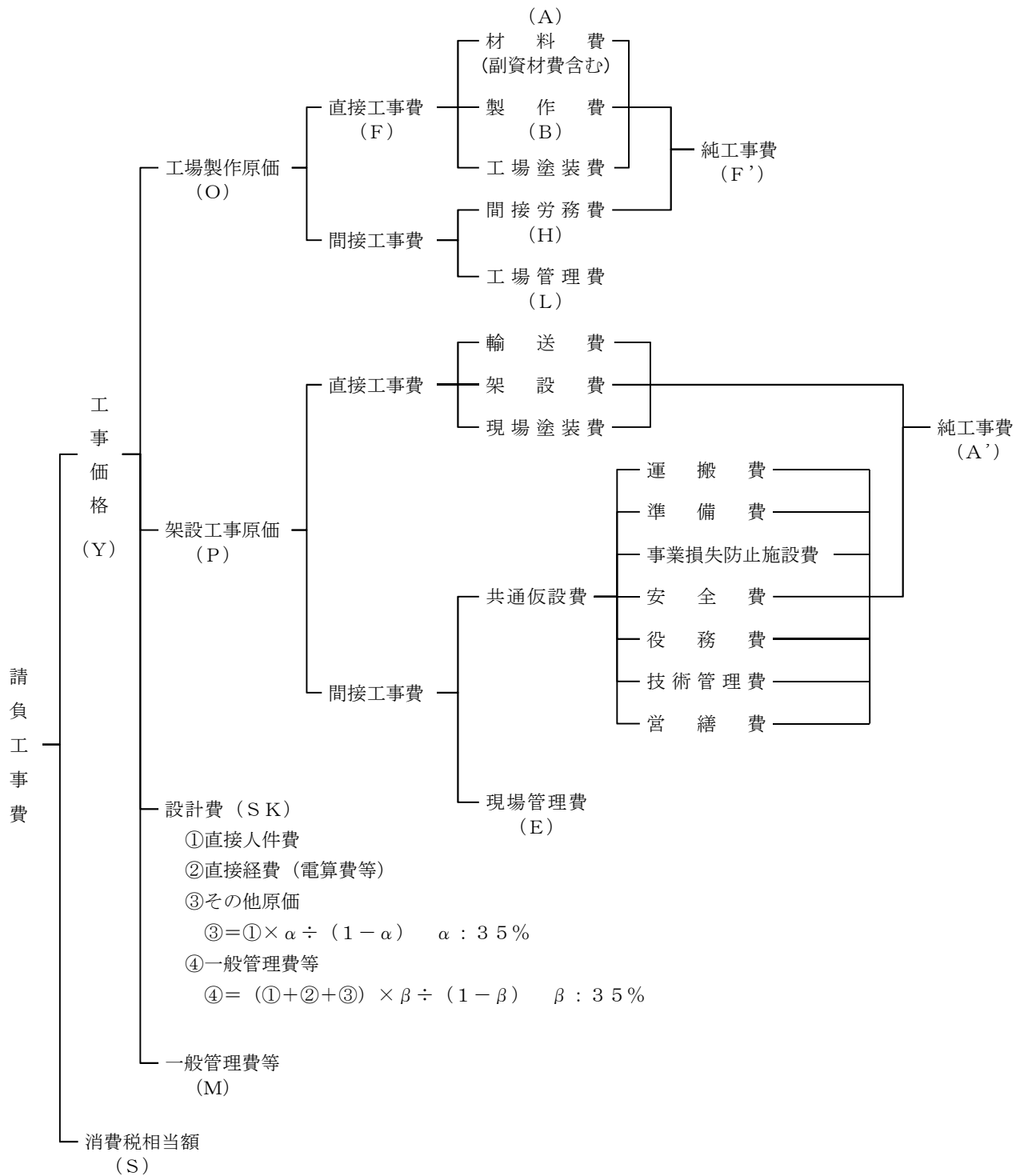
(M) = (O) × 一般管理費等率

(S) = (Y) × 消費税率

(注) 工事の施工に伴い生じた第三者に対する損害等に係る費用負担が必要となった場合は担当課と協議のこと。



1-2 鋼橋工事の場合



$$(H) = (B) \times 40.8\%$$

$$(L) = \{ (F') - (A) \} \times 33.5\% \text{ ※ (A) 材料費 (副資材費含む) は工場管理費の対象外}$$

$$(E) = (A') \times \text{現場管理費率}$$

$$(M) = \{ (O) + (P) \} \times \text{一般管理費等率}$$

$$(S) = (Y) \times \text{消費税率}$$

(注) 1. 1-1に同じ

2. 遮音壁支柱製作工及び大型標識柱製作工もこの積算構成で積算すること。

## 2. 直接工事費

工事の目的物を施工するために直接消費される原価であり、工事の箇所または種類により区分した工種毎に積算される、材料費、労務費及び直接経費の3要素からなる。

### 2-1 材料費

材料費は、工事用材料の費用でその算出は下記による。

#### 1) 設定条件

- (1) 積算数量は、原則として純数量（ネット）とする。
- (2) 積算単価は、工事に必要なロス費用を含み利用価値のあるくずの価格を差引いたものとする。
- (3) 積算単価は、原則として、現場着価格とする。

なお、あらかじめ、現場着価格と定められている材料で、止むを得ない工事現場の事情により材料を直接現場に搬入できず集積箇所を指定して中継作業を行なった場合は、それに用いた費用を計上することができる。

#### 2) 単価の決定

- (1) 材料単価は、別冊「共通単価表」による。
- (2) 上記に記載なきものについては、名古屋市等の定める単価、「建設物価」（物価調査会）、「積算資料」（経済調査会）等を参考にして決定する。「建設物価」、「積算資料」による場合は、原則として共通単価表の改訂前月号による。
- (3) 上記(1)、(2)により難しい場合は見積により決定する。
- (4) 見積は、原則として3社以上から徴し、適正なものを採用する。

ただし、特許製品等で2社以上からの見積を徴することが困難な場合は1社とすることができる。この場合には、類似品目の価格等を参考にして可能な限り査定して決定するものとする。

#### 3) 生コンクリート

普通生コンクリートは特別なものを除き配合せず、最大粗骨材寸法、呼び強度及びスランプの3条件によって単価を決定する。ロス率の補正は単価で行うこととし、有効数字4桁とする。

#### 4) 鋼材

- (1) ベース価格は次による。
  - a. 構造用鋼材（一般構造用、溶接構造用、溶接構造用耐候性）は、単価設定月積販売価格をとることを原則とする。（注1）

また、鋼材別の区分は、次の通りとする。（注2）

{	鋼板、大形形鋼、丸鋼 ……	高炉メーカー販売価格
	中・小形形鋼 ……………	平電炉メーカー販売価格

- b. 鉄筋コンクリート用棒鋼は、原則として市中実勢価格とする。

- (2) エキストラは、規格エキストラ及び厚みエキストラを計上する。
- (3) スクラップ料は、構造用鋼材については特級電炉Aの価格をとる。
- (4) ロスによる割増率及びスクラップ回収率は「第4章、鋼構造物工」の規定による。

ロス率の補正は単価で行うこととする。

注1： 構造用鋼材は、通常、鉄鋼メーカーが問屋を通じて需要家（鋼橋製作者等）から注文を受けて、生産・販売する。いわゆる先物契約で取引されており、市況の変動に殆ど左右されず価格が決定されている。

又、鋼橋工事以外の工事の場合は市中実勢価格によることを原則とする。

注2： 中・小形の形鋼は、高炉メーカーでは、ほとんど生産していない。

## 2-2 労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な費用で、その算出は下記による。

### 1) 単価の決定

労務単価は、原則として農林水産省及び国土交通省で構成する公共事業労務費調査連絡協議会から通知される公共工事設計労務単価の愛知県分を適用する。

- ・世話役の単価について

機械付世話役単価は、一般土木世話役の単価とする。

- ・助手の単価について

助手の単価は普通作業員の単価とする。

- ・機械工の単価

機械工の単価は溶接工の単価とする。

### 2) 労務者の職種

職種及び定義・作業内容は表2.1のとおりとする。

### 3) 労働時間

労務単価の基準となる労務者の1日当りの労働時間の定義は次による。

- (1) 拘束時間は、休憩時間1時間を含む9時間とする。
- (2) 実働時間は、8時間とする。
- (3) 実作業時間は、準備及び跡片付に要する1時間を除いた7時間とする。

表2.1 職種の説明

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
特 殊 作 業 員	<p>① 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格及び技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械質量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>ロ. 吊上げ質量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ質量 5 t 未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械質量 3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転又は操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
普 通 作 業 員	<p>① 普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（例えば、標識、境界杭等の設置）</p> <p>d. 人力による芝張り作業（公園等の苑地を築造する工事における芝張り作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
軽 作 業 員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 軽易な清掃又は後片付け</li> <li>b. 公園等における草むしり</li> <li>c. 簡易な散水</li> <li>d. 現場内の軽易な小運搬</li> <li>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</li> <li>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去</li> <li>g. 品質管理のための試験等の手伝い</li> </ul> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 樹木の植栽又は維持管理</li> <li>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 芝等の地被類の植付け</li> <li>b. 景石の据付け</li> <li>c. 地ごしらえ</li> <li>d. 園路又は広場の築造</li> <li>e. 池又は流れの築造</li> <li>f. 公園設備の設置</li> </ul> </li> </ul>
法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転</li> <li>b. 高所・急勾配法面におけるピックハンマ、ブレーカによる法面整形又は金網・鉄筋張り作業</li> <li>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</li> </ul>
と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 足場又は支保工の組立、解体等（コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に係るものを除く）</li> <li>b. 木橋の架設等</li> <li>c. 杭、矢板等の打ち込み又は引き抜き（杭打機の運転を除く）</li> <li>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</li> <li>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</li> <li>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</li> </ul>
石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 石材の加工</li> <li>b. 石積み又は石張り</li> <li>c. 構造物表面のはつり仕上げ</li> </ul>
ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（建築ブロック工に該当するものを除く）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
電 工	<p>電気工事について相当程度の技能及び必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付け又は撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付け又は撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
鉄 骨 工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）</p>
塗 装 工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び橋梁塗装工に該当するものを除く）</p>
溶 接 工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）又は切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）</p>
運 転 手 （ 特 殊 ）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 機械質量3 t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>b. 吊上げ質量1 t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ質量5 t以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械質量3 t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め</p> <p>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装</p> <p>e. 杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引抜き</p> <p>f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転又は操作</p> <p>g. コンクリートポンプ車の運転又は操作（筒先作業を除く）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
運 転 手 ( 一 般 )	<p>道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械質量 3 t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</li> <li>d. 吊上げ質量 1 t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（4 輪式）の運転又は操作</li> </ul>
潜 かん 工	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、潜かん又はシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p>
潜 かん 世 話 役	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事又はシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの</p>
さ く 岩 工	<p>岩掘削作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの</p>
ト ン ネ ル 特 殊 工	<p>坑内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削</li> <li>b. 支保工の建込、維持、点検等</li> <li>c. アーチ部、側壁部及びインバートのコンクリート打設等</li> <li>d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</li> <li>e. アーチ部及び側壁部型枠の組立、取付け、除去等</li> <li>f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業</li> </ul>
ト ン ネ ル 作 業 員	<p>坑内における作業について普通の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各種作業についての補助的業務</li> <li>b. 人力による資材運搬等</li> <li>c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務</li> </ul>
ト ン ネ ル 世 話 役	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの</p>
橋 梁 特 殊 工	<p>橋梁関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るもの及び工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. PC 橋の製作のうち、グラウト、シース及びケーブルの組立、緊張、横締め等</li> <li>b. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設及び桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</li> <li>c. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</li> </ul>
橋 梁 塗 装 工	<p>橋梁等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋梁、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの</p>
橋 梁 世 話 役	<p>橋梁関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
土 木 一 般 世 話 役	土木工事及び重機械の運転又は操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（潜かん世話役、トンネル世話役又は橋梁世話役に該当するものは除く）
高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等は除く） 〔以下の水面は、海面に含める（普通船員、潜水士、潜水連絡員及び潜水送気員についても同様）〕 ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため潜水器を用い、かつ空気圧縮機による送気を受けて、水中で作業を行うもの 〔潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む〕 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降及び浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁又はコックを操作する業務等を行うもの
型 枠 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型枠（メタルフォームを含む）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木杭、木橋等の仕拵え等
大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工及び装着 c. 電触防護
は っ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床又は壁の穴あけ



職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（ダクト工に該当するものを除く）
タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工に該当するものを除く）
内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっこうボード、その他ボード等の内装材料を床、壁又は天井に張り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの（板金工に該当するものを除く）
保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱材等を含む）材を装着する作業に従事するもの
建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び張壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げ及び目地塗作業に従事するもの（ブロック工に該当するものを除く）
設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
交 通 誘 導 警 備 員	<p><b>交通誘導警備員A</b></p> <p>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員</p> <p><b>配置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高速自動車国道又は自動車専用道路</li> <li>○都道府県の公安委員会の認定する道路</li> </ul> <p><b>必要人数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通誘導警備業務を行う場所毎に1名以上配置</li> </ul> <p><b>交通誘導警備員B</b></p> <p>警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの</p>

表2.2

区 分	単 価 の 算 出	適 用 工 種
世 話 役 (1)	公共事業労務費調査連絡協議会の土木一般世話役	機械運転工
世 話 役 (2)	〃	コンクリート構造物工等 (1)及び(3)～(4)に該当しない一般的な工種
世 話 役 (3)	公共事業労務費調査連絡協議会の橋りょう世話役	橋梁の架設及び塗装に係る工種
世 話 役 (4)	公共事業労務費調査連絡協議会の潜かん世話役	潜かんに係る工種
世 話 役 (5)	公共事業労務費調査連絡協議会のトンネル世話役	トンネルに係る工種

## 4) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

(1) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

a. 深夜時間（22時～5時）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

b. 上記a以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。〔例－1〕

(2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）＋休息时间（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあつて、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－2〕、〔例－3〕

(3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）をはずして作業を計画する場合は、次による。

〔例－4〕

a. 所定労働時間内で17時～20時及び、6時～8時にかかる時間帯は、基準額とする。

b. 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の(1)項による。

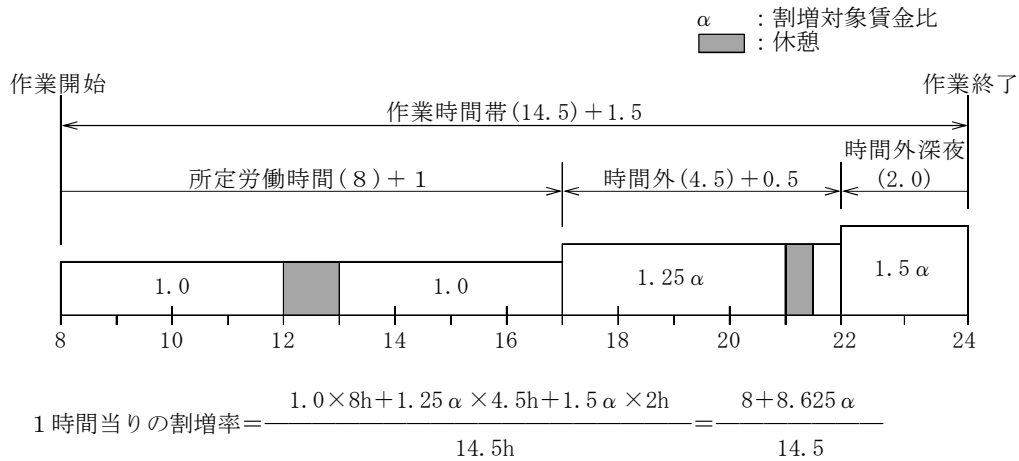
(4) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。

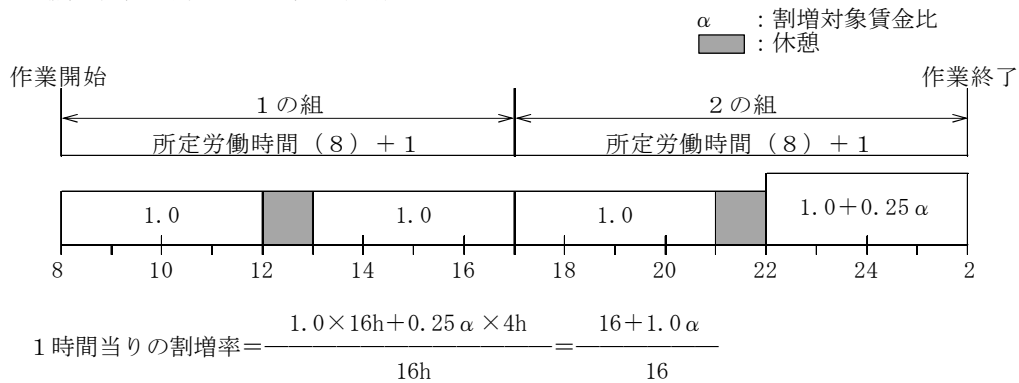
その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週1回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。

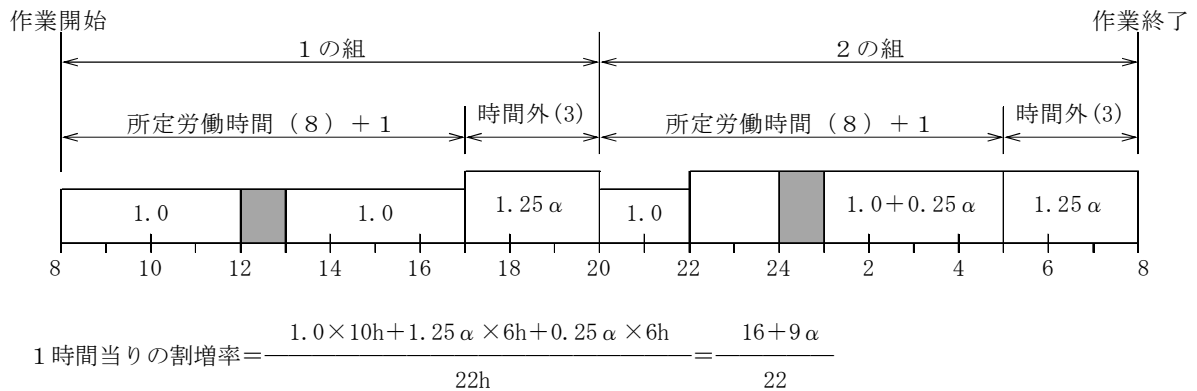
例－1（連続作業16時間未満で超過勤務扱いの場合）



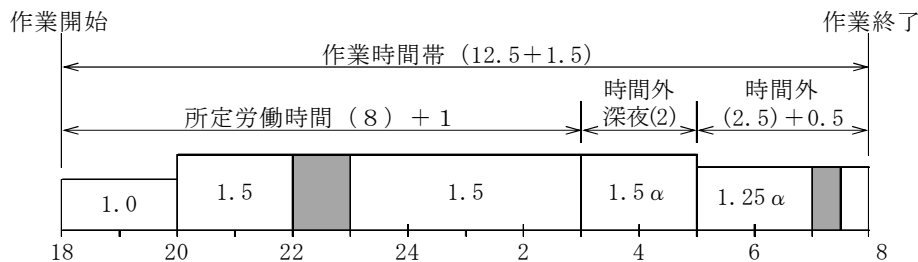
例－2（所定労働時間内で2交替の場合）



例－3（所定労働時間を超えて2交替の場合）



例－4（勤務時間変更で所定労働時間を超えた場合）



## 2-3 機械損料

機械損料は、工事を施工するのに必要な機械の損料費用であり、その算出は下記による。

単価の決定

- (1) 機械損料は、別冊「共通単価表」による。
- (2) 上記に記載なきものについては、「建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会）を参考に決定する。「建設機械等損料表」による場合は、原則として当該積算基準と同一適用年度のものを使用する。
- (3) 上記(1)、(2)により難い場合は見積により決定する。

## 2-4 直接経費

直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の1)から3)までによるものとする。

### 1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

### 2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

### 3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

## 2-5 諸雑費及び端数整理

### 1) 諸雑費

#### (1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

#### (2) 単価表

##### a 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

所定の諸雑費率以内で計上する。

##### b 単価表(歩掛表に諸雑費率がないもの)

計上しない。

### 2) 端数整理

- (1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。
- (2) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。
- (3) 共通仮設費の率計上の金額は円単位とし、1円未満は切り捨てる。
- (4) 現場管理費の金額は円単位とし、1円未満は切り捨てる。
- (5) 一般管理費等の金額は円単位とし、1円未満は切り捨てる。
- (6) 工事価格は金額により以下の単位とし、端数は切り捨てる。

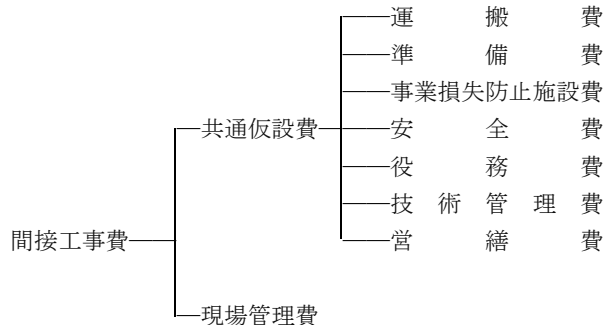
工 事 価 格	金 額 単 位
1 億円以上	10 万円
1 千万円以上 1 億円未満	1 万円
1 千万円未満	千円

### 3 間接工事費

#### 3-1 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



#### 3-2 共通仮設費

##### 1) 工種区分

共通仮設費は、表3.4「工種区分」に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- (1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- (2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- (3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

##### 2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

##### (1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

a. 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- ① 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- ② 上記①を支給する場合の支給品費
- ③ 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む。）
- ④ 大型標識柱〔オーバーハング柱（F型、T型、逆L型、WF型）オーバーヘッド柱〕、遮音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む。）
- ⑤ 遮音壁支柱の材料費（製作費含む）

b. 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

c. 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\begin{aligned}
 \left[ \begin{array}{l} \text{無償貸付機械等評価額} \\ \text{(貸付にかかる損料額)} \end{array} \right] &= \left[ \begin{array}{l} \text{無償貸付機械と同機種} \\ \text{同型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{当該建設機械等の} \\ \text{設計書に計上された経費} \end{array} \right] \\
 &\qquad\qquad\qquad \text{(業者持込の損料)} \qquad\qquad\qquad \text{(無償貸付機械等損料額)}
 \end{aligned}$$

d. 鋼橋桁等の輸送に係る間接費（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

表3.1

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする      ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

(2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

(4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不相当であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

(5) 間接工事費等の項目別対象表

表3.2

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
項 目	対象額	対 象 額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等	処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料）の取扱いは（注）6参照			
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別 途 製 作 の 製 作 費	×	×	×
	電 力	○	○	×
無償貸付機等械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現 場 発 生 品		×	×	×

○は対象とする      ×は対象としない

(注)

1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。
2. 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
3. 別途製作する標識柱[オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式]、遮音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工事製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする（t当り製作単価として取扱う場合）。
4. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
5. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。
6. 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。

- (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- (2) 上下水道料金
- (3) 有料道路利用料

表3.3

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

表3.4 工種区分 (参考)

工 種 区 分	工 種 内 容
河 川 工 事	<p>河川工事にあつて、次に掲げる工事            築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事            ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</p>
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	<p>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事            1. 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、ロックシェッド（RC構造）、スノーシェッド（RC構造）、防音（吸音・遮音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮棧橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事            ただし、河川高潮対策区間における樋門（管）工、水（閘）門工については「海岸工事」とする            2. 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造）            3. ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート、石材等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル）            4. 1・2及び3に類する工事            ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</p>
海 岸 工 事	<p>海岸工事にあつて、次に掲げる工事            堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事            河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事            築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
道 路 改 良 工 事	<p>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事            土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</p>
鋼 橋 架 設 工 事	<p>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事            1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く）、橋梁下部工（鋼製）            2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事            3. 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む）            ただし、工種区分の構造物補修工事（HL）、鋼構造物等補修工事（HM）、塗装補修工事（HD）に該当するものは除く。</p>
P C 橋 工 事	<p>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事            1. 工事現場におけるPC桁の製作（工場製作桁は除く）、架設及び製作架設に関する工事            2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事</p>
舗 装 工 事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事            セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事            ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</p>



工 種 区 分		工 種 内 容
共 同 溝 等 工 事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
ト ン ネル 工 事		トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂 防 ・ 地 す べ り 等 工 事		砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道 路 維 持 工 事		道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>※1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>※2</sup> に関する工事 3. 道路標識 <sup>※1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>※1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修について局所的な場合に適用
河 川 維 持 工 事		河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界坑、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事
下 水 道 工 事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれに類する工事
公 園 工 事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
電 線 共 同 溝 工 事		電線共同溝に関する工事
情 報 ボ ッ ク ス 工 事		情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）

表3.4.1 工種区分及び工種内容

	公 社 工 種 区 分	工 種 内 容	諸経費区分
01	下 部 工 事	下部工事、ランプ擁壁工事	河川・道路構造物工事
02	鋼 橋 工 事	上部工事、鋼桁架設工事、鋼脚工事、鉄骨工事	鋼橋架設工事
03	床 版 工 事	床版工事、防音壁工事	河川・道路構造物工事
04	舗 装 工 事	舗装工事	舗装工事
05	塗 装 工 事	塗装工事	鋼橋架設工事
06	そ の 他 工 事	標識設置工事、区画線設置工事等	道路維持工事
07	共 同 溝 等 工 事	半地下構造本体築造工事	共同溝工事(2)
08	ト ン ネル 工 事		トンネル工事

3) 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- a. 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- b. 対象額の算定にあたっては、「3-2 共通仮設費 2) 算定方法 (1) 率計算による部分」及び「3-2 共通仮設費 2) 算定方法(5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

a. 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- ① 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、下表の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

施工区分	諸経費区分	対 象	補正係数	適用優先
大都市	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1
市街地-1	道路維持工事 舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
その他の地域-1	道路維持工事 舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	2
市街地-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
その他の地域-2	道路維持工事、 舗装工事以外の工種	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
市街地-3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4

注) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上

でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

②適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

③共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（K r）×施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第 1 の第 1 表～第 4 表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K r）の端数処理後に係数を乗じて、小数点第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

b. その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記 a のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1 共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式より算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式より算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

第3表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式より算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(4)の算定式より算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

(4) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし  $K_r$  : 共通仮設費率 (%)

$P$  : 対象額 (円)

$A \cdot b$  : 変数値

注) 1.  $K_r$  の値は、小数点第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

2. 対象額の算定にあたっては、「3-2 共通仮設費 2) 算定方法 (1) 率計算による部分」及び「3-2 共通仮設費 2) 算定方法 (5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4) 運搬費

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

(1) 運搬費の積算

a 建設機械器具の運搬等に要する費用

- ① 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- ② 仮設材等 (鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等) の運搬
- ③ 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- ④ 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- ⑤ 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生産品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

- ⑥ 建設機械の自走による運搬
- ⑦ 建設機械等の日々回送 (分解・組立、輸送) に要する費用
- ⑧ 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬

b 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬 (直接工事費に計上)

c a ~ b に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

d 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(2) 積算方法

a 共通仮設費に計上される運搬費

① 共通仮設費率に含まれる運搬費

- イ. 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬 (分解・組立を含む)
  - ロ. 器材等 (型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板 (敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車 (P C 橋片持ち架設工) 橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等) の搬入、搬出及び現場内小運搬
  - ハ. 建設機械の自走による運搬 (トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上は、積上げるものとする。)
  - ニ. 建設機械等 (重建設機械を含む) の日々回送 (分解・組立、輸送) に要する費用
  - ホ. 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬
- ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。
- ヘ. 上記 (1) a ③ の中で、トラッククレーン (油圧伸縮ジブ型 20 ~ 50 t 吊) ・ラフテレーンクレーン (油圧伸縮ジブ型 20 ~ 70 t 吊) の分解・組立及び輸送に要する費用

② 積上げ項目による運搬費

イ. 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。

建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。

ロ. 仮設材等（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

ハ. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用

（運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）

ニ. 上記①及び②イ～ハにおける自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料、損料を含む）

b 直接工事費に計上される運搬費

イ. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

ロ. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \text{（又は} K' \text{）}$$

ただし  $U_k$  : 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金（円）

表3. 6によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。また、下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増（特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等）の有無にかかわらず適用できる。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金（円）

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a. 荷役機械使用料

b. 自動車航送船使用料

c. 有料道路利用料

d. その他

K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

K'：運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、下記による。

運搬される建設機械の運搬中の賃料（K）及び損料（K'）

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料（円）×運搬に要する日数（日）

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料（円）} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料（円）×運搬に要する日数（日）

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料（円）} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L：運搬距離（km）基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度：（30km/h）

- 注） 1． 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。  
2． 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。  
3． 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。  
なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料（K）が考慮されている。  
4． 油圧式杭圧入引抜機（鋼矢板VL・VIL・IIw・IIIw・IVw型用）の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

\* 建設機械運搬方法等は表3.7による。

表3.6 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削器	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>						
	各種	—						

- (注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。  
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表3.7 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車 種	機 械 質 量 (t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00	
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>	R	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬は、下表で計上する。  
2. 車載のRはトレーラである。  
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。



機 械 名	規 格	輸送トラック規格
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	20 t 車以上 30 t 車まで
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・ Ⅳ型用	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>	20 t 車以上 30 t 車まで
各 種		

(注) 上記は、輸送トラック1車1回(片道)当りである。

#### (4) 仮設材等の運搬

##### a. 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費用

仮設材の運搬は次式によりおこなうものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F^2)] \cdot G + H$$

ただし U: 仮設材の運搬費

E: 基本運賃(円/t)

次頁表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は次頁表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

表3.8 基本運賃表

(単位：円／t)

製品長 距離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超
10kmまで	4,350	4,800	7,010
20 "	4,660	5,170	7,470
30 "	5,000	5,480	7,990
40 "	5,380	5,900	8,490
50 "	5,750	6,310	9,040
60 "	6,120	6,760	9,590
70 "	6,540	7,180	10,100
80 "	6,900	7,570	10,600
90 "	7,220	7,940	11,100
100 "	7,620	8,380	11,700
110 "	7,960	8,730	12,200
120 "	8,300	9,080	12,700
130 "	8,700	9,510	13,300
140 "	9,040	9,850	13,800
150 "	9,370	10,200	14,400
160 "	9,820	10,600	14,900
170 "	10,000	10,900	15,400
180 "	10,300	11,200	15,800
190 "	10,700	11,800	16,800
200 "	11,100	12,100	17,300
200kmを超え 20kmまでを増すごとに	677	802	1,080

(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

2. 誘導車、誘導員が必要な場合については別途計上する。

F 2 : 運賃割増率

表3.9 F 2 : 深夜早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3 割
----------------------	-----

G : 運搬質量 (t)

H : その他の諸料金 (円)

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路利用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

\* 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切り捨てる。

b. 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み、取卸しに要する費用

表3.10 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み・取卸し費

場 所	作 業	費用 (円 / t)		
基 地	積 込 み	750	1,500	3,000
現 場	取 卸 し	750		
	積 込 み	750	1,500	
基 地	取 卸 し	750		

(注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(5) 重建設機械分解・組立

a 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表3.11 適用建設機械

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積1.0m <sup>3</sup> 以上～2.1m <sup>3</sup> 以下 （平積0.7m <sup>3</sup> 以上～1.5m <sup>3</sup> 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4m <sup>3</sup> 以上～0.6m <sup>3</sup> 以下
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力：16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式〕 平積0.6m <sup>3</sup> 以上～3.0m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊〕
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力100 t 以上～550 t 以下
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 銅管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下
オ ー ル ケ ー シ ン グ 掘 削 機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000mm以下
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機 機械質量 20t以上～ 120t以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
ト ン ネ ル 用 機 械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

b 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表3.12 クレーンの規格選定

機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン	
		機 械 名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表3.11参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊
ブルドーザ	21 t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊
	44 t 級以下		
中層混合処理機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊
	質量120 t 以下		
サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートドバーチカルクレーン打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60 t 吊
	質量120 t 以下		
	質量180 t 以下		
クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシエル平積0.6m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25 t 吊
	80t吊以下 (クラムシエル平積2.0m <sup>3</sup> 以下含む)		
	150t吊以下 (クラムシエル平積3.0m <sup>3</sup> 以下含む)		60 t 吊
	300 t 吊以下		
トラッククレーン系	表3.11参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	70 t 吊
	200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50 t 吊
	550 t 吊以下		
クローラ式杭打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60 t 吊
	質量100 t 以下		
	質量150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表3.11参照 本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型(第3次基準値)〕70t吊 を使用する場合	クローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型排出ガ ス対策型(第3次基準値)〕	70 t 吊
	表3.11参照 本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型(第3次基準値)〕100t吊 を使用する場合	クローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型排出ガ ス対策型(第3次基準値)〕	100 t 吊
	表3.11参照 本体工事でクローラクレーン〔油圧 駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型(2011年規制)〕100t吊 を使用する場合	クローラクレーン〔油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型排出ガ ス対策型(2011年規制)〕	

(注) 1. 現場条件等により、上表により難しい場合は別途考慮する。

2. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。

なお、リフター(せり上げ能力50t)の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。

(オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。)

3. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難場合は、リフターを使用することができる。

c 歩掛

分解・組立1台1回当り歩掛は次表を標準とする。

表3.13 歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運搬費 等 率 (%)	諸雑費 率 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積1.4m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック (0.4m <sup>3</sup> 以上0.6m <sup>3</sup> 以下含む)	2.7	1.4	250	24
	山積2.1m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35 t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6m <sup>3</sup> 以下含む	3.0	0.8	444	22
	80 t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0m <sup>3</sup> 以下含む	5.5	1.5	434	21
	150 t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0m <sup>3</sup> 以下含む	11.3	3.1	315	15
	300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75
	160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78
	360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75
	550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76
	200 t 吊以上 360 t 吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
	550 t 吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機	60 t 以下	8.6	2.1	163	2
	100 t 以下	15.5	3.7	164	2
	150 t 以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5

表 3.13 歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運搬費 等 率 (%)	諸雑費 率 (%)	
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチス ジブ型・排出ガス対策型（第3 次基準値）〕70t吊を使用する場 合	4.9	11.9 (h)	490	4	
	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチス ジブ型・排出ガス対策型（第3 次基準値）〕100t吊を使用する 場合	4.9	11.9 (h)	370	3	
	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチス ジブ型・排出ガス対策型（2011 年規制）〕100t吊を使用する場 合	4.9	11.9 (h)	361	3	
地盤改良 機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートド バーチカルレーン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8	

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品は含まれている。
3. 運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
- ①トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）
- ②自走による本体賃料・損料
- ③運搬中の本体賃料・損料
- ④分解・組立時の本体賃料
- ⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①、②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ①分解・組立時の本体賃料
- ②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

d その他

- ①深層混合処理機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量180t以下）を適用する。
- ②粉体噴射攪拌機（単軸式19.6kN・m×1）は、地盤改良機械（機械質量60t以下）を適用する。
- ③粉体噴射攪拌機（二軸式55kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。
- ④粉体噴射攪拌機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。

e 単価表

① 重建設機械分解組立輸送1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表3.13
分解組立用クレーン		日(h)		表3.12、3.13
運 搬 費 等		式	1	表3.13
諸 雑 費		〃	1	
計				

② 重建設機械分解組立1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表3.13
分解組立用クレーン		日(h)		表3.12、3.13
諸 雑 費		式	1	表3.13
計				



## 5) 準備費

### (1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

#### a. 準備及び後片付けに要する費用

- ① 着手時の準備費用
- ② 施工期間中における準備、後片付け費用
- ③ 完成時の後片付け費用

#### b. 調査・測量、丁張等に要する費用

- ① 工事着手前の基準測量等の費用
- ② 縦、横断面図の照査等の費用
- ③ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ④ 丁張の設置等の費用

#### c. 準備として行う以下に要する費用

イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）。

d. a から c に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。

e. 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

### (2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の a. b. c とし、積上げ計上する項目は前記(1)の d に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

## 6) 事業損失防止施設費

### (1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。

- a. 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- b. 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

### (2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

## 7) 安全費

### (1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- a 安全施設等に要する費用
- b 安全管理等に要する費用
- c a及びbに掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

### (2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- b 不稼働日の保安要員等の費用
- c 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- d 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く。）
- e 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- f 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む）
- g 酸素欠乏症の予防に要する費用
- h 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）
- i 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）
- j 安全委員会等に要する費用
- k 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。ただし、高速上及び街路上の交通規制に伴う交通誘導警備員及び機械の誘導員等に要する費用については、直接工事費に積上げ計上する。

- a 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用
- b バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、7-2「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。）
- c 高圧作業の予防に要する費用

- d 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- e ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- f トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- g 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- h 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く）
- i その他、現場条件等により積上げを要する費用

(3) トンネル工事における呼吸用保護具の積算

トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。

上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）の合計額とする。

(注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。

## 8) 役 務 費

### (1) 積算方法

役務費として積算する内容は、次のとおりとする。

- a 土地の借上げ等に要する費用
- b 電力、用水等の基本料
- c 電力設備用工事負担金

### (2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

#### a 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地  $A = B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地  $A = B \times 0.05 \div 12$

A : 借地単価 (円/㎡/月)      B : 土地価格 (円/㎡)

※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用に係わる場合に適用する。

#### b 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

#### c 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

#### d 電力費

電力については発動発電機を用いることを基本としているが、商用電力を用いる場合は、担当課と協議すること。

#### e その他の注意事項

電力、用水等の使用料については、直接工事費として計上するものとする。

## 9) 技術管理費

### (1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- a 品質管理のための試験等に要する費用
- b 出来形管理のための測量等に要する費用
- c 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- d a から c に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

### (2) 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の a、b、c のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている項目に要する費用
- ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用
- ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定に要する費用
- ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- ⑩ PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- ⑪ トンネル工 (NATM) の計測 A に要する費用
- ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用 (現場溶接部の検査費用を含む)
- ⑭ 施工管理で使用する OA 機器の費用
- ⑮ 品質証明に係る費用 (品質証明費)
- ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

#### イ 特殊な品質管理に要する費用

- ・土質等試験 : 品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査 : 平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

#### ロ 現場条件等により積上げを要する費用

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル (NATM) の計測 B に要する費用
- ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器 (鉄筋探査等) を用いた調査に要する費用
- ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

#### ハ その他、前記イ、ロに含まれない項目で特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

## 10) 営繕費

(1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- a 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- b 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- c 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- d 労働者の輸送に要する費用
- e 上記 a b cに係る土地・建物の借上げに要する費用
- f 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- g a～fに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の a、b、c、d、e、f とする。

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

a 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

① 監督員詰所

- ・設置撤去する場合  $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 $E_k$ ：監督員詰所に係る営繕費

( $E_k$ には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A：建物面積 (㎡)

(建物面積は人員2名までは25㎡を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することができる。)

M：月数(必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、第1位とする。)

t：次の項目に要する費用

イ 備品(机、いす、黒板、温度計、書籍、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット)に要する費用

備品は損料として13,800円/月を計上する。

ロ その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

2. 上記の $E_k$ については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管(線)と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することができる。

4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

② 火薬庫類

イ 火薬庫類の計上区分

(a) 大規模工事（1工事の火薬使用量が、20t以上の工事）

表3.16 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t庫 5.0㎡
火工品庫	鋼製移動式 1t庫 3.2㎡
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡
火 工 所	組立テント式 1.9㎡

(注) 各都道府県等の条例、現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b) 小規模工事（大規模以外の工事）

表3.17 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡	1日の使用量が25kg以下の場合には計上しない。
火 工 所	組立テント式 1.9㎡	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合、又は各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

ロ 火薬庫類の営繕損料

表3.18 1現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料（2年以下一律）(円)
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t庫 5.0㎡	620,000
火工品庫	鋼製移動式 1t庫 3.2㎡	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9㎡	54,000

(注) 1. 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は下記のとおりとする。

① 2年を超え4年以下の場合は、上表損料の40%増とする。

② 4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。

2. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入防止柵、警報装置等の費用を含む。

ハ 保安管理費

火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

$$\text{保安管理費} = \text{火薬庫類設置期間（月）} \times 30 \text{日} / \text{月} \times \text{普通作業員単価（昼間単価）}$$

(注) 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。

ニ 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は別途計上することが出来る。

b その他、現場条件等により積上げを要する費用

### 3-3 現場管理費

#### 1) 現場管理費の項目及び内容

##### (1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- e 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

##### (2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

##### (3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

##### (4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

##### (5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

##### (6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

##### (7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

##### (8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

##### (9) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

##### (10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

##### (11) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

##### (12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費  
ただし、臨時にして巨額なものは除く。

##### (13) 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

##### (14) 工事登録等に要する費用

工事実績等の登録に要する費用



(15) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金含む。）

(16) 公共事業労務費調査に要する費用

(17) 雑費

(1)から(16)までに属さない諸費用

2) 現場管理費の算定

- (1) 現場管理費は別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「3-2 共通仮設費 2) 算定方法(1)率計算による部分のd」及び「3-2 共通仮設費 2) 算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- (2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。  
(3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

3) 現場管理費率の補正

- (1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することができる。ただし重複する場合は、最高2%とする。

a 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- ① 積雪寒冷地域の範囲・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。  
② 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施 工 時 期	適 用 地 域	備 考
1 1 月 1 日～3 月 3 1 日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
1 2 月 1 日～3 月 3 1 日	上記以外の地域	

- ③ 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。  
④ 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正率（％）} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日（11月1日～3月31日）までの工事期間}}{\text{工 期}}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

表3.19 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 〃	1.60
3 〃	1.40
4 〃	1.20

- (注) 1. 冬期率は小数点3位を四捨五入して第2位とする。  
 2. 補正率は小数点3位を四捨五入して第2位とする。  
 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

b 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

(2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正

- a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、下表の適用条件に該当する場合において別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

施工区分	諸経費区分	対 象	補正係数	適用優先
大都市	鋼橋架設工事 道路維持工事 舗装工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
市街地-1	道路維持工事 舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
その他の地域-1	道路維持工事 舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
市街地-2	道路維持工事、 舗装工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
その他の地域-2	道路維持工事、 舗装工事以外の工種	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		

注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

(3) その他

- a 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記(1)及び(2)の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。  
 b 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

4) 支給品の取扱い

- (1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

- (1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まれない。
- (2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の市場価格又は類似品価格とする。

6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。

- (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- (2) 上下水道料金
- (3) 有料道路利用料

表3.21

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

7) 現場管理費の計算

(1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × { (現場管理费率 × 補正係数) + 補正值 }

対象純工事費 : 純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理费率は、別表第1 (第1表～第4表) による。

補正係数は、3) (2) 施工地域を考慮した現場管理费率の補正による。

補正值は、3) (1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理费率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理费率 $J_0$ の端数処理後に係数を乗じて、小数点第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第1

現場管理費率標準値

第1表

対象純工事費 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13

(注) 基礎地盤から提頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象純工事費 適用区分等 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

第3表

対象純工事費 適用区分等 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第4表

対象純工事費 適用区分等 工種区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下 記 の 率 と す る	(3)の算定式により算出された 率とする。 ただし、変数値は下記による。		下 記 の 率 と す る
		A	b	
ト ン ネ ル 工 事	45.56	189.4	-0.0884	28.52

(3) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 $J_o$  : 現場管理費率 (%)

$N_p$  : 純工事費 (円)

A、b : 変数値

(注) 1.  $J_o$ の値は、小数点第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする純工事費については、「3-2 共通仮設費 2) 算定方法(1)率計算による部分のd」及び「3-2 共通仮設費 2) 算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

#### 4. 一般管理費等

##### 4-1 一般管理費等

###### 1) 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬  
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当  
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金  
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費  
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費  
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費  
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費  
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費  
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費  
電力、水道、ガス等の費用
- (10) 調査研究費  
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費  
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費  
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃  
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費  
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却  
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却  
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課  
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料  
火災保険及びその他の損害保険料

(20) 契約保証費

契約の保証に必要な費用

(21) 雑費

電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2) 付加利益

(1) 法人税、都道府県税、市町村民税等

(2) 株主配当金

(3) 役員賞与（損金算入分を除く）

(4) 内部留保金

(5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3) 一般管理費等の算定

一般管理費等は1)及び2)の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費＝工事原価×一般管理費等率（Gp）

ただし、鋼橋工事において詳細設計を含んで発注する場合は当該設計に係る費用のうち直接経費及び設計間接費は一般管理費等の対象額とはしない。

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「3 間接工事費 3-2 共通仮設費 2) 算定方法(1) 率計算による部分のd」及び「3 間接工事費 3-2 共通仮設費 2) 算定方法(5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4) 一般管理費等率の補正

(1) 前払い金支出、工期の相違による取扱い

前払い金の有無、工期により別表第2に定める補正係数を別表第1により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(2) 契約保証に係る一般管理費等率の補正

a 補正值

補正值は保証の方法により別表第3に示すとおりとする。

b 補正方法

前払金支払割合等の相違による補正までを行なった値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

c 積算への計上

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）

自社製品であっても他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1 一般管理費等率

工 事 原 価	500万円以下	500万円を越え30億円以下	30億円を越えるもの
一般管理費等率	23.57%	算定式により算出された率	9.74%

※鋼橋工事において詳細設計を含んで発注する場合は、当該設計に係る費用のうち直接経費及び設計間接費を工事原価から控除する。

算定式

$$G_p = -4.97802 \times \text{Log}(C_p) + 56.92101 (\%)$$

ただし、 $G_p$ ：一般管理費等率 (%)

$C_p$ ：工事原価 (円)

(注) 1.  $G_p$ の値は、小数点第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「3間接工事費3-2共通仮設費2)算定方法(1)率計算による部分のd」及び「3間接工事費3-2共通仮設費2)算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費の補正

前払金支出割合区分	前払無	前払有
補正係数	1.05	1.00

別表第1で求めた一般管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正值

保 証 の 方 法	補正值
①発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%加算
②発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%加算
③その他の場合	補正しない

※公社においては①か③であるが、「名古屋高速道路公社会計規程第76条第2項第3号の規定に基づく契約保証金の免除について」(平成18年通達第14号)により契約保証金を免除するものは以下のとおりである。

1. 1,000万円以下の工事請負契約
2. 工事請負契約で単価契約に係るもの
3. 設計、測量、建設コンサルタント等の業務委託契約
4. 物品購入契約等(物品の購入、借入れ、売払い、印刷、修理、運送、保管等及び広報広告、清掃その他の業務の請負又は委託)

4-2 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。



5. 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

5-1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1) 随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。

(1) 調整対象となる工事

- a 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
- b 繰越、国債工事の取扱い

現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書（見積書）提出期限日の年月とし、現工事の落札率（合意率）を考慮するものとする。

(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

a 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

b 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

- ① 共通仮設費・現場管理費については調整しない。
- ② 一般管理費等については調整する。

c 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。

(4) 高速道路工事に関連街路工事を追加する場合又は関連街路工事に高速工事を追加する場合の調整計算の方法については別途担当部課と協議すること。

2) 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

(2) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

a 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費 (調整計算額)

B : 現工事の共通仮設費対象額

D : 合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$  : Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$  : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

- b 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費 (調整計算額)

B : 現工事の対象額

C : 当該追加工事の対象額

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$  : Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{1}$  : Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$$

$S r \textcircled{1}$  : (B + C) に相当する主たる工種の補正係数

$S r \textcircled{2}$  : Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r \textcircled{3}$  : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta \textcircled{2} \cdot S r \textcircled{2}$  : Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{2}$  : Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

#### (4) 現場環境改善費

- a 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

- b 調整計算の方法 (率計算部分)

①現工事及び追加工事とも現場環境改善費の対象工事の場合

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の現場環境改善費 (調整計算額)

B : 現工事の現場環境改善費対象額

D : 合算工事の現場環境改善費対象額

$\gamma 1$  : Dに相当する現場環境改善費率

$\gamma 2$  : Bに相当する現工事の現場環境改善費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

②追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

### 3) 現場管理費の調整計算の方法

- (1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。
- (2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。
- (3) 調整の一般式は次のとおりとする。

a 現工事、当該追加工事とも補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1$  : Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$  : Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

b 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$  : 当該追加工事の現場管理費補正率

c 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$  : 現工事の現場管理費補正率

d 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A = \{ D \times (\beta 1 + \gamma 3) \} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$  : Dに相当する現場管理費補正率

B、Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(4) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B : 現工事の純工事費

C：当該追加工事の調整後の純工事費

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$ ：当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は0%とする。）

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

#### 4) 一般管理費等の調整計算の方法

現工事と追加追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費等を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等（調整計算額）

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する現工事の一般管理費等率

$\beta$ ：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

#### 5) 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。（調整計算額と単独計算額の比較は行わない。）

5-2 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1) 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の共通仮設費対象額

D : 合算工事の共通仮設費対象費

$\gamma 1$  : Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$  : Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、5-1 2) に準拠するものとする。

2) 現場管理費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の純工事費

$\beta 1$  : Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$  : Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは、補正係数が適用されている工事においては、5-1 2) に準拠するものとする。

3) 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1$  : Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$  : Bに相当する改正基準による一般管理費等率

$\beta$  : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$  : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$  : 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 6. 建設機械運転労務等

### 6-1 建設機械運転労務

#### 1) 適用職種

建設機械の運転・操作にかかわる職種区分は、次表を標準とする。

表6.1 適用職種

職 種	適 用 建 設 機 械
運転手（特殊）	特殊免許、資格等を必要とする建設機械
運転手（一般）	上記以外で、公道を走行する建設機械
特殊作業員	上記以外で、公道を走行できない建設機械

#### 2) 労務歩掛

##### (1) 運転手の労務歩掛

機械運転1時間当り労務歩掛は、次式による。

$$\text{歩掛} = \frac{1}{T} \text{ (人/h)} \dots\dots\dots\text{式6.1}$$

- (注) 1. Tは運転日当り運転時間で請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。  
なお、Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。
2. 運転日当り運転時間(T)は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当り労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

### 6-2 原動機燃料消費量

#### 1) 適用範囲

本資料は、建設工事に使用する建設機械等の燃料消費量の算出に適用する。

#### 2) 燃料消費量

##### (1) 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は、請負工事機械経費積算要領による建設機械等損料算定表の種類、規格の機関出力と次に示す時間当り燃料消費率を乗じて求める。

$$\text{時間当り燃料消費量} = \text{機関出力} \times \text{時間当り燃料消費率}$$

- (注) 1. 時間当り燃料消費量の数値は、有効数字の第3位以下を四捨五入し、有効数字2桁とする。
2. 走行用エンジン及び作業用エンジンの双方を有する機械は、双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。
3. ディーゼルパイルハンマの燃料消費率は、単位が(ℓ/h-t) (t:ラム質量)なので、機関出力に替えてラム質量を乗ずる。

##### (2) 時間当り燃料消費率

時間当り燃料消費率(日常保守点検等に必要の油脂類及び消耗品等を含む)は、次表を標準とする。

表6.2 運転1時間当り燃料消費率

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要	
1	ブルドーザ		0.144		
2	リッパ装置付ブルドーザ				
3	小型バックホウ				
4	バックホウ				
5	クラムシエル				
6	クローラローダ(トラクタショベル)				
7	ホイールローダ(トラクタショベル)				
8	バックホウ(クローラ型)	ディーゼル/電気ハイブリット型	0.124		
9	ダンプトラック	オフロード(建設専用)	0.088	15t以上	
10	ダンプトラック	オンロード	0.040	クレーン装置付を含む	
11	トラック				
12	トレーラ		0.075		
13	不整地運搬車	クローラ型	0.114		
14	クローラクレーン		0.076		
15	トラッククレーン	リフト型・油圧伸縮リフト型	0.045	オールテレーンクレーン含む	
16	ラフテレーンクレーン		0.075		
17	ディーゼルパイルハンマ		7.648ℓ/h-t	tはラム質量	
18	パイプロハンマ	電動式	E 0.305kWh/kW		
		油圧式・可変式	0.262		
19	杭打機(ベースマシン)		0.088		
20	杭打ち用ウォータジェット		0.192		
21	油圧ハンマ		0.181		
22	油圧式杭圧入引抜機		0.123		
23	アースオーガ中掘式		0.088	ベースマシン	
24	クローラ式アースオーガ		E 0.436kWh/kW	装置	
25	粉体噴射攪拌機	二軸式			
		単軸式			E 0.305kWh/kW
		改良材供給機	E 0.533kWh/kW		
26	オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式)	0.181		
		2エンジン(クローラ式)	0.093		
		スキッド式	0.088		
27	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560kWh/kW		
28	グラウトポンプ		0.207		
29	グラウトミキサ		E 0.613kWh/kW		
30	ボーリングマシン		0.151		
			E 0.429kWh/kW		
31	ドリルジャンボ	レール式	0.177		
		クローラ式	E 0.415kWh/kW		
		ホイール式			
32	自由断面トンネル掘削機		E 0.429kWh/kW		
33	NA TM機器集じん器		E 0.700kWh/kW		
34	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466kWh/kW		
35	吹付ロボット				
36	モータグレーダ		0.112	ヒータプレーナ装着型を含む	
37	スタビライザ		0.115		
38	ロードローラ		0.128		
39	タイヤローラ		0.098		
40	振動ローラ(舗装用)	ハンドガイド	0.266		
		搭乗式	0.184		
41	タンパ及びランマ		G 0.398		
42	振動コンパクト				
43	コンクリートプラント		E 0.495kWh/kW		
44	ベントナイトミキサ				
45	トラックミキサ		0.059		
46	コンクリートポンプ車		0.066		
47	アスファルトフィニッシャ		0.152	加熱用燃料は含まない	
48	ディストリビュータ		0.090		
49	コンクリートスプレッダ		0.122		
50	アグリゲートスプレッダ				

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
51	コンクリートフィニッシャ			
52	コンクリートレベラ			
53	フィニッシングスクリード			
54	コンクリートカッタ			
55	アスファルトエンジンスプレーヤ		G 0.227	
56	アスファルトカーバ			
57	路面切削機		0.166	
58	廃材積込機		0.218	
59	路上表層再生機			
60	路面安全溝切削機 (グルーピング機械)		0.142	
61	路面ヒータ (路上表層再生用)		0.160	
62	路面清掃車			
63	ガードレール清掃車		0.065	
64	トンネル清掃車			
65	側溝清掃車		0.054	
66	排水管清掃車			
67	散水車		0.037	
68	高所作業車			
69	ガードレール支柱打込機		0.051	
70	草刈車	路肩カッタ付	0.073	
71	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.159 E 0.595kWh/kW	トンネル工事は別途
72	ブロー送風機 (ファン)		0.156 E 0.681KWh/KW	軸流ファン「反転軸流式・可変風量型」 は除く
73	軸流ファン	反転軸流式・可変風量型	E 0.571KWh/KW	
74	ポンプ		0.323	
75	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900kWh/kW	
76	工事用水中モータポンプ (潜水ポンプ)		E 0.584KWh/KW	
77	サンドポンプ			
78	発動発電機		0.123 G 0.431	
79	ウインチ		0.108 E 0.305kWh/kW	
80	電気溶接機		0.226 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による
81	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560kWh/kW	
82	モルタル吹付機		0.191	
83	作業車		0.039	
84	ライトバン	二輪駆動 四輪駆動	0.049 G 0.049	
85	中小型トラック			
86	マイクロバス		0.064 G 0.071	
87	草刈機	肩掛式 遠隔操縦式 ハンドガイド式	G 0.500 0.209 0.184 G 0.354	
88	集草機	ハンドガイド式	0.178 G 0.354	
89	動力噴霧機		0.261 G 0.266	
90	コンクリートバイブレータ		G 0.295 E 0.540kWh/kW	
91	照明機	可搬式	0.638	
92	トラクタ	ホイール式	0.120	
93	ポンプ式浚渫船		重油 0.381	



No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
94	引船		重油 0.252	
95	除雪ドーザ	ホイール	0.150	
96	除雪グレーダ			
97	除雪トラック			0.073
98	小型除雪機	ハンドガイド	0.193 G 0.356	
99	ロータリ除雪車	30～180kW級	0.142	
		220～440kW級	0.118	
100	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.092	
101	凍結防止剤散布装置		0.090	
102	凍結防止剤散布車		0.060	
103	レーキドーザ		0.175	
104	トラクタ	クローラ式		
105	スクレープドーザ			
106	タイヤドーザ			
107	モータスクレーパ		0.163	
108	泥上掘削機		0.175	
109	トレンチャ		0.152	
110	ダンプトラック	ガソリン	G 0.071	
111	不整地運搬車	ホイール型	0.165	
112	タワークレーン		0.101 E 0.305kWh/kW	
113	ジブクレーン		E 0.305kWh/kW	
114	工事用エレベータ			
115	簡易ケーブルクレーン		0.108	
116	フォークリフト		0.037	
117	クローラ式サンドパイル打機		0.085	ベースマシン
118	トラック式アースオーガ		0.053	
119	ラフレックレン装着式アースオーガ		0.103	
120	アースドリル掘削機		0.093	
121	汚泥吸排車		0.055	
122	ニューマチックケーソン施工機器 (潜函用ショベル)		E 0.600kWh/kW	
123	クーリングタワー		E 0.700kWh/kW	
124	インナーバイブレータ	自走式	0.122	
125	コンクリートミキサ		E 0.495kWh/kW	
126	法面締固め機		0.167	
127	チップスプレッダ		0.127	
128	アスファルトクッカ		0.164	
129	コンクリート横取機		0.293	
130	振動目地切機		G 0.233	
131	区画線消去機	ハンドガイド式		
132	ラインマーカ	ペイント・ハンドガイド	0.068	
		溶融・自走式 ペイント・車載式		
133	溶解槽			
134	排水性舗装機能回復車		0.063	
135	遮光性遮音壁清掃車		0.040	
136	歩道清掃車		0.040	
137	排水管清掃車	CNG	C 0.043m <sup>3</sup> /kW-h	
138	小型多段遠心ポンプ		E 0.900kWh/kW	
139	真空ポンプ		E 0.827kWh/kW	
140	両端固定式ケーブルクレーン		0.108	
141	油圧ジャッキ		E 0.533kWh/kW	
142	コンクリート吹付機		E 0.410kWh/kW	
143	種子吹付機		0.191	
144	エンジン付ミキサ		G 0.162	
145	工事用高圧洗浄機		E 0.900kWh/Kw	
			G 0.255	
146	薬剤散布機		G 0.103	
147	切断機		E 0.305kWh/kW	

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
148	草結束機		G 0.515	
149	木材破砕機		0.191	
150	自走式破砕機			
151	チェーンソー		G 0.38 ℓ/h	左記は時間当り燃料消費量である
152	ポンプ浚渫船		E 1.217kWh/kW	
153	除雪ドーザ	クローラ	0.166	
154	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88kW型 ベースマシン (除雪ドーザ)

(注) G : ガソリン E : 電力 C : 圧縮天然ガス 印のないものは軽油である。

表6.4 標準運転時間及び運転日当り燃料消費量

工 種 名	機 械 名	消 費 量
トンネル (NATM) 及び 小断面トンネル (NATM)	セメントサイロ [鋼製溶接構造] 容量30t 排出能力20t/h	E 8.0KWh

### 6-3 機械運転単価表

本資料は、各工種に使用する機械のうち、標準的な機種について単価表を示したものであり、各工種の単価表欄の指定に基づき作成する。

1) 各工種の中で特に指定しない場合は、次による。

- (1) 労務歩掛は「6-1 建設機械運転労務」による。
- (2) 主燃料の種類及び数量、油脂類は「6-2 原動機燃料消費量」による。

2) 各機種、規格ごとに次の事項を記入する。

- (1) 表題には、機械名を記入する。
- (2) 燃料費の規格欄には、燃料の種類を記入する。
- (3) 機械損料の規格欄には、機械の規格を記入する。

3) 単価表

(1) 機-1 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		6-1 建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
計				

(2) 機-2 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		6-1 建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
計				

(3) 機-3 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		6-1 建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1 ( )		h	1	
機 械 損 料 2 ( )		〃	1	
計				

(注) 機械損料の ( ) 内には、機械名を記入する。

## (4) 機-4 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		6-1 建設機械運転労務による
( 電 力 )		kWh		
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

## (5) 機-5 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		6-1 建設機械運転労務による
( 電 力 )		kWh		
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1 ( )		h	1	
機 械 損 料 2 ( )		"	1	
計				

- (注)1. 機械損料の( )内には、機械名を記入する。  
2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

## (6) 機-6 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 一 般 )		人		6-1 建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
計				

## (7) 機-7 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 一 般 )		人		6-1 建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		"	1	
計				

## (8) 機-8 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
計				

## (9) 機-9 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1/T	
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) T：運転日当り運転時間

## (10) 機-10 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
計				

## (11) 機-11 運転1時間又は1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
( ) 船員		人		
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料				
計				

(注) ( ) 内は船員の種別を記入する。

## (12) 機-12 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

## (13) 機-13 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		6-2 原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

## (14) 機-14 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
( 電 力 )		kWh		
機 械 損 料		日	1	
計				

- (注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。  
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

## (15) 機-15 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
( 電 力 )		kWh		
機 械 損 料		h	1	
計				

- (注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。  
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

## (16) 機-16 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
計				

- (注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

## (17) 機-17 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		施工歩掛による
機 械 損 料		h	1	
計				

- (注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

## (18) 機-18 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

## (19) 機-19 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 一 般 )		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

## (20) 機-20 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		
( 電 力 )		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1 ( )		供用日		
機 械 損 料 2 ( )		供用日		
計				

- (注) 1. 機械損料の( )内には、機械名を記入する。  
2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

## (21) 機-21 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		
( 電 力 )		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

- (注) 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

## (22) 機-22 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 一 般 )		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
損 耗 費		供用日		
計				

## (23) 機-23 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

## (24) 機-24 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

- (注) 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

## (25) 機-25 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
( 電 力 )		kWh		
機 械 損 料		供用日		
計				

- (注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。  
2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

## (26) 機-26 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		人		
燃 料 費		0		
機 械 損 料		供用日		
計				

## (27) 機-27 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		0		
賃 料		日	1	
計				

- (注) 運転歩掛は賃料に含まれている。

## (28) 機-28 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 特 殊 )		人		
燃 料 費		0		
賃 料		供用日		
計				

## (29) 機-29 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 ( 一 般 )		人		
燃 料 費		0		
賃 料		供用日		
計				

## (30) 機-30 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
( 電 力 )		kWh		
賃 料		供用日		
計				

- (注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。  
2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。



(31) 機-31 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
計				

(32) 機-32 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日	1.4	
損 耗 費		供用日	1.4	
計				

## 6-4 一般事項

### 1) 建設機械運転労務

運転手の労務歩掛の考え方

- (1) 運転手は通年雇用的な常用とみなす。
- (2) 1人工は実働8時間とする。

### 2) 指定事項における運転労務数量について

各工種における当該機械毎の機械運転単価表において、指定事項に運転労務数量が指定されている場合は、これによるものとする。

指定事項において運転労務数量が指定されていない場合は、6-1 建設機械運転労務によるものとする。

### 3) 運転日当り運転時間 (T)

- (1) 作業が標準状態である場合、運転日当り運転時間 (T) は建設機械等損料算定表に示す年間標準運転時間、年間標準運転日数等より算出した値を使用する。  
ただし、各工種における当該機械毎に運転労務数量が指定されている場合は、これによる。
- (2) 工事の施工に特別な条件がない場合、作業は標準状態とみなす。
- (3) 積上げで求めた運転日当り運転時間 (T) と標準時間 (To) の差がToに対し±20%未満の場合は、標準状態とみなし、標準Toを使用することができる。
- (4) 設計変更その他不可抗力等により、当初の契約条件を変更するため運転日当り運転時間 (T) が著しく変更する場合 (±20%以上の場合) は、運転日当り運転時間 (T) を変更する。
- (5) 運転日当り運転時間 (T) が4時間未満の場合、歩掛は全てT=4時間で積算し同一運転手による他の機械の運転等を考慮する。又運転日当り運転時間 (T) が7時間を超える場合も歩掛はすべてT=7時間で積算し、場合によっては2シフト制を考慮する。
- (6) 運転日当り運転時間 (T) は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当り労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

### 4) 運転手を計上する機械

道路交通法に定める運転免許が必要な建設機械並びにこれと同等の機械(フィニッシャ、アスファルトプラント等)とする。

運転手を計上する条件を運転手(特殊)及び運転手(一般)と分類してその各々の内容を次のとおりとする。

#### (1) 運転手(特殊)

重機械(道路交通法第84条に規程する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの。)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。

#### (2) 運転手(一般)

道路交通法第84条に規程する運転免許(大型免許、中型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。

#### (3) 特殊作業員としての取扱い

軽機械(道路交通法第84条に規程する運転免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。)を運転または操作して行う作業。

### 5) 運転手職種別の対象機械

運転手職種別の対象機械は、表6.5のとおりとする。

6) 歩掛について

(1) 損料との関係

1) 機械の供用日数、運転時間の定義等についてはすべて「請負工事機械経費積算要領」によるものとする。

2) 時間当り損料 労務歩掛積算要領表(表6.6)

表6.5 運転労務適用職種一覧

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ブルドーザ	1 t	—			○	
	3 t 以上	—	○			
	リッパ装置付	—	○			
レーキドーザ	3 t 級未満	—			○	
タイヤドーザ	3 t 級以上	—	○			
トラクタ	クローラ	3 t 級未満	—			○
		3 t 級以上	—	○		
	ホイール	—	3 t 未満		○	
		—	3 t 以上	○		
スクレープドーザ スクレーパ モータスクレーパ	各 種	—	○			
バックホリ、クラムシェル ドラグライン	機 械 式		3 t 以上	○		
	クローラ	山積0.08m <sup>3</sup> 級以下 (平積0.06m <sup>3</sup> )	—			○
		山積0.11m <sup>3</sup> 級以上 (平積0.08m <sup>3</sup> )	—	○		
	ホイール	0.28m <sup>3</sup> 級以上 (平積0.2m <sup>3</sup> )	—	○		
クローラローダ (トラクタショベル)		山積0.25m <sup>3</sup> 級以下	—			○
		山積0.4m <sup>3</sup> 級以上	—	○		
ホイールローダ (トラクタショベル)		山積0.4m <sup>3</sup> 級以下	—		○	
		山積0.5m <sup>3</sup> 級以上	—	○		
クローラクレーン	1 t 吊未満		—			○
	1 t 吊以上		—	○		
トラッククレーン ラフテレーンクレーン	1 t 吊未満		—		○	
	1 t 吊以上		—	○		
モータグレーダ	各 種	—	○			
サンドパイル打機	パイプロ式	—	○			
クローラ杭打機	ブーム式		—	○		
	直結式		—	○		
路面清掃車	ブラシ式フロントリフトダンプ		—	○		
	上記以外		—		○	
トラック式アースオーガ	各 種	—	○			
大型ブレーカ	〃	—	○			バックホウ架装
散水車	〃	—		○		
側溝清掃車	〃	—		○		
排水管清掃車	〃	—		○		
ガードレール清掃車	ブラシ式	—		○		
トンネル清掃車	〃	—		○		
トラック	普通	—		○		
	クレーン装置付 1 t 吊未満 クレーン装置付 1 t 吊以上	—	○			
ダンプトラック	オンロード		—		○	
	オフロード(建設専用)		—		○	

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
不 整 地 運 搬 車	積載質量1 t未満	—			○	
	積載質量1 t以上	—	○			
水陸両用運搬車(泥上車)	各 種	—	○			
作 業 車	各 種 (クレーン装置付1t吊以上を除く)	—		○		クレーン装置付1 t吊以上の機種で あって、クレーンを 使用しない場合は、 運転手(一般)のみ 計上
	各 種 (クレーン装置付1t吊以上)	—	○			
高 所 作 業 車	作業床高10m未満	—		○		
	作業床高10m以上	—	○			
コンクリートポンプ車	配 管 式	—	○			
	ブ ーム 式	—	○			
ラ イ ン マ ー カ	自 走 式	—		○		
	車 載 式	—		○		
ロ ー ド ロ ー ラ	マカダム	—	○			
	タンDEM	—	○			
タ イ ヤ ロ ー ラ	各 種	—	○			
振 動 ロ ー ラ	自走式2.5~2.8 t以下	—			○	
	〃 3.0~5.0 t以上	—	○			
コンクリートフィニッシャ	3.0~4.5m以上	—	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	—	○			
コンクリートレベラー	3.0~7.5m	—	○			
アスファルトフィニッシャ	各 種	—	○			
アスファルトプラント	〃	—	○			
アスファルトディストリビュータ	〃	—		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	—		○		
ス タ ビ ラ イ ザ	路上混合自走式各種	—	○			
ト レ ン チ ャ	自 走 式	3 t 未満			○	
	〃	3 t 以上	○			
アジテータトラック (トラックミキサ)	各 種	—		○		
ヒ ー タ プ レ ー ナ		—	○			
路 面 切 削 機	クローラ式・ホイール式	—	○			
マ イ ク ロ バ ス		—		○		
ラ イ ト バ ン		—		○		
ウ イ ン チ	5 t 吊 未 満	—			○	
	5 t 吊 以 上	—	○			
草 刈 車	大型自走式(履帯式)	—			○	
草 刈 機	肩掛式・ハンドガイド式	—			○	

表6.6 時間当り損料 労務歩掛積算要領表

施 工 条 件	時間当り損料 (円/h)	労 務 歩 掛 (人/h)	摘 要
(1) 稼働状態が標準の場合	損料=損料表(13)欄	$4 \leq T \leq 7$ ではT $T < 4$ の場合は $T = 4$ $7 < T$ の場合は $T = 7$ として、標準歩掛の式6.1による。	Tは機種により一定 $T = \frac{\text{損料表(3)欄}}{\text{損料表(4)欄}}$
(2) 稼働状態が標準と異なる場合	損料=損料表(9)欄 +損料表(11)欄/t t : 供用日当り運転時間 (積上げにて積算) 小数第2位を四捨五入 して小数第1位止め	(1)に同じ	$4 \leq T \leq 7$ では損料T と歩掛Tは一致する $T < 4$ 、 $7 < T$ では損 料Tと歩掛は一致しな い
(3) 特に作業条件が標準と異なる場合 (ハードワーク等)	損料=損料表(9)欄 $\times (1 \pm \alpha)$ 損料表 +(11)欄/t	(1)に同じ	算定表の割増率を使用
(4) 積雪寒冷地で使用する 場合	損料=損料表(9)欄 +損料表(11)欄 $\times \beta / t$	(1)に同じ	算定表の割増率を使用

## 7. その他

### 7-1 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

#### 1) 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

(1) 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

##### a. 時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯

以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

##### b. 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

##### c. 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

##### ① 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

##### ② 補正割増し係数

表7.1

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

(注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上7時間/日以下をいう。

##### ③ 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

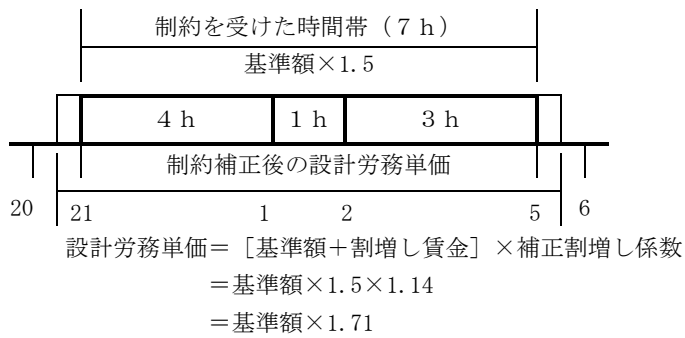
イ 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例－1、例－2）

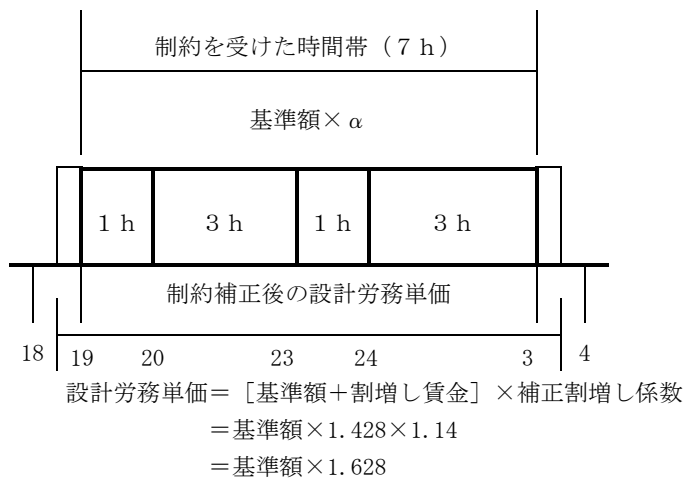
設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数

(例－1) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



ただし、割増し賃金 = 基準額 × 0.5

(例－2) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



ただし、α = 割増し率

$$= (1 \text{ h} \times 1.0 + 6 \text{ h} \times 1.5) / 7 \text{ h}$$

$$= 1.428$$

割増し賃金 = 基準額 × 0.428

ハ 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

d. 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第65号）〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

e. 工期の算定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

## 7-2 土木請負工事における現場環境改善費の積算

### 1) 土木請負工事における現場環境改善費の積算

#### (1) 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

#### (2) 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

#### (3) 積算方法

必要内容に応じ積上げ計上を行う。

## 7-3 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

### 1) 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

#### (1) 増加費用の考え方

##### a. 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

##### b. 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延期等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

##### ① 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

##### ② 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

##### ③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

##### ④ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

##### ⑤ 工期短縮を行った場合の費用

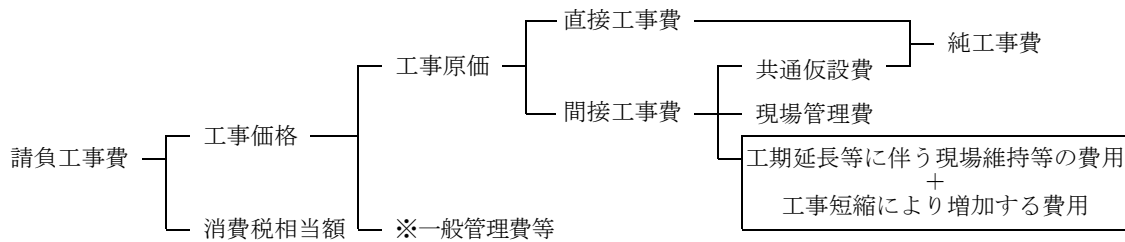
工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。



(2) 増加費用の算定

a. 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※ 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

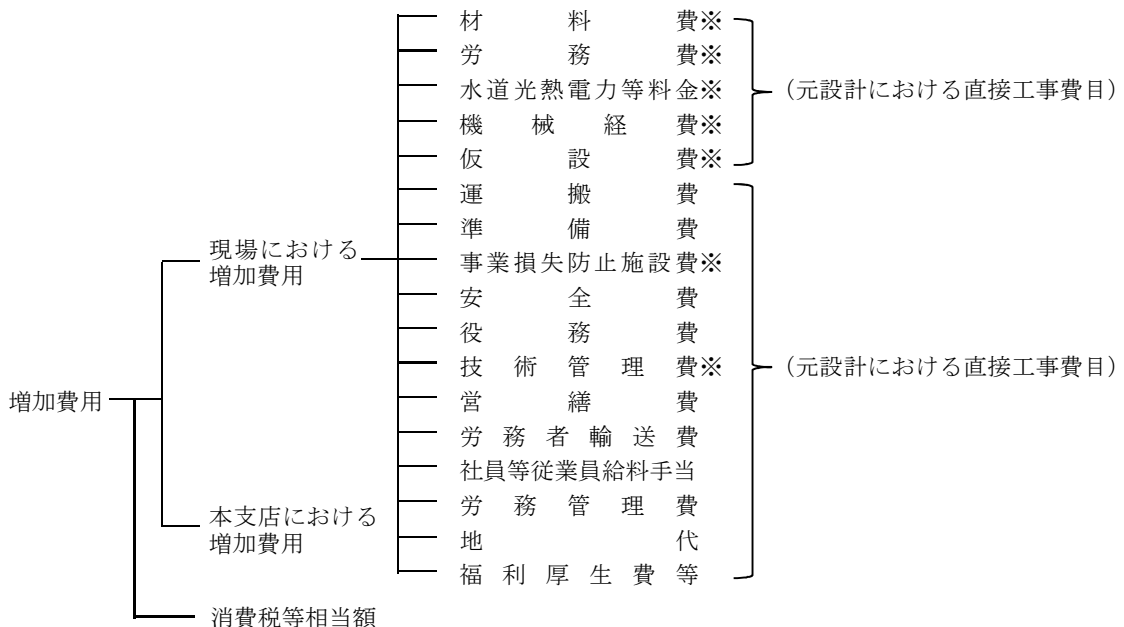
(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算出することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

b. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

① 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

イ 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

ロ 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(a) 現場における増加費用

(イ) 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

⑤ 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

⑥ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

(ロ) 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

(ハ) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(ニ) 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用

(ホ) 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(ヘ) 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(ト) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片

付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(チ) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(リ) 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(ヌ) 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

(ル) 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

(ロ) 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(ワ) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(カ) 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

(コ) 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期

間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）  
（通勤者も含む。）とする。

⑤ 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するた  
に必要な費用

(タ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている  
地代の工期延長等期間の費用

(レ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管  
理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

(b) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(c) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

② 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

dg : 工期延長等に係る現場経費率（%、小数第4位四捨五入3位止め）  
（b①ロに示す率項目）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

$\alpha$  : 積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）  
（b①イに示す積上げ項目）

イ 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg : 工期延長等に伴い増加する現場経費率（%、小数第4位四捨五入3位止め）  
（前記b①ロに示す率項目）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）  
ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A :

B :

a : 工種毎に決まる係数（別表-1）

b :

別表－1

工種区分	係数 A				係数 B				係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市	市街地	その他 地域	一般交通 影響無し	大都市	市街地	その他 地域		
河川工事	1901.4	—	2104.1	2116.7	-0.3284	—	-0.3280	-0.3275	13.3999	0.1615
河川・道路構造物 工事	410.4	—	452.4	453.5	-0.2019	—	-0.2012	-0.2004	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	561.8	550.7	-0.2306	—	-0.2280	-0.2255	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	87.0	87.2	-0.0714	—	-0.0706	-0.0698	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5819.2	5307.1	5307.1	-0.3805	-0.3793	-0.3796	-0.3796	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	—	1399.1	1436.8	-0.2884	—	-0.2895	-0.2907	0.5348	0.3394
舗装工事	923.0	1331.5	1254.4	1162.5	-0.2725	-0.2837	-0.2801	-0.2807	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	—	241.0	247.5	-0.1455	—	-0.1468	-0.1480	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	—	354.7	363.9	-0.1833	—	-0.1843	-0.1852	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	1253.2	1331.2	-0.2619	—	-0.2652	-0.2685	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等 工事	275.1	—	295.3	288.4	-0.1797	—	-0.1767	-0.1738	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	363.4	363.7	333.4	-0.1653	-0.1628	-0.1636	-0.1634	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	697.9	697.2	-0.2406	—	-0.2399	-0.2391	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	133.3	116.7	119.9	-0.0941	-0.0975	-0.0954	-0.0966	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	333.1	308.7	306.7	-0.1811	-0.1770	-0.1796	-0.1781	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	412.8	422.5	-0.1891	—	-0.1904	-0.1916	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	—	711.5	715.1	-0.2235	—	-0.2232	-0.2229	13.5714	0.1739
電線共同溝工事	266.2	320.4	320.0	293.4	-0.1540	-0.1510	-0.1520	-0.1518	0.0035	0.6165
情報ボックス工 事	1338.5	—	1498.7	1523.7	-0.2880	—	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bにおける施工地域区分は、「3－3現場管理費3)現場管理費率の補正」によるものとする。

#### 7－4 設計費の扱い

工事の中に設計を含めて積算する場合の設計費の扱いは次のとおりとする。

##### 1) 直接人件費

設計業務積算基準により算出する。

##### 2) 直接経費

設計業務積算基準により算出する。

##### 3) その他原価及び一般管理費等

設計業務積算基準により算出する。

## 7-5 現場環境改善についての特記仕様書記載例

工事現場の環境改善に係る設計図書は、下記を参考する。

### 1) [記載例]

#### 第〇〇条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とするものである。

よって、請負者は施行に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとする。

#### ① 仮設備

完成予想図の掲示板及び見学路等の設置を行うものとする。

(内容は別表-1のとおり)

#### ② 安全施設

工事標識・照明等安全施設のイメージアップを行うものとする。

(内容は別表-1のとおり)

#### ③ 営繕施設

現場事務所の外装のイメージアップ及びシャワー施設等の設置を行うものとする。

(内容は別表-1のとおり)

3. 現場環境改善については具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書に含めて提出するものとする。

### 2) その他

(1) 上記2の①～③に該当しない場合は、該当しない項目について削除する。

(2) 積上げ計上分については、設計図書に条件明示を行うものとする。ただし、契約前に〇〇施設の設置場所等が定まらず、現場環境改善について地域との調整が終了していない施設がある場合には、下記のように記載する。

#### [記載例]

〇〇施設については、施設の設置場所及びその内容に関して監督職員と協議し、地域とも調整の上決定するものとする。

(3) 以下の項目に係る現場環境改善を行うことについて、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。

#### a 作業服

#### b 営繕施設のうち、内装及びこれに類する設備

(4) 現場環境改善について、発注者は、請負者及び地域の意見を極力尊重するものとするが、社会通念上異常に高価なものについては適切な指導を行うものとする。

(5) 工事期間中は、各施策の効果、並びに問題点等の実態を把握するものとする。

(6) すでに一般化している現場環境改善内容となっていないか等を確認するものとする。

## 7-6 仮設材損料算定基準〔建設機械損料算定表〕

### 1) 建設用仮設材損料算定基準

- (1) この基準は、土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日付け建設省官技第34号）第2の請負工事費を構成する純工事費のうち、建設用仮設材（木製の仮設材を除く。以下「仮設材」という。）の損料の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。
- (2) この基準における用語の意義は、請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）第2に定めるものとする。
- (3) 仮設材の損料は、それぞれ次の算式により求めた額とする。

イ. 異形ブロック型枠の損料＝型枠1㎡当たり損料×延べ使用面積

ロ. イ. に掲げる仮設材以外の仮設材の損料  
＝供用1日当たり損料 × 供用日数 × 使用量  
＝基礎価格 ×  $\left( \frac{\text{償却費率} + \text{修理費及び損耗費率}}{\text{標準使用年数}} + \text{年間管理費率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$   
× 供用日数 × 使用数量

ハ. 前項に掲げる算式中の基礎価格、標準使用年数、供用1日当たり損料、年間標準供用日数、償却費率、年間管理費率、型枠1㎡当たり損料並びに修理費及び損耗費率は、過去の実績又は推定により適正に定めるものとする。

- (4) (3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる仮設材の供用1日当たり損料及び型枠1㎡当たり損料は、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができる。

イ. 北海道の地域で使用する仮設材 100分の115（異形ブロック型枠については100分の110）

ロ. 沖縄県の地域で使用する仮設材 100分の110

### 2) 建設用仮設材賃料積算基準

- (1) この基準は、請負工事の工事費積算に当たって建設用仮設材のうち賃貸仮設材の利用に係る費用（以下「賃料」という。）の積算について必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) この基準における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

イ. 市場単価 物価資料掲載価格又は見積りで、実勢の価格を反映したもの。

ロ. 供用日数 仮設材を工事現場に存置する日数（または月数）をいう。  
（または月数）

ハ. 使用回数 鋼矢板及びH形鋼は打込みから引抜き（山留用H形鋼については架設から解体）まで、覆工板にあつては、敷設から撤去までをそれぞれ1回として算定した数をいう。

- (3) イ. 建設用仮設材賃料の算定は次式により行うものとする。

(イ) 鋼矢板及びH形鋼の賃料＝（市場単価×供用日数＋1現場あたり修理費及び損耗費）×使用数量

(ロ) 覆工板の賃料＝（市場単価×供用月数＋1現場あたり修理費及び損耗費）×使用数量

(ハ) 異形ブロック型枠の賃料＝市場価格×延べ使用面積

(ニ) (イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる仮設材以外の仮設材の賃料＝（市場単価×供用月数＋1現場あたり整備費等）×使用数量

ロ. 前項(イ)又は(ロ)に掲げる算式中の1現場あたり修理費及び損耗費は賃貸取引市場における整備及び修理に必要な経費を適正に定めるものとする。また、前項(ニ)に掲げる算式中の1現場あたり整備費等は賃貸取引市場における簡易な整備作業等に必要な経費を適正に定めるものとする。

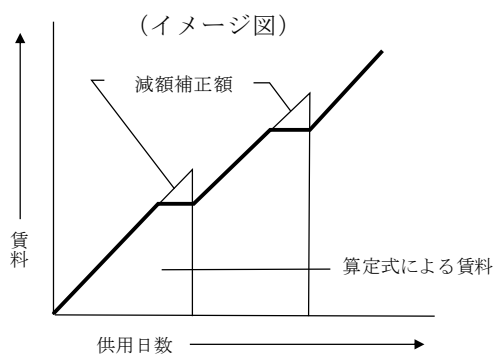
(4) 鋼矢板、H形鋼、覆工板（以下「鋼矢板等」という。）の1現場あたり修理費及び損耗費は、鋼矢板等の1現場における使用回数が2以上となるときは、次式により求めた補正率を乗じて補正することができる。

$$\text{補正率} = \frac{1}{2} (n + 1) \quad \text{【この式において、nは鋼矢板等の使用回数とする】}$$

### 3) 建設用仮設材賃料積算基準の運用について

#### (1) 適用区分による賃料の補正

供用日数（または月数）の長短による賃料に係る市場価格の適用区分が変わることによって賃料計上額（1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を除く。）が当該日数（または月数）の増加に比例せず減少する場合がある。従って、減少する時点までの供用日数（または月数）における賃料計上額（1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を除く。）は、その減少する時点における賃料計上額（1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を除く。）を上限とし、下記の方法により減額補正する。



#### (2) 賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額（1現場あたり修理費及び損耗費または1現場あたり整備費等を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の90%を上限とする。

#### (3) 鋼矢板等の修理費及び損耗費の取扱い

鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費（円/t） ※覆工板は単位を（円/m<sup>2</sup>）に読み替える。

a：係数 b：市場価格

鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名称	補助工法	係数 (a)	市場価格 (b)
鋼矢板	本矢板	無	3.60
		有	2.60
	軽量鋼矢板	無	2.75
		有	1.98
H形鋼	杭工	無	2.37
		有	1.73
	山留主部材	—	1.09
覆工板	—	1.22	鋼製山留材 整備費



- (注) 1. 修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別ケレン・穴埋め・曲がり直し等）、切断による短尺補償、打込による破損を含む。
2. 修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜き等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。
3. 補助工法とは、ウォータージェットまたはアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法、プレボーリング工法等をいう。

(4) スクラップ長未満の仮設材が発生した場合の取扱い

現場条件により、スクラップ長未満に切断する場合は、不足分弁償金として次式により算出する。

$$\text{不足分弁償金} = (\text{スクラップ長未満の製品重量}) \times (\text{不足分弁償金に係る市場価格} \times 90\%)$$

(5) 山留主部材の副部材について

副部材の賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：副部材の賃料（円/t）

a：係数

b：市場価格

副部材の賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）算定のための係数及び市場価格

名 称		係数 (a)	市場価格 (b)	
副部材 (A)	基礎価格	1.21	鋼製山留材 部品 不足分弁償金 (新品)	
	供用1日あたり賃料 (日)	90日以内	1.48	鋼製山留材 部品 賃料
		180日以内		
		360日以内		
		720日以内		
1080日以内	1.47			
1現場あたり修理費及び損耗費		1.13	鋼製山留材 部品 整備費	
副部材 (B)	1現場あたり修理費及び損耗費	1.01	鋼製山留材 部品 不足分弁償金 (新品)	

- (注) 1. 副部材 (A) に係る賃料計上限度額（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）は、基礎価格の90%とする。
2. 副部材に係る賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）の補正は、建設用仮設材損料算定基準（平成17年3月24日付け国総施第139号）及び建設用仮設材賃料積算基準（令和2年2月17日付け国総公第91号）に準じる。

(6) 簡易な整備作業について

建設用仮設材賃料積算基準（令和2年2月17日付け国総公第91号）の第3の2項の中の「簡易な整備作業」とは、機材の入・出庫検収作業や簡易な整備作業を含んだもので、機材使用の有無や期間の長短にかかわらず、賃貸取引市場において全部材について初回時に支払う費用にかかる作業である。

(7) 建設用仮設材に係る付属金属について

建設用仮設材の積算にあたっては、建設用仮設賃料積算基準（令和2年2月17日付け国総公第91号）の第3の積算方法により算定するほか、建設用仮設材に係る付属金属について必要数量を勘案し別途積算するものとする。

(8) 組立ハウスの積算について

建設用仮設賃料積算基準（令和2年2月17日付け国総公第91号）の第3の積算方法によらず賃貸取引実態を考慮し、別途積算するものとする。

7-7 1日未満で完了する作業の積算

1) 適用条件

本基準は、変更積算にのみ適用する。

施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。

本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。

2) 適用範囲

1日未満で完了する作業の積算は、表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。

節・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当たり標準作業量	摘要	
第Ⅱ節 第1章 土工	床堀工	床堀り	m3	32	・床堀りは、条件区分で施工方法が「上記以外（小規模）の場合に限って適用する。	
		舗装版破碎積込（小規模土工）	m2	23		
	埋戻工	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で施工方法が「上記以外（小規模）の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンパ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。	
		タンパ締固め	m3	33		
第Ⅱ節 第3章 コンクリート 構造物工	コンクリート工	コンクリート	m3	①による	・コンクリート、モルタル練に係る作業を一連の作業として判定する。	
		モルタル練	m3	②による		
	型枠工	型枠	m2	③④による	・型枠、化粧型枠に係る作業を一連の作業として判定する。	
第Ⅱ節 第13章 舗装工	路盤工	不陸整正	m2	1,510	・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。	
		下層路盤（車道・路肩部）	m2	940		
		上層路盤（車道・路肩部）	m2	⑤による		
		下層路盤（歩道部）	m2	268		
		上層路盤（歩道部）	m2	268		
	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	中間層（車道・路肩部）	m2	⑥による	・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）、基層（車道部・路肩部）、中間層（車道部・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。
			表層（車道・路肩部）	m2	⑥による	
			基層（歩道部）	m2	⑥による	
		中間層（歩道部）	m2	⑥による		
		表層（舗装部）	m2	⑥による		
アスカーブ	m	260				

節・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当たり 標準作業量	適用
第Ⅱ節 第15章 雑工	舗装版切断工	舗装版切断	m	⑦による	
	基礎・裏込 砕石	基礎砕石	m <sup>2</sup>	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込砕石	m <sup>3</sup>	38	
	舗装版破砕工	舗装版破砕工	m <sup>2</sup>	⑧⑨による	
	路面切削 工	路面切削	m <sup>2</sup>	⑩による	
		殻運搬（路面切削）	m <sup>3</sup>	⑪による	
土木工事積 算基準(平面 街路編)	排水構造 物工	ヒューム管（B形管）	m	⑫による	・ヒューム管（B形管）、ボックスカルバート、暗渠排水 管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト 集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形 側溝（製品長0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC 管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る 作業を一連の作業として判定する。
		ボックスカルバート	m	⑬による	
		暗渠排水管	m	⑭による	
		フィルター材	m <sup>3</sup>	36	
		管（函）渠型側溝	m	⑮による	
		プレキャスト集水枡	基	⑯による	
		プレキャスト集水枡 （材料費）	基	—	
		鉄筋コンクリート台付管	m	⑰による	
		プレキャストL形側溝 （製品長0.6m/個）	m	L形側溝単 体:33 L形側溝+基礎 砕石:29	
		プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以 下:4 2,000kg/基を 超え4,000kg/ 基以下:3	
		PC管	m	⑱による	
		PC管（材料費）	m	—	
		コルゲートパイプ	m	⑲による	
		コルゲートフリューム	m	⑳による	

節・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当たり標準作業量	適用
土木工事積算基準(平面街路編)	立入り防止柵工	基礎ブロック、鋼管基礎	基	㉔による	・基礎ブロック、鋼管基礎、金網・支柱(立入防止柵)、支柱(立入防止柵)、門扉に係る作業を一連の作業として判定する。
		金網・支柱(立入防止柵)	m	㉔による	
		金網・支柱(立入防止柵)(材料費)	m	—	
		支柱(立入防止柵)	本	㉔による	
		支柱(立入防止柵)(材料費)	本	—	
		門扉	基	㉔による	
		門扉(材料費)	基	—	
	車止めポスト設置工	車止めポスト	本	5	
	道路付属物設置工	距離標	本	㉔による	

※作業日当たり標準作業量欄の①～②については、以下を参照

作業日当たり標準作業量

①コンクリート

構造物区分	打設方法	設計日打設量区分	作業日当たり標準打設量	摘要
無筋・鉄筋構造物	コンクリートポンプ車打設	10m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 未満	69m <sup>3</sup> /日	
		100m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 未満	280m <sup>3</sup> /日	
	人力打設	—	4m <sup>3</sup> /日	
小型構造物	クレーン車打設	—	6m <sup>3</sup> /日	
	人力打設	—	5m <sup>3</sup> /日	
無筋・鉄筋構造物・小型構造物	バックホウ(クレーン機能付)打設	—	8m <sup>3</sup> /日	

②モルタル練

混合比	作業日当たり標準作業量
1 : 3	1.4m <sup>3</sup> /日

③型枠

作業名	対象構造物	作業日当たり標準作業量	摘要
型枠の製作・設置・撤去	鉄筋・無筋構造物	38m <sup>2</sup> /日	
	小型構造物	15m <sup>2</sup> /日	

④撤去しない埋設型枠

施工区分	作業日当たり標準作業量
床版部	100m <sup>2</sup> /日
支承部・連結部	50m <sup>2</sup> /日

## ⑤上層路盤

(1日・1層当たり)

施工区分	工種	平均幅員	1層当り平均仕上り厚さ	単位	作業日当り標準作業量
車道・路肩部 施工	粒度調整採石	—	—	m <sup>2</sup>	940m <sup>2</sup> /日・層
	瀝青安定処理	1.4m未満	50mm以下	m <sup>2</sup>	250m <sup>2</sup> /日・層
			50mmを超え100mm以下		230m <sup>2</sup> /日・層
		1.4m以上3.0m以下	—		1,300m <sup>2</sup> /日・層
		3.0m超	—		2,300m <sup>2</sup> /日・層

(注) 上層路盤の一層当りの仕上り厚さは15cmまで(瀝青安定処理路盤の場合は10cm)とする。

## ⑥舗設工

(1日・1層当たり)

施工区分	平均幅員	1層当り仕上り平均厚さ	単位	作業日当り標準作業量
基層(車道・路肩部)中間層(車道・路肩部)表層(車道・路肩部)	1.4m未満	50mm以下	m <sup>2</sup>	250m <sup>2</sup> /日・層
		50mmを超え70mm以下		230m <sup>2</sup> /日・層
	1.4m以上3.0m以下	70mm以下		1,300m <sup>2</sup> /日・層
				3.0m超
基層(歩道部) 中間層(歩道部) 表層(歩道部)	1.4m未満	50mm以下	m <sup>2</sup>	250m <sup>2</sup> /日・層
		50mmを超え70mm以下		230m <sup>2</sup> /日・層
	1.4m以上	70mm以下		940m <sup>2</sup> /日・層

## ⑦舗装版切断

## (1) アスファルト舗装版

アスファルト舗装版	作業日当り標準作業量
15cm以下	203m/日
15cmを超え30cm以下	127m/日
30cmを超え40cm以下	80m/日

## (2) コンクリート舗装版、コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版

コンクリート舗装版厚	作業日当り標準作業量
15cm以下	129m/日
15cmを超え30cm以下	67m/日

(注) コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版の場合、舗装版厚はコンクリート舗装版のみの厚さである。

## ⑧舗装版破碎(障害無し)

## (1) アスファルト舗装版

障害等の有無	騒音振動対策	舗装版厚	作業日当り標準作業量		
			直接掘削・積込作業	舗装版破碎作業	掘削・積込作業
無し	不要	15cm以下	484m <sup>2</sup> /日	—	—
		15cmを超え40cm以下	—	288m <sup>2</sup> /日	354m <sup>2</sup> /日
	必要	15cm以下	—	260m <sup>2</sup> /日	470m <sup>2</sup> /日
		15cmを超え35cm以下	—	180m <sup>2</sup> /日	354m <sup>2</sup> /日

(2) コンクリート舗装版

騒音振動対策	舗装版厚	作業日当り標準作業量		
		直接掘削・積込作業	舗装版破碎作業	掘削・積込作業
不要	15cm 以下	484m <sup>2</sup> /日	—	—
	15cm を超え 35cm 以下	—	230m <sup>2</sup> /日	242m <sup>2</sup> /日
必要	15cm 以下	—	190m <sup>2</sup> /日	320m <sup>2</sup> /日
	15cm を超え 35cm 以下	—	150m <sup>2</sup> /日	242m <sup>2</sup> /日

(3) コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版

Co+As (カバー) 舗装による アスファルト舗装版厚	作業日当り標準作業量	
	舗装版破碎作業	掘削・積込作業
15cm 以下	230m <sup>2</sup> /日	170m <sup>2</sup> /日
15cm を超え 22.5cm 以下	230m <sup>2</sup> /日	150m <sup>2</sup> /日

⑨舗装版破碎(障害有り)

舗装版厚	作業日当り標準作業量
舗装版厚 4cm 以下	35m <sup>2</sup> /日
舗装版厚 4cm を超え 10cm 以下	21m <sup>2</sup> /日
舗装版厚 10cm を超え 15cm 以下	16m <sup>2</sup> /日
舗装版厚 15cm を超え 30cm 以下	8.8m <sup>2</sup> /日

(注) 上表は、積込の有無にかかわらず適用できる。

⑩路面切削工

施工区分	全面切削		帯状切削
	4,000m <sup>2</sup> 以下	4,000m <sup>2</sup> を超え	
平均切削深さ (H)	6cm 以下		6cm を超え 12cm 以下
作業日当り標準作業量 (m <sup>2</sup> /日)	1,400	1,800	1,800

(注) 1. 作業日当り標準作業量には、路面切削機等の施工箇所間及び機械待避場所と施工箇所間の自走による移動を含むが、運搬車両による移動は別途考慮する。

2. 全面切削の施工区分は、1 工事の切削面積のうち全面切削に係る施工面積を対象とする。
3. 上表には、清掃作業を含む。
4. 平均切削深さは、次式による。

$$H = \frac{Av}{W} \times 100$$

H: 1 現場の平均切削深さ (cm)

Av: 1 現場の平均切削面積 (m<sup>2</sup>)

W: 平均切削幅員 (m)

なお、帯状切削の場合は、W=2m とする。

5. 帯状切削とは、不陸部の切削幅が路面切削機の切削幅より狭い場合をいう。
6. 帯状切削の施工面積は、次式による。

$$\text{延べ施工面積} = \text{切削機の作業幅 (2m)} \times \text{延べ施工延長}$$

①殻運搬（路面切削）

DID 区間の有無	運搬距離	作業日当り標準作業量
無し	0. 2km 以下	167m <sup>3</sup> /日
	0. 5km 以下	143m <sup>3</sup> /日
	1. 0km 以下	125m <sup>3</sup> /日
	1. 5km 以下	111m <sup>3</sup> /日
	2. 0km 以下	91m <sup>3</sup> /日
	2. 5km 以下	83m <sup>3</sup> /日
	3. 0km 以下	71m <sup>3</sup> /日
	3. 5km 以下	67m <sup>3</sup> /日
	4. 0km 以下	59m <sup>3</sup> /日
	4. 5km 以下	56m <sup>3</sup> /日
	5. 0km 以下	50m <sup>3</sup> /日
	5. 5km 以下	48m <sup>3</sup> /日
	6. 5km 以下	43m <sup>3</sup> /日
	7. 5km 以下	38m <sup>3</sup> /日
	9. 0km 以下	34m <sup>3</sup> /日
	10. 5km 以下	30m <sup>3</sup> /日
	12. 0km 以下	28m <sup>3</sup> /日
	13. 5km 以下	25m <sup>3</sup> /日
	16. 0km 以下	23m <sup>3</sup> /日
	18. 5km 以下	20m <sup>3</sup> /日
	21. 5km 以下	19m <sup>3</sup> /日
	26. 0km 以下	17m <sup>3</sup> /日
	32. 0km 以下	15m <sup>3</sup> /日
	39. 5km 以下	14m <sup>3</sup> /日
47. 0km 以下	12m <sup>3</sup> /日	
55. 5km 以下	11m <sup>3</sup> /日	
60. 0km 以下	10m <sup>3</sup> /日	

DID 区間の有無	運搬距離	作業日当り標準作業量
有り	0. 2km 以下	167m <sup>3</sup> /日
	0. 5km 以下	143m <sup>3</sup> /日
	1. 0km 以下	125m <sup>3</sup> /日
	1. 5km 以下	111m <sup>3</sup> /日
	2. 0km 以下	91m <sup>3</sup> /日
	2. 5km 以下	77m <sup>3</sup> /日
	3. 0km 以下	71m <sup>3</sup> /日
	3. 5km 以下	63m <sup>3</sup> /日
	4. 0km 以下	56m <sup>3</sup> /日
	4. 5km 以下	53m <sup>3</sup> /日
	5. 0km 以下	48m <sup>3</sup> /日
	5. 5km 以下	45m <sup>3</sup> /日
	6. 0km 以下	42m <sup>3</sup> /日
	6. 5km 以下	40m <sup>3</sup> /日
	7. 5km 以下	37m <sup>3</sup> /日
	8. 5km 以下	33m <sup>3</sup> /日
	9. 5km 以下	30m <sup>3</sup> /日
	11. 0km 以下	28m <sup>3</sup> /日
	12. 5km 以下	25m <sup>3</sup> /日
	14. 5km 以下	23m <sup>3</sup> /日
	16. 5km 以下	20m <sup>3</sup> /日
	19. 0km 以下	19m <sup>3</sup> /日
	22. 0km 以下	17m <sup>3</sup> /日
25. 5km 以下	15m <sup>3</sup> /日	
30. 0km 以下	14m <sup>3</sup> /日	
36. 0km 以下	12m <sup>3</sup> /日	
46. 0km 以下	11m <sup>3</sup> /日	
60. 0km 以下	10m <sup>3</sup> /日	

- (注) 1. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。  
2. 自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。  
3. DID (人口集中地区) は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。



⑫ヒューム管

(1) ヒューム管単体

管径 (mm)	200 250	400 450	700 800	1,100 1,200
	300 350	500 600	900 1,000	1,350
作業日当り標準作業量 (m/日)	31	29	24	18

(注) 撤去の作業日当り標準作業量は、上表×2とする。

(2) ヒューム管+ヒューム管用巻きコンクリート

管径 (mm)	200 250	400 450	700 800	1,100 1,200	
	300 350	500 600	900 1,000	1,350	
作業日当り 標準作業量 (m/日)	90° 巻き	15	11	8	5
	180° 巻き	11	8	5	3
	360° 巻き	7	4	2	-

(注) 1. 上表(2)の作業日当り標準作業量には、次の作業が含まれている。

- ・基礎材敷均し・転圧
- ・ヒューム管設置
- ・コンクリート打設・養生
- ・型枠製作・設置、撤去
- ・鉄筋加工・組立

2. 上表(2)の作業日当り標準作業量は、基礎碎石の有無にかかわらず適用できる。

3. コンクリート養生は、散水、保温を問わず適用できる。

4. 上表(2)の作業日当り標準作業量は、ヒューム管設置延長換算値である。

⑬ボックスカルバート

(1) ボックスカルバート単体

区分	PC鋼材を使用しない場合								
	1.0		1.5				2.0		
製品長 (m)	④	⑤	②	④	⑤	⑥	①	②③	④
作業日当り標準 作業量 (m/日)	8	5	10	7	7	5	20	17	12
区分	PC鋼材による縦連結の場合								
	1.5				2.0				
製品長 (m)	②	④	⑤	⑥	①	②③	④		
作業日当り標準 作業量 (m/日)	5	4	4	3	15	11	8		

(注) 撤去の作業日当り標準作業量は、上表×2とする。

(2) ボックスカルバート+基礎砕石

区分	PC 鋼材を使用しない場合									
製品長 (m)	1.0		1.5				2.0			
枠番号	④	⑤	②	④	⑤	⑥	①	②	③	④
作業日当り標準 作業量 (m/日)	7	5	8	7	6	4	17	14	14	10
区分	PC 鋼材による縦連結の場合									
製品長 (m)	1.5				2.0					
枠番号	②	④	⑤	⑥	①	②	③	④		
作業日当り標準 作業量 (m/日)	5	4	4	3	13	10	10	7		

(3) ボックスカルバート+均しコンクリート

区分	PC 鋼材を使用しない場合									
製品長 (m)	1.0		1.5				2.0			
枠番号	④	⑤	②	④	⑤	⑥	①	②	③	④
作業日当り標準 作業量 (m/日)	6	4	6	5	5	4	12	10	11	8
区分	PC 鋼材による縦連結の場合									
製品長 (m)	1.5				2.0					
枠番号	②	④	⑤	⑥	①	②	③	④		
作業日当り標準 作業量 (m/日)	4	3	3	3	10	8	8	6		

(4) ボックスカルバート+基礎砕石+均しコンクリート

区分	PC 鋼材を使用しない場合									
製品長 (m)	1.0		1.5				2.0			
枠番号	④	⑤	②	④	⑤	⑥	①	②	③	④
作業日当り標準 作業量 (m/日)	5	4	6	5	4	3	11	9	10	7
区分	PC 鋼材による縦連結の場合									
製品長 (m)	1.5				2.0					
枠番号	②	④	⑤	⑥	③	②	③	④		
作業日当り標準 作業量 (m/日)	4	3	3	2	9	7	8	5		

(注) 1. 上表(2)～(4)の作業日当り標準作業量には、それぞれ次の作業が含まれている。

- ・基礎材敷均し・転圧
- ・均し型枠製作・設置、撤去・均しコンクリート打設・養生
- ・ボックスカルバート設置

2. 上表の枠番号①～⑥区分は、「土木工事積算基準(平面街路編) 1. 排水構造物工」ボックスカルバート内空幅・内空高区分の図による。

⑭暗渠排水管

区分	直管		波・網状管		
	管径(mm)	50～150	200～400	50～150	200～400
作業日当り標準作業量 (m/日)	250	125	429	273	150

(注) 撤去の作業日当り標準作業量は、上表×2とする。

⑮管(函)渠型側溝

(1) 管(函)渠型側溝単体

内空又は内空幅 (mm)	200 以上 300 以下	300 を超え 400 以下	400 を超え 600 以下
製品長 (m)	L=2.0m 以下		L=2.0m
作業日当り標準作業量 (m/日)	33	25	17

(注) 撤去の作業日当り標準作業量は、上表×2とする。

(2) 管(函)渠型側溝+基礎砕石

内空又は内空幅 (mm)	200 以上 300 以下	300 を超え 400 以下	400 を超え 600 以下
製品長 (m)	L=2.0m 以下		L=2.0m
作業日当り標準作業量 (m/日)	29	23	16

(注) 1. 上表(2)の作業日当り標準作業量には、次の作業が含まれている。

- ・基礎材敷均し・転圧
- ・管(函)渠型側溝設置

2. 上表(2)の作業日当り標準作業量は、管(函)渠型側溝設置延長換算値である。

⑩プレキャスト集水桝

(1) 集水桝単体

製品質量 (kg/ 基)	50 以上 80 以下	80 を超 え 200 以下	200 を超 え 400 以下	400 超え 600 以下	600 を超 え 800 以下	800 を超え 1,200 以下	1,200 を超 え 1,600 以下	1,600 を超 え 2,200 以下	2,200 を 超え 2,800 以 下
作業日当り標 準作業量 (基/ 日)	250	125	50	33	25	20	17	13	10

(注) 撤去の作業日当り標準作業量は、上表×2とする。

(2) 集水桝+基礎砕石

製品質量 (kg/ 基)	50 以上 80 以下	80 を超 え 200 以下	200 を超 え 400 以下	400 を超 え 600 以下	600 を超 え 800 以下	800 を超え 1,200 以下	1,200 を超 え 1,600 以下	1,600 を超 え 2,200 以下	2,200 を 超え 2,800 以 下
作業日当り標 準作業量 (基/ 日)	143	91	42	29	22	17	15	11	9

(注) 1. 上表(2)の作業日当り標準作業量には、次の作業が含まれている。

- ・基礎材敷均し・転圧
- ・集水桝設置

2. 上表(2)の作業日当り標準作業量は、集水桝設置数量換算値である。

⑪鉄筋コンクリート台付管

(1) 鉄筋コンクリート台付管単体

管径 (mm)	200 250 300	350 400 450 500	600 700 800	900 1,000 1,100 1,200
作業日当り標準作業量 (m/日)	50	33	25	17

(注) 撤去の作業日当り標準作業量は、上表×2とする。

(2) 鉄筋コンクリート台付管+基礎砕石

管径 (mm)	200 250 300	350 400 450 500	600 700 800	900 1,000 1,100 1,200
作業日当り標準作業量 (m/日)	44	29	23	16

(注) 1. 上表(2)の作業日当り標準作業量には、次の作業が含まれている。

- ・基礎材敷均し・転圧
- ・鉄筋コンクリート台付管設置

2. 上表(2)の作業日当り標準作業量は、鉄筋コンクリート台付管設置延長換算値である。

⑱ P C 管

管径	作業日当り標準作業量		
	固定基礎		
	90° 巻き	180° 巻き	無し
600mm	13m/日	8.0m/日	50m/日
700mm	9m/日	6.1m/日	33m/日
800mm	8.3m/日	5.3m/日	33m/日
900mm	7.7m/日	4.7m/日	33m/日
1000mm	6.8m/日	4.3m/日	33m/日
1100mm	5.7m/日	3.5m/日	33m/日
1200mm	5.3m/日	3.2m/日	33m/日
1350mm	4.4m/日	2.8m/日	25m/日
1500mm	4.0m/日	2.5m/日	25m/日
1650mm	3.4m/日	2.0m/日	25m/日
1800mm	3.0m/日	1.8m/日	20m/日

- (注) 1. 上表の作業日当り標準作業量には、P C 管の設置、基礎砕石、巻きコンクリート（コンクリート、型枠）の作業を含む。
2. 各作業間の重複作業は考慮していない。
3. 撤去（P C 管単体）の作業日当り標準作業量は、上表の「無し」×2とする。
- ただし、管径 2000mm の撤去は、作業日当り標準作業量は 40m/日とする。

⑲ コルゲートパイプ

作業内容	規格・形式	パイプ径	作業日当り標準作業量
据付	フランジ型 円形	800mm 以上 1200mm 以下	12m/日
		1200mm 超え 1800mm 以下	9m/日
	ラップ型 円形	2000mm 以上 2500mm 以下	7m/日
		2500mm 超え 3000mm 以下	5m/日
		3000mm 超え 3500mm 以下	4m/日
		3500mm 超え 4500mm 以下	3m/日
撤去	フランジ型 円形	800mm 以上 1200mm 以下	26m/日
		1200mm 超え 1800mm 以下	21m/日
	ラップ型 円形	2000mm 以上 2500mm 以下	18m/日
		2500mm 超え 3000mm 以下	14m/日
		3000mm 超え 3500mm 以下	12m/日
		3500mm 超え 4500mm 以下	10m/日

⑳ コルゲートフリューム

作業内容	規格	作業日当り標準作業量
据付	350×350mm 以上 750×750mm 以下	32m/日
撤去	350×350mm 以上 750×750mm 以下	63m/日

㊤立入り防止柵工

(1) 基礎ブロック、鋼管基礎

基礎種別	種別	支柱柵高・門柱高	基礎採石	作業日当り標準作業量
基礎ブロック	金網柵	—	無し	22 基/日
			有り	21 基/日
	門扉		無し	21 基/日
			有り	20 基/日
鋼管基礎	—	2m 以下		32 基/日
		2m を超え 2.5m 以下		45 基/日

(2) 金網・支柱 (立入防止柵)

基礎種別	支柱柵高	支柱間隔	作業日当り標準作業量
基礎ブロック	—	1.5m	28m/日
		2m	30m/日
鋼管基礎	2m 以下	1.5m	28m/日
		2m	30m/日
	2m を超え 2.5m 以下	1.5m	25m/日
		2m	27m/日

(3) 支柱 (立入防止柵)

基礎種別	支柱柵高	作業日当り標準作業量
基礎ブロック	—	74 本/日
鋼管基礎	2m 以下	74 本/日
	2m を超え 2.5m 以下	70 本/日

(4) 門扉

門扉種別	門柱高	作業日当り標準作業量
片開き	2m 以下	7.5 基/日
	2m を超え 2.5m 以下	6.1 基/日
両開き	—	3.8 基/日

㊤距離標

形 式	作業日当り標準作業量	
	設置	撤去
パネル式 (アンカー固定)	16 枚/日	40 枚/日
パネル式 (金具固定)	24 枚/日	60 枚/日
パネル式 (土中埋込)	10 枚/日	25 枚/日

### 3) 判定方法

1日未満で完了する作業の判定は、次の方法によるものとする。

#### (1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合の判定方法

$x/D < 1$  の場合に1日未満で完了する作業とする。

x: 作業量

D: 作業日当り標準作業量

#### (2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

$\sum (x_i/D_i) < 1$  の場合に1日未満で完了する作業とする。

$x_i$ : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業量

$D_i$ : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量

#### (3) 判定に使用する作業量の考え方

- ・判定に使用する作業量は、施工パッケージ毎の作業量とする。ただし、表の摘要欄に、関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては、摘要欄の記載によるものとする。
- ・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。
- ・判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。
- ・施工箇所の点在範囲が1km程度を超えるなど、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。
- ・上記以外は、1工事の全作業量を1箇所当りの作業量とする。
- ・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合、その他の現場条件等により、上記により難しい場合は、別途考慮出来るものとする。

### 4) 積算方法

1日未満で完了する作業の積算は、以下の方法によるものとする。

#### (1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合の積算方法

##### a) $x/D < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

##### b) $1/2 \leq x/D < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

#### (2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \sum (x_i/D_i) = 1$  となる  $\alpha$  を計算し、 $\alpha \times x_i$  をそれぞれの施工パッケージや条件区分の修正作業日当り標準作業量  $D' i$  とする。

##### a) $\sum (x_i/D_i) < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量  $D' i$  の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

##### b) $1/2 \leq \sum (x_i/D_i) < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修

正作業日当り標準作業量  $D'$   $i$  を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

(3) 端数処理

a) 作業日当り標準作業量  $D$  の  $1/2$  の量は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、作業日当り標準作業量  $D$  が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

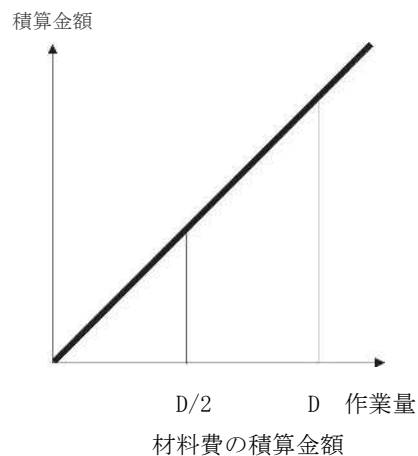
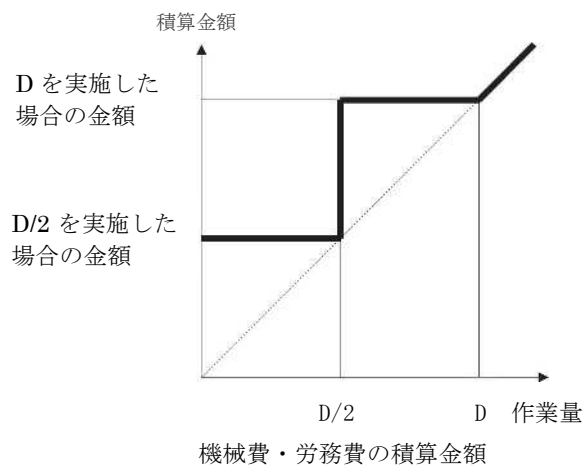
b)  $\alpha$  は、小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。

c) 修正作業日当り標準作業量  $D'$   $i$  は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量  $D_i$  が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

d)  $D'$   $i$  の  $1/2$  の量は、 $D'$   $i$  を計算した上で、1)と同様とする。

5) 参考資料

(1) 機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ





(2) 計算例

a. 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ1	m	x1=200	Di=800

①判定

$x1/D1=200/800=0.25<1$

従って、この場合は、 $x/D<1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

②積算

$x1/D1<1/2$ より

施工パッケージ1:機械費及び労務費は、 $Di/2=400$  m分の金額を計上する。

材料費は、 $x1=200$  m分の金額を計上する。

b. 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ1	m	x1=200	Di=800
施工パッケージ2	m2	x2=100	D2=300
施工パッケージ3	m3	x3= 5	D3=50

①判定

$\Sigma (xi/Di)=x1/D1 + x2/D2 + x3/D3=200/800 + 100/300 + 5/50=0.68<1$

従って、この場合は、 $\Sigma (xi/Di)<1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

②積算

$\alpha \times \Sigma (xi/Di) = \alpha \times (200/800 + 100/300 + 5/50) = 1$ となる $\alpha$ を計算する。

$\alpha = 1.463 \dots = 1.46$

修正作業日当り標準作業量

施工パッケージ1  $D'1 = \alpha \times x1 = 1.46 \times 200 = 292$

施工パッケージ2  $D'2 = \alpha \times x2 = 1.46 \times 100 = 146$

施工パッケージ3  $D'3 = \alpha \times x3 = 1.46 \times 5 = 7.3 = 7$

$1/2 \leq \Sigma (xi/Di) = 0.68 < 1$ より

施工パッケージ1:機械費及び労務費は、 $D'1=292$ m分の金額を計上する。

材料費は、 $x1=200$  m分の金額を計上する。

施工パッケージ2:機械費及び労務費は、 $D'2=146$ m2分の金額を計上する。

材料費は、 $x2=100$  m2分の金額を計上する。

施工パッケージ3:機械費及び労務費は、 $D'3=7$ m3分の金額を計上する。

材料費は、 $x3=5$ m3分の金額を計上する。



## 第Ⅱ節 工種別積算基準

第1章	土 工	Ⅱ-1-1
第2章	運 搬 工	Ⅱ-2-1
第3章	コンクリート構造物工	Ⅱ-3-1
第4章	鋼構造物工	Ⅱ-4-1
第5章	場所打杭工	Ⅱ-5-1
第6章	既製杭打工	Ⅱ-6-1
第7章	鋼管ソイルセメント杭工	Ⅱ-7-1
第8章	薬液注入工	Ⅱ-8-1
第9章	仮 設 工	Ⅱ-9-1
第10章	床 版 工	Ⅱ-10-1
第11章	塗 装 工	Ⅱ-11-1
第12章	街 築 工	Ⅱ-12-1
第13章	舗 装 工	Ⅱ-13-1
第14章	電気設備工	Ⅱ-14-1
第15章	雑 工	Ⅱ-15-1
第16章	附属設備工	Ⅱ-16-1
第17章	仮 設 備 工	Ⅱ-17-1

## 第Ⅱ節 工事別積算基準

土	工	1			
運	搬	工	2		
コンクリート	構造物	工	3		
鋼	構	造	物	工	4
場	所	打	杭	工	5
既	製	杭	打	工	6
鋼管	ソイル	セメント	杭	工	7
薬	液	注	入	工	8
仮	設	工	9		
床	版	工	10		
塗	装	工	11		
街	築	工	12		
舗	装	工	13		
電	気	設	備	工	14
雑	工	15			
附	属	設	備	工	16
仮	設	備	工	17	



## 第1章 土 工

1. 土量の変化率等	II-1-1
1-1 土量の変化	II-1-1
1-2 土量変化率	II-1-1
2. 適用土質及び機械損料補正	II-1-2
3. 土質区分の対応	II-1-2
4. 岩質の判定基準	II-1-3
5. 土工	II-1-4
5-1 適用範囲	II-1-4
5-2 施工概要	II-1-6
5-3 施工パッケージ	II-1-10
6. 床掘工	II-1-25
6-1 適用範囲	II-1-25
6-2 施工概要	II-1-26
6-3 施工パッケージ	II-1-28
7. 埋戻工	II-1-32
7-1 適用範囲	II-1-32
7-2 施工概要	II-1-32
7-3 施工パッケージ	II-1-32
8. 土留覆工下での堀削・埋戻工	II-1-35
8-1 適用範囲	II-1-35
8-2 堀削工	II-1-35
8-3 埋戻工	II-1-36
8-4 単価表	II-1-37

1. 土量の変化率等

1-1 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

地山の土量……………掘削すべき土量

ほぐした土量……………運搬すべき土量

締固め後の土量……………出来上がりの盛土量

三つの状態の体積比を次式のように表わし、L及びCを土量の変化率という。

$$L = \frac{\text{ほぐした土量 (m}^3\text{)}}{\text{地山の土量 (m}^3\text{)}}$$

$$C = \frac{\text{締固め後の土量 (m}^3\text{)}}{\text{地山の土量 (m}^3\text{)}}$$

土量の配分計画を立てる場合には、この土量変化率を用いて、切土、盛土の土量計算を行う。

1-2 土量変化率

統一分類法により分類した土の各土質に応じた変化率は表1.1を標準とする。なお、細分し難いときは表1.2を使用してよい。

表1.1 土量の変化率

分類名称			変化率 L	変化率 C
主要区分	記号			
レキ質土	レキ	(GW) (GP) (GPs) (G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM) (GC) (GO)	1.20	0.90
砂質土 及び砂	砂	(SW) (SP) (SPu) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊	玉石		1.20	1.00
軟岩	I		1.30	1.15
軟岩	II		1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩	I		1.65	1.40

(注) 本表は体積(土量)より求めたL、Cである。

表1.2 土量の変化率

分類名称	変化率L	変化率C	1/C	L/C
レキ質土	1.20	0.90	1.11	1.33
砂質土及び砂	1.20	0.90	1.11	1.33
粘性土	1.25	0.90	1.11	1.39

(注) 1. 本表は体積(土量)より求めたL、Cである。

2. 1/Cは「締固め後の土量」を「地山の土量」に換算する場合に使用する。

3. L/Cは「締固め後の土量」を「ほぐした土量」に換算する場合に使用する。

2. 適用土質及び機械損料補正

表2.1 適用土質及び機械損料補正

分類名称	掘削積込		ダンプトラック運搬		敷均し・締固め
	適用土質	損料補正	適用土質	損料補正	損料補正
レキ質土	レキ質土	1.00	土砂	1.00	1.00
砂・砂質土	砂・砂質土	1.00	〃	1.00	1.00
粘性土	粘性土	1.00	〃	1.00	1.00
岩塊・玉石	岩塊・玉石	1.00	〃	1.00	1.00
軟岩(I)	レキ質土	1.00	軟岩	1.00	1.00
軟岩(II)	〃	1.00	〃	1.00	1.00
中硬岩	破碎岩	1.25	硬岩	1.25	1.25
硬岩(I)	〃	1.25	〃	1.25	1.25

(注) 1. 軟岩(I)、軟岩(II)、中硬岩、硬岩(I)の掘削積込は、「ルーズな状態」に適用する。

2. 機械損料補正は、歩掛のみに適用する。なお、施工パッケージについては、パッケージ単価に岩石作業における機械損料の影響を含んでいる。

3. 土質区分の対応

土質分類と積算条件の土質区分の関係は、以下のとおり。

表3.1 適用土質(1)

施工パッケージ区分 分類名称	掘削	床掘り・埋戻し	掘削(砂防)	積込(ルーズ)	人力積込	積込(ルーズ)(砂防)	押土(ルーズ)
レキ質土	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂	土砂
砂・砂質土							
粘性土							
岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石	岩塊・玉石
軟岩I	軟岩	—	軟岩	土砂	軟岩	土砂	土砂
軟岩II							
中硬岩	硬岩	—	硬岩	破碎岩	中硬岩	破碎岩	破碎岩
硬岩					硬岩		
転石	—	—	転石	—	—	—	—



表 3. 2 適用土質 (2)

施工パッケージ区分 分類名称	法面整形	土砂等運搬	土砂等運搬 (砂防)	人肩運搬 小車運搬
レキ質土	レキ質土、 砂・砂質土、粘性土	土砂	土砂	土砂
砂・砂質土				
粘性土				
岩塊・玉石	—	—	—	岩塊・玉石
軟岩 I	軟岩 I	軟岩	軟岩	—
軟岩 II				
中硬岩	軟岩 II、中硬岩、 硬岩	硬岩	硬岩	—
硬岩 I				
転石	—	—	—	—

4. 岩質の判定基準

表 4. 1 岩質の判定基準

岩分類	岩種グループ別	変成岩及び堆積岩										堆積岩				火山岩													
		主として古生代										中生代		第三紀		深成岩				火山岩									
		片麻岩	砂質片岩	黒色片岩	緑色片岩	千枚岩	珪岩・角岩	石灰岩	砂岩	粘板岩	輝緑凝灰岩	粘板岩	頁岩	砂岩	れき岩	頁岩泥岩	砂岩	凝灰岩	凝灰角礫岩	花こう岩	セン緑岩	ハンレイ岩	カンラン岩	蛇紋岩	流紋岩	ヒン岩	安山岩	玄武岩	集塊岩
軟岩 I	A	●			●			●	●	●	●		●	●	△	△	●	●	●	●				●	●		●	●	▲
	B		△		●	●			▲	▲	▲		▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲				▲	▲		▲	▲	△
軟岩 II	A	▲	●		●		●	▲	▲	▲		▲	▲		○	○			▲	▲	●	●	△	▲	●	▲	▲	○	○
	B		▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	○
中硬岩	A	△	▲		△		▲	○	△	△		△	○						△	△	△	△	○	△	△	△	△		
	B		▲	○		△	○	△	△	△	○	△	○	○			○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△		
硬岩 I	A	○	△		○		○		○			○							○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	B	○	△		○	○		○				○							○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
硬岩 II	A		○			○		○																					

- 全体に変化が進み変色しているもの。
- △ 割れ目に沿って風化変色が少なく、岩片内部は新鮮なもの。
- ▲ 割れ目に沿って幅広く風化しているが、球状、レンズ状に未風化部を残すもの。
- 割れ目が少なく風化変色がほとんどなく新鮮で硬いもの。
- ◎ 岩石が特に硬く全く新鮮なもの。
- ※ Aグループは、花崗岩・安山岩・砂岩・珪岩のように、造岩物質、固結度共に硬く、風化が進み、亀裂が入って、弾性波速度が遅くても、岩片耐圧強度の高い岩種類。
- ※ Bグループは、頁岩・粘板岩・黒色片岩のように、造岩物質が軟らかく、風化が進むと泥化し新鮮なもので弾性波速度が早くても、岩片耐圧強度の低い岩種類。

## 5. 土工

### 5-1 適用範囲

本資料は、施工パッケージによる土工に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

##### (1) 掘削

- a 土砂、岩塊・玉石、軟岩、硬岩の掘削
- b 掘削深さが5m以内のバックホウ掘削の場合
- c 陸上掘削でクラムシエルによる水中掘削積込を行う場合
- d 破砕片除去を伴う際は、掘削面と機械基面の高低差が5mまでの場合
- e 軟岩、硬岩の床掘りの場合（軟岩の場合、施工数量が5,000m<sup>3</sup>未満）

##### (2) 土砂等運搬

- a 自工区内の土砂等の運搬
- b 土取場（仮置場）から採取する土砂等の運搬
- c 構造物築造のために行う作業土工で生じた残土の処分場又は他工区までの運搬
- d 掘削工で生じた残土の処分場又は他工区までの運搬

##### (3) 整地

- a 構造物築造のために行う作業土工で生じた土砂等又は掘削工で生じた土砂等の受入れ地（仮置場）、土取場での整地
- b 作業区分「残土受入れ地での処理」は施工場所が残土処理場の場合に適用する。

##### (4) 路体（築堤）盛土

- a 自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等を使用した路体（築堤）盛土
- b 他工区内で発生し運搬されてくる土砂等を使用した路体（築堤）盛土
- c 土取場（仮置場）で採取し運搬されてくる土砂等を使用した路体（築堤）盛土
- d 購入土を使用した路体（築堤）盛土

##### (5) 路床盛土

- a 自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等を使用した路床盛土
- b 他工区内で発生し運搬されてくる土砂等を使用した路床盛土
- c 土取場（仮置場）で採取し運搬されてくる土砂等を使用した路床盛土
- d 購入土を使用した路床盛土

##### (6) 押土（ルーズ）

- a 運搬距離60m以下の押土による土砂等の運搬作業の場合
- b 運搬距離30m以下の岩掘削後の集積用押土の場合

##### (7) 積込（ルーズ）

- a 土取場（仮置場）から採取する場合の土砂等の積込み
- b 仮置きされた土砂等の積込み
- c 破砕片除去の場合

##### (8) 人力積込

- a 仮置きされた土砂等の人力による積込み

##### (9) 転石破砕

- a 道路、河川工事等の岩掘削に伴う転石破砕

##### (10) 積込（ルーズ）

- a 道路土工、河川工事等における土材料（現場渡し単価又は土場渡し単価）を購入する場合

(1 1) 残土等処分

- a 残土運搬された土砂等の残土の処分場での処分
- b 泥水運搬された汚泥、泥水等の受入地での処分

2) 適用できない範囲（土木工事積算基準等により別途計上するもの）

(1) 掘削

- a 海上・水上作業におけるクラムシェル水中掘削積込
- b クラムシェルによる床掘り(作業土工)
- c 深礎工、鋼管矢板基礎工、共同溝工、地すべり防止工におけるクラムシェル掘削積込
- d 情報ボックス工の設置工事の掘削
- e 掘削（トンネル工）
- f 電線共同溝工事における掘削
- g 砂防、ダム、トンネルの本体工事の岩掘削及び水中掘削

(2) 土砂等運搬

- a 機械運搬が使用出来ない箇所での人力運搬

(3) 整地

- a 締固めを含む場合
- b 硬岩の場合

(4) 路体（築堤）盛土

- a 路床盛土工

(5) 路床盛土

- a 凍上抑制層を有する場合
- b 路体盛土工

(6) 押土（ルーズ）

- a 地山の掘削を伴う押土の場合

(7) 積込（ルーズ）

- a 地山を掘削した土砂等を直接運搬車両等に投入する場合
- b 人力による積込み

3) 適用できない範囲（別途考慮するもの）

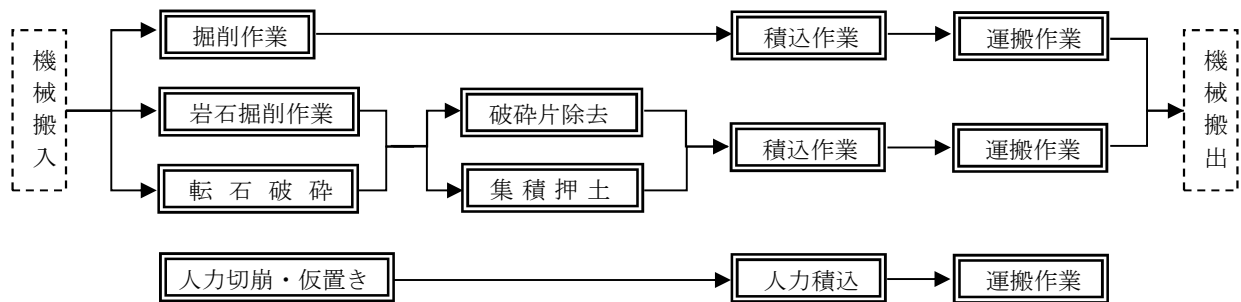
(1) 土砂等運搬

- a 自動車専用道路を利用する場合
- b 運搬距離が60kmを超える場合

5-2 施工概要

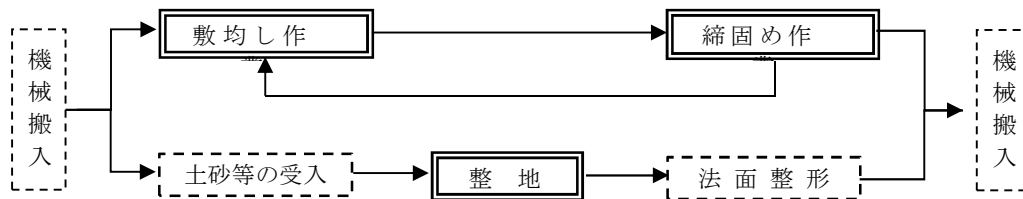
1) 施工フロー

(1) 「掘削」、「転石破碎」、「押土（ルーズ）」、「積込（ルーズ）」、「人力積込」、「土砂等運搬」



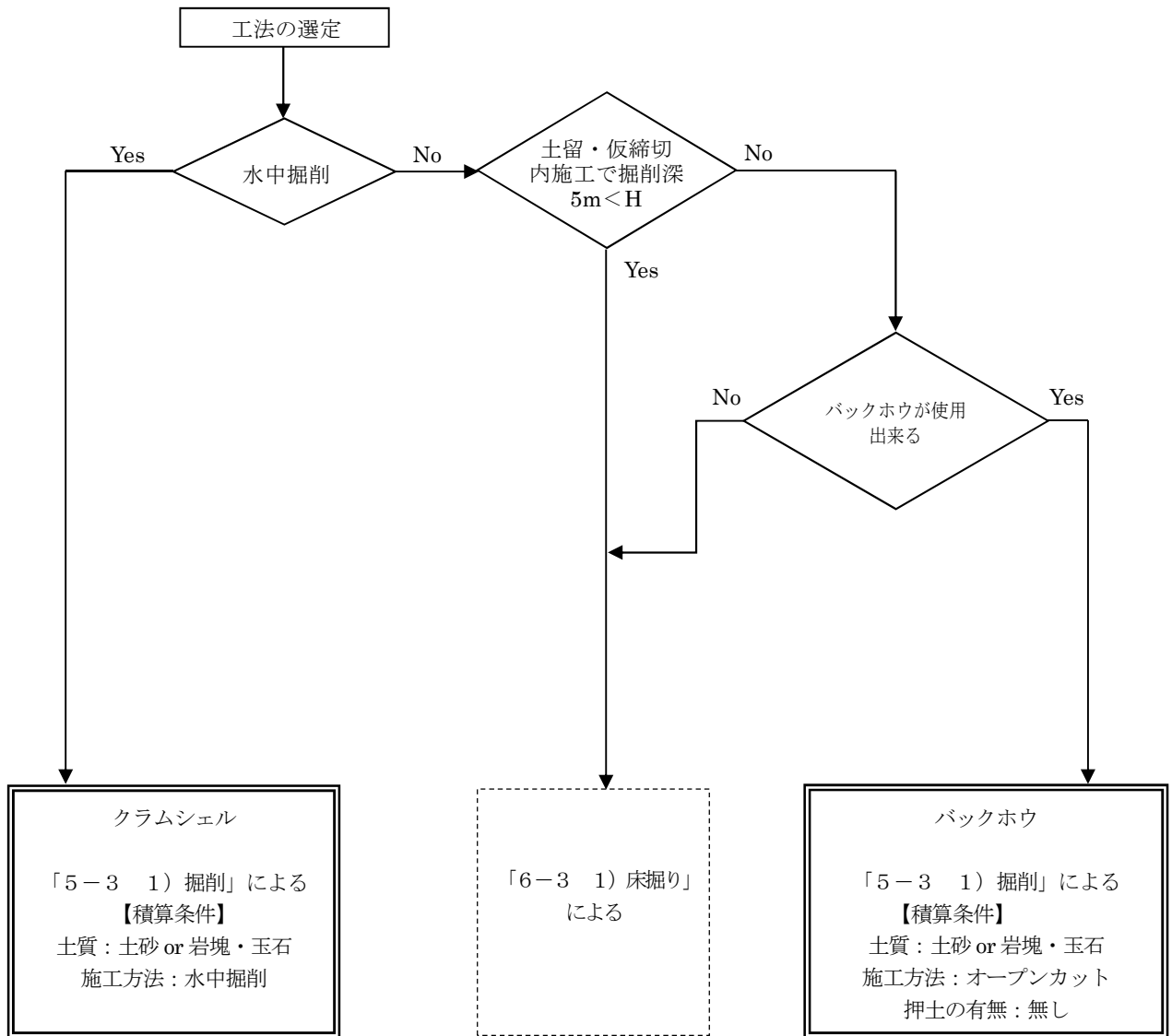
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. 破砕片除去、集積押土は必要な場合計上する（岩石（軟岩、硬岩）掘削においては条件区分「有」を選択し、転石破碎においては「積込（ルーズ）」又は「押土（ルーズ）」を別途計上する）。  
 3. 積込み、運搬は必要な場合計上する（積込みについては表「（参考）ダンプトラックによる土砂等運搬時に積込（ルーズ）の計上が必要な掘削の積算条件」による）。  
 4. 人力切崩は現場制約有り（機械施工が出来ない箇所の人力施工）に適用する。  
 5. 各作業の対象となる施工パッケージは「2）土の流れ概念図及び対応施工パッケージ」による。

(2) 「路体(築堤)盛土」、「路床盛土」、「整地」



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. 残土受け入れ地での整地は、土砂、岩塊・玉石、軟岩、中硬岩に関わらず適用できる。

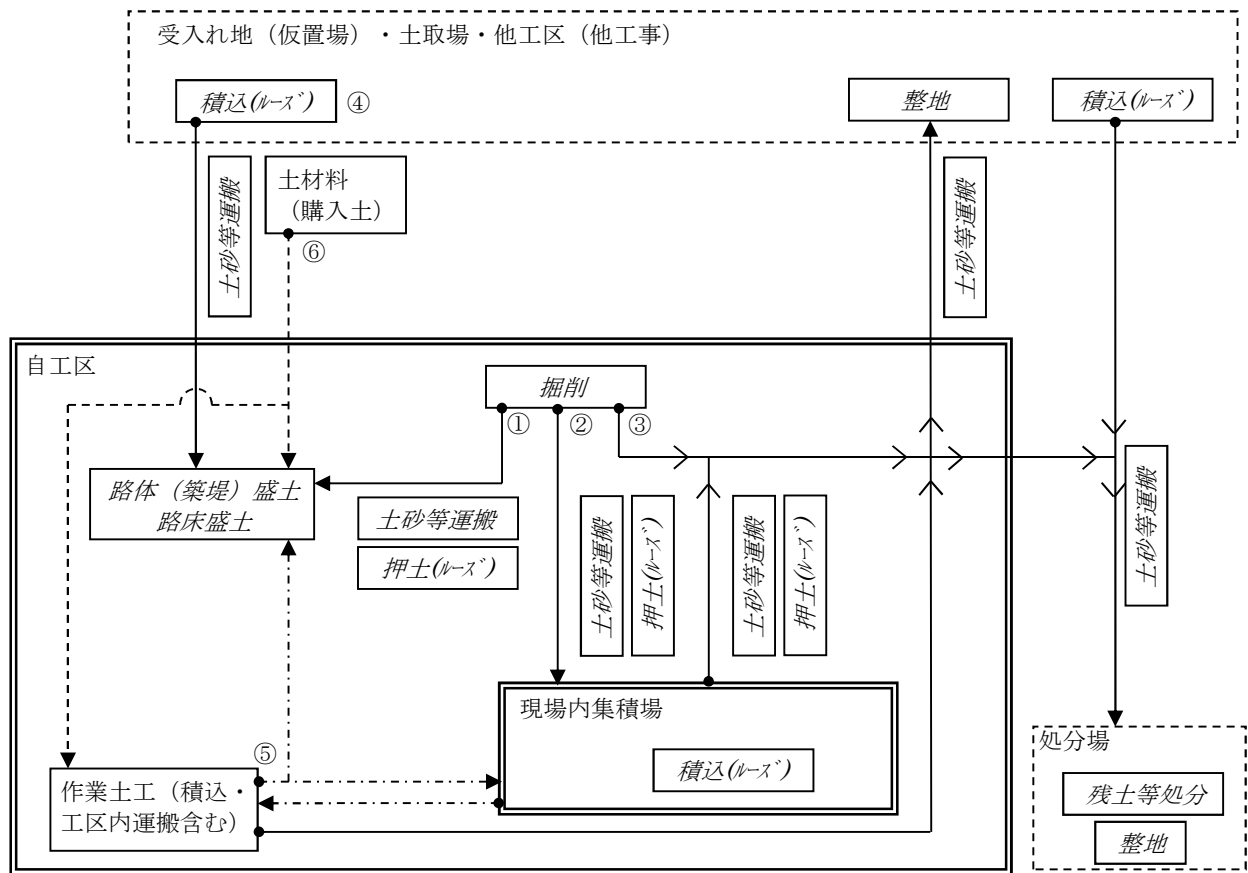
(3) 「掘削」におけるクラムシェル工法選定フロー



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

2) 土の流れ概念図及び対応施工パッケージ

(1) 道路土工等



凡例 \* 掘削等施工パッケージ名称を斜体で示した。

\* 土砂等運搬、押土(ルース)を実線で示した。( —————> )

\* 土材料 (購入土) は通常現場着単価であり運搬は土材料に含まれるため破線で示した。( 図中⑥ ) ( - - - - -> )  
 ただし、土材料 (購入土) を土場渡し単価で積算する場合は土砂等運搬を計上する。

\* 作業土工 (床掘り・埋戻し・工区内運搬) における土の流れを一点鎖線で示した。( 図中⑤ ) ( - · - · - · -> )

注 1. 掘削に含まれる自工区内の運搬について ( 図中①、② )

(1) 土質が土砂、岩塊・玉石の場合

・掘削において、押土「有り」を選択した場合、60m以内の工区内運搬を含む。

(2) 土質が軟岩又は硬岩の場合

・掘削において、以下の条件を選択した場合、30m以内の工区内運搬を含む。

{ 「軟岩」で施工数量「5,000m<sup>3</sup>以上」又は集積押土「有り」を選択した場合  
 「硬岩」で火薬使用「可」又は集積押土「有り」を選択した場合

2. 土砂等運搬時の積込作業について ( 図中①~③ )

・掘削において、条件区分により積込作業を含まない場合がある。

・積込(ルース)を別途計上する必要がある条件区分は、「(参考) ダンプトラックによる土砂等運搬時に積込(ルース)の計上が必要な掘削の積算条件」参照のこと。

3. 地山状態の土を掘削する場合は、掘削を使用する。( 図中④ )

(参考) ダンプトラックによる土砂等運搬時に積込(ルーズ)の計上が必要な掘削の積算条件

掘削 積算条件								積込 (ルーズ)
土質	施工方法	押土の有無	障害の有無	施工数量	火薬使用	破砕片除去の有無	集積押土の有無	
土砂	オープンカット	有り	—	※1	—	—	—	要
		無し	※1	※1	—	—	—	不要
	片切掘削	—	—	—	—	—	—	要
	現場制約あり	—	—	—	—	—	—	不要※2
	水中掘削	—	—	—	—	—	—	不要
	上記以外(小規模)	—	—	※1	—	—	—	不要
岩塊・玉石	オープンカット	有り	—	※1	—	—	—	要
		無し	※1	※1	—	—	—	不要
	水中掘削	—	—	—	—	—	—	不要
	現場制約あり	—	—	—	—	—	—	不要※2
軟岩	※1	—	—	※1	—	※1	※1	要
硬岩	※1	—	—	—	※1	※1	※1	要

(注) 1. 表中「※1」は積算条件の区分の記載を省略している。

2. 表中「※2」は人力積込の計上が必要となる。

5-3 施工パッケージ

1) 掘削

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 1 掘削 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

土質	施工方法	押土の有無	障害の有無	施工数量	火薬使用	破砕片除去の有無	集積押土の有無		
土砂	オープンカット	有り	—	普通土 30,000 m <sup>3</sup> 未満又は 湿地軟弱土	—	—	—		
				普通土 30,000 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—		
		無し	無し	無し	5,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—	
					5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—	
					10,000 m <sup>3</sup> 以上 50,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—	
					50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—	
			有り	無し	有り	5,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
						5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
						10,000 m <sup>3</sup> 以上 50,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
						50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—
	片切掘削	—	—	—	—	—	—		
	水中掘削	—	—	—	—	—	—		
	現場制約あり	—	—	—	—	—	—		
	上記以外 (小規模)	—	—	標準(※注1)	—	—	—		
				標準以外(※注2)	—	—	—		
	岩塊・ 玉石	オープンカット	有り	—	普通土 30,000 m <sup>3</sup> 未満又は 湿地軟弱土	—	—	—	
普通土 30,000 m <sup>3</sup> 以上					—	—	—		
無し			無し	無し	5,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—	
					5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—	
					10,000 m <sup>3</sup> 以上 50,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—	
					50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—	
			有り	無し	有り	5,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
						5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
						10,000 m <sup>3</sup> 以上 50,000 m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
						50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—
水中掘削	—	—	—	—	—	—			
現場制約あり	—	—	—	—	—	—			



土質	施工方法	押土の有無	障害の有無	施工数量	火薬使用	破砕片除去の有無	集積押土の有無	
軟岩	オープン カット	—	無し	1,000m <sup>3</sup> 未満	—	無し	無し 有り	
						有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し	
				有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)		無し		
				無し		無し 有り		
			1,000m <sup>3</sup> 以上 5,000m <sup>3</sup> 未満	有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し			
				有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)	無し			
			5,000m <sup>3</sup> 以上	—	—	—		
			有り	5,000m <sup>3</sup> 未満	—	無し	無し 有り	
	有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し						
	有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)	無し						
片切掘削	—	—	—	—	—	無し	無し 有り	
						有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し	
						有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)	無し	
硬岩	オープン カット	—	無し	—	不可	無し	無し 有り	
						有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し	
						有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)	無し	
			—	—				
			有り	—	不可	無し	無し 有り	
						有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し	
	有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)	無し						
	片切掘削	—	—	—	—	不可	無し	無し 有り
							有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)	無し
						可	無し	無し 有り
有り (50,000 m <sup>3</sup> 未満)							無し	
有り (50,000 m <sup>3</sup> 以上)	無し							

- (注) 1. 表5. 1は、土砂、岩塊・玉石の掘削・積込み（掘削と同時に行う積込み）・運搬（掘削と同時に行う押土による運搬）、軟岩・硬岩の掘削、積込み、破砕片除去及び集積押土（積込みは含まないため、別途計上）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 土量は、地山土量とする。
3. 施工方法は、掘削箇所の地形により「オープンカット」、「片切り」に区分する。

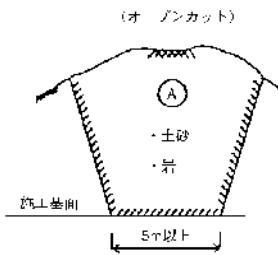


図5. 1

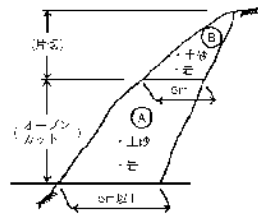


図5. 2

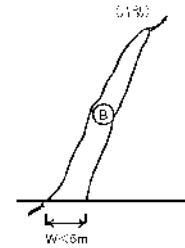


図5. 3

①オープンカット

図5. 1に示すような切取面が、水平もしくは緩傾斜をなすように施工が出来る場合で、切取幅5m以上、かつ延長20m以上を標準とする。

②片切掘削

図5. 2及び図5. 3に示すような切取幅5m未満の領域Bとする。なお、図5. 2に示すような箇所にあっても、地形及び工事量などの現場条件等を十分考慮のうえ、前述のオープンカットが可能と判断される場合はオープンカットを適用する。

③水中掘削

土留・仮締切工の施工条件において掘削深さが5mを超える場合、又は掘削深さが5m以内でも土留・仮締切工の切梁等のためバックホウが使用出来ない場合で水中の掘削・積込作業。

④現場制約あり

機械施工が困難な場合。

土砂、岩塊・玉石は、直接積込みできない箇所の人力による片切部分等の切崩し作業。

⑤上記以外（小規模）

※ 1 標準：1箇所当りの施工土量が100m<sup>3</sup>以下、又は100m<sup>3</sup>以上で現場が狭隘な場合

2 標準以外：構造物及び建造物等の障害物により施工条件が制限されるような狭隘な場合、又は1箇所当りの施工土量が50m<sup>3</sup>以下の場合

4. 押土の有無

①有り：土砂、岩塊・玉石の場合は、60mまでの運搬を含む。ただし、軟岩のオープンカットかつ掘削土量5,000m<sup>3</sup>以上を選択した場合及び硬岩のオープンカットで火薬使用「可」を選択した場合、30mまでの押土を含む。

5. 障害の有無

土質：土砂、岩塊・玉石の場合

①無し：構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されず、連続掘削作業が出来る場合

②有り：掘削作業において障害物等により施工条件に制限があり（例えば作業障害が多い場合）連続掘削作業が出来ない場合。掘削深さ5m以内で掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削（溝掘り、基礎掘削）を行う場合

土質：軟岩の場合

①無し：掘削量が5,000m<sup>3</sup>未満で掘削箇所に大型ブレーカが入り作業できる場合、もしくは掘削量が5,000m<sup>3</sup>以上の場合

②有り：掘削量が5,000m<sup>3</sup>未満で掘削箇所に大型ブレーカが入れない場合で、掘削箇所の外から作業する場合

土質：硬岩の場合

①無し：掘削箇所に大型ブレーカが入り作業できる場合、もしくは火薬を使用する場合

②有り：掘削箇所に大型ブレーカが入れない場合で、掘削箇所の外から作業する場合

6. 施工数量、破砕片除去数量

①施工数量は「小規模」を除き、1工事当りの数量とする。

表5. 1の条件区分「施工数量」、「破砕片除去の有無」に示す数量区分は、1工事当りの取扱い数量で判断する。1工事当りの取扱い数量は、表5. 2の数量区分別に「○」及び「●」の項目を条件区分によらず全て合計した数量とする。なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

表5. 2 1工事当りの取扱数量について

名称	条件区分					施工数量、破砕片除去数量の数量区分	
	土質	施工方法	押土	破砕片除去	集積押土	A	B
掘削	土砂	オープンカット	有	—	—	○	
			無	—	—		○
		片切掘削	—	—	—		
	岩塊・玉石	オープンカット	有	—	—	○	
			無	—	—		○
	軟岩	オープンカット	—	有	無		●
				無	有		
		片切掘削	—	有	無		●
				無	有		
	硬岩	オープンカット	—	有	無		●
				無	有		
		片切掘削	—	有	無		●
無				有			
積込 (ルース)							○

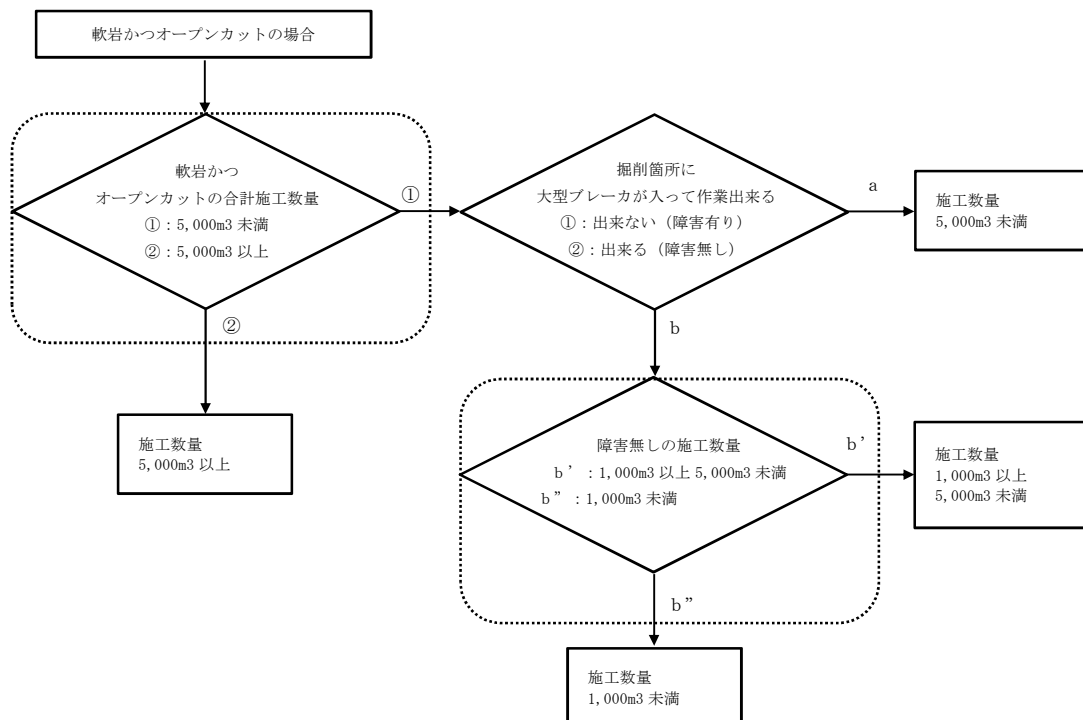
※施工数量：○、破砕片除去数量：●

(注) 1. 数量区分の規格は、以下のとおりとする。この区分で1工事当りの取扱い数量を判断する。なお、各区分の取扱い数量は重複して合計しないこと。

A：①30,000m<sup>3</sup>未満、②30,000m<sup>3</sup>以上

B：①5,000m<sup>3</sup>未満、②5,000m<sup>3</sup>以上10,000m<sup>3</sup>未満、③10,000m<sup>3</sup>以上50,000m<sup>3</sup>未満、④50,000m<sup>3</sup>以上

2. 掘削（軟岩、オープンカット）は、条件区分が「軟岩」かつ施工方法「オープンカット」について合計した施工数量にて判断する（下図破線部）。ただし、「①：5,000m<sup>3</sup>未満」でかつ「b：障害無し」の（掘削箇所）に大型ブレーカが入って作業が出来る）場合は、「5,000m<sup>3</sup>未満」かつ「障害無し」の施工数量によって積算条件区分を判断する（下図一点鎖線部）。



- ②軟岩及び硬岩の掘削、床掘りは、土質及び作業内容ごとの「施工数量」で判断する。
- ③施工方法「上記以外（小規模）」の施工数量における「1箇所」とは、目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。
- ④湿地軟弱土での作業の施工数量は、1工事当り取扱い土量に含めない。
- ⑤土質「軟岩」、「硬岩」における床掘平均掘削幅 2m未満の場合の破砕片除去及び積込みは、破砕片除去「無」を選択の上、「6）積込(ルーズ)」により別途計上する。
- ⑥掘削（土砂及び岩塊・玉石、オープンカット、集積押土無）には掘削と同時に行う積込みを含む。
- 7. 火薬の標準的な使用量は、オープンカットでは1日当り含水爆薬13.4 kg、AN-F019.5 kg、片切掘削では1日当り含水爆薬1.8 kgとし、これにより難しい場合は別途計上する。
- 8. 集積押土の有無
  - ①有り：集積押土の距離は 30mまでとする。
- 9. 軟岩又は硬岩の場合で盛土等に流用するための小割りに破砕が再度必要となった場合は、小割に要する費用は別途計上する。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 5. 3 掘削 代表機材規格一覧

土質	項目	代表機材規格	施工方法										水中掘削	現場制約あり			
			オープンカット					片切掘削									
			施工数量														
普通土 30,000 m <sup>3</sup> 未満 又は 湿地 軟弱土	普通土 30,000 m <sup>3</sup> 以上	5,000 m <sup>3</sup> 未満	5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満	10,000 m <sup>3</sup> 以上 50,000 m <sup>3</sup> 未満	50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	1 箇所 100 m <sup>2</sup> 以下	1 箇所 100 m <sup>2</sup> 以上	標準	標準 以外							
土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	機械	K1	ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型(第3次基準値)] 20t級	○	○												
			ブルドーザ[普通・排出ガス対策型(2011年規制)] 32t級	○													
			バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )		○	○					○						
			バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第1次基準値)] 山積1.4m <sup>3</sup> (平積1.0m <sup>3</sup> )								○						
			バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )									○					
			小型バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.10m <sup>3</sup> )										○				
		K2	クラムシェル[油圧ロープ式・クローラ型]平積0.8m <sup>3</sup>											○			
		K3	—														
	労務	R1	運転手(特殊)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R2	普通作業員									○				○	
		R3	—														
		R4	—														
	材料	Z1	軽油 バトロール給油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		Z2	—														
Z3		—															
Z4		—															
	市場単価	S	—														
土質	項目	代表機材規格	施工方法										水中掘削	現場制約あり			
			オープンカット					片切掘削									
			施工数量														
			5,000 m <sup>3</sup> 未満	5,000 m <sup>3</sup> 以上	—												
			破砕片除去の有無														
			無し	有り 50,000 m <sup>3</sup> 未満	有り 50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	無し	有り 50,000 m <sup>3</sup> 未満	有り 50,000 m <sup>3</sup> 以上								
			集積押土の有無														
			無し	有り	無し	無し	—	無し	有り	無し	無し	無し					
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
			軟岩	機械	K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	ブルドーザ[リッパ装置付・排出ガス対策型(第2次基準値)]32t級	○															
K2	大型ブレイカ(ベースマシン含まず) 油圧式 質量1,300kg級	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型(第3次基準値)] 20t級				○						○						
K3	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )					○						○					
	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第1次基準値)] 山積1.4m <sup>3</sup> (平積1.0m <sup>3</sup> )												○				
労務	R1	特殊作業員								○	○	○	○	○	○	○	
	R2	運転手(特殊)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	R3	普通作業員								○	○	○	○	○	○	○	
	R4	—															
材料	Z1	軽油 バトロール給油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	Z2	—															
	Z3	—															
	Z4	—															
	市場単価	S	—														
土質	項目	代表機材規格	施工方法										水中掘削	現場制約あり			
			オープンカット					片切掘削									
			火薬使用														
			不可	可	不可												
			破砕片除去の有無														
			無し	有り 50,000 m <sup>3</sup> 未満	有り 50,000 m <sup>3</sup> 以上	—	無し	有り 50,000 m <sup>3</sup> 未満	有り 50,000 m <sup>3</sup> 以上	無し	有り 50,000 m <sup>3</sup> 未満	有り 50,000 m <sup>3</sup> 以上					
			集積押土の有無														
			無し	有り	無し	無し	—	無し	有り	無し	無し	無し					
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
			硬岩	機械	K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	大型ブレイカ(ベースマシン含まず) 油圧式 質量1,300kg級	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
K2	ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型(第3次基準値)] 20t級				○						○						
	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )					○						○					
K3	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第1次基準値)] 山積1.4m <sup>3</sup> (平積1.0m <sup>3</sup> )												○				
	クローラドリル[油圧式][捨棄式] ドリフト質量150kg級						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
労務	R1	特殊作業員								○	○	○	○	○	○		
	R2	運転手(特殊)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	R3	さく岩工 普通作業員								○	○	○	○	○	○		
	R4	土木一般世話役										○	○	○	○		
材料	Z1	軽油 バトロール給油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	Z2	—															
	Z3	—															
	Z4	—															
	市場単価	S	—														

2) 整地

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 4 整地 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

作業区分	施工数量	障害の有無
残土受入れ地での処理	—	—
敷均し(ルーズ)	標準 (10,000m <sup>3</sup> 未満)	無し
		有り
	標準以外 (10,000m <sup>3</sup> 以上)	無し
		有り

- (注) 1. 上表は、構造物築造のために行う作業土工で生じた土砂等又は掘削工で生じた土砂等の受入れ地(仮置場)、土取場での整地、締固めを行わない場合の土の敷均し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
2. 作業区分で残土受入れ地での処理を選択した場合の土量は地山の土量とする。
3. 作業区分で敷均し(ルーズ)を選択した場合の土量は敷均し後の土量とする。なお、敷均しのための、変化率C=1.0とする。
4. 施工数量は、1工事当りの整地(敷均し、(ルーズ))の土量とする。
5. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合(例えば、バイパス工事など、工事をするうえでの障害が少ない工事)
- ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合(例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事等の交通規制が伴う工事、現場が不連続、構造物等の障害)
6. 幅2.5m未満の狭隘箇所での作業は「7. 埋戻工」による。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 5. 5 整地 代表機労材規格一覧

作業区分	項目	代表機労材規格	備考	
残土受入地 での処理	機械	K 1	バックホウ（クローラ型）〔標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制）〕 山積0.8㎡（平積0.6㎡）	賃料
		K 2	—	
		K 3	—	
	労務	R 1	運転手（特殊）	
		R 2	—	
		R 3	—	
		R 4	—	
	材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
		Z 2	—	
		Z 3	—	
		Z 4	—	
	市場単価	S	—	
	敷均し (ルーズ)	機械	K 1	バックホウ（クローラ型）〔標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)〕 山積0.8㎡（平積0.6㎡）
K 2			—	
K 3			—	
労務		R 1	運転手（特殊）	
		R 2	—	
		R 3	—	
		R 4	—	
材料		Z 1	軽油 パトロール給油	
		Z 2	—	
		Z 3	—	
		Z 4	—	
市場単価		S	—	

3) 路体(築堤)盛土

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 6 路体(築堤)盛土 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

施工幅員	施工数量	障害の有無
2.5m未満	—	—
2.5m以上4.0m未満	—	—
4.0m以上	20,000m <sup>3</sup> 未満	無し
		有り
	20,000m <sup>3</sup> 以上	無し
		有り

- (注) 1. 上表は、路体又は築堤の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場(仮置場)で採取し運搬して来る土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
2. 施工数量は1工事当りの全体盛土量(施工幅員4.0m以上の合計盛土量)とする。
3. 土量は締固め後の土量とする。
4. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合(例えば、新設のバイパス工事、築堤工事等)
- ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合(例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、拡築(腹付、嵩上)工事等)
5. ブルドーザ(湿地)での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラの締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。
6. 敷均し・締固め作業の一層の仕上り厚は30cm以下とする。



(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表5.7 路体(築堤)盛土 代表機労材規格一覧

施工幅員	施工数量	項目	代表機労材規格		備考	
2.5m未満	—	機械	K 1	振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式]質量0.8~1.1t	賃料	
			K 2	—		
			K 3	—		
		労務	R 1	普通作業員		
			R 2	特殊作業員		
			R 3	—		
			R 4	—		
		材料	Z 1	軽油 パトロール給油		
			Z 2	—		
			Z 3	—		
			Z 4	—		
		市場単価	S	—		
		2.5m以上 4.0m未満	—	機械	K 1	振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第3次基準値)]運転質量3~4t
K 2	バックホウ(クローラ型)[後方超小旋回型・低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )				賃料	
K 3	—					
労務	R 1			運転手(特殊)		
	R 2			普通作業員		
	R 3			—		
	R 4			—		
材料	Z 1			軽油 パトロール給油		
	Z 2			—		
	Z 3			—		
	Z 4			—		
市場単価	S			—		
4.0m以上	20,000m <sup>3</sup> 未満			機械	K 1	ブルドーザ[普通・排出ガス対策型(2011年規制)]7t級
		K 2	振動ローラ(土工用)[フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(2011年規制)]運転質量11~12t		賃料	
		K 3	—			
		労務	R 1	運転手(特殊)		
			R 2	普通作業員		
			R 3	—		
			R 4	—		
		材料	Z 1	軽油 パトロール給油		
			Z 2	—		
			Z 3	—		
			Z 4	—		
		市場単価	S	—		
	20,000m <sup>3</sup> 以上	機械	K 1	ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型(2011年規制)]16t級	賃料	
			K 2	振動ローラ(土工用)[フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型(2011年規制)]運転質量11~12t	賃料	
			K 3	—		
		労務	R 1	運転手(特殊)		
			R 2	普通作業員		
			R 3	—		
			R 4	—		
		材料	Z 1	軽油 パトロール給油		
			Z 2	—		
Z 3	—					
Z 4	—					
市場単価	S	—				

4) 路床盛土

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 8 路床盛土 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

施工幅員	施工数量	障害の有無
2.5m未満	—	—
2.5m以上4.0m未満	—	—
4.0m以上	20,000m <sup>3</sup> 未満	無し
		有り
	20,000m <sup>3</sup> 以上	無し
		有り

- (注) 1. 上表は、路床の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工数量は1工事当りの全体盛土量（施工幅員4.0m以上の合計盛土量）とする。
3. 土量は締固め後の土量とする。
4. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパス工事、あるいは新設の築堤工事等）
  - ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合（例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、あるいは拡築（腹付、嵩上）工事等）
5. ブルドーザ（湿地）での敷均しに適さない作業条件の場合や、振動ローラの締固めに適さない土質の場合は別途考慮する。
6. 敷均し・締固め作業の一層の仕上り厚は20cm以下とする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表5. 9 路床盛土 代表機労材規格一覧

施工幅員	施工数量	項目	代表機労材規格	備考
2.5m未満	—	機械	K1 振動ローラ（舗装用）[ハンドガイド式]質量0.8～1.1t	賃料
			K2 —	
			K3 —	
		労務	R1 普通作業員	
			R2 特殊作業員	
			R3 —	
			R4 —	
		材料	Z1 軽油 パトロール給油	
			Z2 —	
			Z3 —	
Z4 —				
市場単価	S —			
2.5m以上 4.0m未満	—	機械	K1 振動ローラ（舗装用）[搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型（第3次基準値）]運転質量3～4t	賃料
			K2 バックホウ（クローラ型）[後方超小旋回型・低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制）]山積0.28m <sup>3</sup> （平積0.2m <sup>3</sup> ）	賃料
			K3 —	
		労務	R1 運転手（特殊）	
			R2 普通作業員	
			R3 —	
			R4 —	
		材料	Z1 軽油 パトロール給油	
			Z2 —	
			Z3 —	
Z4 —				
市場単価	S —			
4.0m以上	20,000m <sup>3</sup> 未満	機械	K1 ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型（2011年規制）] 7t級	賃料
			K2 振動ローラ（土工用）[フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（2011年規制）]運転質量11～12t	賃料
			K3 —	
		労務	R1 運転手（特殊）	
			R2 普通作業員	
			R3 —	
			R4 —	
		材料	Z1 軽油 パトロール給油	
			Z2 —	
	Z3 —			
	Z4 —			
	市場単価	S —		
	20,000m <sup>3</sup> 以上	機械	K1 ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型（2011年規制）] 16t級	賃料
			K2 振動ローラ（土工用）[フラット・シングルドラム型・排出ガス対策型（2011年規制）]運転質量11～12t	賃料
			K3 —	
		労務	R1 運転手（特殊）	
			R2 普通作業員	
			R3 —	
R4 —				
材料		Z1 軽油 パトロール給油		
		Z2 —		
	Z3 —			
	Z4 —			
市場単価	S —			

5) 押土 (ルーズ)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 10 押土 (ルーズ) 積算条件区分一覧

(積算単位: m<sup>3</sup>)

土質
土砂
岩塊・玉石
破碎岩

(注) 1. 上表は、ルーズな状態の土砂、岩塊・玉石、破碎岩の集積押土や押土による運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。

2. 土量は地山土量とする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 5. 11 押土 (ルーズ) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	ブルドーザ[湿地・排出ガス対策型 (第 3 次基準値)] 20t級	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手 (特殊)	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

6) 積込 (ルーズ)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 12 積込 (ルーズ) 積算条件区分一覧

(積算単位: m<sup>3</sup>)

土質	作業内容
土砂	土量50,000m <sup>3</sup> 未満
	土量50,000m <sup>3</sup> 以上
	平均施工幅1m以上2m未満
	小規模 (標準)
	小規模 (標準以外)
岩塊・玉石	土量50,000m <sup>3</sup> 未満
	土量50,000m <sup>3</sup> 以上
	平均施工幅1m以上2m未満
破碎岩	土量50,000m <sup>3</sup> 未満
	土量50,000m <sup>3</sup> 以上
	平均施工幅1m以上2m未満

- (注) 1. 上表は、路体 (築堤) 盛土、路床盛土、電線共同溝工事等における土取場 (仮置場) から採取する場合の土砂等の積込み、掘削工又は作業土工で生じた残土の仮置場での積込み等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。
2. 土量は地山土量とする。
3. 土量は1工事当りの数量とする。また、1工事当りの数量の取扱いは、表 5. 2 によるものとする。
4. 「(標準)」とは1箇所当りの施工土量が100m<sup>3</sup>以下、又は100m<sup>3</sup>以上で現場が狭隘な場合とする。また、「(標準以外)」とは構造物及び建造物等の障害物により施工条件が制限されるような狭隘な場合、又は1箇所当りの施工土量が、50m<sup>3</sup>以下の箇所とする。
5. 岩石の床掘平均掘削幅2m未満の場合の積込み (ルーズ) は、平均施工幅1m以上2m未満を適用する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 5. 13 積込 (ルーズ) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考	
機械	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	作業内容が土量50,000m <sup>3</sup> 未満の場合	
	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 山積1.4m <sup>3</sup> (平積1.0m <sup>3</sup> )	作業内容が土量50,000m <sup>3</sup> 以上の場合	
	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	作業内容が平均施工幅1m以上2m未満の場合	
	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	作業内容が小規模 (標準) の場合	
	小型バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス型 (第2次基準値)] 山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.10m <sup>3</sup> )	作業内容が小規模 (標準以外) の場合	
K 2	—		
K 3	—		
労務	R 1	運転手 (特殊)	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

7) 人力積込

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 5. 14 人力積込 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

土質等区分
土砂
岩塊・玉石
軟岩
中硬岩
硬岩
アスファルト塊
コンクリート塊

- (注) 1. 上表は、仮置きされた土砂、岩(アスファルト塊、コンクリート塊を含む)を人力により直接積込むまでの作業に必要な全ての労務・材料費(損料等を含む)を含む。  
 2. 土量は地山土量とする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 5. 15 人力積込 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考
機械	K 1	—
	K 2	—
	K 3	—
労務	R 1	普通作業員
	R 2	—
	R 3	—
	R 4	—
材料	Z 1	—
	Z 2	—
	Z 3	—
	Z 4	—
市場単価	S	—

8) 土材料

土材料の積算条件区分はない。

積算単位はm<sup>3</sup>とする。

- (注) 路体盛土工、路床盛土工における盛土材料、作業土工等における埋戻材料又は置換工における置換材料等の購入に要する全ての費用(現場渡し単価又は土場渡し単価)を含む。

9) 残土等処分

残土等処分の積算条件区分はない。

積算単位はm<sup>3</sup>とする。

- (注) 残土等処分は、構造物築造のために行う作業土工又は掘削工で生じた残土、地盤改良等で発生した汚泥、泥水等の処分場での処分に要する全ての費用を含む。

## 6. 床掘工

### 6-1 適用範囲

本資料は、構造物の築造又は撤去を目的とした、土砂、岩塊・玉石の掘削等である床掘りに適用する。

#### 1) 適用できる範囲

##### (1) 床掘り

- a 作業土工（床掘り）のうち、土砂、岩塊・玉石におけるバックホウ床掘・クラムシェル床掘・人力床掘の場合

##### (2) 掘削補助機械搬入搬出

- a 掘削深さ20m以下のクラムシェル床掘で、土留・仮締切工の中に切梁・腹起し又は基礎杭等の障害物があるため、掘削補助機械を使用する場合
- b 掘削深さ20m超のクラムシェル床掘で掘削補助機械を使用する場合

##### (3) 基面整正

- a 機械による床掘り作業における床付面の基面整正の場合

##### (4) 舗装版破碎積込(小規模土工)

- a 1箇所当りの施工土量が $100\text{m}^3$ 程度まで、又は平均施工幅1m未満の床掘り作業に伴う舗装厚5cm以内の舗装版破碎積込の場合

#### 2) 適用できない範囲

##### (1) 床掘り

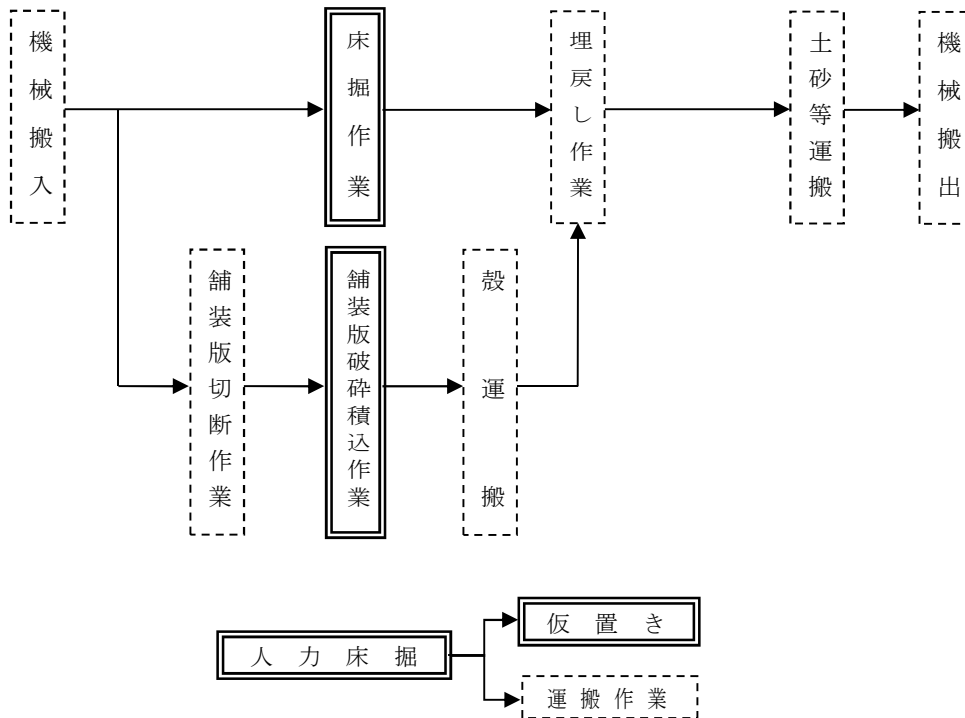
- a 深礎工、鋼管矢板基礎工、共同溝工、地すべり防止工のクラムシェル床掘の場合
- b 地山の掘削作業の場合
- c 積込み単独の作業の場合

##### (2) 基面整正

- a 人力床掘の場合

6-2 施工概要

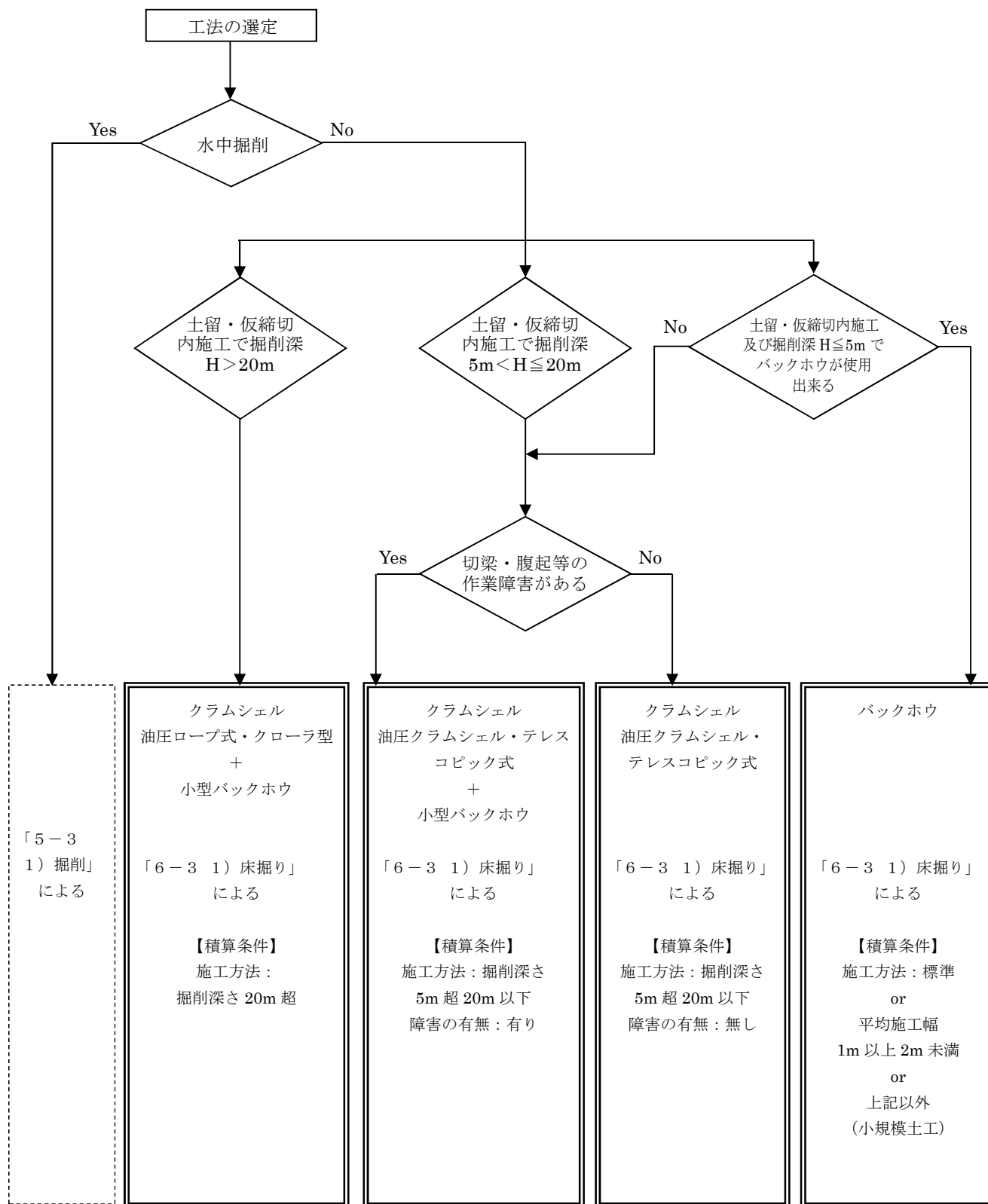
1) 施工フロー



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
2. 人力床掘は現場制約有り（機械施工ができない箇所の人力施工）に適用する。  
3. 埋戻しは「7 埋戻工」による。  
4. 土砂等運搬は「5 土工」による。  
5. 殻運搬は「第2章 3 As殻、Co殻の運搬」による。



2) クラムシェル工法選定フロー



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

6-3 施工パッケージ

1) 床掘り

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表6.1 床掘り 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

土質区分	施工方法	土留方式の種類	障害の有無	
土 砂	標準	無し	(表6.2)	
		自立式		
		グラウンドアンカー式		
		切梁腹起式		
	平均施工幅1m以上2m未満	無し		
		自立式		
		グラウンドアンカー式		
		切梁腹起式		
	掘削深さ5m超20m以下	グラウンドアンカー式		
		切梁腹起式		
	掘削深さ20m超	グラウンドアンカー式		—
		切梁腹起式		—
上記以外 (小規模)	—	—		
現場制約あり	—	—		
岩塊・玉石	標準	無し	(表6.2)	
		自立式		
		グラウンドアンカー式		
		切梁腹起式		
	平均施工幅1m以上2m未満	無し		
		自立式		
		グラウンドアンカー式		
		切梁腹起式		
	掘削深さ5m超20m以下	グラウンドアンカー式		
		切梁腹起式		
	掘削深さ20m超	グラウンドアンカー式		—
		切梁腹起式		—
現場制約あり	—	—		

- (注) 1. 上表は、構造物の築造又は撤去を目的とした土砂、岩塊・玉石の掘削等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。なお、施工方法「上記以外(小規模)」の場合は床掘り作業における補助労務(基面整正、浮き石の除去)を含み、施工方法「現場制約あり(機械施工が出来ない箇所の人力施工)」の場合は基面整正を含む
2. 施工方法「上記以外(小規模)」又は「現場制約あり」以外で基面整正を行う場合は、「(3)基面整正」により別途計上する。
3. 施工方法「上記以外(小規模)」とは、1箇所当たりの施工土量が100m<sup>3</sup>程度まで、又は平均施工幅1m未満の床掘りで、「1箇所当り」とは、目的物1箇所当りであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

4. 施工方法「現場制約あり」とは、機械施工が困難な場合。
5. 障害の有無
  - 有り：①床掘作業において、障害物等により施工条件に制限がある場合（たとえば作業障害が多い場合）
    - ②土留・仮締切工の中に切梁・腹起し又は基礎杭等の障害がある場合
  - 無し：①構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されないオープン掘削の場合
    - ②構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されない矢板のみの土留・仮締め切り工法掘削の場合
    - ③土留・仮締切工の中に切梁・腹起し又は基礎杭等の障害がない場合
6. 施工方法「標準」、及び「平均施工幅 1m以上 2m未満」において掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削作業を行う場合は障害の有無で「有り」を適用する。
7. 小型バックホウの坑内搬入搬出については、「（2）掘削補助機械搬入搬出」により計上する。
8. 坑内でバックホウを使用する場合、及び基面整正、床掘補助作業に防護施設、送風機等が必要な場合は別途計上する。

表6. 2 障害の有無

積算条件	区 分
障害の有無	無し
	有り

(2) 代表機労材規格

下記機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表6. 3 床掘り 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	施工方法					備考	
		標準	平均施工幅 1m以上 2m未満	掘削深さ 5m超 20m以下	掘削深さ 20m超	左記以外 (小規模)		現場制約 あり
機械	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	○						賃料
	バックホウ(クローラ型)[後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )		○					賃料
	バックホウ(クローラ型)[後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)]山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )					○		
	クラムシェル[油圧ローブ式・クローラ型]平積0.8m <sup>3</sup>				○			
	クラムシェル[油圧クラムシェル・テレスコピック式]平積0.4m <sup>3</sup>			○				
K2	小型バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第1次基準値)]山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )			◎	○			
K3	—							
労務	R1 運転手(特殊)	○	○	○	○	○		
	R2 普通作業員	△	△	○	○	○	○	
	R3 特殊作業員			◎	○			
	R4 —							
材料	Z1 軽油 パトロール給油	○	○	○	○	○		
	Z2 —							
	Z3 —							
	Z4 —							
市場単価	S —							

◎：障害有りの場合、△：土留方式無し以外の場合

## 2) 掘削補助機械搬入搬出

### (1) 条件区分

掘削補助機械搬入搬出の積算条件区分はない。

積算単位は、回とする。

(注) 1. 掘削補助機械搬入搬出は、構造物の築造目的に基面を掘下げる床掘作業において、掘削補助機械を用いる場合の補助機械搬入搬出等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料を含む）を含む。

2. 「搬入+搬出」を1回とする。

### (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 6. 4 掘削補助機械搬入搬出 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第1次基準値）]16t吊	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 3) 基面整正

### (1) 条件区分

基面整正の積算条件区分はない。

積算単位は、 $m^2$ とする。

(注) 1. 基面整正は、床掘り作業における床付面の整正等、その施工に必要な全ての労務・材料費（損料を含む）を含む。

2. 施工パッケージ「床掘り」において施工方法「現場制約あり」又は「上記以外(小規模)」を選択した場合は、基面整正を計上する必要はない。

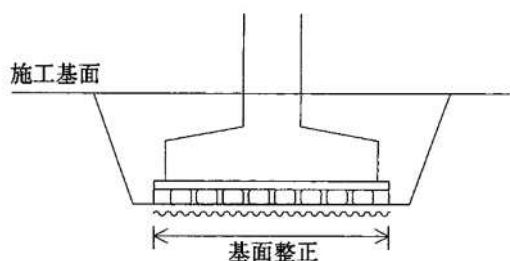


図 6. 1 基面整正の計上部分

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 6. 5 基面整正 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

4) 舗装版破碎積込(小規模土工)

(1) 条件区分

舗装版破碎積込(小規模土工)の積算条件区分はない。

積算単位は、 $m^3$ とする。

(注) 舗装版破碎積込(小規模土工)は、1箇所当りの施工土量が $100m^3$ 程度まで、又は平均施工幅1m未満の床掘作業に伴う舗装版破碎積込(舗装厚5cm以内)等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。なお、「1箇所当り」とは目的物(構造物・掘削等)1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 6. 6 舗装版破碎積込(小規模土工) 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	小型バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)]山積 $0.13m^3$ (平積 $0.10m^3$ )	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手(特殊)	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 7. 埋戻工

### 7-1 適用範囲

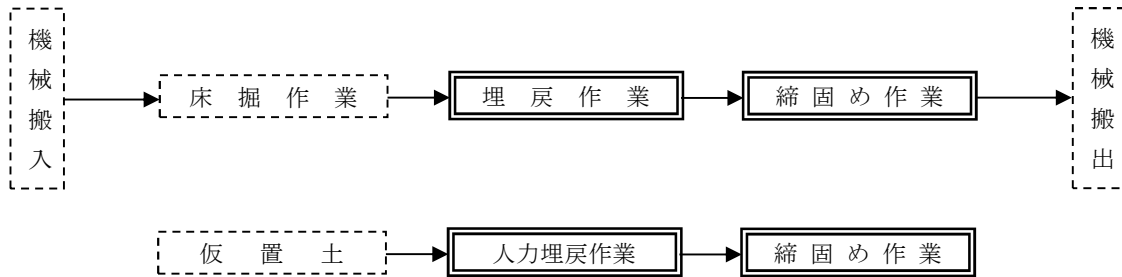
本資料は、構造物の築造及び撤去後の床掘り部における埋戻しに適用する。

#### 1) 適用できる範囲

- (1) 埋戻し
  - a 埋戻しにおいて材料のはねつけを行う場合
  - b 埋戻しにおいて敷均しを行う場合
  - c 埋戻しにおいて締固めを行う場合
- (2) タンパ締固め
  - a タンパによる締固めを行う場合

### 7-2 施工概要

#### 1) 施工フロー



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. 床掘作業は「6. 床掘工」による。

### 7-3 施工パッケージ

#### 1) 埋戻し

##### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表7. 1 埋戻し 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

施工方法	土質	締固めの有無
最小埋戻幅4m以上	—	—
最大埋戻幅4m以上	—	—
最大埋戻幅1m以上4m未満	—	—
最大埋戻幅1m未満	—	—
上記以外(小規模)	土砂	—
現場制約あり	土砂	有り
		無し
	岩塊・玉石	有り
		無し

- (注) 1. 上表は、構造物の築造及び撤去後の床掘り部のはねつけ、埋戻し、敷均し・締固め等、補助労務(敷均し及びタンパ締固め補助)、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。  
 2. 施工方法「上記以外(小規模)」とは、1箇所当たりの施工土量が100m<sup>3</sup>程度まで、又は平均施工幅1m未満の床掘りに伴う埋戻しで、「1箇所当り」とは、目的物1箇所当りであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。  
 3. 施工方法「現場制約あり」とは、機械施工が困難な場合。

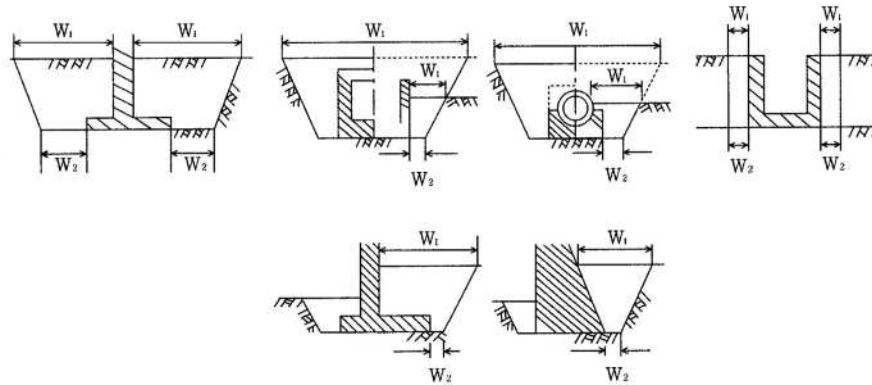
4. 埋戻幅

最大埋戻幅：下図における埋戻幅(W1)

最小埋戻幅：下図における埋戻幅(W2)

なお、擁壁等で前背面の最大埋戻幅が異なる場合は、広い方の領域を基準とし、狭い方も同一条件区分を適用するものとする。

5. 最小埋戻幅が4m以上の場合は、最大埋戻幅に関係なく、最小埋戻幅4m以上を適用する。
6. はねつけ機械の搬入が困難な場合は、施工方法を現場制約あり、締固め有りとする。
7. 機械施工が困難な場合において、小運搬や盛土法面整形が必要な場合は、別途計上する。
8. 締固めを伴わない作業等、本施工パッケージによることが著しく不適当と判断される場合は、別途考慮する。



(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 7. 2 埋戻し 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	施工方法					備考	
		最小埋戻幅 4m以上	最大埋戻幅 4m以上	最大埋戻幅 1m以上 4m未満	最大埋戻幅 1m未満	左記以外 (小規模)		現場制約あり
機械	K 1	バックホウ(クローラ型) [標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	○	○	○			賃料
		バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)] 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )				○		
		バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )					○	
	K 2	ブルドーザ [普通・排出ガス対策型(2014年規制)] 15t級	○					
		振動ローラ(舗装用) [ハンドガイド式] 質量0.5~0.6t		○	○			賃料
	K 3	タンパ及びランマ 質量60~80kg		○	○	○		※
ランマ 質量60~80kg						○		
労務	R 1	運転手(特殊)	○	○	○	○	○	
	R 2	特殊作業員		○	○	○	○	※
	R 3	普通作業員		○	○	○	○	
	R 4	—						
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	○	○	○	○	○	
	Z 2	ガソリン レギュラー スタンド		○	○	○	○	※
	Z 3	—						
	Z 4	—						
市場単価	S	—						

※：締固め有りの場合

2) タンパ締固め

(1) 条件区分

タンパ締固めの積算条件区分はない。

積算単位は、 $m^3$ とする。

- (注) 1. タンパ締固めは、タンパによる締固め作業等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料を含む）を含む。
2. 土量は締固め後の土量とする。
3. 埋戻しの現場制約ありで締固め有りを選択した場合は、タンパ締固めを含んでいるので、別途計上する必要はない。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 7. 3 タンパ締固め 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	タンパ及びランマ 質量60～80kg	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	ガソリン レギュラー スタンド	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	



## 8. 土留覆工下での掘削・埋戻工

### 8-1 適用範囲

本資料は、土留覆工下での掘削深さ16mまでの掘削工及び埋戻工に適用する。

### 8-2 掘削工

掘削工の施工歩掛は、次表を標準とする。ただし、コンクリート及びアスファルト舗装版の破碎等、砂、砂質土、レキ質土及び粘性土以外の掘削は、別途考慮する。

表 8.1 掘削工施工歩掛

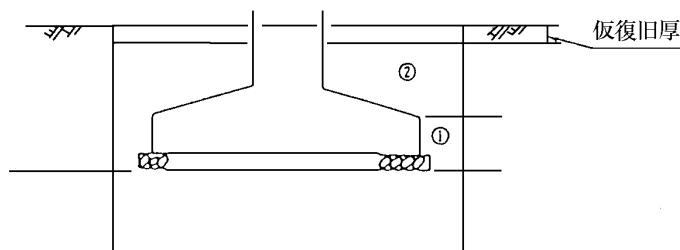
(100m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	土留方式
			土留覆工
普 通 作 業 員		人	2.69
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運 転	標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	日	0.28
ク ラ ム シ ェ ル 運 転	油圧クラムシェル・テレスコピック式 平積0.4m <sup>3</sup>	〃	0.53
小 型 バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運 転	標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	〃	0.64
諸 雑 費 率		%	0.2

- (注) 1. 普通作業員は、基面整正(床付面の整正作業)、土平落し、地下埋設部箇所の掘削補助及び湧水を導くため素掘水路を掘削する程度の小規模な湧水処理を行う。なお、排水処理が必要な場合は、別途計上する。
2. 土留覆工方式とは、切梁上部に覆工板を設置する仮設構造をいう。
3. 諸雑費は小型バックホウの坑内への搬入搬出に要する費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. ダンプトラックによる運搬作業は、「第2章運搬工 2-4 土留覆工下での掘削・埋戻工におけるダンプトラックの運搬作業」により計上する。

### 8-3 埋戻工

1) 締固めを必要とする箇所（国道及び幹線街路等）での埋戻しは標準として下記により行うものとする。



#### 2) 機種の選定

埋戻工における機械・規格は、次表を標準とする。

表8.2 機種の選定

種 別	施 工 区 分	名 称	規 格
敷均し	①	人 力	
	②	ブ ル ド ー ザ	普通・排出ガス対策型（第1次基準値） 3 t 級
締固め	①	水 締 め（人 力）	
	②	振 動 ロ ー ラ（舗 装 用）	ハンドガイド式 運転質量0.8～1.1 t
		ラ ン マ	質量60～80 kg

（注）人力施工における水締めは、W（土留壁と躯体間の埋戻幅）が 0.9m未満の場合とする。

#### 3) 施工歩掛

##### (1) 施工区分①の埋戻工

施工区分①の埋戻工（敷均し、締固め）の施工歩掛は、次表を標準とする。

表8.3 埋戻工施工歩掛 (100m<sup>3</sup>当り)

名 称	単 位	数 量
普通作業員	人	21
諸雑费率	%	0.2

（注）1 水締め施工における水について、地下水等以外を使用する場合は、水代を計上してもよい。

2 諸雑費は、工事用水中モータポンプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 購入土等が必要な場合は、別途計上する。

##### (2) 施工区分②の埋戻工

施工区分②の埋戻工（敷均し、締固め）の施工歩掛は、次表を標準とする。

表8.4 埋戻工施工歩掛 (100m<sup>3</sup>当り)

名 称	単 位	数 量
普通作業員	人	3.3
ブルドーザ運転	h	5.1
振動ローラ （舗装用）運転	〃	5.2
ランマ運転	日	1.3

4) 覆工板開閉工

覆工板開閉工は、覆工板の開閉作業に適用し、設置及び撤去には適用しない。

覆工板の開閉作業の歩掛は、次表を標準とする。

表 8.5 覆工板の開閉作業の歩掛 (覆工面積 100m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役		人	2.8
と び 工		〃	5.5
普 通 作 業 員		〃	3.3
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型 (第1次基準値) 25 t 吊	日	2.6

(注) 1 ラフテレーンクレーンは賃料とする。

2 計上する覆工面積は、1 工事あたりの総覆工面積 1 回とし、開閉回数によらない。

8-4 単価表

(1) 掘削工 100m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表 8.1
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	日		〃
ク ラ ム シ ェ ル 運 転	油圧クラムシェル・テレスコピック式 平積0.4m <sup>3</sup>	〃		〃
小 型 バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

## (2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→93 機械損料数量→1.50
クラムシエル	油圧クラムシエル テレスコピック式 平積0.4m <sup>3</sup>	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→93 機械損料数量→1.47
小型バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> (平積0.06m <sup>3</sup> )	機-23	燃料消費量→15 機械損料数量→1.52

(3) 施工区分①埋戻し 100m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人	21	表8.3
砂		m <sup>3</sup>		必要に応じて別途計上
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

(4) 施工区分②埋戻し 100m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人	3.3	表8.4
砂		m <sup>3</sup>		必要に応じて別途計上
ブルドーザ運転	普通・排出ガス対策型 (第1次基準値) 3t級	h	5.1	表8.4
振動ローラ運転	ハンドガイド式運転質量0.8~1.1t	〃	5.2	〃
ランマ運転	60~80 kg	日	1.3	〃
諸 雑 費		式	1	
計				

## (5) 覆工板開閉工

覆工面積 100m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	2.8	表8.5
と び 工		〃	5.5	〃
普通作業員		〃	3.3	〃
ラフテレーンクレーン 賃	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型 (第1次基準値) 25t吊	日	2.6	〃
諸 雑 費		式	1	
計				

## (6) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
ブルドーザ	普通・排出ガス対策型 (第1次基準値) 3t級	機-1	
振動ローラ (舗装用)	ハンドガイド式 運転質量0.8~1.1t	機-9	
ランマ	質量60~80 kg	機-8	運転時間6h/日



## 第2章 運搬工

1. 適用範囲	II-2-1
2. 土砂等運搬	II-2-1
2-1 適用範囲	II-2-1
2-2 施工パッケージ	II-2-2
2-3 運搬距離	II-2-8
2-4 土留覆工下での掘削・埋戻工におけるダンプトラックの運搬作業	II-2-8
3. As 殻、Co 殻の運搬	II-2-9
3-1 適用範囲	II-2-9
3-2 施工パッケージ	II-2-9
4. 自由処分の残土運搬費	II-2-15
5. 泥土の運搬	II-2-15
5-1 運搬機種	II-2-15
5-2 運搬距離	II-2-15
5-3 運搬費	II-2-15
6. 泥水運搬工	II-2-15
6-1 適用範囲	II-2-15
6-2 施工概要	II-2-15
6-3 機種を選定	II-2-15
6-4 編成人員	II-2-16
6-5 日当り運搬量	II-2-16
7. 処理費	II-2-16
8. 単価表	II-2-16

## 1. 適用範囲

本基準は、土砂等の積込・運搬・積み卸しの積算に適用する。

## 2. 土砂等運搬

標準として土砂（残土）等の捨場については指定地処分とする。ただし、1工事当りの残土量 $V < 100\text{m}^3$ の場合は自由処分とする。（第IV節積算資料「第1章 2. 残土及び建設廃材処理の取扱い」参照）

運搬費は原則としては下記によるが、不適當の場合は別途積算してよいものとする。

### 2-1 適用範囲

本資料は、施工パッケージによる土砂等運搬に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

- (1) 自工区内の土砂等の運搬
- (2) 土取場（仮置場）から採取する土砂等の運搬
- (3) 構造物築造のために行う作業土工で生じた残土の処分場又は他工区までの運搬
- (4) 掘削工で生じた残土の処分場又は他工区までの運搬

#### 2) 適用できない範囲（別途考慮するもの）

- (1) 土砂等運搬（砂防）
- (2) 河床等沈殿物、底沼等軟弱土を除去した後の運搬作業
- (3) 機械運搬が使用出来ない箇所での人力運搬
- (4) 自動車専用道路を利用する場合
- (5) 運搬距離が60kmを超える場合

2-2 施工パッケージ

1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.1 土砂等運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

土砂等発生現場	積込機種・規格	土質	DID区間の有無	運搬距離
標準	バックホウ 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.2)
			有り	(表2.3)
		軟岩	無し	(表2.2)
			有り	(表2.3)
		硬岩	無し	(表2.2)
			有り	(表2.3)
	バックホウ 山積 1.4m <sup>3</sup> (平積1.0m <sup>3</sup> )	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.4)
			有り	(表2.5)
		軟岩	無し	(表2.4)
			有り	(表2.5)
		硬岩	無し	(表2.4)
			有り	(表2.5)
	バックホウ 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.6)
			有り	(表2.7)
		軟岩	無し	(表2.6)
			有り	(表2.7)
		硬岩	無し	(表2.6)
			有り	(表2.7)
クラムシェル 平積0.4m <sup>3</sup> または平積0.8m <sup>3</sup>	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.8)	
		有り	(表2.9)	
	軟岩	無し	(表2.8)	
		有り	(表2.9)	
	硬岩	無し	(表2.8)	
		有り	(表2.9)	
小規模	バックホウ 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.10)
		土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	有り	(表2.11)
	バックホウ 山積 0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.12)
		土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	有り	(表2.13)
現場制約あり	人力	土砂 (岩塊・玉石 混り土含む)	無し	(表2.14)
			有り	(表2.15)

(注) 1. 上表は、掘削工又は作業土工における土砂・軟岩・硬岩の運搬、路体・路床盛土工又は置換工等における土取場（仮置場）から採取する場合の土砂等の運搬、構造物築造のために行う作業土工で生じた残土の処分場までの運搬又は掘削工で生じた残土の処分場までの運搬の他、運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理に掛かる費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用できる。
3. DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
4. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
5. 運搬距離が60kmを超える場合は、別途考慮する。
6. 運搬土量は地山の土量とする。
7. 小規模は、1箇所当りの施工土量が 100m<sup>3</sup>以下、又は100m<sup>3</sup>以上で現場が狭隘な場合とする。また、構造物及び建造物の障害物により施工条件が制限されるような狭隘な場合。又は1箇所当りの施工土量が、50m<sup>3</sup>以下の場合とする。
8. 現場制約有りとは、現場狭小のため機械搬入が不可な場合。
9. 標準とは、「小規模」、「現場制約有り」に該当しない場合。



表 2. 2 運搬距離 (1)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	3.0km以下
	4.0km以下
	5.5km以下
	6.5km以下
	7.5km以下
	9.5km以下
	11.5km以下
	15.5km以下
	22.5km以下
49.5km以下	
60.0km以下	

表 2. 3 運搬距離 (2)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	5.0km以下
	6.0km以下
	7.0km以下
	8.5km以下
	11.0km以下
	14.0km以下
	19.5km以下
31.5km以下	
60.0km以下	

表 2. 4 運搬距離 (3)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	6.0km以下
	7.0km以下
	8.5km以下
	10.0km以下
	12.5km以下
	16.5km以下
	23.5km以下
51.5km以下	
60.0km以下	

表 2. 5 運搬距離 (4)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	5.5km以下
	6.5km以下
	8.0km以下
	9.5km以下
	11.5km以下
	15.0km以下
	20.5km以下
33.0km以下	
60.0km以下	

表 2. 6 運搬距離 (5)

積算条件	区分
運搬距離	0.5km以下
	1.0km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	6.0km以下
	7.5km以下
	10.0km以下
	13.5km以下
	19.5km以下
	39.0km以下
	60.0km以下

表 2. 7 運搬距離 (6)

積算条件	区分
運搬距離	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	3.0km以下
	4.0km以下
	5.5km以下
	7.0km以下
	9.0km以下
	12.0km以下
	17.5km以下
	28.5km以下
	60.0km以下

表 2. 8 運搬距離 (7)

積算条件	区分
運搬距離	0.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	4.0km以下
	5.5km以下
	7.5km以下
	10.5km以下
	16.0km以下
	30.0km以下
	60.0km以下

表 2. 9 運搬距離 (8)

積算条件	区分
運搬距離	0.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.5km以下
	5.0km以下
	7.0km以下
	10.0km以下
	14.5km以下
	24.5km以下
	60.0km以下

表 2. 10 運搬距離 (9)

積算条件	区分
運搬距離	0.2km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.5km以下
	3.5km以下
	4.0km以下
	5.0km以下
	6.0km以下
	7.5km以下
	10.0km以下
	13.0km以下
	19.0km以下
	35.0km以下
	60.0km以下

表 2. 11 運搬距離 (10)

積算条件	区分
運搬距離	0.2km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	5.5km以下
	7.0km以下
	9.0km以下
	12.0km以下
	17.0km以下
	27.0km以下
	60.0km以下

表 2. 12 運搬距離 (11)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	5.5km以下
	7.0km以下
	9.0km以下
	12.0km以下
	17.0km以下
	28.5km以下
60.0km以下	

表 2. 13 運搬距離 (12)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	5.0km以下
	6.5km以下
	8.0km以下
	11.0km以下
	15.0km以下
	24.0km以下
60.0km以下	

表 2. 14 運搬距離 (13)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	0.5km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	4.0km以下
	5.0km以下
	6.5km以下
	8.5km以下
	11.0km以下
	16.0km以下
	27.5km以下
60.0km以下	

表 2. 15 運搬距離 (14)

積算条件	区分
運搬距離	0.3km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.5km以下
	4.5km以下
	6.0km以下
	8.0km以下
	10.5km以下
	14.5km以下
	23.0km以下
	60.0km以下

2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 2. 16 土砂等運搬 代表機労材規格一覧

土砂等発生現場	項目	代表機労材規格	備考	
標準	機械	K 1	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]10t積級	タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む
		K 2	—	
		K 3	—	
	労務	R 1	運転手 (一般)	
		R 2	—	
		R 3	—	
		R 4	—	
	材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
		Z 2	—	
		Z 3	—	
Z 4		—		
市場単価	S	—		
小規模	機械	K 1	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]4t積級	・積込機種・規格がバックホウ山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )の場合 ・タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む
			ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]2t積級	・積込機種・規格がバックホウ山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )の場合 ・タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む
		K 2	—	
	K 3	—		
	労務	R 1	運転手 (一般)	
		R 2	—	
		R 3	—	
		R 4	—	
	材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
		Z 2	—	
Z 3		—		
Z 4		—		
市場単価	S	—		
現場制約あり	機械	K 1	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]2t積級	タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む
		K 2	—	
		K 3	—	
	労務	R 1	運転手 (一般)	
		R 2	—	
		R 3	—	
		R 4	—	
	材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
		Z 2	—	
		Z 3	—	
Z 4		—		
市場単価	S	—		

2-3 運搬距離

工事現場から処分地までの実距離を計上する。

2-4 土留覆工下での掘削・埋戻工におけるダンプトラックの運搬作業

1) ダンプトラック (10 t 積級) による土砂の100m<sup>3</sup>当りの運搬日数は、表 2.17による。

表 2.17 ダンプトラック運搬日数 (100m<sup>3</sup>当り)

積込機種・規格	バックホウ (クローラ型) 標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 又はクラムシェル 油圧クラムシェル テレスコピック式 平積0.4m <sup>3</sup>								
運搬機種・規格	ダンプトラック オンロード・ディーゼル 10 t 積級								
D I D 区間：無し									
運搬距離 (km)	1.5以下	2.5以下	4.5以下	5.5以下	7.0以下	9.0以下	12.5以下	18.5以下	
運搬日数 (日)	1.5	1.7	2.1	2.4	2.6	3.2	3.8	4.7	
運搬距離 (km)	34.0以下	60.0以下							
運搬日数 (日)	6.3	9.5							
D I D 区間：有り									
運搬距離 (km)	1.5以下	2.5以下	4.0以下	5.0以下	6.5以下	8.5以下	11.5以下	16.5以下	
運搬日数 (日)	1.5	1.7	2.1	2.4	2.7	3.2	3.8	4.7	
運搬距離 (km)	26.5以下	60.0以下							
運搬日数 (日)	6.3	9.5							

- (注) 1. 上表は地山100m<sup>3</sup>の土量を運搬する日数である。  
 2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは平均値とする。  
 3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。  
 4. D I D (人口集中地区) は、総務省統計局の国勢調査報告書資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。  
 5. 運搬距離が60kmを越える場合は、別途考慮する。

※参考

(a) 1台当り積載土量 (q) (m<sup>3</sup>)

土質名	10 t 車	2 t 車
土砂	5.5	1.1
軟岩	4.5	0.9
硬岩	4.0	0.8
A s 殻	4.2	0.8
C o 殻 (無筋)	4.2	0.8
C o 殻 (有筋)	4.0	0.8

(b) 地山の単位体積重量 (t / m<sup>3</sup>)

土砂	1.8
軟岩	2.2
硬岩	2.5
A s 殻	2.35
C o 殻 (無筋)	2.35
C o 殻 (有筋)	2.5

### 3. As 殻、Co 殻の運搬

#### 3-1 適用範囲

本資料は、構造物撤去工における殻運搬に適用する。

##### 1) 適用できる範囲

- (1) 既設コンクリート構造物のとりこわしにより発生した殻（鉄筋・無筋）の運搬の場合
- (2) コンクリート舗装版、アスファルト舗装版、コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版の破砕作業により発生した殻の運搬の場合
- (3) バックホウを用いて行う平均施工幅 1 m 未満の舗装版破砕（舗装厚5cm以内）により発生した殻の運搬の場合
- (4) モルタルの吹付法面のとりこわし作業により発生した殻の運搬の場合

##### 2) 適用できない範囲

- (1) 路面切削作業で発生したアスファルト殻の運搬
- (2) 電線共同溝におけるアスファルト舗装版の破砕作業により発生した殻の運搬
- (3) 自動車専用道路を利用する場合
- (4) 運搬距離が60kmを超える場合
- (5) 既設コンクリート構造物のとりこわし等により発生した殻（鉄筋・無筋）を人力で積み込む場合
- (6) 「第15章3. 構造物とりこわし工」による、とりこわし作業（積み込みを含む）が人力施工の場合

#### 3-2 施工パッケージ

##### 1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3. 1 殻運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

殻発生作業	積込工法区分	DID区間の有無	運搬距離
コンクリート (無筋) 構造物とりこわし	機械積込	無し	1.6km以下
			3.3km以下
			5.7km以下
			8.0km以下
			10.9km以下
			14.4km以下
			18.5km以下
			23.2km以下
			28.4km以下
			34.3km以下
			41.3km以下
			49.4km以下
			58.8km以下
60.0km以下			

殻発生作業	積込工法区分	DID区間の有無	運搬距離
コンクリート (無筋) 構造物とりこわし	機械積込	有り	1.6km以下
			3.3km以下
			5.7km以下
			8.0km以下
			10.9km以下
			14.4km以下
			18.5km以下
			23.2km以下
			28.4km以下
			34.3km以下
			41.3km以下
			49.4km以下
			58.8km以下
			60.0km以下
コンクリート (鉄筋) 構造物とりこわし	機械積込	無し	1.6km以下
			3.3km以下
			5.7km以下
			8.0km以下
			10.9km以下
			14.4km以下
			18.5km以下
			23.2km以下
			28.4km以下
			34.3km以下
			41.3km以下
			49.4km以下
	58.8km以下		
	60.0km以下		
	機械積込	有り	1.6km以下
			3.3km以下
			5.7km以下
			8.0km以下
			10.9km以下
			14.4km以下
			18.5km以下
			23.2km以下
			28.4km以下
			34.3km以下
41.3km以下			
49.4km以下			
58.8km以下			
60.0km以下			



殻発生作業	積込工法区分	DID区間の有無	運搬距離	
舗装版破碎	機械積込 (騒音対策不要、 舗装版厚15cm超) 又は (騒音対策必要)	無し	0.5km以下	
			1.0km以下	
			2.0km以下	
			2.5km以下	
			3.5km以下	
			4.5km以下	
			6.0km以下	
			7.5km以下	
			10.0km以下	
			13.5km以下	
			19.5km以下	
			39.0km以下	
			60.0km以下	
			無し	0.5km以下
				1.0km以下
	1.5km以下			
	2.0km以下			
	3.0km以下			
	4.0km以下			
	5.5km以下			
	7.0km以下			
	9.0km以下			
	12.0km以下			
	17.5km以下			
	28.5km以下			
	60.0km以下			
	機械積込 (騒音対策不要、 舗装版厚15cm以下)	無し		0.3km以下
				1.5km以下
			3.5km以下	
			6.5km以下	
11.5km以下				
22.0km以下				
有り		60.0km以下		
		0.3km以下		
		1.5km以下		
		3.5km以下		
		6.0km以下		
		10.5km以下		
19.5km以下				
60.0km以下				

殻発生作業	積込工法区分	DID区間の有無	運搬距離
舗装版破碎	機械積込 (小規模土工)	無し	0.3km以下
			1.0km以下
			1.5km以下
			2.5km以下
			3.0km以下
			3.5km以下
			4.5km以下
			5.5km以下
			7.0km以下
			9.0km以下
			12.0km以下
			17.0km以下
			28.5km以下
			60.0km以下
		有り	0.3km以下
			1.0km以下
			1.5km以下
			2.5km以下
			3.0km以下
			3.5km以下
			4.5km以下
			5.0km以下
			6.5km以下
			8.0km以下
11.0km以下			
15.0km以下			
24.0km以下			
60.0km以下			

殻発生作業	積込工法区分	DID区間の有無	運搬距離
吹付法面とりこわし (モルタル)	機械積込	無し	0.5km以下
			1.0km以下
			1.5km以下
			2.0km以下
			2.5km以下
			3.5km以下
			4.5km以下
			6.0km以下
			7.0km以下
			8.5km以下
			9.0km以下
			10.5km以下
			13.5km以下
			18.0km以下
		27.5km以下	
		60.0km以下	
		有り	0.5km以下
			1.0km以下
			1.5km以下
			2.0km以下
			2.5km以下
			3.5km以下
			4.0km以下
			5.0km以下
6.0km以下			
7.0km以下			
8.0km以下			
9.0km以下			
12.0km以下			
16.0km以下			
23.0km以下			
43.0km以下			
60.0km以下			

- (注) 1. 上表は、既設構造物等のとりこわし、舗装版の破碎によって発生するコンクリート殻又はアスファルト殻、モルタルの吹付法面のとりこわしによって発生した殻の運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。なお、積込作業は含まない。
2. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む。
3. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用できる。
4. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
5. 有料道路を利用する場合には、別途考慮する。
6. DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
7. 運搬距離が60kmを超える場合は、別途考慮する。
8. 設計数量は、構造物をとりこわす前の体積とする。

2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3. 2 殻運搬 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]10t積級	・下記以外の場合 ・タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む
		ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]2t積級	・積込工法区分が機械積込（小規模土工） の場合 ・タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む
		ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]4t積級	・賃料 ・殻発生作業が吹付法面とりこわし（モルタル）の場合
	K 2	—	
K 3	—		
労務	R 1	運転手（一般）	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

4. 自由処分の残土運搬費

別途定めるものとする。

5. 泥土の運搬

5-1 運搬機種

10 t ダンプトラック（コンテナ付）を標準とする。

5-2 運搬距離

第IV積算資料「第1章 2. 残土及び建設廃材処理の取扱い」を参照すること。

5-3 運搬費

歩掛りは、次表の運搬距離に対応する運搬日数を用いるものとする。

表5. 1 ダンプトラック運搬日数

(100m<sup>3</sup>当り)

運搬機種・規格	ダンプトラック10 t 積							
D I D 区間：無し								
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下	3.0以下	4.0以下	5.5以下
運搬日数 (日)	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8
運搬距離 (km)	6.5以下	7.5以下	9.5以下	11.5以下	15.5以下	22.5以下	49.5以下	60.0以下
運搬日数 (日)	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り								
運搬距離 (km)	0.3以下	0.5以下	1.0以下	1.5以下	2.0以下	3.0以下	3.5以下	5.0以下
運搬日数 (日)	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8
運搬距離 (km)	6.0以下	7.0以下	8.5以下	11.0以下	14.0以下	19.5以下	31.5以下	60.0以下
運搬日数 (日)	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

(注) 積込費はリバース杭の単価に含まれているので計上しないこと。

本基準によりがたい場合は、担当課と協議すること。

## 6. 泥水運搬工

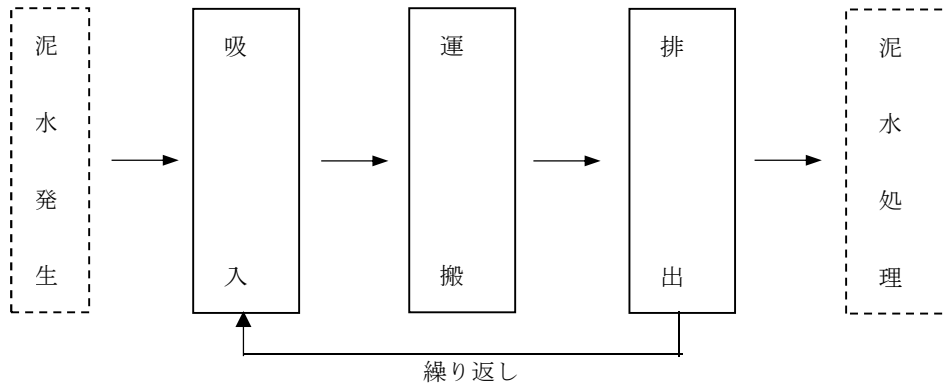
### 6-1 適用範囲

本資料は、地盤改良及び基礎工事等の施工に伴い発生する泥水及び汚泥（以下泥水とする）を、側溝清掃車を使用して運搬する場合に適用する。

泥水運搬には吸入管設置、吸入、吸入管撤去、運搬、排出、現場に戻る作業を含む。DID区間の有無に関係なく適用出来る。吸入管の設置または撤去が50m以上の場合は適用範囲外とする。なお、泥水処理が必要な場合は、泥水処理費を別途計上する。

### 6-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

### 6-3 機種を選定

機種・規格は次表を標準とする。

表6.1 機種を選定

機 械 名	規 格	適 要
側溝清掃車	ブロワ式 ホッパ容量9.0m <sup>3</sup> 風量40m <sup>3</sup> /min	

### 6-4 編成人員

泥水運搬工の編成人員は次表を標準とする。

表6.2 日当り編成人員 (人/日)

名 称	数 量
普 通 作 業 員	1

6-5 日当り運搬量

泥水運搬工における日当り運搬量は、次表を標準とする。

表 6.3 日当り運搬量 (m<sup>3</sup>/日)

運 搬 距 離	数 量
7.0km以下	10.8
7.0km超え14.0km以下	9.6
14.0km超え22.0km以下	8.6
22.0km超え31.0km以下	7.7
31.0km超え41.0km以下	6.9
41.0km超え51.0km以下	6.2
51.0km超え63.0km以下	5.6
63.0km超え77.0km以下	5.0
77.0km超え80.0km以下	4.7

- (注) 1. 運搬距離は搬出先までの片道距離であり、現場に戻る復路の距離が異なる際は平均値とする。  
 2. 有料道路を利用する場合は、利用料金を別途計上する。  
 3. 運搬距離が、80.0kmを超える場合は、別途考慮する。

7. 処理費

共通単価表参照

8. 単価表

1) 側溝清掃車運搬100m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	1 × 100 / D	表6.2、表6.3
側 溝 清 掃 車 運 転	ブロワ式 ホッパ容量 9.0m <sup>3</sup> 風量40m <sup>3</sup> /min	日	100 / D	表6.3 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
側 溝 清 掃 車	ブロワ式 ホッパ容量 9.0m <sup>3</sup> 風量40m <sup>3</sup> /min	機-19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転労務数量→1.00</li> <li>・ 燃料消費量 →84</li> <li>・ 機械損料数量→1.00</li> </ul>



## 第3章 コンクリート構造物工

1. コンクリート工	II-3-1
1-1 適用範囲	II-3-1
1-2 施工概要	II-3-1
1-3 コンクリート打設工法の選定	II-3-2
1-4 施工パッケージ	II-3-4
1-5 施工歩掛	II-3-7
1-6 単価表	II-3-10
2. 鉄筋工（太径鉄筋含む）	II-3-11
2-1 一般	II-3-11
2-2 鉄筋工	II-3-11
2-3 鉄筋工（ガス圧接工）	II-3-16
3. 型枠工	II-3-19
3-1 適用範囲	II-3-19
3-2 施工概要	II-3-19
3-3 施工パッケージ	II-3-20
3-4 鋼製型枠損料	II-3-22
4. 張りコンクリート工	II-3-23
4-1 適用範囲	II-3-23
4-2 施工概要	II-3-24
5. 支保工	II-3-29
5-1 支保工の使用区分	II-3-29
5-2 支保工の数量算出	II-3-29
5-3 支保工に作用する荷重	II-3-29
5-4 ビディ式枠組支保工	II-3-29
5-5 鋼製支保工	II-3-32
5-6 回転支保工	II-3-34
5-7 支保工防護工	II-3-35
6. 足場工	II-3-36
6-1 枠組足場工	II-3-36



## 1. コンクリート工

### 1-1 適用範囲

本資料は、一般的な構造物（無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物）の人力及び機械によるコンクリート打設に適用する。

#### 1) 適用できる範囲（以下のいずれかの条件に該当する場合）

- (1) 無筋構造物（表1.1を参照）
- (2) 鉄筋構造物（表1.1を参照）
- (3) 小型構造物（表1.1を参照）

#### 2) 適用できない範囲（以下のいずれかの条件に該当する場合）

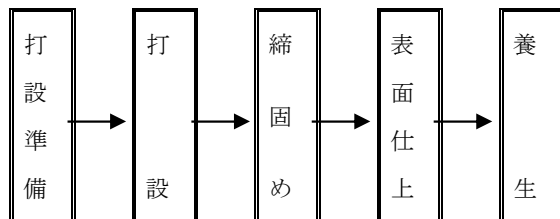
- (1) ダムコンクリート、トンネル覆工コンクリート、砂防コンクリート、コンクリート舗装、消波根固めブロック、コンクリート桁及び軽量コンクリート等の特殊コンクリート打設、並びに、橋梁床版の養生工
- (2) 場所打擁壁工（1）（2）
- (3) 函渠工（1）（2）
- (4) 共同溝工（ただし、現場打ちの電線共同溝（C・C・BOX）を除く。）
- (5) 橋台・橋脚工（1）（2）
- (6) 張りコンクリート工（平均厚さ5cm以上10cm以下）
- (7) 深礎工

表1.1 コンクリート構造物の分類

構造物種別	コンクリート構造物の分類
無筋構造物	マッシブな構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等
鉄筋構造物	水路、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、橋梁床版、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物
小型構造物	コンクリート断面積が1m <sup>2</sup> 以下の連続している側溝、笠コンクリート等、コンクリート量が1m <sup>3</sup> 以下の点在する集水枡、照明基礎、標識基礎等

### 1-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分である。

1-3 コンクリート打設工法の選定

コンクリート打設工法の選定は、図1.1及び図1.2、図1.3を標準とするが、現場状況等を考慮し、これより難しい場合は、別途考慮する。

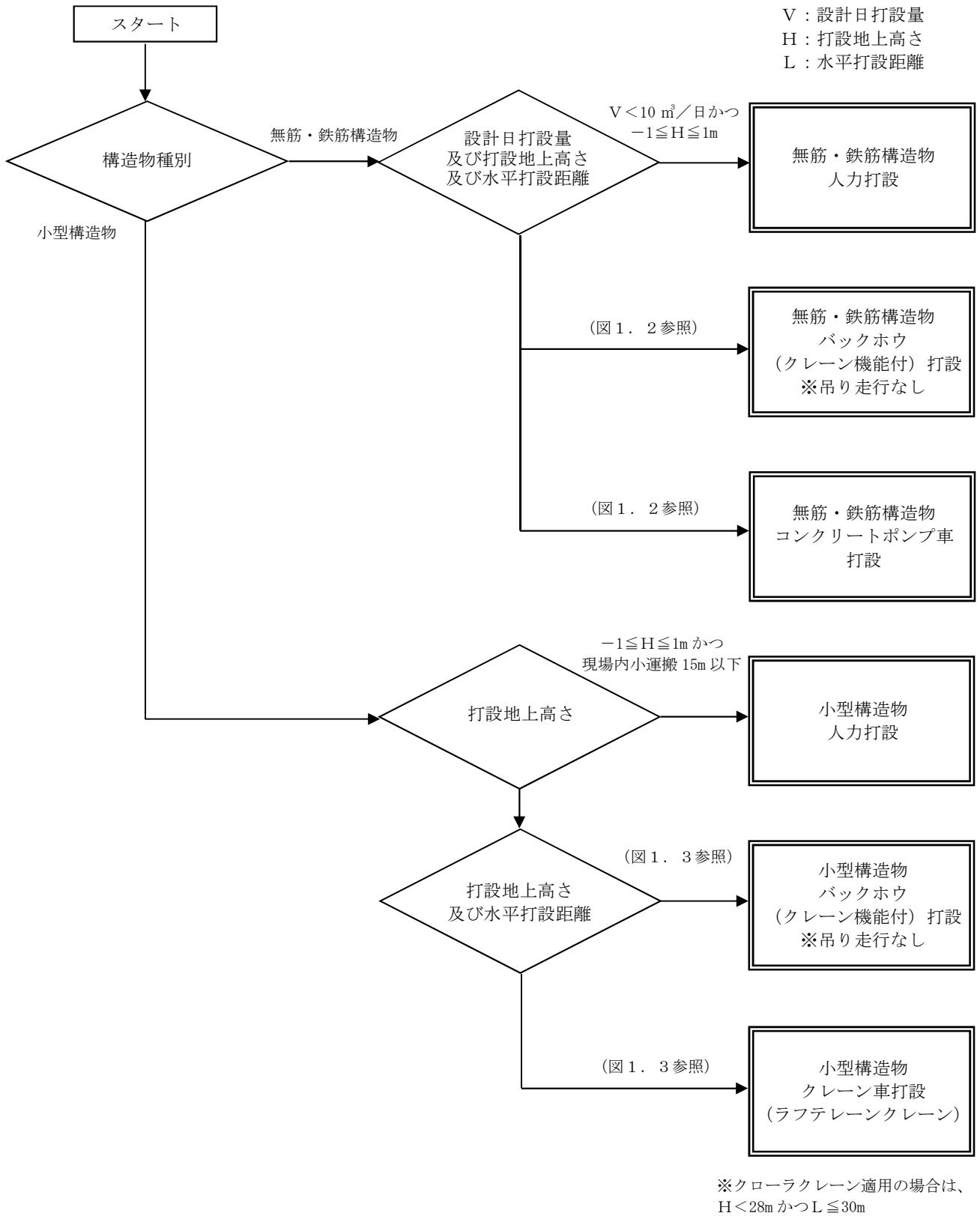


図1.1 コンクリート打設工法の選定

1) 無筋・鉄筋構造物

4.5m超	適用範囲外				
4.5m以下	バックホウ (クレーン機能付) 打設 ただしL ≤ 4.0m ※吊り走行なし	コンクリート ポンプ車打設		コンクリート ポンプ車打設	適用範囲外
1.0m超					
1.0m以下	人力打設 (現場内小運搬15m以下)				
0m					
		10m <sup>3</sup> /日未満	10m <sup>3</sup> /日以上 100m <sup>3</sup> /日未満	100m <sup>3</sup> /日以上 500m <sup>3</sup> /日未満	500m <sup>3</sup> /日以上
-1.0m以上					
-1.0m未満	バックホウ (クレーン機能付) 打設 ただしL ≤ 2.0m ※吊り走行なし	コンクリート ポンプ車打設		コンクリート ポンプ車打設	適用範囲外
-6.5m以上					
-6.5m未満	適用範囲外				

設計日打設量

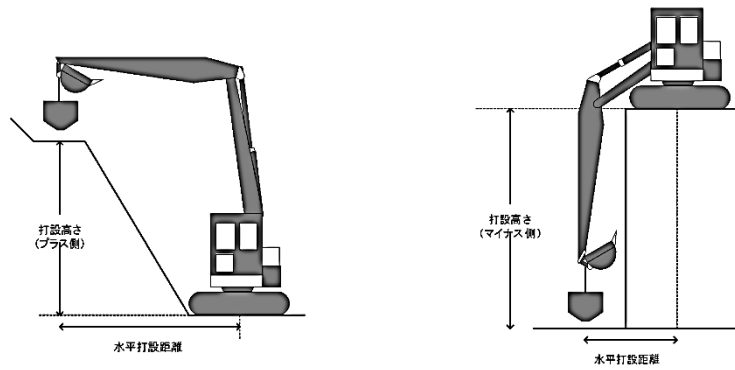
図1. 2 コンクリート打設工法の選定 (無筋・鉄筋構造物)

2) 小型構造物

28m以下										
4.5m超				クレーン車打設		クレーン車打設				適用範囲外
4.5m以下	バックホウ (クレーン機能付) 打設 ※吊り走行なし			【ラフテレーンクレーン】		【クローラクレーン】				
1.0m超										
1.0m以下	人力打設 (現場内小運搬15m以下)		15m以下	15m超						
0m										
		2m以下	2m超	4m以下	4m超	20m以下	20m超	30m以下	30m超	
-1.0m以上										
-1.0m未満	バックホウ (クレーン機能付) 打設 ※吊り走行なし									適用範囲外
-6.5m以上				クレーン車打設		クレーン車打設				
-6.5m未満				【ラフテレーンクレーン】		【クローラクレーン】				

水平打設距離

図1. 3 コンクリート打設工法の選定 (小型構造物)



(参考図) バックホウによるコンクリート打設範囲

1-4 施工パッケージ

1) コンクリート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表1.2 コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位: m³)

構造物種別	打設工法	コンクリート規格	設計日打設量	養生工の種類	圧送管延長距離区分	現場内小運搬の有無	打設高さ、水平打設距離
無筋・鉄筋構造物	コンクリートポンプ車打設	(表1.4)	10m³以上 100m³未満	養生無し	延長無し	—	—
					60m以下	—	—
					60mを超え120m以下	—	—
					120mを超え180m以下	—	—
					180mを超え240m以下	—	—
				一般養生	延長無し	—	—
					60m以下	—	—
					60mを超え120m以下	—	—
					120mを超え180m以下	—	—
					180mを超え240m以下	—	—
				特殊養生 (練炭、 ジェットヒータ)	延長無し	—	—
					60m以下	—	—
			60mを超え120m以下		—	—	
			120mを超え180m以下		—	—	
			180mを超え240m以下		—	—	
			100m³以上 500m³未満	養生無し	延長無し	—	—
	240m以下	—			—		
	一般養生	延長無し		—	—		
		240m以下		—	—		
	特殊養生 (練炭、 ジェットヒータ)	延長無し	—	—			
		240m以下	—	—			
	バックホウ (クレーン機能付) 打設	—	—	養生無し	—	—	—
				一般養生			
				特殊養生(練炭、 ジェットヒータ)			
人力打設	—	—	養生無し	—	—	有り	—
						無し	
			一般養生			有り	—
						無し	
			特殊養生 (練炭、 ジェットヒータ)			有り	—
						無し	

小型 構造物	クレーン車打 設	—	養生無し	—	—	(表1. 5)							
			一般養生										
			特殊養生 (練炭)										
			特殊養生 (ジェットヒータ)										
	バックホウ (クレーン機 能付) 打設		養生無し				—	—	—				
			一般養生										
			特殊養生 (練炭)										
			特殊養生 (ジェットヒータ)										
	人力打設		養生無し							—	—	有り	—
			一般養生									無し	
			特殊養生 (練炭)									有り	
			特殊養生 (ジェットヒータ)									無し	
				有り									
				無し									
				有り									
				無し									
				有り									
				無し									

- (注) 1. 上表は、一般的な構造物（無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物）のコンクリート打設、締固め、表面仕上、養生、15m以下の人力運搬車による現場内小運搬（人力打設で、現場内小運搬「有り」の場合）、シュート、コンクリートパイプレータ、コンクリートバケット損料、電力に関する経費、ホースの筒先作業等を行う機械付補助作業（コンクリートポンプ車打設の場合）、コンクリートバケットへのコンクリート積込及び玉掛作業等を行う機械付補助作業（クレーン車打設及びバックホウ（クレーン機能付）打設の場合）等、その施工に要する全ての費用を含む。
2. コンクリートの材料ロスを含む。標準ロス率は、無筋構造物が +0.07、鉄筋構造物 +0.03、小型構造物が +0.06 とする。
3. 無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設において、コンクリートポンプ車圧送のコンクリートのスランプ値及び粗骨材の最大寸法は、次表のとおりとする。

表1. 3 無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車圧送のコンクリートの標準範囲

スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
8 ~ 12	40 以下

4. 無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設において、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超える場合は、超えた部分について圧送管延長距離を積算条件区分から選択する。この場合、圧送管の日々組立・撤去費用を含む。なお、圧送管の固定足場（受枠）を必要とする場合は、別途計上する。
5. 無筋・鉄筋構造物バックホウ（クレーン機能付）打設及び小型構造物バックホウ（クレーン機能付）打設のバケット容量は、 $V=0.3\text{m}^3$ を標準とする。
6. 小型構造物クレーン車打設において、クローラクレーンを使用する場合は、現場条件から打設高さを検討し、適当なブーム長さを設定する。
7. 小型構造物クレーン車打設のバケット容量は、 $V=0.6\text{m}^3$ を標準とする。
8. 特殊養生は、河川・海岸・道路工事等における寒中コンクリートの養生に適用する。  
なお、養生方法は給熱養生を標準とし、異形ブロック製作における養生は適用しない。養生のための足場は別途計上とする。

表1. 4 コンクリート規格

積算条件	区分		
コンクリート 規格	21-8-25(20) (普通)	24-8-40(普通)	24-12-40(高炉)
	21-12-25(20) (普通)	24-12-40(普通)	21-12-40(高炉)
	24-8-25(20) (普通)	4.5-2.5-40(普通)	40-8-25(早強)
	24-12-25(20) (普通)	21-8-25(20) (高炉)	40-12-25(早強)
	27-8-25(20) (普通)	21-12-25(20) (高炉)	21-8-25(早強)

	27-12-25(20)(普通)	24-8-25(20)(高炉)	21-12-25(早強)
	30-8-25(20)(普通)	24-12-25(20)(高炉)	24-8-25(早強)
	30-12-25(20)(普通)	19.5-5-40(高炉)	24-12-25(早強)
	40-8-25(20)(普通)	19.5-8-40(高炉)	18-8-25(高炉)
	40-12-25(20)(普通)	19.5-12-40(高炉)	18-12-25(高炉)
	18-8-40(普通)	18-5-40(高炉)	21-5-80(高炉)
	18-12-40(普通)	21-5-40(高炉)	18-3-40(高炉)
	19.5-8-40(普通)	18-8-40(高炉)	21-3-40(高炉)
	21-8-40(普通)	18-12-40(高炉)	Y-0210000(各種)
	21-12-40(普通)	21-8-40(高炉)	
	22.5-8-40(普通)	24-8-40(高炉)	

表1.5 打設高さ、水平打設距離

積算条件	区分
打設高さ、 水平打設距離	打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下
	打設高さ約25m以下、水平打設距離約18m以下
	打設高さ約25m以下、水平打設距離約20m以下
	打設高さ約28m以下、水平打設距離約20m以下
	水平打設距離約30m以下

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1.6 コンクリート 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考
機械	コンクリートポンプ車[トラック架装・ブーム式] 圧送能力90~110m <sup>3</sup> /h	無筋・鉄筋構造物ポンプ車打設の場合
	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・ クレーン機能付・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積み0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	・賃料 ・無筋・鉄筋構造物バックホウ打設の 場合、又は小型構造物バックホウ打設 の場合
	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(第1次基準値)]16t吊	・賃料 ・小型構造物で、打設高さ約17m 以下、水平打設距離約17m以下の場合
	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(第1次基準値)]20t吊	・賃料 ・小型構造物で、打設高さ約25m 以下、水平打設距離約18m以下の場合
	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(第1次基準値)]25t吊	・賃料 ・小型構造物で、打設高さ約25m 以下、水平打設距離約20m以下の場合
	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(第1次基準値)]35t吊	・賃料 ・小型構造物で、打設高さ約28m 以下、水平打設距離約20m以下の場合
	クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型]50t吊	・賃料 ・小型構造物で、水平打設距離約30m 以下の場合
	K2 業務用可搬型ヒータ[ジェットヒータ][油だき・熱 風・直火型] 熱出力126MJ/h(30,100kcal)油種 灯油	無筋・鉄筋構造物で、特殊養生(練炭、 ジェットヒータ)の場合、又は小型構造物で、 特殊養生(ジェットヒータ)の場合
K3	—	
労務	R1 普通作業員	

	R 2	特殊作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	運転手（特殊）	無筋・鉄筋構造物ポンプ車打設の場合、無筋・鉄筋構造物バックホウ打設の場合、又は小型構造物バックホウ打設の場合
材料	Z 1	生コンクリート 高炉24-12-25(20) W/C55%	
	Z 2	軽油 パトロール給油	無筋・鉄筋構造物ポンプ車打設の場合、無筋・鉄筋構造物バックホウ打設の場合、小型構造物バックホウ打設の場合、又は小型構造物で、水平打設距離約30m以下の場合
	Z 3	灯油 白灯油 業務用 ミニローリー	無筋・鉄筋構造物で、特殊養生（練炭、ジェットヒータ）の場合、又は小型構造物で、特殊養生（ジェットヒータ）の場合
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 1-5 施工歩掛

### 1) 圧送管組立・撤去

#### (1) 適用範囲

本歩掛は、表1.7に示す施工パッケージ以外で、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超える場合の、超えた部分の圧送管延長分の組立・撤去到適用する。

表1.7 本歩掛が適用できない施工パッケージ

・函渠（1）	・重力式擁壁	・もたれ式擁壁	・逆T型擁壁
・L型擁壁	・コンクリート打設（深礎工）	・コンクリート	

#### (2) 圧送管組立・撤去歩掛

コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超える場合は、超えた部分の圧送管延長分について、次表の労務を、組立・撤去歩掛として計上する。

なお、これにより難しい場合は別途考慮する。

表1.8 圧送管組立・撤去歩掛 (10m当り)

名 称	単 位	組 立	撤 去
普通作業員	人	0.26	0.20

(注) 圧送管の固定足場（受枠）を必要とする場合は、別途計上する。

### 2) 養生工

#### (1) 適用範囲

本歩掛は、表1.9に示す施工パッケージ以外の養生工に適用する。

表1.9 本歩掛が適用できない施工パッケージ

・ヒューム管（B形管）	・函渠（1）	・現場打基礎コンクリート
・天端コンクリート	・小型擁壁	・重力式擁壁
・もたれ式擁壁	・逆T型擁壁	・L型擁壁
・コンクリート打設（深礎工）	・コンクリート	

#### (2) 一般養生工

一般養生工における歩掛は、次表を標準とする。

表 1. 10 養生歩掛 (10 m<sup>3</sup>当り)

名 称	単 位	無筋構造物	鉄筋構造物	小型構造物
土木一般世話役	人	0.08	0.05	0.18
普通作業員	〃	0.25	0.13	0.52
諸雑費率	%	10	21	13

(注) 諸雑費は、シート・養生マット・角材・パイプ、散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3) 養生工 (特殊養生)

(1) 適用範囲

本歩掛は、表 1. 11に示す施工パッケージ以外の河川、海岸、道路工事等における寒中コンクリートの養生に適用する。なお、養生方法は給熱養生を標準とし、異形ブロック製作における養生は、適用しない。

表 1. 11 本歩掛が適用できない施工パッケージ

・ヒューム管 (B形管)	・函渠 (1)	・現場打基礎コンクリート
・天端コンクリート	・小型擁壁	・重力式擁壁
・もたれ式擁壁	・逆T型擁壁	・L型擁壁
・コンクリート打設 (深礎工)	・コンクリート	

(2) 特殊養生工

a 特殊養生工 (練炭養生)

練炭による特殊養生歩掛は、次表を標準とする。

表 1. 12 特殊養生歩掛 (練炭養生) (10 m<sup>3</sup>当り)

名 称	単 位	無筋構造物	鉄筋構造物	小型構造物
土木一般世話役	人	0.25	0.15	0.46
普通作業員	〃	0.72	0.44	1.3
諸雑費率	%	19	20	26

(注) 1. 諸雑費は、練炭、コンロ、シート、養生マット、角材、パイプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2. 養生のための足場は、別途計上する。

b 特殊養生工 (ジェットヒータ養生)

①機種を選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表 1. 13 機種を選定

機 械 名	規 格
業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ]	[油だき・熱風・直火型] 熱出力126MJ/h (30, 100kcal/h) 油種 灯油

②施工歩掛

ジェットヒータによる特殊養生歩掛は、次表を標準とする。

表 1. 14 特殊養生歩掛 (ジェットヒータ養生) (10 m<sup>3</sup>当り)

名 称	単 位	無筋構造物	鉄筋構造物	小型構造物
土木一般世話役	人	0.21	0.12	0.69
普通作業員	〃	0.6	0.35	2.0
業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ] 運転	日	1.6	1.8	7.8
諸雑費率	%	11	22	28



- (注) 1. ジェットヒータは、賃料とする。  
 2. 諸雑費は、電力に関する経費、シート、養生マット、角材、パイプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 3. 養生のための足場は、別途計上する。

③運転時間

ジェットヒータによる特殊養生に要する施工機械運転日当り運転時間は、次表を標準とする。

表 1. 15 施工機械運転日当り運転時間 (h/日)

名 称	無筋構造物	鉄筋構造物	小型構造物
業務用可搬型ヒータ [ジェットヒータ] 運転	18.5	15.2	20.1

(注) ジェットヒータの運転時間当り燃料消費量は、灯油3.6ℓ/hとする。

4) 養生 (鋼橋床版)

(1) 条件区分

養生 (鋼橋床版) における積算条件区分はない。

積算単位は㎡とする。

- (注) 1. 鋼橋床版工における養生、ポンプ運転経費の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。  
 2. 養生面積は床版面積とする。  
 3. 養生工は、養生履材の被覆、水散布養生程度のものとし、電気養生等の特別な養生を必要とする場合は別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 1. 16 養生 (鋼橋床版) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

1-6 単価表

1) 圧送管組立・撤去費10m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.46×L/B	表1.8
諸 雑 費		式	1	
計				

- (注) 1. Lは、コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超えた部分の圧送管延長とする。  
 2. Bは、コンクリートの標準日打設量とする。  
 3. 設計日打設量が10m<sup>3</sup>以上100m<sup>3</sup>未満の場合は、標準日打設量を69m<sup>3</sup>とする。  
 4. 設計日打設量が100m<sup>3</sup>以上500m<sup>3</sup>未満の場合は、標準日打設量を280m<sup>3</sup>とする。

2) 養生工（一般養生） 10m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表1.10
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

3) 養生工（特殊養生・練炭） 10m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表1.12
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

4) 養生工（特殊養生・ジェットヒータ） 10m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表1.14
普 通 作 業 員		〃		〃
業 務 用 可 搬 型 ヒ ー タ [ジェットヒータ] 運 転	[油だき・熱風・直火型] 熱出力126MJ/h (30,100kcal/h) 油種 灯油	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

5) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
業 務 用 可 搬 型 ヒ ー タ [ジェットヒータ]	[油だき・熱風・直火型] 熱出力126MJ/h (30,100kcal/h) 油種 灯油	機-16	燃料消費量→表1.15 機械賃料数量→1.20

## 2. 鉄筋工（太径鉄筋含む）

### 2-1 一般

- 1) 鉄筋工とは、鉄筋加工及び組立の総称であり、これらに要する費用は、全て含んでいる。  
特殊な工事など、本基準によりがたい場合には、担当課と協議すること。
- 2) 鉄筋を設計図に示された形状及び寸法に一致するように、鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束線等により組立てる工法である。

### 2-2 鉄筋工

#### 1) 一般

##### (1) 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

##### ア 市場単価が適用できる範囲

- (ア) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、及び場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。
- (イ) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。

##### イ 市場単価が適用できない範囲

- a 表2.2に示す工種。
- b 表2.3に示す工種。
- c 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
- d 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- e 25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
- f その他、規格・仕様等適合せず、市場単価が適用できない場合。

表2.2 土木工事積算基準等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工
コンクリート舗装工
道路維持修繕の橋梁地覆補修工
ポストテンション桁製作
PC橋架設工
ポストテンション場所打ホロースラブ橋
ポストテンション場所打箱桁橋
伸縮装置工
沓座拡幅工

表2.3 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工
その他（特に加工・組立が困難な構造物）

## 2) 市場単価の設定

### (1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工 種	市場単価			荷 卸 し	→	小 運 搬	→	加 工	→	小 運 搬	→	組 立
	機	労	材									
鉄筋工	○	○	×									

- (注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。
2. ガス圧接費、及び機械継手費は含まない。
3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサーの計上区分は次表による。

表2.4 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材（補強リング）	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上
スペーサー	鉄筋材料費に含む	材料費を別途計上

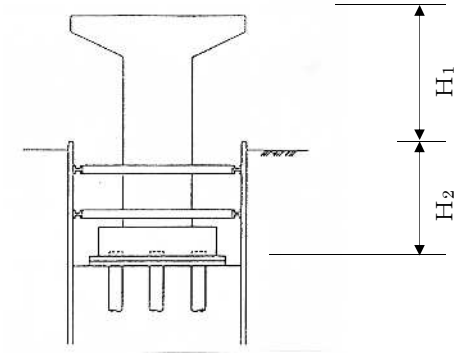
### (2) 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、表2.5のとおりである。

表2.5 規格・仕様区分

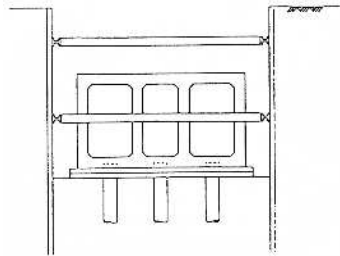
規格・仕様	適用基準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

- (注) 1. クレーン使用を標準とする
2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。
3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサーの重量を含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合、補強材及びスペーサーの重量を加算する。

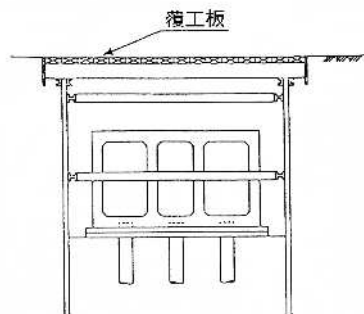


$H_1 < 2 H_2 \dots T_1$  (切梁のある構造物)

$H_1 \geq 2 H_2 \dots$  補正なし



覆工板を外す、またはない。…  $T_1$  (切梁のある構造物)



覆工板を外さず作業する……  $T_2$  (地下構造物)

(3) 加算率、補正係数

ア 加算率・補正係数の適用基準

表2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合(10 t 未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S <sub>1</sub>	全体数量

① 補正係数 1 (必要条件を選択)

補正係数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量	
	法面作業	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K <sub>4</sub>	対象数量	
	太径鉄筋		1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象構造物別数量
			1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>6</sub>	対象構造物別数量
1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。			K <sub>7</sub>	対象構造物別数量	

② 補正係数 2 (1項目を選択)

補正係数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。 $(H_1) < (H_2) \times 2$	T <sub>1</sub>	対象数量
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T <sub>2</sub>	対象数量
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T <sub>3</sub>	対象数量
	RC場所打ホロースラブ橋	RC場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T <sub>4</sub>	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T <sub>5</sub>	対象数量

(注) 1. 太径鉄筋(D38以上D51以下)の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。

2. 太径鉄筋の補正係数は、1単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

イ 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率の数値

区分	記号	1 工事当たりの全体数量	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	10 t 以上 0%
	施工規模	S <sub>1</sub>	10 t 未満 15%

表2.8 補正係数の数値

① 補正係数1（必要条件を選択）

区 分		記号	一般構造物、場所打杭用かご筋	
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.25	
	トンネル内作業	K <sub>3</sub>	1.10	
	法面作業	K <sub>4</sub>	1.15	
	太径鉄筋		K <sub>5</sub>	0.9
			K <sub>6</sub>	0.8
			K <sub>7</sub>	0.7

- (注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。  
 2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は、トンネル内作業の補正、法面作業の補正を行わない。  
 3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正を行わない。

② 補正係数2（1項目を選択）

区 分		記号	一般構造物
補正係数2	切梁のある構造物	T <sub>1</sub>	1.00
	地下構造物	T <sub>2</sub>	1.10
	橋梁用床版	T <sub>3</sub>	0.85
	RC場所打ホロースラブ橋	T <sub>4</sub>	1.15
	差筋及び杭頭処理	T <sub>5</sub>	0.95

- (注) 1. 項目の選択は、3.適用にあたっての留意事項(10)フロー図による。  
 2. K<sub>3</sub>, K<sub>4</sub>を適用する場合、補正係数2は適用しない。  
 3. K<sub>5</sub>, K<sub>6</sub>, K<sub>7</sub>を適用する場合は、T<sub>3</sub>, T<sub>4</sub>を適用しない。

(4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）

（注1）設計単価＝標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub>or S<sub>1</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×……×K<sub>7</sub>)×(T<sub>1</sub>or T<sub>2</sub>or……or T<sub>5</sub>)

※T<sub>1</sub>～T<sub>5</sub>は1項目を選択

（注2）材料費の計上は次による。

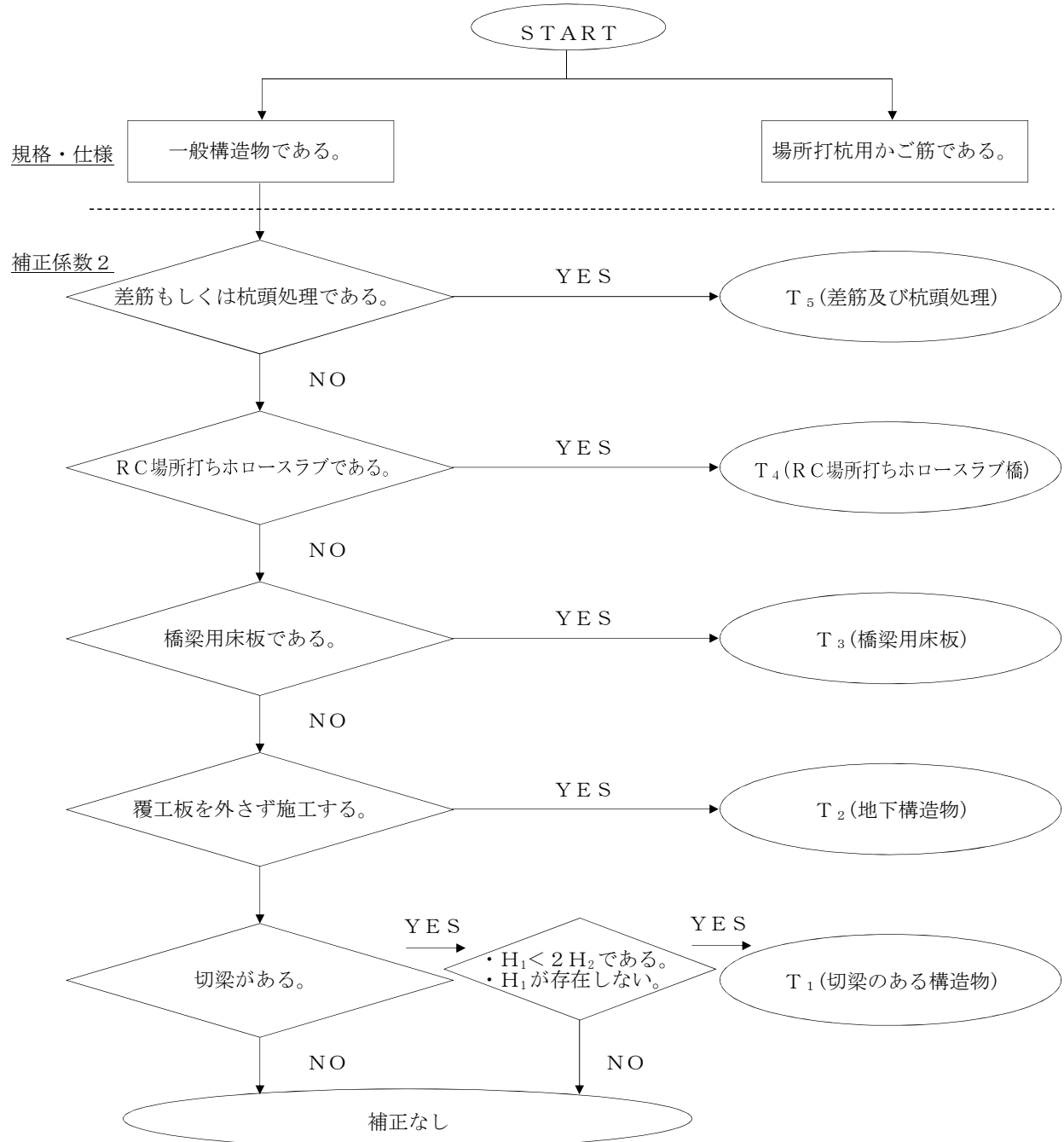
材料費＝設計質量×1.03（ロス分）×鉄筋材料単価

3) 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- (2) 鉄筋強度、長さは問わない。
- (3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。また、ガス圧接の場合は、「2-3鉄筋工（ガス圧接工）」によるものとする。
- (4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
- (5) フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。
- (6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサーは表2.4の計上区分による。
- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。

- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。
- (9) 一工事に複数の補正係数 2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数 2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。
- (10) 規格・仕様区分及び補正係数 2 の適用は次に示すフローによる。



- (11) 使用クレーンの規格は、25 t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。
- (12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。

### 2-3 鉄筋工（ガス圧接工）

#### 1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。



1) 市場単価が適用できる範囲

(1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式の高ス圧接工。

2) 市場単価が適用できない範囲

特別調査等別途考慮するもの

(1) 熱間押抜法による高ス圧接工。

(2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

(3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市 場 単 価			圧 接 作 業
	機	労	材	
ガス圧接工	○	○	○	

(注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。

2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。

2) 市場単価の規格・仕様

ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。

表2.9 規格・仕様

規 格・仕 様		単 位
ガス圧接工 ( 手動 (半自動) 自 動 )	D19 + D19	箇 所
	D22 + D22	箇 所
	D25 + D25	箇 所
	D29 + D29	箇 所
	D32 + D32	箇 所
	D35 + D35	箇 所
	D38 + D38	箇 所
	D41 + D41	箇 所
	D51 + D51	箇 所

(注) 1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。

2. 手動（半自動）、自動の区分は問わない。

### 3) 加算率・補正係数

#### (1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.10 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1工事の施工規模が、100 箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S <sub>1</sub>	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量

#### (2) 加算率・補正係数の数値

表2.11 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	100箇所以上 0%
		S <sub>1</sub>	100箇所未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.15
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.45

(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

#### 4) 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub>/100) × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub>)

#### 5) 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区別はしない。
- (2) 圧接作業に必要な施工器具（ホース、ポンプ、バーナー等）、圧接面の清掃費用を含む。
- (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。

### 3. 型枠工

#### 3-1 適用範囲

本資料は、一般土木工事の構造物及び「土木構造物設計マニュアル（案）－土木構造物・橋梁編－」（平成11年10月28日建設省）に基づき設計された場所打ち鉄筋構造物（ボックスカルバート、L型、逆T式擁壁、張出し式・壁式橋脚）の施工にかかる型枠、橋梁の床版部・支承部・連結部等に使用する発泡スチロールによる撤去しない埋設型枠に適用する。

##### 1) 適用できる範囲

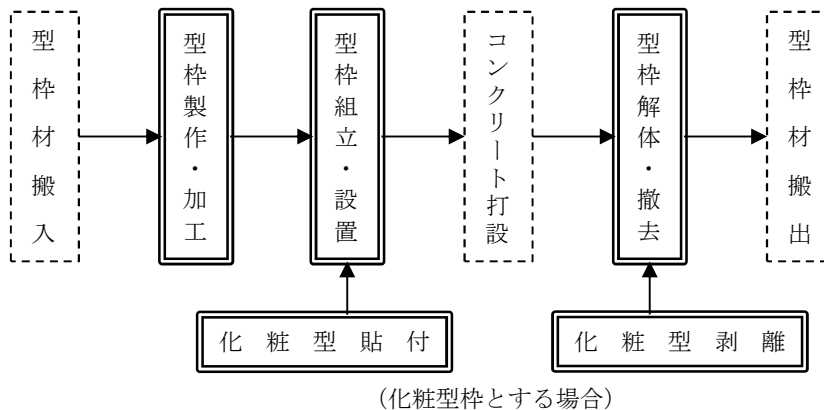
- (1) 平均設置高30m以下の場合
- (2) 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第2章共通工⑤-1場所打擁壁工(1)、④-1函渠工(1)。ただし「3-2化粧型枠」に限る。

##### 2) 適用できない範囲

- (1) 張りコンクリート工（平均厚さ5cm以上10cm以下）、鋼橋床版、コンクリート桁、砂防、ダム、トンネル等で、標準歩掛において別途、型枠の基準が設定されている工種の場合
- (2) 「土木構造物設計マニュアル（案）－樋門編－」（平成13年12月21日国土交通省）に基づき設計された函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁の型枠工
- (3) 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第2章共通工⑤-1場所打擁壁工(1)、④-1函渠工(1)。ただし「3-2化粧型枠」を除く。
- (4) 土木工事標準積算基準書 第Ⅳ編第4章共同溝工①-1、2共同溝工(1)(2)、第Ⅳ編第7章橋梁工⑨-1橋台・橋脚工(1)
- (5) 化粧型と型枠が一体となった製品等を使用し、貼付・はく離作業が不要な場合

#### 3-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
2. 構造物の分類は、「第3章 1. コンクリート工」による。  
3. 水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。

3-3 施工パッケージ

1) 型枠

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 3. 1 型枠 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

型枠の種類	構造物の種類
一般型枠	鉄筋・無筋構造物
	小型構造物
	鉄筋・無筋構造物(合板円形型枠使用)
	トンネル非常駐車帯妻部、箱抜き
	均しコンクリート
化粧型枠	鉄筋・無筋構造物
	小型構造物
	鉄筋・無筋構造物(合板円形型枠使用)
撤去しない埋設型枠	床版部
	支承部・連結部

(注) 1. 上表は型枠の組立・設置・撤去、水抜きパイプの設置、はく離剤塗布及びケレン作業の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離剤及び電気ドリル、電気ノコギリ損料、電力に関する経費、仮設材の持上(下)げ及び型枠の製作・組立・解体に要する機械の費用等、その施工に要する全ての費用を含む。ただし、化粧型枠(材料費)及び撤去しない埋設型枠(材料費)は含まない。

2. 鉄筋・無筋構造物(合板円形型枠使用)は、半径5m以下の円形部分に適用する。

3. 撤去しない埋設型枠の床版部には、接着・小運搬を含む。また、支承部・連結部には発泡スチロールの加工・接着・現場内小運搬を含む。

4. 水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。ただし、水抜きパイプ材料は、必要量を別途計上する。

5. コンクリート、足場、支保は含まない。

6. 化粧型枠(使い捨て型)の材料費は、別途計上する。

7. 化粧型枠の処分費が必要な場合は、別途計上する。

8. 撤去しない埋設型枠の材料費(発泡スチロール)は、別途計上とする。

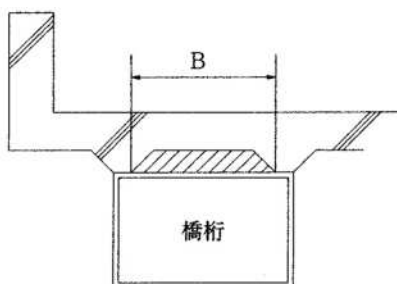
なお、床版部はハンチ等の加工費も含めて別途計上する。

9. 撤去しない埋設型枠の設置面積は下記とする。

$$\text{設置面積 (㎡)} = B \times L \quad B: \text{設置幅 (m)}$$

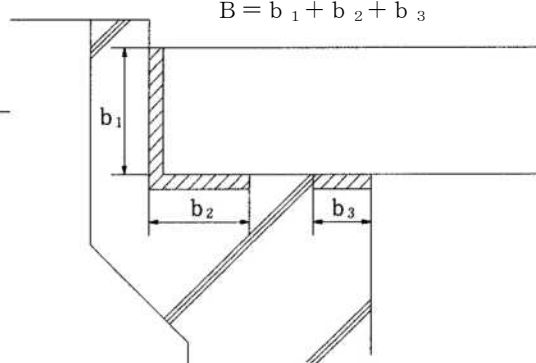
$$L: \text{設置延長 (m)}$$

(1) 床版部



(2) 支承部・連結部

$$B = b_1 + b_2 + b_3$$



10. 撤去しない埋設型枠の材料（発泡スチロール）の使用量

支承部・連結部の発泡スチロールの使用量は、次式による。

$$\text{使用量}(\text{m}^2) = \text{設置面積}(\text{m}^2) \times (1 + K) \dots\dots\dots (\text{式} 3. 1)$$

K：ロス率

表 3. 2 ロス率 (K)

ロス率	+0.04
-----	-------

(1) 代表機材規格

下表機材は、当該パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 3. 3 型枠 代表機材規格一覧

項目		代表機材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	型わく工	一般型枠・化粧型枠の場合
		特殊作業員	撤去しない埋設型枠の場合
		トンネル特殊工	トンネル非常駐車帯妻部、箱抜きの場合
	R 2	普通作業員	
		トンネル作業員	トンネル非常駐車帯妻部、箱抜きの場合
	R 3	土木一般世話役	
		トンネル世話役	トンネル非常駐車帯妻部、箱抜きの場合
R 4	—		
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 化粧型枠

(1) 条件区分

化粧型枠の積算条件区分はない。

積算単位は $\text{m}^2$ とする。

- (注) 1. 化粧型の貼付・はく離作業が必要な化粧型枠（使い捨て型）の製作・設置・撤去、はく離剤及び電気ドリル、電動ノコギリ損料、電力に関する経費、仮設材の持上（下）げ機械に要する費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等）の内、一般型枠との差額のみを含む。ただし、化粧型枠（材料費）は含まない。
2. 化粧型と型枠が一体となった製品を使用し、貼付・はく離作業が不要な場合は適用できない。
3. 化粧型枠の材料費は別途計上する。
4. 化粧型枠の処分費が必要な場合は別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下記機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 3. 3 型枠 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3-4 鋼製型枠損料

1) 一般

(1) 本単価には、すべて運搬費が含まれている。

2) 積算歩掛表

(100m<sup>2</sup>)

	単価コード	単位	労 務 歩 掛			諸 雑 費 率
			世話役 R00202	型枠工 R00103	普通作業員 R00002	労務費に対する%
共同溝・トンネル型枠	P09404	m <sup>2</sup>	0.8	16.6	16.7	6%

(注) 諸雑費は、鋼製型枠、パイプ、セパレータ、さん木、はくり剤等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額である。

#### 4. 張りコンクリート工

##### 4-1 適用範囲

本資料は、コンクリートの厚さが平均5cm以上10cm以下の張りコンクリート打設に適用する。

##### 1) 適用できる範囲

- (1) 縦排水溝・小段排水溝周りの張りコンクリートとして、法面排水による洗掘防止等を目的として行うもの。
- (2) 防草コンクリートとして、路肩（路側に隣接する法尻・法肩を含む）や分離帯に防草や防火、表面排水等を目的として行うもの。

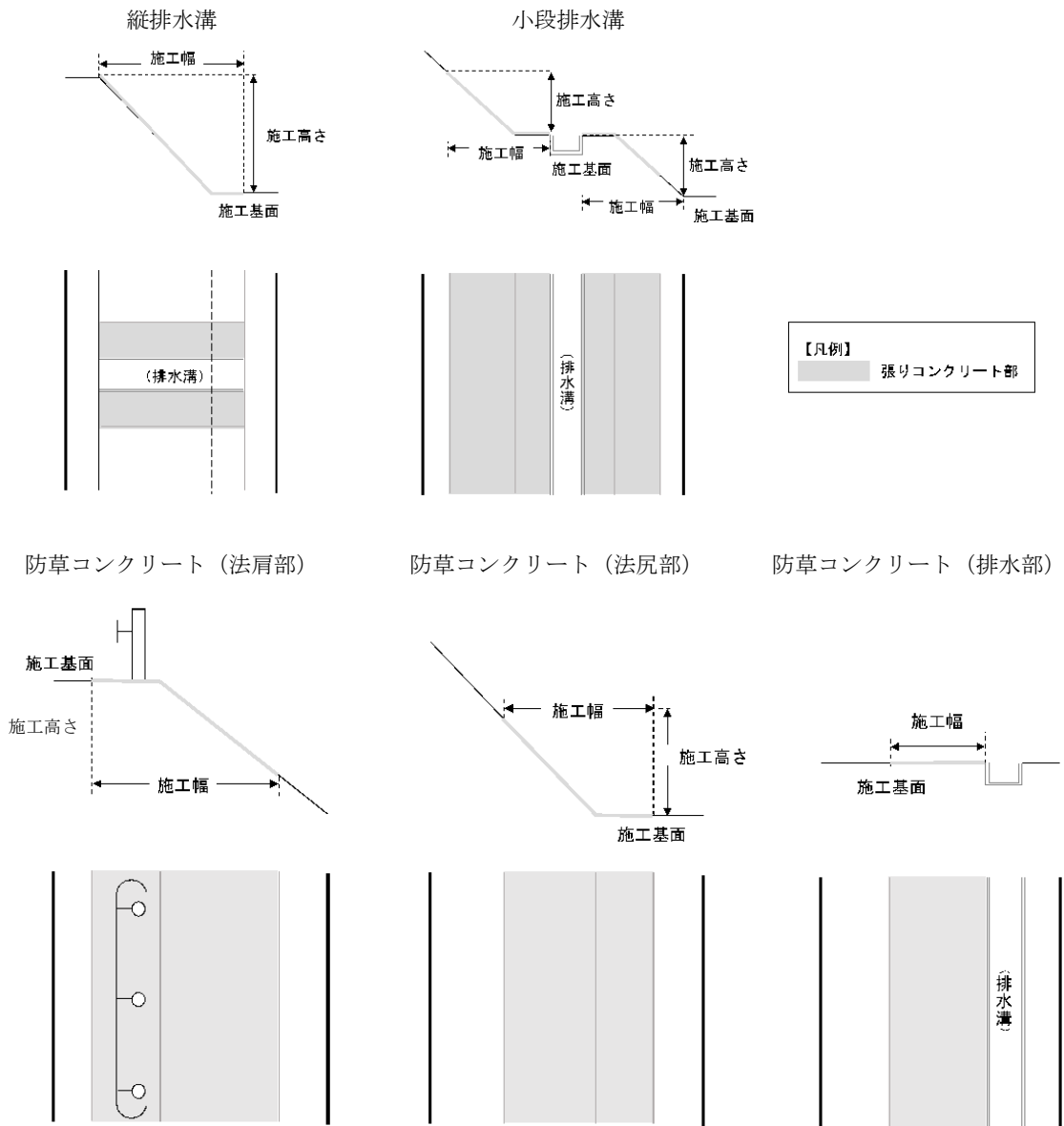


図4. 1 張りコンクリートの例

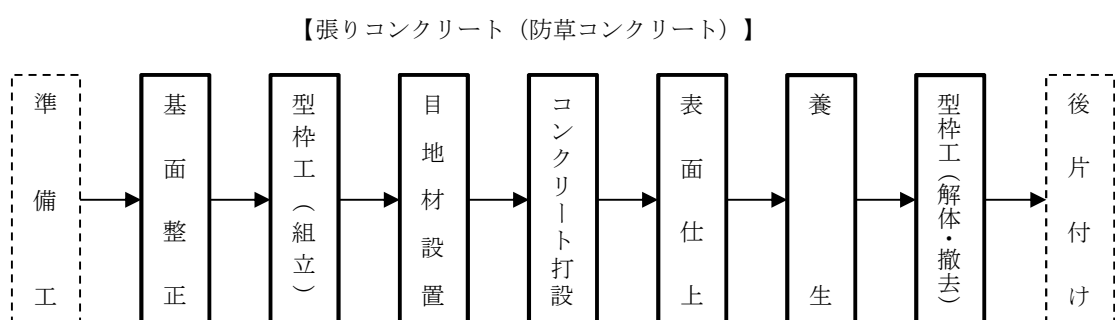
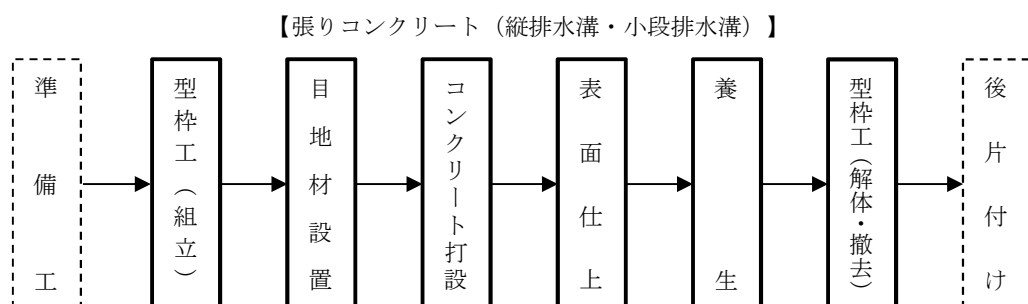
##### 2) 適用できない範囲

- (1) 歩道などのコンクリート舗装
- (2) 鉄筋、金網・鉄筋格子などを含む場合

## 4-2 施工概要

### 1) 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。

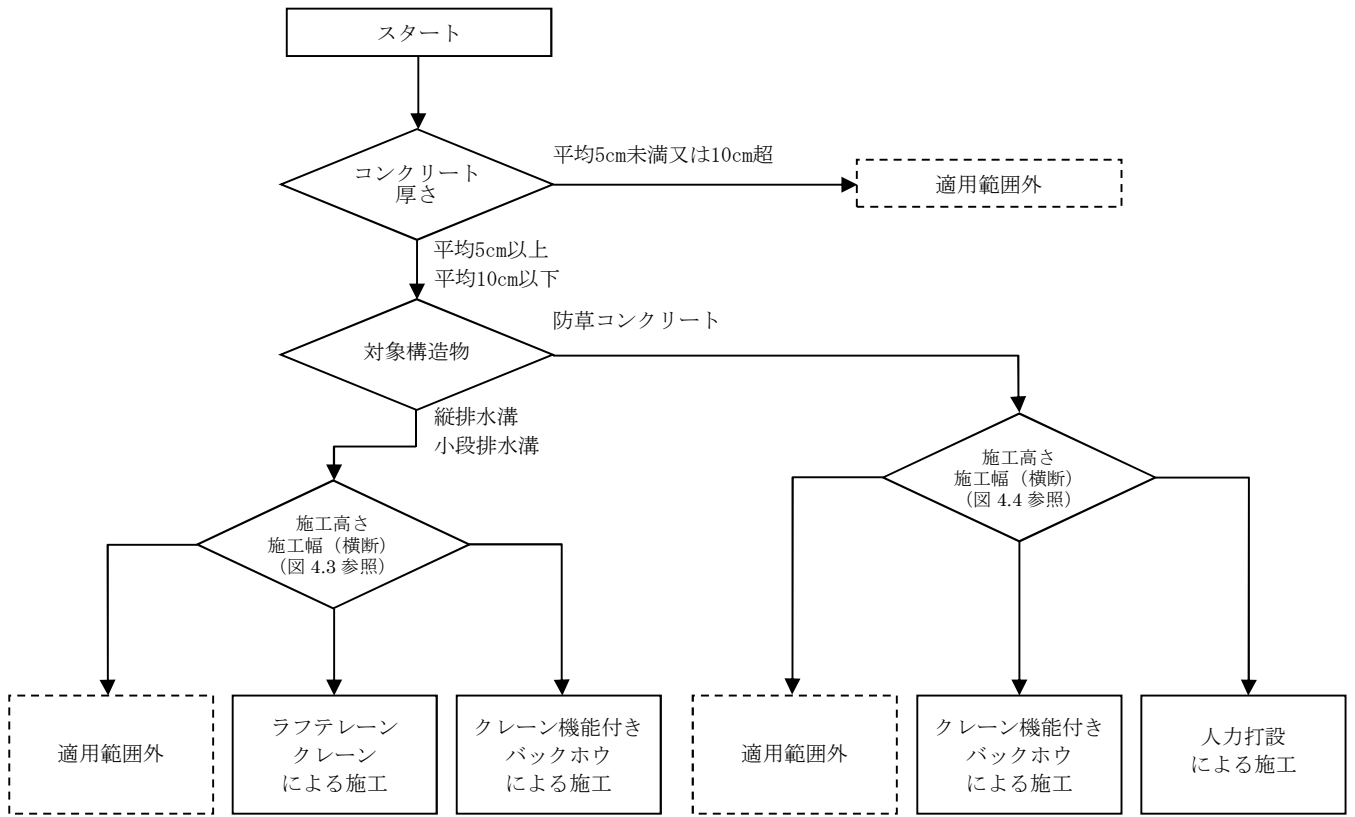


- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 基面整正は、張りコンクリート（防草コンクリート）施工箇所における掘削・盛土等の土工を行わない場合のみ計上する。
3. 型枠工（組立、解体・撤去）及び目地材設置の有無にかかわらず適用できる。
4. 表面仕上は、こて仕上、刷毛仕上のいずれの場合も適用できる。



2) コンクリート打設工法の選定

コンクリート打設工法の選定は、図4.2を標準とするが、現場状況等を考慮し、これにより難しい場合は、別途考慮する。



- (注) 1. 機械によるコンクリート打設を行う場合、作業半径内にレディーミクストコンクリートを搬入できることを前提とする。  
 2. 適用範囲外の場合は「第3章1. コンクリート工」による。

図4.2 コンクリート打設工法の選定

施工高さ (m)	適用範囲外
15.0m以下	適用範囲外
4.5m超	
4.5m以下	
0m	
-6.5m以上	
-6.5m未満	
-16.0m以上	適用範囲外
	4.0m以下   4.0m超
	13.0m以下   13.0m超
	施工幅 (m)

図4.3 コンクリート打設工法の選定 (縦排水溝・小段排水溝)

施工高さ (m)	適用範囲外
2.5m以下	適用範囲外
1.0m超	
1.0m以下	
0m	
-1.0m以上	
-1.0m未満	
-4.5m以上	適用範囲外
	1.0m以下   1.0m超
	2.0m以下   2.0m超
	施工幅 (m)

図4.4 コンクリート打設工法の選定 (防草コンクリート)

### 3) 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表 4. 1 機種の選定

構造物種別	作業区分	機 械 名	規 格	単 位	数 量
縦排水溝 小段排水溝	コンクリート	バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (2014年規制) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9t	台	1
	打設	ラフテレーン クレーン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 25t吊	台	1
防 草 コンクリート	コンクリート 打設	バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> ) 吊能力1.7t	台	1

(注) ラフテレーンクレーン、バックホウ (クローラ型) 標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup> (平積0.2m<sup>3</sup>) 吊能力1.7tは、賃料とする。

### 4) 施工歩掛

#### (1) 基面整正

基面整正は、張りコンクリート(防草コンクリート)施工箇所における掘削・盛土等の土工を行わない場合のみ計上する。  
施工歩掛は、次表を標準とする。

表 4. 2 基面整正歩掛 (100m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
土木一般世話役		人	1.2
普通作業員		〃	3.2

#### (2) 型枠工

張りコンクリート工の型枠の組立、解体・撤去にかかる作業で歩掛は、次表を標準とする。

表 4. 3 型枠工歩掛 (型枠面積10m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	縦排水溝	小段排水溝	防 草 コンクリート
土木一般世話役		人	1.2	0.90	0.43
型 わ く 工		〃	1.6	1.6	0.86
普通作業員		〃	1.2	1.2	0.52
諸 雑 費		%	6	6	12

(注) 1. 上表は、はく離機剤塗布及びケレン作業を含む。  
2. 諸雑費は、型枠用合板、組立支持材、はく離剤等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

#### (3) コンクリート打設

##### a 材料の使用量

材料の使用量は、次式による。

$$\text{使用量} = \text{設計量} \times (1 + K) \dots \dots \text{式 4.1}$$

K:ロス率

表 4. 4 ロス率 (K)

材 料	構造物種別	ロス率
レディーミクスト コンクリート	縦排水溝・小段排水溝 防草コンクリート	+0.21

b 縦排水溝・小段排水溝

張りコンクリート（縦排水溝・小段排水溝）にかかるコンクリート打設の歩掛は、次表を標準とする。

表4.5 コンクリート打設歩掛（縦排水溝・小段排水溝） (100㎡当り)

名称	規格	単位	縦排水溝		小段排水溝	
			バックホウ	ラフテレーンクレーン	バックホウ	ラフテレーンクレーン
土木一般世話役		人	2.5	3.9	1.8	2.8
特殊作業員		〃	2.1	5.0	2.1	3.8
普通作業員		〃	5.8 (5.0)	8.0 (7.2)	3.5 (3.1)	5.4 (5.1)
バックホウ(クローラ型)運転	標準型・超低騒音型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8 m <sup>3</sup> (平積0.6 m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9t	h	16.5	—	13.3	—
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第2次基準値)25t 吊	日	—	1.9	—	1.5
諸雑費		%	1 (0.7)	0.5 (0.3)	2 (0.8)	1 (0.3)

- (注) 1. 目地材設置を行わない場合は、( )内の数値を計上する。  
 2. 上表は、コンクリートバケットへのコンクリート積込及び玉掛作業等を行う機械付補助労務、コンクリートの表面仕上作業に必要な労務を含む。  
 3. 諸雑費は、コンクリートバケット(ホッパ)の損料、目地材等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 4. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

c 防草コンクリート

張りコンクリート（防草コンクリート）にかかるコンクリート打設の歩掛は、次表を標準とする。

表4.6 コンクリート打設歩掛（防草コンクリート） (100㎡当り)

名称	規格	単位	防草コンクリート	
			バックホウ	人力打設
土木一般世話役		人	0.60	1.0
特殊作業員		〃	1.1	—
普通作業員		〃	1.9 (1.6)	3.2 (2.9)
バックホウ(クローラ型)運転	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.28 m <sup>3</sup> (平積0.2 m <sup>3</sup> ) 吊能力1.7t	日	0.89	—
諸雑費		%	4 (0.7)	3 (0.2)

- (注) 1. 目地材設置を行わない場合は、( )内の数値を計上する。  
 2. バックホウ打設には、コンクリートバケットへのコンクリート積込及び玉掛作業等を行う機械付補助労務を含む。  
 3. 上表は、コンクリートの表面仕上作業に必要な労務を含む。  
 4. バックホウ打設の諸雑費は、コンクリートバケット(ホッパ)の損料、目地材等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 5. 人力打設には、シュートの架設、移設等の作業を含む。  
 6. 人力打設の諸雑費は、シュートの損料、目地材の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 7. バックホウ(クローラ型)は、賃料とする。

(4) 養生

一般養生における歩掛は、次表を標準とする。

表 4. 7 一般養生歩掛 (100㎡当り)

名 称	規 格	単 位	縦排水溝 小段排水溝	防 草 コンクリート
土木一般世話役		人	0.21	0.09
普通作業員		〃	0.56	0.31
諸 雑 費		%	2	2

(注) 1. 養生工(特殊養生)については、「第3章コンクリート構造物工  
1-5施工歩掛3)養生工(特殊養生)」による。

なお、養生工(特殊養生)による場合の数量は、次式による。

$$\text{特殊養生(m}^3\text{)} = \text{一般養生(m}^2\text{)} \times t$$

T: コンクリートの厚さ(m)

2. 諸雑費は、シート・養生マット等の費用であり、労務費の合計額  
に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

5) 単価表

(1) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.28 m <sup>3</sup> (平積0.2 m <sup>3</sup> )吊能力1.7t	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械賃料数量→1.6
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型・クレーン機能付き 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8 m <sup>3</sup> (平積0.6 m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	機-1	

## 5. 支保工

橋脚の支保工は次に基いて積算するものとする。

但し、梁の型枠組立等の作業に必要な足場は支保工の中を含んでいる。

### 5-1 支保工の使用区分

#### 1) ビティ式枠組支保工

高さが13.0m以下の橋脚

#### 2) 鋼製支保工

高さが13.0m以上又は工事敷地外への張出しが大きい橋脚等

#### 3) 回転支保工

梁下空間に制約のある場合の橋脚

### 5-2 支保工の数量算出

「第V節 数量について」により算出するものとする。

### 5-3 支保工に作用する荷重

支保工に作用する荷重は下記のとおりとする。

荷重 (t/m<sup>2</sup>) = コンクリートの質量 + 打設時のインパクト + 作業荷重

ここに、

生コンクリート (鉄筋質量を含む) の単位質量は、2.5 t/m<sup>3</sup>

打設時のインパクトは、コンクリート質量の 1/8 t/m<sup>2</sup>

作業荷重 (型枠その他) は、0.4 t/型枠m<sup>2</sup>とする。

### 5-4 ビティ式枠組支保工

#### 1) 一般

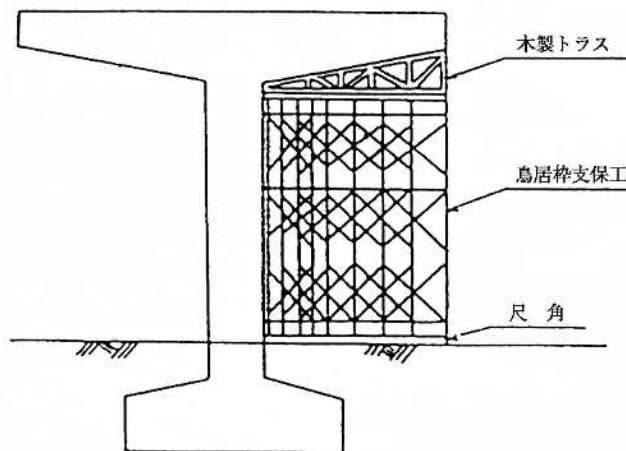


図5. 1

条件-1 柱高さ

表5. 1

柱	高
ビティ式	5 m
〃	8 m
〃	12m

条件-2 供用日

供用日数 30 日を標準とする。現場条件により供用日数が増減する場合は、補正する。

なお、下記の場合はそれぞれ調整した供用日数とする。

- 1) PC 導入の場合                      +10 日
- 2) 早強コンクリート使用              - 5 日

条件-3 荷重による増減率

表5. 2

条 件 項 目	増 減 率 (%)
全荷重 < 5.0 t / m <sup>2</sup>	- 15
5.0 t / m <sup>2</sup> ≦ 〃 < 6.0 t / m <sup>2</sup>	- 10
6.0 t / m <sup>2</sup> ≦ 〃 < 8.0 t / m <sup>2</sup>	0
8.0 t / m <sup>2</sup> ≦ 〃	+ 30

ビティ式枠組支保工は通常の場合、下記により積算するものとする。

2) ビティ式枠組支保工単価表

P09551～P09562

(10 空m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			5.0m	8.0m	12.0m	
鳥 居 枠	A-4055B	個・日	6.0	7.5	8.2	損料, (供)
筋 違	A-12	〃	7.7	9.6	10.4	〃, (〃)
〃	A-012	〃	3.3	4.1	4.4	〃, (〃)
連 結 ピ ン	A-20	〃	6.0	11.3	13.6	〃, (〃)
ジャッキベース	A-752	〃	6.0	3.7	2.7	〃, (〃)
大引受ジャッキ	A-752H	〃	6.0	3.7	2.7	〃, (〃)
単 管	φ48.6	m	4.9	9.7	9.9	〃, (〃)
ク ラ ン プ	C 1, C 2, C 3	個	2.2	4.8	4.4	〃, (〃)
バ タ 角	300×300	m <sup>3</sup>	0.31	0.19	0.14	損料
木 製 ト ラ ス	杉正角 120～150	〃	0.51	0.32	0.23	〃
雑 材 料		式	1	1	1	上記計の3%
型 枠 工		人	0.14	0.09	0.06	
普 通 作 業 員		〃	0.18	0.22	0.24	
と び 工		〃	0.18	0.22	0.24	
運 転 費	16 tトラッククレーン	日	0.037	0.045	0.05	架設・撤去

- (注) 1. 本表の現場供用日数 30 日、1 工事当たりの転用回数 5 回を標準としているので工事の規模、工程等を勘案のうえ決定すること。
2. 本表の柱高さの範囲は下記による。
- $h = 5.0\text{m}$  (  $h \leq 6.0\text{m}$  )
- $h = 8.0\text{m}$  (  $6.0\text{m} < h \leq 10.0\text{m}$  )
- $h = 12.0\text{m}$  (  $10.0\text{m} < h \leq 13.0\text{m}$  )
3. 全荷重 (平均) は  $7.0\text{ t/m}^2$  程度 (インパクトを含む) を考えているので荷重が増減する場合は別途増減率を単価に乗ずること。(荷重の算出は 4-3 による)
4. 本表は陸上で且つ基礎を必要としない場合に適用するので、陸上で基礎を必要とする場合等は別途積算すること。
5. 本表が不適当な場合は現場条件に応じて別途積算すること。
6. トラッククレーンは賃料とする。
7. 本表の製作労務 (型枠工) は、転用回数 5 回で設定している。

5-5 鋼製支保工

1) 一般

本歩掛は、橋脚等の鋼製支保工に適用する。

2) 単価表

表5.3 鋼製支保工

(10 平面m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
H鋼支保材	賃料 300~350 型	t 日	(5.493)	( )×供用日数
	修理費 300~350 型	t 回	5.493	
H鋼材	賃料 350H	t 日	(0.961)	( )×供用日数
	修理費	t 回	0.961	
形鋼材	賃料 山形、溝形 (50mm 以下)	t 日	(0.320)	( )×供用日数
	修理費 山形、溝形 (50mm 以下)	t 回	0.320	
付属品		t 日	(0.388)	( )×供用日数
とび工	設置撤去	人	8.9	1.248 人 / t × 7.162 t
普通作業員	設置撤去	人	4.4	0.624 人 / t × 7.162 t
ラフテレーンクレーン運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 16t 吊	日	2.2	架設撤去 0.312 日 / t × 7.162 t

(注) 1. 本歩掛は現場供用日数 30 日として設定している。

2. 本歩掛は全荷重を (平均) 7.0t/m<sup>2</sup>程度 (インパクト含む) と考えているので荷重が大幅に異なる場合は、下記の増減率を考慮する。
3. 足場工を含む。
4. 防護工は、別途計上する。
5. 本歩掛によるのが不適当な場合は別途必要部材の鋼重を算出する。

$$\text{支保工費} = (\text{昼夜間標準単価}) \times \{1.00 + (\text{荷重による増減率}) + (\text{高さによる増減率}) + (\text{梁長による増減率}) + (\text{梁形状による増減率})\} \times \text{数量}$$

表5.4 荷重による増減率

条 件 項 目	増 減 率 (%)
全荷重 < 6.0 t / m <sup>2</sup>	- 10
6.0 t / m <sup>2</sup> ≤ 全荷重 ≤ 8.0 t / m <sup>2</sup>	0
8.0 t / m <sup>2</sup> < 全荷重	+ 30

表5.5 高さによる増減率

条 件 項 目	増 減 率 (%)
高さ (H) ≤ 8 m	0
高さ (H) > 8 m	+ 10



表5.6 梁長による増減率

条 件 項 目	増 減 率 (%)
梁長 (L) < 6 m	- 10
梁長 (L) ≥ 6 m	0

(注) 1. 門柱の場合

単柱の場合

$$L = \frac{\ell_1 + \ell_2 + \ell_3}{4}$$

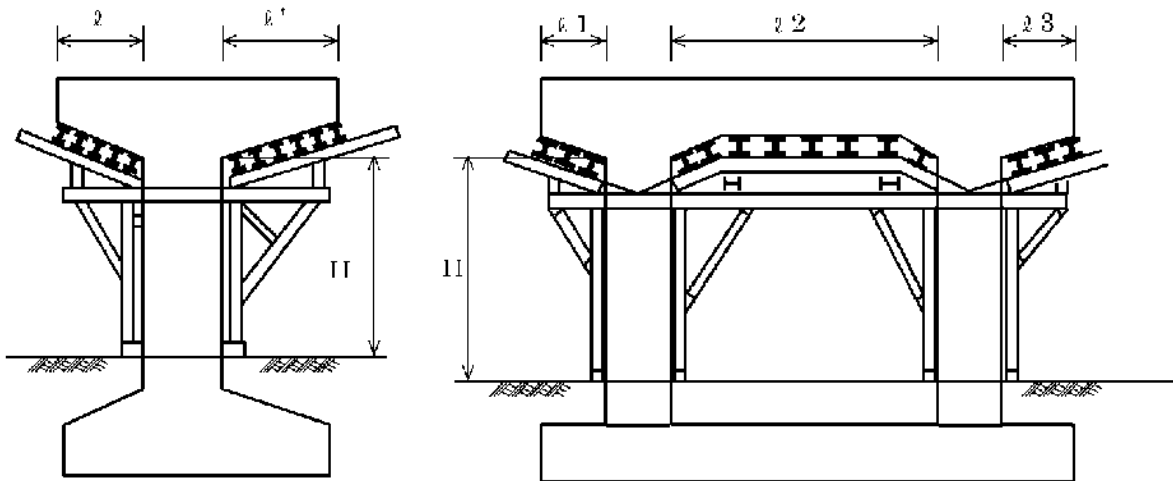
$$L = \frac{\ell + \ell_1}{4}$$

表5.7 梁形状による区分

条 件 項 目	増 減 率 (%)
梁形状：片持梁	+ 30
梁形状：その他	0

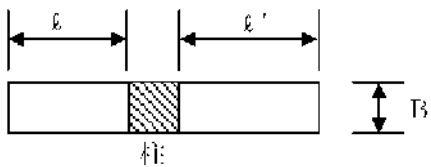
(注) 1. 門柱には片持梁を適用しない。

片持梁とは  $\ell \leq 0.5\text{m}$  とする。



### 3) 積算数量

投影面積は梁部のみとし柱部は含まない。

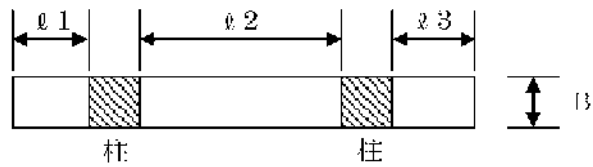


単柱の場合

$$A = (\ell + \ell') B$$

A : 投影面積

B : 梁巾



門柱の場合

$$A = (\ell_1 + \ell_2 + \ell_3) B$$

A : 投影面積

B : 梁巾

5-6 回転支保工

- 1) 本単価は単柱式橋脚の回転支保工に適用する。
- 2) 組立から解体までの期間の足場工及び落下防護工の費用も含んでいる。
- 3) 組立解体費には、回転作業の労務・機器及び保安要員等を含む。
- 4) 供用日数は原則として50日とする。但しPC導入の場合は60日とする。
- 5) 支保工損料には、回転支保工として必要な主構造物及び附属物（機械部品、足場、落下防護）を含んでいる。
- 6) 支保材の標準転用回数は3回とする。
- 7) 単価表

(1) 単柱式回転支保工単価表 1基当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	摘 要
組立解体費		t	100	P09651	回転工も含む
基礎工		式	1	P09652	4ヶ所
支保工損料		式	1	RC梁 K39005 PC梁 K39006	損料 0.1343%
計					

(注1) 足場工、落下防護工も含む。

(2) 回転支保工用組立解体費 P09651 100トン当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	摘 要
世話役 (2) 土木一般世話役		人	11.5	R00202	
とび工		〃	55.5	R00101	
特殊作業員		〃	10.0	R00001	
普通作業員		〃	9.0	R00002	
トラッククレーン賃料	油圧45t吊	日	6.0	C04208	
〃	油圧25t吊	〃	5.5	C04205	
計					
1 トン当り					

(3) 基礎工単価表(回転支保工) P09652 1基当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	摘 要
コンクリート工	210-8-25	m <sup>3</sup>	1.3	P09001+T02204	打設共
型枠工		m <sup>2</sup>	5.4	P09352	
アンカーボルト設置工		ヶ所	4	P09653	
計					

(4) アンカーボルト設置単価表(回転支保工) P09653 1ヶ所当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	摘 要
鋼 棒	SR235 4本 φ22×1,000	t	0.012	T07002	2.98 kg/m×1m×4=12 kg
雑 材 料		式	1		上記の10% ナット等
製 作 工		t	0.012	P07752	
設 置 手 間	鉄筋工	人	0.12	R00104	0.01 人/kg×12 kg
〃	普通作業員	〃	0.06	R00002	0.005 人/kg×12 kg
計					

5-7 支保工防護工

1) 支保工防護工

工事用フェンスに沿って道路交通がある場合、支保工防護工を計上する事ができる。

転用回数

表5.8

転用回数	数 量	
	コンクリート	型 枠
5回	0.6 m <sup>3</sup>	2.4 m <sup>2</sup>
4回	0.75m <sup>3</sup>	3.0 m <sup>2</sup>
3回	1.0 m <sup>3</sup>	4.0 m <sup>2</sup>
2回	1.5 m <sup>3</sup>	6.0 m <sup>2</sup>
1回	3.0 m <sup>3</sup>	12.0 m <sup>2</sup>

2) 単価表

(1) 支保工用防護工 (1基 片側当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート		m <sup>3</sup>	0.6	材料のみ
コンクリート打設		m <sup>3</sup>	0.6	本章小型構造物のコンクリート人力打設参照
型枠		m <sup>3</sup>	2.4	本章一般型枠小型構造物の型枠参照
雑材料		式	1	上記の2%
据付け	16 t 吊 ラフテレーンクレーン	時間	1	
撤去費	10 t ダンプトラック	時間	0.25	

- (注) 1. 本歩掛の1基片側当りとは支保工1基片側当りを示す。  
 2. 標準として転用回数を5回とする。  
 3. 通常は、当該工区内にて転用のうえ処分するものとする。  
 4. コンクリートブロックの大きさは1m×1m×1mである。

## 6. 足場工

### 6-1 枠組足場工

#### 1) 適用範囲

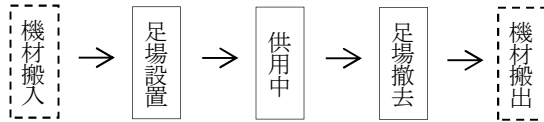
本単価は、一般土木工事の構造物施工にかかる平均設置高 30m以下の足場工に適用する。

適用する足場の種類は、手摺先行型枠組足場、単管足場、単管傾斜足場とする。

ただし、高さ 2m未満の構造物及び鋼橋床版等で標準歩掛が設定されている工種には適用出来ない。

#### 2) 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

#### 3) 施工歩掛

足場材の設置・撤去歩掛は、次表を標準とする。

枠組足場工単価表 P09701

(100 掛㎡当り)

名 称	規 格	単 位	手摺先行型 枠組足場
土 木 一 般 世 話 役		人	1.6
と び 工		〃	7.0(8.5)
普 通 作 業 員		〃	1.3
ラフテレーンクレーン 運 転	油圧伸縮 <sup>△</sup> 型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 25t 吊 低騒音型	日	1.4
諸 雑 費 率		%	34(31)

- (注) 1. 安全ネットが必要な場合は、( ) 内の数値を計上する。
2. 諸雑費は、足場工仮設材 (賃料) 等の費用であり、労務費、機械賃料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、諸雑費には供用中の足場材賃料を含み、現場内での段取り替えに伴うすべての費用を含むものとする。
- ・手摺先行型枠組足場における仮設材内訳は、壁つなぎ、敷板、建柱、筋違、板付布柱、連結ピン、アームロック、ジャッキベース、手摺柱、手摺、手摺柱 (二段手摺の機能を有する)、幅木、階段、養生ネット (メッシュシート) 等である。また、安全ネットを設置した場合の安全ネットである。
3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。
4. 数量は、積算資料の「第V節 数量について」により算出する。

4) 参考資料

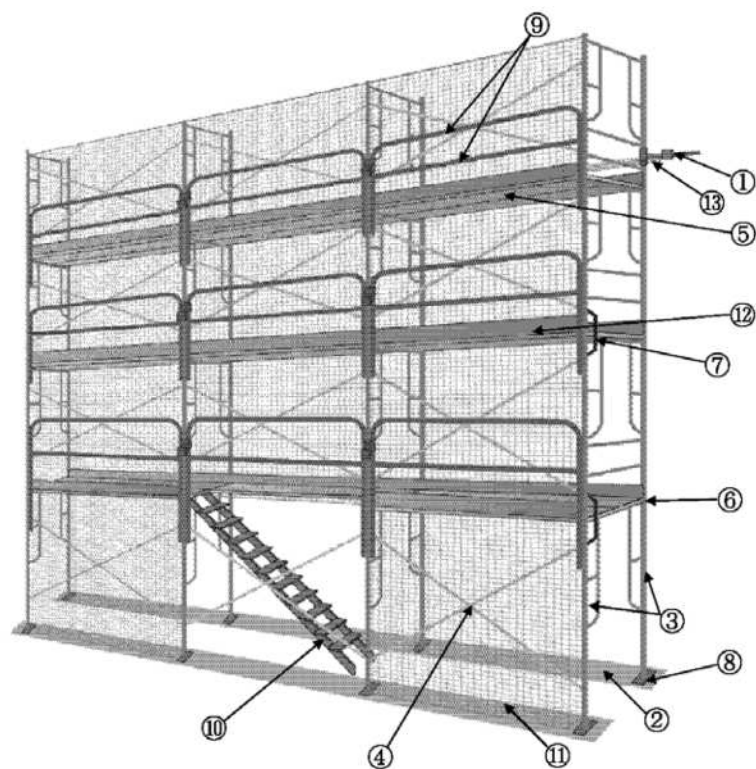
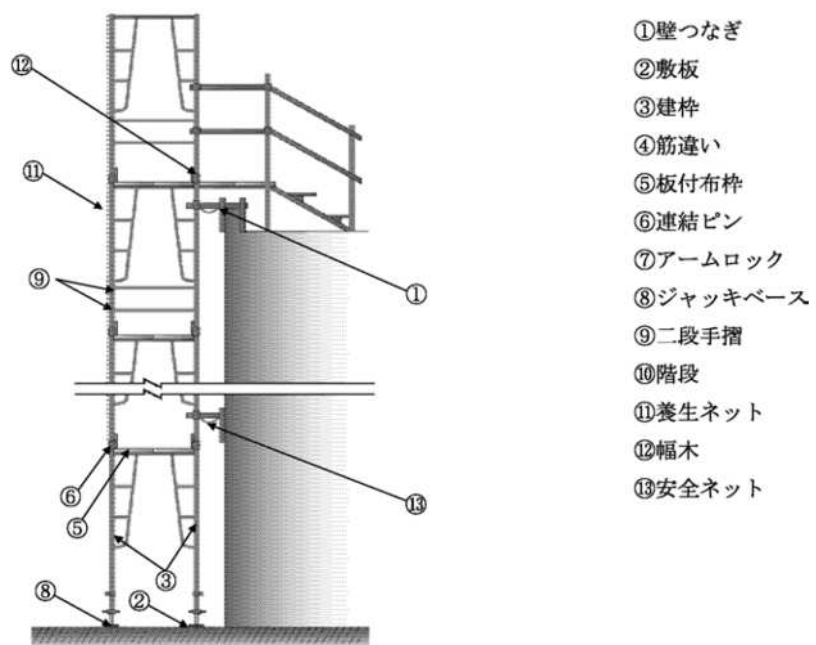


図6. 1 足場工参考図



- ①壁つなぎ
- ②敷板
- ③建枠
- ④筋違い
- ⑤板付布枠
- ⑥連結ピン
- ⑦アームロック
- ⑧ジャッキベース
- ⑨二段手摺
- ⑩階段
- ⑪養生ネット
- ⑫幅木
- ⑬安全ネット

図6. 2 足場工断面参考図



## 第4章 鋼構造物工

1. 適用範囲	II-4-1
2. 一般	II-4-1
2-1 材料費	II-4-1
2-2 製作費	II-4-2
2-3 間接工事費	II-4-2
3. 工場製作費	II-4-3
3-1 一般	II-4-3
3-2 鋼種別単価	II-4-3
3-3 製作費の積算	II-4-4
3-4 鋼橋以外の製作費	II-4-15
4. 鋼構造物架設費	II-4-15
4-1 一般	II-4-15
4-2 積算構成	II-4-16
4-3 鋼桁架設費	II-4-17
4-4 鋼橋脚架設費	II-4-22
4-5 アンカーフレーム架設費	II-4-23
4-6 支承据付工	II-4-25
4-7 支承溶接工	II-4-28
4-8 アンカーフレームモルタル注入工	II-4-30
4-9 ハイテンボルト接合工	II-4-31
4-10 器材運搬費	II-4-31
4-11 現場溶接工	II-4-31
4-12 トラッククレーン運搬費	II-4-34
4-13 足場工	II-4-35
4-14 安全通路足場工	II-4-35
4-15 梁廻り防護工	II-4-36
4-16 仮設階段工	II-4-36
4-17 鋼構造物輸送費	II-4-37
4-18 ハンドホール蓋設置工	II-4-37
4-19 伸縮継手据付工	II-4-37
4-20 落橋防止装置設置工	II-4-38
4-21 直接定着式アンカーボルト工	II-4-38

## 1. 適用範囲

本基準は鋼桁、鋼製脚等の一般的な鋼構造物の積算に適用するものである。

特殊構造物及び本基準によることが不合理な場合は別途に算出することができる。

## 2. 一般

工場製作原価は、直接工事費と間接工事費より構成され、直接工事費は材料費、副資材費、製作費、工場塗装費より構成される。

### 2-1 材料費

材料費は、製作に必要な鋼材費、副資材費より構成される。

積算区分

- ・鋼板
- ・形鋼
- ・製作に伴う副資材：溶接材料、消耗材料
- ・その他、製品：支承、アンカーフレーム用ボルト、高張力ボルト、スタッドジベル等

表2.1

区 分	工場関連			現場関連		工場及び現場	備 考
	ネット数量		副資材費 (ton)	運搬費 (ton)	架設費 (ton)	塗装費 (㎡)	
	材料費 (ton)	製作費 (ton)					
1 鋼 板	○	○	○	○	○	△	
2 形 鋼	○	○	○	○	○	△	山形鋼、溝形鋼、I、H、T、CT形鋼等含む。
3 丸 鋼	○	○	○	○	○	△	
4 電 覧 管 支 持 金 物	○	○	○	○	○	△	
5 アンカーフレーム 用アンカーボルト	○	×	×	○	○	×	アンカーボルト、ナット
6 普 通 ボ ル ト , ナ ッ ト	○	×	×	×	×	△	
7 ス タ ッ ド ジ ベ ル	○	×	×	○	○	×	
8 高 張 力 ボ ル ト	*	×	×	×	×	△	*締付け工費は、工事原価に計上する。
9 鋼 製 支 承	(単位:個) ○	×	×	△	*	△	*支承据付費で計上される。
10 ゴム支承(地震時水平 力分散型ゴム支承、免 震支承)	(単位:個) ○	×	×	×	*	×	*支承据付費で計上される。

(注) 1. 材料費の割増は、単価で行うので材料はネットで計上する。

2. △印は、別途数量を計算し、計上するものである。

3. アンカーフレーム用アンカーボルト、普通ボルトナット、スタッドジベルは製品単価であるので、製作費、副資材費の対象とはしない。

4. 製品単価は、現場着の単価であるが、工場において、組立・本体に取付けられるものは、運搬費・架設費を計上する。

5. 直接定着式アンカーボルトの積算については、4-21直接定着式アンカーボルト工による。



## 2-2 製作費

製作費は、工場製作に係る直接費で、その積算する内容は概ね表2.2のとおり、型式別に算出した工数に直接労務単価を乗じて算出する。

表2.2

区 分	製 作 内 容
大型材片の製作	大型材片（主桁・横桁・縦桁のFlg・Web等）を加工組立するもの
小型材片の製作	小型材片（補鋼材・ダイヤフラム・スプライス・ガセット・アンカーフレーム等）の溶接加工組立するもの
T継手溶接工	大型材片（主桁・横桁・縦桁、橋脚等のFlgとWeb）どうしのT継手溶接
板継溶接 （6m/m換算）	大型材片どうしの溶接
対傾構 横構の製作	対傾構、横構の製作、但し単純連続鉄桁のみに計上する。
付 属 物 の 製 作	伸縮継手、橋梁用防護柵、検査路の製作費で質量当りの工数で算出する。

- (注) 1. トラフリブは、プレートとし小型材片とする。  
 2. バルブプレートは、形鋼とし小型材片とする。  
 3. 標準支承は、製品として扱い製作費の対象としない。  
 4. 製作材数量の算出にあたっては、「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）」によること。  
 5 対傾構・横構は、部材数のみを計上し材片数・材片質量とも計上しないこと。

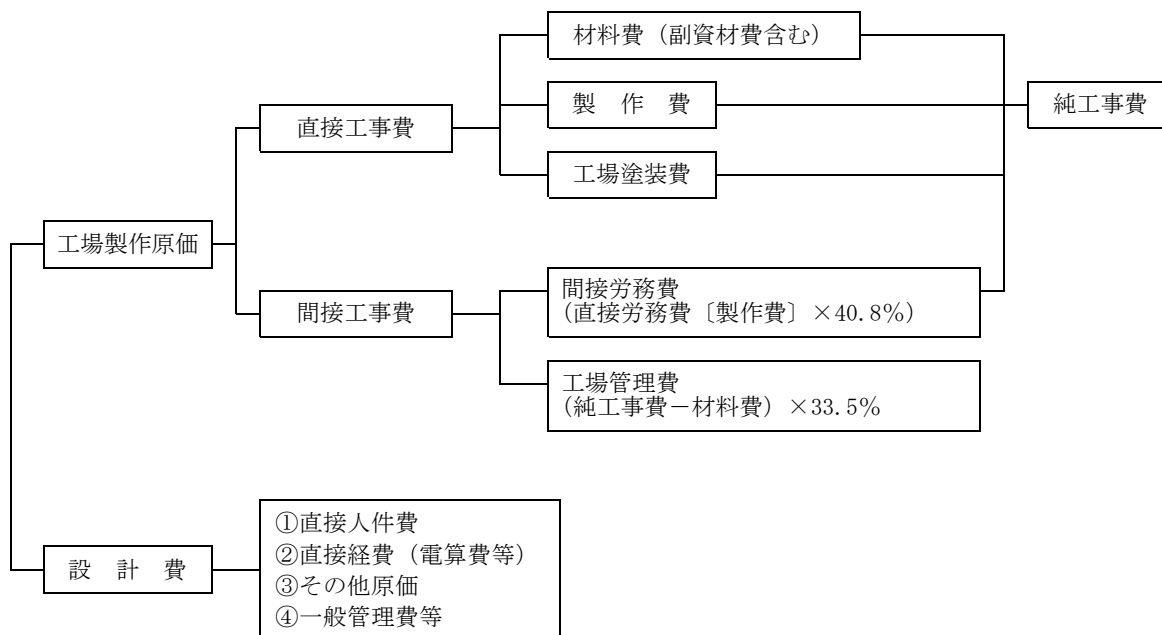
## 2-3 間接工事費

間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。

- (1) 間接労務費は、工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務费率40.8%を乗じて求める。
- (2) 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃借料、電算関係費、雑費等からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理费率33.5%を乗じて求める。

### 3. 工場製作費

#### 積算構成



#### 3-1 一般

- (1) 材料費については、設計単価表によるものとする。なお、材料のスクラップは単価で考慮し、数量は純面積で計算する。
- (2) 工場加工する材料の運搬費は計上しないこと。
- (3) 支承は、原則として標準支承によるものとするが、これによりがたい場合は別途積算する。この場合製品として扱い工場製作の対象としない。
- (4) 鋼橋工事以外で製作費を計上する場合は、3-4 鋼橋工事以外の製作費を適用する。
- (5) 落橋防止板、電覧管、排水管支持金物等は桁の小型材片とし、鋼床版のトラフリブは鋼板扱いとし、バルブプレートは形鋼として材料費を計上する。
- (6) 積算対象数量については、「鋼道路橋数量集計マニュアル(案)」によるものとする。
- (7) 本基準は、新構造形式桁(例. 少主桁鉄桁、合理化鋼床版、開断面箱桁等)の製作には適用できない。新構造形式の製作費の積算については、担当課と協議すること。

#### 3-2 鋼種別単価

- (1) 鋼種別の鋼材単価は、次式により算出する。

$$\text{鋼種別単価} = [\text{ベース価格} + \text{エクストラ}] \times (1 + \text{割増率}) - 0.8 \times (\text{割増率} \times \text{スクラップ単価})$$

割増率は表3.1による。

鋼材の割増しは、鋼材単価の中で行き、数量の割増しはしない。

表3.1 鋼材割増率

名称	率 (%)	摘要
鋼板	17	
形鋼	12	棒鋼、製作するボルト(高力ボルト、スタッドジベルは除く※)平鋼、鋼管、縞鋼板等を含む。

※高力ボルト及びスタッドジベルは製品価格とする。

(2) スクラップ

割増しされた鋼材の80%がスクラップとして回収可能とし、その単価はヘビー H1 扱いとする。  
スクラップの単価は、共通単価表及び物価資料等により公示されているものを用いる。

(3) 鋼製支承

鋼製支承の積算は、材料、製作を含む製品価格とし、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。

- (イ) 製作の対象としない。
- (ロ) 工場渡し価格であるので、輸送質量の対象である。
- (ハ) 据付費を別途計上するので、架設質量の対象としない。
- (ニ) ベースプレート、上ソールプレートは鋼板として計上し製作費の対象とする。

(4) ゴム支承

鋼橋工場製作費工事に係るゴム支承の積算は、材料、製作を含む製品価格とし、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。

- (イ) 製作の対象としない。
- (ロ) 現場着価格であるので、輸送費は計上しない。
- (ハ) 据付費を別途計上するので、架設質量の対象としない。
- (ニ) ベースプレート、上ソールプレートは鋼板として計上し製作費、輸送費、架設費、塗装費の対象とする。

(5) 溶接材料費および副資材費

(イ) 溶接材料費

標準的な寸法・構造諸元の橋梁の場合、溶接材料の質量をあげて計上せず、副資材費に含めて積算してよい。

(ロ) 副資材費

溶接材料込みとし、共通単価表による。

(6) 製作工数労務単価

工場製作における工数単価（直接労務費）は共通単価表による。

### 3-3 製作費の積算

製作費 = 製作工数 (Y) × 直接労務費

(1) 製作工数

① 桁製作工数 I (単純鉄桁、連続鉄桁)

$$Y = \{ (Y_1 + Y_2) \times K + Y_3 + Y_4 \} \times (1 + \alpha / 100) \times (1 + \beta / 100) \times (1 + \gamma / 100) \times (1 + \delta / 100) \times (1 + \varepsilon / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

$\alpha$  = 重連による補正 (表3.14)

$\beta$  = 斜橋 (角) による補正 (表3.15)

$\gamma$  = 曲線橋による補正 (表3.16)

$\delta$  = 桁高変化による補正 (表3.17)

$\varepsilon$  = 平均支間長による補正 (表3.18)

$\eta$  = 総質量による補正 (表3.19)

- (注) 1. 斜橋 ( $\beta$ ) と曲線橋 ( $\gamma$ ) の補正の重加算は行わず、いずれか大きい補正率を採用する。  
2.  $\eta$  は製作質量の総和として鉄桁、連続鉄桁の対傾構、横構、鋼橋脚及びアンカーフレームを含む。

(7) 本体加工組立工数  $Y_1$

$$Y_1 = A_1 \times a_1 \times K_1 + A_2 \times a_2 \times K_2$$

$A_1$  = 大型材片数

$A_2$  = 小型材片数

$a_1$  = 大型 1 材片当り標準工数 (表3.2)

$a_2$  = 小型 1 材片当り標準工数 (表3.2)

$K_1$  = 大型 1 材片当りの平均質量による影響係数 (表3.8)

$K_2$  = 小型 1 材片当りの平均質量による影響係数 (表3.9)

(i) 本体の溶接工数  $Y_2$

$$Y_2 = B_1 \times b_1 / 10 + B_2 \times b_2 / 10$$

$B_1$  = 大型材片板継溶接延長 (6mm 換算)

$B_2$  = 大型材片 T 継手溶接延長 (実長)

$b_1$  = 大型材片継手溶接10m当り型式別標準工数 (表3.2)

$b_2$  = 大型材片 T 継手溶接10m当り型式別標準工数 (表3.2)

(7) 本体仮組立工数  $Y_3$

$$Y_3 = C \times c \times K_4 \times (1 + \varepsilon)$$

$C$  = 本体の部材数

$c$  = 部材の標準工数 (表3.2)

$K_4$  = 1 部材当り平均質量による影響係数 (表3.11)

$\varepsilon$  = 仮組立の簡略化による工数低減 (注) 下表

形 式	低 減 率
単純鉸桁	-41%
連続鉸桁	
箱 桁	-20%

(注) 1. 次の(1)~(3)に示す条件を全て満たす橋梁については、原則として本体の仮組立を簡略化するものとし、補正係数  $\varepsilon$  を用いて本体の仮組立工数を低減する。

(1) 鉸桁橋 (I 形断面) 又は箱桁橋であること。

(2) 直橋であること。(桁が直橋である橋。支点折れ桁含む。)

(3) 斜角が75° 以上、箱桁橋では斜角が90° であること。ただし、特段の理由 (桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の架設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合等) がある場合にはこの限りではない。

部材とは、架設時に継手より組立られる材片の工場組立単位。単純鉸桁、連続鉸桁は対傾構、横構を含む。

(8) 対傾構及び横構組立工数  $Y_4$

$$Y_4 = (C_1 \times c_1 \times K_5) + (C_2 \times c_2 \times K_5)$$

$C_1$  = 対傾構部材数

$C_2$  = 横構部材数

$c_1$  = 対傾構 1 部材当り標準工数 (表3.3)

$c_2$  = 横構 1 部材当り標準工数 (表3.3)

$K_5$  = 面積による影響係数 (表3.12)

(注) 単純鉸桁及び連続鉸桁のみ計上する。

(オ) 570材相当品による影響係数 K

$$K = 1 + K_3 \times W_0$$

$K_3$  = 570材相当品による影響係数 (表3.10)

$$W_0 = 570材相当品の本体加工質量に占める割合 \\ = 570材相当品総質量 / 本体加工総質量$$

※加工質量はハイテンションボルト、支承等の製品質量は除くものとする。

㊦ 桁製作工数Ⅱ (鋼床版鉸桁、箱桁、鋼床版箱桁、トラス、ラーメン、アーチ)

$$Y = \{ (Y_1 + Y_2) \times K + Y_3 \} \times (1 + \alpha / 100) \times (1 + \beta / 100) \times (1 + \gamma / 100) \times \\ (1 + \delta / 100) \times (1 + \varepsilon / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

諸元は(1) ㊦参照

(ア) 本体加工組立工数  $Y_1$

$$Y_1 = A_1 \times a_1 \times K_1 + A_2 \times a_2 \times K_2$$

諸元は(1) ㊦(ア)参照

(イ) 本体の溶接工数  $Y_2$

$$Y_2 = B_1 \times b_1 / 10 + B_2 \times b_2 / 10$$

諸元は(1) ㊦(イ)参照

(ウ) 本体仮組立工数  $Y_3$

$$Y_3 = C \times c \times K_4 \times (1 + \varepsilon)$$

諸元は(1) ㊦(ウ)参照

(エ) 570材相当品による影響係数 K

$$K = 1 + K_3 \times W_0$$

諸元は(1) ㊦(エ)参照

表3.2 橋梁形式別、要素別標準工数

形式 \ 要素	$a_1$ (人/個)	$a_2$ (人/個)	$b_1$ (人/10m)	$b_2$ (人/10m)	c (人/個)
単 純 鉸 桁	1.48	0.32	0.94	0.39	0.43
連 続 鉸 桁	1.47	0.23	0.78	0.37	0.38
箱 桁	2.25	0.31	0.87	0.37	3.09
鋼 床 版 鉸 桁	1.24	0.25	0.92	0.62	3.61
鋼 床 版 箱 桁	3.78	0.33	1.03	0.53	6.24
ト ラ ス	0.56	0.33	0.75	0.32	0.79
ア ー チ	1.59	0.41	0.93	0.55	2.55
ラ ー メ ン	1.98	0.40	0.80	0.57	3.26
角 型 鋼 橋 脚	4.09	0.70	1.69	3.30	10.66
丸 型 鋼 橋 脚	6.39	0.54	0.32	0.86	8.20
角型アンカーフレーム	—	0.35	—	—	13.84
丸型アンカーフレーム	—	0.19	—	—	5.57
支圧板形式アンカーフレーム	—	0.50	—	—	6.64

表3.3 対傾構・横構標準工数（単純鋸桁・連続鋸桁のみ）

（人／個）

要素 形式	対傾構部材（ $c_1$ ）		横構部材（ $c_2$ ）	
	形鋼構造	鋼板トラス構造	形鋼構造	溶接構造
単純鋸桁 連続鋸桁	0.81	1.17	0.32	0.39

㉔ 鋼橋脚製作工数

$$Y = \{ (Y_1 + Y_2) \times K + Y_3 \} \times (1 + \alpha / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

諸元は(1) ㉔参照

(ア) 本体加工組立工数  $Y_1$

$$Y_1 = A_1 \times a_1 \times K_1 + A_2 \times a_2 \times K_2$$

諸元は(1) ㉔(ア)参照

(イ) 本体の溶接工数  $Y_2$

$$Y_2 = B_1 \times b_1 / 10 + B_2 \times b_2 / 10$$

諸元は(1) ㉔(イ)参照

(ウ) 本体仮組立工数  $Y_3$

$$Y_3 = C \times c \times K_4$$

諸元は(1) ㉔(ウ)参照

(エ) 570材相当品による影響係数  $K$

$$K = 1 + K_3 \times W_0$$

諸元は(1) ㉔(エ)参照

㉕ アンカーフレーム製作工数

$$Y = (Y_6 \times K + Y_3) \times (1 + \alpha / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

諸元は(1) ㉔参照

(ア) 本体加工組立工数  $Y_6$

$$Y_6 = A_2 \times a_2 \times K_2$$

諸元は(1) ㉔(ア)参照

(イ) 本体仮組立工数  $Y_3$

$$Y_3 = C \times c \times K_4$$

諸元は(1) ㉔(イ)参照

(ウ) 570材相当品による影響係数  $K$

$$K = 1 + K_3 \times W_0$$

諸元は(1) ㉔(ウ)参照

㊦ 付属物製作工数

(7) 伸縮継手製作工数

$$Y = D \times d \times (1 + \alpha / 100) \times (1 + \beta / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

D = 伸縮継手加工質量

d = 伸縮継手の標準工数 (表3.4)

$\alpha$  = 重連による補正 (表3.14)

$\beta$  = 斜橋 (角) による補正 (表3.15)

$\eta$  = 総質量による補正 (表3.19)

(イ) 橋梁用防護柵製作工数

$$Y = E \times e \times (1 + \gamma / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

E = 橋梁用防護柵の加工質量

e = 橋梁用防護柵の標準工数 (表3.5)

$\gamma$  = 曲線橋による補正 (表3.16)

$\eta$  = 総質量による補正 (表3.19)

(ウ) 点検通路製作工数

$$Y = G \times g \times (1 + \alpha / 100) \times (1 + \eta / 100)$$

G = 点検通路の加工質量

g = 点検通路の標準工数 (表3.6)

$\alpha$  = 重連による補正 (表3.14)

$\eta$  = 総質量による補正 (表3.19)

表3.4 伸縮継手の標準工数 (人 / t)

形 式	標準工数
フィンガー形式	11.2

表3.5 橋梁用防護柵の標準工数

(人 / t)

橋 梁 用 防 護 柵 の 形 式			標準工数	
路側用	主要横梁幅が200 mmを越える角形鋼管を用いたもの	下段横梁1段	5.4	図3.1
		下段横梁2段	6.4	図3.2
路側用	主要横梁幅が200 mm以下の角形鋼管を用いたもの	下段横梁1段	7.5	図3.3
		下段横梁2段	8.8	図3.4
高欄兼用型		—	9.6	図3.5

防護柵構造形式

図3.1

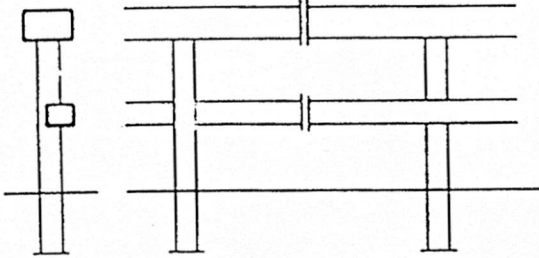


図3.3

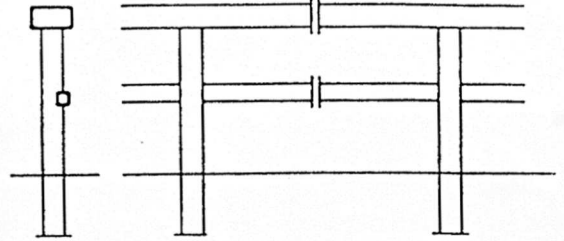


図3.2

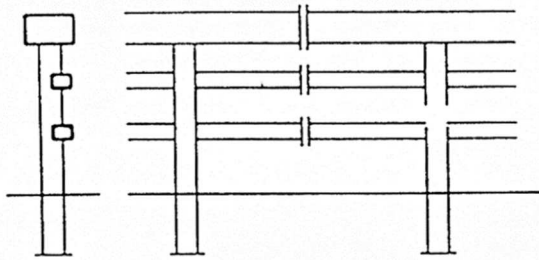


図3.4

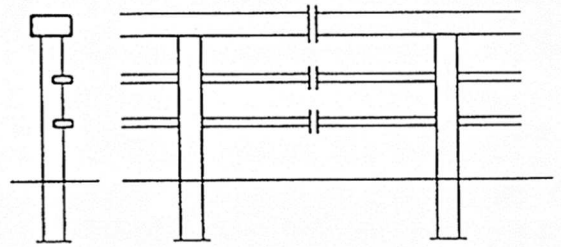


図3.5

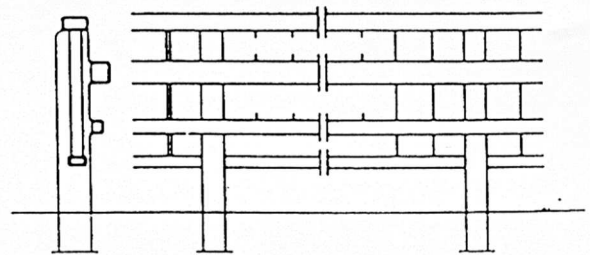




表3.6 点検通路の標準工数 (人／t)

形 式	標準工数
点検通路	9.6

(エ) 付属物製作工数の補正

表3.7 付属物製作工数の補正

種 別	重 連	斜 橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長
伸 縮 継 手	○	○	×	×	×
橋 梁 用 防 護 柵	×	×	○	×	×
点 検 通 路	○	×	×	×	×

○：補正を行う ×：補正を行わない

(注) ・伸縮継手、点検通路の重連による補正は、表3.14の補正を適用する。但し、連数は橋梁本体と同様とする。

- ・伸縮継手の斜橋による補正は、表3.15の「箱桁以外の形式」を適用する。
- ・橋梁用防護柵の曲線による補正は、表3.16の「箱桁以外の形式」を適用する。
- ・単独で工場製作の対象となる伸縮継手、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、本基準と同じとする。
- ・鋼橋工場製作工事にかかわる支承は製品とする。

(2) 製作工数の影響係数

(a) 大型1材片当り質量による影響係数 (K<sub>1</sub>)

表3.8 大型1材片当り質量による影響係数

影 響 係 数
$0.67X + 0.33$

但し、X：(大型材片質量÷大型材片数)÷大型材片標準質量(表3.13)

(b) 小型1材片当り質量による影響係数 (K<sub>2</sub>)

表3.9 小型1材片当り質量による影響係数

影 響 係 数
$0.86X + 0.14$

但し、X：(小型材片質量÷小型材片数)÷小型材片標準質量(表3.13)

(c) 570材相当品による影響係数 (K<sub>3</sub>)

表3.10 570材相当品による影響係数

形 式	K <sub>3</sub>
単純鈹桁及び連続鈹桁	0.28
上 記 以 外 の 形 式	0.25

(d) 1部材当り質量による影響係数 ( $K_4$ )

表3.11 1部当り質量による影響係数

影 響 係 数
$0.82X + 0.18$

但し、X：(加工質量÷部材数) ÷部材標準質量 (表3.13)

(e) (主桁高×主桁間隔) 面積による影響係数 ( $K_5$ )

表3.12 (桁高×桁間隔) 面積による影響係数

面 積 (㎡)	影 響 係 数	
	対傾構	横 構
$X < 4$	0.93	0.92
$4 \leq X < 6$	1.00	1.00
$6 \leq X$	1.14	1.16

但し、X：主桁高 (m) ×主桁間隔 (m)

(3) 橋梁の形式別、要素別標準質量

表3.13 標準質量 (kg)

形 式	要 素	大型材片	小型材片	部 材
単	純 鋳 桁	847	20.4	1,016
連	続 鋳 桁	724	18.6	918
箱	桁	1,235	33.7	6,165
鋼	床 版 鋳 桁	509	23.3	7,036
鋼	床 版 箱 桁	1,698	34.3	10,022
ト	ラ ス	229	18.4	1,146
ア	ー チ	749	24.4	3,886
ラ	ー メ ン	908	28.2	5,131
角	型 鋼 橋 脚	1,708	63.2	17,719
丸	型 鋼 橋 脚	2,523	45.4	14,389
角	型 アンカーフレーム	——	29.7	10,914
丸	型 アンカーフレーム	——	13.4	4,198
支	圧板形式アンカーフレーム	——	63.6	6,487

(4) 製作工数の補正

重連、斜橋又は曲線橋、桁高変化、平均支間長による工数の補正率はそれぞれ小数点以下を四捨五入して整数とする。  
(単位%)

(a) 重連 (基) による補正

- ・同一橋梁形式において、支間長、主桁本数、主桁間隔、斜角、曲率が同一の橋梁が重連する場合は、連数により表3.14に示す率で工数を補正する。
- ・鋼製橋脚では、詳細設計を省略した場合、同一形式とみなし補正する。

表3.14 重連（基）による補正率( $\alpha$ )

連（基）数	補正率
2	-3%
3、4	-4%
5、6	-6%
7以上	-7%

(注) 連続桁の場合は、1連続桁を1連とする。

(b) 斜橋による補正

橋端部が斜めである橋梁（平面的に斜めである橋梁）では、斜角（ $\alpha$ ）により、表3.15に示す率で工数を補正する。

(注) 斜橋（ $\beta$ ）と曲線橋（ $\gamma$ ）の補正の重加算は行わず、いずれか大きい補正率を採用する。

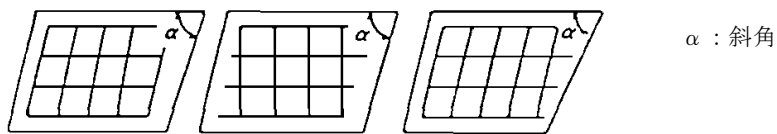


図3.6 斜角の例

表3.15 斜橋による補正率（ $\beta$ ）

斜角（ $\alpha$ ）	補正率	
	箱桁形式	箱桁以外の形式
$75^\circ \leq \alpha < 90^\circ$	+3%	+ 3%
$45^\circ \leq \alpha < 75^\circ$	+3%	+ 5%
$\alpha < 45^\circ$	+3%	+10%

(c) 曲線橋による補正 (γ)

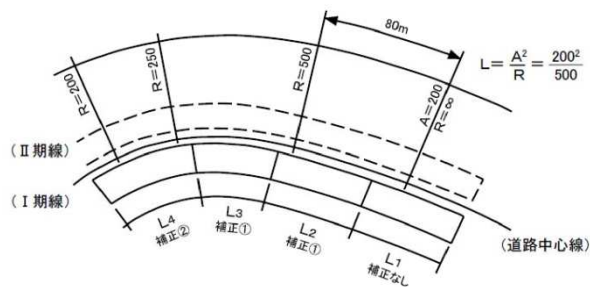
桁自体を湾曲させて曲線橋としている橋梁では、第Ⅱ測線における曲線半径 (R) により表3.16に示す率で工数を補正する。

曲線半径が変化する場合、支間毎に最小曲線半径により工数を割増する。

なお、補正率を異にする径間がある場合は、支間長の加重平均とする。

表3.16 曲線橋による補正率 (γ)

曲線半径 (R)	補 正 率	
	箱桁形式	箱桁以外の形式
$250 \leq R < 500$	+19%	+ 9%
$100 \leq R < 250$	+25%	+15%
$R < 100$	+29%	+20%



$L_1, L_2, L_3, L_4$ は道路中心線の支間長とする。

$$\text{補正率} = \frac{L_1 \times 0 + L_2 \times \text{補正率①} + L_3 \times \text{補正率①} + L_4 \times \text{補正率②}}{L_1 + L_2 + L_3 + L_4}$$

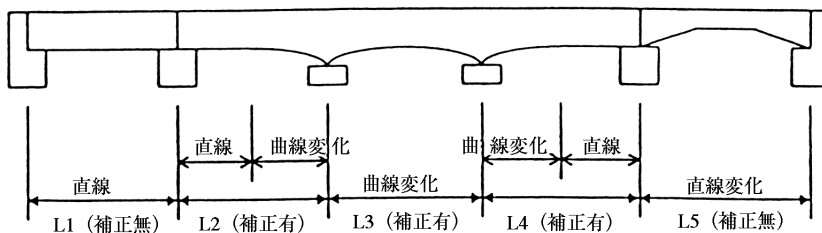
(注) 斜橋 (β) と曲線橋 (γ) の補正の加重算は行わず、いずれか大きい補正率を採用する。

(d) 桁高変化による補正

鉸桁形式、箱桁形式、トラス形式について、支間毎に桁高 (腹板高、主構高) を15cm以上曲線的に変化させている (切り欠き部を除く) 橋梁では、表3.17に示す率で工数を補正する。なお、補正率の有無は支間毎に適用し、補正率は支間長の加重平均とする。

表3.17 桁高変化による補正率 (δ)

形 式	補 正 率
箱 桁 形 式	+11%
鉸桁形式・トラス形式	+ 5%



$L_1, L_2, L_3, L_4, L_5$ は道路中心線の支間長とする。

$$\text{補正率} = \frac{L_1 \times 0 + L_2 \times \text{補正率} + L_3 \times \text{補正率} + L_4 \times \text{補正率} + L_5 \times 0}{L_1 + L_2 + L_3 + L_4 + L_5}$$

(e) 平均支間長による工数の補正は、表3.18による。

表3.18 平均支間長による工数の補正率 ( $\varepsilon$ )

(単純鉸桁)

平均支間長 (m)	補正率
～20未満	-10%
20以上～30未満	-4%
30以上～40未満	0%
40以上～	+2%

(連続鉸桁)

平均支間長 (m)	補正率
～20未満	-9%
20以上～30未満	-5%
30以上	0%

(箱 桁)

平均支間長 (m)	補正率
～30未満	-7%
30以上～40未満	-5%
40以上～50未満	-3%
50以上～60未満	0%
60以上～70未満	+2%
70以上～	+5%

(鋼床版鉸桁)

平均支間長 (m)	補正率
～25未満	-5%
25以上～35未満	0%
35以上～45未満	+5%
45以上～	+7%

(鋼床版箱桁)

平均支間長 (m)	補正率
～35未満	-11%
35以上～45未満	-7%
45以上～55未満	-2%
55以上～	0%

(トラス)

平均支間長 (m)	補正率
～60未満	-4%
60以上～90未満	0%
90以上	+7%

(アーチ系)

平均支間長 (m)	補正率
～55未満	-3%
55以上～145未満	0%
145以上～	+2%

(ラーメン)

平均支間長 (m)	補正率
～40未満	-11%
40以上～70未満	0%
70以上～	+5%

(f) 総質量による補正

表3.19 総質量による補正率 ( $\eta$ )

主桁形式 \ 重量	重量			
	$300t > W$	$300t \leq W < 1,000t$	$1,000t \leq W < 2,000t$	$2,000t \leq W$
鉸 桁	0%	-2%	-3%	-4%
箱 桁	0%	-2%	-3%	-4%
トラスアーチ	0%	-2%	-3%	-4%

(注) 総質量は製作質量の総和とし、鉸桁、連続鉸桁の対傾構、鋼橋脚及びアンカーフレームを含むものとする。

### 3-4 鋼橋以外の製作費

#### 1) 一般

- (1) 本単価は、鋼橋工事以外の一般工事（下部工事等）で、仮設として使用し工場製作費を積算する場合に適用する。
- (2) 積算構成、材料費については、3-1、3-2、3-3を参照する。
- (3) 標準工数は、次表によるものとするが、次表によりがたい時は担当課と協議すること。

工 種	工 数
形 鋼、丸 鋼	4.3
井筒ケーソンの支承	9.6
電覧管、排水管、支持金物	5.4

- (4) 鋼重による工数の増減は行わないものとする。
- (5) 本工数は、鋼橋積算には使用出来ない。
- (6) 本単価は、工場原価の製作費に入力すること。
- (7) 本製作費は、現場管理費と一般管理費率の対象となるが、共通仮設費の対象としないこと。
- (8) 2) の製作費は、間接労務費を含む。
- (9) 副資材費は、材料費に含むこと。

#### 2) 積 算

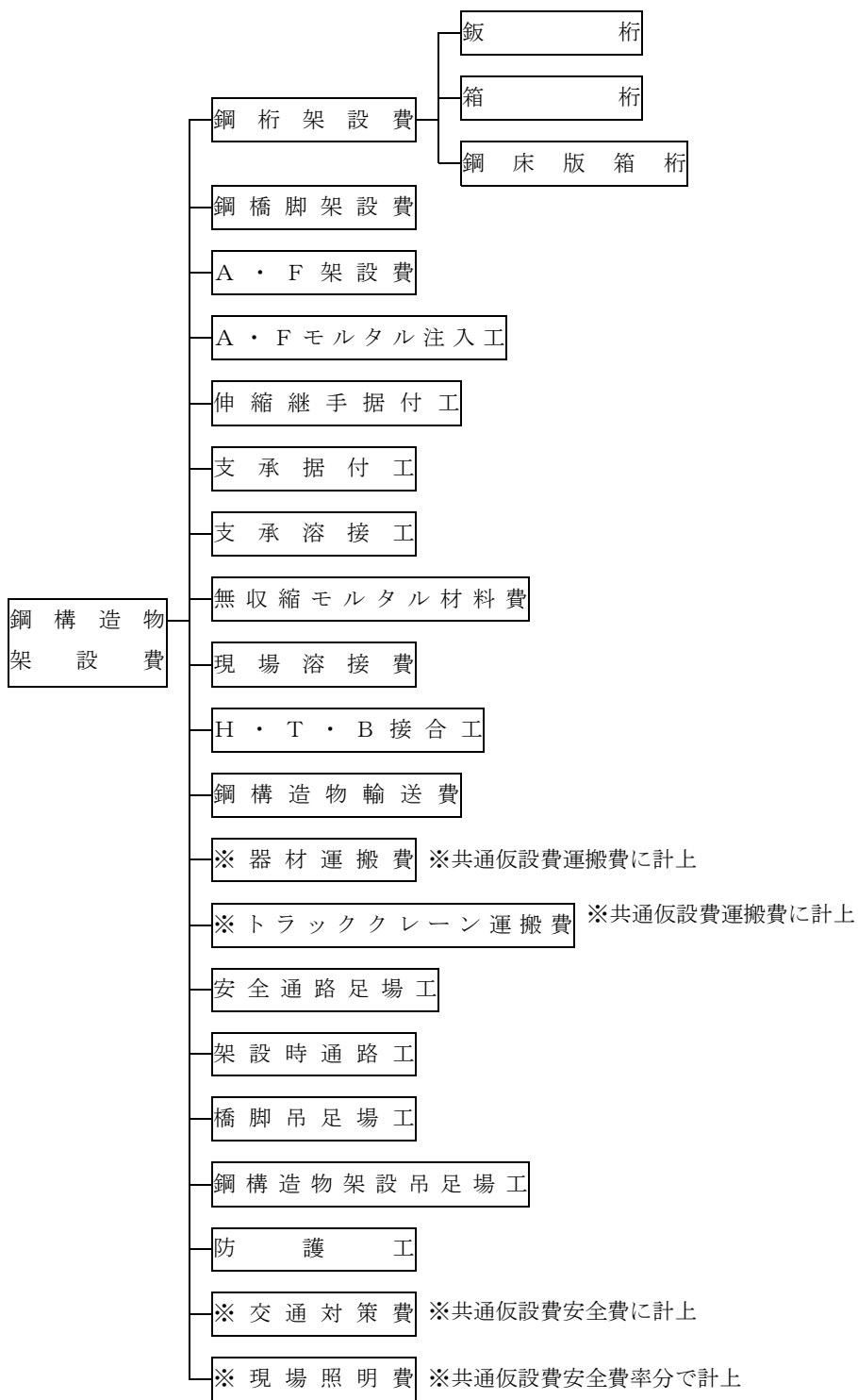
$$\text{製作費} = \text{製作工数} \times \frac{1.408 \times \text{製作工数単価 (直接労務費)}}{T08905}$$

### 4 鋼構造物架設費

#### 4-1 一般

- 1) 本基準は、トラッククレーンによるベント工法の架設を基本としており（架設ブロックについては、原則として地組立を行う。）、現場の条件により、他の工法を採用する場合、もしくは地組立が出来ない場合には、担当課と協議すること。
- 2) 現場条件により横取り工法が必要な場合は、別途機器使用料を追加計上することができる。
- 3) 架設工法の変更は、原則として行わない。ただし、道路管理者、河川管理者等との協議により条件等の変更があった場合には、担当課と協議すること。
- 4) 現場溶接部のX線検査費は、技術管理費の率分に含まれている。
- 5) ベント基礎については、支持地盤の耐力及びベント高が高い場合の風荷重等を考慮し、必要に応じて別途計上する。
- 6) 電力設備は、全て架設単価に含まれているので計上しない。
- 7) 交通対策費は、必要に応じて計上する。
- 8) 架設用トラッククレーンの養生鉄板が必要な場合は別途計上することができる。
- 9) 架設工事費の割増は、H、Tボルト接合工、支承据付工及び伸縮継手据付工には適用しない。
- 10) 本基準は新構造形式（例、少主桁鉸桁、合理化鋼床版、開断面箱桁等）により設計、製作された鋼桁の架設には適用できない。新構造形式の架設費の積算については担当課と協議すること。

4-2 積算構成



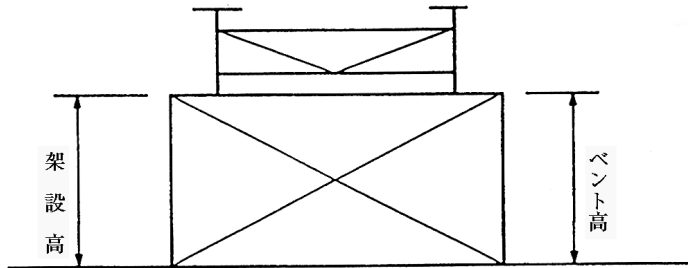
#### 4-3 鋼桁架設費

##### 1) 一般

積算は、橋梁形式別に行うこと。

架設高とは、地面より桁下迄の高さをいう。

架設高は、同一橋梁形式別の平均架設高とする。



##### 2) 単価表

$P$  : 鋼桁架設費 = (1 部材当り架設費) × 部材数 (円/式)

1 部材当り架設費 =  $P \times (1 + \alpha + \beta + \gamma + \delta + \varepsilon)$

割増係数  $\gamma, \delta, \varepsilon$  は同時に適用してはならない (注参照)。

$\alpha$  : 平均部材質量による割増し係数 (表4.3)

$\beta$  : 構造形式による割増し係数 (表4.4)

$\gamma$  : 曲線桁架設による割増 (表4.5)

$\delta$  : 横取り工法による割増し係数 (表4.6)

$\varepsilon$  : 門型ベントによる割増し係数 (表4.7)

(門型ベントが2基以上有る場合に割増を行う。)

- 注) 1. 曲線桁架設による割増しを行った場合、横取り工法による割増しは行わない。  
 2. 横取り工法による割増しを行った場合、門型ベントの有無の割増しを行うことは出来ない。  
 3. 曲線桁による割増対象で門型ベントが2基以上ある場合は、門型ベントによる割増のみ行うこと。  
 ただし、門型ベントが1基のみの場合は曲線桁架設の割増を行うことが出来る。  
 4. 曲線桁の割増係数は、構造形式毎の最小曲率半径により算出する。  
 5. ベント組立及び地組立は昼間施工を基本とし、ベント及び地組立が夜間施工となる場合は、別途計上する。  
 6. 部材数とは、桁製作費の部材数の合計数量である。

##### 1 部材当りの架設費

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役	ベント、地組	人	①		昼固定
橋 梁 特 殊 工	〃	人	②		昼固定
橋 梁 世 話 役	架 設	人	③		
橋 梁 特 殊 工	〃	人	④		
架 設 用 トラッククレーン		日	⑤		
地 組 用 トラッククレーン		日	⑥		昼固定
ベ ン ト 用 クレーン		日	⑦		昼固定
ベ ン ト 設 備 損 料		t・供日	⑧	K39001	
架 設 工 具		供用日	⑨	K18001	
発 動 発 電 機	25KVA	日	⑩	C14008	
ド リ フ ト ピ ン		日	⑪		表4.8
仮 締 め ボ ル ト		日	⑫		表4.9
諸 雑 費		式	⑬		
計				A	10部材当たり
				$P = A / 10$	1部材当たり

(注) 諸経費とは、組立架設消耗材 (番線・アセチレン・酸素・工具類の消耗品、桁地組立て架台、転倒防止材等) と発動発電機の燃料、油脂類等の費用である。



ア. 数量内訳  
(鉄 桁)

記号	架設高区分(m) 名 称	A	B	C	D	E
		H ≤ 7.5	7.5 < H ≤ 12.5	12.5 < H ≤ 17.5	17.5 < H ≤ 22.5	22.5 < H ≤ 27.5
①	橋 梁 世 話 役	0.86	1.16	1.36	1.58	1.78
②	橋 梁 特 殊 工	4.29	5.79	6.82	7.91	8.90
③	橋 梁 世 話 役	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44
④	橋 梁 特 殊 工	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22
⑤	架 設 用 ト ラ ッ ク ク レ ー ン	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
⑥	地 組 用 ト ラ ッ ク ク レ ー ン	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51
⑦	ベ ン ト 用 ク レ ー ン	0.43	0.73	0.94	1.16	1.35
⑧	ベ ン ト 設 備 損 料	284.14	557.79	774.78	1,018.19	1,278.78
⑨	架 設 工 具	2.21	2.72	3.07	3.44	3.78
⑩	発 動 発 電 機	2.21	2.72	3.07	3.44	3.78
⑪	ド リ フ ト ピ ン	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90
⑫	仮 締 め ボ ル ト	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90
⑬	諸 雑 費	1	1	1	1	1
計		10部材当たり				

(注) 諸雑費は、労務費の3.8%とする。

イ. 数量内訳  
(箱 桁)

記号	架設高区分(m) 名 称	A	B	C	D	E
		H ≤ 7.5	7.5 < H ≤ 12.5	12.5 < H ≤ 17.5	17.5 < H ≤ 22.5	22.5 < H ≤ 27.5
①	橋 梁 世 話 役	1.78	2.72	3.43	4.13	4.84
②	橋 梁 特 殊 工	9.50	14.20	17.73	21.26	24.79
③	橋 梁 世 話 役	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
④	橋 梁 特 殊 工	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70
⑤	架 設 用 ト ラ ッ ク ク レ ー ン	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74
⑥	地 組 用 ト ラ ッ ク ク レ ー ン	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73
⑦	ベ ン ト 用 ク レ ー ン	1.17	2.11	2.82	3.53	4.23
⑧	ベ ン ト 設 備 損 料	1,805.90	3,925.94	5,873.79	8,137.46	10,715.23
⑨	架 設 工 具	4.07	5.67	6.87	8.07	9.27
⑩	発 動 発 電 機	4.07	5.67	6.87	8.07	9.27
⑪	ド リ フ ト ピ ン	3.16	3.16	3.16	3.16	3.16
⑫	仮 締 め ボ ル ト	3.16	3.16	3.16	3.16	3.16
⑬	諸 雑 費	1	1	1	1	1
計		10部材当たり				

(注) 諸雑費は、労務費の3.0%とする。

ウ. 数量内訳

(鋼床版箱桁)

記号	架設高区分(m) 名 称	A	B	C	D	E
		H ≤ 7.5	7.5 < H ≤ 12.5	12.5 < H ≤ 17.5	17.5 < H ≤ 22.5	22.5 < H ≤ 27.5
①	橋 梁 世 話 役	2.27	3.45	4.30	5.16	5.95
②	橋 梁 特 殊 工	12.04	17.92	22.20	26.47	30.42
③	橋 梁 世 話 役	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46
④	橋 梁 特 殊 工	8.78	8.78	8.78	8.78	8.78
⑤	架 設 用 ト ラ ッ ク ク レ ーン	1.76	1.76	1.76	1.76	1.76
⑥	地 組 用 ト ラ ッ ク ク レ ーン	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81
⑦	ベ ン ト 用 ク レ ーン	1.60	2.77	3.63	4.48	5.27
⑧	ベ ン ト 設 備 損 料	2,422.27	4,738.85	6,612.54	8,682.10	10,894.36
⑨	架 設 工 具	6.35	8.35	9.81	11.26	12.60
⑩	発 動 発 電 機	6.35	8.35	9.81	11.26	12.60
⑪	ド リ フ ト ピ ン	8.73	8.73	8.73	8.73	8.73
⑫	仮 締 め ボ ル ト	8.73	8.73	8.73	8.73	8.73
⑬	諸 雑 費	1	1	1	1	1
計		10部材当たり				

(注) 諸雑費は、労務費の3.9%とする。

表4. 1 ベント設備クレーンの選定

架設高区分	鋸桁、箱桁、鋼床版箱桁
A	ラフテレーンクレーン(リース) 油圧伸縮式ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 25t吊
B	ラフテレーンクレーン(リース) 油圧伸縮式ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 35t吊
C	ラフテレーンクレーン(リース) 油圧伸縮式ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 45t吊
D	トラッククレーン(リース) 油圧伸縮式ジブ型 100t吊
E	トラッククレーン(リース) 油圧伸縮式ジブ型 100t吊

表4. 2. 1 架設クレーン機種選定の選定

架設高区分	鋸 桁	箱 桁	鋼床版
A	トラッククレーン(リース) 160t吊	トラッククレーン(リース) 160t吊	トラッククレーン(リース) 200t吊
B		トラッククレーン(リース) 200t吊	
C		トラッククレーン(リース) 200t吊	
D		トラッククレーン(リース) 360t吊	トラッククレーン(リース) 360t吊
E			

表4. 2. 2 地組立クレーン機種選定の選定

架設高区分	鋸 桁	箱 桁	鋼床版
A	トラッククレーン(リース) 160t吊	トラッククレーン(リース) 160t吊	トラッククレーン(リース) 200t吊
B		トラッククレーン(リース) 200t吊	
C		トラッククレーン(リース) 200t吊	
D		トラッククレーン(リース) 360t吊	トラッククレーン(リース) 360t吊
E			

表 4. 3 平均部材質量による割増し係数 ( $\alpha$ )  
 鈹桁

平均部材質量区分 (t)	( $\alpha$ )
$W \leq 1.5$	-0.25
$1.5 < W \leq 2.0$	0.00
$2.0 < W$	+0.20

箱桁

平均部材質量区分 (t)	( $\alpha$ )
$W \leq 3.0$	-0.30
$3.0 < W \leq 3.5$	-0.20
$3.5 < W \leq 4.5$	0.00
$4.5 < W \leq 5.5$	+0.15
$5.5 < W$	+0.30

鋼床版箱桁

平均部材質量区分 (t)	( $\alpha$ )
$W \leq 4.5$	-0.40
$4.5 < W \leq 5.5$	-0.20
$5.5 < W \leq 6.5$	-0.15
$6.5 < W \leq 7.5$	0.00
$7.5 < W \leq 8.5$	+0.15
$8.5 < W \leq 9.5$	+0.20
$9.5 < W$	+0.30

表 4. 4 構造形式による割増し係数 ( $\beta$ )

構造区分	割増し係数 ( $\beta$ )
支 承 構 造	0.00
剛 結 構 造	+0.02

表 4. 5 曲線桁架設による割増し係数 ( $\gamma$ )

曲線半径	割増し係数 ( $\gamma$ )
$400 < R$	0.00
$200 < R \leq 400$	+0.05
$R \leq 200$	+0.16

(注) 門型ベントが 2 基以上ある場合は、本割増しは適用しないこととし、門型ベントによる割増しのみ行うこと。  
 ただし門型ベントが 1 基の場合は本割増しを行うことができる。

表 4. 6 横取り工法による割増し係数 (δ)

架設高区分	割増し係数 (δ)
A	+0.40
B	+0.30
C	+0.20
D	+0.10
E	0.00

(注) 曲線桁架設による割増しが適用される場合は、曲線桁による割増を行い本割増は行わないこと。

表 4. 7 門型ベントによる割増し係数 (ε)

門型ベントが2基以上	(ε)
有	+0.20
無	0.00

(注) 1. 横取り工法による割増しをした場合は、本割増しは行わない。

2. 曲線桁架設による割増が適用される場合は、本割増は行わないこと。ただし、門型ベントが1基で本割増が適用されない場合、曲線桁架設の割増を行うことが出来る。

表 4. 8 ドリフトピン損料 (1日当たり)

種 別	1 日 当 たり 損 料	単価コード
鋸 桁	$(32,000 \times 1/3 \times 1/3) \times (K46011 \times 1/100)$	K46014
箱 桁	$(99,000 \times 1/3 \times 1/3) \times (K46011 \times 1/100)$	K46015
鋼 床 版 箱 桁	$(53,000 \times 1/3 \times 1/3) \times (K46011 \times 1/100)$	K46016

表 4. 9 仮締めボルト損料 (1日当たり)

種 別	1 日 当 たり 損 料	単価コード
鋸 桁	$(32,000 \times 1/3 \times 2/3) \times (48 \times 1/100)$	K46024
箱 桁	$(99,000 \times 1/3 \times 2/3) \times (48 \times 1/100)$	K46025
鋼 床 版 箱 桁	$(53,000 \times 1/3 \times 2/3) \times (48 \times 1/100)$	K46026

4-4 鋼橋脚架設費

1) 一般

鋼橋脚架設費 (円/式)

$$= \{ (\text{第1段目架設単価} \times \text{部材数}) + (\text{第2段目以降架設単価} \times \text{部材数}) \} \times (1 + \alpha)$$

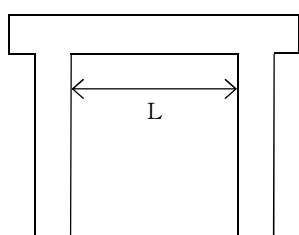
$\alpha$  : 構造形式別ベント設備費による割増係数 (表4.10)

構造形式により架設時にベントが必要な場合の補正係数は、次表による。

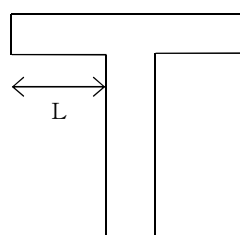
表4.10

構造形式	門型ラーメン橋脚		T型・ラケット型橋脚		その他の橋脚
横の張出長	$L \leq 7 \text{ m}$	$7 \text{ m} < L$	$L \leq 3 \text{ m}$	$3 \text{ m} < L$	
ベント設備補正係数 ( $\alpha$ )	0.00	+0.15	0.00	+0.10	0.00

門型ラーメン橋脚



T型・ラケット型橋脚



注) ラケット型橋脚の張出し長はT型橋脚に準じること。

ア 本単価は、鋼橋脚の架設費に適用する。

イ アンカーフレームと固定する部材を第1段目とし、それ以上を第2段目以降の部材とする。

ウ 数量の算出にあたっては、第1段目の平均質量と部材数、第2段目以降の平均質量と部材数とする。

2) 単価表

(1) 第1段目架設単価表

(1部材当たり)

名称	規格	単位	数量	単価コード	備考
橋梁世話役		人	1.0		
橋梁特殊工		人	5.0		
普通作業員		人	1.0		
架設用トラッククレーン		日	1.0		表4.11
補助用トラッククレーン	45 t 吊	日	0.5		
架設工具		日	1.4	K18001	
発動発電機	45KVA	日	1.4	C14010	
諸雑費		式	1		労務費計の5%
計					1部材当たり

表4.11

平均部材質量	$W < 10 \text{ t}$	$10 \text{ t} \leq W < 20 \text{ t}$	$20 \text{ t} \leq W < 35 \text{ t}$
使用クレーン	100 t 吊	120 t 吊	160 t 吊

## (2) 第2段目以降架設単価表

(1部材当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	1.0		
橋 梁 特 殊 工		人	5.0		
普 通 作 業 員		人	1.0		
架設用トラッククレーン		日	1.0		表4.12
補助用トラッククレーン	45 t 吊	日	0.5		
架 設 工 具		日	1.4	K18001	
発 動 発 電 機	45KVA	日	1.4	C14010	
諸 雑 費		式	1		労務費計の5%
計					1部材当たり

表4.12

平均部材質量	W < 10 t	10 t ≤ W < 15 t	15 t ≤ W < 20 t	20 t ≤ W < 35 t
使用クレーン	35 t 吊	100 t 吊	100 t 吊	120 t 吊

## 4-5 アンカーフレーム架設費

## 1) 一 般

- (1) 積算は、アンカーフレーム（ボルト含む）質量毎に架設方法別で行うこと。
- (2) 架設方法としては、アンカーフレームとアンカーボルトを工場で組立て現場に搬入し一括架設する方法と、分割して現場に搬入しそれぞれ架設する方法がある。
- (3) 現場へは一括搬入することを原則とするが、運搬等の規制により、これによりがたい場合は分割搬入とする。
- (4) 本単価には、アンカーフレーム据付けに要する費用（アンカーフレーム据え付け用架台の材料、製作、据え付け）を全て含んでいる。

## 2) 単価表

(1基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	①		} 表4.13
橋 梁 特 殊 工		〃	②		
溶 接 工		〃	③		
ラフテレーンクレーン賃料	油圧20t	日	④		
〃	油 圧	〃	⑤		
架 設 工 具		供用日	⑥		
雑 材 料		式	1		上記計の1%
据 付 用 架 台		基	1		
計					1基当たり

表4.13

記号		AF質量	B		C	
		A	A	B	A	B
①		4.6	4.8	7.7	5.0	7.8
②		17.2	18.0	25.8	18.8	25.8
③		1.2	1.2	5.0	1.2	5.4
④		1.0	1.0	2.0	1.0	2.0
⑤	能力	油圧100t吊	油圧 160t吊	油圧 100t吊	油圧 200t吊	油圧 120t吊
	数量	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥		6.4	6.7	10.8	7.0	10.9

表4.14

記号	AF (ボルト含) 一基当り質量 (t)
A	$W \leq 15$
B	$15 < W \leq 30$
C	$30 < W \leq 60$

架設方法

	架 設 方 法
A	アンカーフレームとボルトを一体
B	〃 分割

#### 4-6 支承据付工

##### 1. 鋼製支承

##### 1) 一般

- (1) 支承本体の単価は別途計上する。
- (2) 本単価には支承据付用材料及び工具等が含まれている。
- (3) 本単価には下部がコンクリート構造の場合のアンカーボルト据付費は含まれているが、無収縮モルタルの材料費は含まれていないので別途計上すること。
- (4) 支承質量が6.2tをこえるものについては担当課と協議すること。
- (5) 本単価にはベースプレート、調整プレートの取付費が含まれているので、架設質量と重複しないこと。
- (6) 本単価は、ラフテレーンクレーンによる据付けであり、フローティングクレーン等を使用する場合は、担当課と協議すること。

##### 2) 単価表

##### (1) 支承据付工（鋼橋脚）単価表

(支承1個当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	表4.15		
橋 梁 特 殊 工		〃			
ラフテレーン賃料		日			
組立工具損料		供用日			
雑 材 料		式	1		上記計の1%
計					

表4.15 支承据付歩掛表

支承1個の質量	橋梁世話役	橋梁特殊工	ラフテレーン16t吊	ラフテレーン20t吊	組立工具損料
A 350 $\geq$ kg	0.19 人	0.81 人	0.19 日	— 日	0.23 日
B 351~2,500	0.25	1.08	0.25	—	0.30
C 2,501~6,200	0.38	1.63	—	0.38	0.46



## (2) 支承据付工（コンクリート橋脚）単価表

(支承1個当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	表4.15		
橋 梁 特 殊 工		〃			
ラフテレーンクレーン賃料		日			
組 立 工 具 損 料		供用日			
雑 材 料		式	1		上記計の1%
沓座モルタル打設工		箇所	1		
アンカーボルト据付工		〃	1		
計					

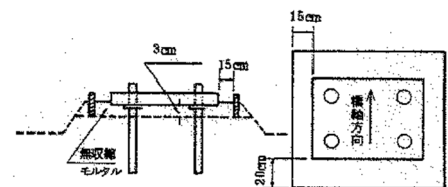
## (3) 無収縮モルタル材料費

標準支承の無収縮モルタル量（材料ロス分を含む）は、次表のとおりである。

支承1個当りのモルタル量

名 称(t)	モルタル量(m <sup>3</sup> )	名 称(t)	モルタル量(m <sup>3</sup> )
50	0.029	350	0.082
60	0.030	400	0.090
80	0.035	450	0.098
100	0.041	500	0.107
125	0.044	550	0.118
150	0.050	600	0.121
175	0.053	700	0.138
200	0.058	800	0.170
225	0.061	900	0.187
250	0.067	1,000	0.203
300	0.074		

標準支承以外の場合には、右図を参考にして、数量を算出すること。



## (4) 沓座モルタル打設工単価表 P07651～P07653

(1個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	表4.16		
特 殊 作 業 員		〃			
普 通 作 業 員		〃			
雑 材 料		式	1		上記計の1%
計					

表4.16 沓座モルタル打設歩掛

支 承 1 個 の 質 量 (kg)	橋 梁 世 話 役 (人)	特 殊 作 業 員 (人)	普 通 作 業 員 (人)
A ~ 350	0.13	0.13	0.25
B 351～2,500	0.17	0.17	0.33
C 2,501～6,200	0.25	0.25	0.5

## (5) アンカーボルト据付工

(支 承 1 個 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	表4.17		
橋 梁 特 殊 工		〃			
ラフテレーンクレーン賃料		日			
組 立 工 具 損 料		供用日			
雑 材 料		式	1		上記計の1%
計					

表4.17 アンカーボルト据付歩掛

支 承 1 個 の 重 量	橋 梁 世 話 役	橋 梁 特 殊 工	ラフテレーン 16t吊	組立工具損料
A 350≥ kg	0.25 人	0.75 人	0.25 日	0.3 日
B 351～2,500	0.33	1.0	0.33	0.4
C 2,501～6,200	0.50	1.5	0.5	0.6

## 2. ゴム支承据付工

ゴム支承据付工歩掛は次表を標準とする。

種別	日当り施工量 Dn(基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)	
				平均橋台 橋脚高さ 2m未満	平均橋台 橋脚高さ 2m以上
一般支承	$Dn = \frac{1}{0.082W+0.324}$	橋梁世話役 橋梁特殊工 普通作業員	ラフテレーンク レーン油圧伸縮 ジブ型・排出ガス 対策型(第2次基 準値)25t吊	1 (0.9)	10 (10)
機能分離 型支承	$Dn = \frac{1}{0.101W+0.484}$				

W:支 承 1 基 当 り 質 量 ( t )

$$1 \text{ 基 当 り 支 承 質 量 } = \frac{\text{支 承 総 質 量}}{\text{支 承 設 置 数}}$$

- (注) 1. 本歩掛は、支承据付に伴う仮置き・調整・無収縮モルタル打設等の作業を含む。  
 2. 現場条件によりラフテレーンクレーンの規格が上表により難しい場合は、現場条件に適した規格を選定する。  
 3. 諸雑費は、支承据付用足場材料賃料（平均橋台橋脚高さ2m以上）及び発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 4. 支承総質量にはアンカーボルトを含む  
 5. 無収縮モルタル材料については、「4-6 支承据付工 1. 鋼製支承」により、沓座モルタル材料費、沓座モルタル打設費、アンカーボルト据え付け工を計上する。  
 6. 日当り施工量D nは小数点第2位を四捨五入し、第1位とする。  
 7. 支承総質量、総設置数は、上表の種別毎の現場当りの数量を計上する。

2) 単価表

(1) 支承据付工（鋼橋脚）単価表

(支承1個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	1×1/D n		
橋 梁 特 殊 工		人	3×1/D n		
普 通 作 業 員		人	1×1/D n		
ラフテレーンクレーン賃料	油圧25 t	運転日	1×1/D n		
組立工具損料		日	1.7×1/D n	K18001	
諸 雑 費		式	1		労務費の11% (10%)
計					

( ) は、商用電源使用の場合の諸雑費率

(2) 支承据付工（コンクリート橋脚）単価表

(支承1個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	1×1/D n		
橋 梁 特 殊 工		人	3×1/D n		
普 通 作 業 員		人	1×1/D n		
トラッククレーン賃料	油圧15 t	運転日	1×1/D n		
組立工具損料		日	1.7×1/D n	K18001	
諸 雑 費		式	1		労務費の11% (10%)
沓座モルタル材料費		m <sup>3</sup>			
沓座モルタル打設工		m <sup>3</sup>			
アンカーボルト据付工		個	1		
計					

( ) は、商用電源使用の場合の諸雑費率

4-7 支承溶接工

1) 一 般

- (1) 本単価は、橋梁工事における支承の溶接のみに適用する。  
 (2) 溶接長（6mm換算済の延長）は、表4.18を参考とすること。

2) 単価表

(1) 支承溶接工単価表

(1m当たり)

名 称	規 格 規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	0.5		
橋 梁 特 殊 工	有資格者	〃	2		
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン100KVA	日	1.2		
溶 接 工 具 損 料		供用日	1.2		
溶 接 棒		kg	20		※1
酸 素		m <sup>3</sup>	1.2		※1
アセチレンガス		kg	0.6		※1
雑 品		式	1		浸透液等※1の合計の40%
軽 油		ℓ	82		
計					40m当り
					1m当り

表4.18 標準支承における溶接長（支承1個当り）

支承の種類	コンクリート橋脚 (m)			鋼製橋脚 (m)	
	①下支承とベースプレートの溶接	アンカーボルトのナット・ワッシャーの溶接	計	②調整プレートとベースプレートの溶接	①+②計
50	2.9	1.9	4.8	8.8	11.7
60	3.5	1.9	5.4	9.2	12.7
80	3.8	2.2	6.0	10.0	13.8
100	4.1	4.6	8.7	11.2	15.3
125	4.7	4.7	9.4	12.0	16.7
150	5.3	8.4	13.7	13.2	18.5
175	5.6	8.3	13.9	13.6	19.2
200	5.9	8.5	14.4	14.4	20.3
225	6.2	9.0	15.2	15.2	21.4
250	6.8	13.8	20.6	16.4	23.2
300	7.1	20.3	27.4	17.6	24.7
350	7.6	21.4	29.0	18.4	26.0
400	8.2	22.8	31.0	19.6	27.8
450	8.8	31.2	40.0	20.8	29.6
500	9.4	33.0	42.4	22.0	31.4
550	9.7	45.4	55.1	23.2	32.9
600	10.3	45.4	55.7	24.0	34.3
700	10.9	60.9	71.8	25.6	36.5
800	11.8	49.5	61.3	29.2	41.0
900	12.6	68.1	80.7	31.2	43.8
1,000	13.2	91.5	104.7	32.4	45.6

4-8 アンカーフレームモルタル注入工

1) 一般

- (1) 本単価は、機械器具損料等一式を含む。
- (2) 箱抜型枠については、下部工（本体型枠）に計上する。
- (3) 箱抜によるコンクリートは、控除する。
- (4) 箱抜形状は下記寸法を標準とする。……脚柱据付要領図（下図参照）
- (5) 据付に使用する無収縮モルタルはセメント系プレミックスタイプとする。

2) 単価表

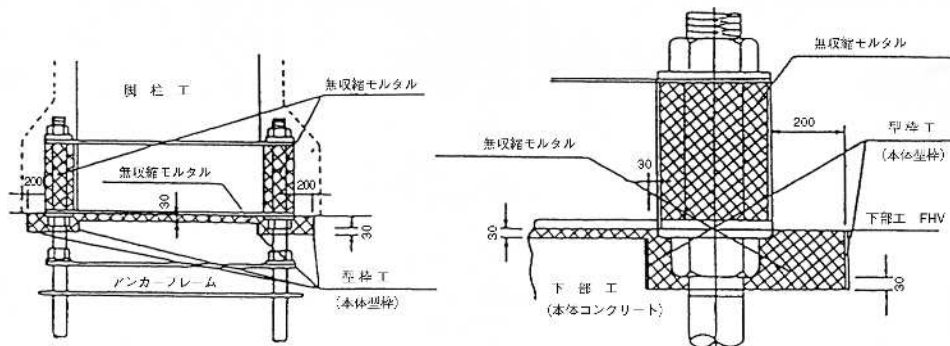
P07601

(1 m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
特 殊 作 業 員		人	2.3		
普 通 作 業 員		〃	1.0		
世 話 役	(2)	〃	0.7		
プレミックセメント	無 収 縮	kg	1950		ロス4%を数量に含む
雑 材 料		式	1		上記計の1%
計					

(注) 雑材料一式の中には、型枠、水代、機械器具損料等を含む。

[参考] 脚 柱 据 付 要 領 図



#### 4-9 ハイテンボルト接合工

##### 1) 一般

ア 本単価は、トルシア形高力ボルト及び六角形高力ボルトの接合工に適用する。

イ 標準歩掛りは次表とする。

日当り施工量Dq (本/日)	編成人員 (人/日)		諸雑費率 (%) (注) 3
$Dq = \frac{Q}{0.41 \times Q / 1000 + 2.13}$ ただし、 上限を1,670本とする。	橋梁世話役 橋梁特殊工	1 5	4

Q：本締めボルト総本数(本) (高力ボルト+トルシア型ボルト)

(注) 1. 本歩掛は、地組及び架設の際の本締め工に適用する。

2. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に、上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電力を使用した場合も同値とする。

3. 日当り施工量Dqは整数第1位を四捨五入し、第2位までとする。

4. トルシア型ボルトにおけるピンテールの破断面処理(錆防止等)は別途計上する。

#### ハイテンボルト接合工

(1本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	1×100/Dq		
橋 梁 特 殊 工		人	5×100/Dq		
架 設 工 具 損 料		供用日	1.7×100/Dq		
発 動 発 電 機 賃 料	25KVA	日	1.7×100/Dq		
諸 雑 費		式	1		労務費計の4%
計					100本当たり
1 本 当 た り					

#### 4-10 器材運搬費

本運搬費は、共通仮設費運搬費の項による。

#### 4-11 現場溶接工

##### 1) 一般

(1) 本単価は、溶接実長1m当りの単価である。

(2) 本単価には、電力設備費も含まれている。

(3) 本基準により難しい場合は担当課と協議すること。

##### 2) 鋼床版現場溶接工

(1) 鋼床版の接合がすべて溶接接合の自動溶接機による現場溶接工に適用する。

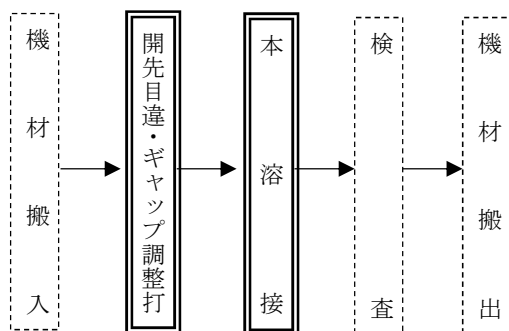
(2) 鋼床版の板厚は下記のいずれかの条件に適用する。

鋼床版現場溶接総延長のうち鋼床板厚 t = 12mm が 80% 以上となるものは、t = 12mm を適用

鋼床版現場溶接総延長のうち鋼床板厚 t = 16mm が 80% 以上となるものは、t = 16mm を適用

(3) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注)本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

(4) 施工歩掛

鋼床版現場溶接工歩掛は、次表を標準とする。

作業種別	日当り施工量 (m/日)	編成人員 (人/日)	
自動溶接工	t=12mm D=0.006×L+9.4 ただしDは 10≤D≤22 D:1パーティ当りの1日の施工量 L:鋼床版溶接実総延長 (m)	橋梁世話役	1
	t=16mm D=0.0055×L+8.7 ただしDは 10≤D≤22 D:1パーティ当りの1日の施工量 L:鋼床版溶接実総延長 (m)	橋梁特殊工	7

- (注) 1. 労務は、1パーティの標準編成人員である。なお、工期等を勘案し、工区ごとにパーティを投入することができる。ただし、この場合日当り施工量はパーティ毎の実総延長で算出する。
2. Uリブ型式の場合、Uリブの溶接歩掛は、別途計上する。
3. t=12mmの日当り施工量 (D) は、10m/日以下の場合には10m/日、22m/日以上の場合には22m/日と一定にする。
4. t=16mmの日当り施工量 (D) は、10m/日以下の場合には10m/日、22m/日以上の場合には22m/日と一定にする。
5. 橋梁特殊工は、必要な溶接資格を得ている者を含む。
6. 日当り施工量Dは、小数第2位を四捨五入し、第1位とする。
7. 非破壊検査 (X線または超音波) 費用は、共通仮設費による。
8. 施工管理以外のピント仕上がりが必要な場合は、別途計上する。

(5) 鋼床版現場自動溶接費単価表

P 07553 P07554

(100m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
橋 梁 世 話 役		人	1×100/D	1/22×100
橋 梁 特 殊 工		〃	7×100/D	7/22×100
消 耗 材 料		m	100	
機 械 器 具		供用日	1.7×100/D	1/22×100 ×1.7
諸 雑 費		式	1	上記計のX%(注3参照)
計				100m当り

- (注) 1. 鋼床版現場自動溶接材料費は、溶接ワイヤ、フラックス、充填材、裏当材を合計した費用である。
2. 鋼床版現場自動溶接機械器具費は、サブマージアーク溶接機、交流アーク溶接機、CO2 半自動溶接機、ガウジング用整流器、マグネットクランプ、フラックス回収機及び溶接棒乾燥器を合計した費用である。
3. 諸雑費は、雑消耗材料 (酸素、アセチレン、CO2、ガウジングカーボン、裏当材押え板、エンドタブ材等)、空気圧縮機、溶接工具 (フラックス乾燥機、溶接用ケーブル、ファン (軸流式) 等) の損料及び運転経費、電力に関する経費等の費用であり、消耗材料費、労務費、機械損料の合計額に下表の率を乗じた

金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合には、()内の率を乗じた金額を上限として計上する。

(%)

諸 雑 費 率	27(10)
---------	--------

(6) 鋼床版現場自動溶接材料費単価表

P 07551

(実長1m当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
溶 接 ワ イ ヤ	4.8m/m	kg	100		
フ ラ ッ ク ス		〃	130		
充 填 材		〃	45		
裏 当 材	サブマージ用	枚	190		
裏 当 材 押 え 板		〃	165		
雑 材 料		式	1		上記計の8%
計					100m当り

(7) 鋼床版現場自動溶接機械器具費単価表

P 07552

(供用日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
サブマージアーク溶接機	1500A	台・日	1		
交 流 ア ー ク 溶 接 機	500A	〃	1		
C O ₂ 半 自 動 溶 接 機	500A	〃	1		
ガウジング機用整流器	600A	〃	1		
マ グ ネ ッ ト ク ラ ンプ		個	80		
フ ラ ッ ク ス 回 収 機		台・日	1		
溶 接 棒 乾 燥 機		〃	1		
雑 材 料		式	1		上記計の14%
計					

3) 現場溶接費

- (1) 本歩掛は、鋼橋脚の現場溶接に適用する。
- (2) 本単価は、溶接実延長1m当りの単価である。
- (3) 現場溶接総延長(M)が30m未満の場合は、Mを30とし1日の作業量(G)を求める。
- (4) X線検査費は、共通仮設費、技術管理費へ別途計上すること。
- (5) 本基準により難しい場合は、担当課と協議すること。

現場溶接費

$$\text{溶接実長1m当りの単価} = \frac{\text{1日当り施工費 (A/日)}}{\text{1日当り作業量 (G)}}$$



a. 現場溶接費の歩掛

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	摘 要
橋 梁 世 話 役		人	1.0		
橋 梁 特 殊 工		〃	8.0		
諸 雑 費		式	1		上記計の26%
計					1日当り

- (注) 1. 諸雑費は、現場溶接工に伴う部分作業床（安全ネット付）、仮締めボルト、ドリフトピン、空気圧縮機、整流器、電気溶接機、CO<sub>2</sub>自動溶接装置、溶接棒乾燥機損料、溶接棒、溶接ワイヤ、CO<sub>2</sub>ガス、防風設備、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 非破壊検査費用が必要な場合は、別途計上する。
3. 諸雑費は、昼間単価で固定する。

b. 1日当りの作業量（G）は次式による。

$$1 \text{ 日 当 り 作 業 量 } (G) = \frac{M \times \alpha \times \beta}{1.03M/10 + 12.6}$$

ただし、 $3\beta \leq G \leq 10\beta$

1日当り作業量（G）は少数第2位を四捨五入し、第1位とする。

M：鋼製橋脚溶接総実延長

$\alpha$ ：板厚による係数（表4.18）

$\beta$ ：溶接ビード仕上げによる係数（表4.19）

(注) 橋脚が複数ある場合は、各橋脚毎に溶接実延長を算出する。

表4.18 板厚による係数（ $\alpha$ ）

平均板厚 (mm)	20mm未満	20mm以上 30mm未満	30mm以上 40mm未満	40mm以上 50mm未満	50mm以上 55mm未満
$\alpha$	1.15	1.00	0.85	0.70	0.55
備 考	平均板厚は、加重平均とする。 1工事で複数橋脚がある場合は、全ての橋脚の加重平均値とする。				

表4.19 溶接ビード仕上げによる係数（ $\beta$ ）

仕上げの程度	仕上げなし	仕上げあり
溶接ビード仕上げによる係数	1.0	0.80
備 考	溶接ビード係数は、加重平均とする。 1工事で複数橋脚がある場合は、全ての橋脚の加重平均値とする。	

4-12 トラッククレーン運搬費

1) 一 般

- (1) トラッククレーンの運搬費は、共通仮設費のうちの運搬費に計上し、その積算は、第I節による。
- (2) トラッククレーンの賃料（リース料）とする。
- (3) トラッククレーンの片道回送距離は10kmとする。
- (4) トラッククレーンの分解、組立に要する費用は、第I節に基づき計上すること。

#### 4-13 足場工

- 1) 鋼桁（主桁）、鋼脚の現場継手に対し必要に応じ計上するものとする。
- 2) 鋼桁（主桁）の現場継手に足場工を計上する場合は、第10章床版工「6.足場工・防護工」によるものとする。
- 3) 対傾構横溝の足場工は計上しない。横桁は、必要に応じ足場を計上する。
- 4) 足場の数量は積算資料の「第V節 数量について」により算出する。

#### 5) 鋼橋脚柱部

鋼橋脚柱部の継手に足場工を計上する場合は、第3章 コンクリート構造物工の「鋼製枠組足場工」によるものとする。

- 6) 現場添接部の塗装防護としてシートを計上することができる。

シートを計上する場合は、第10章 塗装工の「塗装足場シート工」によるものとする。

#### 7) 鋼脚（梁部）現場継手部、足場工

現場継手部 足場工 単価表、鋼脚（梁部）

P07851, P07852 (空m<sup>3</sup>当り)

名称／規格／形状寸法	単 位	数 量	摘 要
とび工	人	0.15	
単管パイプ φ48.6×2.4	m	6.4	
直交クランプ φ48.6用	個	5.6	
合板足場板 0.24×4.0	枚	0.7	
安全ネット	m <sup>2</sup>	3.2	
吊りチェーン	本	0.11	
計			

(注) 1. 仮設材の供用日数は、ボルト接合の場合20日、溶接接合の場合40日とする。

#### 4-14 安全通路足場工

- 1) 原則としてI桁の場合のみ計上すること。
- 2) 安全通路足場については、第10章床版工「6.足場工・防護工」により計上するものとする。

#### 4-15 梁廻り防護工

桁架設の際、橋脚上での作業スペースが狭い所に計上するものとする。

##### (1) 梁廻り防護工単価表

P 07951

(1基当り)

名称/規格/形状寸法	単 位	数 量	摘 要
とび工	人	21.6	
単管パイプ φ48.6×2.4	m	309.7	
直交クランプ φ48.6用	個	197.7	
合板足場板 0.24×4.0	枚	58.9	
安全ネット	m <sup>2</sup>	114	
ブラケット 1000mm級	個	37.7	
合 板 1.2×90×180cm	m <sup>2</sup>	58	損率25%
高所作業車 トラック架装リフト 揚程12m	日	1.9	
計			

- (注) 1. 仮設材の供用日数は、40日とする。  
2. 高所作業車は、賃料とする。

#### 4-16 仮設階段工

鋼桁の架設に、仮設階段を設置する場合は、第10章 床版工「7. 仮設階段工」によるものとする。

4-17 鋼構造物輸送費

- 1) 運搬距離 片道 30km  
 2) 輸送費

輸送費の積算は、各橋種毎に表4.20鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算するものとする。

表4.20 鋼橋工場製作輸送費（沖縄を除く）

橋 種	輸送単価 (円/t)	
鈹桁(鋼床版鈹桁を除く)	$Y = 35.07X + 13,051$	
鈹桁(鋼床版鈹桁のみ)	$Y = 33.11X + 14,686$	
箱桁(鋼床版箱桁を除く)	$Y = 29.94X + 12,939$	
箱桁(鋼床版箱桁のみ)	$Y = 23.93X + 16,437$	
トラス、アーチ、ラーメン	$Y = 24.95X + 14,523$	
橋脚	$Y = 23.44X + 15,721$	
アンカーフレーム	$Y = 24.01X + 11,384$	Y : 輸送単価 (円/t)
横断歩道橋	$Y = 80.84X + 11,938$	X : 運搬距離 (km)

- (注) 1. 上表に示す回帰式は、桁製作工場から現場への陸上輸送を想定している。  
 したがって、製作桁を現場から別の現場へ輸送する場合等については別途考慮する。  
 2. 上表は、誘導車、特殊車両通行許可申請、高速料金、道路調査等を含む。  
 3. 運搬距離が1,500kmを超える場合については、別途考慮する。

4-18 ハンドホール蓋設置工

- (1) ハンドホール蓋設置工単価表 (256個当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ハ ン ド ホ ー ル 蓋	E P T φ110 × φ126 × 40	個	256			
取 付 費		人	20			
計						

4-19 伸縮継手据付工

- 1) 一 般

本単価は、鋼製ジョイント（非排水型）の据付工に適用する。

- 2) 単価表

伸縮継手据付工単価表 (1基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	備 考
橋 梁 世 話 役		人	50		
橋 梁 特 殊 工		〃	170		
ク レ ー ン 賃 料		日	1		
架 設 工 具 損 料		供用日	75		
雑 材 料		式	1		上記計の1%
計					2基当たり
					1基当たり

4-20 落橋防止装置設置工

1) 機種を選定

落橋防止装置据付に使用する機械の種類・規格は、次表を標準とする。

表 4. 21 機種を選定

機械名	規格
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25t

- (注) 1. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
2. 現場条件により、これにより難しい場合は別途選定する。

2) 施工歩掛

PC鋼棒又はケーブルによって連結される落橋防止装置据付歩掛は、次表を標準とする。

表 4. 22 落橋防止装置据付歩掛

種類	1日当り施工量	編成人員 (人/日)		
		橋梁世話役	橋梁特殊工	普通作業員
PC (鋼棒・ケーブル) タイプ	6組	1	3	1

- (注) 1. 1組とはPC鋼棒又はケーブル1本とし、それに付随するその他の部品をすべて含む。なお、鋼製ブラケット部の取付けは鋼橋架設費に含む。  
2. 鋼板を主体とした落橋防止装置 (ダンパー連結による、主桁突起をストッパーとする等) の取付けは鋼橋架設費に含む。

3) 諸雑費

諸雑費は、落橋防止装置据付けに使用する工具等損料及び電力に関する経費等であり、労務費の合計に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 4. 23 諸雑費率

諸雑費率 (%)	4
----------	---

4-21 直接定着式アンカーボルト工

1) 適用範囲

本基準は、直接定着式アンカーボルト工の製作費、運搬費、架設費の算出に適用する。アンカーフレーム式アンカーボルト工については、第II節第4章鋼構造物工によること。

2) 製作費

(1) 一般

- a. 本単価は、直接定着式アンカーボルト工の工場製作費を積算する場合に適用する。製作費の対象となる作業は、原寸、丸鋼切断、節削加工、スタッド溶接、ナット及びワッシャの取付である。  
b. 積算構成、材料費については、第II節第4章3-1、3-2、3-3を参照する。  
c. 標準工数は、次表による。工数対象となる製作重量は、アンカーボルト本体のみであり、ナット、ワッシャ、スタッドは除くので注意すること。

(t 当たり)

材 質	工 数
SM490材相当	8.7
SM520材相当	9.4

- d. 鋼重による工数の増減は行わないものとする。  
e. 本製作費は、間接労務費、工場管理費、一般管理費率の対象とする。

(2)材料費

- a. 材料費は、直接定着式アンカーボルト用棒鋼、ナット、ワッシャ、スタッドについて計上する。
- b. 副資材費は、材料費に含むため計上しないこと。
- c. 固定治具の材料費は、架設費歩掛に含まれるため計上しないこと。

名 称 / 規 格	単 位	単 価	備 考
直接定着式アンカーボルト用棒鋼／SM490A材相当 φ80~180mm	t		
直接定着式アンカーボルト用棒鋼／SM520B材相当 φ80~180mm	t		
ナット / SS400	kg		
ワッシャ / SS400	kg		
スタッドボルト			

3)架設費

(1)一般

- a. 本単価は、直接定着式アンカーボルト据え付けに要する費用（固定治具材料、受け架台据付、フレーム据付、アンカーボルトセット、振止金具取付、フープ筋巻き付け、突出部フレーム撤去）を全て含んでいる。
- b. 本単価は、アンカー部一基当たりの単価であるので、π型橋脚の場合は、2基計上すること。

(2)単価表

(1基あたり)

名 称	規 格	単 位	数 量
橋 梁 世 話 役		人	5.4
橋 梁 特 殊 工		人	25.9
溶 接 工		人	4.0
鉄 筋 工		人	0.8
トラッククレーン賃料	油圧25t吊	運転日	3.0
架 設 工 具 損 料		日	6.4
雑 材 料		%	上記合計額の8.7%

雑材料には、固定治具の材料費を含む。

4) 輸送費

- (1)輸送費については、第Ⅱ節第4章4-17によること。
- (2)輸送重量の対象となるのは、直接定着式アンカーボルト用棒鋼、ナット、ワッシャ、スタッドとすること。
- (3)各アンカーボルトを連結して輸送する場合は、連結に必要な治具を輸送重量として別途計上することができる。



## 第5章 場所打杭工

1. リバースサーキュレーション杭工	Ⅱ-5-1
1-1 積算構成	Ⅱ-5-1
1-2 一般	Ⅱ-5-1
1-3 機種を選定	Ⅱ-5-2
1-4 編成人員	Ⅱ-5-3
1-5 単価の算出	Ⅱ-5-3
1-6 数量の算出	Ⅱ-5-4
1-7 コンクリート材料費	Ⅱ-5-7
1-8 スラッシュタンク損料	Ⅱ-5-7
1-9 残土処理費	Ⅱ-5-8
1-10 鉄筋材料及び鉄筋工	Ⅱ-5-8
2. 場所打杭工（アースオーガ工、硬質地盤用アースオーガ工）	Ⅱ-5-9
2-1 適用範囲	Ⅱ-5-9
2-2 施工概要	Ⅱ-5-9
2-3 機種を選定	Ⅱ-5-9
2-4 編成人員	Ⅱ-5-10
2-5 施工歩掛	Ⅱ-5-10
2-6 材料使用量	Ⅱ-5-12
2-7 鉄筋材料及び鉄筋工	Ⅱ-5-12
2-8 諸雑費率	Ⅱ-5-12
2-9 単価表	Ⅱ-5-13



## 1. リバースサーキュレーション杭工

### 1-1 積算構成

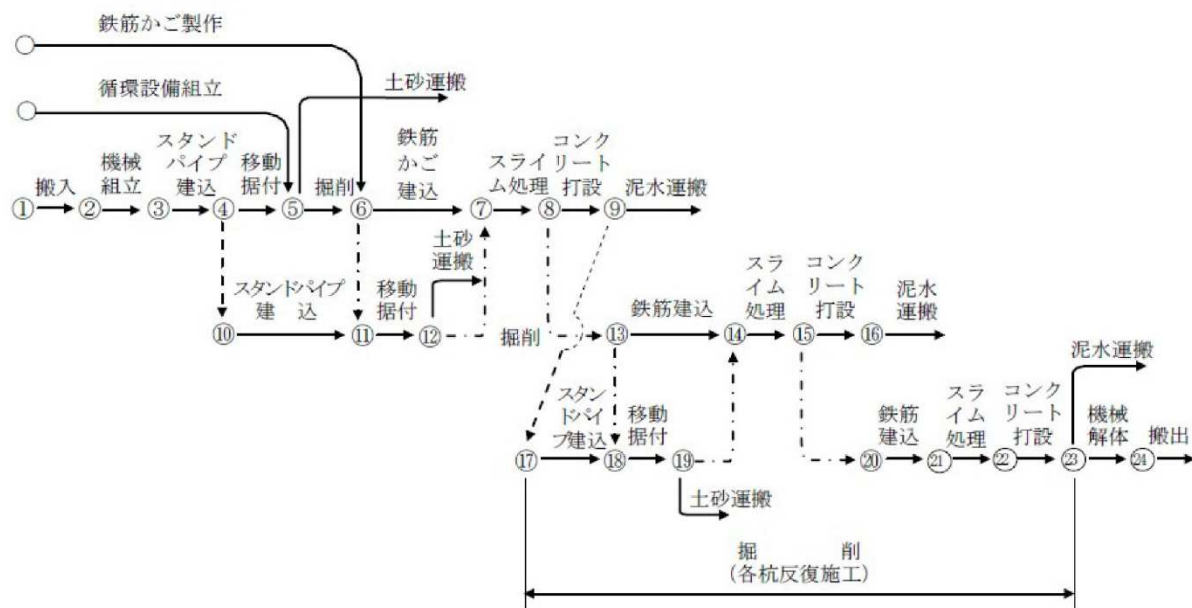
- 1) リバースサーキュレーション杭工
    - クローラクレーン運転経費（日当り）
    - バックホウ運転経費（日当り）
  - 2) コンクリート材料費
  - 3) スラッシュタンク損料
  - 4) 泥土運搬費
  - 5) 普通土運搬費
  - 6) 泥水運搬費
  - 7) 鉄筋材料及び鉄筋工
  - 8) 水道料金
  - 9) 下水道使用費
- 必要な場合計上

### 1-2 一般

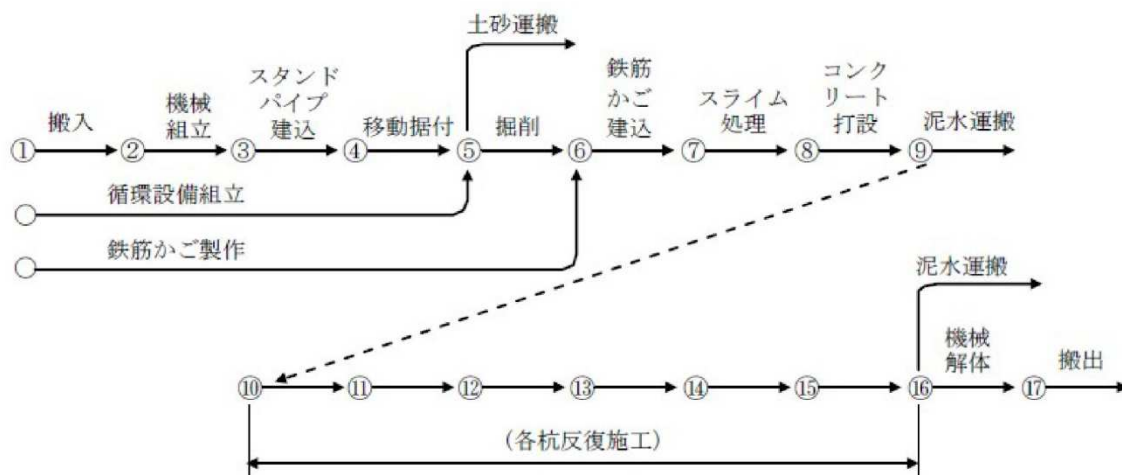
- 1) 掘削長及び杭長は、10cm単位とし、端数は切捨てる。
- 2) 泥水運搬については、関係諸法規を勘案して適用するものとする。
- 3) リバース杭において、附近に河川等取水場がない場合は、一般の水道設備の他に、水道料金（掘削土の1.2倍量）を計上することが出来る。ただしこの場合、他の工法と比較のうえ決定するものとする。
- 4) 積算は、杭径等同一条件の杭をブロック又はフーチング別に積算する。
- 5) 掘削長がはなはだ異なる場合（掘削長の差が3m以上）は、3m範囲内で掘削長が同じものをブロック別平均値として出し積算する。
- 6) 揚水方式はポンプサクシオン方式とし、杭径は800～2000mm、掘削長は70mまでとする。
- 7) 施工方法はA工法（クローラクレーン2台による施工）を標準とし、作業面積、障害物等によりクローラクレーン2台を常時使用して作業することが不可能な場合はB工法（クレーン1台施工）とする。

工法別作業順序

A工法



B工法



1-3 機種を選定

機械・規格は次表を標準とする。

表1.1 使用機械一覧表

作業種別	機種	規格	単位	数量		摘要
				A工法	B工法	
	リバーサーキュレーションドリル	ロータリテーブル式 最大掘削径 3,200mm 最大掘削長 200m	台	1	1	
	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 (第1次基準値) 50t吊	〃	2	1	(注)
スタンドパイプ施工用	油圧式鋼管圧入引抜機	4本ジャッキ式 各種	〃	1	1	
掘削土処理用	バックホウ	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型平積0.4m <sup>3</sup>	〃	1	1	(注)
	スラッシュタンク		槽	必要量	必要量	

(注) クローラクレーン、バックホウは賃料とする

1-4 編成人員

掘削機1台に対する編成人員は、次表を標準とする。

表1.2 編成人員 (人/台)

職種 工法	土木一般世話役	特殊作業員	とび工	普通作業員
A 工法	1	1	2	2
B 工法	1	1	2	1

(注) この人員は、掘削機操作、水中ポンプ操作、鉄筋かご建込み、コンクリート打設等を含んだ一連の作業にたずさわる人員である。

1-5 単価の算出

1) リバースサーキュレーション杭1本当り単価表 (1本当り)

名称	規格	単位	数量	備考
土木一般世話役		人	$\gamma \times d_1 \times n$	
特殊作業員		"	$\gamma \times d_1 \times n$	
とび工		"	$\gamma \times d_1 \times n$	
普通作業員		"	$\gamma \times d_1 \times n$	
油圧式鋼管 圧入引抜機損料	4本ジャッキ式(各種)	日換算	$1.51 \times \gamma \times d_1$	
リバースサーキュレーション ドリル損料	ロータリーテーブル式 最大掘削径 3,200mm 最大掘削長 200m	"	$1.51 \times \gamma \times \delta \times d_1$	
クローラクレーン 運転経費	油圧駆動式、ウインチ・ラチスジブ型 (第1次基準値) 50t吊	日	$\gamma \times \varepsilon_1 \times d_1$	
"	"	"	$\gamma \times \varepsilon_2 \times d_1$	A工法のみ計上
バックホウ運転経費 (クローラ型)	排出ガス対策型(第1次基準値) 平積0.4m <sup>3</sup>	"	$1.09 \times \gamma \times \delta \times d_1$	
諸雑費		式		上記の30%
計				1本当り

(注) 1. コンクリート材料費、鉄筋工、土砂等運搬費、スラッシュタンク、水道料金は別途計上する。

2. クローラクレーン、バックホウは賃料とする。

3.  $d_1$ : 掘削長杭径別1本当り施工日数 (表1.3)

$n$ : 編成人員 (表1.2)

$\delta$ : 掘削係数 (表1.5)

$\varepsilon_1$ : クレーン係数 (表1.6)

$\varepsilon_2$ : クレーン係数 (表1.6)

$\gamma$ : 施工係数 (表1.4)

2) 油圧式鋼管圧入引抜機損料

杭径 (mm)	800	1,000	1,200	1,500	1,800	2,000

## 3) クローラクレーン運転経費

(1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
クローラクレーン賃料	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 (第1次基準値) 50t吊	日	1		
軽油		ℓ	60		
計					

## 4) バックホウ運転経費

(1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
バックホウ賃料 (クローラ型)	排出ガス対策型 (第1次基準値) 平積0.4m <sup>3</sup>	日	1.28		
運転手 (特殊)		人	1		
軽油		ℓ	42		
計					

## 1-6 数量の算出

1) 掘削長杭径別杭1本当り施工日数 (d<sub>1</sub>)

掘削長杭径別杭1本当り施工日数は、次表による。

表1.3 掘削長杭径別杭1本当り施工日数 (d<sub>1</sub>)

(日/本)

掘削長 (m) \ 杭径 (mm)	800 ≤ D ≤ 1,100	1,100 < D ≤ 1,400	1,400 < D ≤ 1,700	1,700 < D ≤ 2,000
	0 < L <sub>1</sub> ≤ 10	0.51	0.55	0.59
10 < L <sub>1</sub> ≤ 20	0.69	0.81	0.93	1.05
20 < L <sub>1</sub> ≤ 30	0.87	1.07	1.27	1.47
30 < L <sub>1</sub> ≤ 40	1.05	1.33	1.61	1.90
40 < L <sub>1</sub> ≤ 50	1.23	1.59	1.96	2.32
50 < L <sub>1</sub> ≤ 60	1.41	1.85	2.30	2.74
60 < L <sub>1</sub> ≤ 70	1.59	2.11	2.64	3.16

(注) 上表には、準備、リバース機による掘削、スタンドパイプ建込部掘削、スタンドパイプ建込・引抜、鉄筋かご建込、トレミー管建込、コンクリート打設を含む。

杭N本当り施工日数は次式による

$$d = d_1 \times N \times \gamma \quad (\text{日})$$

d<sub>1</sub> : 掘削長杭径別杭1本当りの施工日数 (日/本)

d : 掘削長杭径別杭N本当りの施工日数 (日)

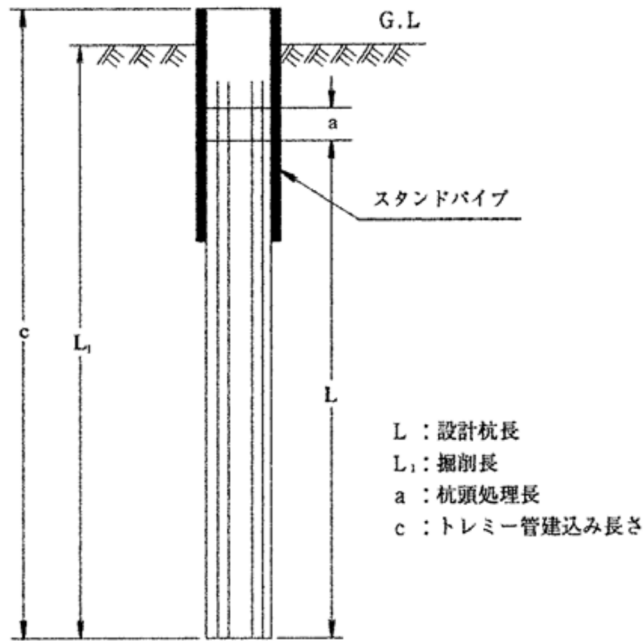
N : 施工本数 (本)

γ : 施工係数

表1.4 施工係数 (γ)

工 法	A工法		B工法	
	杭径 (mm)	800以上2,000以下		1,400以下
係 数	1.00		1.70	1.47

図1.1 施工図



2) 杭1本の施工に要する各機械の供用日数及び運転日数

(1) 掘削機 (リバースサーキュレーションドリル) の供用日数

$$d_R = 1.51 \times \gamma \times \delta \times d_1 \quad (\text{供用日/本})$$

$d_R$  : 掘削機 (リバースサーキュレーションドリル) の供用日数 (供用日/本)

$\gamma$  : 施工係数 (表1.4)

$\delta$  : 掘削係数 (表1.5)

$d_1$  : 掘削長杭径別杭1本当りの施工日数 (日/本)

表1.5 掘削係数 ( $\delta$ )

杭径 (mm)	1,400以下	1,400超え
掘削係数	0.70	0.80

(2) クローラクレーンの運転日数

$$d_{C1} = \gamma \times \varepsilon_1 \times d_1 \quad (\text{日/本})$$

$$d_{C2} = \gamma \times \varepsilon_2 \times d_1 \quad (\text{日/本})$$

$d_{C1}$  : クローラクレーン運転日数 (1台目)

$d_{C2}$  : クローラクレーン運転日数 (2台目)

$d_1$  : 掘削長杭径別杭1本当りの施工日数 (日/本)

$\varepsilon_{1,2}$  : クレーン係数 (表1.6)

$\gamma$  : 施工係数 (表1.4)

表1.6 クレーン係数 ( $\varepsilon_1 \cdot \varepsilon_2$ )

係数	工法	杭径1,400mm以下	杭径1,400mm超え
$\varepsilon_1$	A, B工法	0.99	
$\varepsilon_2$	A工法	0.99	0.68

(3) 油圧式鋼管圧入引抜機の供用日数

$$d_H = 1.51 \times \gamma \times d_1 \quad (\text{供用日/本})$$

$d_H$  : 油圧式鋼管圧入引抜機の供用日数 (供用日/本)  
 $d_1$  : 掘削長杭径別杭 1 本当りの施工日数 (日/本)  
 $\gamma$  : 施工係数 (表1.4)

(4) バックホウの運転日数

$$d_B = 1.09 \times \gamma \times \delta \times d_1 \quad (\text{日/本})$$

$d_B$  : バックホウの運転日数 (日/本)  
 $d_1$  : 掘削長杭径別杭 1 本当りの施工日数 (日/本)  
 $\gamma$  : 施工係数 (表1.4)  
 $\delta$  : 掘削係数 (表1.5)

なお、この日数には、沈殿池の掘削、残土処理、簡単な作業足場敷均し等の全てを含む。

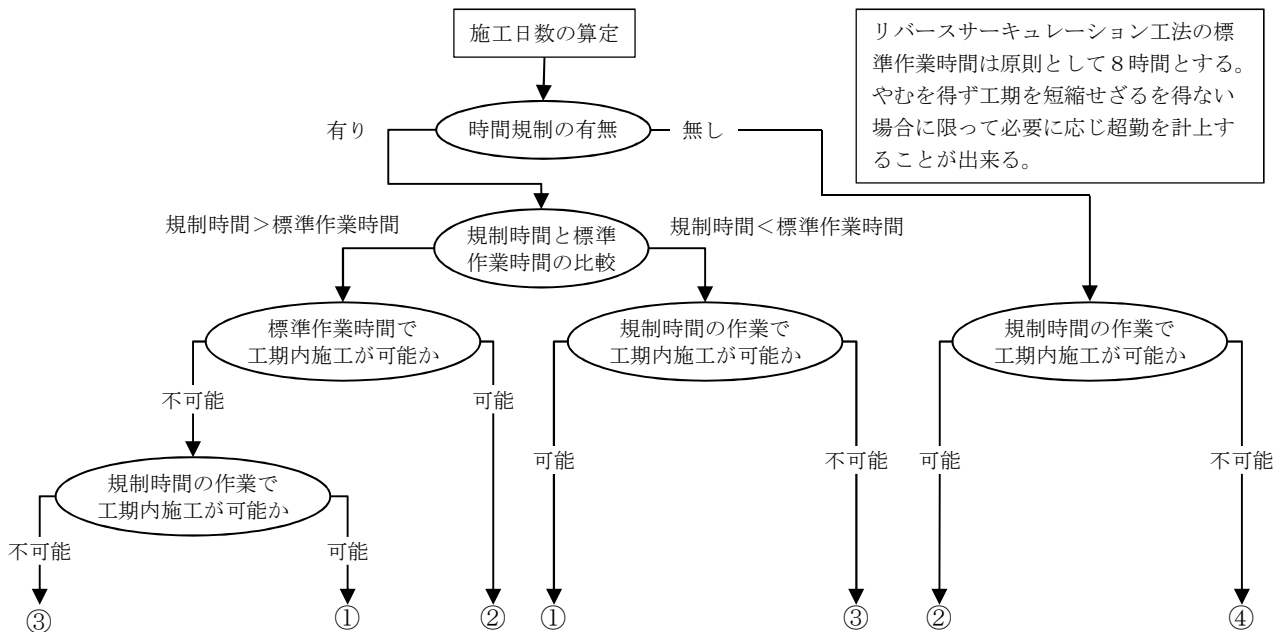
3) 労務歩掛

表1.2に示す作業員等の杭 1 本当り労務歩掛 (M) は、次式による。

$$M = \gamma \times d_1 \times n \quad (\text{人/本})$$

$M$  : 作業員等の杭 1 本当り労務歩掛 (人/本)  
 $d_1$  : 掘削長杭径別杭 1 本当りの施工日数 (日/本)  
 $n$  : 編成人員 (表1.2) (人)  
 $\gamma$  : 施工係数 (表1.4)

4) 施工日数算定にあたってのフロー



- ① 規制時間内施工で積算する。
- ② 標準時間作業時間 (8時間) で積算する。
- ③ パーティ数を考慮して積算する。
- ④ 超勤及びパーティ数を考慮して積算する。

## 5) 諸雑費

杭1本当りの諸雑費は、鉄筋かご建込み時の溶接材、プランジャ、スタンドパイプ・トレミー管・電気溶接機・ドリルパイプ・サクシオンホース・デリバリホース・工事中水モータポンプ・三翼ビット・ハンマグラブ及びハンマクラウンの損料、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設に関する経費、電力に関する経費、杭頭処理等の費用であり労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表1.7 諸雑費率 (%)

工 法	A工法・B工法
諸雑費率	30

## 1-7 コンクリート材料費

### 1) 一般

- (1) 本単価は、リバースサーキュレーション杭工のコンクリート材料費に適用する。
- (2) コンクリート打設労務はリバースサーキュレーション杭工内にて計上されている。

### 2) コンクリート材料費単価表

(1本当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
生 コ ン ク リ ー ト	BB302E	m <sup>3</sup>	次式による	
計				

杭1本当りに必要なコンクリート使用量は、次式による。

$$Q = \pi / 4 \times D^2 \times L \times (1 + K) \quad (\text{m}^3/\text{本})$$

$$Q : \text{杭1本当りコンクリート使用量} \quad (\text{m}^3/\text{本})$$

$$D : \text{杭径} \quad (\text{m})$$

$$L : \text{杭長} \quad (\text{m})$$

$$K : \text{コンクリートロス率}$$

コンクリート量のロス（ロス+杭頭処理分を含む）は次表による。

コンクリートのロス率 (K)

ロス率	+0.12
-----	-------

## 1-8 スラッシュタンク損料

### 1) 一般

- (1) 本単価は、リバースサーキュレーション杭工のスラッシュタンク損料に適用する。
- (2) スラッシュタンクの容量は、原則として、1本の杭の掘削量の2倍程度とする。
- (3) 杭1本当りに必要な容量を算出する際は、10m<sup>3</sup>ピッチで切上げること。

## 2) スラッシュタンク損料単価表

(1本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
スラッシュタンク損料	10m <sup>3</sup>	日換算	$n_1 \times 1.51 \times \gamma \times d_1$	必要数計上
スラッシュタンク損料	20m <sup>3</sup>	"	$n_2 \times 1.51 \times \gamma \times d_1$	必要数計上
スラッシュタンク損料	30m <sup>3</sup>	"	$n_3 \times 1.51 \times \gamma \times d_1$	必要数計上
計				

ここで、

$n_{1.2.3}$  : スラッシュタンク必要数 (槽)

$\gamma$  : 施工係数 (表1.4)

$d_1$  : 掘削長杭径別杭1本当たりの施工日数 (表1.3)

杭1本当りに必要なスラッシュタンク容量の算出は、次式による。

$$Q = \pi / 4 \times D^2 \times L \times 2 \quad (\text{m}^3/\text{本})$$

Q : 杭1本当りスラッシュタンク必要容量 (m<sup>3</sup>/本)

D : 設計杭径 (m)

L : 掘削長 (m)

上記にて算出した、杭1本当りに必要なスラッシュタンク容量より、スラッシュタンク必要数 ( $n_{1.2.3}$ ) を算出する。

## 1-9 残土処理費

1) ハンマーグラブ掘削による普通土処分については、土砂運搬費により計上する。

普通土運搬費 (リバース杭) =  $V \times$  土砂等運搬費

$V =$  (平均ハンマーグラブ掘削長  $\times$  スタンドパイプ断面積)  $\times$  本数

2) 泥土・泥水については、泥土運搬費、泥水運搬費にて計上する。

## 1-10 鉄筋材料及び鉄筋工

「第3章 コンクリート構造物工 2. 鉄筋工」による。



2. 場所打杭工（アースオーガ工、硬質地盤用アースオーガ工）

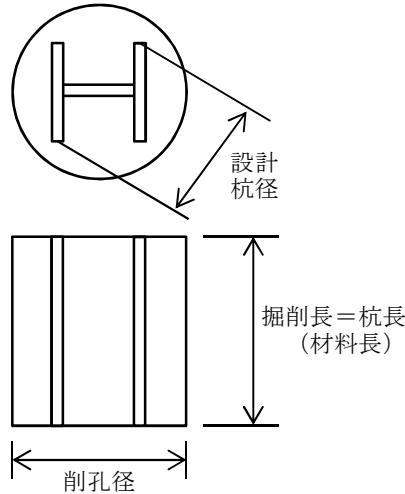
2-1 適用範囲

本資料は、掘削長30m以下、杭径350 mm～600 mmのアースオーガにより掘削注入を行うモルタル場所打杭の施工に適用する。

なお、適用土質は、レキ質土、砂及び砂質土、粘性土、岩塊・玉石、軟岩（Ⅰ）及び軟岩（Ⅱ）とする。

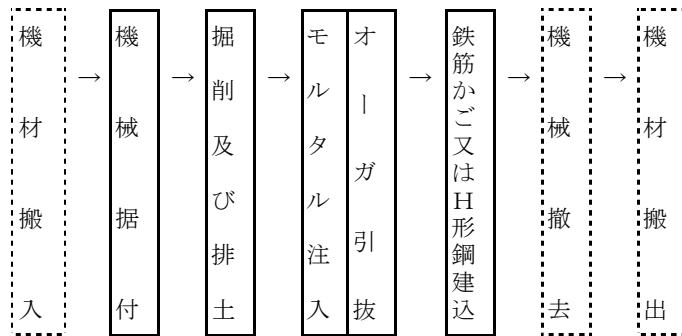
施 工 図

H形鋼の場合



2-2 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応してるのは、実線部分のみである。

2-3 機種を選定

1) 機種を選定

機械・規格の選定は、次表を標準とする。

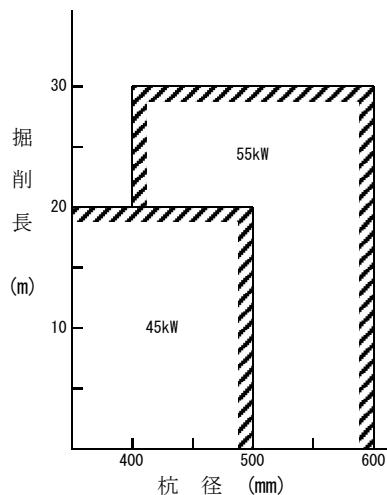
表2.1 機種を選定

機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
クローラ式アースオーガ	[単軸式・直結三点支持式] オーガ出力○○kw 掘削径φ○○～○○mm リーダ長 18～21m	台	1	アースオーガ出力は 図2.1による。
クローラ式 クレーン	油圧駆動式ウィンチ・ラジブ型 排ガス対策型（第2次基準値） 30～35 t 吊	〃	〃	鉄筋かご又はH形鋼の 建込み

2) アースオーガ

アースオーガの選定は、次図を標準とするが、現場条件により次図により難しい場合は別途考慮する。

図2.1 アースオーガの選定



(注) 杭径400 mm以上で、岩塊・玉石、軟岩（Ⅰ）、軟岩（Ⅱ）を連続して2 m以上含む場合は、杭径掘削長にかかわらず、オーガ出力は90kWとする。

2-4 編成人員

掘削機1台に対する編成人員は、次表を標準とする。

表2.2 編成人員

(人/台)

職 種	土木一般世話役	とび工	特殊作業員	普通作業員
編 成 人 員	1	2	1	1

(注) 掘削機、クレーンの運転労務は「第Ⅰ節第2章6.6-1 建設機械運転労務」により別途計上する。

2-5 施工歩掛

杭10本当り施工日数 (d)

杭10本当り施工日数は、次式による。

$$d = \frac{\alpha \cdot d_a}{F} \quad (\text{日}/10\text{本})$$

d : 杭10本当り施工日数 (日/10本)

α : 土質係数

d<sub>a</sub> : 杭径掘削長別杭10本当り施工日数 (日/10本)

F : 作業係数

1) 土質係数 (α)

土質係数は次表を標準とする。

表2.3 土質係数 (α)

N値	土質	岩塊	軟岩 (I)
	土	玉石	軟岩 (II)
20未満	1.0	3.2	1.8
20以上	1.1		

(注) 1. ここでいう「土」とは、レキ質土、粘性土、砂及び砂質土をいう。

2. 土質係数αは、掘削する土質毎の係数を下記のとおり加重平均して算出する。

$$\alpha = \frac{\alpha_1 \times l_1 + \alpha_2 \times l_2 + \dots}{l_1 + l_2 + \dots}$$

ここで、α<sub>n</sub> : 各土質の土質係数

l<sub>n</sub> : 各土質の掘削長 (m)

例. 土 N値20以上の層 5 m、岩塊層 5 mの場合

$$\alpha = \frac{1.1 \times 5 + 3.2 \times 5}{5 + 5} = 2.15 \approx 2.2$$

2) 杭径掘削長別杭10本当り施工日数 (d<sub>a</sub>)

杭径掘削長別杭10本当り施工日数は次表を標準とする。

表2.4 杭径掘削長別杭10本当り施工日数 (d<sub>a</sub>)

(日/10本)

掘削長 (m)	杭径 (mm)	350 以上 500 以下	500 超え 600 以下
	10以下		1.3
10を超え14以下		1.7	1.8
14を超え18以下		2.0	2.2
18を超え22以下		2.8	2.9
22を超え26以下		3.1	3.3
26を超え30以下		3.4	3.7

(注) 杭径掘削長別杭10本当り施工日数には、準備時間、掘削時間、モルタル注入時間、鉄筋かご又はH形鋼建込及び継足し時間等を含む。

3) 作業係数 (F)

作業係数は、次表を標準とする。

作業係数は、基準値を0.9とし、次式により補正する。

$$F = 0.9 + f$$

F : 作業係数

f : 作業条件による補正係数

表2.5 作業条件による補正係数

条件	補正係数 (f)	-0.05	0	+0.05	摘 要
	施工規模 (1工事当り)	1,000 本未満		1,000 本以上 2,000 本未満	2,000 本以上
100 本未満			100 本以上 200 本未満	200 本以上	連続地中壁工以外の場合

2-6 材料使用量

杭10本当りモルタル使用量は、次式による。

$$Q = \pi / 4 \times D^2 \times L \times (1 + K) \times 10 \quad (\text{m}^3 / 10\text{本})$$

Q : 杭10本当りモルタル使用量                      (m<sup>3</sup>/10本)  
 D : 杭径    (m)  
 L : 打設長    (m)  
 K : ロス率

表2.6 ロス率 (K)

杭 径 (mm)	350 以上 600 以下
ロス率	+0.18

2-7 鉄筋材料及び鉄筋工

「第3章 コンクリート構造物工 2. 鉄筋工（太径鉄筋含む）」により別途計上する。

2-8 諸雑費率

諸雑費は、オーガスクリュ、オーガヘッド、モルタルプラント（25kW）の損料及び電力に関する経費の費用等であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に、次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、次表の上段の値は土のみの場合に適用し、下段の値は岩塊、玉石、軟岩（Ⅰ）・（Ⅱ）を連続して2m以上施工する場合に適用する。

表2.7 諸雑費率 (%)

モルタル区分	杭 径		掘削長
	350 mm以上 500 mm以下	500 mmを超え 600 mm以下	
モルタルプラント使用	20m以下	20mを超え 30m以下	30m以下
	20	27	
モルタルプラント不使用	28	31	
	10	18	
	18	22	

2-9 単価表

(1) 杭10本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	1 × d	表2.2
と び 工		〃	2 × d	〃
特 殊 作 業 員		〃	1 × d	〃
普 通 作 業 員		〃	1 × d	〃
モ ル タ ル		m <sup>3</sup>	Q	
鋼材(H形鋼又は鉄筋かご)		kg		
クローラ式アースオーガ運転	[単軸式・直結三点支持式] オーガ出力○○kw 掘削径φ○○～○○mm リーダ長18～21m	日	d	図2.1, 表2.1 機械損料
クローラクレーン運転	油圧駆動式ウインチ・リフティング型 排ガス対策型(第2次基準値) 30～35 t 吊	〃	1/2 × d	機械損料
諸 雑 費		式	1	表2.7
計				

(注) d : 杭10本当り施工日数 (日/10本)

Q : 杭10本当りモルタル使用量 (m<sup>3</sup>/10本)

(2) モルタル10本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル		m <sup>3</sup>	10 × Q	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) Q : 杭1本当りモルタル使用量 (m<sup>3</sup>/本)

(3) H形鋼10本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
H 形 鋼		t		
諸 雑 費		式	1	
計				

(4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
クローラ式 アースオーガ	表2.1	機-18	運転労務数量 → 1.00 機械損料数量 → 1.60 燃料消費量 → 下記のとおりとする。
			規 格 燃料消費量 (ℓ/日)
			45 k W 63
			55 k W 63
90 k W 62			
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・リフティング型 排ガス対策型(第2次基準値) 30～35 t 吊	機-18	運転労務数量 → 1.00 機械損料数量 → 1.60 燃料消費量 → 54

(注) クローラ式アースオーガで、作業専用の油圧ユニットにディーゼルエンジンを使用する場合は、排出ガス対策型とする。



## 第6章 既製杭打工

1. 鋼管・既製コンクリート杭打工（中堀工）	Ⅱ-6-1
1-1 適用範囲	Ⅱ-6-1
1-2 施工概要	Ⅱ-6-2
1-3 機種の選定	Ⅱ-6-3
1-4 日当り編成人員	Ⅱ-6-3
1-5 施工歩掛	Ⅱ-6-3
1-6 単価表	Ⅱ-6-7

1. 鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）

1-1 適用範囲

本資料は、中掘工（打撃又はグラウト注入（拡大根固め工法を含む）による打止め）による鋼管杭及び既製コンクリート杭（PHC杭、SC+PHC杭）の施工に適用する。なお、適用杭径は、次表を標準とする。

表1.1 適用杭径

杭径 (mm)	杭種
φ 400～φ 1,000	鋼管杭
φ 400～φ 1,000	既製コンクリート杭

掘削長については、次図を標準とする。また、現場条件により次図により難しい場合は、別途考慮する。

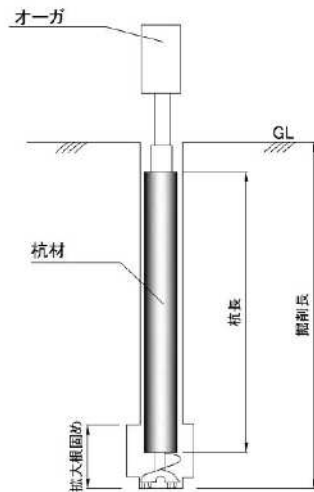


図1.1 施工図（グラウト注入）

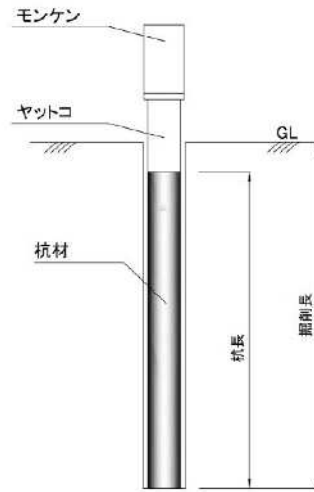


図1.2 施工図（打撃）

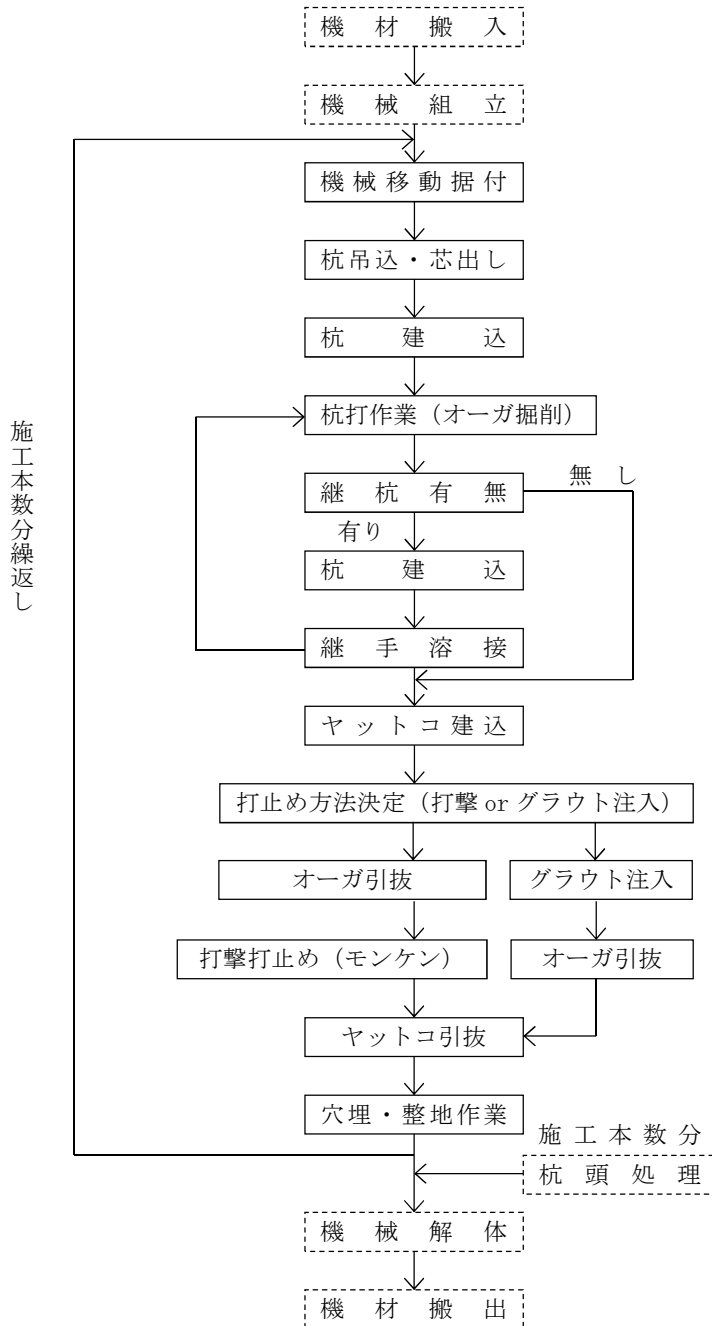


1-2 施工概要

中掘工は、あらかじめ杭中空部にオーガスクリュを挿入、杭建込を行った後、削孔と同時に杭を圧入していく工法である。杭打設後は、杭の支持力低下を補うためにモンケンなどにより杭を打撃し、支持層に 1.0 から 1.5m 程度打込む方法と、グラウト材を支持層に注入し杭と一体化させる方法がある。

1) 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。  
 2. ヤットコは必要により施工。

1-3 機種を選定

機種、規格は、次表を標準とする。

表 1. 2 機種を選定

機種	規格	単位	杭 径				摘 要
			杭径 φ 400 以上 φ 800 未満		杭径 φ 800 以上 φ 1000 未満	杭径 φ 1000	
			掘削長 32m以下	掘削長 32m越え			
クローラ式 アースオーガ	アースオーガ中堀機・直結三点支持式 ホガ出力 55kW 公称杭径 φ 400~1,200mm リーダ長 21~33m	台	1	—	—	—	打撃方式で施工する場合のモンケン 10t を含む。
	アースオーガ中堀機・直結三点支持式 ホガ出力 90kW 公称杭径 φ 400~1,200mm リーダ長 21~33m	”	—	1	1	1	
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値） 50~55 t 吊	”	1	—	1	—	
	油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値） 80 t 吊	”	—	—	—	1	
バックホウ（クローラ型）	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2014年規制） 山積 0.5m <sup>3</sup> （平積 0.4m <sup>3</sup> ）	”	1	—	1	1	掘削土の処理作業（穴埋作業及び簡易な整正を含む）

1-4 日当り編成人員

日当り編成人員は、次表を標準とする。

表 1. 3 日当り編成人員（人/日）

工 法 \ 職 種		土 木 一 般 世 話 役	と び 工	特殊作業員	普通作業員	溶 接 工
中掘工	打 撃	1	1	—	1	1
	グラウト注入	1	1	1	1	1

(注) 継杭を施工しない場合は、溶接工は計上しない。

1-5 施工歩掛

1) 杭 10 本当り施工日数 (T<sub>d</sub>)

杭 10 本当り施工日数は、次式による。

鋼管杭の場合

$$T_d = \alpha \cdot \beta \cdot T_a \text{ (日/10本)}$$

既製コンクリート杭の場合

$$T_d = \alpha \cdot T_a \text{ (日/10本)}$$

α : 土質係数

β : 板厚係数

T<sub>a</sub> : 杭種、施工方法別施工日数

(ヤットコの建込み及び引抜きを含むが、不要の場合でも使用できるものとする。)

(1) 土質係数 ( $\alpha$ )表 1. 4 土質係数 ( $\alpha$ )

N 値の範囲	20 未満	20 以上 40 未満	40 以上
土質係数	1.00	1.13	1.27

(注) N 値は、掘削層の加重平均とする。

(2) 板厚係数 ( $\beta$ )

鋼管杭で板厚の異なる継杭の場合には、最小板厚の板厚係数とする。また、既製コンクリート杭の場合は計上しない。

表 1. 5 板厚係数 ( $\beta$ )

掘削長 (m)	板厚 (mm)			
	9~10	11~12	13~14	15~16
16m 以下	1.00	1.00	1.00	1.00
16m を超え 32m 以下	1.00	1.09	1.18	1.26
32m を超え 48m 以下	1.00	1.12	1.23	1.34
48m を超え 64m 以下	1.00	1.13	1.26	1.38

(3) 杭種・施工方法別施工日数 ( $T_a$ )

## ① 鋼管杭 (グラウト方式)

表 1. 6 鋼管杭 (グラウト方式)

(日/10 本)

掘削長 (m)	杭径 (mm)						
	$\phi 400$ 以上 $\phi 500$ 未満	$\phi 500$ 以上 $\phi 600$ 未満	$\phi 600$ 以上 $\phi 700$ 未満	$\phi 700$ 以上 $\phi 800$ 未満	$\phi 800$ 以上 $\phi 900$ 未満	$\phi 900$ 以上 $\phi 1,000$ 未満	$\phi 1,000$
16m 以下	1.78	1.86	1.91	1.98	2.09	2.22	2.37
16m を超え 32m 以下	3.41	3.69	3.91	4.17	4.44	4.73	5.08
32m を超え 48m 以下	5.03	5.52	5.90	6.36	6.79	7.25	7.78
48m を超え 64m 以下	6.65	7.36	7.90	8.55	9.14	9.76	10.49

## ② 鋼管杭 (打撃方式)

表 1. 7 鋼管杭 (打撃方式)

(日/10 本)

掘削長 (m)	杭径 (mm)						
	$\phi 400$ 以上 $\phi 500$ 未満	$\phi 500$ 以上 $\phi 600$ 未満	$\phi 600$ 以上 $\phi 700$ 未満	$\phi 700$ 以上 $\phi 800$ 未満	$\phi 800$ 以上 $\phi 900$ 未満	$\phi 900$ 以上 $\phi 1,000$ 未満	$\phi 1,000$
16m 以下	1.86	1.91	1.93	1.95	1.97	2.00	2.02
16m を超え 32m 以下	3.48	3.74	3.92	4.14	4.33	4.51	4.73
32m を超え 48m 以下	5.10	5.57	5.92	6.33	6.68	7.02	7.43
48m を超え 64m 以下	6.73	7.40	7.91	8.51	9.03	9.54	10.14

③ 既製コンクリート杭（グラウト方式）

表 1. 8 既製コンクリート杭（グラウト方式）

(日/10本)

掘削長 (m)	杭 径 (mm)						
	φ 400 以上 φ 500 未満	φ 500 以上 φ 600 未満	φ 600 以上 φ 700 未満	φ 700 以上 φ 800 未満	φ 800 以上 φ 900 未満	φ 900 以上 φ 1,000 未満	φ 1,000
16m以下	1.77	1.87	1.93	2.00	2.09	2.22	2.37
16mを超え 32m 以下	3.48	3.73	3.92	4.12	4.33	4.59	4.93
32mを超え 48m以下	5.19	5.60	5.92	6.25	6.56	6.95	7.49
48mを超え 64m以下	6.90	7.46	7.91	8.38	8.79	9.32	10.05

④ 既製コンクリート杭（打撃方式）

表 1. 9 既製コンクリート杭（打撃方式）

(日/10本)

掘削長 (m)	杭 径 (mm)						
	φ 400 以上 φ 500 未満	φ 500 以上 φ 600 未満	φ 600 以上 φ 700 未満	φ 700 以上 φ 800 未満	φ 800 以上 φ 900 未満	φ 900 以上 φ 1,000 未満	φ 1,000
16m以下	1.86	1.91	1.93	1.95	1.97	2.00	2.02
16mを超え 32m 以下	3.57	3.77	3.92	4.08	4.21	4.37	4.58
32mを超え 48m以下	5.28	5.63	5.92	6.21	6.44	6.73	7.14
48mを超え 64m以下	6.99	7.49	7.91	8.34	8.68	9.10	9.70

2) 杭頭処理

杭頭処理の費用については別途計上する。

3) 諸雑費

諸雑費は、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に表 1.10～表 1.13 の率を乗じた金額を上限として計上する。

(1) 鋼管杭（打撃方式）

中掘工（打撃打止め）による鋼管杭打込の諸雑費は、溶接ワイヤ、鋼管吊具、吊ワイヤ、裏当てリング及びビSTOPパー、銅バンド、ずれ止め、ずれ止め用STOPパー、オーガスクリュー、オーガヘッド、ヤットコ、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、半自動アーク溶接機損料、空気圧縮機（排出ガス対策型）の運転、電力に関する経費等の費用である。なお、ヤットコの有無及びずれ止め、ずれ止め用STOPパーの有無にかかわらず本諸雑費率を適用出来る。

表 1. 10 諸雑費率（鋼管杭）

(%)

継杭の有無	諸経費率
継杭無し	3 2
継杭有り	3 7

(2) 既製コンクリート杭（打撃方式）

中掘工（打撃打止め）による既製コンクリート杭打込の諸雑費は、溶接ワイヤ、吊ワイヤ、オーガスクリュ、オーガヘッド、ヤットコ、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、半自動アーク溶接機損料、空気圧縮機（排出ガス対策型）の運転、電力に関する経費等の費用である。なお、ヤットコの有無にかかわらず本諸雑費率を適用出来る。

表 1. 11 諸雑費率（既製コンクリート杭） (%)

継杭の有無	諸経費率
継杭無し	2.4
継杭有り	2.8

(3) 鋼管杭（グラウト方式）

中掘工（グラウト注入）による鋼管杭打込の諸雑費は、グラウト材（セメントミルク）、溶接ワイヤ、鋼管吊具、吊ワイヤ、裏当てリング及びストッパー、銅バンド、ずれ止め、ずれ止め用ストッパー、オーガスクリュ、オーガヘッド、ヤットコ、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、半自動アーク溶接機損料、空気圧縮機（排出ガス対策型）、モルタルプラント運転及び電力に関する経費等の費用である。なお、ヤットコの有無及びずれ止め、ずれ止め用ストッパーの有無にかかわらず本諸雑費率を適用出来る。

表 1. 12 諸雑費率（鋼管杭） (%)

継杭の有無	諸経費率
継杭無し	5.8
継杭有り	4.8

(注) 拡大根固め工法も上表の率を適用する。

(4) 既製コンクリート杭（グラウト方式）

中掘工（グラウト注入）による既製コンクリート杭打込の諸雑費は、グラウト材（セメントミルク）、溶接ワイヤ、吊ワイヤ、オーガスクリュ、オーガヘッド、ヤットコ、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、半自動アーク溶接機損料、空気圧縮機（排出ガス対策型）、モルタルプラント運転及び電力に関する経費等の費用である。なお、ヤットコの有無にかかわらず本諸雑費率を適用出来る。

表 1. 13 諸雑費率（既製コンクリート杭） (%)

継杭の有無	諸経費率
継杭無し	5.2
継杭有り	4.0

(注) 1. 拡大根固め工法も上表の率を適用する。

1-6 単価表

(1) 中掘工（打撃打止め）による鋼管・既製コンクリート杭打込 10 本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_d \times 1$	表 1. 3
と び 工		〃	〃	〃
普 通 作 業 員		〃	〃	〃
溶 接 工		〃	〃	表 1. 3 必要に応じて計上
杭		本	10	
クローラ式アースオーガ アースオーガ中掘機運転		日	$T_d$	表 1. 2 機械損料
クローラクレーン運転	油圧駆動式 ウインチ・リフティング型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 〇〇 t 吊	〃	〃	〃 機械損料
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型 (2014年規制) 山積 $0.5m^3$ (平積 $0.4m^3$ )	〃	〃	〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 1. 10、表 1. 11
計				

(注)  $T_d$ : 杭 10 本当り施工日数 (日/10 本)

(2) 中掘工（グラウト注入）による鋼管・既製コンクリート杭打込 10 本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_d \times 1$	表 1. 3
と び 工		〃	〃	〃
特 殊 作 業 員		〃	〃	〃
普 通 作 業 員		〃	〃	〃
溶 接 工		〃	〃	表 1. 3 必要に応じて計上
杭		本	10	
クローラ式アースオーガ アースオーガ中掘機運転		日	$T_d$	表 1. 2 機械損料
クローラクレーン運転	油圧駆動式 ウインチ・リフティング型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 〇〇 t 吊	〃	〃	〃 機械損料
バ ッ ク ホ ウ (クローラ型) 運転	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型 (2014年規制) 山積 $0.5m^3$ (平積 $0.4m^3$ )	〃	〃	〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 1. 12、表 1. 13
計				

(注)  $T_d$ : 杭 10 本当り施工日数 (日/10 本)

## (3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
クローラ式アースオーガ	アースオーガ中掘機・直結三 点支持式 オーガ出力 55kW 公称杭径φ400～1,200mm リーダ長 21～33m	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →57 機械損料数量→1.46
	アースオーガ中掘機・直結三 点支持式・オーガ出力 90kW 公称杭径φ400～1,200mm リーダ長 21～33m	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →69 機械損料数量→1.46
クローラクレーン	油圧駆動式ウィンチ・ラジジブ型・ 排出ガス対策型（第3次基 準値） 50～55 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →56 機械損料数量→1.46
	油圧駆動式ウィンチ・ラジジブ型・ 排出ガス対策型（第3次基 準値） 80 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →82 機械損料数量→1.46
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2014年規 制） 山積 0.5m <sup>3</sup> （平積 0.4 m <sup>3</sup> ）	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →45 機械損料数量→1.52





## 第7章 鋼管ソイルセメント杭工

1. 適用範囲	Ⅱ-7-1
2. 施工概要	Ⅱ-7-2
2-1 施工内容	Ⅱ-7-2
2-2 施工フロー	Ⅱ-7-3
3. 機種を選定	Ⅱ-7-4
4. 日当り編成人員	Ⅱ-7-4
5. 施工歩掛	Ⅱ-7-4
5-1 杭1本当りの固化体造成時間	Ⅱ-7-4
5-2 杭1本当り準備時間	Ⅱ-7-5
5-3 杭1本当りの継杭溶接時間	Ⅱ-7-5
6. 材料使用量	Ⅱ-7-7
6-1 セメント使用量	Ⅱ-7-7
6-2 添加材使用量	Ⅱ-7-8
7. 諸雑費	Ⅱ-7-8
8. 単価表	Ⅱ-7-9

## 1. 適用範囲

本資料は、鋼管ソイルセメント杭工法に適用する。杭径は900mmから1,500mm、掘進長の適用範囲は次図とする。

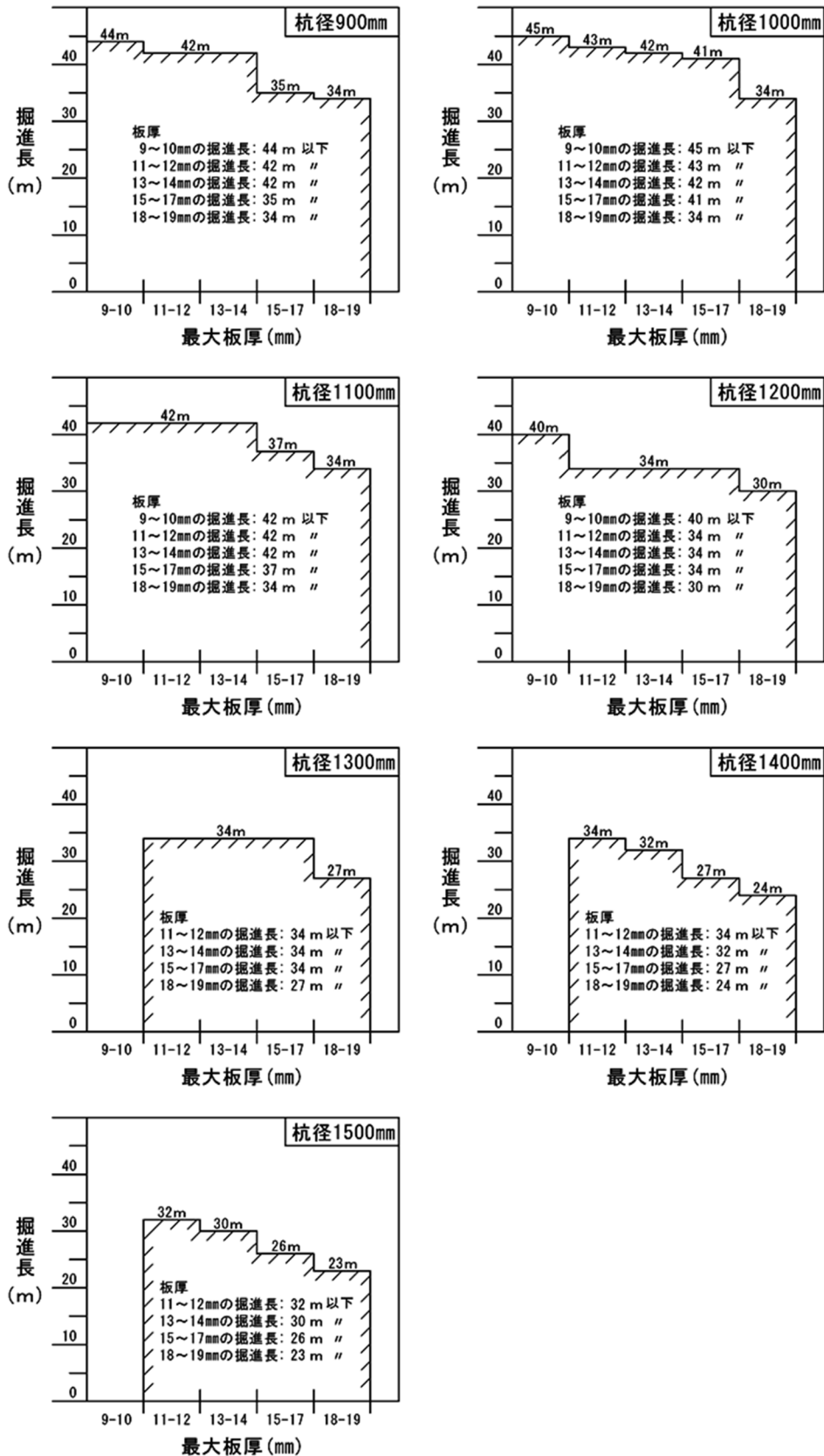


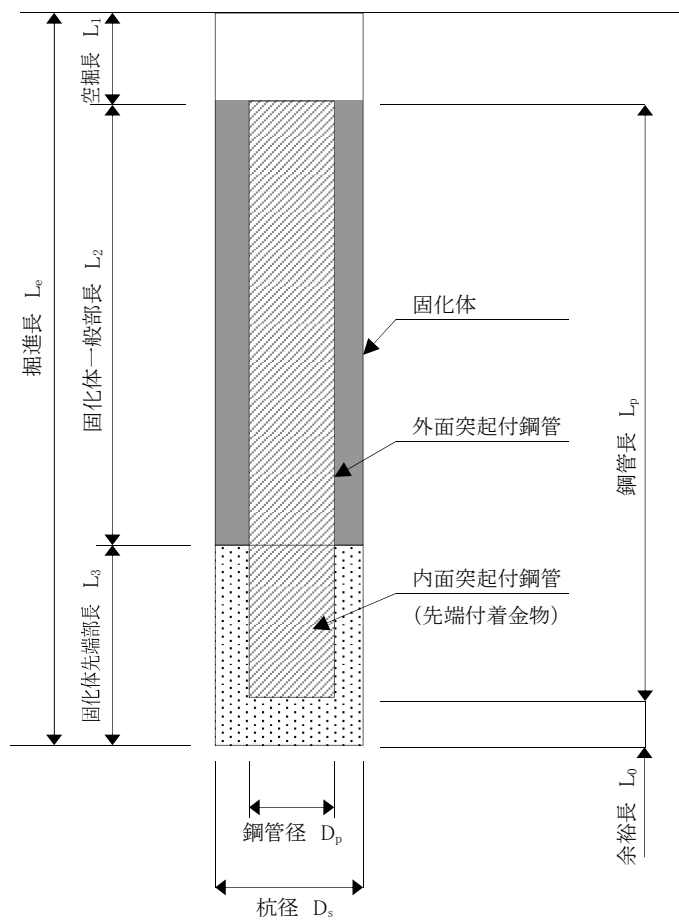
図 1.1 適用掘進長

- (注) 1. 最大板厚は現場で行う継杭溶接の最大板厚とする。なお、異なる板厚を溶接する工場溶接は含まない。  
2. 現場で継杭溶接を行わない杭も適用できる。

## 2. 施工概要

### 2-1 施工内容

鋼管ソイルセメント杭工は、原地盤中にセメントミルクを注入し、攪拌混合して造成した固化体（ソイルセメント柱）に外面突起付鋼管を沈設し、両者を一体化させる杭工法である。なお、鋼管の沈設方式はソイルセメント柱を造成しながら沈設（同時沈設方式）と造成後に沈設（後沈設方式）がある。



掘進長  $L_e = \text{空掘長 } L_1 + \text{固化体一般部長 } L_2 + \text{固化体先端部長 } L_3$

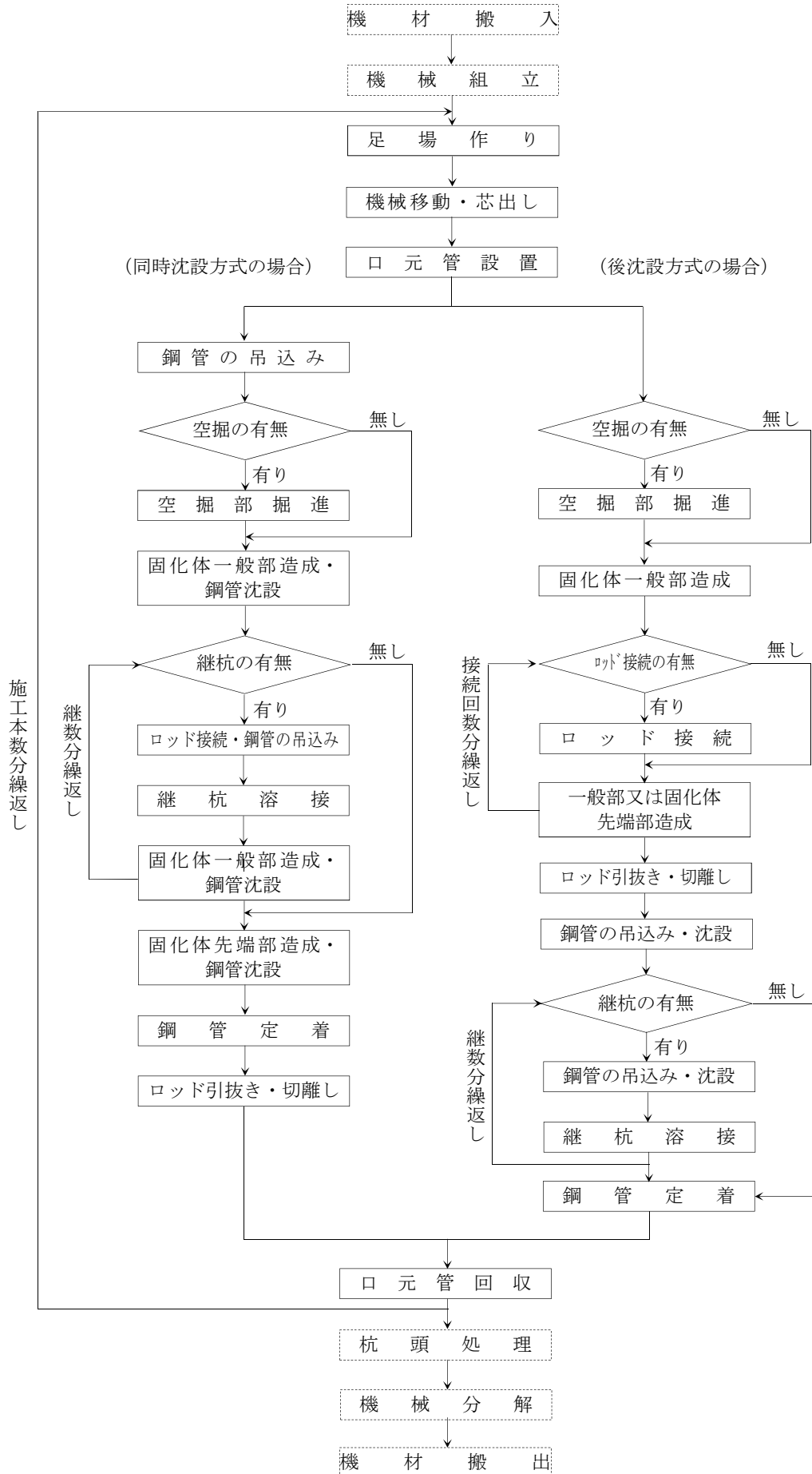
先端部長  $L_3 = 1.5D_p + 0.5D_s$

余裕長  $L_0 = 0.5D_s$

図 2.1 鋼管ソイルセメント杭のモデル図

2-2 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

### 3. 機種を選定

機種を選定は次表を標準とする。

表 3.1 機種を選定

機 械 名	規 格	単 位	数 量	縦杭の有無		摘 要
				無 し	有 り	
クローラ式杭打機	鋼管ソイルセメント杭打機 杭径 900~1,500mm 最大施工深度 70m オーガ出力 110~180kW	台	1	○	○	
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 60~65 t 吊 排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	〃	1	○		
	油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 90 t 吊 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)	〃	1		○	
バックホウ (クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型 (第 3 次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> )	〃	1	○	○	
スラリプラント(全自動)	能力 40 m <sup>3</sup> /h	〃	1	○	○	

(注) 継杭とは、現場で行う継杭溶接とし、工場で行う継杭溶接は含めない。

### 4. 日当り編成人員

日当り編成人員は、次表を標準とする。

表 4.1 日当り編成人員 (人)

土木一般世話役	とび工	特殊作業員	溶接工
1	2	1	2 (1)

(注) 1. 継杭を施工しない場合は、溶接工を計上しない。なお、現場で行う継杭溶接が 1 箇所/本の場合は溶接工を計上するが溶接時間は計上しないこととする。  
2. 鋼管径が 800 mm 未満については、( ) 内の数値を計上する。

### 5. 施工歩掛

杭 1 本当り施工時間 (T<sub>c</sub>) は、次式による。

$$T_c = (T_g + T_s + T_w)$$

T<sub>c</sub> : 杭 1 本当り施工時間 (min/本)  
T<sub>g</sub> : 〃 固化体造成時間 (min/本)  
T<sub>s</sub> : 〃 準備時間 (min/本)  
T<sub>w</sub> : 〃 継手杭溶接時間 (min/本)

#### 5-1 杭 1 本当りの固化体造成時間

$$T_g = T_{g1} + T_{g2} + T_{g3}$$

T<sub>g</sub> : 杭 1 本当り固化体造成時間 (min/本)  
T<sub>g1</sub> : 杭 1 本当り空掘部造成時間 (min/本)  
T<sub>g2</sub> : 杭 1 本当り一般部造成時間 (min/本)  
T<sub>g3</sub> : 杭 1 本当り先端部造成時間 (min/本)

T<sub>g1</sub> : 杭 1 本当り空掘部造成時間 (min/本)  
T<sub>g1</sub> = L<sub>1</sub> / V<sub>g1</sub>  
L<sub>1</sub> : 空掘長 (m)  
V<sub>g1</sub> : 空掘部掘進速度 (m/min) (表 5.1)

表 5.1 空掘部 (V<sub>g1</sub>) の掘進速度 (m/min)

加重平均 N 値 杭径 (mm)	N < 10	10 ≤ N < 30	30 ≤ N < 50
900~1,400	0.50	0.45	0.41
1,500	0.47	0.43	0.39

(注) 1. 上表には、ロッド引抜き時間を含む。  
2. 加重平均 N 値は空掘部の N 値を加重平均する。

$T_{g2}$  : 杭 1 本当り一般部造成時間 (min/本)

$$T_{g2} = L_2 / V_{g2}$$

$L_2$  : 一般部長 (m)

$V_{g2}$  : 一般部掘進速度 (m/min) (表 5.2)

表 5.2 一般部 ( $V_{g2}$ ) の掘進速度 (m/min)

加重平均N値 杭径 (mm)	N < 10	10 ≤ N < 30	30 ≤ N < 50
900	0.50	0.45	0.41
1,000	0.46	0.41	0.38
1,100	0.41	0.37	0.33
1,200	0.37	0.33	0.30
1,300	0.33	0.30	0.26
1,400	0.29	0.25	0.22
1,500	0.26	0.22	0.20

- (注) 1. 上表には、ロッド引抜き時間を含む。  
2. 加重平均N値は一般部のN値を加重平均する。

$T_{g3}$  : 杭 1 本当り先端部造成時間 (min/本)

$$T_{g3} = L_3 / V_{g3}$$

$L_3$  : 先端部長 (m)

$V_{g3}$  : 先端部掘進速度 (m/min) (表 5.3)

表 5.3 先端部 ( $V_{g3}$ ) の掘進速度 (m/min)

加重平均N値 杭径 (mm)	N < 40	40 ≤ N < 50	50 ≤ N < 60	60 ≤ N < 80
900~1,500	0.20	0.19	0.17	0.15

- (注) 1. 上表には、ロッド引抜き時間を含む。  
2. 対象地盤の最大N値が50を超えるものについては、次式により換算N値を求めた上で適用する。

$$\text{換算N値} = \frac{1,500}{\text{落下50回当り貫入量 (cm)}}$$

3. 加重平均N値は先端部のN値を加重平均する。

## 5-2 杭 1 本当り準備時間

杭 1 本当り準備時間は、足場作り、機械の据付及び移動、口元管設置・回収、芯出し、鋼管の吊込み、鋼管キャップ取付、鋼管定着、ロッド接続・切離し等の時間であり次式による。なお、ロッド接続・切離し時間については、掘進長 24m 以下は計上しない。

$T_s$  : 杭 1 本当りの準備時間 (min/本)

$$T_s = 110 + L_p \times 0.3 + n_s \times 21$$

$L_p$  : 鋼管長 (m)

$n_s$  : ロッド接続回数 (回) (表 5.4)

表 5.4 ロッド接続回数 ( $n_s$ )

掘進長	24m 以下	24m 超え 42m 以下	42m 超え 45m 以下
回数	0 回	1 回	2 回

## 5-3 杭 1 本当りの継杭溶接時間

継杭溶接時間は、次のとおりとする。なお、継杭溶接 1 箇所目は、準備及び固化体造成時間内に溶接作業を行うため、2 箇所目以降計上する。

$$T_w = \sum (twi \times \alpha)$$

$T_w$  : 杭 1 本当りの継杭溶接時間 (min/本)

$twi$  : 1 箇所目を除き 2 箇所目以降の継杭 1 箇所当りの溶接時間 (min/箇所) (表 5.5)

$\alpha$  : 鋼管板厚補正係数 (表 5.6)

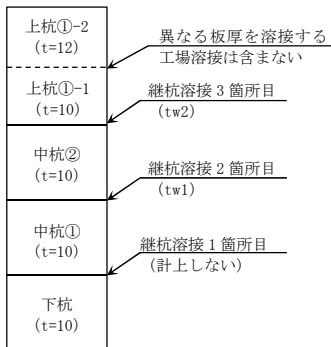
表 5.5 継杭 1 箇所当りの溶接時間 (min/箇所)

鋼管径 (mm)	1 箇所当りの溶接時間
700	59
800~900	46
1,000~1,100	57
1,200	65

(注) 鋼管径 φ 800 mm 以上は、溶接機 2 台を使用する溶接時間である。

表 5.6 鋼管板厚補正係数 (α)

鋼管板厚 (mm)	9~10	11~12	13~14	15~17	18~19
係数	0.61	0.79	1.00	1.37	1.82



(例)

鋼管径 1,000 mm, 3 箇所目の継杭溶接の場合 (「下杭」「中杭①」「中杭②」「上杭」)

1 箇所目 (「下杭」「中杭①」) 板厚 10 mm...準備・固化体造成時間内に溶接作業を行うため計上しない。

2 箇所目 (「中杭①」「中杭②」) 板厚 10 mm...tw1

3 箇所目 (「中杭②」「上杭」) 板厚 10 mm...tw2

$$tw1 \times \alpha = 57 \times 0.61 = 34.77 \approx 35 \text{min (小数点第 1 位を四捨五入する)}$$

$$tw2 \times \alpha = 57 \times 0.61 = 34.77 \approx 35 \text{min (小数点第 1 位を四捨五入する)}$$

$$T w = tw1 + tw2 = 35 \text{min} + 35 \text{min} = 70 \text{min}$$

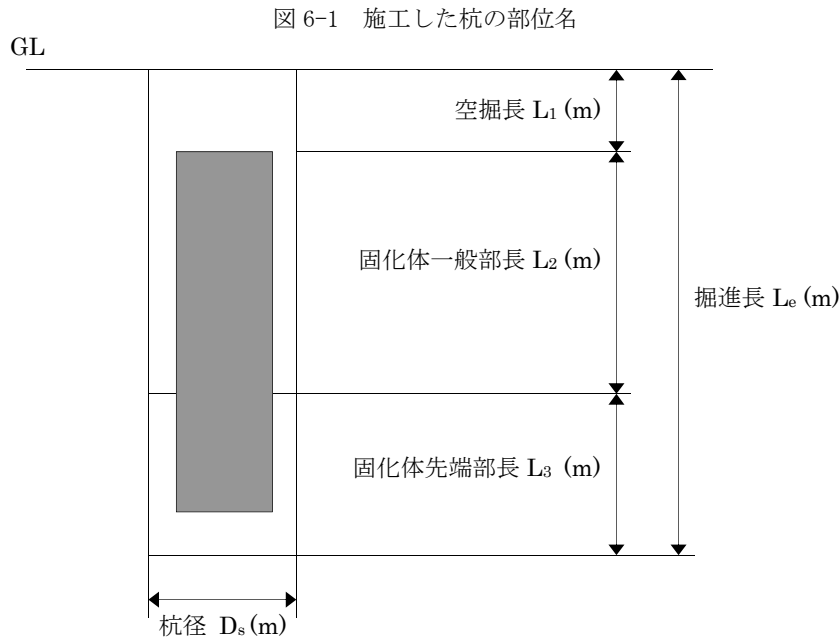
図 5.1 継杭溶接箇所 (参考図)

6. 材料使用量

使用するセメント使用量、添加材使用量は、次式を標準とする。

6-1 セメント使用量

図 6-1 に表す部位毎に、セメント量を計上し、各部位の使用量合計が杭 1 本当りのセメント使用量となる。なお、高炉セメント B 種を標準とする。



$$Q_1 = C_1 + C_2 + C_3 \quad (\text{式 6.1})$$

$Q_1$  : 杭 1 本当たりセメント使用量 (t/本)

$C_1$  : 空掘部セメント使用量 (t/本)

$C_2$  : 固化体一般部セメント使用量 (t/本)

$C_3$  : 固化体先端部セメント使用量 (t/本)

(注)  $C_3$  のセメント使用量には、引上げ注入時のセメントも含まれる。

$C_1$  : 空掘部セメント使用量

$$C_1 = D_s^2 \times \pi / 4 \times L_1 \times 0.15 \times (1 + K_1)$$

$D_s$  : 杭径

$L_1$  : 空掘部長

$K_1$  : ロス率 (表 6.2)

$C_2$  : 固化体一般部セメント使用量

$$C_2 = D_s^2 \times \pi / 4 \times L_2 \times (q / 1,000) \times (1 + K_1)$$

$D_s$  : 杭径

$L_2$  : 固化体一般部長

$K_1$  : ロス率 (表 6.2)

$q$  : 土 1 m<sup>3</sup> 当り固化材添加量 (kg/m<sup>3</sup>) (表 6.1)

$C_3$  : 固化体先端部セメント使用量

$$C_3 = D_s^2 \times \pi / 4 \times L_3 \times 1.5 \times (1 + K_1)$$

$D_s$  : 杭径

$L_3$  : 固化体先端部長

$K_1$  : ロス率 (表 6.2)

表 6.1 固化体一般部の土 1 m<sup>3</sup> 当り固化材添加量 ( $q$ ) (kg/m<sup>3</sup>)

固化材添加量	300	350	400
--------	-----	-----	-----

表 6.2 ロス率 ( $K_1$ )

ロス率	+0.15
-----	-------



## 6-2 添加材使用量

図 6-1 に表わす部位毎に、添加材使用係数をセメント量に乗じて部位毎使用量を計上し、その使用量の合計が、杭 1 本当りの添加材使用量となる。なお、硬化遅延剤を標準とする。

$$Q_2 = Q_1 \times 1,000 \times K_2 \quad (\text{式 6.2})$$

$Q_2$  : 添加材使用量 (kg/本)

$Q_1$  : 杭 1 本当たりセメント使用量 (t/本)

$K_2$  : 添加材使用係数 (表 6.3)

表 6.3 添加材使用係数 ( $K_2$ )

掘進長 ( $L_e$ )	0~10m未満	10~20m未満	20~30m未満	30~45m未満
添加材使用係数	0.005	0.01	0.02	0.03

(注) 掘進長 ( $L_e$ ) とは、図 6-1 の  $L_1 + L_2 + L_3$  とする。

## 7. 諸 雑 費

R5.10

諸雑費は、電力に関する経費、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、溶接機と付属機材及び溶接材料の費用、口元管、ヤットコ、掘削攪拌ヘッド及びロッド、鋼管キャップ・カラー、ロッドスタビライザ、スタビライザブラケット、下部振れ止め、ロッド吊金具、高圧洗浄機等の費用であり、労務費、機械損料、及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 7.1 諸雑費率 (%)

継杭の有無	諸雑費率
継杭無し	26
継杭有り	27

8. 単価表

(1) 鋼管ソイルセメント杭1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	$T_c / (60 \times T) \times 1$	表 4.1
溶 接 工		〃	$T_c / (60 \times T) \times 2(1)$	継杭の場合に計上。 鋼管径 800mm 未満は (注) による
と び 工		〃	$T_c / (60 \times T) \times 2$	表 4.1
特殊作業員		〃	$T_c / (60 \times T) \times 1$	〃
クローラ式杭打機運転	鋼管ソイルセメント杭打機 杭径 900~1,500mm 最大施工深度 70m オーガ出力 110~180kW	h	$T_c / 60$	表 3.1 機械損料
クローラクレーン運転	油圧駆動式ウインチ ラチスジブ型〇〇t吊 排出ガス対策型(第〇次基準値)	〃	$T_c / 60$	表 3.1 機械損料
バックホウ (クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.5m <sup>3</sup> (平積 0.4m <sup>3</sup> )	〃	$(T_c - T_w) / 60$	表 3.1 機械損料
スラリプラント (全自動)	能力 40m <sup>3</sup> /h	〃	$(T_c - T_w) / 60$	表 3.1 機械損料
諸 雑 費		式	1	表 7.1
セメント材料費	高炉セメントB種	t	$Q_1$	式 6.1、表 6.1、表 6.2
添加材材料費		kg	$Q_2$	式 6.2、表 6.3
鋼 管 杭	突起(リブ)付	本	1	
計				

(注) 1. T=クローラ式杭打機(鋼管ソイルセメント)杭打機運転日当り運転時間は、5.8h/日とする。  
2. 鋼管径が 800mm 未満については、( ) の人工を計上する。

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
クローラ式杭打機	鋼管ソイルセメント杭打機 杭径 900~1,500mm 最大施工深度 70m オーガ出力 110~180kW	機-1	運転労務数量 → 0.19 燃料消費量 → 13
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 60~65 t吊 排出ガス対策型(第1次基準値)	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 12
	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 90 t吊 排出ガス対策型(第3次基準値)	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 18
バックホウ (クローラ式)	標準型・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5m <sup>3</sup> (平積 0.4m <sup>3</sup> )	機-1	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 9.2



## 第8章 薬液注入工

1. 適用範囲	II-8-1
2. 施工フロー図	II-8-1
3. 機種の選定	II-8-2
4. 編成人員	II-8-3
5. 施工歩掛	II-8-3
5-1 二重管ストレーナ工法	II-8-3
5-2 二重管ダブルパッカー工法	II-8-5
5-3 消耗材料費	II-8-8
5-4 注入設備の据付・解体及び移設	II-8-10
5-5 排水汚泥土処理費	II-8-11
5-6 足場工	II-8-11
5-7 その他	II-8-11
6. 単価表	II-8-11

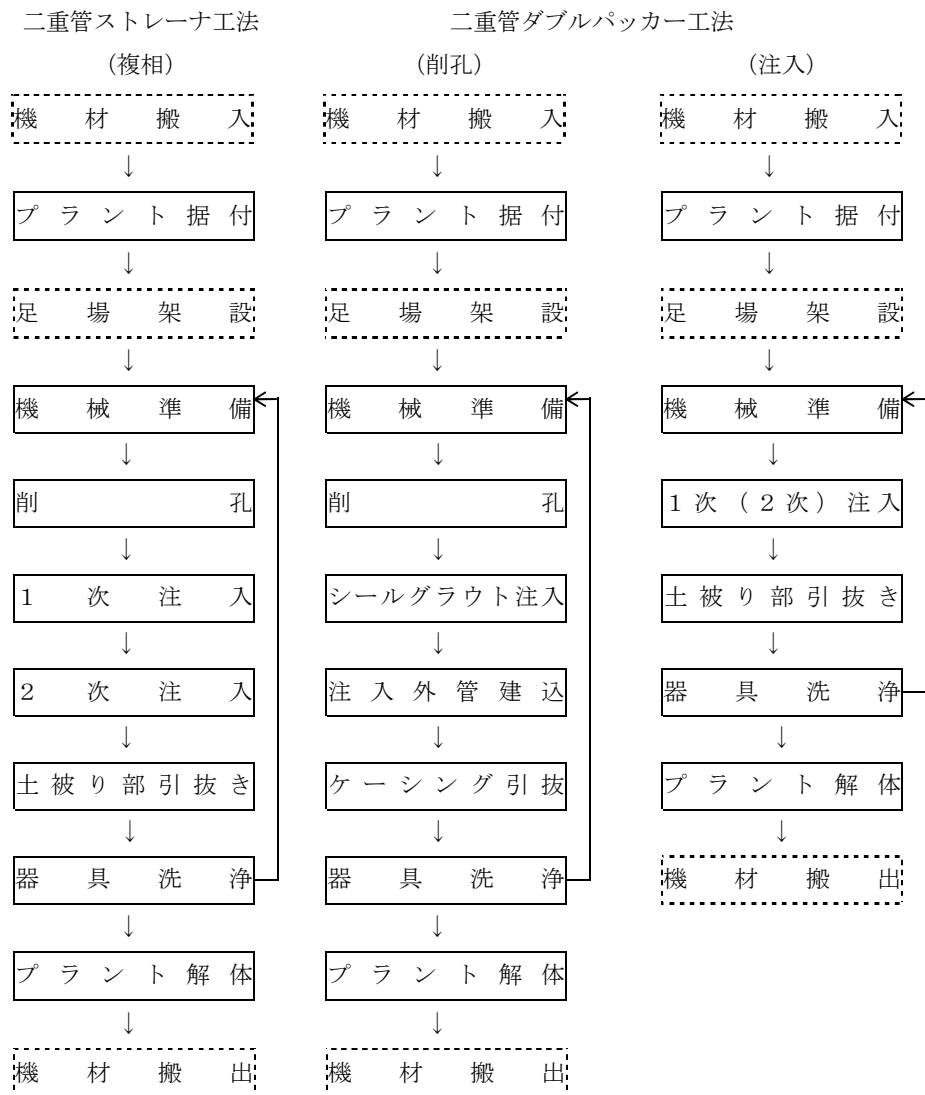
## 1. 適用範囲

本資料は、河川・道路及び共同溝工事等を対象とし、粘土、シルト及び砂質土等の地盤に薬液を注入し「地盤の透水性を減少」又は「地盤の強度（固結度）を増加」させる薬液注入工のうち、二重管ストレーナ工法（複相方式）及び二重管ダブルパッカー工法を対象とし、鉛直方向施工にのみ適用する。

## 2. 施工フロー図

施工フローは、下図を標準とする。

図2.1 施工フロー図



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2. プラントとは、グラウトミキサ、薬液ミキサ、送水ポンプ、送液ポンプ、グラウトポンプ、薬液注入ポンプ、貯水槽、グラウト流量・圧力測定装置、水ガラス積算流量計、ボーリングマシン等、注入工に要する設備全般を示す。

### 3. 機種の選定

機種、規格は次表を標準とする。

表3.1 二重管ストレーナ工法の機種の選定

機種	規格	単位	数量		摘要
			複相方式		
			2セット	4セット	
ボーリングマシン	油圧式5.5kw級	台	2	4	
薬液注入ポンプ	吐出量 5~20 l/min×2 (圧力9.8Mpa)	〃	2	4	
水ガラス積算流量計	0~50 l/min	〃	(1)	(1)	(注) 2

(注) 1. 施工本数が100本未満の場合は2セット、100本以上の場合は4セットを標準とする。

2. 水ガラス積算流量計は、総注入量500k l以上の場合に計上する。

表3.2 二重管ダブルパッカー工法の機種の選定

機種	規格	単位	数量					摘要
			削孔	一次注入		二次注入		
				セメント ベントナイト 注入	溶液型 有機系 注入	溶液型 無機系 注入		
1セット	2セット	4セット	4セット	4セット				
ボーリングマシン	ロータリーパーカッション式 クローラ型 81kW級	台	1	2	—	—	—	
薬液注入ポンプ	吐出量 0~20l/min×2 (圧力9.8MPa)	〃	—	—	2	2	2	
ゲルミキサ	300 l×1槽	〃	—	—	—	1	—	
ミキシングプラント	3,000 l/h	〃	—	—	—	—	1	
水ガラス積算流量計	0~50 l/min	〃	—	—	—	(1)	(1)	(注) 2

(注) 1. 削孔は施工本数が200本未満の場合は1セット、200本以上の場合は2セットを標準とする。

2. 水ガラス積算流量計は、総注入量500k l以上の場合に計上する。

図3.1 施工図 (二重管ストレーナ工法)

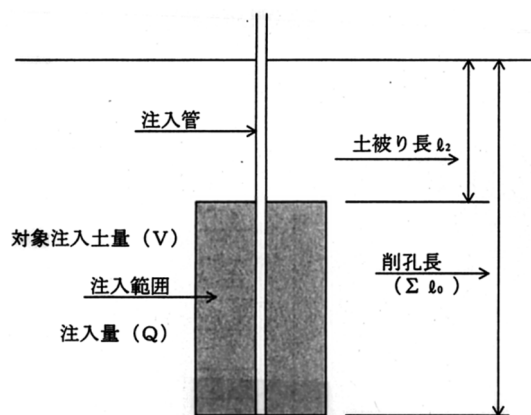
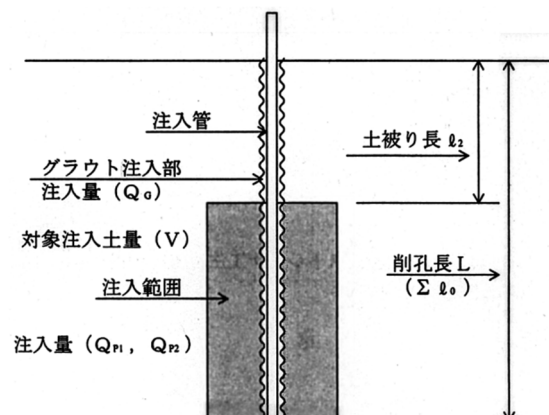


図3.2 施工図 (二重管ダブルパッカー工法)



#### 4. 編成人員

薬液注入工の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表4.1 二重管ストレーナ工法の日当り編成人員 (人/日)

工 法	セット数	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
複相方式	2セット	1	3	2
	4セット	1	6	2

表4.2 二重管ダブルパッカー工法の日当り編成人員 (人/日)

条 件	セット数	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
削 孔 時	1セット	1	3	1
	2セット	1	5	2
一 次 注 入 時	4セット	1	5	2
二 次 注 入 時	4セット	1	5	2

- (注) 1. 上表は削孔時1セット、2セット分、一次注入時及び二次注入時は4セット分の人員である。  
2. 注入材等の混合に要する労務を含む。

#### 5. 施工歩掛

##### 5-1 二重管ストレーナ工法

##### 1) 1本当り施工時間 ( $T_s$ )

二重管ストレーナ工法における1本当り施工時間は、次式による。

$$T_s = T_1 + T_2 + T_3 + T_4$$

$T_s$  : 二重管ストレーナ工法1本当り施工時間 (min)

$T_1$  : 機械準備時間 (min)

$T_2$  : 削孔時間 (min)

$T_3$  : 注入時間 (min)

$T_4$  : 土被り部引抜時間 (min)

##### (1) 機械準備時間 ( $T_1$ )

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び注入後の器具洗浄時間であり14分とする。

なお打設間隔は1mを標準とする。

##### (2) 削孔時間 ( $T_2$ )

$$T_2 = \Sigma (\gamma_1 \times \ell_0)$$

$\gamma_1$  : 各土質毎の削孔の単位作業時間 (min/m)

$\ell_0$  : 各土質毎の削孔長 (m)

表5.1 削孔の単位作業時間 ( $\gamma_1$ ) (min/m)

土 質	レキ質土	砂質土	粘性土
$\gamma_1$	8.0	5.0	4.0

(3) 注入時間 (T<sub>3</sub>)

$$T_3 = \frac{Q_s}{q_s}$$

Q<sub>s</sub> : 二重管ストレーナ工法の1本当り注入量 (ℓ)

q<sub>s</sub> : 単位時間当り注入量 (ℓ/min)

表5.2 単位時間当り注入量 (q<sub>s</sub>) (ℓ/min)

工 法 名	複相方式
q <sub>s</sub>	16

(4) 土被り部引抜時間 (T<sub>4</sub>)

$$T_4 = \gamma_2 \times \ell_2$$

γ<sub>2</sub> : 土被り部引抜の単位作業時間 (min/m)

ℓ<sub>2</sub> : 土被り長 (m)

表5.3 土被り部引抜の単位作業時間(γ<sub>2</sub>) (min/m)

γ <sub>2</sub>	2.0
----------------	-----

2) 注入材料使用量

二重管ストレーナ工法に必要な注入材料は次式による。

$$Q_s = V \times \lambda \times 1,000 \dots \dots \dots \text{式5.1}$$

Q<sub>s</sub> : 二重管ストレーナ工法の1本当り注入量 (ℓ)

V : 二重管ストレーナ工法の1本当り対象注入土量 (m<sup>3</sup>)

λ : 注入率

3) 1日当り施工本数

二重管ストレーナ工法における1日当り施工本数は次式による。

$$N = \frac{60 \times H}{T_s} \times 2(4)$$

N : 2(4)セット1日当り施工本数 (本/日)

H : 注入設備の1日当り実作業時間で6.3時間とする。

T<sub>s</sub> : 1本当り施工時間 (min)

4) 諸雑費

二重管ストレーナ工法の1本当り諸雑費は、グラウト流量・圧力測定装置、送水ポンプ、送液ポンプの損料、薬液ミキサ、貯水槽賃料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額(水ガラス積算流量計は除く)に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表5.4 二重管ストレーナ工法の諸雑費率 (%)

工 法	セット数	諸雑費率
複相方式	2	22
	4	24



5-2 二重管ダブルパッカー工法

1) 1本当り削孔施工時間 (T<sub>D</sub>)

二重管ダブルパッカー工法における1本当り削孔施工時間は次式による。

$$T_D = T_1 + T_2 + T_3$$

T<sub>D</sub> : 二重管ダブルパッカー工法1本当り削孔時間 (min)

T<sub>1</sub> : 機械準備時間 (min)

T<sub>2</sub> : 削孔時間 (min)

T<sub>3</sub> : 薬液注入管準備時間 (min)

(1) 機械準備時間 (T<sub>1</sub>)

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び器具洗浄時間であり14分とする。

なお打設間隔は1mを標準とする。

(2) 削孔時間 (T<sub>2</sub>)

各土質における削孔時間は次式とする。

$$T_2 = \sum (\gamma_1 \times \ell_0)$$

$\gamma_1$  : 各土質毎の削孔の単位作業時間 (min/m)

$\ell_0$  : 各土質毎の削孔長 (m)

表5.5 削孔の単位作業時間 ( $\gamma_1$ ) (min/m)

土 質	レキ質土	砂 質 土	粘 性 土
$\gamma_1$	6.0	5.0	3.0

(3) 薬液注入管準備時間 (T<sub>3</sub>)

薬液注入管準備時間は、グラウト注入、薬液注入管建込及びケーシング引抜時間であり、次式とする。

$$T_3 = \gamma_2 \times L$$

$\gamma_2$  : 薬液注入管準備の単位作業時間 (min/m)

L : 削孔長 (m)

表5.6 薬液注入管準備の単位作業時間 ( $\gamma_2$ ) (min/m)

$\gamma_2$	3.0
------------	-----

2) 1本当り一次注入施工時間 (T<sub>P1</sub>)

二重管ダブルパッカー工法における一次注入の1本当り注入施工時間は、次式による。

$$T_{P1} = T_1 + T_2 + T_3$$

T<sub>P1</sub> : 二重管ダブルパッカー工法一次注入の1本当り注入時間 (min)

T<sub>1</sub> : 機械準備時間 (min)

T<sub>2</sub> : 注入時間 (min)

T<sub>3</sub> : 土被り部引抜時間 (min)

(1) 機械準備時間 (T<sub>1</sub>)

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び器具洗浄時間であり13分とする。

(2) 注入時間 (T<sub>2</sub>)

$$T_2 = \frac{Q_{P1}}{q_{P1}}$$

Q<sub>P1</sub> : 二重管ダブルパッカー工法の一次注入の1本当り注入量 (ℓ)

q<sub>P1</sub> : 単位時間当り注入量 (ℓ/min)

表5.7 単位時間当り注入量( $q_{P1}$ ) ( $\ell / \text{min}$ )

$q_{P1}$	8
----------	---

- (3) 土被り部引抜時間 ( $T_3$ )

$$T_3 = \gamma_3 \times \ell_2$$

$\gamma_3$  : 土被り部引抜の単位作業時間 (min/m)

$\ell_2$  : 土被り長 (m)

表5.8 土被り部引抜きの単位作業時間( $\gamma_3$ ) (min/m)

$\gamma_3$	1.0
------------	-----

- 3) 1本当り二次注入施工時間 ( $T_{P2}$ )

二重管ダブルパッカー工法における二次注入の1本当り注入施工時間は、次式による。

$$T_{P2} = T_1 + T_2 + T_3$$

$T_{P2}$  : 二重管ダブルパッカー工法の二次注入の1本当り注入時間 (min)

$T_1$  : 機械準備時間 (min)

$T_2$  : 注入時間 (min)

$T_3$  : 土被り部引抜時間 (min)

- (1) 機械準備時間 ( $T_1$ )

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び器具洗浄時間であり13分とする。

- (2) 注入時間 ( $T_2$ )

$$T_2 = \frac{Q_{P2}}{q_{P2}}$$

$Q_{P2}$  : 二重管ダブルパッカー工法の二次注入の1本当り注入量 ( $\ell$ )

$q_{P2}$  : 単位時間当り注入量 ( $\ell / \text{min}$ )

表5.9 単位時間当り注入量( $q_{P2}$ ) ( $\ell / \text{min}$ )

$q_{P2}$	9
----------	---

- (3) 土被り部引抜時間 ( $T_3$ )

$$T_3 = \gamma_4 \times \ell_2$$

$\gamma_4$  : 土被り部引抜の単位作業時間 (min/m)

$\ell_2$  : 土被り長 (m)

表5.10 土被り部引抜きの単位作業時間( $\gamma_4$ ) (min/m)

$\gamma_4$	1.0
------------	-----

- 4) 注入材料使用量

二重管ダブルパッカー工法における注入材料使用量は次式による。

- (1) グラウト注入材料

$$Q_G = \gamma_5 \times L \quad \dots\dots \text{式5.2}$$

$Q_G$  : グラウト注入の1本当り注入量 ( $\ell$ )

$\gamma_5$  : グラウト注入の単位使用量 ( $\ell / \text{m}$ )

$L$  : 削孔長 (m)

表5.11 グラウト注入の単位使用量( $\gamma_5$ ) ( $\ell / \text{m}$ )

$\gamma_5$	12
------------	----

(2) 一次注入材料

$$Q_{P1} = V \times \lambda \times 1,000 \quad \dots\dots \text{式5.3}$$

$Q_{P1}$  : 二重管ダブルパッカー工法の一次注入の1本当り注入量 (ℓ)

$V$  : 二重管ダブルパッカー工法の一次注入の1本当り注入対象土量 (m<sup>3</sup>)

$\lambda$  : 注入率

(3) 二次注入材料

$$Q_{P2} = V \times \lambda \times 1,000 \quad \dots\dots \text{式5.4}$$

$Q_{P2}$  : 二重管ダブルパッカー工法の二次注入の1本当り注入量 (ℓ)

$V$  : 二重管ダブルパッカー工法の二次注入の1本当り注入対象土量 (m<sup>3</sup>)

$\lambda$  : 注入率

5) 1日当り施工本数

二重管ダブルパッカー工法における削孔、一次注入、二次注入の1日当り施工本数は、次式とする。

(1) 削孔

$$N = \frac{60 \times H}{T_D} \quad (\times 2)$$

$N$  : 1 (2)セット1日当り削孔施工本数 (本/日)

$H$  : 削孔設備の1日当り実作業時間で、6.5時間とする。

$T_D$  : 1本当り削孔時間 (min)

(2) 一次注入

$$N = \frac{60 \times H}{T_{P1}} \times 4$$

$N$  : 4セット1日当り注入施工本数 (本/日)

$H$  : 注入設備の1日当り実作業時間で、7.3時間とする。

$T_{P1}$  : 1本当り注入時間 (min)

(3) 二次注入

$$N = \frac{60 \times H}{T_{P2}} \times 4$$

$N$  : 4セット1日当り注入施工本数 (本/日)

$H$  : 注入設備の1日当り実作業時間で、7.3時間とする。

$T_{P2}$  : 1本当り注入時間 (min)

6) 諸雑費

二重管ダブルパッカー工法削孔時の諸雑費は、グラウトポンプ・グラウトミキサ・送水ポンプ・貯水槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、一次注入及び二次注入時の諸雑費はグラウト流量・圧力測定装置、グラウトミキサ・パッカー加圧ポンプ・送水ポンプ・送液ポンプ、貯水槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額(水ガラス積算流量計は除く)に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表5.12 二重管ダブルパッカー工法の諸雑费率 (%)

条 件	セット数	諸雑费率
削 孔	1	8
	2	6
一 次 注 入	4	25
二 次 注 入 有 機 系	4	25
二 次 注 入 無 機 系	4	21

5-3 消耗材料費

5-3-1 消耗材料量

1) 二重管ストレーナ工法

(1) 削孔材料消耗量

表5.13 削孔材料消耗量 (削孔径φ40.5mm 削孔長1.0m当り)

品名	単位	レキ質土	砂質土	粘性土
		複相	複相	複相
二重管ボーリングロッド	m	0.05	0.03	0.02
メタルクラウン φ41mm	個	0.30	0.04	0.03
複相用グラウトモニタ φ40.5mm	〃	0.005	0.003	0.002
その他雑品	%	11	17	16

- (注) 1. 本歩掛は鉛直方向への削孔のみに適用する。  
 2. 二重管ボーリングロッドは3.0m/本とする。  
 3. その他雑品には、ロッドカップリング、圧力計、パイプレンチ、ペンチ、ドライバー、カッター、スラントルール、水切りモップ等を含み、上記合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

(2) 注入材料消耗量

表5.14 注入材料消耗量 (注入量1,000ℓあたり)

品名	単位	複相	備考
グラウトモニタ φ40.5mm	個	0.02	複相用
注入ホース類 φ12mm	組	0.005	P=4.9MPa(50kgf/cm <sup>2</sup> ) L=50m×3
サクシオンホース φ38mm	〃	0.003	L=3m×3
その他雑品	%	25	

- (注) その他雑品には、二重管スイベル、スイベルカバー、継手類、ホース、ポンプ、流量計、分流バルブ、圧力計、パイプレンチ、ペンチ、ウエス、スコップ、土のう等を含み、上記合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2) 二重管ダブルパッカー工法

(1) 削孔材料消費量

表5.15 削孔材料消費費 (ケーシング削孔径96mm 削孔長1.0m当り)

品名	単位	レキ質土	砂質土	粘性土
ケーシングφ96mm (カップリング付)	個	0.0167	0.0055	0.0040
ウォータスイベル φ96mm	〃	0.0028	0.0009	0.0007
シャンクロッド	〃	0.0083	0.0030	0.0025
その他雑品	%	41	49	55

- (注) 1. 本歩掛は鉛直方向への削孔にのみ適用する。  
 2. その他雑品には、シャンクアダプタ、リングビット等が含まれており、上記合計額に率を乗じた金額を上限として計上する。

(2) 注入材料消費量

表5.16 注入材料消費量 (注入量1,000ℓあたり)

品名	単位	ダブルパッカー	備考
二重管ホース φ12mm	本	0.01	P=21MPa (210kgf/cm <sup>2</sup> ) L=20m
シールパッカーセット	個	0.02	
シールセット	〃	0.20	
注入用部品類	%	56	

- (注) 注入用部品類は、上記合計額に率を乗じた金額を上限として計上する。

5-3-2 消耗材料費

1) 二重管ストレーナ工法

(1) 削孔用消耗材料費 (削孔径φ40.5mm)

二重管ストレーナ工法の削孔用消耗材料費 (削孔径φ40.5mm) は、二重管ボーリングロッド、メタルクラウン (φ41mm)、グラウトモニタ (φ40.5mm) 等の費用を計上する。

(2) 注入用消耗材料費

二重管ストレーナ工法の注入用消耗材料費は、グラウトモニタ (φ40.5mm)、注入ホース類 (φ12mm)、サクシオンホース (φ38mm) 等の費用を計上する。

2) 二重管ダブルパッカー工法

(1) 削孔用消耗材料費 (削孔径 φ96mm)

二重管ダブルパッカー工法の削孔用消耗材料費 (φ90mm用) は、ドリルパイプφ90mm用 (1.5m)、ウォータスイベル (φ90mm用二重管用)、シャンクロッド等の費用を計上する。

(2) 注入用消耗材料費

二重管ダブルパッカー工法の注入用消耗材料費は、二重管ホース (φ12mm)、シールパッカーセット、シールセット等の費用を計上する。

5-4 注入設備の据付・解体及び移設

1) 注入設備据付解体歩掛

注入設備の据付・解体（搬入・搬出時）の歩掛は、次表を標準とする。

表5.17 注入設備据付・解体歩掛

(1現場当り)

名 称	規 格	単 位	二重管ストレナーナ工法		二重管ダブルパッカー工法		
			2セット	4セット	削 孔		注 入
					1セット	2セット	4セット
土木一般世話役		人	2.2	2.7	1.5	1.5	3.1
特殊作業員		〃	8.2	13.3	4.6	6.2	11.6
普通作業員		〃	3.4	5.6	1.5	2.3	3.9
トラック (クレーン装置付)	ベーストラック4～ 4.5t積・吊能力2.9t	h	13	17	6	6	19

2) 注入設備移設歩掛

注入範囲が注入設備を中心に半径50mを越える場合、又は同一現場内に施工箇所が2箇所以上あり、注入設備を移設しなければならない場合は次表を標準とする。

表5.18 注入設備移設歩掛

(1回当り)

名 称	規 格	単 位	二重管ストレナーナ工法		二重管ダブルパッカー工法		
			2セット	4セット	削 孔		注 入
					1セット	2セット	4セット
土木一般世話役		人	1.3	2.0	1.0	1.0	2.0
特殊作業員		〃	5.5	8.5	3.0	4.0	7.5
普通作業員		〃	2.2	3.5	1.0	1.5	2.5
トラック (クレーン装置付)	ベーストラック4～ 4.5t積・吊能力2.9t	h	8	11	4	4	12

### 5-5 排水汚泥土処理費

注入排水、排土などのための処理設備が必要な場合は、次表を標準とする。

表5.19 排水汚泥土処理費 (1日当り)

名 称	単 位	規 格	数 量
普 通 作 業 員	人		0.8
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	日	普通型(潜水ポンプ) 口径50mm 全揚程20m	1.0
ア ル カ リ 水 中 和 装 置	h	炭酸ガス式 処理量 6m <sup>3</sup> /h	6.8
水 槽	供用日	5m <sup>3</sup>	1.5
諸 雑 費 率	%		20

- (注) 1. 本工種以外における工事で濁水処理施設を設け、かつ、その施設で本工種で発生した削孔水等の濁水を処理する場合は計上しない。  
 2. 諸雑費は電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 3. 現場における中和剤材料費、排泥運搬のための汚泥吸排車及び処理費は、別途計上する。  
 4. 上表は二重管ストレーナ工法4セットまで、二重管ダブルパッカー工法削孔2セット、注入4セットまでとする。

### 5-6 足場工

足場が必要な場合は別途計上する。

### 5-7 その他

- (1) 本工法は、特許を有する工法の場合もあるので、特許料が必要な場合は別途計上する。  
 (2) 用水費については、現場条件を確認の上、必要に応じて別途計上する。

## 6. 単価表

### (1) 二重管ストレーナ工法1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	1/N×a	表4.1
特 殊 作 業 員		〃	〃	〃
普 通 作 業 員		〃	〃	〃
注 入 材 料		ℓ	Qs	式5.1
ボ ー リ ン グ マ シ ン	油圧式 5.5kw級	日	1/N×b	表3.1 機械損料
薬 液 注 入 ポ ン プ	吐出量 5~20 ℓ/min×2 (圧力9.8MPa)	〃	〃	〃
水 ガ ラ ス 積 算 流 量 計	0~50 ℓ/min	〃	〃	〃(注)5
削 孔 消 耗 材 料 費		式	1	表5.13
注 入 消 耗 材 料 費		〃	1	表5.14
諸 雑 費		〃	1	表5.4
特 許 料 金		〃	1	必要に応じて計上
計				

- (注) 1. N：1日当り施工本数  
 2. a：編成人員  
 3. b：施工台数  
 4. Qs：二重管ストレーナ工法の1本当り注入量(ℓ)  
 5. 水ガラス積算流量計損料は、総注入量500k ℓ以上の場合に計上する。

## (2) 二重管ダブルパッカー工法削孔1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$1/N \times a$	表4.2
特 殊 作 業 員		〃	〃	〃
普 通 作 業 員		〃	〃	〃
グ ラ ウ ト 材		ℓ	$Q_G$	式5.2
薬 液 注 入 管		m		
ボ ー リ ン グ マ シ ン 運 転	ロータリーパーカッション式 クローラ型 81kW級	日	$1/N \times b$	表3.2 機械損料
削 孔 消 耗 材 料 費		式	1	表5.15
諸 雑 費		〃	1	表5.12
計				

(注) 1. N : 1日当り施工本数

2. a : 編成人員

3. b : 施工台数

4.  $Q_G$  : グラウト注入の1本当り注入量 (ℓ)

## (3) 二重管ダブルパッカー工法一次注入1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$1/N \times a$	表4.2
特 殊 作 業 員		〃	〃	〃
普 通 作 業 員		〃	〃	〃
注 入 材 料		ℓ	$Q_{P1}$	式5.3
薬 液 注 入 ポ ン プ	吐出量0~20 ℓ/min×2 (圧力9.8MPa)	日	$1/N \times b$	表3.2 機械損料
注 入 消 耗 材 料 費		式	1	表5.16
諸 雑 費		〃	1	表5.12
特 許 料 金		〃	1	必要に応じて計上
計				

(注) 1. N : 1日当り施工本数

2. a : 編成人員

3. b : 施工台数

4.  $Q_{P1}$  : 二重管ダブルパッカー工法の一次注入の1本当りの注入量 (ℓ)



## (4) 二重管ダブルパッカー工法二次注入1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	1/N×a	表4.2
特 殊 作 業 員		〃	〃	〃
普 通 作 業 員		〃	〃	〃
注 入 材 料		ℓ	Q <sub>P2</sub>	式5.4
薬 液 注 入 ポ ン プ	吐出量0~20 ℓ/min×2 (圧力9.8MPa)	日	1/N×b	表3.2 機械損料
ゲ ル ミ キ サ	300 ℓ×1槽	〃	〃	〃(注)5
ミ キ シ ン グ プ ラ ン ト	3,000 ℓ/h	〃	〃	〃(注)6
水 ガ ラ ス 積 算 流 量 計	0~50 ℓ/min	〃	〃	〃(注)7
注 入 消 耗 材 料 費		式	1	表5.16
諸 雑 費		〃	1	表5.12
特 許 料 金		〃	1	必要に応じて計上
計				

(注) 1. N : 1日当り施工本数

2. a : 編成人員

3. b : 施工台数

4. Q<sub>P2</sub> : 二重管ダブルパッカー工法の二次注入の1本当りの注入量 (ℓ)

5. ゲルミキサは、溶液型有機系注入時に計上する。

6. ミキシングプラントは、溶液型無機系注入時に計上する。

7. 水ガラス積算流量計損料は、総注入量500k ℓ以上の場合に計上する。

## (5) 注入設備据付・解体1現場当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表5.17
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラック (クレーン装置付) 運転	ベーストラック4~4.5t積・ 吊能力2.9t	h		表5.17 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

## (6) 注入設備移設1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表5.18
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラック (クレーン装置付) 運転	ベーストラック4~4.5t積・ 吊能力2.9t	h		表5.18 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

## (7) 排水汚泥土処理1日当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.8	表5.19
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	普通型(潜水ポンプ) 口径50mm 全揚程20m	日	1.0	表5.19 機械損料
ア ル カ リ 水 中 和 装 置	炭酸ガス式 処理量 6m <sup>3</sup> /h	h	6.8	〃
水 槽 ( 一 般 工 事 用 )	鋼板製簡易水槽5m <sup>3</sup>	供用日	1.5	〃
諸 雑 費		式	1	表5.19
計				

## (8) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ボ ー リ ン グ マ シ ン	ロータリーパーカッション 式 クローラ型 81kw級	機-12	燃料消費量→78 ℓ/日
トラック (クレーン装置付) 運転	ベーストラック4~4.5t積・ 吊能力2.9t	機-1	



## 第9章 仮設工

1. 仮設工	II-9-1
1-1 仮設工項目	II-9-1
1-2 仮設工の積算	II-9-1
1-3 単価表	II-9-6
2. 鋼矢板（H型鋼）工（バイプロハンマ工）	II-9-8
2-1 適用範囲	II-9-8
2-2 施工概要	II-9-9
2-3 機種を選定	II-9-10
2-4 日当り編成人員	II-9-12
2-5 日当り施工枚（本）数	II-9-12
2-6 諸雑費	II-9-19
2-7 その他	II-9-19
2-8 単価表	II-9-20
3. プレボーリング工	II-9-22
3-1 適用範囲	II-9-22
3-2 機種を選定	II-9-22
3-3 編成人員及び運転時間	II-9-23
3-4 施工歩掛	II-9-23
3-5 ディーゼルハンマ燃料消費量	II-9-25
3-6 単価表	II-9-26
4. 鋼矢板工（アースオーガ併用圧入工）	II-9-27
4-1 適用範囲	II-9-27
4-2 施工概要	II-9-27
4-3 機種を選定	II-9-27
4-4 編成人員	II-9-27
4-5 施工歩掛	II-9-28
4-6 単価表	II-9-29
5. 油圧圧入引抜工	II-9-30
5-1 適用範囲	II-9-30
5-2 施工概要	II-9-30
5-3 機種を選定	II-9-32
5-4 日当り編成人員	II-9-32
5-5 日当り施工枚数	II-9-33
5-6 単価表	II-9-38
6. 鋼矢板（H形鋼）工（クレーン引抜工）	II-9-42
6-1 適用範囲	II-9-42
6-2 施工概要	II-9-42

6-3	機種を選定	II-9-42
6-4	日当り編成人員	II-9-42
6-5	日当り引抜枚(本)数	II-9-43
6-6	単価表	II-9-43
7.	鋼矢板施工法選定(参考)	II-9-44
7-1	鋼矢板打込施工法選定表(参考)	II-9-44
7-2	鋼矢板引抜施工法選定フロー(参考)	II-9-47
8.	仮設材設置撤去工	II-9-48
8-1	適用範囲	II-9-48
8-2	施工フロー	II-9-48
8-3	機種を選定	II-9-48
8-4	施工歩掛	II-9-49
8-5	単価表	II-9-52
9.	土のう工	II-9-56
9-1	適用範囲	II-9-56
9-2	土のう仕拵・積立・撤去歩掛	II-9-56
9-3	土のう積材料使用数量	II-9-56
9-4	単価表	II-9-56
10.	矢板の切断	II-9-57
10-1	適用範囲	II-9-57
10-2	切断時間	II-9-57
10-3	種別による補正	II-9-57
10-4	単価表	II-9-57
11.	填充費	II-9-57
12.	給・排水費	II-9-58
12-1	給水費	II-9-58
12-2	排水費	II-9-64

## 1. 仮設工

### 1-1 仮設工項目

- 1) 型枠、支保工、足場工に要する費用
- 2) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工に要する費用
- 3) 水替工、仮水路に要する費用
- 4) 工事施工に必要な機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）に要する費用
- 5) 用水、電力等の供給設備に要する費用
- 6) 仮道、仮橋、現場補修等に要する費用

### 1-2 仮設工の積算

- 1) 仮設工として積算する内容は次のとおりとする。
  - (1) 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）。
  - (2) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）。
  - (3) 水替工、仮水路の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）。
  - (4) 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去、及び補修等に要する費用
    - a コンクリートプラント、アスファルトプラント等の設置、撤去及び当該施設の補修に要する費用
    - b トンネル工事における照明設備に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料。
  - (5) 電力、用水等の供給設備の設置、撤去、補修等に要する費用
    - a 電力、用水等の供給設備に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料（賃料）。
  - (6) 仮道、仮橋、現場補修等に要する費用
    - a 仮道、仮橋に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該仮施設の使用期間中の損料（賃料）
    - b 公道等の補修に要する費用
  - (7) 工事施工に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）
  - (8) 工事施工に伴う防じん対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）
  - (9) 仮区画線に係る費用

#### 2) 積算方法

仮設工の積算（工事用仮設材を後続工事に継続して使用する場合、発注後の工期延期により仮設物の存置が長期となる場合等）は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

#### 3) 仮設材の損料率

表 1.1 土留、仮締切、築島、仮橋等の材料損料率

期間	種別	損料率 (%)		
		木 材	鋼 材	じゃかご
3ヶ月未満		60	10	100
6ヶ月 "		70	20	100
1年 "		90	30	100
2年 "		100	50	100
3年 "		100	70	100

- (注) 1. 再使用不可能なもの及び長さ2m未満の場合は全損とする。  
 ただし、鋼材の内回収可能なものについては、スクラップ控除する。  
 2. タイロッドは1工事全損としスクラップ控除する。  
 3. ボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損とする。  
 4. 上表は、「建設用仮設材損料算定基準」（昭和44年6月12日付け建設省機械発第65号）及び「建設用仮設材賃料積算基準」（平成7年3月29日付け建設省経機発第43号）に示す材料以外のものに適用する。

表1.2 足場材、支保材、防護柵の材料損料率

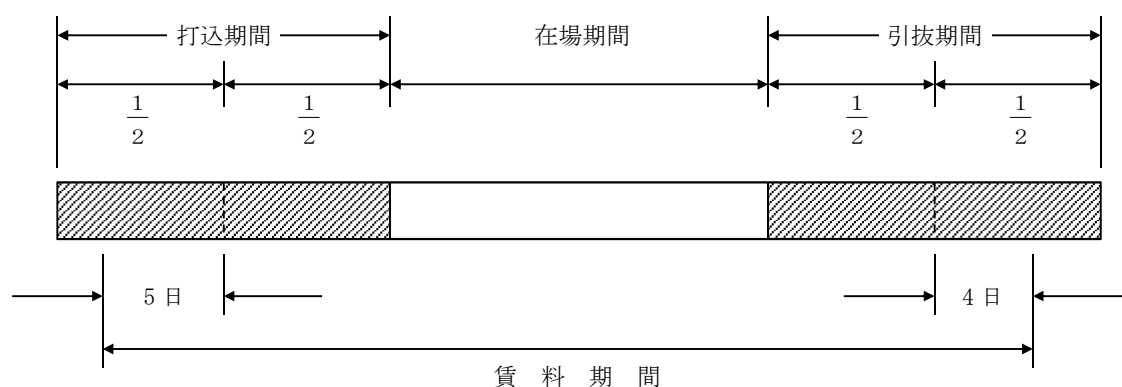
種別 期間	損料率 (%)			
	木 材	金 網	シート	ワイヤロープ
3 ヶ月未満	25	80	30	20
6 ヶ月 "	40	90		
1 年 "	50	100		
2 年 "	75	100		
3 年 "	100	100		

(注) 1. 簡易な足場材又は、期間が1ヶ月未満の木材については、損料率15%とする。

2. 上表は、「建設用仮設材損料算定基準」及び「建設用仮設材賃料積算基準」に示す材料以外のものに適用する。

4) 鋼矢板の賃料期間の算定

鋼矢板の賃料期間の算定については、下記を標準とする。



$$\text{賃料期間 (日)} = (\text{打込期間} \times 1/2) + (\text{在場期間}) + (\text{引抜期間} \times 1/2) + (5 \text{日} + 4 \text{日})$$

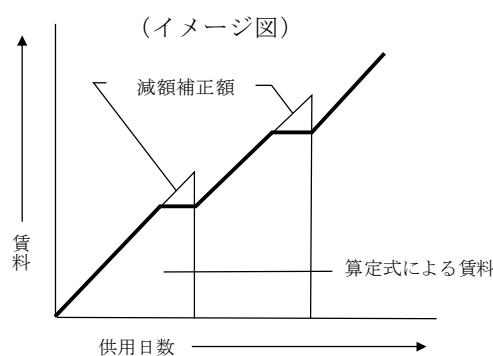
(注) 1. 仮設材H杭についても同様の扱いにする。

2. 土留、締切、路面覆工等に使用される切梁腹起し覆工板については打込(引抜)日数を設置(撤去)日数と読みかえ同様の扱いとする。

3. 損料材についても同様の扱いとする。

5) 適用区分による賃料の補正について

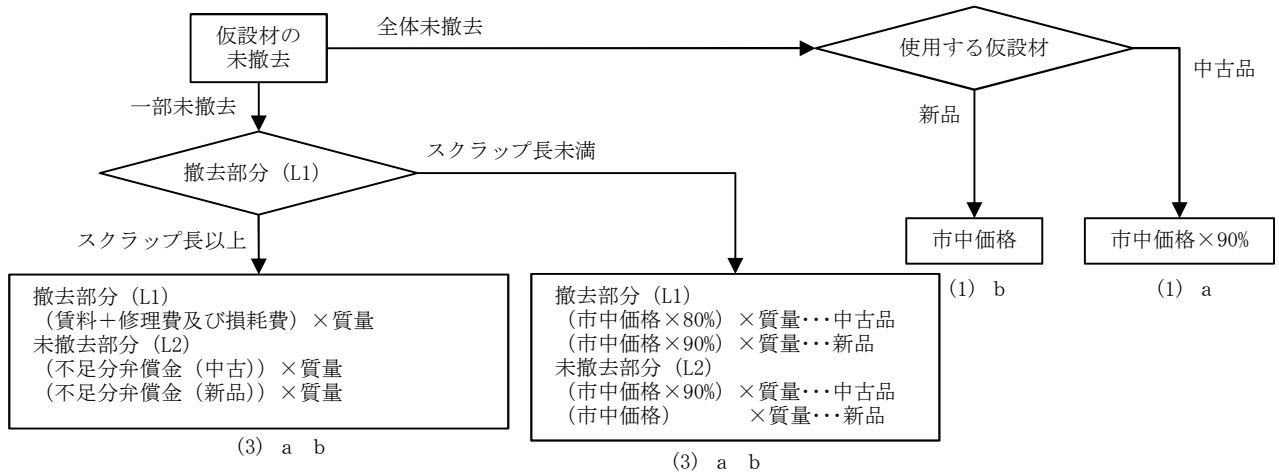
供用日数(又は月数)の長短による賃料にかかる市場価格の適用区分が変わることによって賃料計上額(1現場当り修理及び損耗費を除く。)が当該日数(又は月数)の増加に比例せず減少する場合がある。したがって、減少する時点までの供用日数(又は月数)における賃料計上額(1現場当り修理及び損耗費を除く。)は、その減少する時点における賃料計上額(1現場当り修理及び損耗費を除く)を上限とし、下記の方法により減額補正する。



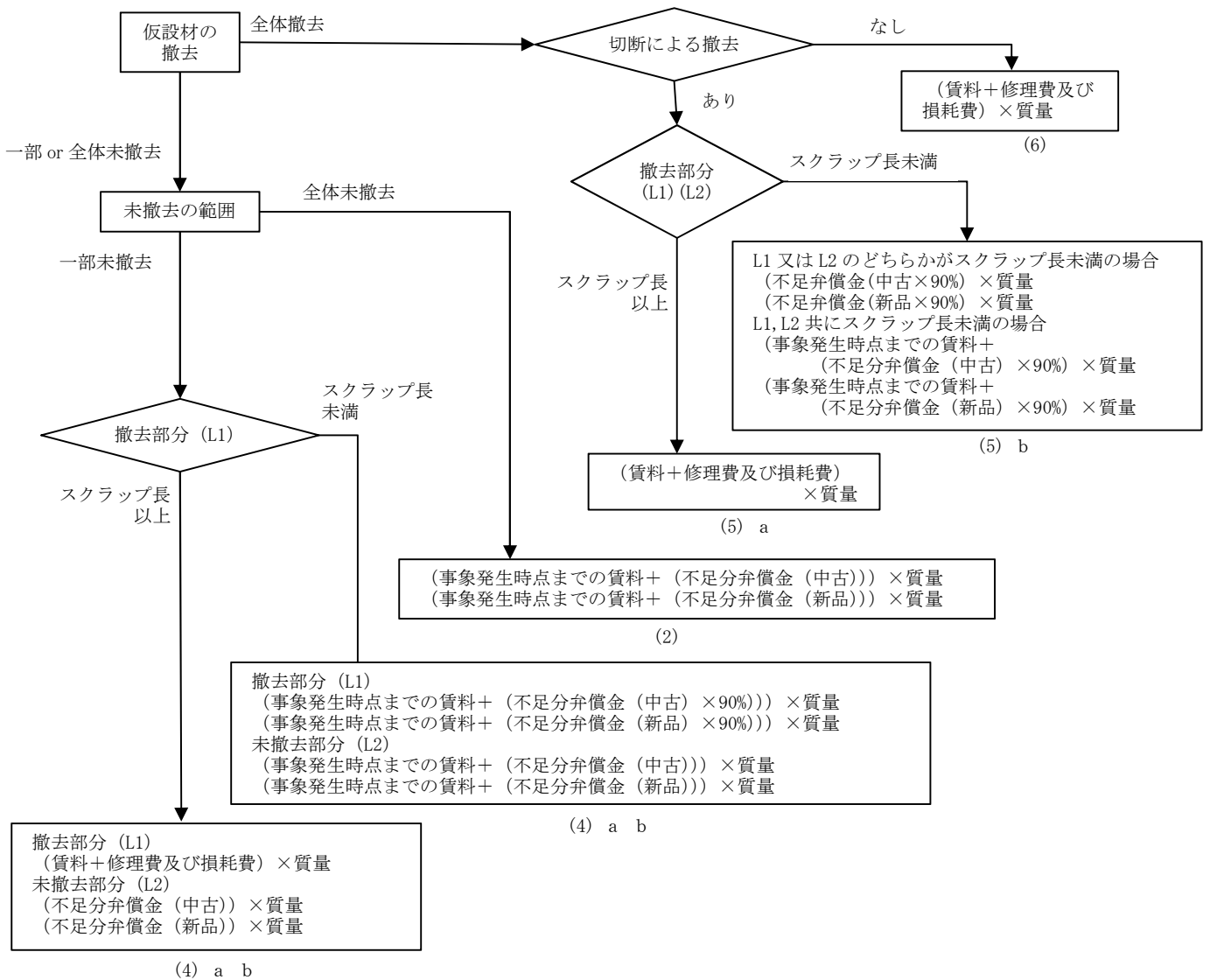
6) 工事中仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上について

以下により難しい場合は、別途考慮する。

6) - 1 当初より撤去しない場合、又は、当初より一部を撤去しない場合



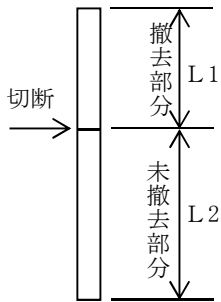
6) - 2 当初より撤去する場合、又は、現地の状況で一部もしくは全体が撤去できなくなった場合



なお、当初より賃料を計上していたが、賃貸契約期間中に、引き抜き不能等の事象が発生したり、賃貸契約期間が延びて購入に切り替えとなった場合については、後述の(注)に記載のとおり別途考慮すること。

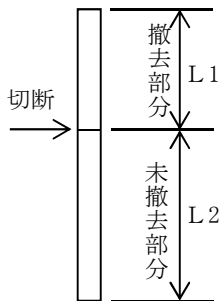


- (1) 当初より撤去しない場合
  - a 中古品の場合は市中価格の90%とする。
  - b 新品を使用する場合、又は中古品が入手不可能な場合は市中価格とする。
- (2) 当初は撤去を考えていたが、現地の状況で1本ものが全て撤去できなくなった場合  
 (事象発生時点までの賃料+ (不足分弁償金 (中古))) ×質量  
 (事象発生時点までの賃料+ (不足分弁償金 (新品))) ×質量
- (3) 当初より、現地の状況で1本もののうち、一部を撤去しない場合



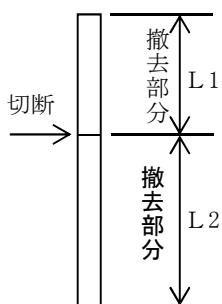
- a L1部について
  - ・ L1がスクラップ長以上の場合は賃料を計上する。  
(賃料+修理費及び損耗費) ×質量
  - ・ L1がスクラップ長未満の場合は市中価格を計上する。  
(市中価格×80%) ×質量 …… 中古品の場合  
(市中価格×90%) ×質量 …… 新品の場合
- b L2部について
  - ・ L1がスクラップ長以上の場合はL2部(未撤去部分)については、不足分弁償金を計上する。  
(不足分弁償金 (中古)) ×質量  
(不足分弁償金 (新品)) ×質量
  - ・ L1がスクラップ長未満の場合はL2部(未撤去部分)については、市中価格を計上する。  
(市中価格×90%) ×質量 …… 中古品の場合  
(市中価格) ×質量 …… 新品の場合

- (4) 当初は撤去を考えていたが、現地の状況で1本もののうち、一部が撤去出来なくなった場合



- a L1について
  - ・ L1がスクラップ長以上の場合は、賃料を計上する。  
(賃料+修理費及び損耗費) ×質量
  - ・ L1がスクラップ長未満の場合は、事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。  
(事象発生時点までの賃料+ (不足分弁償金 (中古) ×90%)) ×質量  
(事象発生時点までの賃料+ (不足分弁償金 (新品) ×90%)) ×質量
- b L2について
  - ・ L1がスクラップ長以上の場合は、L2(未撤去部分)については、不足分弁償金を計上する。  
(不足分弁償金 (中古)) ×質量  
(不足分弁償金 (新品)) ×質量
  - ・ L1がスクラップ長未満の場合は、L2(未撤去部分)については、事象発生時点までの賃料+不足分弁償金を計上する。  
(事象発生時点までの賃料+ (不足分弁償金 (中古))) ×質量  
(事象発生時点までの賃料+ (不足分弁償金 (新品))) ×質量

(5) 当初は切断をせず撤去するものとしていたが、現場状況により切断を行い撤去した場合



a スクラップ長以上のL1又はL2について

・賃料を計上する。

(賃料+修理費及び損耗費)×質量

b スクラップ長未満のL1又はL2について

・L1又はL2のどちらかがスクラップ長未満の場合、不足分弁償金を計上する。

(不足分弁償金(中古)×90%)×質量

(不足分弁償金(新品)×90%)×質量

・L1、L2共にスクラップ長未満の場合、事象発生時点までの賃料及び不足分弁償金を計上する。

(事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金(中古)×90%))×質量

(事象発生時点までの賃料+(不足分弁償金(新品)×90%))×質量

(6) 当初より切断をせず撤去する場合

・賃料を計上する

(賃料+修理費及び損耗費)×質量

- (注) 1. 当初より賃料を計上していたが、賃貸契約期間中に、引き抜き不能や撤去部分がスクラップ長未満など別の現場に転用できない資材について、全損扱いとし、事象発生時点までの賃料+不足分弁償金を、全損扱いとなった資材の全質量分計上すること。
2. 賃貸契約期間が延びて購入に切り替えとなった資材についても、切り替え時点までの賃料+不足分弁償金を、購入に切り替えた資材の全質量分計上すること。
3. 購入への切り替えは、賃貸契約期間延長後の賃料(賃料+修理費及び損耗費等)と、購入へ切り替えた場合の金額(切り替え時点までの賃料+不足分弁償金)を比較するなど、適宜判断すること。
4. (3) aの2項目の様にスクラップ長未満のL1(撤去部分)を市中価格にて計上する場合において、その撤去部分を「官保有材」とする場合に、市中価格×90%(中古)×質量又は市中価格(新品)×質量を計上するなど、別途考慮し計上すること。

7) 仮設材賃料に係る修理費及び損耗費の取扱いについて

鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費（円/t） ※覆工板は単位を（円/m<sup>2</sup>）に読み替える。

a：係数 b：市場価格

表1.3 鋼矢板等の1現場あたり修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名称		補助工法	係数 (a)	市場価格 (b)
鋼矢板	本矢板	無	3.60	鋼矢板 整備費
		有	2.60	
	軽量鋼矢板	無	2.75	軽量鋼矢板 整備費
		有	1.98	
H形鋼	杭工	無	2.37	H形鋼 整備費
		有	1.73	

- (注) 1. 修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別ケレン・穴埋め・曲がり直し等）、切断による短尺補償、打込による破損を含む。
2. 修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜き等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。
3. 補助工法とは、ウォータージェットまたはアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法、プレボーリング工法等をいう。

1-3 単価表

1) 当初より撤去しない場合

鋼矢板・H形鋼（埋設） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼矢板 or H形鋼	各種	t	1	単価は市中価格の90%（市中価格）
諸 雑 費		式	1	
計				

( ) 内は新品の場合

2) 当初は撤去を考えていたが、現地の状況で1本ものが全て撤去出来なくなった場合

鋼矢板・H形鋼（一部または全体を埋設） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼矢板 or H形鋼賃料	各種	t	1	
鋼矢板 or H形鋼	各種	〃	1	単価は不足分弁償金(中古or新品)
諸 雑 費		式	1	
計				

3) 当初より、現地の状況で1本ものうち、一部を撤去しない場合

(1) 撤去部分（スクラップ長以上の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼矢板 or H形鋼賃料	各種	t	1	
修理費及び損耗費		〃	1	
諸雑費		式	1	
計				

(2) 撤去部分（スクラップ長未満の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼 矢 板 o r H 形 鋼	各種	t	1	単価は市中価格の80% (90%)
諸 雑 費		式	1	
計				

( ) 内は新品の場合

(3) 未撤去部分（撤去部分がスクラップ長以上の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼 矢 板 o r H 形 鋼	各種	t	1	単価は不足分弁償金（中古or新品）
諸 雑 費		式	1	
計				

4) 当初は撤去を考えていたが、現地の状況で1本ものうち、一部が撤去出来なくなった場合

(1) 撤去出来る部分（スクラップ長以上の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部または全体を撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼 矢 板 o r H 形 鋼 賃 料	各種	t	1	
修 理 費 及 び 損 耗 費		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) 撤去出来る部分（スクラップ長未満の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部または全体を撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼 矢 板 o r H 形 鋼 賃 料	各種	t	1	
鋼 矢 板 o r H 形 鋼	各種	〃	1	単価は不足分弁償金の90%（中古or新品）
諸 雑 費		式	1	
計				

5) 当初は切断せず撤去するものとしていたが、現地の状況により切断を行い撤去した場合

(1) 撤去出来る部分（スクラップ長以上の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部または全体を撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼 矢 板 o r H 形 鋼 賃 料	各種	t	1	
修 理 費 及 び 損 耗 費		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) 撤去出来る部分（スクラップ長未満の場合）

鋼矢板・H形鋼（一部または全体を撤去） 1t当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
鋼 矢 板 o r H 形 鋼 賃 料	各種	t	1	L1、L2共にスクラップ長未満の場合計上
鋼 矢 板 o r H 形 鋼	各種	〃	1	単価は不足分弁償金の90%（中古or新品）
諸 雑 費		式	1	
計				

## 2. 鋼矢板（H形鋼）工（バイプロハンマ工）

### 2-1 適用範囲

本資料は、電動式バイプロハンマ、油圧式可変超高周波型バイプロハンマ（以下「油圧式バイプロハンマ」という）による鋼矢板・H形鋼の継施工を伴う打込み（ウォータージェット併用施工を含む）及び引抜き陸上施工に適用する。なお、可撓性鋼矢板については適用外とする。

陸上施工とは、クレーンを陸上に設置して行う施工のことで、次の形態が該当する。

- ・クレーンの設置場所：陸上（栈橋上等を含む）
- ・鋼矢板・H形鋼の施工場所：陸上部又は水中部

また、継施工における施工法は、次のとおりである。

【鋼矢板】先行する鋼矢板を打込み後、それに接続する鋼矢板を鉛直に建込んだ状態で継手部を溶接する方法。

【H形鋼】先行するH形鋼を打込み後、それに接続するH形鋼を鉛直に建込んだ状態で継手部をボルトにより接合する方法。

鋼矢板・H形鋼の型式毎の打込長（引抜長）の適用範囲は、表2.1～表2.3を標準とし、これにより難しい場合は、別途考慮する。

#### 1) 打込み（電動式バイプロハンマ）

表2.1 打込長

(m)

鋼矢板種類		普通					広幅			広幅 (ハット形)			
鋼矢板型式		I A型	II型	III型	IV型	V <sub>L</sub> 型	II <sub>w</sub> 型	III <sub>w</sub> 型	IV <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	45H型	50H型
打込長 (m)	バイプロハンマ 単独施工	6以下	15以下	19以下	25以下	25以下	15以下	19以下	25以下	15以下	19以下	19以下	19以下
	ウォータージェット 併用施工	—	15以下	19以下	25以下	25以下	15以下	19以下	25以下	19以下	25以下	—	—

H形鋼形式		H200	H250	H300	H350	H400
打込長 (m)	バイプロハンマ 単独施工	12以下	15以下	25以下	25以下	25以下
	ウォータージェット 併用施工	15以下	19以下	25以下	25以下	25以下

#### 2) 打込み（油圧式バイプロハンマ）

表2.2 打込長

(m)

鋼矢板種類		普通					広幅			広幅 (ハット形)			
鋼矢板型式		I A型	II型	III型	IV型	V <sub>L</sub> 型	II <sub>w</sub> 型	III <sub>w</sub> 型	IV <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	45H型	50H型
打込長 (m)	バイプロハンマ 単独施工	—	15以下	19以下	25以下	25以下	15以下	19以下	25以下	15以下	19以下	19以下	19以下
	ウォータージェット 併用施工	—	15以下	19以下	25以下	25以下	15以下	19以下	25以下	19以下	25以下	—	—

H形鋼型式		H200	H250	H300	H350	H400
打込長 (m)	バイプロハンマ 単独施工	6以下	15以下	25以下	25以下	25以下
	ウォータージェット 併用施工	—	19以下	25以下	25以下	25以下

3) 引抜き (電動式バイプロハンマ、油圧式バイプロハンマ)

表 2. 3 引抜長

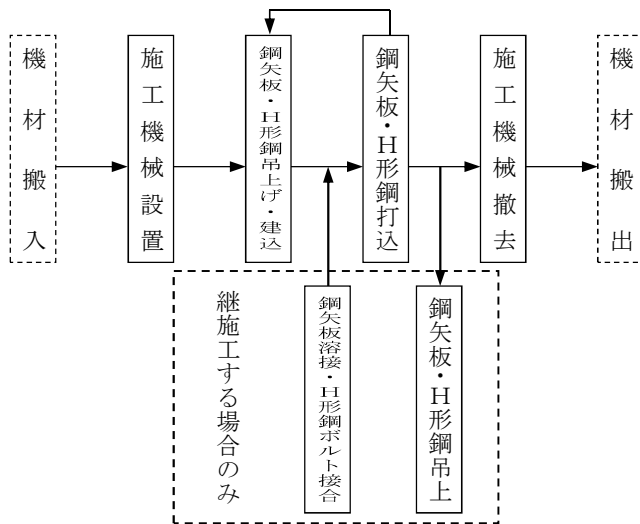
(m)

	電動式バイプロハンマ	油圧式バイプロハンマ
鋼矢板 H形鋼	25以下	25以下

2-2 施工概要

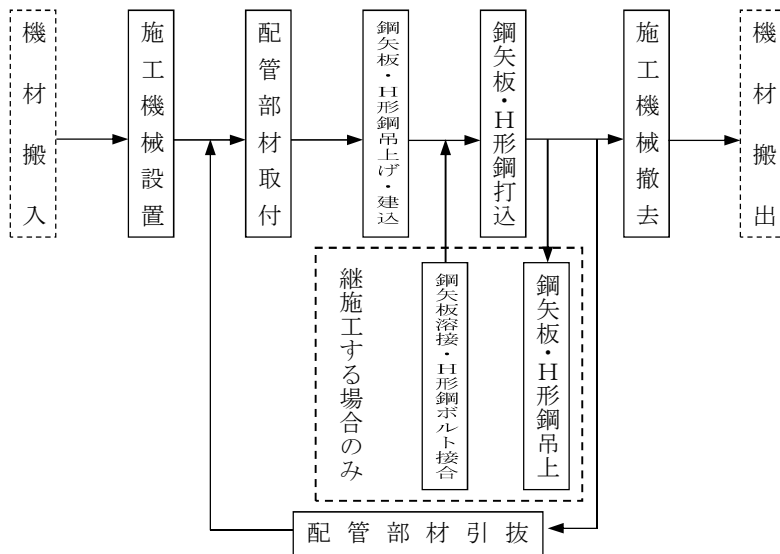
施工フローは、下記を標準とする。

1) 打込み



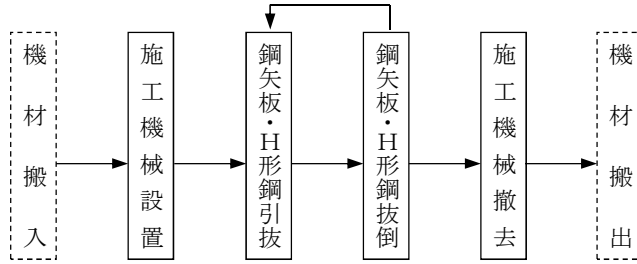
※導材 (ガイド) 及び敷鉄板の施工を含む。  
 (注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2) 打込み (ウォータジェット併用施工)



※導材 (ガイド) 及び敷鉄板の施工を含む。  
 (注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3) 引抜き



※敷鉄板の施工を含む。  
 (注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2-3 機種を選定

1) バイプロハンマの規格

鋼矢板、H形鋼の打込み、引抜きに使用するバイプロハンマの規格は、次表を標準とする。

なお、ハット形鋼矢板の打込みに使用するバイプロハンマは、フランジ把持式の専用チャック装備を標準とする。

(1) 打込み（電動式バイプロハンマ）

図2. 1 電動式バイプロハンマ機種を選定範囲

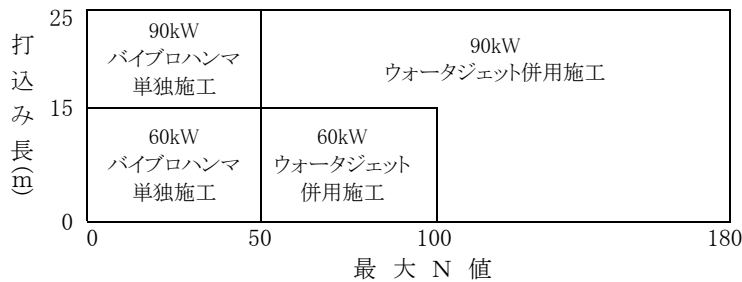


表2. 4 機種を選定（電動式バイプロハンマ）

施工方法		バイプロハンマ単独施工	ウォータージェット併用施工	
最大N値		$N_{max} < 50$	$50 \leq N_{max} < 100$	$100 \leq N_{max} \leq 180$
打込長	15m以下	電動式・普通型 60kW 電動式・可変モーメント型 (ハット型鋼矢板用) 60kW	電動式・普通型 90kW 電動式・可変モーメント型 (ハット型鋼矢板用) 90kW	
	25m以下	電動式・普通型 90kW 電動式・可変モーメント型 (ハット型鋼矢板用) 90kW		
杭打ち用ウォータージェット		—	エンジン式・排出ガス対策型(第3次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐出量325L/min×2台 (14.7MPa 325L/min×1台)(注1)	

(注) 1. 杭打ち用ウォータージェット ( ) 書きは $N_{max} < 50$ で転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合に計上する。

2. 対象地盤の最大N値が50以上のものについては、式2.1により換算N値を求めたうえで適用する。

$$1,500$$

$$\text{換算N値} = \frac{\quad}{\quad} \dots \text{式2.1}$$

落下50回当り貫入量 (cm)

3. 打込長は、地表面よりの鋼矢板及びH形鋼の打込み長であり、鋼矢板長及びH形鋼長とは異なる。

(2) 打込み (油圧式バイプロハンマ)

図 2. 2 油圧式バイプロハンマ機種を選定範囲

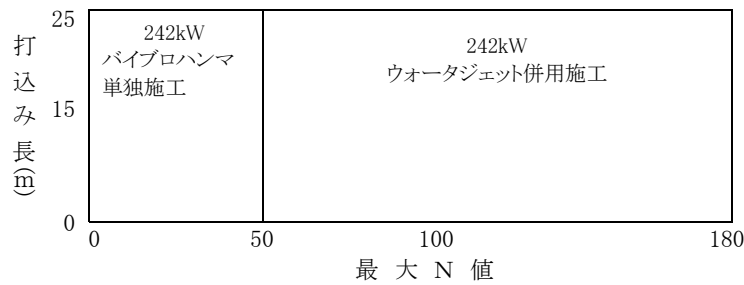


表 2. 5 機種を選定 (油圧式バイプロハンマ)

施工方法	バイプロハンマ単独施工	ウォータジェット併用施工	
最大N値	$N_{max} < 50$	$50 \leq N_{max} < 100$	$100 \leq N_{max} \leq 180$
打込長25m以下	油圧式・可変超高周波型・排出ガス対策型 (第3次基準値)・最大起振力473kN・242kW 油圧式・可変超高周波型 (ハット形鋼矢板用)・排出ガス対策型 (第3次基準値)・最大起振力473kN・242kW		
杭打ち用 ウォータジェット	—	エンジン式・排出ガス対策型 (第3次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐出量325L/min×2台 (14.7MPa 325L/min×1台) (注1)	

- (注) 1. 杭打ち用ウォータジェット ( ) 書きは $N_{max} < 50$ で転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用する必要が生じた場合に計上する。  
2. 対象地盤の最大N値が、50以上のものについては、式2.1により換算N値を求めたうえで適用する。  
3. 打込長は、地表面よりの鋼矢板及びH形鋼の打込長であり、鋼矢板長及びH形鋼長とは異なる。

(3) 引抜き

引抜き作業に使用する機械・規格は、N値にかかわらず次表を標準とする。

表 2. 6 引抜き作業の機種を選定

	電動式バイプロハンマ		油圧式バイプロハンマ	
	引抜長	規格	引抜長	規格
鋼矢板 H形鋼	25m以下	電動式・普通型 60kW	25m以下	油圧式・可変超高周波型・排出ガス対策型 (第3次基準値)・最大起振力473kN・242kW

- (注) 1. 上表は、広幅鋼矢板 (II<sub>w</sub>, III<sub>w</sub>, IV<sub>w</sub>) 及びハット形鋼矢板 (10H, 25H, 45H, 50H) には適用しない。  
2. 引抜長は、地表面よりの鋼矢板及びH形鋼の引抜長であり、鋼矢板長及びH形鋼長とは異なる。

2) 付属機械

バイプロハンマの付属機械の機種・規格は、次表を標準とするが、現場条件により次表により難しい場合は、施工上必要な吊上げ機械・規格を入れ替えて計上する。

表 2. 7 付属機械の機種を選定

バイプロハンマ種別	施工内容	機種	規格
電動式バイプロハンマ	打込み (W J 併用施工を含む)・引抜き	クローラークレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2014年規制) 50~55t吊
油圧式バイプロハンマ	打込み (W J 併用施工を含む)		
	引抜き	ラフテレンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値) 25t吊

(注) 現場条件により濁水処理が必要な場合は、別途計上する。



2-4 日当り編成人員

鋼矢板、H形鋼の打込・引抜作業の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表2.8 打込・引抜作業の日当り編成人員 (人/日)

項目	区分	土木一般 世話役	とび工	普通作業員	溶接工
バイブロハンマ 単独施工 (打込み, 引抜き)	継施工なし	1	2	1	—
	鋼矢板 (溶接接合)	1	2	1	2
	H形鋼 (ボルト接合)	1	3	1	—
ウォータジェット 併用施工	継施工なし	1	2	1	1
	鋼矢板 (溶接接合)	1	2	1	2
	H形鋼 (ボルト接合)	1	3	1	1

2-5 日当り施工枚(本)数

1) 打込み (継施工なし)

鋼矢板、H形鋼の日当り打込枚数及び本数 (N) は表2.9~2.14による。

(1) 電動式バイブロハンマによる施工 (Nmax<50)

表2.9 日当り施工枚(本)数(N)(陸上施工) [枚(本) / 日]

型式 打込長(m)	I A型	II型	III型	IV型	V <sub>L</sub> 型	II <sub>w</sub> 型	III <sub>w</sub> 型	IV <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	45H型	50H型	H200	H250	H300	H350	H400
2以下	57	56	55	54	52	55	53	52	53	51	49	48	56	54	52	49	47
4以下	51	49	47	44	40	46	43	39	42	39	36	34	48	44	41	36	32
6以下	47	43	40	37	32	40	36	32	35	31	28	26	43	38	34	28	25
9以下		38	35	31	26	34	30	26	29	25	22	21	37	32	28	22	19
12以下		33	29	26	21	29	25	21	24	20	18	16	32	27	23	18	15
15以下		29	26	22	18	25	21	18	20	17	15	13		23	19	15	12
19以下			24	21	16		20	16		16	14	13			18	14	11
23以下				18	14			14							15	12	9
25以下				16	13			13							14	10	8

(注) 施工枚(本)数には、導材 (ガイド) 及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(2) 油圧式バイブロハンマによる施工 (Nmax<50)

表2.10 日当り施工枚(本)数(N)(陸上施工) [枚(本) / 日]

型式 打込長(m)	II型	III型	IV型	V <sub>L</sub> 型	II <sub>w</sub> 型	III <sub>w</sub> 型	IV <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	45H型	50H型	H200	H250	H300	H350	H400
2以下	56	55	53	51	55	53	51	52	50	49	47	56	54	52	49	46
4以下	48	46	43	39	45	42	38	41	37	35	33	48	44	40	35	31
6以下	42	39	36	31	39	35	31	34	30	27	25	42	37	33	27	24
9以下	37	33	30	25	33	29	25	28	24	21	20		31	27	21	18
12以下	31	28	25	20	28	24	20	23	19	17	15		26	22	17	14
15以下	28	25	21	17	24	20	17	19	16	14	13		22	18	14	12
19以下		21	18	14		17	14		13	12	11			16	12	10
23以下			16	12			12							13	10	8
25以下			14	11			11							12	9	7

(注) 施工枚(本)数には、導材 (ガイド) 及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(3) 電動式バイブロハンマとウォータジェット併用施工

表2.11 日当り施工枚(本)数(N)(陸上施工) [枚(本) / 日]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H200	H250	H300	H350	H400
2以下	64 (68)	62 (67)	60 (65)	56 (62)	62 (66)	59 (65)	56 (62)	59 (64)	55 (62)	64 (68)	61 (65)	58 (63)	52 (60)	49 (57)
4以下	40 (44)	38 (43)	35 (41)	31 (38)	37 (43)	34 (40)	31 (38)	34 (40)	30 (37)	40 (44)	36 (41)	33 (39)	28 (35)	25 (32)
6以下	29 (33)	27 (32)	25 (30)	22 (27)	27 (31)	24 (29)	22 (27)	24 (29)	21 (26)	29 (33)	25 (30)	23 (28)	19 (25)	17 (22)
9以下	22 (25)	20 (24)	18 (22)	16 (20)	20 (24)	18 (22)	16 (20)	17 (21)	15 (19)	21 (25)	19 (23)	17 (21)	14 (18)	12 (16)
12以下	17 (19)	15 (18)	14 (17)	12 (15)	15 (18)	13 (17)	12 (15)	13 (16)	11 (15)	16 (19)	14 (17)	13 (16)	10 (14)	9 (12)
15以下	13 (16)	12 (15)	11 (14)	9 (12)	12 (15)	11 (14)	9 (12)	10 (13)	9 (12)	13 (16)	11 (14)	10 (13)	8 (11)	7 (10)
19以下		11 (13)	10 (12)	8 (10)		9 (11)	8 (10)	9 (11)	8 (10)		10 (12)	9 (11)	7 (9)	6 (8)
23以下			8 (10)	7 (9)			7 (9)		6 (8)			7 (9)	6 (8)	5 (7)
25以下			7 (9)	6 (8)			6 (8)		6 (7)			6 (8)	5 (7)	4 (6)

(注) 1. 凡例

上段 :  $50 \leq N_{max} < 100$

下段 ( ) 書き :  $N_{max} < 50$ で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用する  
必要が生じた場合

2. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(4) 電動式バイブロハンマとウォータジェット併用施工 ( $100 \leq N_{max} \leq 180$ )

表2.12 日当り施工枚(本)数(N)(陸上施工) [枚(本) / 日]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H200	H250	H300	H350	H400
2以下	58	55	52	46	55	50	46	50	45	57	52	48	42	37
4以下	33	31	27	23	30	26	23	26	22	33	28	25	20	17
6以下	23	21	19	15	21	18	15	17	15	23	19	17	13	11
9以下	17	15	13	11	15	13	11	12	10	17	14	12	9	8
12以下	13	11	10	8	11	10	8	9	8	12	10	9	7	6
15以下	10	9	8	6	9	8	6	7	6	10	8	7	5	4
19以下		7	6	5		6	5	6	5		7	6	4	4
23以下			5	4			4		4			5	4	3
25以下			5	4			4		4			4	3	3

(注) 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(5) 油圧式バイプロハンマとウォータジェット併用施工

表 2. 13 日当り施工枚(本)数(N) (陸上施工) [枚 (本) /日]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	61 (66)	58 (64)	55 (62)	51 (58)	58 (64)	54 (61)	50 (58)	53 (60)	49 (57)	56 (62)	52 (60)	46 (55)	42 (51)
4以下	36 (42)	34 (40)	31 (37)	27 (34)	33 (39)	30 (36)	26 (33)	29 (36)	26 (33)	31 (38)	28 (35)	23 (30)	20 (27)
6以下	26 (30)	24 (29)	21 (27)	18 (24)	23 (28)	21 (26)	18 (23)	20 (25)	17 (23)	22 (27)	19 (25)	16 (21)	13 (19)
9以下	19 (23)	17 (21)	15 (20)	13 (17)	17 (21)	15 (19)	13 (17)	14 (19)	12 (17)	16 (20)	14 (18)	11 (15)	9 (13)
12以下	14 (17)	13 (16)	11 (15)	10 (13)	13 (16)	11 (14)	9 (13)	11 (14)	9 (12)	12 (15)	10 (14)	8 (11)	7 (10)
15以下	12 (14)	10 (13)	9 (12)	8 (10)	10 (13)	9 (12)	8 (10)	9 (11)	7 (10)	9 (12)	8 (11)	6 (9)	5 (8)
19以下		8 (11)	7 (10)	6 (8)		7 (10)	6 (8)	7 (9)	6 (8)	8 (10)	7 (9)	5 (7)	4 (6)
23以下			6 (8)	5 (7)			5 (7)		5 (7)		5 (7)	4 (6)	4 (5)
25以下			5 (7)	4 (6)			4 (6)		4 (6)		5 (7)	4 (5)	3 (5)

(注) 1. 凡例

上段 :  $50 \leq N_{max} < 100$

下段 ( ) 書き :  $N_{max} < 50$ で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用する必要が生じた場合

2. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(6) 油圧式バイプロハンマとウォータジェット併用施工 ( $100 \leq N_{max} \leq 180$ )

表 2. 14 日当り施工枚(本)数(N) (陸上施工) [枚 (本) /日]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	51	48	44	38	47	42	38	41	36	45	40	33	29
4以下	27	24	21	17	24	20	17	20	16	22	19	15	12
6以下	18	16	14	11	16	13	11	13	11	15	12	9	8
9以下	13	12	10	8	11	9	8	9	7	10	9	6	5
12以下	10	9	7	6	8	7	6	7	5	8	6	5	4
15以下	8	7	6	4	7	5	4	5	4	6	5	4	3
19以下		5	5	4		4	4	4	3	5	4	3	2
23以下			4	3			3		3		3	2	2
25以下			3	3			3		2		3	2	2

(注) 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

2) 打込み(継施工あり)

鋼矢板、H形鋼1枚(本)につき1箇所継施工(打込み)する場合の日当り打込枚数及び本数(N)は、表2. 15~2. 20による。

また、鋼矢板、H形鋼1枚(本)につき2箇所以上継施工を行う場合は、表2. 21の補正係数(F)を、表2. 15~2. 20の枚数及び本数に乗じて、1日当り継施工枚数及び本数を次式により求める。

鋼矢板、H形鋼1枚(本)当りX箇所継ぐ場合の日当り継施工枚数及び本数 =  $N \times F$

なお、日当り継施工枚数及び本数については、小数点第1位を四捨五入し、整数とする。

(1) 電動式バイブロハンマによる施工 ( $N_{max} < 50$ )

表 2. 15 日当り継施工枚(本)数(N) (陸上施工) [1枚(本) 当り 1 箇所継ぎ]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	21	17	15	8	19	15	10	10	8	18	14	13	10
4以下	20	16	14	8	18	14	10	9	7	17	13	12	9
6以下	19	15	13	8	17	13	9	9	7	16	12	11	9
9以下	18	14	12	7	16	12	9	8	7	15	11	10	8
12以下	17	13	11	7	15	11	8	8	6	14	10	9	7
15以下	16	12	10	6	14	11	8	8	6	12	10	8	6
19以下		12	10	6		10	7		6		9	8	6
23以下			9	6			7				8	7	5
25以下			9	6			7				8	6	5

(注) 1. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(2) 油圧式バイブロハンマによる施工 ( $N_{max} < 50$ )

表 2. 16 日当り継施工枚(本)数(N) (陸上施工) [1枚(本) 当り 1 箇所継ぎ]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	21	17	15	8	19	15	10	10	8	18	14	13	10
4以下	20	16	14	8	18	14	10	9	7	17	13	11	9
6以下	19	15	13	8	17	13	9	9	7	16	12	10	8
9以下	18	14	12	7	16	12	9	8	7	14	11	9	8
12以下	16	13	11	7	14	11	8	8	6	13	10	9	7
15以下	15	12	10	6	13	10	7	7	6	12	9	8	6
19以下		11	9	6		9	7		5		9	7	6
23以下			9	5			6				8	6	5
25以下			8	5			6				7	6	5

(注) 1. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(3) 電動式バイブロハンマとウォータージェット併用施工

表 2. 17 日当り継施工枚(本)数(N) (陸上施工) [1枚(本) 当り 1 箇所継ぎ]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	22 (23)	17 (18)	15 (15)	8 (9)	20 (21)	15 (16)	11 (11)	10 (10)	8 (8)	19 (19)	14 (15)	13 (13)	10 (11)
4以下	18 (19)	15 (15)	13 (13)	8 (8)	17 (18)	13 (14)	9 (10)	9 (9)	7 (7)	15 (16)	12 (13)	11 (11)	9 (9)
6以下	16 (17)	13 (14)	11 (12)	7 (7)	14 (15)	11 (12)	8 (9)	8 (8)	6 (7)	13 (14)	10 (11)	9 (10)	7 (8)
9以下	13 (14)	11 (12)	9 (10)	6 (7)	12 (13)	10 (11)	7 (8)	7 (8)	6 (6)	11 (12)	9 (10)	8 (9)	6 (7)
12以下	11 (12)	9 (10)	8 (9)	5 (6)	10 (11)	8 (9)	6 (7)	6 (7)	5 (6)	9 (10)	8 (9)	6 (8)	5 (6)
15以下	9 (11)	8 (9)	7 (8)	5 (5)	9 (10)	7 (8)	5 (6)	5 (6)	5 (5)	8 (9)	7 (8)	5 (7)	5 (6)
19以下		8 (8)	7 (8)	4 (5)		6 (7)	5 (6)	5 (6)	4 (5)	7 (8)	6 (7)	5 (6)	4 (5)
23以下			6 (7)	4 (5)			5 (5)		4 (4)		5 (6)	4 (5)	4 (5)
25以下			5 (6)	4 (4)			4 (5)		4 (4)		5 (6)	4 (5)	3 (4)

(注) 1. 凡例

上段 :  $50 \leq N_{max} < 100$

下段 ( ) 書き :  $N_{max} < 50$  で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する  
必要が生じた場合

2. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(4) 電動式バイブロハンマとウォータージェット併用施工 ( $100 \leq N_{max} \leq 180$ )

表 2. 18 日当り継施工枚(本)数(N)(陸上施工) [1枚(本)当り1箇所継ぎ]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	21	17	14	8	19	15	10	10	8	18	14	12	10
4以下	17	14	11	7	15	12	8	8	6	14	11	9	7
6以下	14	11	10	6	12	10	7	7	6	11	9	7	6
9以下	11	9	8	5	10	8	6	6	5	9	7	6	5
12以下	9	8	7	4	8	7	5	5	4	7	6	5	4
15以下	8	7	6	4	7	6	4	4	4	6	5	4	3
19以下		5	5	3		5	4	4	3	6	5	3	3
23以下			4	3			3		3		4	3	2
25以下			4	3			3		3		3	3	2

(注) 1. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(5) 油圧式バイブロハンマとウォータージェット併用施工

表 2. 19 日当り継施工枚(本)数(N)(陸上施工) [1枚(本)当り1箇所継ぎ]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	22 (22)	17 (17)	15 (15)	8 (9)	20 (20)	15 (16)	10 (11)	10 (10)	8 (8)	18 (19)	14 (14)	12 (13)	10 (10)
4以下	17 (19)	14 (15)	12 (13)	7 (8)	16 (17)	12 (13)	9 (9)	8 (9)	7 (7)	14 (16)	11 (12)	10 (11)	8 (9)
6以下	15 (16)	12 (13)	10 (11)	6 (7)	13 (14)	11 (12)	8 (8)	8 (8)	6 (6)	12 (14)	10 (11)	8 (9)	7 (8)
9以下	12 (14)	10 (11)	9 (10)	6 (6)	11 (12)	9 (10)	7 (7)	6 (7)	5 (6)	10 (11)	8 (9)	7 (8)	5 (7)
12以下	10 (11)	8 (10)	7 (9)	5 (6)	9 (10)	7 (8)	5 (7)	6 (6)	5 (5)	8 (10)	7 (8)	5 (7)	5 (6)
15以下	9 (10)	7 (8)	6 (8)	4 (5)	8 (9)	6 (8)	5 (6)	5 (6)	4 (5)	7 (8)	6 (7)	4 (6)	4 (5)
19以下		6 (8)	6 (7)	4 (4)		5 (7)	4 (5)	4 (5)	4 (4)	6 (7)	5 (6)	4 (5)	3 (4)
23以下			5 (6)	3 (4)			4 (5)		3 (4)		4 (5)	3 (4)	3 (4)
25以下			4 (5)	3 (4)			3 (4)		3 (4)		4 (5)	3 (4)	2 (4)

(注) 1. 凡例

上段 :  $50 \leq N_{max} < 100$

下段 ( ) 書き :  $N_{max} < 50$  で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータージェット  
を使用する必要が生じた場合

2. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(6) 油圧式バイプロハンマとウォータージェット併用施工 ( $100 \leq N_{max} \leq 180$ )

表2. 20 日当り継施工枚(本)数(N) (陸上施工) [1枚(本)当り1箇所継ぎ]

型式 打込長(m)	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	Ⅱ <sub>w</sub> 型	Ⅲ <sub>w</sub> 型	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10H型	25H型	H250	H300	H350	H400
2以下	20	16	14	8	18	14	10	9	7	17	13	11	9
4以下	15	12	10	6	13	10	7	8	6	12	10	8	6
6以下	12	10	8	5	10	8	6	6	5	10	7	6	5
9以下	9	8	7	4	8	6	5	5	4	7	6	4	4
12以下	8	7	5	4	6	5	4	4	3	6	5	4	3
15以下	6	5	5	3	6	4	3	4	3	5	4	3	2
19以下		4	4	3		3	3	3	2	4	3	3	2
23以下			3	2			2		2		3	2	2
25以下			3	2			2		2		3	2	2

(注) 1. 施工枚(本)数には、導材(ガイド)及び敷鉄板の施工手間が含まれている。

(7) 鋼矢板、H形鋼1枚(本)当り継施工箇所数による補正

表2. 21 補正係数(F) {鋼矢板(H形鋼)1枚(本)当り2箇所以上継施工を行う場合}

適用		鋼矢板 Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、V <sub>L</sub> 、Ⅱ <sub>w</sub> 、Ⅲ <sub>w</sub> 、Ⅳ <sub>w</sub> 、10H、25H											
最大N値		単独施工 ( $N_{max} < 50$ )				ウォータージェット併用施工 ( $50 \leq N_{max} < 100$ )				ウォータージェット併用施工 ( $100 \leq N_{max} \leq 180$ )			
継施工 箇所数		2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
補正係数 (F)	陸上施工	0.63	0.46	0.37	0.30	0.70 (0.67)	0.54 (0.51)	0.44 (0.42)	0.38 (0.35)	0.74	0.60	0.50	0.43
	水上施工	0.67	0.51	0.41	0.34	0.72 (0.70)	0.57 (0.55)	0.48 (0.45)	0.41 (0.38)	0.76	0.62	0.53	0.46

適用		H形鋼 H250、H300、H350、H400											
最大N値		単独施工 ( $N_{max} < 50$ )				ウォータージェット併用施工 ( $50 \leq N_{max} < 100$ )				ウォータージェット併用施工 ( $100 \leq N_{max} \leq 180$ )			
継施工 箇所数		2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
補正係数 (F)	陸上施工	0.66	0.49	0.39	0.33	0.72 (0.69)	0.57 (0.54)	0.48 (0.44)	0.41 (0.37)	0.77	0.63	0.54	0.48
	水上施工	0.69	0.53	0.43	0.36	0.75 (0.72)	0.60 (0.57)	0.51 (0.47)	0.44 (0.40)	0.79	0.66	0.57	0.50

(注) ウォータージェット併用施工における ( ) 書きは、 $N_{max} < 50$ の場合で、転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合。

3) 継施工費

継施工が必要な場合の費用は、次表を標準とする。

表 2. 22 継施工費

鋼矢板・H形鋼型式		継施工費 (円/箇所)
鋼 矢 板	Ⅱ型	8,160
	Ⅲ型	8,580
	Ⅳ型	8,880
	V <sub>L</sub> 型	12,200
	VI <sub>L</sub> 型	12,500
	Ⅱ <sub>w</sub> 型	9,760
	Ⅲ <sub>w</sub> 型	10,000
	Ⅳ <sub>w</sub> 型	10,600
	10H型 (ハット)	15,800
	25H型 (ハット)	16,900
H 形 鋼	H250	28,800
	H300	36,300
	H350	50,900
	H400	73,400

(注) 継施工費に含まれる費用は、次のとおりである。

鋼矢板継施工費：溶接棒費用，補強板材料費，開先加工費

H形鋼継施工費：補強板材料費，接続用ボルト・ナット材料費，  
H形鋼孔明け加工費

4) 引抜き

鋼矢板、H形鋼の日当たり引抜き枚数及び本数(N)は、次表を標準とする。

表 2. 23 日当たり施工枚(本)数(N) [枚(本) / 日]

施工場所 引抜き長(m)	陸上施工
2以下	91
4以下	78
6以下	68
9以下	58
12以下	50
15以下	43
19以下	38
23以下	33
25以下	30

(注) 1. 上表は、広幅鋼矢板(Ⅱ<sub>w</sub>, Ⅲ<sub>w</sub>, Ⅳ<sub>w</sub>)及びハット形鋼矢板(10H, 25H, 45H, 50H)には適用しない。

2. 鋼矢板・H形鋼を鉛直に吊上げた状態で鋼矢板等を切断する場合については、別途計上する。

## 2-6 諸雑費

諸雑費は、共下がり防止及び導材（ガイド）用の溶接棒及び電気溶接機損料、導材（ガイド）賃料、施工機械足場の敷鉄板賃料、ウォータジェット併用施工用付属機器に関する経費（配管バンド及び溶接棒、電気溶接機損料、工事用水中モータポンプ損料、水槽及び配管損料）、陸上部での現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 2. 24 諸雑費率 (%)

施工区分	パイプロハンマ 規 格		諸雑費率				
			継施工なし		継施工あり		
			普通・広幅 鋼矢板 H形鋼	ハット形 鋼矢板	普通・広幅 鋼矢板	ハット形 鋼矢板	H形鋼
パイプロハンマ 単独施工・打込み	電動式	60kW	19	16	17	15	17
		90kW	22	18	20	17	20
	油圧式	242kW	1	1	2	2	1
ウォータジェット 併用施工・打込み	電動式	60kW	18(22) (注)2	16(19) (注)2	18(21) (注)2	16(19) (注)2	17(20) (注)2
		90kW	20(24) (注)2	18(21) (注)2	20(23) (注)2	17(20) (注)2	19(22) (注)2
	油圧式	242kW	6(7) (注)2	5(6) (注)2	6(7) (注)2	6(6) (注)2	5(6) (注)2
引抜き	電動式	60kW	18 (注)3	—			
	油圧式	242kW	0.2 (注)3	—			

(注) 1. 陸上施工に適用。

2. ウォータジェット併用施工・打込みにおける ( ) 書きは、 $N_{max} < 50$ の場合で、

転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用する必要が生じた場合に計上する。

3. 引抜きの諸雑費率は、広幅鋼矢板には適用しない。

## 2-7 その他

1) ウォータジェット併用施工時に用いる上水道等が必要な場合は、別途計上する。

2) ウォータジェット併用施工時に発生する濁水の運搬・処理が必要な場合は、別途計上する。



2-8 単価表

(1) バイプロハンマ施工による鋼矢板等の打込み又は引抜き10枚（本）当り単価表

（鋼矢板等打込み、又は引抜き長〇〇m）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表2.8 表2.9, 2.10, 2.15, 2.16, 2.21, 2.23
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times \frac{2}{(3)}$	〃 〃
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
溶 接 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃（必要に応じて計上） 〃
バイプロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	表2.4, 2.5, 2.6, 2.7 〃
継 施 工 費		箇所	10×X	表2.22（必要に応じて計上）
諸 雑 費		式	1	表2.24
計				

（注）N：日当り施工枚（本）数 [枚（本）／日]

X：1本当り継施工箇所数 {箇所／枚（本）}

（ ）書き：H形鋼（継施工あり）の場合に適用する。

(2) バイプロハンマとウォータジェット併用施工による鋼矢板等の打込み10枚（本）当り単価表

（鋼矢板等打込み長〇〇m）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表2.8 表2.11～2.14, 2.17～2.21, 2.23
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times \frac{2}{(3)}$	〃 〃
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
溶 接 工		〃	$\frac{10}{N} \times \frac{1}{[2]}$	〃 〃
バイプロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	表2.4, 2.5, 2.7 〃
杭打ち用ウォータジェット運転	エンジン式・排出ガス 対策型(第3次基準 値)ポンプ圧力14.7 MPa、吐出量325L/m in	〃	$\frac{10}{N} \times \text{台数}$	表2.4, 2.5 〃
継 施 工 費		箇所	10×X	表2.22（必要に応じて計上）
諸 雑 費		式	1	表2.24
計				

（注）N：日当り施工枚（本）数 [枚（本）／日]

X：1枚（本）当り継施工箇所数 {箇所／枚（本）}

（ ）書き：H形鋼（継施工あり）の場合に適用する。

[ ]書き：鋼矢板（継施工あり）の場合に適用する。

## (3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	適 要
バイプロハンマ 杭 打 機	電動式・普通型 60kW 90kW	機-20	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 76 機械損料1 → バイプロハンマ (単体) [電動式・普通型] 60kW, 90kW 機械損料数量 → 1.31 機械損料2 → クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・ 排出ガス対策型 (2014年規制) ]50～ 55t吊 機械損料数量 → 1.31	打込み 引抜き
バイプロハンマ 杭 打 機 (ハット形鋼矢板用)	電動式・可変モー メント型 60kW 90kW	機-20	運転労務数量 → 1.0 燃料消費量 → 76 機械損料1 → バイプロハンマ (単体) [電動式・可変モーメント型] 60kW, 90kW 機械損料数量 → 1.31 機械損料2 → クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・ 排出ガス対策型 (2014年規制) ]50～ 55t吊 機械損料数量 → 1.31	打込み
バイプロハンマ 杭 打 機	油圧式・可変超高 周波型・排出ガス 対策型(第3次基準 値)・最大起振力4 73kN・242kW	機-20	運転労務数量 → 1.0 燃料消費量 → 473 機械損料1 → バイプロハンマ [油圧式・可変超高周波型・排出ガス 対策型 (第3次基準値) ] 機械損料数量 → 1.31 機械損料2 → クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・ 排出ガス対策型 (2014年規制) ]50～ 55t吊 機械損料数量 → 1.31	打込み
		機-20	運転労務数量 → 1.0 燃料消費量 → 484 機械損料1 → バイプロハンマ [油圧式・可変超高周波型・排出ガス 対策型 (第3次基準値) ] 機械損料数量 → 1.21 機械損料2 → ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) ] 25t吊 機械損料数量 → 1.21	引抜き
バイプロハンマ 杭 打 機 (ハット形鋼矢板用)	油圧式・可変超高 周波型・排出ガス 対策型(第3次基準 値)・最大起振力4 73kN・242kW	機-20	運転労務数量 → 1.0 燃料消費量 → 473 機械損料1 → バイプロハンマ [油圧式・可変超高周波型・排出ガス 対策型 (第3次基準値) ] 機械損料数量 → 1.31 機械損料2 → クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・ 排出ガス対策型 (2014年規制) ]50～ 55t吊 機械損料数量 → 1.31	打込み
杭 打 ち 用 ウォータージェット	エンジン式・排出ガス 対策型(第3次基準 値)圧力14.7MPa、 吐出量325L/min	機-24	燃料消費量 → 139 機械損料数量 → 1.31	打込み

### 3. プレボーリング工

#### 3-1 適用範囲

本資料は、プレボーリング工法によるH形鋼の施工（打込み）に適用する。

#### 3-2 機種を選定

##### 1) アースオーガ（プレボーリング用）の規格

図3.1 アースオーガ規格選定図

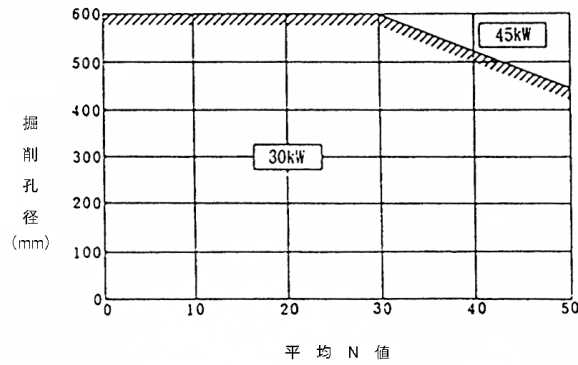


表3.1 クローラ式杭打機標準機種

アースオーガ規格	杭 打 機
30kW	ディーゼルハンマ及びアースオーガ併用・直結三点支持式
45kW	〃

- (注) 1. 打込みを行う場合のディーゼルハンマ規格はラム質量 1.3 t を標準とする。  
 2. 打込みを行わない場合はディーゼルハンマに替えて、モンケン (2 t) の装備を標準とする。

##### (1) アースオーガ径

H形鋼サイズとアースオーガ径の関係は、次表を標準とする。

表3.2 H形鋼サイズとアースオーガ径

H形鋼サイズ	H 200	H 250	H 300	H 350
アースオーガ径	φ 350 mm	φ 400 mm	φ 450 mm	φ 500 mm

2) その他の機種

(1) 補助クレーン

現場内小運搬用クレーンは、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型16 t 吊）を標準とし、下記の場合等必要に応じて考慮する。

- a. 施工場所から30m以内のところに材料置場を設けることができない場合。
- b. 民家、その他施設、構造物等を破損又は危険にさらす恐れのある場合。

(2) バックホウ

バックホウ（クローラ型）は、掘削土の処理作業（穴埋作業及び簡単な整正を含む）として標準型・排出ガス対策型（第1次基準値）山積0.45m<sup>3</sup>（平積0.35m<sup>3</sup>）を標準とする。

3-3 編成人員及び運転時間

1) 編成人員

H形鋼施工の1班編成は、次表を標準とする。

ただし、杭打機等の運転労務は「第I節第2章6. 建設機械運転労務等」により別途計上する。

表3.3 H形鋼施工編成人員 (人)

工 種		職 種		
		土 木 一 般 世 話 役	と び 工	普通作業員
打込み	プレボーリング	1	2	1

2) 運転時間

- (1) H形鋼施工機械の運転日当り運転時間は「建設機械等損料算定表」の杭打機の標準時間とする。
- (2) 補助クレーンは、単独機械とし、運転時間は打込み施工時間の60%とする。
- (3) バックホウの杭1本の施工に要する運転時間は、T c × 0.3 min/本とする。

3-4 施工歩掛

H形鋼1本当りの打込施工時間は次式による。

$$T c = \frac{T s + T b}{F} \quad (\text{min/本})$$

T c : H形鋼1本当り施工時間 (min/本)

T s : H形鋼1本当り準備時間 (min/本)

T b : H形鋼1本当り打込時間 (min/本)

F : 作業係数

1) H形鋼1本当り準備時間 (T s)

準備時間は、足場づくり、杭打機の移動、H形鋼の吊込み、芯出し、機械の給油脂等を含む時間であり、次表とする。

表3.4 H形鋼1本当り準備時間 (min/本)

工 種		時 間
打込み	プレボーリング	12

- (注) 1. 準備時間には打込みのための準備時間も含む。
- 2. 打込みをしない場合は2分を減ずるものとする。

2) H形鋼1本当り打込み時間 (T b)

(1) プレボーリング

$$T b = T b o + T b h$$

$$T b o = \gamma o \times \ell o \times K o$$

$$T b h = \gamma \times \ell \times K$$

T b : H形鋼1本当り掘削・打込時間 (min/本)

T b o : H形鋼1本当り掘削時間 (min/本)

T b h : H形鋼1本当り打込時間 (min/本)

$\gamma o$  : 掘削の単位作業時間 (min/m)

$\ell o$  : 掘削深さ (m)

K o : ハンマ係数

$\gamma$  : 打込単位作業時間 (min/m)

$\ell$  : 打止め長さ (m)

K : ハンマ係数

図3.2 施工状況 (プレボーリング)

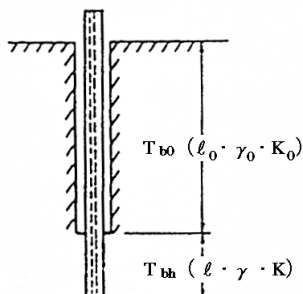


表 3.5 掘削・打止単位作業時間 ( $\gamma o, \gamma$ )

工種	土質	
	砂質土・レキ質土 ( $\gamma o1, \gamma1$ )	粘性土 ( $\gamma o2, \gamma2$ )
アースオーガ掘削	$0.03N_1 + 1.5$	$0.05N_2 + 1.5$
ディーゼルハンマ打止め	$0.03N_1 + 0.4$	$0.05N_2 + 0.4$

注1.  $N_1, N_2$  : 各土質ごとの根入れ長に対する加重平均N値

2.  $\gamma$ の算出については $\gamma o1, \gamma1, \gamma o2, \gamma2$ を各々算出し、次式により加重平均する。

$$\gamma o = \frac{\gamma o1 \times \ell o1 + \gamma o2 \times \ell o2}{\ell o1 + \ell o2}$$

$\gamma o$  : 施工土質に対する掘削単位作業時間 (min/m)

$\gamma o1$  : 砂質土・レキ質土に対する掘削単位作業時間 (min/m)

$\gamma o2$  : 粘性土に対する掘削単位作業時間 (min/m)

$\ell o1$  :  $\gamma o1$ に対する掘削深さ (m)

$\ell o2$  :  $\gamma o2$ に対する掘削深さ (m)

$\gamma$ の計算は、ディーゼルハンマ打込みの場合に準ずるが $\ell$ は打止めのための根入長とする。

表3.6 H形鋼のハンマ係数 ( $K o, K$ )

ハンマ係数	H形鋼の規格 (掘削径)				
	工種	H200 ( $\phi 350$ )	H250 ( $\phi 400$ )	H300 ( $\phi 450$ )	H350 ( $\phi 500$ )
K o	アースオーガ掘削	0.90	0.95	1.00	1.10
K	ディーゼルハンマ打止め	0.90	0.95	1.00	1.05

3) 作業係数 (F)

現場作業条件による作業係数 (F) は、表3.7の基準作業係数 (F。) に表3.8の作業条件による補正係数を加え算出する。

$$F = F。 + (f_1 + f_2 + f_3)$$

F : 作業係数

F。 : 基準作業係数

f<sub>1</sub> ~ f<sub>3</sub> : 作業条件による補正係数

(1) 基準作業係数

機種による係数は、次表とする。

表3.7 基準作業係数

工 種		F。
打込み	プレボーリング	0.80

(2) 作業条件による補正係数

作業条件による係数は、次表を標準とする。

表3.8 作業条件による補正係数

条 件		補正值			摘 要
		-0.05	0	+0.05	
f <sub>1</sub>	家屋、鉄道、橋梁、道路、施設、構造物などによる障害の程度	かなりある	なし	-	作業中断の有無、並びに機械の行動に制約される。
f <sub>2</sub>	現場の広さによる作業難易の程度	不良	普通	-	機械の移動、矢板の仮置場所、矢板の吊込みなどに十分な広さがあるか。
f <sub>3</sub>	施 工 規 模 (1工事当り)	50本未満	50本以上 150本未満	150本以上	

4) 諸雑費

諸雑費は、オーガスクリュ及びオーガヘッド損料、発動発電機を使用した場合の発動発電機損料及び運転経費等の費用であり、労務費、杭打機損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は ( ) 内の率を乗じた金額を上限として計上する。

表3.9 諸雑费率 (%)

諸雑费率	10 (4)
------	--------

3-5 ディーゼルハンマ燃料消費量

1) 杭1本当り燃料消費量は次式により算出する。

$$Q_f = T_c \cdot q_p + T_b \cdot q_h \quad (\ell/\text{本})$$

ここに q<sub>p</sub> : 杭打機の時間当りの燃料消費量 (ℓ/h)

q<sub>h</sub> : ディーゼルハンマの燃料消費量 (ℓ/h)

2) 杭打施工1時間当り燃料消費量 (QF)

$$QF = q_p + \frac{T_b \cdot q_h}{T_c} \quad (\ell/h)$$

T<sub>c</sub> : 杭1本当り施工時間 (min /本)

q<sub>p</sub> : クローラ杭打機の時間当り燃料消費量 (ℓ/h)

q<sub>h</sub> : ディーゼルハンマの時間当り燃料消費量 (ℓ/h)

3-6 単価表

1) プレボーリング工法によるH形鋼打込み10本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10 \times T_c}{60} \times \frac{1}{T} \times 1$	
と び 工		〃	$\frac{10 \times T_c}{60} \times \frac{1}{T} \times 2$	
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10 \times T_c}{60} \times \frac{1}{T} \times 1$	
クローラ式杭打機運転		h	$\frac{10 \times T_c}{60}$	本体+ハンマ 機械損料
トラッククレーン 運 転	油圧伸縮ジブ型 16 t 吊	〃	$\frac{10 \times T_c}{60} \times 0.6$	必要に応じて計上 機械損料
バ ッ ク ホ ウ 転 運	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	〃	$\frac{10 \times T_c}{60} \times 0.3$	3-2 (3) 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. T<sub>c</sub> : H形鋼1本当り施工時間 (min/本)

T : 杭打機の運転日当り運転時間 (h/日)

2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ディーゼルハンマ 及びアースオーガ 併用・直結三点支持式 杭 打 機	ラム質量 1.3 t オーガ出力 30kW 45kW	機-4	電力料 → 0.5 E <sub>o</sub> 主燃料 → q p + 0.5 q h
トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型 16 t 吊	機-1	
バ ッ ク ホ ウ	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型山積 0.45m <sup>3</sup> (平積0.35 m <sup>3</sup> )	機-1	

(注) 1. q p : 杭打機の時間当りの燃料消費量 (ℓ/h)

q h : ディーゼルハンマの時間当り燃料消費量 (ℓ/h)

E o : アースオーガの時間当り電力消費量 (kWh)

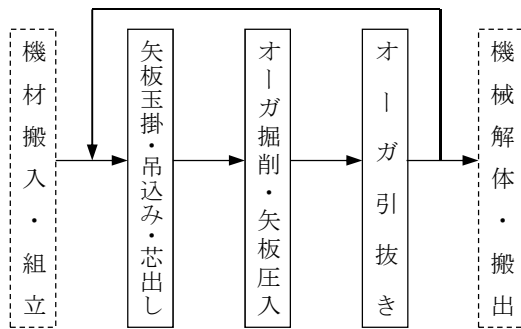
#### 4. 鋼矢板工（アースオーガ併用圧入工）

##### 4-1 適用範囲

本資料は、アースオーガ併用圧入杭打機による鋼矢板の打込みに適用する。なお、適用できる鋼矢板はⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ<sub>L</sub>型とし、オーガ径はⅡ、Ⅲ、Ⅳ型はφ320mm、Ⅴ<sub>L</sub>型はφ400mmとする。  
また、可撓性鋼矢板については適用外とする。

##### 4-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

##### 4-3 機種を選定

機種・規格は、次表を標準とする。

表4.1 機種を選定

最大N値	$N_{max} \leq 50$	$50 < N_{max} \leq 65$
圧入長	20m以下	
機種	アースオーガ (油圧式) 併用圧入杭打機 34kN・m	アースオーガ 併用圧入杭打機 90kW

(注) 1. アースオーガ併用圧入杭打機（90kW）は、鋼矢板Ⅴ<sub>L</sub>型のみ適用する。

2. 対象地盤の最大N値が50を超えるものについては、次式により換算N値を求めた上で適用する。

$$\text{換算N値} = \frac{1,500}{\text{落下50回当り貫入量 (cm)}}$$

3. 圧入長とは、地表面からの鋼矢板の圧入長さであり、鋼矢板長とは異なる。

4. アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機については最大掘削トルク、アースオーガ併用圧入杭打機についてはオーガ出力を示す。

##### 4-4 編成人員

鋼矢板の打込圧入作業の編成人員は、次表を標準とする。

表4.2 打込圧入の編成人員 (人)

職種	土木一般世話役	とび工	普通作業員
編成人員	1	2	1



4-5 施工歩掛

1) 鋼矢板の1日当りの圧入枚数(N)は、表4.3~表4.6による。

表4.3 日当り施工枚数(Ⅱ型) (枚/日)

最大N値Nmax 圧入長(m)	25 以下	25を超え 50以下
2以下	38	34
2を超え 4以下	33	26
4を超え 6以下	29	21
6を超え 8以下	26	18
8を超え10以下	23	15
10を超え13以下	21	13
13を超え16以下	18	11
16を超え20以下	16	9

表4.4 日当り施工枚数(Ⅲ型) (枚/日)

最大N値Nmax 圧入長(m)	25 以下	25を超え 50以下
2以下	37	32
2を超え 4以下	31	23
4を超え 6以下	27	19
6を超え 8以下	24	15
8を超え10以下	21	13
10を超え13以下	19	11
13を超え16以下	17	9
16を超え20以下	15	8

表4.5 日当り施工枚数(Ⅳ型) (枚/日)

最大N値Nmax 圧入長(m)	25 以下	25を超え 50以下
2以下	36	30
2を超え 4以下	30	22
4を超え 6以下	26	17
6を超え 8以下	22	14
8を超え10以下	20	12
10を超え13以下	18	10
13を超え16以下	15	8
16を超え20以下	13	7

表4.6 日当り施工枚数 (V<sub>L</sub>型)

(枚/日)

最大N値Nmax 圧入長 (m)	25 以下	25を超え 50以下	50を超え 65以下
2以下	35	29	25
2を超え 4以下	29	20	16
4を超え 6以下	24	15	11
6を超え 8以下	21	12	9
8を超え10以下	19	10	7
10を超え13以下	16	8	6
13を超え16以下	14	7	5
16を超え20以下	12	6	4

(注) 最大N値が50を越えるものについては、換算N値とする。

## 2) 諸雑費

諸雑費は、掘削土処理（穴埋め作業等）作業費、矢板等設置現場内小運搬費、オーガスクリュ及びオーガヘッド損料、電力に関する経費、足場材（敷鉄板等）、鋼矢板圧入金具取付に関する経費等の費用であり、労務費、杭打機損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表4.7 諸雑费率(%)

機 種	諸雑费率
アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機34kN・m	34
アースオーガ併用圧入杭打機90kW	37

## 4-6 単価表

## (1) アースオーガ併用圧入工法による鋼矢板打込み10枚当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表4.2 表4.3~4.6
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃 〃
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
ク ロ ー ラ 式 ア ー ス オ ー ガ 運 転		日	$\frac{10}{N}$	表4.1 表4.3~4.6 機械損料
諸 雑 費		式	1	表4.7
計				

(注) N：日当り施工枚数（枚/日）

## (2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ク ロ ー ラ 式 ア ー ス オ ー ガ	アースオーガ（油圧式） 併用圧入杭打機 34kN・m	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→57 機械損料数量→1.61
	アースオーガ 併用圧入杭打機 90kW		運転労務数量→1.00 燃料消費量→74 機械損料数量→1.61

5. 油圧圧入引抜き

5-1 適用範囲

本資料は、油圧式杭圧入引抜き機による鋼矢板の圧入 ( $N_{max} \leq 600$ ) 及び引抜きに適用する。

なお、継矢板の施工法は、先行する鋼矢板を圧入後、それに接続する鋼矢板を鉛直に建込んだ状態で継手部を溶接するものである。なお、可撓性鋼矢板については適用外とする。

$N_{max} \leq 50$ での施工における油圧式杭圧入引抜き機の反力チャックのつかみ代は次のとおりとする。

- ・ II, III, IV, V<sub>L</sub>, VI<sub>L</sub>, II<sub>w</sub>, III<sub>w</sub>, IV<sub>w</sub>型の場合：500mmを標準とする。
- ・ ハット形鋼矢板 (10H, 25H型) の場合：550mmを標準とする。

$N_{max} \leq 50$ での施工における布堀深さ (又は、地表面よりの余裕高さ) は反力チャックのつかみ代と同じ幅を標準とする。なお、 $50 < N_{max} \leq 600$ の施工における布堀深さ (又は、地表面よりの余裕高さ) は、1,000mmを標準とする。

また、鋼矢板形式毎の圧入長 (引抜き長) の適用範囲は、次表を標準とし、これにより難しい場合は、別途考慮する。

表5.1 圧入長(引抜き長) (m)

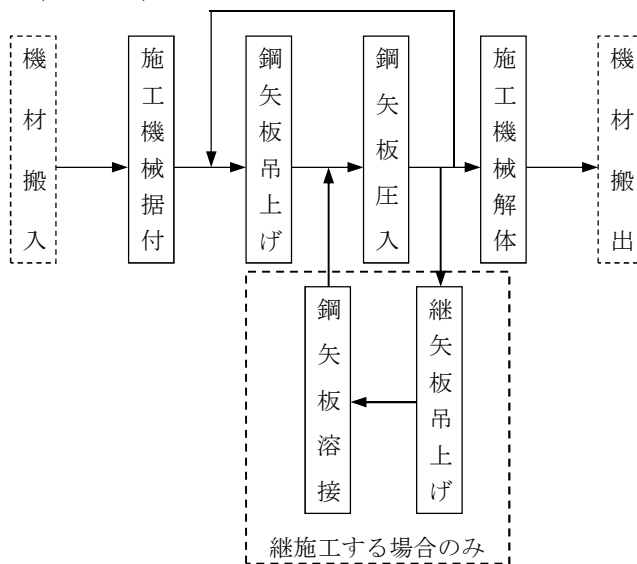
鋼矢板の型式		II型	III型	IV型	V <sub>L</sub> 型	VI <sub>L</sub> 型	II <sub>w</sub> 型	III <sub>w</sub> 型	IV <sub>w</sub> 型	10H型	25H型
圧入長	$N_{max} \leq 25$	10以下	15以下	20以下	25以下	25以下	12以下	25以下	25以下	12以下	25以下
	$N_{max} \leq 50$	12以下	18以下	20以下	25以下	25以下	14以下	25以下	25以下	14以下	25以下
	$50 < N_{max} \leq 600$	10以下	15以下	20以下	25以下	25以下	12以下	25以下	25以下	—	—
引抜き長		12以下	18以下	20以下	25以下	25以下	—				

- (注) 1. 圧入長 (引抜き長) とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長 (引抜き長) であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 圧入 ( $N_{max} \leq 50$ ) は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用するものとし、 $N_{max} \leq 25$ においても転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する場合は適用できる。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 圧入 ( $600 < N_{max}$ ) は別途考慮する。

5-2 施工概要

標準施工フローは、下記を標準とする。

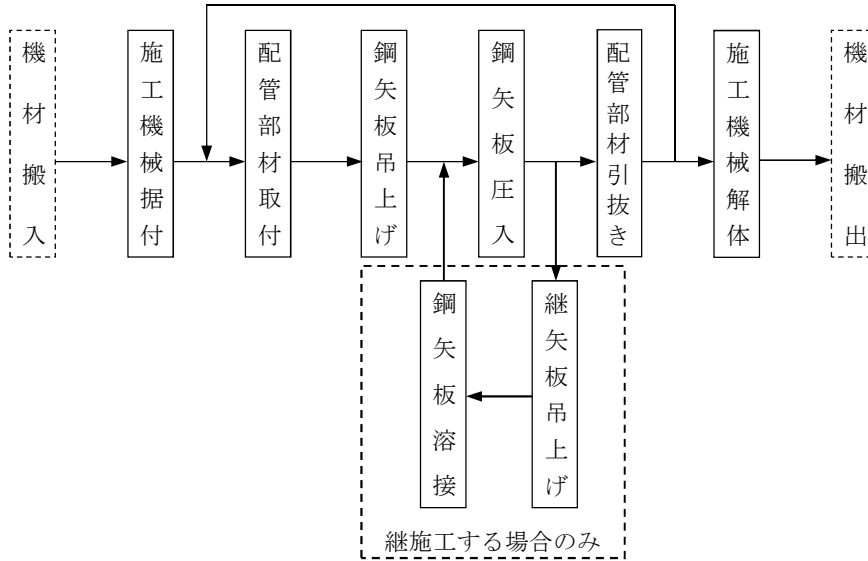
1) 圧入 ( $N_{max} \leq 25$ )



※施工機械足場用の敷鉄板の施工を含む

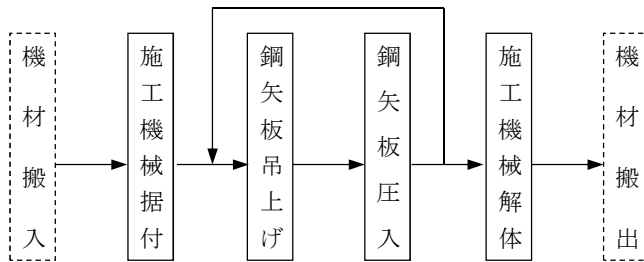
(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2) 圧入 ( $N_{max} \leq 50$ )



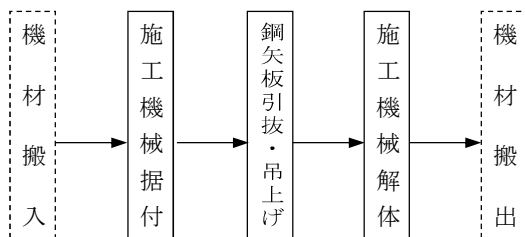
※施工機械足場用の敷鉄板の施工を含む  
 (注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3) 圧入 ( $50 < N_{max} \leq 600$ )



※施工機械足場用の敷鉄板の施工を含む  
 (注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

4) 引抜き



※施工機械足場用の敷鉄板の施工を含む  
 (注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

### 5-3 機種を選定

#### 1) 油圧式杭圧入引抜機

油圧式杭圧入引抜機の規格は、次表を標準とする。

表5.2 機種を選定

作業の種類		圧入			引抜き
最大N値		$N_{max} \leq 25$	$N_{max} \leq 50$	$50 < N_{max} \leq 600$	—
鋼矢板形式	II・III・IV型	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型（2014年規制） 圧入力 800kN 引抜力 900kN		エンジン式ユニット（硬質地盤専用）・排出ガス対策型（第3次基準値） 普通鋼矢板用 圧入力 800kN 引抜力 900kN	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型（2014年規制） 圧入力 800kN 引抜力 900kN
	V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,100kN		エンジン式ユニット（硬質地盤専用）・排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 800kN 引抜力 1,000kN	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型（第3次基準値） 広幅鋼矢板用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,100kN
	II <sub>w</sub> ・III <sub>w</sub> ・IV <sub>w</sub> 型				—
	10H・25H型	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型（2014年規制） ハット形鋼矢板900mm用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,200kN		—	—

（注）圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用するものとし、 $N_{max} \leq 25$ においても転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する場合は適用できる。

#### 2) 付属機械

油圧式杭圧入引抜機の付属機械の機械・規格は、次表を標準とする。

表5.3 付属機械の機種規格

機種	作業の種類		圧入（ $50 < N_{max} \leq 600$ ）	備考
	圧入（ $N_{max} \leq 25$ ） 引抜き	圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）		
ラフテレーンクレーン （注）3	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型（第3次基準値） 25t吊（注）2		油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型（2011年規制） 50～51t吊（注）2	陸上からの 施工時のみ
杭打ち用 ウォータージェット	—	エンジン式・ 排出ガス対策型 （第3次基準値） 圧力14.7MPa 吐出量325ℓ/min	—	

（注）1. 圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用するものとし、 $N_{max} \leq 25$ においても転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する場合は適用できる。

2. ラフテレーンクレーンは、損料とする。

3. 現場条件により上表により難しい場合は、現場条件に適した規格を選定すること。

4. 濁水処理装置が必要な場合は、別途計上する。

### 5-4 日当り編成人員

油圧式杭圧入引抜機の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表5.4 日当り編成人員 (人)

項目	土木一般世話役	特殊作業員	とび工	溶接工（注）
圧入（ $N_{max} \leq 25$ ）	1	1	2	2
圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）	1	1	2	2
圧入（ $50 < N_{max} \leq 600$ ）	1	1	2	—
引抜き	1	1	2	—

（注）1. 圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用する。

2. 溶接工は、継矢板を施工する場合のみ計上する。

5-5 日当り施工枚数

1) 圧入、引抜き（継施工なし）

鋼矢板の圧入及び引抜き作業における日当り施工枚数（N）は、表5.5～表5.12による。

(1) 圧入（ $N_{max} \leq 25$ ）

表5.5 日当り施工枚数（N） (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6	9	12	15	19	23	25
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	35	28	22	18	15	13	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	31	24	19	16	13	11	9.7
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	31	24	19	15	13	11	9.5
10H・25H型	28	21	17	14	11	9.3	8.3

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。

(2) 圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）

表5.6 日当り施工枚数（N） (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6	9	12	15	19	23	25
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	24 (27)	19 (22)	16 (18)	13 (15)	11 (13)	9.3 (11)	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	23 (25)	18 (20)	14 (16)	12 (14)	10 (12)	8.4 (9.9)	7.5 (8.9)
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	23 (25)	18 (20)	14 (16)	12 (14)	9.8 (11)	8.3 (9.7)	7.4 (8.7)
10H・25H型	21 (23)	16 (19)	13 (15)	11 (12)	8.7 (10)	7.3 (8.8)	6.5 (7.8)

- (注) 1. 圧入（ $N_{max} \leq 50$ ）は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用する。  
 2. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 3. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 4. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 5. 上 段： $25 < N_{max} \leq 50$   
 下段（ ）内書き： $N_{max} \leq 25$ で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する  
 必要が生じた場合  
 6. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。

(3) 圧入（ $50 < N_{max} \leq 100$ ）

表5.7 日当り施工枚数（N） (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6	9	12	15	19	23	25
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	13	9.2	6.9	5.5	4.4	3.6	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	12	8.2	6.1	4.8	3.9	3.2	2.8
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	12	8.2	6.1	4.8	3.9	3.2	2.8

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。  
 5. 本歩掛は、オーガによる先行掘削の有無に関わらず適用できる。

(4) 圧入 ( $100 < N_{max} \leq 180$ )

表5.8 日当り施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	11	7.8	5.7	4.6	3.7	3.0	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	9.7	6.8	5.0	4.0	3.2	2.6	2.3
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	9.7	6.8	5.0	4.0	3.2	2.6	2.3

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。  
 5. 本歩掛は、オーガによる先行掘削の有無に関わらず適用できる。

(5) 圧入 ( $180 < N_{max} \leq 250$ )

表5.9 日当り施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	11	7.4	5.4	4.3	3.5	2.8	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	9.4	6.5	4.8	3.7	3.0	2.5	2.2
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	9.4	6.5	4.8	3.7	3.0	2.5	2.2

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。  
 5. 本歩掛は、オーガによる先行掘削の有無に関わらず適用できる。

(6) 圧入 ( $250 < N_{max} \leq 375$ )

表5.10 日当り施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	9.3	6.4	4.7	3.7	3.0	2.4	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	8.1	5.6	4.1	3.2	2.6	2.1	1.8
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	8.1	5.6	4.1	3.2	2.6	2.1	1.8

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。  
 5. 本歩掛は、オーガによる先行掘削の有無に関わらず適用できる。

(7) 圧入 ( $375 < N_{max} \leq 600$ )

表5.11 日当り施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長(m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	7.6	5.2	3.8	3.0	2.4	1.9	—
V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	6.6	4.5	3.3	2.6	2.1	1.7	1.5
Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型	6.6	4.5	3.3	2.6	2.1	1.7	1.5

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 3. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。  
 5. 本歩掛は、オーガによる先行掘削の有無に関わらず適用できる。

## (8) 引抜き

表5. 12 日当り施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長 (m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> 型	58	48	40	34	30	25	23

- (注) 1. 引抜き長とは、地表面よりの鋼矢板の引抜き長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5. 1による。  
 3. 最小引抜き長は、4. 0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。

## 2) 圧入作業 (継施工あり)

鋼矢板1枚につき1箇所継施工 (圧入) する場合の日当り施工枚数 (N) は、表5. 13~5. 14を標準とする。

鋼矢板1枚につき2箇所以上継施工を行う場合は、表5. 15の補正係数を、表5. 13、表5. 14の枚数に乗じて、日当り継施工枚数を求める。

(注) 鋼矢板1枚当りX箇所継ぐ場合の日当り継施工枚数 $N' = N \times F$  (F: 補正係数)

日当り施工枚数継施工枚数 $N'$ が10以上の場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とする。

日当り施工枚数継施工枚数 $N'$ が10未満の場合は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位とする。

(1) 圧入継施工 ( $N_{max} \leq 25$ )

表5. 13 日当り継施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長 (m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ型	17	15	13	—	—	—	—
Ⅲ型	14	13	11	10	—	—	—
Ⅳ型	13	12	10	9. 5	8. 6	7. 9	—
V <sub>L</sub> 型	7. 6	7. 1	6. 6	6. 2	5. 7	5. 2	5. 0
VI <sub>L</sub> 型	6. 4	6. 0	5. 6	5. 3	5. 0	4. 6	4. 4
Ⅱw型	15	13	11	—	—	—	—
Ⅲw型	12	11	9. 7	8. 6	7. 9	7. 1	6. 2
Ⅳw型	9. 2	8. 4	7. 7	7. 0	6. 5	6. 0	5. 3
10H型	8. 4	7. 6	7. 0	—	—	—	—
25H型	6. 8	6. 3	5. 9	5. 5	5. 0	4. 5	4. 2

- (注) 1. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 2. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5. 1による。  
 3. 最小圧入長は、4. 0m以上を標準とする。  
 4. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。



(2) 圧入継施工 ( $N_{max} \leq 50$ )

表5. 14 日当り継施工枚数 (N) (枚/日)

鋼矢板型式 \ 圧入長 (m)	6 以下	9 以下	12 以下	15 以下	19 以下	23 以下	25 以下
Ⅱ型	14 (15)	12 (13)	11 (12)	—	—	—	—
Ⅲ型	12 (13)	11 (11)	9.6 (10)	8.4 (9.2)	7.5 (8.4)	—	—
Ⅳ型	11 (11)	9.7 (10)	8.9 (9.5)	7.9 (8.6)	7.1 (7.9)	6.2 (7.1)	—
V <sub>L</sub> 型	7.0 (7.1)	6.4 (6.7)	5.8 (6.2)	5.5 (5.8)	5.0 (5.5)	4.4 (5.0)	4.4 (4.7)
VI <sub>L</sub> 型	5.9 (6.1)	5.5 (5.7)	5.1 (5.3)	4.8 (5.1)	4.4 (4.8)	4.0 (4.4)	4.0 (4.2)
Ⅱw型	13 (13)	11 (12)	9.4 (10)	8.5 (9.4)	—	—	—
Ⅲw型	11 (11)	9.5 (10)	8.2 (8.9)	7.5 (8.2)	6.7 (7.1)	5.7 (6.7)	5.2 (6.2)
Ⅳw型	8.3 (8.6)	7.5 (7.9)	6.7 (7.2)	6.2 (6.7)	5.7 (6.0)	5.0 (5.7)	4.6 (5.3)
10H型	7.6 (7.9)	6.9 (7.4)	6.2 (6.7)	5.7 (6.0)	—	—	—
25H型	6.3 (6.5)	5.8 (6.1)	5.3 (5.6)	5.0 (5.1)	4.5 (4.7)	3.9 (4.5)	3.9 (4.2)

- (注) 1. 圧入 ( $N_{max} \leq 50$ ) は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用する。  
 2. 圧入長とは、地表面よりの鋼矢板の圧入長であり、鋼矢板長とは異なる。  
 3. 鋼矢板型式毎の適用範囲は、表5.1による。  
 4. 最小圧入長は、4.0m以上を標準とする。  
 5. 上 段： $25 < N_{max} \leq 50$   
 下段( )内書き： $N_{max} \leq 25$ で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する  
 必要が生じた場合  
 6. 日当り施工枚数には、敷鉄板の施工手間が含まれている。

## (3) 鋼矢板1枚当り継施工箇所数による補正

表5.15 補正係数 (F) (鋼矢板1枚当り2箇所以上継施工を行う場合)

鋼矢板1枚当り継施工箇所数 (X)	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
補正係数 (F)	0.66	0.50	0.40	0.34

## 3) 継施工費

継施工が必要な場合の費用は、「第Ⅱ節 第9章 仮設工 2. 鋼矢板 (H型钢) 工 (パイプロハンマ工) 継施工費」により別途計上する。

## 4) 鋼矢板の引抜き・切断

鋼矢板を鉛直に吊上げた状態で、鋼矢板を切断する場合については、別途計上する。

5) 油圧式杭圧入引抜機の据付け・解体歩掛

据付け・解体は、施工前の準備としての施工機械の配置、試運転調整等と施工後の施工機械の解体・撤去作業であり、歩掛は次表を標準とする。

表5.16 据付・解体歩掛

作業の種類	労 務 (人/回)			組合せ機械運転時間 (日/回)	
	土木一般 世話役	特殊作業員	とび工	油圧式杭 圧入引抜機	ラフテレーン クレーン
圧入 (Nmax ≤ 25)	0.29	0.29	0.58	0.25	0.30
圧入 (Nmax ≤ 50)	0.50	0.50	1.00	0.29	0.45
圧入 (50 < Nmax ≤ 600)	1.10	1.10	2.19	0.59	0.90
引 抜 き	0.19	0.19	0.39	0.13	0.19

- (注) 1. 圧入 (Nmax ≤ 50) は、杭打ち用ウォータジェットを使用する場合に適用する。  
 2. 本歩掛は、既設鋼矢板、反力架台いずれを使用する場合も適用できる。  
 3. 本表は、据付・解体1回当りの歩掛である。したがって、1工事で機械1組につき、工事着工時には1回、現場内移設時には移設回数分計上する。

6) 諸雑費

圧入 (Nmax ≤ 25)、圧入 (Nmax ≤ 50) 及び引抜きにおける諸雑費は、共下がり防止用の溶接棒及び電気溶接機損料、施工機械足場用の敷鉄板賃料、ウォータジェット併用施工用付属機器に関する経費 (配管バンド、溶接棒、電気溶接機損料、工事用水中モータポンプ損料、水槽及び配管損料)、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用 (継施工に関する経費は除く) であり、労務費、機械損料及び機械運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

圧入 (50 < Nmax ≤ 600) における諸雑費は、溶接棒、施工機械足場用の敷鉄板賃料、電気溶接機損料、現場内小運搬に関する経費、排出土処理用のバックホウ運転に関する経費、オーガスクリュ及びオーガヘッド並びにケーシング損料等の費用であり、労務費、機械損料及び機械運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、上記諸雑費に含まれるもの以外で施工に際し、オーガスクリュ及びオーガヘッド等へ付着した土等を除去するための高圧洗浄機やエアークンプレッサーを用いる必要が生じた場合は別途考慮すること。

表5.17 諸雑费率 (%)

作業の種類	陸上施工			
	継施工なし		継施工あり	
	普通・ 広幅 鋼矢板	ハット形 鋼矢板	普通・ 広幅 鋼矢板	ハット形 鋼矢板
圧入 (Nmax ≤ 25)	1	1	2	2
圧入 (Nmax ≤ 50)	8	7	8	7
圧入 (50 < Nmax ≤ 600)	16	—		
引 抜 き	0.2 (注)2	—		

- (注) 1. 圧入 (Nmax ≤ 50) は、杭打ち用ウォータジェットを使用する場合に適用する。  
 2. 引抜きの諸雑费率は、広幅鋼矢板には適用しない。

5-6 単価表

(1) 鋼矢板圧入10枚当り単価表 (Nmax ≤ 25)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表5.4 表5.5
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃 〃
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 運 転		日	$\frac{10}{N}$	表5.2 〃 機械損料
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転	油 圧 伸 縮 ジ ブ 型 ・ 排 出 ガ ス 対 策 型 (第 3 次 基 準 値) 25 t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	表5.3 (注)2 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表5.17
計				

- (注) 1. N : 日当り施工枚数 (枚/日)  
2. 陸上からの施工時のみ計上する。

(2) 鋼矢板圧入10枚当り単価表 (Nmax ≤ 50)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表5.4 表5.6
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃 〃
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 運 転		日	$\frac{10}{N}$	表5.2 〃 機械損料
杭 打 ち 用 ウ ォ ー タ ジ ェ ッ ト 運 転	エ ン ジ ン 式 ・ 排 出 ガ ス 対 策 型 (第 3 次 基 準 値) 圧 力 14.7Mpa 吐 出 量 3250/min	〃	$\frac{10}{N}$	表5.3 〃 機械損料
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転	油 圧 伸 縮 ジ ブ 型 ・ 排 出 ガ ス 対 策 型 (第 3 次 基 準 値) 25 t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	〃 (注)3 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表5.17
計				

- (注) 1. 本単価表は、杭打ち用ウォータージェットを使用する場合に適用する。  
2. N : 日当り施工枚数 (枚/日)  
3. 陸上からの施工時のみ計上

## (3) 鋼矢板圧入10枚当り単価表 (50&lt;Nmax≤600)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表5.4 表5.7～表5.11
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃 〃
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 運 転		日	$\frac{10}{N}$	表5.2 〃 機械損料
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型 (2011年規制) 50～51 t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	表5.3 (注)2 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表5.17
計				

- (注) 1. N：日当り施工枚数 (枚/日)  
2. 陸上からの施工時のみ計上する。

## (4) 継鋼矢板圧入10枚当り単価表 (Nmax≤25)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{\text{Nor}N'} \times 1$	表5.4 表5.13, 表5.15
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{\text{Nor}N'} \times 1$	〃 〃
と び 工		〃	$\frac{10}{\text{Nor}N'} \times 2$	〃 〃
溶 接 工		〃	$\frac{10}{\text{Nor}N'} \times 2$	〃 〃
継 施 工 費		箇所	10 × X	
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 運 転		日	$\frac{10}{\text{Nor}N'}$	表5.2 表5.13, 表5.15 機械損料
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型 (第3次基準値) 25 t 吊	〃	$\frac{10}{\text{Nor}N'}$	表5.3 (注)2 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表5.17
計				

- (注) 1. NorN'：日当り継施工枚数 (枚/日)  
X：1枚当り継施工箇所数 (箇所/枚)  
2. 陸上からの施工時のみ計上する。

## (5) 継鋼矢板圧入10枚当り単価表 (Nmax ≤ 50)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{\text{NorN}'} \times 1$	表5.4 表5.14, 表5.15
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{\text{NorN}'} \times 1$	〃 〃
と び 工		〃	$\frac{10}{\text{NorN}'} \times 2$	〃 〃
溶 接 工		〃	$\frac{10}{\text{NorN}'} \times 2$	〃 〃
継 施 工 費		箇所	10 × X	
油圧式杭圧入引抜機運転		日	$\frac{10}{\text{NorN}'}$	表5.2 表5.14, 表5.15 機械損料
杭 打 ち 用 ウオータジェット運転	エンジン式・排出ガス対策型(第3次基準値) 圧力14.7Mpa 吐出量3250/min	〃	$\frac{10}{\text{NorN}'}$	表5.3 〃 機械損料
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値) 25 t 吊	〃	$\frac{10}{\text{NorN}'}$	〃 (注)3 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表5.17
計				

- (注) 1. 本単価表は、杭打ち用ウオータジェットを使用する場合に適用する。  
 2. NorN' : 日当り継施工枚数 (枚/日)  
 X : 1枚当り継施工箇所数 (箇所/枚)  
 3. 陸上からの施工時のみ計上する。

## (6) 鋼矢板引抜き10枚当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表5.4 表5.12
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃 〃
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃 〃
油圧式杭圧入引抜機運転		日	$\frac{10}{N}$	表5.2 〃 機械損料
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値) 25 t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	表5.3(注)2 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	表5.17
計				

- (注) 1. N : 日当り施工枚数 (枚/日)  
 2. 陸上からの施工時のみ計上する。

## (7) 油圧式杭圧入引抜機据付・解体1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表5.16
特 殊 作 業 員		〃		〃
と び 工		〃		〃
油圧式杭圧入引抜機運転		日		表5.2 表5.16 機械損料
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(第3次基準値)25t吊	〃		表5.3(注) 〃 機械損料
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(2011年規制)50~51 t吊	〃		〃(注) 〃 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 陸上からの施工時のみ計上する。

## (8) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
油圧式杭圧入引抜機	エンジン式ユニット・排出ガス対策型(2014年規制) 圧入力 800kN 引抜力 900kN	機-24	燃料消費量→132 機械損料数量→1.46
〃	エンジン式ユニット・排出ガス対策型(第3次基準値) 広幅鋼矢板用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,100kN	機-24	燃料消費量→151 機械損料数量→1.46
〃	エンジン式ユニット・排出ガス対策型(2014年規制) ハット形鋼矢板用 900mm用 圧入力 1,000kN 引抜力 1,200kN	機-24	燃料消費量→176 機械損料数量→1.46
〃 (鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用)	エンジン式ユニット(硬質地盤専用)・排出ガス対策 型(第3次基準値)普通鋼矢板用 圧入力 800kN 引抜力 900kN	機-24	燃料消費量→176 機械損料数量→1.46
〃 (鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・ Ⅱ <sub>w</sub> ,Ⅲ <sub>w</sub> ,Ⅳ <sub>w</sub> 型用)	エンジン式ユニット(硬質地盤専用)・排出ガス対策 型(第3次基準値)広幅鋼矢板用 圧入力 800kN 引抜力 1,000kN	機-24	燃料消費量→176 機械損料数量→1.46
杭 打 ち 用 ウオータジェット	エンジン式・排出ガス対策型(第3次基準値) 圧力14.7MPa 吐出量325ℓ/min	機-24	燃料消費量 →139 機械損料数量→1.46
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値) 25t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →95 機械損料数量→1.46
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2011年規制) 50~51t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→132 機械損料数量→1.46

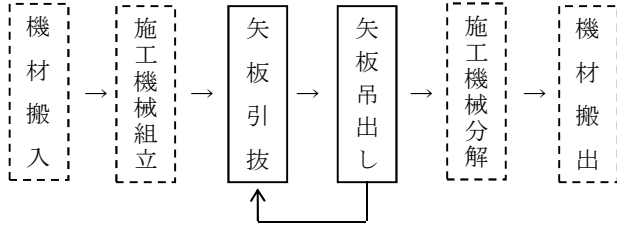
6. 鋼矢板（H形鋼）工（クレーン引抜工）

6-1 適用範囲

本資料は、引抜長10m以上20m以下の鋼矢板及びH形鋼のクレーンとワイヤ式杭抜き機による施工に適用する。適用にあたっては、現場条件により他工法との比較検討を行うものとする。なお、可撓性鋼矢板については適用外とする。

6-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

6-3 機種の選定

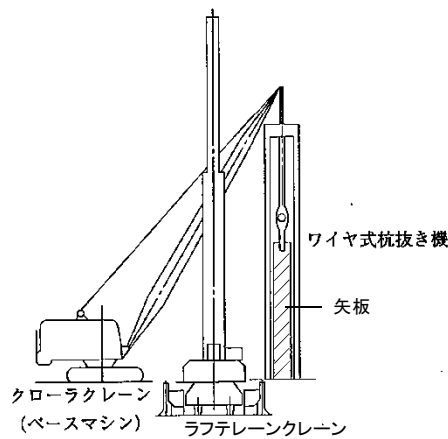
杭抜き機の機種、規格は次表を標準とする。

表6.1 機種の選定

機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
杭 抜 き 機	(杭抜き機) ワイヤ式 最大引抜力 2,940kN (300t) (クローラクレーン) 油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・排ガス対策型 (第1次基準値) 30~35 t 吊	台	1	ワイヤ式杭抜き機 + クローラクレーン (ベースマシン)
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 20 t 吊	台	1	合引き及び吊出し用

- (注) 1. ラフテレーンクレーンは賃料とする。  
2. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

図6.1 施工図



6-4 日当り編成人員

クレーン引抜作業の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表6.2 日当り編成人員 (人)

職 種	土木一般世話役	と び 工	普通作業員
編 成 人 員	1	2	1

6-5 日当り引抜枚（本）数

矢板、H形鋼の施工1日当り引抜枚（本）数（N）は、次表を標準とする。

表6.3 日当り引抜枚（本）数（N） (枚〔本〕／日)

作業補正条件 引抜長 $l$ (m)	家屋、鉄道、橋梁、道路、施設及び構造物による障害	
	な し	あ り
10m以上 12m以下	23	20
12mを超え15m以下	20	18
15mを超え20m以下	17	15

(注) 家屋、鉄道、橋梁、道路、施設及び構造物による障害の有無は、作業中断の有無及び作業の行動制限の有無によって判断する。

6-6 単価表

(1) クレーンによる鋼矢板及びH形鋼引抜10枚（本）当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$1 \times \frac{10}{N}$	表6.2、表6.3
と び 工		〃	$2 \times \frac{10}{N}$	〃
普 通 作 業 員		〃	$1 \times \frac{10}{N}$	〃
杭 抜 き 機 運 転	(杭抜き機) ワイヤ式 最大引抜力 2,940kN (300t) (クローラクレーン) 油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・排ガス対策型 (第1次基準値) 30～35 t 吊	日	$\frac{10}{N}$	表6.1 機械損料
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 20 t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	表6.1 機械賃料
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) N：日当り施工枚（本）数（枚〔本〕／日）

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
杭 抜 き 機	ワイヤ式 最大引抜力 2,940kN (300t)	機-20	運転労務数量 →1.00
			燃料消費量 →53
			機械損料1 →杭抜き機 機械損料数量 →1.60
			機械損料2 →クローラクレーン (油圧駆動式ウインチ・ラジジブ型・排ガス対策型 (第1次基準値) 30～35 t 吊) 機械損料数量 →1.60



7. 鋼矢板施工法選定（参考）

7-1 鋼矢板打込施工法選定表（参考）

鋼矢板打込施工法選定表は、陸上での一般的な施工条件（鋼矢板型式、環境条件、N値及び継施工の有無）を基として経済性を考慮した参考の選定表である。なお、現場施工条件等により本表により難しい場合は、比較検討すること。

鋼矢板型式	環境対策	打込長	継施工なし				継施工あり		
			N値				N値		
			$N_{max} \leq 25$ ※1	$25 < N_{max} \leq 50$ ※1,2	$50 < N_{max} \leq 180$ ※2	$\leq 600$	$N_{max} \leq 25$ ※1	$25 < N_{max} \leq 50$ ※1,2	$50 < N_{max} \leq 180$ ※2
I A型	無し	$L \leq 6m$	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		—	—			
II型	無し	$L < 4m$	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 6m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$6m < L \leq 9m$							
		$9m < L \leq 15m$							
	低振動	$L \leq 4m$	油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用
		$4m < L \leq 10m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
	無振動	$4m \leq L \leq 10m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—
		$10m < L \leq 15m$	—	—					
III型	無し	$L < 4m$	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 9m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$9m < L \leq 12m$							
		$12m < L \leq 19m$							
	低振動	$L < 4m$	油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 15m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
	無振動	$4m \leq L \leq 15m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—
		$15m < L \leq 18m$	—	—					
IV型	無し	$L < 4m$	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		電動式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 9m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$9m < L \leq 15m$							
		$15m < L \leq 25m$							
	低振動	$L < 4m$	油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ		油圧式 <sup>ハ</sup> イ <sup>フ</sup> ロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 20m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
	無振動	$4m \leq L \leq 20m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—
		$20m < L \leq 25m$	—		—				

鋼矢板 型式	環境 対策	打込長	継施工なし				継施工あり		
			N値				N値		
			$N_{max} \leq 25$ ※1	$25 < N_{max} \leq 50$ ※1, 2	$50 < N_{max} \leq 180$ ※2	$\leq 600$	$N_{max} \leq 25$ ※1	$25 < N_{max} \leq 50$ ※1, 2	$50 < N_{max} \leq 180$ ※2
VL型	無し	$L < 4m$	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 15m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$15m < L \leq 25m$							
	低振動	$L < 4m$	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 25m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
	無振動	$L < 4m$	—	—	$50 < N_{max} \leq 65$ 電動式アース スカーパー併 用圧入杭 打機	—	—	—	—
$4m \leq L \leq 20m$		油圧式杭圧入引抜機		$65 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)			油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機	
$20m < L \leq 25m$									
VII型	無振動	$4m \leq L \leq 25m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—	
IIw型	無し	$L < 4m$	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 9m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$9m < L \leq 15m$							
	低振動	$L < 4m$	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 12m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
無振動	$4m \leq L \leq 12m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—	
	$12m < L \leq 14m$	—							—
IIIw型	無し	$L < 4m$	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 9m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$9m < L \leq 19m$							
	低振動	$L < 4m$	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 19m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
無振動	$4m \leq L \leq 25m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—	
IVw型	無し	$L < 4m$	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	電動式ハーフロハンマ		電動式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 12m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$12m < L \leq 25m$							
	低振動	$L < 4m$	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式ハーフロハンマ		油圧式ハーフロハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 25m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機			油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機	
無振動	$4m \leq L \leq 25m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		$50 < N_{max} \leq 600$ 油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	—	

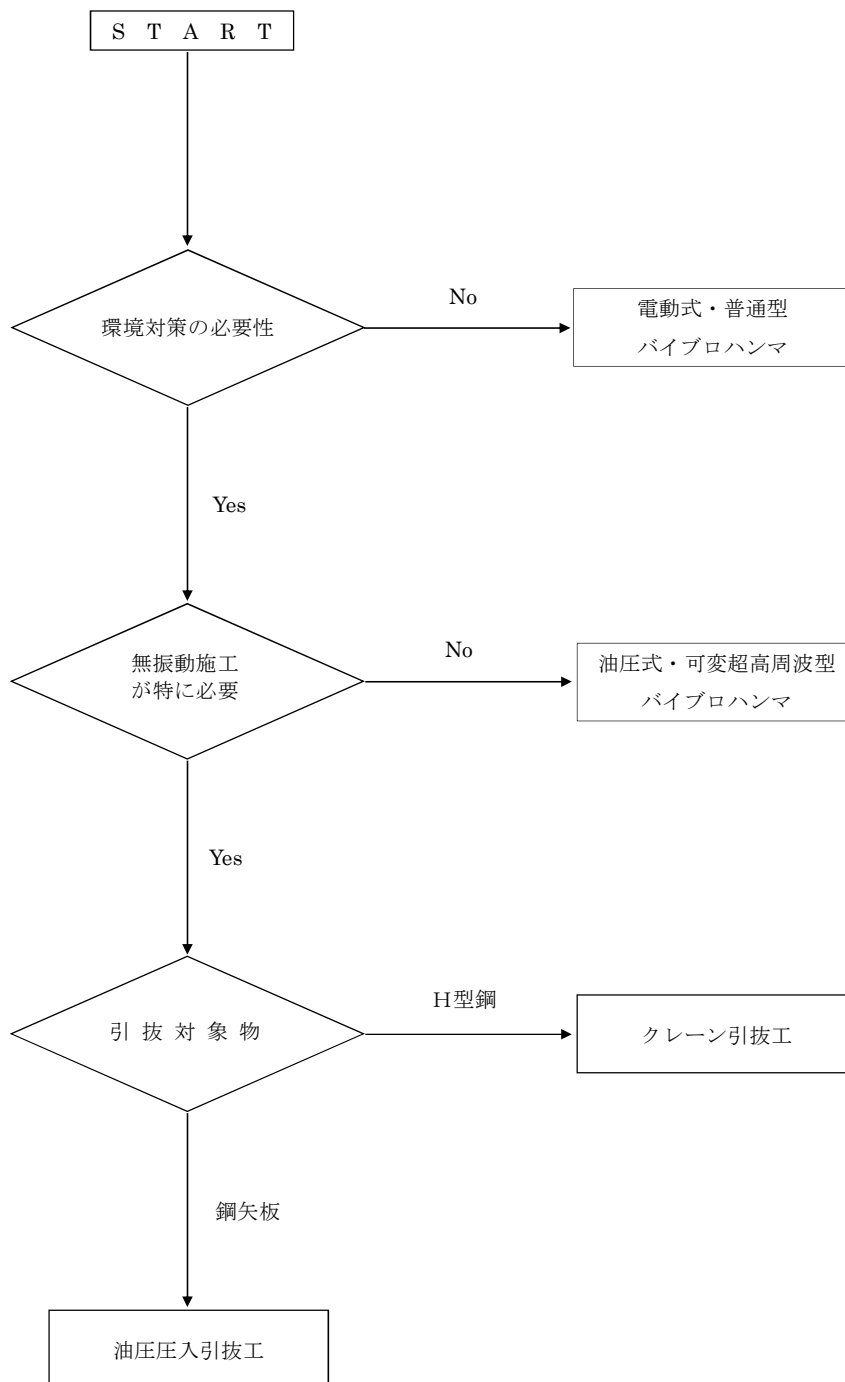
鋼矢板 型式	環境 対策	打込長	継施工なし				継施工あり		
			N値				N値		
			$N_{max} \leq 25$ ※1	$25 < N_{max} \leq 50$ ※1, 2	$50 < N_{max} \leq 180$ ※2	$\leq 600$	$N_{max} \leq 25$ ※1	$25 < N_{max} \leq 50$ ※1, 2	$50 < N_{max} \leq 180$ ※2
10H型	無し	$L < 4m$	電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用	—	電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 6m$	油圧式杭圧入引抜機				電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		
		$6m < L \leq 15m$					—		
		$15m < L \leq 19m$	—						
	低振動	$L < 4m$	油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 12m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$12m < L \leq 15m$					—		
	無振動	$4m \leq L \leq 12m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		—	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	
		$12m < L \leq 14m$	—				—	—	
25H型	無し	$L < 4m$	電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用	—	電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 9m$	油圧式杭圧入引抜機				電動式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		
		$9m < L \leq 19m$					—		
		$19m < L \leq 25m$	—						
	低振動	$L < 4m$	油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用	—	油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ		油圧式ハ <sup>イ</sup> ブ <sup>ロ</sup> ハンマ ウォータージェット併用
		$4m \leq L \leq 19m$	油圧式杭圧入引抜機				油圧式杭圧入引抜機		
		$19m < L \leq 25m$					—		
	無振動	$4m \leq L \leq 25m$	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用		—	油圧式杭圧入引抜機	油圧式杭圧入引抜機 ウォータージェット併用	

※1. 以下の条件において、現場条件（転石等）により、やむを得ずウォータージェット併用施工とする場合、別途考慮する。  
ただし、低振動条件の油圧式杭圧入引抜機施工区分については、油圧式パイプロハンマ・ウォータージェット併用とする。

- ・ N値条件（電動式パイプロハンマ、油圧式パイプロハンマ）：  $N_{max} < 50$
- ・ N値条件（油圧式杭圧入引抜機）：  $N_{max} \leq 25$

※2. パイプロハンマ工におけるN値区分については、 $25 < N_{max} < 50$ 、 $50 \leq N_{max} \leq 180$ と読み替える。

7-2 鋼矢板・H形鋼引抜き施工法選定フロー（参考）



- (注) 1. 上表は、陸上での一般的な施工条件の基で環境対策を考慮したフローであるが、工法の選定にあたっては経済性を考慮すること。
2. 上表は、広幅鋼矢板とハット形鋼矢板については対象外である。

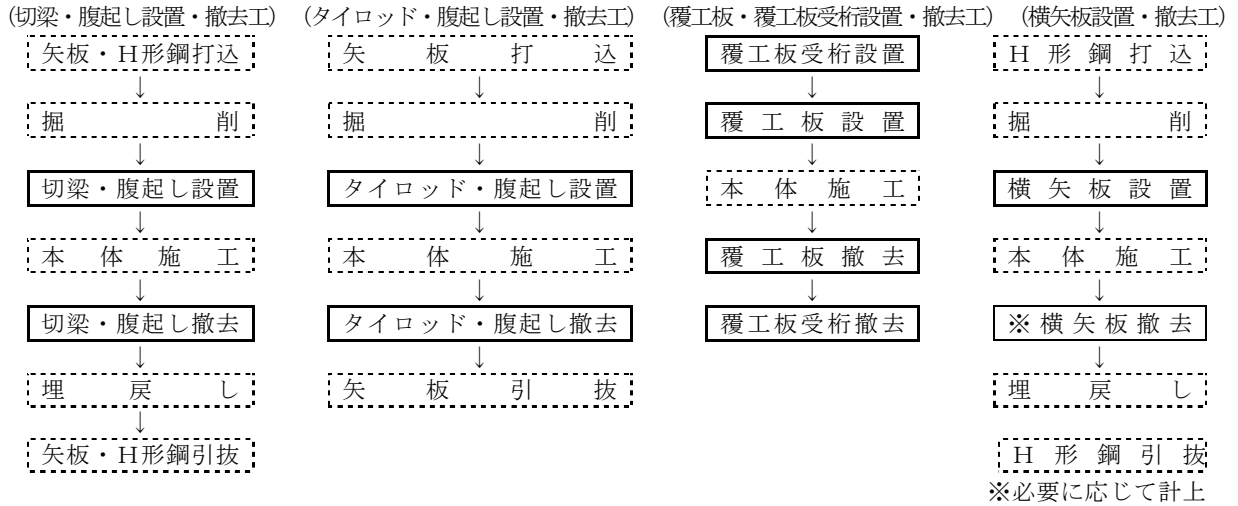
8. 仮設材設置撤去工

8-1 適用範囲

本資料は、土留（親杭横矢板工法、鋼矢板工法）、締切（一重締切、二重締切）、路面覆工等で使用される仮設材のうち、切梁、腹起し、タイロッド、横矢板（土留板）及び覆工板の設置撤去工に適用する。

8-2 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



注）本歩掛で対象としているのは、実線の部分のみである。

8-3 機種を選定

機種・規格は、次表を標準とする。

表8.1 機種を選定

作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
切梁・腹起し設置・撤去 タイロッド・腹起し設置・撤去 覆工板設置・撤去 覆工板受桁設置・撤去	ラフテレーン クレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（2011年規制） 25 t 吊り	台	1	

- (注) 1. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
 2. 現地地盤が軟弱な場合や水中に施工する場合などラフテレーンクレーンによる作業が困難な場合は、クローラクレーン等現場条件に適合した機種とすることができる。

8-4 施工歩掛

1) 施工歩掛

各工種の施工歩掛は、次表を標準とする。

表8.2 施工歩掛

名 称	規 格	単 位	工 種 区 分					
			1		2		3	
			切梁・腹起し (10 t 当り)		タイロッド・腹起し (10 t 当り)		横 矢 板 (10m <sup>2</sup> 当り)	
			設 置	撤 去	設 置	撤 去	設 置	撤 去
土 木 一 般 世 話 役		人	1.7 (1.0)	1.0(0.5)	4.9	2.2	0.4	0.2
と び 工		〃	3.2(1.9)	1.9(1.2)	9.9	4.4	—	—
溶 接 工		〃	1.7(1.0)	1.0(0.5)	4.9	2.2	—	—
普 通 作 業 員		〃	1.7(1.0)	1.0(0.5)	4.9	2.2	1.2	0.6
ラフテレーンクレーン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策 型(2011年規制) 25 t 吊	日	1.7(1.0)	1.0(0.5)	4.9	2.2	—	—
諸 雑 費 率		%	5	7	10	12	—	—
歩掛算出の施工質量 又は施工面積			主部材及び副部材 の全質量		タイロッド及び腹 起し材の質量		壁 面 積	

(注) 1. 切梁、腹起しにおいては、加工材を標準とし、中間支柱の施工は含まない。また、火打ブロックを使用  
する場合は、( )内の数値を計上する。

2. タイロッド施工時の鋼矢板の穴あけ加工費を含む。

3. タイロッド・腹起しにおいては、中埋土の充填排除は含まない。

4. 諸雑費は、溶接棒、アセチレンガス、酸素ガス、溶接機損料、溶接機運転経費等の費用であり、労務費の合  
計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表8.3 覆工板・覆工板受桁設置・撤去歩掛

名 称	規 格	単 位	工 種 区 分					
			4		5		6	
			設置面積700m <sup>2</sup> 以下		設置面積700m <sup>2</sup> を超える			
			覆工板・覆工板受桁 (100m <sup>2</sup> 当り)		覆 工 板 (100m <sup>2</sup> 当り)		覆工板受桁 (10 t 当り)	
		設 置	撤 去	設 置	撤 去	設 置	撤 去	
土 木 一 般 世 話 役		人	2.9	1.8	0.8	0.5	1.6	1.0
と び 工		〃	4.6	2.7	2.5	1.4	1.6	1.0
溶 接 工		〃	2.1	1.3	—	—	1.6	1.0
普 通 作 業 員		〃	5.1	3.2	0.8	0.5	3.2	2.0
ラフテレーンクレーン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス 対策型(2011年規制) 25 t 吊	日	2.9	1.8	0.8	0.5	1.6	1.0
諸 雑 費 率		%	4	6	—	—	6	8
歩掛算出の施工質量 又は施工面積			覆 工 板 の 面 積		覆 工 板 の 面 積		覆工板受桁の質量	

(注) 1. 工種区分「4」は覆工板及び受桁、桁受の設置撤去の歩掛が含まれており、1工事当りの覆工板設置面積  
700m<sup>2</sup>以下に適用する。覆工板設置面積が700m<sup>2</sup>を超える場合は、工種区分「5」及び「6」を適用する。

2. 覆工板においては、据置式(はめこみ式)の加工材を標準とし、路面のすりつけ作業は含まない。

3. 覆工板受桁においては、加工材を標準とする。

4. 覆工板受桁用桁受においては、(注)3に準じ加工材を標準とする。なお、歩掛算出については覆工板受桁の  
質量と覆工板受桁用桁受の質量を含めて算出する。

5. 諸雑費は、溶接棒、アセチレンガス、酸素、溶接機損料、溶接機運転経費等の費用であり、労務費の合計額に  
上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2) H形鋼の使用区分

積算にあたっての使用区分は、次表を標準とする。

表8.4 使用区分

項目	用途	
	切梁・腹起し	親 杭
設 計 計 算	加工材	生 材
質 量 算 出	加工材	生 材
賃 料 計 算	加工材	生 材

(注) 仮設材設置・撤去工に使用する材料については、「建設用仮設材賃料積算基準」による。

3) 仮設材賃料にかかわる修理費及び損耗費等の取扱いについて

(1) H形鋼等の1現場あたり修理費及び損耗費について

H形鋼等の1現場あたり修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：H形鋼等の1現場あたり修理費及び損耗費（円/t） ※覆工板は単位を（円/m<sup>2</sup>）に読み替える。

a：係数 b：市場価格

表8.5 H形鋼等の1現場あたり修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

名 称		補助工法	係数 (a)	市場価格 (b)
H形鋼	山留主部材	—	1.09	鋼製山留材 整備費
覆工板		—	1.22	覆工板 整備費

- (注) 1. 修理費及び損耗費は、整備費、修理費（特別クレン・穴埋め・曲がり直し等）、切断による短尺補償、打込による破損を含む。
2. 修理費及び損耗費は、土質、打込又は引抜き等の難易等の作業条件を十分考慮して適用を決定する。
3. 補助工法とは、ウォータージェットまたはアースオーガ併用工法、硬質地盤専用工法、プレボーリング工法等をいう。

(2) 山留主部材等の副部材について

副部材の賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）は、次式のとおりとする。

$$Y = a \cdot b$$

Y：副部材の賃料（円/t） a：係数 b：市場価格

表8.6 副部材の賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）算定のための係数及び市場価格

名 称		係数 (a)	市場価格 (b)	
副部材 (A)	基礎価格	1.21	鋼製山留材 部品 不足分弁償金 (新品)	
	供用1日あたり賃料 (日)	90日以内	1.48	鋼製山留材 部品 賃料
		180日以内		
		360日以内		
		720日以内	1.47	
1080日以内				
1現場あたり修理費及び損耗費		1.13	鋼製山留材 部品 整備費	
副部材 (B)	1現場あたり修理費及び損耗費	1.01	鋼製山留材 部品 不足分弁償金 (新品)	

4) 部材質量

主部材及び副部材の質量算出は、次表を標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、別途考慮する。

表8.7 部材質量算出方法

部 材 名	部 品 名	質量算出方法	摘 要
主 部 材	切梁、腹起し、火打梁、補助ピース	積上げ	キリンジャッキ・火打受ピース（火打ブロック）の長さに相当する部材長の質量を控除すること。
副 部 材 (A)	隅部ピース、交差部ピース、カバープレート、キリンジャッキ、ジャッキカバー、ジャッキハンドル、火打受ピース、腰掛金物、（火打ブロック）	主部材質量 ×0.22(0.67)	キリンジャッキ・火打受ピースの長さは、どちらも50cmとする。 火打ブロックを使用する場合は、( )内の数値とする。
副 部 材 (B)	ブラケット、ボルト・ナット	主部材質量 ×0.04(0.06)	1回毎全損とする。火打ブロックを使用する場合は、( )内の数値とする。

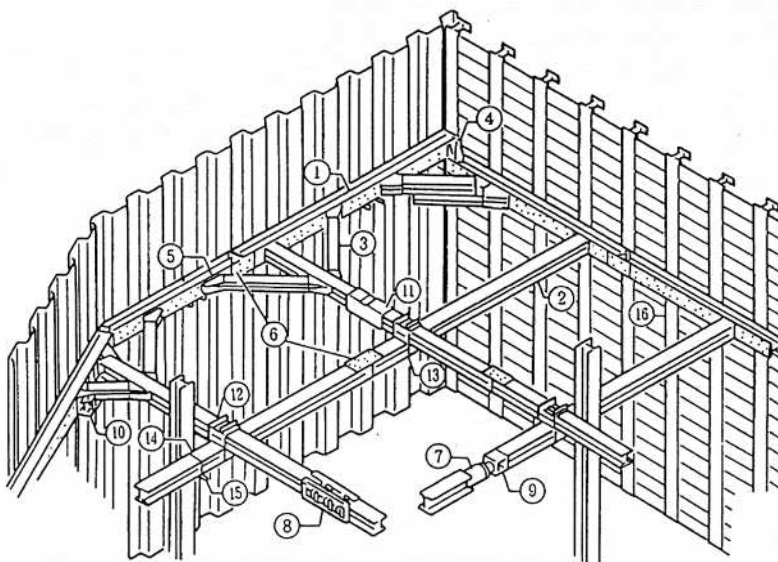
5) 受桁及び桁受の質量の算出

覆工板の受桁及び桁受の質量算出は、次式による。

$$\text{受桁及び桁受質量 (t)} = \text{覆工板設置面積 (m}^2\text{)} \times 0.134$$

ただし、1工事当りの覆工板設置面積が700m<sup>2</sup>を超える場合は、別途考慮する。

図8.1 土留標準図



No.	部 材 名 称
1	腹 起 梁
2	切 梁
3	火 打 梁
4	隅 部 ピ ー ス
5	火 打 受 ピ ー ス
6	カ バ ー プ レ ー ト
7	キ リ ン ジ ャ ッ キ
8	ジ ャ ッ キ カ バ ー
9	補 助 ピ ー ス
10	自 在 火 打 受 ピ ー ス
11	土 圧 計
12	交 差 部 ピ ー ス
13	交 差 部
14	締 付 用 U ボ ル ト
15	切 梁 ブ ラ ケ ッ ト
16	腹 起 し ブ ラ ケ ッ ト

6) 横矢板工

(1) 横矢板の厚さは、H杭の設置間隔及び掘削深さ等により適切に定めるものとする。

(2) 横矢板は通常下図により、転用部分と撤去しない埋設部分とに区分する。

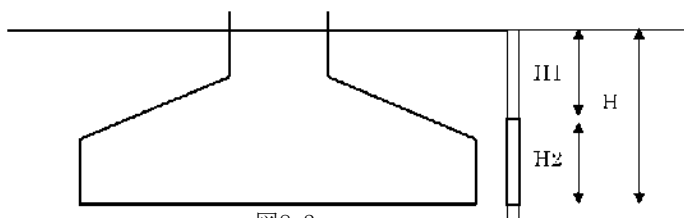


図8.2

H : 掘削深さ

H<sub>1</sub> : 転用部分 (標準は2m以内とし現地状況により判断する)

H<sub>2</sub> : 撤去しない埋設部分

(3) 積算上の横矢板の撤去しない埋設範囲は構造物と接触する部分を標準とする。



8-5 単価表

(1) 山留材賃料1 t当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主 部 材 賃 料		t	1	表8.7
修 理 費 及 び 損 耗 費	主部材	〃	1	〃
副 部 材 賃 料	副部材 (A)	〃	0.22(0.67)	〃
修 理 費 及 び 損 耗 費	〃	〃	0.22(0.67)	〃
修 理 費 及 び 損 耗 費	副部材 (B)	〃	0.04(0.06)	〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) 覆工板賃料1 m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
覆 工 板 賃 料		m <sup>2</sup>	1	
修 理 費 及 び 損 耗 費		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(3) 覆工板受桁及び覆工板受桁受賃料（覆工板設置面積700m<sup>2</sup>以下）1m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
受 桁 ・ 桁 受 賃 料		t	0.134	H形鋼（山留主部材）
修 理 費 及 び 損 耗 費		〃	0.134	
諸 雑 費		式	1	
計				

(4) 切梁・腹起し設置10 t当り単価表 P 17152、P 17154

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.2
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジャブ型・排出ガス対策型（2011年規制）25 t 吊	日		表8.2 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.2
計				

(5) 切梁・腹起し撤去10 t当り単価表

P 17202、P 17204

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.2
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジャブ型・排出ガス対策型（2011年規制）25 t 吊	日		表8.2 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.2
計				

## (6) タイロッド・腹起し設置10 t 当り単価表

P 17451

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.2
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（2011年規制）25 t 吊	日		表8.2 機械賃料
タイロッド	φ 32～42mm	t		必要数量計上
諸 雑 費		式	1	表8.2
計				

## (7) タイロッド・腹起し撤去10 t 当り単価表

P 17501

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.2
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（2011年規制）25 t 吊	日		表8.2 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.2
計				

## (8) 覆工板・覆工板受桁設置 100㎡当り単価表（覆工板設置面積700㎡以下）

P17353

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.3
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（2011年規制）25 t 吊	日		表8.3 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

## (9) 覆工板・覆工板受桁撤去 100㎡当り単価表（覆工板設置面積700㎡以下）

P17403

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.3
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（2011年規制）25 t 吊	日		表8.3 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

## (10) 覆工板設置 100㎡当り単価表 (覆工板設置面積700㎡を超える)

P17252

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.3
と び 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制) 25 t 吊	日		表8.3 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

## (11) 覆工板撤去 100㎡当り単価表 (覆工板設置面積700㎡を超える)

P17302

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.3
と び 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制) 25 t 吊	日		表8.3 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

## (12) 覆工板受桁設置10 t 当り単価表 (覆工板設置面積700㎡を超える)

P 17354

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.3
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制) 25 t 吊	日		表8.3 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

## (13) 覆工板受桁撤去10 t 当り単価表 (覆工板設置面積700㎡を超える)

P 17404

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.3
と び 工		〃		〃
溶 接 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制) 25 t 吊	日		表8.3 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表8.3
計				

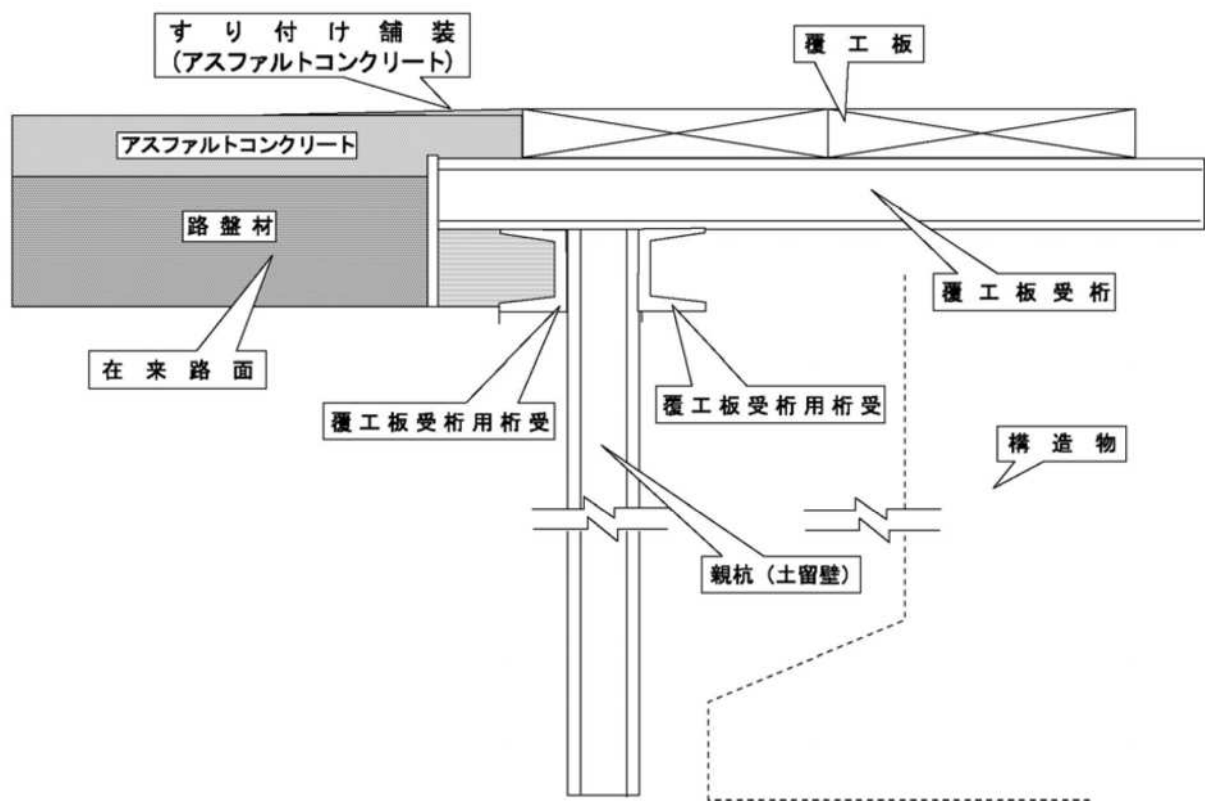
(14) 横矢板設置10㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.2
普 通 作 業 員		〃		〃
横 矢 板		m <sup>3</sup>		壁面積(10㎡)×板厚
諸 雑 費		式	1	
計				

(15) 横矢板撤去10㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表8.2
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

参考図(覆工板受桁及び桁受)



9. 土のう工

9-1 適用範囲

本資料は、簡易な仮締切工に適用するものとし、仕拵・積立・撤去の各作業からなるものとする。

9-2 土のう仕拵・積立・撤去歩掛

土のう仕拵・積立・撤去歩掛は、次表を標準とする。

表9.1 土のう仕拵・積立・撤去歩掛 (人/100袋当り)

名 称	仕 拵	積 立	撤 去	合 計
普通作業員	2.0	1.0	1.2	4.2

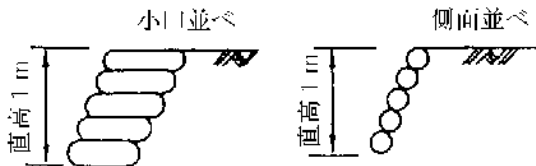
9-3 土のう積材料使用数量

材料は化学繊維土のうとし、使用数量については、次表を標準とする。

表9.2 土のう積材料使用数量

規 格	袋数/m <sup>2</sup> 当り		詰土量・質量/袋	
	小口並べ	側面並べ	m <sup>3</sup> /袋	kg/袋
62×48cm	17	14	0.02	40

(注) 土のう袋数 = 1 m<sup>2</sup>当り袋数 × 直高 (m) × 延長 (m)



(注) 詰土量は地山土量とする。

9-4 単価表

(1) 土のう100袋当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 砂		m <sup>3</sup>	2	100 袋 × 0.02m <sup>3</sup> /袋
普 通 作 業 員		人		表9.1
土 の う	62×48cm	袋	100	
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) 土のう積工10m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 砂		m <sup>3</sup>		表9.2
土 の う	62×48cm	袋		〃
普 通 作 業 員		人		表9.1
諸 雑 費		式	1	
計				

10. 矢板の切断

10-1 適用範囲

本歩掛は、鋼矢板及びH形鋼の現地での切断に適用する。

10-2 切断時間

鋼矢板及びH形鋼の切断に要する時間は、下記のとおりとする。

1) 切断に要する時間 …… 0.08h /箇所 (5分/箇所)

10-3 種別による補正

本歩掛は、鋼矢板Ⅲ型を標準とするので、それ以外は、下記の補正率を乗じて計上する。

表10.1 種別による補正率表

P17001 ~ P17052

矢板種別	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	V <sub>L</sub> 型	H-200	H-250	H-300	H-350	H-400
補正率	0.80	1.00	1.27	1.75	0.83	1.21	1.57	2.28	2.86
断面積 (cm <sup>2</sup> )	61.18	76.42	96.99	133.8	63.53	92.18	119.8	173.9	218.7

10-4 単価表

矢板切断費

P17002

(切断1カ所当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
酸素		m <sup>3</sup>	0.335	
アセチレン		kg	0.191	
諸雑費		式	1	上記計の1%
切断機損料	ガス A号	供用日	0.066	
溶接工		人	0.04	

11. 填充費

(1) 単価表

P17101

1 m<sup>3</sup>当り

名称	規格	単位	数量	摘要
川砂		m <sup>3</sup>	1.0	
諸雑費		式	1	上記の1%
普通作業員		人	0.25	小運搬共

(注) 1. 本表はH鋼の土留杭に適用する。

2. 本表を適用する場合は川砂 (又は同等以上) 使用と特記仕様書に明記すること。

3. 流用土の場合は、労務費のみとする。

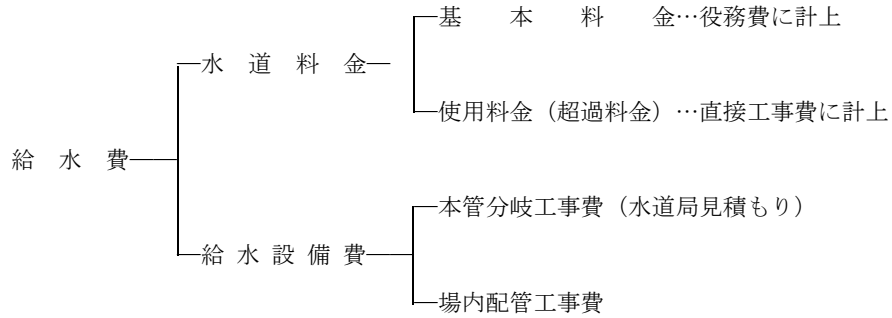
12. 給・排水費

12-1 給水費

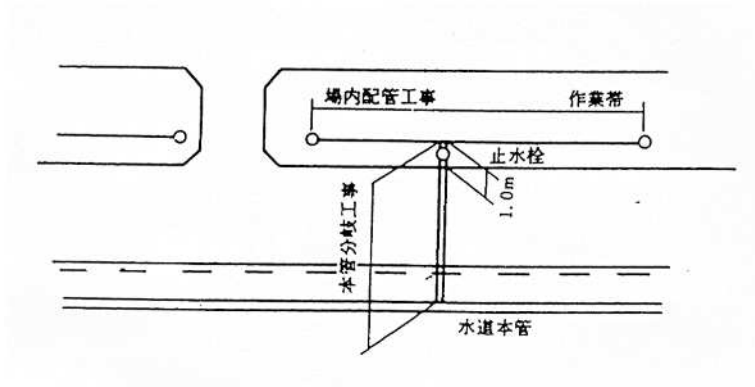
工事に水道水を使用する場合の費用であり、工事の種別等により必要に応じて計上するものとする。  
ただし、通常の場合は下記の工事に計上するものとする。

- ① 現場打ちコンクリート量が500m<sup>3</sup>以上の工事
- ② 場所打ち杭（リバース杭、ベノト杭、アースドリル杭等水替を水道水で行なう場合）

1) 構成



参考図



## 2) 給水設備規模

### (1) 給水管径

通常の工事の給水管径は次のとおりであるが、これにより難しい場合は管径別日当り最大給水量を参考にして決定すること。

現場打ちコンクリート500m <sup>3</sup> 以上の工事	管径	13mm
場所打ち杭（リバース杭）	”	40mm
”（ベノト、アースドリル杭）	”	25mm

備考 1. 2工種以上の場合は大管径の方を使用する。

### 参考

表14.1 管径別日当り最大給水量表

管 径	日当り最大給水量
φ 13mm	10 t / 日
φ 20	15
φ 25	20
φ 40	50
φ 50	90

(注) 給水管径の決定は日当り最大給水量より求めるが、日当り最大給水量を求めるにあたっては貯水槽の使用等によってできるだけ少量にするようにすること。

### (2) 給水設備設置ヶ所

通常の場合は工事延長400～500m程度に1ヶ所設置するものとするが、工事占用区域が交差点等により分離していて、配管工事の施工が不能の場合は、工事占用区域ごとに1ヶ所設置するものとする。ただし設置位置については、設置ヶ所数ができるだけ少なくなる様に考慮すること。

## 3) 水道料金

水道料金は「名古屋市水道給水条例」および「名古屋市水道給水条例施行規程」によるものとする。

水道料金の積算は次による。（消費税に注意のこと。）

### (1) 現場打ちコンクリート500m<sup>3</sup>以上の工事

直接工事費に計上されているため計上しない。

### (2) 場所打ち杭（リバース杭）

基本料金

$$A = D \times E$$

A：基本料金

D：現場工期（杭施工期間）

E：基本料金（1ヶ月当り）

使用料金

$$B = V \times \beta$$

B：使用料金

V：使用水量

β：使用料金（1 m<sup>3</sup>当り）



使用料金（1 m<sup>3</sup>当り）の単価は2ヶ月当りの使用水量によって異なるため2ヶ月当りの使用水量を算出する必要がある。

例 現場工期 2ヶ月 使用水量400m<sup>3</sup>の場合

基本料金（1000円と仮定）×2ヶ月=2,000円

～100m<sup>3</sup>の単価（100円と仮定）×100m<sup>3</sup>=10,000円

101～200m<sup>3</sup>の単価（200円と仮定）×100m<sup>3</sup>=20,000円

201～600m<sup>3</sup>の単価（300円と仮定）×200m<sup>3</sup>=60,000円

---

水道料 92,000円

(3) 場所打ち杭（ペント、アースドリル杭）

基本料金はリバース杭に準じて計上する。ただし超過料金は通常の場合は計上しないが、孔内に水を満す必要がある場合はリバース杭（ただし使用水量は別途検討すること）に準じてよい。

4) 配管設備費

(1) 本管分岐工事

本管分岐工事は名古屋市水道局の依頼工事となるため、工事費は水道局の見積とする。

見積は別添様式による。（消費税に注意のこと。）

(2) 場内配管工事

場内配管の配管延長は実状に合わせて決定するが、コンクリート養生のための配管は構造物の位置までとし、場所打ち杭のための配管は基礎2基の中間に配管するものとする。

表16.2 硬質塩化ビニール管の配管歩掛 10m当り

管 径	配管工	普通作業員
φ 13mm	0.20人	0.20人
φ 25mm	〃	〃
φ 40mm	〃	〃

5) 見積依頼様式

○第 号  
令和 年 月 日

名古屋市上下水道局営業部給排水設備課長

○ ○ ○ ○ 殿

名古屋高速道路公社 ○○部長

○ ○ ○ ○

給水装置の新設、撤去に用する工事費の見積について（依頼）

このことについて、下記のとおり給水装置を新設、撤去したいので、よろしくお願いたします。

記

1. 給水場所

名古屋市○○区○○地内

別添図面のとおり（位置図、平面図）

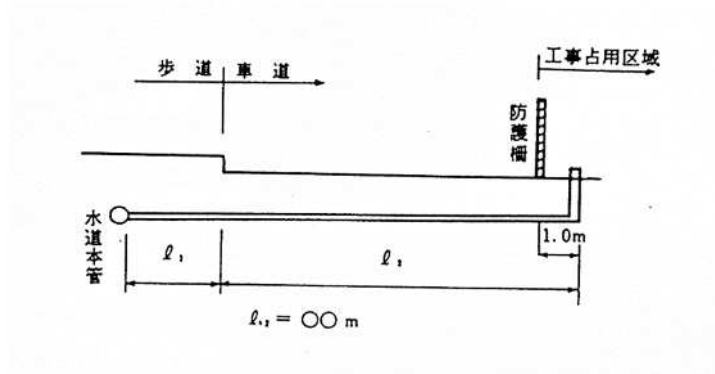
2. 道路掘さく跡復旧構造（該当工種を○で囲む）

車道		歩道
(a) アスファルトコンクリート舗装	(A)	(a) 準歩道舗装
(b) 〃	(B)	(b) 歩道補強舗装 (A)
(c) 〃	(C)	(c) 〃 (B)
(d) 〃	(D)	(d) 〃 (C)
(e) セメントコンクリート舗装		(e) 〃 (D)
(f) 防じん処理		(f) 歩道平板舗装
(g) 砂利敷		(g) 歩道セメントコンクリート舗装
		(h) 歩道アスファルトコンクリート舗装

3. 給水量（該当するものを○で囲む）

(a) 管径φ13mm	日当り最大給水量	10t以内
(b) φ25mm		20t 〃
(c) φ40mm		50t 〃

4. 給水装置延長



注 1.  $L_1$ は歩道端から水道取水口まで

2. 工事占用区域内は路面復旧する必要なし

5. 給水装置の新設、撤去別（該当するものを○で囲む）

- (a) 新設
- (b) 撤去
- (c) 新設、撤去

（撤去は工事完了後おこなうものである）

6. その他

## 見積依頼書の説明

### 1. 給水場所

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 位置図 | ・縮尺 4万分の1程度<br>・工事場所を記入         |
| 平面図 | ・縮尺 5百分の1程度<br>・給水装置の新設、撤去個所を記入 |

### 2. 道路掘さく跡復旧構造

道路の復旧は「道路管理事務要覧」の“道路掘さく跡復旧工事施行要綱”によっておこなうため、この要綱の構造の種類を示した。

したがって道路掘さく跡復旧構造は給水装置の設置位置の舗装構造によって上記要綱の中の復旧構造と類似構造であり、かつ現舗装構造上の構造を選定すること。

### 3. 給水量

基準に記された場合と大きく異なる場合は水道局と打合せて決定すること。

### 4. 給水装置延長

$l_2$ については各ヶ所ごとに最短延長になるように決めること。

### 5. 給水装置の新設、撤去別

給水装置は通常は新設、撤去であるが、工事しゅん工後の事を考慮して決定すること。

### 6. その他

工事の昼、夜間等、又その他の道路管理者の条件等を列記すること。

## (1) 場内配管工

管径 mm

10m当たり

工種	名称	形状寸法	員数	単量	単位	全数量	単価	金額	摘要
	硬質塩化ビニール管				m				ロス 10%見込む
	配管工				人				(注) 管径別に計上する
	普通作業員				〃				
	計								
	m 当り								

## (2) 給水費

工種	名称	形状寸法	員数	単量	単位	全数量	単価	金額	摘要
	基本料金	管径 mm			ヶ月				
	超過料金				m <sup>3</sup>				必要により計上
	本管分岐工事費				ヶ所				
	場内配管工事費				m				
	計								

## 12-2 排水費

工事施工に伴って発生する湧水の排水は一般的には河川水路に放水するが、市街地部においては下水道に放水しなければならなくなる。

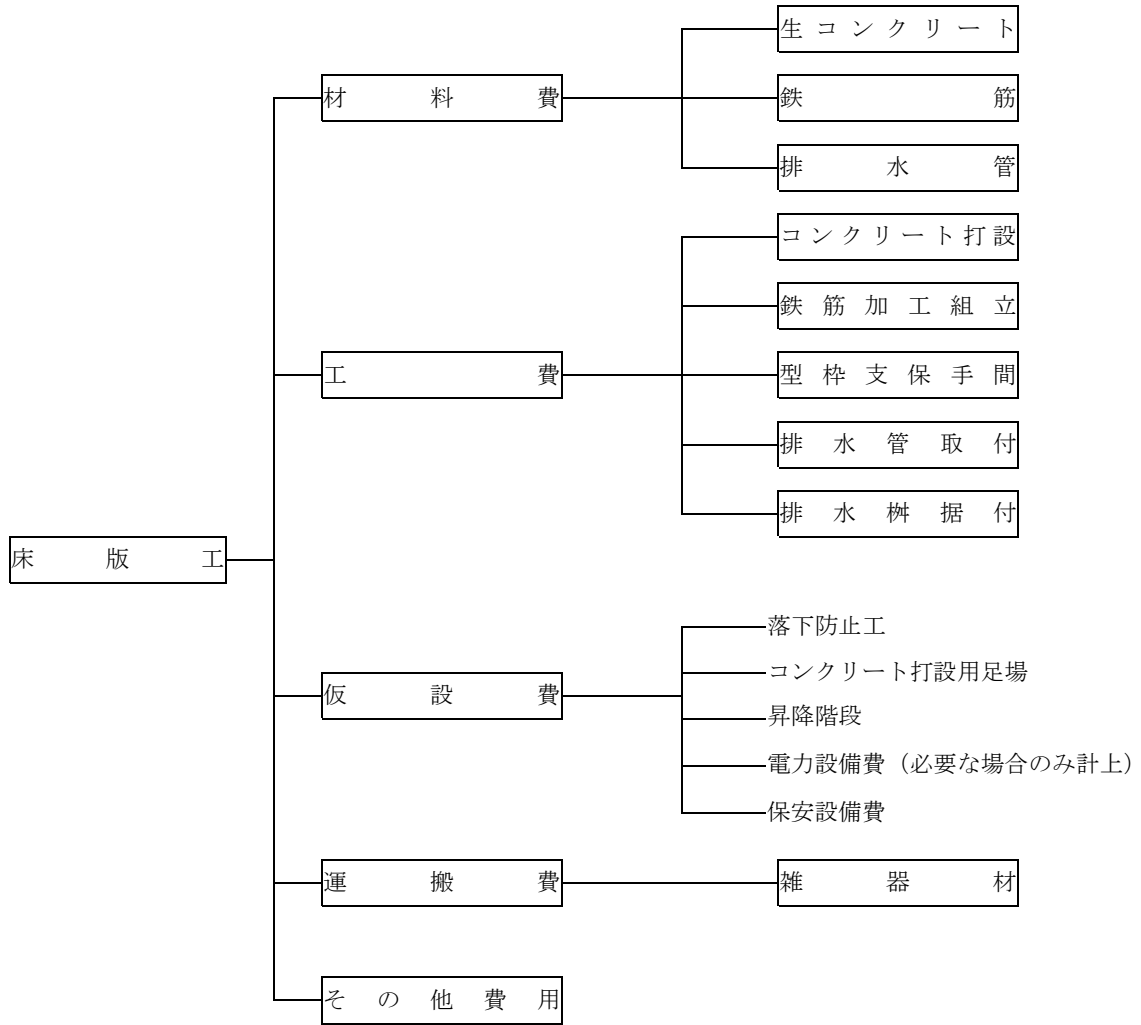
下水道に放水する場合には下水道使用料が必要であるが、下水道使用料は直接工事費に計上する。



## 第10章 床版工

1. 積算価格の構成	Ⅱ-10-1
2. コンクリート工	Ⅱ-10-1
3. 鉄筋工	Ⅱ-10-1
4. 橋面養生費	Ⅱ-10-1
5. 床版型枠支保工	Ⅱ-10-1
6. 足場工・防護工	Ⅱ-10-2
6-1 一般	Ⅱ-10-2
6-2 標準構造図	Ⅱ-10-2
6-3 足場工	Ⅱ-10-3
6-4 防護工	Ⅱ-10-8
7. 仮設階段工（登り栈橋工）	Ⅱ-10-10
7-1 設置条件及び設置箇所数	Ⅱ-10-10
7-2 仮設階段工費（手摺先行工法）	Ⅱ-10-10
8. 運搬工	Ⅱ-10-10
9. その他	Ⅱ-10-10

1. 積算価格の構成



2. コンクリート工

コンクリート構造物工による。

3. 鉄筋工

コンクリート構造物工による。

4. 橋面養生費

(1) 標準として（ビニール養生+マット養生）を使用するものとする。

(2) コンクリート構造物工による。

5. 床版型枠支保工

コンクリート構造物工による。



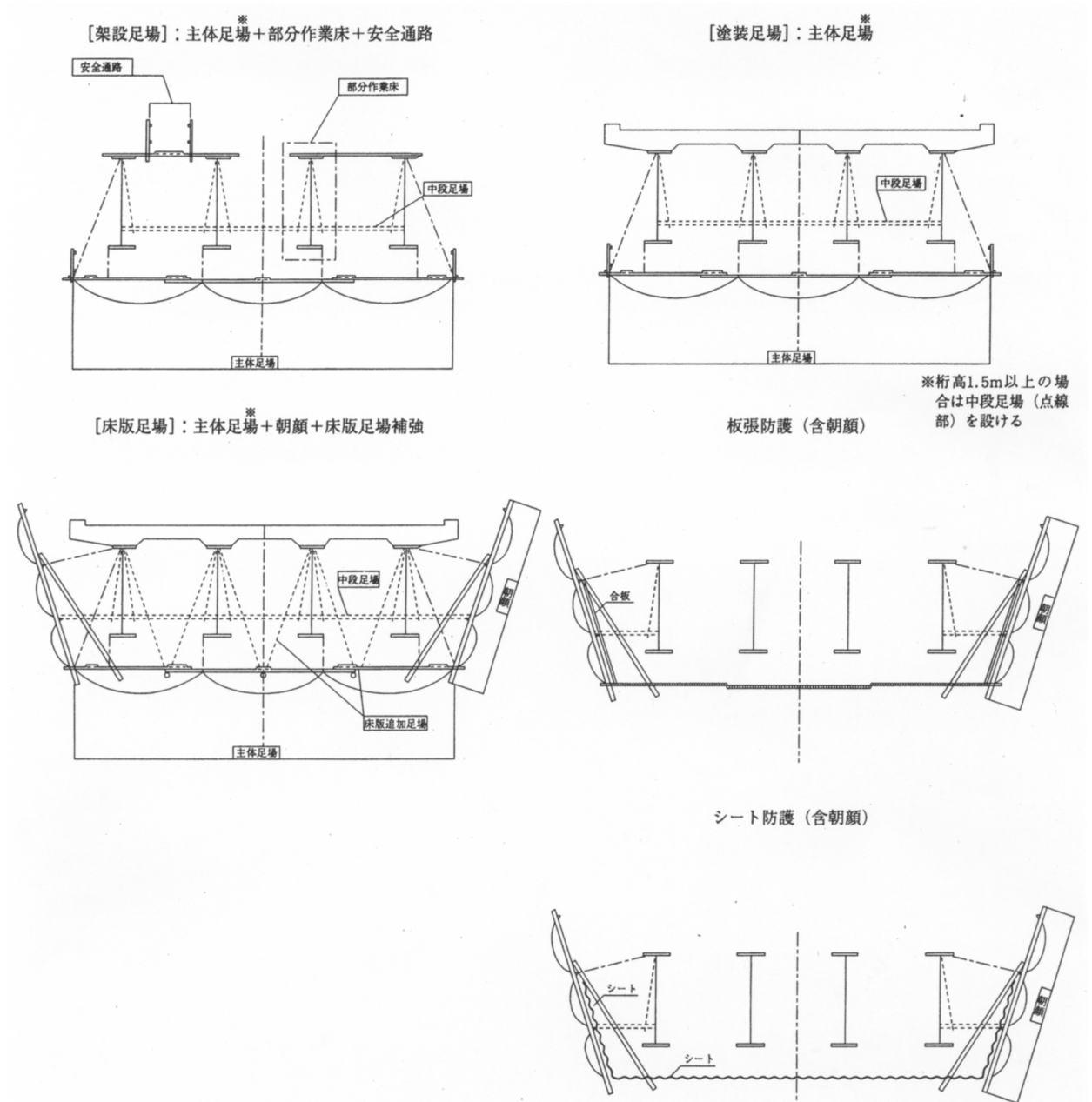
## 6. 足場工・防護工

### 6-1 一般

- (1) 本単価は、架設工事、床版工事、塗装工事の足場工に適用する。
- (2) 鋼床版桁の場合は、必要に応じ架設工事に朝顔を計上する。
- (3) 鋼床版桁の場合は、床版足場は計上しない。
- (4) 安全通路は、I 桁の場合のみ計上すること。
- (5) 高所作業における防護工は、土木工事共通仕様書及び建設工事公衆災害防止対策要綱に抵触しないよう施工させるものとする。
- (6) 上部工事、床版工事、塗装工事等高所作業における作業員の安全確保および資材の落下防止を期すため、吊足場、板張防護工の下側に安全ネットを取付けるものとする。
- (7) 板張防護工（板、シート）は、一般交通に供用している街路上、歩行者通路上等を実施する。

### 6-2 標準構造図

足場工・防護工の標準的な構造図は以下のとおりである。



## 6-3 足場工

### 6-3-1 足場工の使用状況及び構成

#### (1) 使用状況

使用は、架設、床版又は塗装作業の工程ごとに単独使用を標準とするが、現場状況、施工状況に応じて各作業に兼用して使用することができる。

各足場の使用状況による区分で、架設、床版、塗装に兼用する場合に考えられる主な状況は以下のとおりである。(一例)

#### イ. 架設、床版、塗装工事に兼用する場合

(a) 同一業者に架設、床版、塗装工事を発注する場合 (Case I)

(b) 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、主体足場を架設、床版、塗装工事に継続して使用する場合 (Case II)

#### ロ. 架設、床版工事に兼用する場合

(a) 同一業者に架設、床版工事を発注し、塗装工事を別途異業者に発注し、主体足場を架設、床版工事に継続して使用する場合 (Case III)

(b) 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、架設、床版工事のみ主体足場を継続して使用する場合 (Case IV)

#### ハ. 床版、塗装工事に兼用する場合

(a) 架設工事が別途異業者で、床版、塗装工事を同一業者に発注し、主体足場を床版、塗装工事に継続して使用する場合 (Case V)

(b) 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、主体足場を床版、塗装工事に継続して使用する場合 (Case VI)

以上の各場合に架設・床版・塗装工事に積上げる足場工事は表6.8を参考に積上げを行う。なお、異業者に発注し、兼用を考える場合 (Case II、IV、VI) は原則として足場の転用をしないことが前提であり、一般には1～4スパン程度が標準となる。したがって転用を考える場合は実状に応じて計算するものとする。

#### (2) 足場構成

各工種ごとの足場の構成は、次のとおりとする。なお、中段足場は桁高(腹板高)が1.5m以上の場合にのみ計上する。

架設足場：主体足場 (+中段足場) +部分作業床+安全通路

床版足場：主体足場 (+中段足場) +床版追加足場+朝顔

塗装足場：主体足場 (+中段足場)

### 6-3-2 足場工費

- (1) 足場等賃料及び設置又は撤去もしくは設置撤去の労務費は次式による。なお、併用月数は小数第2位を四捨五入し、第1位とする。

$$\text{主体足場工費} = (L_1 + L_2 T_1 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{中段足場工費} = (L_1 + L_2 T_2 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{安全通路工費} = (L_1 + L_2 T_3 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{部分作業床工費} = (L_1 + L_2 T_4 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$$\text{朝顔工費} = (L_1 + L_2 T_5 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

ただし、片側朝顔の場合は、朝顔工費/2とする。

$$\text{床版追加足場工費} = (L_1 + L_2 T_6) \times A \text{ (円)}$$

$L_1, L_2$  : 賃料係数 (表6.1~6.6)

$T_1$  : 主体足場を供用している月数 (月)

$T_2$  : 中段足場を供用している月数 (〃)

$T_3$  : 安全通路を供用している月数 (〃)

$T_4$  : 部分作業床を供用している月数 (〃)

$T_5$  : 朝顔を供用している月数 (〃)

$T_6$  : 床版追加足場を供用している月数 (〃)

$N_1$  : 設置歩掛係数 (表6.1~6.6)

$N_2$  : 撤去歩掛係数 (表6.1~6.6)

$y$  : 橋梁特殊工単価 (円/人)

$A$  : 橋面積 ( $m^2$ )

$$A = W \times L$$

$W$  : 全幅員 (地覆外縁間距離) (m)

$L$  : 橋長 (m)

(注) 架設及び塗装足場において桁下に防護工を併設する場合は、朝顔を防護工必要橋面積 (全幅員×必要長) 分計上する。更に各工程で兼用使用する場合は、各々必要な賃料及び労務を別途考慮する。

表6.1 主体足場各係数

種 類	パイプ吊足場			
	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガータ ボックスガータ	201	108	0.029	0.020

表6.2 中段足場各係数

種 類	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガータ ボックスガータ	126	77	0.013	0.007

(注) 中段足場は桁高 (腹板高) が1.5m以上の場合に計上する。

表6.3 安全通路各係数

種 類	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガータ	37	33	0.008	0.005
ボックスガータ				

表6.4 部分作業床各係数

種 類	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガータ	78	73	0.004	0.003
ボックスガータ				

表6.5 朝顔各係数

種 類	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>
プレートガータ	134	78	0.014	0.010
ボックスガータ				

(注) 上表は両側朝顔時の係数である。

表6.6 床版追加足場各係数

種 類	L <sub>1</sub>	L <sub>2</sub>
プレートガータ	15	11
ボックスガータ		

(2) 足場を架設・床版・塗装の各作業で単独使用あるいは兼用使用する場合は次表を参考に各項目を計上する。なお、兼用使用する場合には工事毎に発注方法を考慮する。

表6.7 架設・床版・塗装に単独使用する場合

足 場 部 品	主 体 足 場			中 段 足 場			安 全 通 路			部 分 作 業 床			朝 顔			床版追加足場
	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	
架 設 工 事	x 1	○	○	x 1	○	○	x 1	○	○	x 1	○	○				
床 版 工 事	x 2	○	○	x 2	○	○							x 2	○	○	x 2
塗 装 工 事	x 3	○	○	x 3	○	○										

表6.8 架設・床版・塗装に兼用使用する場合

足場部品		主体足場			中段足場			安全通路			部分作業床			朝顔			床版追加足場
		賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	賃料	設置	撤去	
Case I	架設工事	X1+			X1+			x1	○	○	x1	○	○	x2	○	○	x2
		X2+	○	○	X2+	○	○										
		X3			X3												
	床版工事																
	塗装工事																
Case II	架設工事	X1	○		X1	○		x1	○	○	x1	○	○				
		X2			X2									x2	○	○	x2
		X3		○	X3		○										
Case III	架設工事	X1+	○	○	X1+	○	○	x1	○	○	x1	○	○	x2	○	○	x2
		X2			X2												
	床版工事																
	塗装工事																
Case IV	架設工事	X1	○		X1	○		x1	○	○	x1	○	○				
		X2		○	X2		○							x2	○	○	x2
		X3			X3												
Case V	架設工事																
		x2+	○	○	x2+	○	○							x2	○	○	x2
		X3			X3												
Case VI	架設工事																
		x2	○		x2	○								x2	○	○	x2
		X3		○	X3		○										

x 1 : 架設用足場を供用している月数

x 2 : 床版用足場を供用している月数

x 3 : 現場塗装用足場を供用している月数

X 1 : 主体足場を供用している月数

X 2 : 主体足場を供用している月数の架設、床版期間から架設期間を引いた月数

X 3 : 主体足場を供用している月数の架設、床版、塗装期間又は床版、塗装期間から架設、床版の期間を引いた月数

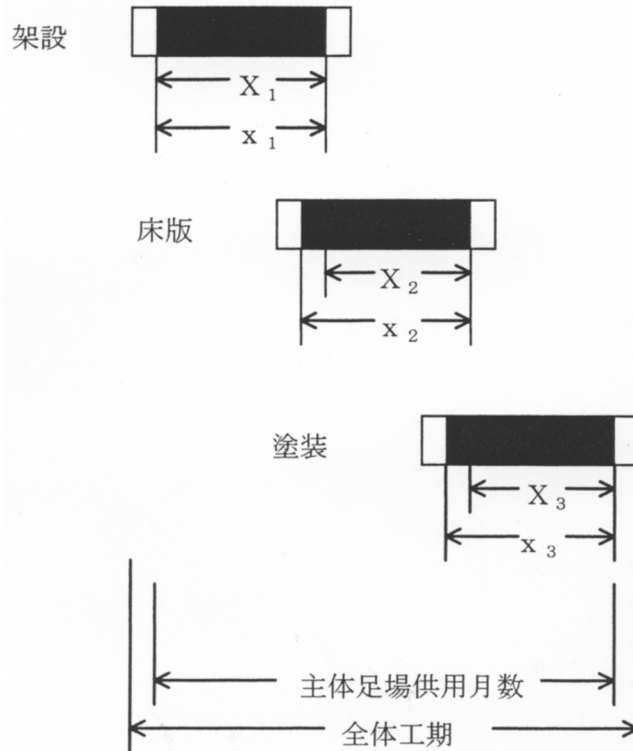
(注1) 積上げ項目の賃料は各足場部品の賃料係数 $L_1$ 、 $L_2$ を、設置・撤去はそれぞれ設置労務 $N_1$ ・撤去労務 $N_2$ を表す。

(注2) 賃料欄に記載されている月数が該当足場部品の架設月数を表す。

(注3) 設置・撤去欄に「○」が記載されている該当足場部品について各々設置・撤去労務を計上する。

(注4) 上表は足場工のみを設置する場合を想定しており、防護工を併設する場合は、朝顔を別途考慮する。

(参考) x、Xの月数の算定説明図



(積算上の考え方)

a Case I の場合

架設に、床版、塗装に要するものすべてを含めて計上する。

b Case II の場合

(イ) 架設には主体足場 (パイプ足場) の設置、安全通路、部分作業床の設置、撤去及び主体足場 (パイプ足場)、安全通路、部分作業床の供用期間の賃料

(ロ) 床版には朝顔の設置、撤去及び朝顔、床版追加足場、主体足場 (パイプ足場) の期間の賃料

(ハ) 塗装には主体足場 (パイプ足場) の撤去及び主体足場 (パイプ足場) の供用期間の賃料

c Case III の場合

架設に主体足場 (パイプ足場)、安全通路、部分作業床、朝顔の設置、撤去及び主体足場 (パイプ足場)、安全通路、部分作業床、床版追加足場、朝顔の供用期間の賃料

d Case IV の場合

(イ) 架設には主体足場 (パイプ足場) の設置、安全通路、部分作業床の設置、撤去及び主体足場 (パイプ足場)、安全通路、部分作業床部の供用期間の賃料

(ロ) 床版には朝顔の設置、撤去、主体足場 (パイプ足場) の撤去及び朝顔、床版追加足場、主体足場 (パイプ足場) の供用期間の賃料

e Case V の場合

床版に主体足場 (パイプ足場)、朝顔の設置、撤去及び主体足場 (パイプ足場)、朝顔、床版追加足場の供用期間の賃料

f Case VI の場合

(イ) 床版には主体足場 (パイプ足場) の設置、朝顔の設置、撤去及び主体足場 (パイプ足場)、朝顔、床版追加足場の供用期間の賃料

(ロ) 塗装には、主体足場 (パイプ足場) の撤去と供用期間の賃料

g 供用月数は小数第2位を四捨五入し、第1位とする。

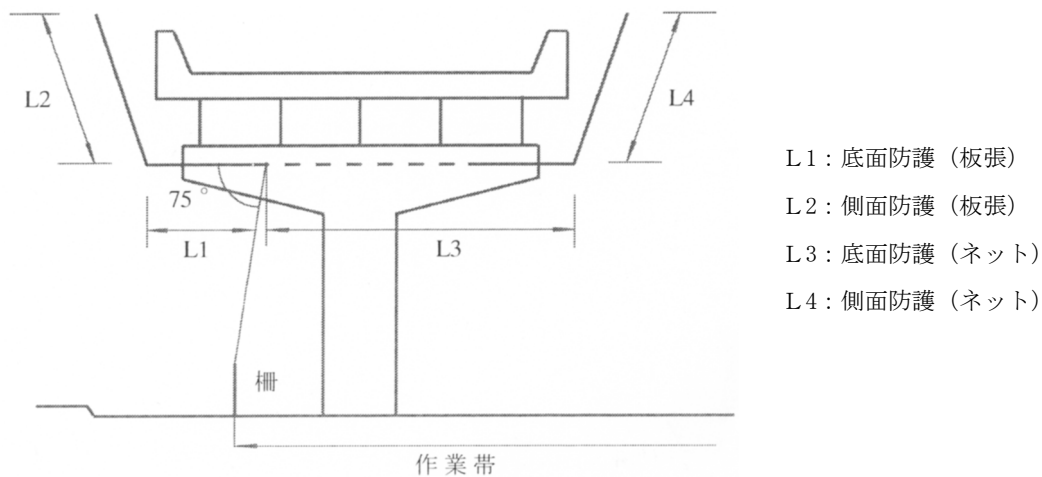
## 6-4 防護工

防護工は、使用目的・種類等により、次に基づいて計上する。

なお、板張防護・シート張防護を桁下に設置する場合は、別途足場工にて主体足場及び朝顔を計上する。

### (1) 板張防護工

桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼす恐れのある場合に計上するものとし、6-3で算定した足場工費に別途計上する。



- L1：底面防護（板張）
- L2：側面防護（板張）
- L3：底面防護（ネット）
- L4：側面防護（ネット）

$$\text{板張防護工費} = (L_1 + L_2 T_7 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

$L_1, L_2$ ：賃料係数（表6.9）

$T_7$ ：防護部を供用している月数

$N_1$ ：設置歩掛係数（表6.9）

$N_2$ ：撤去歩掛係数（表6.9）

$y$ ：橋梁特殊工単価（円/人）

$A$ ：防護工必要橋面積（ $\text{m}^2$ ） 上記の板張防護の考え方による。

$$A = W \times L$$

$W$ ：全幅員（地覆外縁間距離）（m）

$L$ ：必要長（m）

表6.9 板張防護工各係数

種 類	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガータ	217	141	0.027	0.012
ボックスガータ	(149)	(129)	(0.025)	(0.011)

(注) 1. ( ) 内は片側朝顔の場合使用する。

2. 各係数には、側面（朝顔）部分に要する防護費を含む。

(2) 防護工吊下げ機

一括吊下げ工法による場合、下記の吊下げ機損料等を必要面積 (㎡) 計上する。

(100㎡当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単価コード	摘 要
軽 油		ℓ	8.8	T 21011	0.117×28PS. ×4H×0.67
雑 材 料		式	1		上記の20%
発 動 発 電 機 賃 料		日	0.67	K 14011	
吊 下 げ 機 損 料	20KVA	日	0.67	K 39003	
計					

(3) シート張防護工

鋼橋塗装において塗装飛散等を防止する必要がある場合、6-3で算定した足場工費に別途計上する。ただし、桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼす恐れがある場合は、板張防護工とする。

$$\text{シート張防護工費} = \{ L_1 + L_2 T_7 + N_1 y \text{ (設置)} + N_2 y \text{ (撤去)} \} \times A \text{ (円)}$$

$L_1, L_2$  : 賃料係数 (表6.10)

$T_7$  : 防護部を供用している月数

$N_1$  : 設置歩掛係数 (表6.10)

$N_2$  : 撤去歩掛係数 (表6.10)

$y$  : 橋梁特殊工単価 (円/人)

$A$  : 防護工必要橋面積 (㎡)

$$A = W \times L$$

$W$  : 全幅員 (地覆外縁間距離) (m)

$L$  : 必要長 (m)

表6.10 シート張防護工各係数

種 類	$L_1$	$L_2$	$N_1$	$N_2$
プレートガータ	97	60	0.006	0.003
ボックスガータ	(73)	(45)	(0.005)	(0.003)

(注) 1. ( ) 内は片側朝顔の場合使用する。

2. 各係数には、側面 (朝顔) 部分に要する防護費を含む。

3. 「シート+板」張防護を行う場合は、別途考慮する。



### (3) ネット防護工

転落防護、落下防止及び桁下の第三者への災害防止の目的で安全ネットを設置する場合とし、次式による。

(架設に先立ち、パイプ吊足場とは別途に設置する場合)

$$\text{ネット防護工費 (円)} = \{ 128 + 44 T_{11} + 0.017 y \text{ (設置)} + 0.013 y \text{ (撤去)} \} \times A$$

$T_{11}$  : 防護工 (ネット) 供用月数 (月)

$y$  : 橋梁特殊工単価 (円/人)

$A$  : 防護工必要橋面積 ( $\text{m}^2$ )

$$A = W \times L$$

$W$  : 全幅員 (地覆外縁間距離) (m)

$L$  : 必要長 (支間長) (m)

## 7. 仮設階段工 (登り棧橋工)

### 7-1 設置条件及び設置箇所数

橋脚における仮設階段については、次により計上する。

- 1) 橋脚、橋台の高さが2.0m以上となる場合。
- 2) 設置箇所数は、河川内等で設置が困難な場合あるいは設置する必要がない場合を除き、現場状況を勘定し、橋脚、橋台に各1箇所とする。

### 7-2 仮設階段工費 (手摺先行工法)

仮設階段の施工において「手摺先行工法に関するガイドライン (厚生労働省)」を適用する場合の設置・撤去にかかる歩掛は、下記とする。

仮設階段工費 (手摺先行工法) は、次式による。

$$\text{仮設階段工費 (手摺先行工法)} = \{ 5,116 + 2,917 T_8 + 0.427 y \text{ (設置)} + 0.307 y \text{ (撤去)} \} \times H \text{ (円)}$$

$T_8$  : 仮設階段を供用している月数 (月)

$y$  : 橋梁特殊工単価 (円/人)

$H$  : 仮設階段の高さ (m)

(注) 手摺先行型枠組足場は二段手摺及び幅木の機能を有している。

## 8. 運搬工

運搬工によるものとする。

## 9. その他

コンクリート打設後の清掃等については、打設費に含むものとする。



## 第11章 塗 装 工

1. 総 則	Ⅱ-11-1
2. 構 成	Ⅱ-11-2
3. 工場塗装	Ⅱ-11-3
3-1 塗装前処理	Ⅱ-11-3
3-2 塗装方法	Ⅱ-11-3
3-3 工場塗装の標準歩掛	Ⅱ-11-3
3-4 塗料の使用量	Ⅱ-11-4
3-5 橋梁塗装工歩掛	Ⅱ-11-4
3-6 工場塗装単価表	Ⅱ-11-5
4. 現場塗装（新橋）	Ⅱ-11-8
4-1 適用範囲	Ⅱ-11-8
4-2 標準単価の設定	Ⅱ-11-8
4-3 適用にあたっての留意事項	Ⅱ-11-11
4-4 その他塗装	Ⅱ-11-14
5. 足場防護工	Ⅱ-11-16
6. 塗装足場工	Ⅱ-11-16
6-1 塗装2段足場工	Ⅱ-11-16
6-2 塗装足場シート工	Ⅱ-11-17

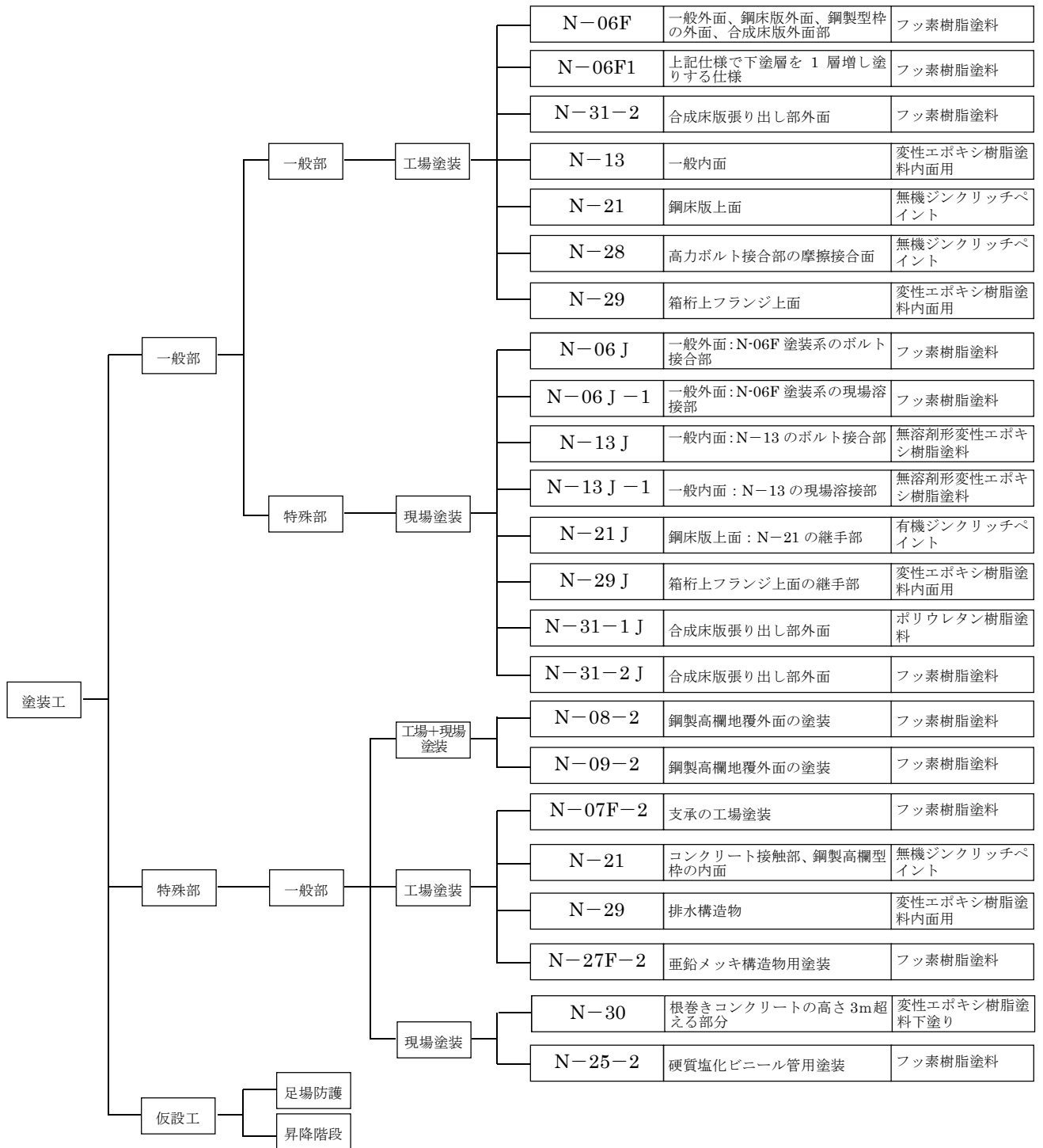
1. 総 則

- 1-1 本基準は、鋼橋の塗装前処理、塗装に適用する。  
(適用鋼橋型式)

鋼 桁 構 造	プレートガーター、連続プレートガーター、ゲルバーガーター、合成桁等に類するもの。
箱 桁 構 造	単純ボックスガーター、連続ボックスガーター、ゲルバーボックスガーター、鋼脚、合成ボックスガーター等に類するもの。
弦材を有する構造	トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチまたはラーメン等に類するもの。
横 断 歩 道 橋	各種横断歩道橋

- 1-2 塗装仕様は名古屋高速道路公社塗装設計施工基準による。
- 1-3 塗装面積の算出は「数量算出要領」による。
- 1-4 工場塗装はスプレー塗りを原則とする。

2. 構 成



### 3. 工場塗装

#### 3-1 塗装前処理

塗装前処理については、原板ブラストプライマー処理を標準とする。  
 なお、塗装前処理の標準歩掛は表3.1及び表3.2のとおりとする。

表3.1 塗装前処理（原板ブラスト・エッチングプライマー処理）（100㎡当り）

名 称	単 位	数 量	備 考
原板ブラスト及びプライマー	㎡	100	表3.3による
橋 梁 塗 装 工	人	2.3	2次調整（動力工具処理）
諸 雑 費	%	3	2次調整（動力工具処理）

（注） 諸雑費は、処理後のプライマー補修費用等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限とする。

表3.2 塗装前処理（原板ブラスト・ジンクリッチプライマー処理）（100㎡当り）

名 称	単 位	数 量	備 考
原板ブラスト及びプライマー	㎡	100	表3.3による
橋 梁 塗 装 工	人	6.3	2次調整（製品ブラスト）
橋 梁 塗 装 工	〃	2.3	2次調整（動力工具処理）
諸 雑 費	%	9	2次調整（製品ブラスト）
諸 雑 費	〃	3	2次調整（動力工具処理）

（注） 1. 動力工具処理の場合の諸雑費は、処理後のプライマー補修費用等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限とする。  
 2. 製品ブラストの場合の諸雑費は、ブラスト材料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表3.3 原板ブラスト及びプライマー単価

塗 装 前 処 理	単価 (円/㎡)	単価コード
原板ブラスト及びエッチングプライマー	340	T14010
原板ブラスト及びジンクリッチプライマー	340	T14011
原板ブラストのみ	82	T14012

（注） 1. 原板ブラスト及びプライマーについては、工場管理費の対象としない。  
 2. エッチングプライマーについては、ウォッシュ系（クロムフリー）とする。

#### 3-2 塗装方法

工場塗装は、下塗り、中塗り、上塗りともエアレススプレーを標準とする。

#### 3-3 工場塗装の標準歩掛

工場塗装の標準歩掛は、表3.4のとおりとする。

表3.4 塗装の標準歩掛（100㎡当り）

名 称	単 位	工場塗装（エアレススプレー使用）	
		数 量	備 考
ペ イ ン ト	kg		1回当りペイント使用量（表3.5）×塗装回数
希 釈 剤	〃		表3.5による
橋 梁 塗 装 工	人		表3.6、表3.7による
諸 雑 費	%	10	
計			

（注） 諸経費は工具損料等の費用であり、材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

### 3-4 塗料の使用量

工場塗装でのペイント及び希釈剤の使用量は表3.5を標準とする。下表以外の塗料は、塗装設計施工基準によること。

表3.5 ペイント使用量 (工場塗装エアレススプレー使用) (kg/100m<sup>2</sup>/回)

塗 装 種 別		規 格	標準使用量	塗 装 系
下 塗 り	エポキシ樹脂下塗り塗料		54	N-06F
	無機ジンクリッチペイント		60	N-06F
	ミストコート		16	
	フェノール樹脂M. I. 0塗料		30	
	亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料		20	N-31-2
	変性エポキシ樹脂塗料内面用		41	N-13, N-29
中 塗 り	フッ素樹脂塗料中塗		17	
上 塗 り	フッ素樹脂塗料上塗		14	
希 釈 剤			塗料標準使用 の10%	

- (注) 1. 塗料の種別、規格および使用量は公社塗装設計施工基準による。  
 2. 使用量は塗装作業中におけるロス分（飛散したものや残余塗料で使用不能になったもの等）を含んだものの標準値である。  
 3. 希釈剤使用量は、使用機器等の洗浄希釈剤を含む。  
 4. ミストコートについては、次層の塗料の30～50%希釈液を使用する。

### 3-5 橋梁塗装工歩掛

- (1) 工場塗装の作業歩掛は、次式による。

$$\text{工場塗装作業歩掛} = \text{工場塗装標準歩掛} \times (1 + \text{補正係数})$$

表3.6 工場塗装標準歩掛 (人/100m<sup>2</sup>/回)

作 業 内 容	工場塗装
標 準 歩 掛	1.4

- (注) 1. 上記歩掛は、準備、後片付け、塗装面の清掃を含む。  
 2. 塗装作業の実施は、橋梁塗装工による。

表3.7 補正係数

割増条件	工場塗装
箱桁構造内面 (密閉部)	0.6

- (注) 各層とも適用する。

3-6 工場塗装単価表

1) 一般外面用

(1) N-06F 一般外面塗装 P19122 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板ブラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理(製品ブラスト)含む
下塗(1層)	無機ジンクリッチペイント	kg	60			
下塗(2層)	ミストコート(エポキシ樹脂塗料下塗)	〃	16			
下塗(3層)	エポキシ樹脂塗料下塗	〃	54			
中塗(4層)	フッ素樹脂塗料用中塗	〃	17			
上塗(5層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	14			
希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	6.0			60*0.1
〃	エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	11.8			16*0.4+54*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(中塗用)	〃	1.7			17*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(上塗用)	〃	1.4			14*0.1
橋梁塗装工		人	7			1.4人*5
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						

(2) N-06F1 一般外面塗装 P19124 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板ブラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理(製品ブラスト)含む
下塗(1層)	無機ジンクリッチペイント	kg	60			
下塗(2層)	ミストコート(エポキシ樹脂塗料下塗)	〃	16			
下塗(3層)	エポキシ樹脂塗料下塗	〃	54			
下塗(4層)	エポキシ樹脂塗料下塗	〃	27			
中塗(5層)	フッ素樹脂塗料用中塗	〃	17			
上塗(6層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	14			
希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	6.0			60*0.1
〃	エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	14.5			16*0.4+54*0.1+27*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(中塗用)	〃	1.7			17*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(上塗用)	〃	1.4			14*0.1
橋梁塗装工		人	8.4			1.4人*6
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						



## (3) N-13 箱桁及び鋼製橋脚の内面塗装 P19125 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板プラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理(動力工具処理)含む
下塗(1層)	変性エポキシ樹脂塗料内面用	kg	41			
下塗(2層)	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	41			
希釈剤	変性エポキシ樹脂塗料内面用シンナー	〃	8.2			41*0.1+41*0.1
橋梁塗装工		人	4.48			1.4*(1+0.6)人*2
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						

## (4) N-21 鋼床版上面の塗装、コンクリート接触部の塗装 P19126 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板プラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理(製品プラスト)含む
第1層	無機ジンクリッチペイント	kg	30			
希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	3.0			30*0.1
橋梁塗装工		人	1.4			1.4人*1
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						

## (5) N-28 高力ボルト摩擦接合部の塗装 P19127 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板プラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理(製品プラスト)含む
第1層	無機ジンクリッチペイント	kg	60			
希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	6.0			60*0.1
橋梁塗装工		人	1.4			1.4人*1
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						

(6) N-29

箱桁上フランジ上面の塗装

P19128

100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板プラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理(製品プラスト)含む
下塗(1層)	無機ジンクリッチペイント	kg	30			
下塗(2層)	ミストコート(変性エポキシ樹脂塗料内面用)	〃	16			
下塗(3層)	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	41			
下塗(4層)	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	41			
希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	3.0			30*0.1
〃	変性エポキシ樹脂塗料内面用シンナー	〃	14.6			16*0.4+41*0.1+41*0.1
橋梁塗装工		人	5.6			1.4人*4
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						

(7) N-31-2

合成床版張り出し部外面塗装

P19130

100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	スリーププラスト	㎡	100			
下塗(1層)	亜鉛メッキ面用エポキシ樹脂塗料	kg	20			
中塗(2層)	フッ素樹脂塗料用中塗	〃	17			
上塗(3層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	14			
希釈剤	エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	2.0			20*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(中塗用)	〃	1.7			17*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(上塗用)	〃	1.4			14*0.1
橋梁塗装工		人	4.2			1.4人*3
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
㎡当たり						

#### 4. 現場塗装（新橋）

##### 4-1 適用範囲

###### 1) 標準単価が適用できる範囲

- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
- (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。

###### 2) 標準単価を適用できない範囲

- (1) エアスプレー等による機械吹付けの場合。
- (2) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (3) 部分塗替塗装の場合。
- (4) 塗膜剥離剤を利用した素地調整の場合。
- (5) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。
- (6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
- (7) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。
- (8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

##### 4-2 標準単価の設定

###### 1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整	○	○	○

- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用を含む。
2. ブラスト処理による継手部素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。
3. ブラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等）及び安全対策に要する費用は含まない。
4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。  
 2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。  
 3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

- (注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。  
 2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

## 2) 標準単価の規格・仕様

表4.1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
素地調整	動力工具処理 ISO St 3	m <sup>2</sup>	38
	ブラスト処理 ISO Sa 2 1/2	m <sup>2</sup>	42
研削材及びケレンかす回収・積込工		m <sup>2</sup>	70

(注) ブラスト処理に用いる研削材は硅砂を除く。

表4.2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (1)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料下塗り (1層)	m <sup>2</sup>	325
下塗り塗装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層) 注1	m <sup>2</sup>	115
	有機ジンクリッチペイント (2層) 注2	m <sup>2</sup>	150
	有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) 注1	m <sup>2</sup>	143
	変性エポキシ樹脂塗料 (2層) 注2	m <sup>2</sup>	150
	変性エポキシ樹脂塗料 (1層)	m <sup>2</sup>	300

- (注) 1. 超厚膜型エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層)、有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層) は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。  
 2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1種の塗装を塗り重ねるものである。  
 3. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1m<sup>2</sup>当たりのものである。  
 4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表4.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 (2)

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
準備・補修		m <sup>2</sup>	500
中塗り塗装	ふっ素樹脂塗料用	m <sup>2</sup>	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表4.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装（3）

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
上塗り塗装	ふっ素樹脂塗料用	m <sup>2</sup>	300

（注）はけ・ローラーによる塗装作業とする。

3) 補正係数の適用基準

(1) 補正係数の適用基準

表4.5 補正係数の適用基準

	規格・仕様	適用基準	記号	備考
補正係数	箱桁構造の密閉部 （内部照明・換気共）	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象面積
	横断歩道橋・側道橋	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象面積
	弦材を有する構造	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象面積
	高欄部単独施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>4</sub>	全体面積
	新橋継手部現場塗装	桁架設における新橋継手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象面積
	床版補強鋼板現場塗装 （鋼板圧着工法）	既設橋梁の床版補強工（鋼板圧着工法）において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、増桁は適用しない。	K <sub>6</sub>	対象面積

(2) 補正係数の数値

表4.6 補正係数の数値

区分	記号	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			
		継手部素地調整	準備・補修	塗装作業	
補正係数	箱桁構造の密閉部	K <sub>1</sub>	-	-	-
	横断歩道橋・側道橋	K <sub>2</sub>	-	1.19	1.20
	弦材を有する構造	K <sub>3</sub>	-	1.25	1.28
	高欄部単独施工	K <sub>4</sub>	-	-	-
	新橋継手部現場塗装	K <sub>5</sub>	-	-	1.44
	床版補強鋼板現場塗装	K <sub>6</sub>	-	-	1.33

（注）1. 新橋継手部現場塗装の補正係数を適用する場合、他の補正は、重複して適用しない。

2. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部（K<sub>1</sub>）のみを適用し、横断歩道橋・側道橋（K<sub>2</sub>）を重複して適用しない。

3. 横断歩道橋、側道橋で弦材を有する構造の場合は、弦材を有する構造（K<sub>3</sub>）のみを適用し、横断歩道橋・側道橋（K<sub>2</sub>）を重複して適用しない。

4. 新橋現場塗装における継手部への中・上塗りは、新橋継手部現場塗装の補正（K<sub>5</sub>）を適用しない。

4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）設計単価＝土木工事標準単価×K<sub>n</sub>

#### 4-3 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。
- (2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。公社塗装仕様については淡彩とする。
- (3) 適用できる鋼橋形式は、次のとおりとする。

  钣桁構造……プレートガーター、連続プレートガーター、ゲルバーガーター、合成桁等に類するもの。

  箱桁構造……単純ボックスガーター、連続ボックスガーター、ゲルバーボックスガーター、合成ボックスガーターに類するもの

  弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。

  横断歩道橋……各種横断歩道橋。

  側道橋……各種側道橋。

- (4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

- 1) さびが発生している場合

素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容
2種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	さび、旧塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。
3種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。
3種B	点錆が少し点在している。	5～15	同上
3種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同上

- 2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合

素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容
3種C	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	5以上	活膜は残すが、不良部は除去する。
4種	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	5以下	同上
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。

- (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理により行う作業をいう。
- (6) 3種ケレンについては、タッチアップ作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、タッチアップ作業を含まないものとする。
- (7) ケレン粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。
- (8) 準備・補修におけるタッチアップ作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜損傷箇所の補修作業である。
- (9) フッ素樹脂塗料とシリコン系樹脂塗料は、高耐久性塗装にも適用できる。
- (10) ブラスト処理による素地調整工で発生したケレンかす、及び研削材の運搬・処分に要する費用は含まない。
- (11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。
- (12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。
- (13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。

## (1) N-06 J 母材 N-06F 現場継手部 (ボルト接合部) の塗装 (一般外面100㎡当たり)

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整		㎡	100			D00311～D00316
下塗 (1層)	ミストコート (変性エポキシ樹脂塗料下塗)	〃	100			D00321～D00326
下塗 (2層)	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	kg	33			
下塗 (3層)	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	〃	33			
下塗 (4層)	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	〃	33			
中塗 (5層)	フッ素樹脂塗料用中塗	㎡	100			D00351～D00356
上塗 (6層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	100			D00371～D00376
希釈剤	エポキシ樹脂塗料用シンナー		9.9			33*0.1*3
橋梁塗装工		人	5.7			1.9*3
諸雑費		式	1			標準単価を除く材料費の4%
計						
㎡当たり						

## (2) N-06 J-1 母材 N-06F 現場継手部 (現場溶接部) の塗装 (一般外面100㎡当たり)

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整		㎡	100			D00311～D00316
下塗 (1層) (2層)	有機ジンクリッチペイント	〃	100 100			D00341～D00346
下塗 (3層)	変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100			D00331～D00336
下塗 (4層)	変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100			D00331～D00336
中塗 (5層)	フッ素樹脂塗料用中塗	〃	100			D00351～D00356
上塗 (6層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	100			D00371～D00376
計						
㎡当たり						

## (3) N-13 J 母材 N-28 箱桁・橋脚内面継手部 (ボルト接合部) の塗装 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整		㎡	100			D00311～D00316
第1層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料内面用	kg	30			
第2層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	30			
橋梁塗装工		人	5.7			1.9人*2*1.5
諸雑費		式	1			材料費の4%
計						
㎡当たり						

(4) N-21 J 母材 N-21 現場継手部 (ボルト接合部、現地溶接部) の塗装 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整		㎡	100			D00311～D00316
下塗 (1層)	有機ジンクリッチペイント	kg	24			
橋梁塗装工		人	1.9			1.9*1
諸雑費		式	1			材料費の4%
計						
㎡当たり						

(5) N-29 J 母材 N-29 箱桁フランジ上面 継手部の塗装 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整		㎡	100			D00311～D00316
第1層	ミストコート (変性エポキシ樹脂塗料内面用)	〃	100			D00321～D00326
第2層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	100			
第3層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	100			
第4層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	100			
第5層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	〃	100			
計						
㎡当たり						

(6) N-31-2 J 母材 N-31-2 合成床版張り出し部外面など亜鉛メッキ鋼材の継手部の塗装 100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整		㎡	100			D00311～D00316
下塗 (1層)	亜鉛メッキ面用エポキシ樹脂塗料	kg	16			
中塗 (2層)	フッ素樹脂塗料用中塗	㎡	100			D00351～D00356
上塗 (3層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	100			D00371～D00376
希釈剤	亜鉛メッキ面用エポキシ樹脂塗料用		1.6			16*0.1
橋梁塗装工		人	1.9			1.9*1
諸雑費		式	1			標準単価を除く材料費の4%
計						
㎡当たり						



4-4 その他塗装

(1) N-08-2 鋼製高欄外面・地覆外面塗装

100㎡当たり

名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工場 塗装	塗装前処理	原板ブラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理（製品ブラスト）含む
	下塗（1層）	無機ジンクリッチペイント	kg	30			
	希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	3			30*0.1
	橋梁塗装工		人	1.4			1.4人*1
	諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
	計						
	㎡当たり						
現場 塗装	素地調整		㎡	100			D00311~D00316
	下塗（2層）	ミストコート	〃	100			D00321~D00326
	下塗（3層）	エポキシ樹脂塗装下塗	〃	100			D00331~D00336
	下塗（4層）	エポキシ樹脂塗装下塗	〃	100			D00331~D00336
	下塗（5層）	エポキシ樹脂塗装下塗	〃	100			D00331~D00336
	中塗（6層）	フッ素樹脂塗料中塗	〃	100			D00351~D00356
	上塗（7層）	フッ素樹脂塗料上塗	〃	100			D00371~D00376
	計						
	㎡当たり						

(2) N-09-2 鋼製高欄外面・地覆外面塗装

100㎡当たり

名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工場 塗装	塗装前処理	原板ブラスト+ジンクリッチプライマー+二次表面処理	㎡	100			二次表面処理（製品ブラスト）含む
	下塗（1層）	無機ジンクリッチペイント	kg	30			
	希釈剤	無機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	3.0			30*0.1
	橋梁塗装工		人	1.4			1.4人*1
	諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
	計						
	㎡当たり						
現場 塗装	素地調整		㎡	100			D00311~D00316
	下塗（2層）	ミストコート	〃	100			D00321~D00326
	下塗（3層）	エポキシ樹脂塗装下塗	〃	100			D00331~D00336
	下塗（4層）	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	kg	30			
	下塗（5層）	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	〃	30			
	中塗（6層）	フッ素樹脂塗料用中塗	㎡	100			D00351~D00356
	上塗（7層）	フッ素樹脂塗料上塗	〃	100			D00371~D00376
	希釈剤	エポキシ樹脂塗料用シンナー（ガラスフレーク塗料）	kg	6			30*0.1+30*0.1
	橋梁塗装工		人	3.8			1.9*2
	諸雑費		式	1			標準単価を除く材料費*4%
	計						
	㎡当たり						

(3) N-07F-2

支承の塗装

P19134

100m<sup>2</sup>当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装前処理	原板プラスト+二次表面処理	m <sup>2</sup>	100			二次表面処理(動力工具処理)
下塗(1層)	有機ジンクリッチペイント	kg	30			
下塗(2層)	エポキシ樹脂塗料下塗	〃	54			
下塗(3層)	エポキシ樹脂塗料下塗	〃	54			
中塗(4層)	フッ素樹脂塗料用中塗	〃	17			
上塗(5層)	フッ素樹脂塗料上塗	〃	14			
希釈剤	有機ジンクリッチペイント用シンナー	〃	3.0			30*0.1
〃	エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	10.8			54*0.1+54*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(中塗用)	〃	1.7			17*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(上塗用)	〃	1.4			14*0.1
橋梁塗装工		人	7.0			1.4人*5
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
m <sup>2</sup> 当たり						

(4) N-27F-2

亜鉛メッキ構造物用塗装

P19132

100m<sup>2</sup>当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表面処理	原板プラスト+二次表面処理	m <sup>2</sup>	100			動力工具処理
第1層	亜鉛メッキ面用エポキシ樹脂塗料	kg	20			
第2層	フッ素樹脂塗料上塗	〃	14			
希釈剤	亜鉛メッキ面用エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	2.0			20*0.1
〃	フッ素樹脂塗料用シンナー(上塗用)	〃	1.4			14*0.1
橋梁塗装工		人	2.8			1.4人*2
諸雑費		式	1			プライマーを含めない材料費計の10%
計						
m <sup>2</sup> 当たり						

(5) N-30

根巻きコンクリートの高さ3mを超える部分の塗装

100m<sup>2</sup>当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
素地調整	動力工具処理による1種相当の処理をする。	m <sup>2</sup>	100			D00311~D00316
下塗(1層)	有機ジンクリッチペイント	〃	100			D00341~D00346
下塗(2層)			100			
下塗(3層)	変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100			D00331~D00336
下塗(4層)	変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100			D00331~D00336
下塗(5層)	変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100			D00331~D00336
計						
m <sup>2</sup> 当たり						

(6) N-25-2 硬質塩化ビニル管用塗装

100㎡当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表面処理	4種ケレン	㎡	100			D00311～D00316
第1層	フッ素樹脂塗料用中塗	〃	100			D00351～D00356
第2層	フッ素樹脂塗料上塗	〃	100			D00371～D00376
計						
㎡当たり						

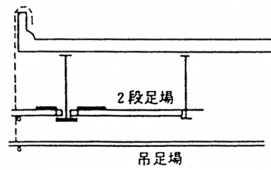
5. 足場防護工

第10章 床版工 6-4 防護工によるものとする。

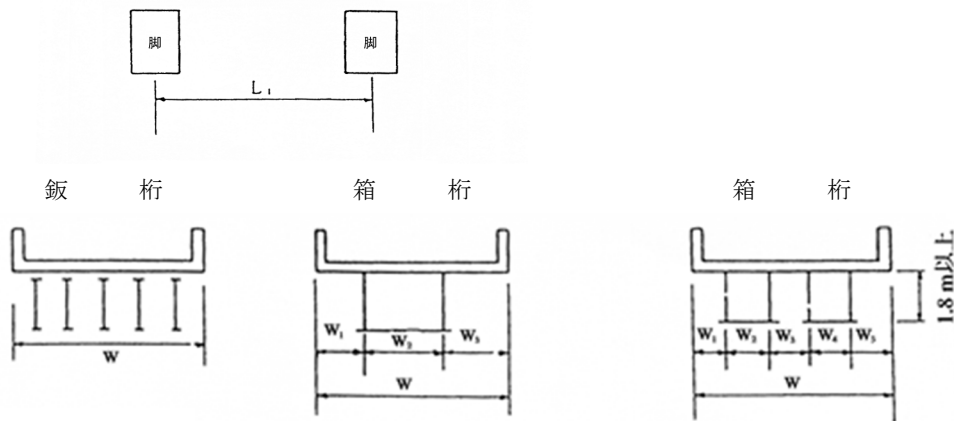
6. 塗装足場工

6-1 塗装2段足場工

- (1) 塗装足場は、原則として、床版工事において設置した防護工を利用するものとするが、塗装足場シートについては、単独に設置するものとする。  
ウェブ高1.8m以上の高さの場合には、塗装2段足場工を計上することができる。  
2段足場によっても塗装不可能の場合、別途担当課と協議するものとする。
- (2) 数量は、2段足場の必要な足場面積と、必要でない足場面積に分けて算出する。
- (3) 2段足場参考図



数量の算出要領は、次図による。



2段足場面積（桁高1.8m以上の場合計上できる。）

$$A = W \times \ell$$

$$A = (W - W_2) \times \ell$$

$$A = (W - W_2 - W_4) \times \ell$$

塗装2段足場工

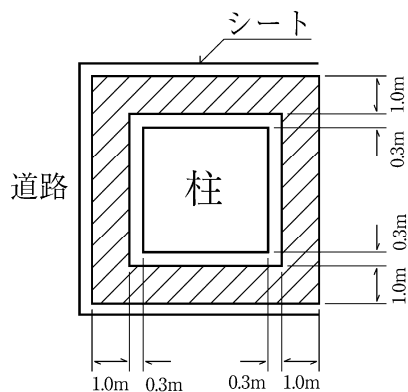
1,000㎡当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
角 パ イ プ	60×23	m・日	8,280		
単 管 パ イ プ	48.6×2.4	〃	10,890		
ク ラ ン プ	直交自在	ヶ・日	13.52		
合 板 足 場 板	240×28×4.0m	枚・日	11.7		
雑 材 料		式	1		上記計の1%
普 通 作 業 員		人	3.9		
計					
1 ㎡ 当 り					計/1,000㎡

(注) 2段足場の数量は、転用を考慮したものである。

6-2 塗装足場シート工

- (1) 施工箇所が、道路、民地に面している場合は、必要面積計上できる。
- (2) 脚の場合は、道路、民地側に対して面を計上する。
- (3) 落下防護工の内、ネット防護工、鋼脚柱足場工と重複して計上できる。
- (4) 鋼脚柱部の足場は、下図を参照して数量を求める(積算資料「第V節 数量についての現場塗装の場合」による)。また、足場工の歩掛は、第3章「コンクリート構造物工6-1 枠組足場工」による。



- (5) 桁部、橋脚部にかかわらず、下記歩掛とする。

シート 損料率30%

設置手間 とび工 0.004人/㎡

撤去手間 とび工 0.002人/㎡

単価表

P19202

100㎡当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シート	JIS 2類 t=0.32 3.6×5.4	㎡	100		T38084×0.3
とび工		人	0.6		設置・撤去
計					100㎡当り
1 ㎡ 当 り					計/100㎡



## 第12章 街 築 工

1. 一 般 .....	II-12-1
--------------	---------

## 1. 一般

「土木工事積算基準（平面街路編）」による。

舖

裝

工

13



## 第13章 舗装工

1. 路盤工	Ⅱ-13-1
1-1 適用範囲	Ⅱ-13-1
1-2 施工概要	Ⅱ-13-1
1-3 施工パッケージ	Ⅱ-13-1
2. アスファルト舗装工	Ⅱ-13-10
2-1 適用範囲	Ⅱ-13-10
2-2 施工概要	Ⅱ-13-10
2-3 施工パッケージ	Ⅱ-13-11
2-4 グースアスファルト舗装工	Ⅱ-13-18
2-5 半たわみ（コンポジット）性舗装工	Ⅱ-13-22
3. コンクリート舗装工	Ⅱ-13-24
3-1 適用範囲	Ⅱ-13-24
3-2 施工概要	Ⅱ-13-24
3-3 舗設工	Ⅱ-13-24
3-4 単価表	Ⅱ-13-26
4. 排水性アスファルト舗装工	Ⅱ-13-28
4-1 適用範囲	Ⅱ-13-28
4-2 施工概要	Ⅱ-13-28
4-3 施工パッケージ	Ⅱ-13-28
5. 特殊部の舗装	Ⅱ-13-30
5-1 路肩コンクリート工（片側100m当り）単価表	Ⅱ-13-30
5-2 路肩コンクリート打設工単価表	Ⅱ-13-30
5-3 コンクリート床版上の路肩部型枠（片側100m当り）	Ⅱ-13-31
5-4 非常駐車帯の舗装（1ヶ所当り）	Ⅱ-13-31
5-5 注入目地材工単価表（10m当り）	Ⅱ-13-32
5-6 中央分離帯開口部舗装工単価表（1ヶ所）	Ⅱ-13-32
6. SFR C舗装工	Ⅱ-13-33
6-1 適用範囲	Ⅱ-13-33
6-2 施工フロー	Ⅱ-13-33
6-3 歩掛	Ⅱ-13-33
7. 橋面防水工	Ⅱ-13-36
7-1 適用範囲	Ⅱ-13-36
7-2 市場単価の設定	Ⅱ-13-36
7-3 適用にあたっての留意事項	Ⅱ-13-37
8. 高機能防水工	Ⅱ-13-38
8-1 浸透防水工	Ⅱ-13-38
8-2 塗膜防水工	Ⅱ-13-38
9. 伸縮継手設置工（ゴムジョイント）	Ⅱ-13-38
9-1 伸縮継手設置工単価表（桁端補強箱型）	Ⅱ-13-38

9-2	伸縮継手取付用シート防護工単価表	II-13-39
9-3	伸縮継手（ゴムジョイント）防護工単価表	II-13-39
10.	伸縮継手据付工（鋼製ジョイント）	II-13-39

## 1. 路盤工

### 1-1 適用範囲

本資料は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装工事の路盤工（瀝青安定処理路盤を含む）に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

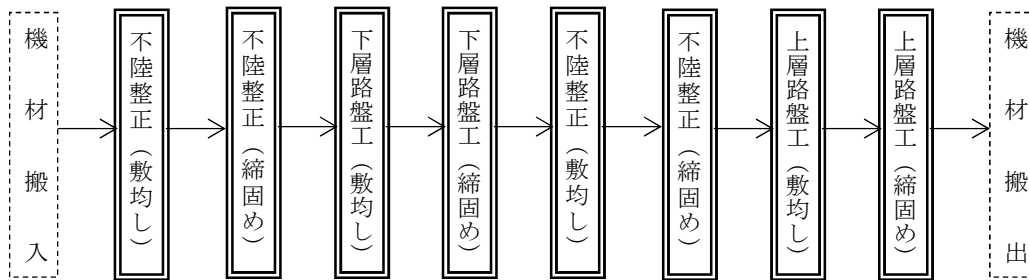
- (1) 路盤・路床面等の不陸整正
- (2) 一層当りの仕上り厚さが20cmまでの下層路盤
- (3) 一層当りの仕上り厚さが15cmまで（瀝青安定処理路盤の場合は10cmまで）の上層路盤
- (4) 舗装構成が車道部と同じ場合の路肩部の路盤

#### 2) 適用できない範囲

- (1) 瀝青安定処理路盤の締固め後密度2.30t/m<sup>3</sup>未満、2.40t/m<sup>3</sup>以上の場合
- (2) 歩道部の不陸整正
- (3) 3D-MCモータグレーダによる不陸整正、下層路盤及び上層路盤

### 1-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. 不陸整正（敷均し・締固め）は、必要に応じて計上する。  
 3. 下層路盤工（下層路盤（車道・路肩部）、下層路盤（歩道部））は、凍上抑制層の施工にも適用する。  
 4. 現道における情報ボックス工事、路盤の部分的な補修工事等は、歩道部を適用する。

### 1-3 施工パッケージ

#### 1) 不陸整正

##### (1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表1.1 不陸整正 積算条件区分一覧 (積算単位：m<sup>2</sup>)

補足材料の有無	補足材料平均厚さ	補足材料
無し	—	—
有り	(表1.2)	(表1.3)

- (注) 1. 上表は、路盤・路床面等の不陸整正（補足材料がある場合も含む）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  
 2. 補足材料の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.27）

表1.2 補足材料平均厚さ

積算条件	区分
補足材料平均厚さ	1mm以上 3mm未満
	3mm以上 6mm未満
	6mm以上 9mm未満
	9mm以上 13mm未満
	13mm以上 17mm未満
	17mm以上 21mm未満
	21mm以上 25mm未満
	25mm以上 29mm未満
	29mm以上 34mm未満
	34mm以上 39mm未満
	39mm以上 44mm未満
	44mm以上 49mm未満
	49mm以上 55mm未満
	55mm以上 61mm未満
	61mm以上 67mm未満
67mm以上 75mm未満	

表1.3 補足材料

積算条件	区分
補足材料	クラッシュラン C-20
	クラッシュラン C-30
	クラッシュラン C-40
	再生クラッシュラン RC-20
	再生クラッシュラン RC-30
	再生クラッシュラン RC-40
	再生粒度調整碎石 RM-25
	再生粒度調整碎石 RM-30
	再生粒度調整碎石 RM-40
	粒度調整碎石 M-25
	粒度調整碎石 M-30
	粒度調整碎石 M-40
	補足材料 (各種)

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1.4 不陸整正 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	モータグレーダ[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] ブレード幅3.1m	
	K 2	ロードローラ[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 質量 10t 締固め幅2.1m	
	K 3	タイヤローラ[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 質量 8~20t	賃料
労務	R 1	運転手 (特殊)	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	普通作業員	
	R 4	一般土木世話役	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	再生クラッシュラン RC-40	補足材料有りの場合
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 下層路盤（車道・路肩部）

(1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表1.5 下層路盤（車道・路肩部）積算条件区分一覧（積算単位：m<sup>2</sup>）

全仕上り厚	施工区分	材料
実数入力	1層施工	(表1.6)
	2層施工	
	3層施工	
	4層施工	
	5層施工	
	6層施工	

- (注) 1. 上表は、車道部及び路肩部の下層路盤（凍上抑制層がある場合も含む）の路盤材敷均し・締固め  
 の他、散水、タンパ・ランマによる締固め補助、小型バックホウ及び振動ローラによる補助作業等、  
 その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工区分は、一層当りの仕上り厚を20cmとして施工層数を算出し、決定する。  
 なお、施工層数は小数点以下を切り上げるものとする。  
 （例：全仕上り厚が500mmの場合  $500\text{mm} \div 200\text{mm} = 2.5 \rightarrow 3$ 層施工）
3. 路盤材の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.27）

表1.6 材料

積算条件	区分
材料	クラッシュラン C-20
	クラッシュラン C-30
	クラッシュラン C-40
	再生クラッシュラン RC-20
	再生クラッシュラン RC-30
	再生クラッシュラン RC-40
	路盤材（各種）

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1.7 下層路盤（車道・路肩部）代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	モータグレーダ[土工用・排出ガス対策型(第2次基準値)] ブレード幅3.1m	
	K 2	ロードローラ[マカダム・排出ガス対策型(第2次基準値)] 質量 10t 締固め幅2.1m	
	K 3	タイヤローラ[普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 質量 8~20t	賃料
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	運転手(特殊)	
	R 3	普通作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	クラッシュラン C-40	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3) 下層路盤（歩道部）

(1)条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表1.8 下層路盤（歩道部）積算条件区分一覧 (積算単位：m<sup>2</sup>)

全仕上り厚	施工区分	材料
実数入力	1層施工	(表1.9)
	2層施工	
	3層施工	

- (注) 1. 上表は、歩道部の下層路盤の路盤材敷均し・締固めの他、散水、タンパ・ランマによる締固め補助等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工区分は、一層当りの仕上り厚を20cmとして施工層数を算出し、決定する。  
 なお、施工層数は小数点以下を切り上げるものとする。  
 (例：全仕上り厚が300mmの場合  $300\text{mm} \div 200\text{mm} = 1.5 \rightarrow 2$ 層施工)
3. 路盤材の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.27)

表1.9 材料

積算条件	区分
材料	クラッシュラン C-20
	クラッシュラン C-30
	クラッシュラン C-40
	再生クラッシュラン RC-20
	再生クラッシュラン RC-30
	再生クラッシュラン RC-40
	路盤材(各種)

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1.10 下層路盤（歩道部）代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	小型バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（第2次基準値）〕山積0.11m <sup>3</sup> （平積0.08m <sup>3</sup> ）	賃料
	K 2	振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型（第1次基準値）〕質量3～4t	賃料
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手（特殊）	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	—	
材料	Z 1	再生クラッシュラン RC-40	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

4) 上層路盤（車道・路肩部）

(1)条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表1.11 上層路盤（車道・路肩部）積算条件区分一覧（積算単位：m<sup>2</sup>）

材料	平均厚さ	1層当り平均仕上り厚	全仕上り厚	施工区分	瀝青材料種類
(表1.12)	1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	実数入力	—	—	(表1.14)
	1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下)				
	1.4m以上3.0m以下				
	3.0m超				
(表1.13)	—	—	実数入力	1層施工 2層施工 3層施工	—

(注) 1. 上表で材料が瀝青安定処理材の場合、アスファルト混合物敷均し・締固め、アスファルト乳剤散布の他、砂の散布、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 上表で材料が粒度調整砕石の場合、路盤材敷均し・締固めの他、散水、タンパ・ランマによる締固め補助、小型バックホウ及び振動ローラによる補助作業等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

3. 施工区分は、一層当りの仕上り厚を15cmとして施工層数を算出し、決定する。

なお、施工層数は小数点以下を切り上げるものとする。

（例：全仕上り厚が400mmの場合  $400\text{mm} \div 150\text{mm} = 2.66\cdots \rightarrow 3$ 層施工）

4. 路盤材及びアスファルト混合物の材料ロスを含む。標準ロス率は、路盤材が+0.27、アスファルト混合物が+0.07とする。

5. 瀝青安定処理材は一層分の施工となっており、複数層を施工する場合は、本施工パッケージを層数分計上する。

表1.12 瀝青安定処理材種類

積算条件	区分	標準締固め後密度 (t/m <sup>3</sup> )
材料	瀝青安定処理材 (25)	2.35
	瀝青安定処理材 (30)	〃
	瀝青安定処理材 (40)	〃
	再生瀝青安定処理材 (40)	〃
	路盤材 (各種)	2.30以上～2.40未満

表1.13 粒度調整碎石種類

積算条件	区分
材料	再生粒度調整碎石 RM-25
	再生粒度調整碎石 RM-30
	再生粒度調整碎石 RM-40
	粒度調整碎石 M-25
	粒度調整碎石 M-30
	粒度調整碎石 M-40
	路盤材 (各種)

表1.14 瀝青材料種類

積算条件	区分
瀝青材料種類	タックコート PK-4
	プライムコート PK-3
	タックコート (各種)
	プライムコート (各種)



## (2)代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表1.15 上層路盤（車道・路肩部）代表機材規格一覧

材料	平均幅員	項目	代表機材規格	備考	
瀝青安定処理	1.4m未満	機械	K 1	振動ローラ（舗装用）[ハンドガイド式] 質量 0.5～0.6t	
			K 2	振動コンパクト[前進型] 質量40～60kg	
			K 3	—	
		労務	R 1	特殊作業員	
			R 2	普通作業員	
			R 3	土木一般世話役	
			R 4	—	
		材料	Z 1	アスファルト混合物（安定処理材）AS安定処理（40）	
			Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合
				アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
			Z 3	ガソリン レギュラー スタンド	
		Z 4	軽油 パトロール給油		
		市場単価	S	—	
		1.4m以上 3.0m以下	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[ホイール型・低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)]舗装幅1.4～3.0m
	K 2			振動ローラ[搭乗・コンバインド式・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）]運転質量3～4t	賃料
	K 3			タイヤローラ[普通型・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）]運転質量3～4t	賃料
	労務		R 1	普通作業員	
			R 2	特殊作業員	
			R 3	運転手（特殊）	
			R 4	土木一般世話役	
	材料		Z 1	アスファルト混合物（安定処理材）AS安定処理（40）	
			Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合
				アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
			Z 3	軽油 パトロール給油	
	Z 4		—		
	市場単価		S	—	
	3.0m超		機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[ホイール型・低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)]舗装幅2.3～6.0m
		K 2		ロードローラ [マカダム・超低騒音型・排出ガス対策型（第2次基準値）] 運転質量10t 締め幅2.1m	賃料
		K 3		タイヤローラ[普通型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)]運転質量13t	賃料
		労務	R 1	普通作業員	
			R 2	特殊作業員	
			R 3	運転手（特殊）	
			R 4	土木一般世話役	
材料		Z 1	アスファルト混合物（安定処理材）AS安定処理（40）		
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合	
			アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合	
		Z 3	軽油 パトロール給油		
Z 4		—			
市場単価		S	—		

粒度調整 碎石	—	機械	K 1	モータグレーダ[土工用・排出ガス対策型 (第2次基準値)] ブレード幅3.1m	
			K 2	ロードローラ[マカダム・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 質量10t 締固め幅2.1m	
			K 3	タイヤローラ[普通型・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 質量8~20t	賃料
		労務	R 1	運転手 (特殊)	
			R 2	特殊作業員	
			R 3	普通作業員	
			R 4	土木一般世話役	
		材料	Z 1	再生粒度調整碎石 RM-40	
			Z 2	軽油 パトロール給油	
			Z 3	—	
			Z 4	—	
		市場単価	S	—	

5) 上層路盤（歩道部）

(1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表1.16 上層路盤（歩道部）積算条件区分一覧（積算単位：m<sup>2</sup>）

全仕上り厚	施工区分	材料
実数入力	1層施工	(表1.17)
	2層施工	
	3層施工	

(注) 1. 上表は、歩道部の上層路盤の路盤材敷均し・締固めの他、散水、タンパ・ランマによる締固め補助等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 施工区分は、一層当りの仕上り厚を15cmとして施工層数を算出し、決定する。

なお、施工層数は小数点以下を切り上げるものとする。

(例：全仕上り厚が200mmの場合  $200\text{mm} \div 150\text{mm} = 1.33\cdots \rightarrow 2$ 層施工)

3. 路盤材の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.27）

表1.17 材料

積算条件	区分
材料	再生粒度調整碎石 RM-25
	再生粒度調整碎石 RM-30
	再生粒度調整碎石 RM-40
	粒度調整碎石 M-25
	粒度調整碎石 M-30
	粒度調整碎石 M-40
	路盤材（各種）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1.18 上層路盤（歩道部）代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	小型バックホウ（クローラ型）[標準型・排出ガス対策型（第2次基準値）]山積0.11m <sup>3</sup> （平積0.08m <sup>3</sup> ）	賃料
	K 2	振動ローラ（舗装用）[搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型（第1次基準値）] 運転質量3～4t	賃料
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手（特殊）	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	—	
材料	Z 1	再生粒度調整碎石 RM-30	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 2. アスファルト舗装工

### 2-1 適用範囲

本資料は、舗装工における基層・中間層・表層及び縁石工におけるアスカーブに適用する。

#### 1) 適用できる範囲

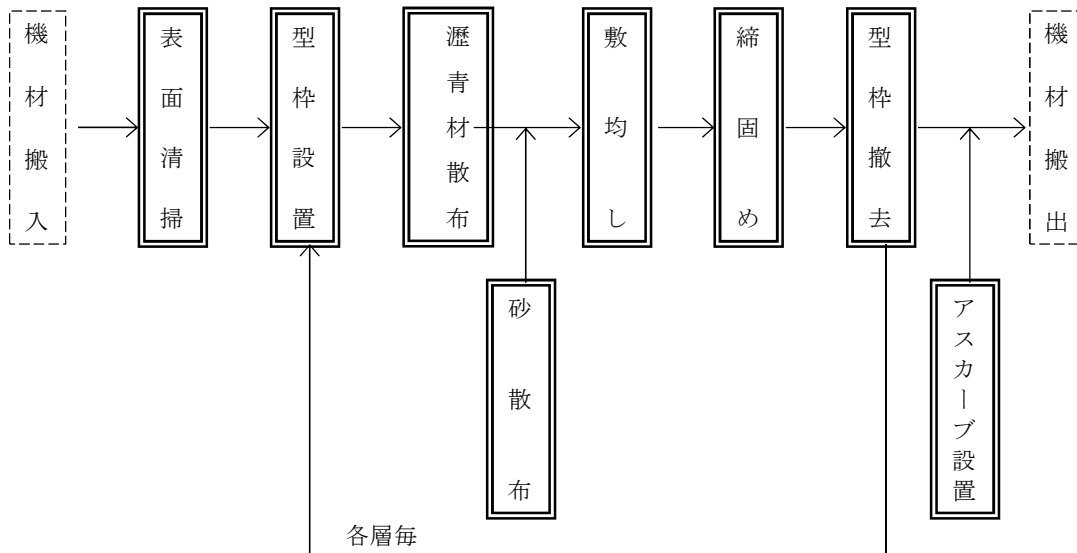
- (1) アスファルト混合物が購入方式の場合
- (2) 施工箇所が車道・路肩部で1層当り平均仕上がり厚が70mm 以下の場合
- (3) 施工箇所が歩道部で1層当り平均仕上がり厚が70mm 以下の場合
- (4) 断面積が125cm<sup>2</sup> 以上、300cm<sup>2</sup> 未満のアスカーブの場合

#### 2) 適用できない範囲

- (1) アスファルト混合物が現地プラント方式の場合
- (2) アスファルト混合物の締固め後密度が1.90t/m<sup>3</sup> 未満、2.50t/m<sup>3</sup> 以上の場合
- (3) 瀝青材料散布後に砂散布が必要な場合のうち、瀝青材料がプライムコート以外の場合

### 2-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

2. 瀝青材料がプライムコートの場合、砂散布の有無にかかわらず本施工パッケージを適用できる。

2-3 施工パッケージ

1) 基層（車道・路肩部）・中間層（車道・路肩部）・表層（車道・路肩部）

(1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表2.1 基層（車道・路肩部）・中間層（車道・路肩部）・表層（車道・路肩部） 積算条件区分一覧  
(積算単位：m<sup>2</sup>)

平均幅員	一層当り平均 仕上り厚	材料	瀝青材料種類
1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	実数入力	(表2.2)	(表2.3)
1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mmを超え70mm以下)			
1. 4m以上3.0m以下			
3.0m超			

- (注) 1. 上表は、車道・路肩部における基層、中間層又は表層のアスファルト混合物敷均し・締固め、アスファルト乳剤散布の他、砂の散布、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  
 2. アスファルト混合物の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.07）  
 3. 瀝青材料の材料ロスを含む。なお、標準使用量は、タックコートの場合43L/100m<sup>2</sup>、プライムコートの場合126L/100m<sup>2</sup>とする。  
 4. 面積＝本線＋すりつけ部＋非常駐車帯とする。  
 5. 幅員に関わらず機械施工が困難な場合は平均幅員1.4m未満を適用する。

表2.2 材料

積算条件	区分		
	アスファルト混合物	表層・基層	標準締固め後密度 (t/m <sup>3</sup> )
材料	密粒度アスコン(13)	表層	2.35
	密粒度アスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅠ型)	表層	〃
	密粒度アスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅢ型-W)	基層	〃
	密粒度アスコン(13) (消石灰1.5%添加)	基層	〃
	密粒度アスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅡ型)	表層	〃
	密粒度キヤップアスコン(13)		〃
	密粒度キヤップアスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅠ型)	表層	〃
	密粒度アスコン(20) (ホリマー改質アスファルトⅡ型)	中間層	〃
	粗粒度アスコン(20)	基層	〃
	再生密粒度アスコン(13)		〃
	開粒度アスコン(13)	表層	1.94

表2.3 瀝青材料種類

積算条件	区分
瀝青材料種類	タックコート PK-4
	プライムコート PK-3
	タックコート (各種)
	プライムコート (各種)
	無し

## (2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.4 基層（車道・路肩部）中間層（車道・路肩部）代表機労材規格一覧

平均幅員	項目	代表機労材規格	備考	
1.4m未満	機械	K 1	振動ローラ（舗装用）[ハンドガイド式] 運転質量 0.5～0.6t	
		K 2	振動コンパクト[前進型] 機械質量40～60kg	
		K 3	—	
	労務	R 1	特殊作業員	
		R 2	普通作業員	
		R 3	土木一般世話役	
		R 4	—	
	材料	Z 1	密粒度アスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅢ型-W)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
			密粒度アスコン(13) (消石灰1.5%添加)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
Z 3		ガソリン レギュラー スタンド		
Z 4	軽油 パトロール給油			
市場単価	S	—		
1.4m以上 3.0m以下	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[ホイール型・低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)]舗装幅1.4～3.0m	賃料
		K 2	振動ローラ[搭乗・コンバインド式・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)]運転質量3～4t	賃料
		K 3	タイヤローラ[普通型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)]運転質量3～4t	賃料
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	特殊作業員	
		R 3	運転手(特殊)	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	密粒度アスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅢ型-W)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
			密粒度アスコン(13) (消石灰1.5%添加)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
Z 3		軽油 パトロール給油		
Z 4	—			
市場単価	S	—		
3.0m超	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[ホイール型・低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)]舗装幅2.3～6.0m	賃料
		K 2	ロードローラ[マカダム・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)]運転質量10t 締固め幅2.1m	賃料
		K 3	タイヤローラ[普通型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)]運転質量13t	賃料
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	特殊作業員	
		R 3	運転手(特殊)	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	密粒度アスコン(13) (ホリマー改質アスファルトⅢ型-W)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
			密粒度アスコン(13) (消石灰1.5%添加)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
Z 3		軽油 パトロール給油		
Z 4	—			
市場単価	S	—		

表2.5 表層（車道・路肩部）代表機労材規格一覧

平均幅員	項目		代表機労材規格	備考
1.4m未満	機械	K 1	振動ローラ（舗装用）〔ハンドガイド式〕 運転質量 0.5～0.6t	
		K 2	振動コンパクト〔前進型〕 機械質量 40～60kg	
		K 3	—	
	労務	R 1	特殊作業員	
		R 2	普通作業員	
		R 3	土木一般世話役	
		R 4	—	
	材料	Z 1	密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	ガソリン レギュラー スタンド	
Z 4		軽油 パトロール給油		
市場単価	S	—		
1.4m以上 3.0m以下	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ〔ホイール型・低騒音型・排出 ガス対策型(2014規制)〕舗装幅1.4～3.0m	賃料
		K 2	振動ローラ（舗装用）〔搭乗・超低騒音型・コンバイン ド式・排出ガス対策型（第3次基準値）〕 運転質量3～4t	賃料
		K 3	タイヤローラ〔普通型・超低騒音型・排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 運転質量 3～4t	賃料
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	特殊作業員	
		R 3	運転手（特殊）	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	軽油 パトロール給油	
Z 4		—		
市場単価	S	—		
3.0m超	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ〔ホイール型・低騒音型・排出 ガス対策型(2014年規制)〕舗装幅2.3～6.0m	賃料
		K 2	ロードローラ〔マカダム・超低騒音型・排出ガス対策型 （第2次基準値）〕 運転質量10t 締固め幅2.1m	賃料
		K 3	タイヤローラ〔普通型・超低騒音型・排出ガス対策型 (2011年規制)〕運転質量13t	賃料
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	特殊作業員	
		R 3	運転手（特殊）	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.35t/m <sup>3</sup>
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	軽油 パトロール給油	
Z 4		—		
市場単価	S	—		

2) 基層（歩道部）・中間層（歩道部）・表層（歩道部）

(1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表2.6 基層（歩道部）・中間層（歩道部）・表層（歩道部） 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

平均幅員	一層当り平均 仕上り厚	材料	瀝青材料種類
1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	実数入力	(表2.7)	(表2.3)
1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mmを超え70mm以下)			
1. 4m以上			

- (注) 1. 上表は、歩道部における基層、中間層又は表層のアスファルト混合物敷均し・締固め、アスファルト乳剤散布の他、砂の散布、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、瀝青材飛散保護等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. アスファルト混合物の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.10）
3. 瀝青材料の材料ロスを含む。なお、標準使用量は、タックコートの場合43L/100m<sup>2</sup>、プライムコートの場合126L/100m<sup>2</sup>とする。
4. 幅員に関わらず機械施工が困難な場合は平均幅員1.4m未満を適用する。

表2.7 材料

積算条件	材料			
	アスファルト混合物	標準締固め後 密度(t/m <sup>3</sup> )	アスファルト混合物	標準締固め後密度 (t/m <sup>3</sup> )
材料	密粒度アスコン(20)	2.20	細粒度アスコン(13)	2.15
	密粒度アスコン(13)	〃	再生細粒度アスコン(13)	〃
	密粒度キヤップアスコン(20)	〃	各種(1.90以上2.00t/m <sup>3</sup> 未満)	1.90以上2.00未満
	密粒度キヤップアスコン(13)	〃	各種(2.00以上2.10t/m <sup>3</sup> 未満)	2.00以上2.10未満
	粗粒度アスコン(20)	〃	各種(2.10以上2.20t/m <sup>3</sup> 未満)	2.10以上2.20未満
	再生密粒度アスコン(20)	〃	各種(2.20以上2.30t/m <sup>3</sup> 未満)	2.20以上2.30未満
	再生密粒度アスコン(13)	〃	各種(2.30以上2.40t/m <sup>3</sup> 未満)	2.30以上2.40未満
	再生粗粒度アスコン(20)	〃		



## (2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.8 基層（歩道部）中間層（歩道部）代表機労材規格一覧

平均幅員	項目		代表機労材規格	備考
1.4m未満	機械	K 1	振動ローラ（舗装用）[ハンドガイド式] 運転質量 0.5～0.6t	
		K 2	振動コンパクト[前進型] 機械質量 40～60kg	
		K 3	—	
	労務	R 1	特殊作業員	
		R 2	普通作業員	
		R 3	土木一般世話役	
		R 4	—	
	材料	Z 1	再生粗粒度アスコン(20)	標準締固め後密度2.20t/m <sup>3</sup>
			細粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.15t/m <sup>3</sup>
			再生粗粒度アスコン(20)	標準締固め後密度 各種(1.90以上2.40t/m <sup>3</sup> 未満)
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合
			アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	ガソリン レギュラー スタンド	
	Z 4	軽油 パトロール給油		
市場単価	S	—		
1.4m以上	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[クローラ型] 舗装幅1.4～3.0m	
		K 2	振動ローラ（舗装用）[搭乗・コンバインド式・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）]質量 3～4t	賃料
		K 3	—	
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	特殊作業員	
		R 3	運転手（特殊）	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	再生粗粒度アスコン(20)	標準締固め後密度2.20t/m <sup>3</sup>
			細粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.15t/m <sup>3</sup>
			再生粗粒度アスコン(20)	標準締固め後密度 各種(1.90以上2.40t/m <sup>3</sup> 未満)
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合
			アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	軽油 パトロール給油	
	Z 4	—		
市場単価	S	—		

表2.9 表層（歩道部）代表機労材規格一覧

平均幅員	項目		代表機労材規格	備考
1.4m未満	機械	K 1	振動ローラ（舗装用）[ハンドガイド式] 運転質量 0.5～0.6t	
		K 2	振動コンパクタ[前進型] 機械質量 40～60kg	
		K 3	—	
	労務	R 1	特殊作業員	
		R 2	普通作業員	
		R 3	土木一般世話役	
		R 4	—	
	材料	Z 1	再生密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.20t/m <sup>3</sup>
			細粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.15t/m <sup>3</sup>
			再生密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度 各種(1.90以上2.40t/m <sup>3</sup> 未満)
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合
			アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	ガソリン レギュラー スタンド	
	Z 4	軽油 パトロール給油		
市場単価	S	—		
1.4m以上	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[クローラ型] 舗装幅1.4～3.0m	
		K 2	振動ローラ（舗装用）[搭乗・コンバインド式・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）]質量 3～4t	賃料
		K 3	—	
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	特殊作業員	
		R 3	運転手（特殊）	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	再生密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.20t/m <sup>3</sup>
			細粒度アスコン(13)	標準締固め後密度2.15t/m <sup>3</sup>
			再生密粒度アスコン(13)	標準締固め後密度 各種(1.90以上2.40t/m <sup>3</sup> 未満)
		Z 2	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	プライムコートの場合
			アスファルト乳剤 PK-4 タックコート用	タックコートの場合
		Z 3	軽油 パトロール給油	
	Z 4	—		
市場単価	S	—		

3) アスカーブ

(1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表2.10 アスカーブ 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

断面積	材料
125cm <sup>2</sup> 以上 140cm <sup>2</sup> 未満	(表2.11)
140cm <sup>2</sup> 以上 155cm <sup>2</sup> 未満	
155cm <sup>2</sup> 以上 175cm <sup>2</sup> 未満	
175cm <sup>2</sup> 以上 195cm <sup>2</sup> 未満	
195cm <sup>2</sup> 以上 215cm <sup>2</sup> 未満	
215cm <sup>2</sup> 以上 235cm <sup>2</sup> 未満	
235cm <sup>2</sup> 以上 255cm <sup>2</sup> 未満	
255cm <sup>2</sup> 以上 280cm <sup>2</sup> 未満	
280cm <sup>2</sup> 以上 300cm <sup>2</sup> 未満	

(注) 1. 上表は、アスカーブ設置の他、瀝青材料、瀝青材料の散布及び加熱燃料等の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. アスファルト混合物の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.09）

表2.11 材料

積算条件	区分
材料	細粒度アスコン(13)
	再生細粒度アスコン(13)
	各種（締固め後密度2.10 t/m <sup>3</sup> ）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.12 アスカーブ 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級	タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む
	K 2	アスファルトカーバ[ガソリンエンジン駆動式] 能力4.0~4.5m <sup>3</sup> /h	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	運転手(一般)	
材料	Z 1	再生細粒度アスコン(13)	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	ガソリン レギュラー スタンド	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

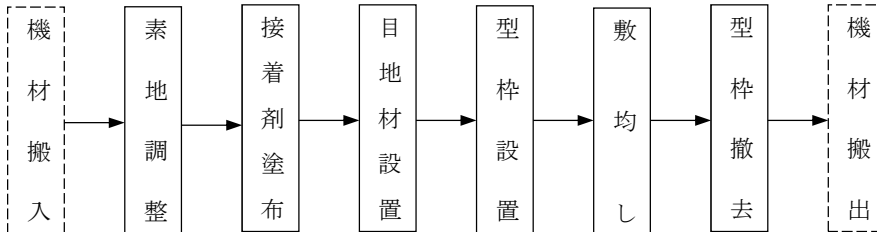
2-4 グースアスファルト舗装工

1) 適用範囲

本資料は、グースアスファルトを用いた橋梁における鋼床版上の基層のアスファルト舗装工事に適用する。  
 なお、グースアスファルト混合物の積算は、購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。

2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3) 施工歩掛 (素地調整 (4種))

素地調整は、ディスクサンダー等を用いて行う4種ケレンを標準作業とする。

ただし、これ以外の素地調整を行う場合には別途考慮する。

(1) 日当り編成人員

素地調整における日当り編成人員は、次表を標準とする。

表2.13 日当り編成人員 (人)

橋梁塗装工	4
-------	---

(2) 日当り施工量

素地調整における日当り施工量は、次表を標準とする。

表2.14 日当り施工量 (1日当り)

名称	単位	数量
素地調整 (4種)	m <sup>2</sup>	630

(3) 諸雑費

諸雑費は、ディスクサンダー損料、消耗品及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表2.15 諸雑费率 (%)

諸雑费率	3
------	---

4) 施工歩掛 (接着剤塗布)

接着剤塗布は、鋼床版上にローラ刷毛等を使用して接着剤を塗布する作業である。

(1) 日当り編成人員

接着剤塗布における日当り編成人員は、次表を標準とする。

表2.16 日当り編成人員 (人)

普通作業員	4
-------	---

(2) 日当り施工量

接着剤塗布における日当り施工量は、次表を標準とする。

表2.17 日当り施工量 (1日当り)

名 称	単 位	数 量
接 着 剤 塗 布	m <sup>2</sup>	630

(3) 使用材料

a. 接着剤

接着剤の塗布量は、次表を標準とよる。

表2.18 接着剤の塗布量 (100m<sup>2</sup>当り)

名 称	単 位	数 量
瀝 青 ゴ ム 系 接 着 剤	ℓ	42

(注) 上表の塗布量には、材料ロス分を含む。

(4) 諸雑費

諸雑費は、ローラ刷毛等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表2.19 諸雑费率 (%)

諸 雑 費 率	1
---------	---

5) 施工歩掛 (舗設工)

舗設工は、目地材の設置、型枠の設置・撤去、敷均しの作業である。なお、敷均しには、プリスタリング処理及びプレコート碎石散布作業を含むものとするが、これらの作業の有無による編成人員等の補正は行わない。

(1) 機種を選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表2.20 機種を選定

機 種	規 格	単 位	数 量
グースアスファルトフィニッシャ	舗装幅 2.5~4.5m	台	1

(2) 日当り編成人員

舗設工における日当り編成人員は、次表を標準とする。

表2.21 日当り編成人員 (人)

名 称	数 量
土 木 一 般 世 話 役	1
特 殊 作 業 員	5
普 通 作 業 員	9

(3) 日当たり施工量

舗設工における日当り施工量は、次表を標準とする。

表2.22 日当り施工量 (1日・1層当り)

名 称	単 位	数 量
舗 設 工	m <sup>2</sup>	640

(注) 1回の施工幅は「(1) 機種を選定」で選定したグースアスファルトフィニッシャの規格上の施工幅の範囲内で設定する。

(4) 使用材料

a. グースアスファルト混合物

グーアスファルト混合物の使用量は、次式による。

$$\text{使用量 (t)} = \text{設計面積 (m}^2\text{)} \times \text{仕上り厚さ (m)} \times \text{締固め後の密度 (t/m}^3\text{)} \times (1 + K) \dots \text{式2-1}$$

K：ロス率

表2.23 ロス率

名 称	ロス率
グーアスファルト混合物	+0.05

b. グーアスファルト混合物の締固め後密度

グーアスファルト混合物の締固め後の密度は、次表を参考とする。

表2.24 締固め後の密度

種 別	単 位	締固め後密度
グーアスファルト混合物	t / m <sup>3</sup>	2.35

(注) 締固め後の密度は標準値であり、これによりがたい場合は、別途考慮する。ただし、その場合の労務歩掛等の補正は行わない。

c. その他材料

プレコート砕石及び目地材が必要な場合は、必要数量を別途計上する。

(5) 諸雑費

諸雑費は、舗装用器具及び型枠、加熱燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に、次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表2.25 諸雑费率 (％)

諸 雑 費 率	3
---------	---

(6) 瀝青材料 (参考)

表層舗装に使用する瀝青材料は、タックコート (ゴム入り) を使用する。ただし、散布手間及び瀝青材料の散布量については「アスファルト舗装工」による。

6) 単価表

(1) 素地調整工 (4種) 100m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
橋 梁 塗 装 工		人	4×100/D	表2.13、表2.14
諸 雑 費		式	1	表2.15
計				

D：日当り施工量

## (2) 接着剤塗布工100㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	4×100/D	表2.16、表2.17
接 着 剤	瀝青ゴム系接着剤	ℓ		表2.18
諸 雑 費		式	1	表2.19
計				

D：日当り施工量

## (3) 舗設工100㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	1×100/D	表2.21、表2.22
特 殊 作 業 員		〃	5×100/D	〃 〃
普 通 作 業 員		〃	9×100/D	〃 〃
グースアスファルト 混 合 物		t		式2.1
目 地 材		m		必要量計上
プレコート砕石		kg		必要量計上
グースアスファルト フイニッシャ運 転	舗装幅 2.5～4.5m	日	1×100/D	表2.20、表2.22 機械損料
諸 雑 費		式	1	表2.25
計				

D：日当り施工量

## (4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
グースアスファルトフイニッシャ	舗装幅 2.5～4.5m	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →60 機械損料数量→1.58

2-5 半たわみ（コンポジット）性舗装工

1) 適用範囲

本資料は、開粒度タイプ加熱アスファルト混合物を舗設後、セメントミルクを浸透させる半たわみ性舗装工及び半たわみ性コンポジット舗装工に適用する。

なお、アスファルト混合物の舗設はアスファルト舗装工を適用する。

(1) 適用出来る範囲

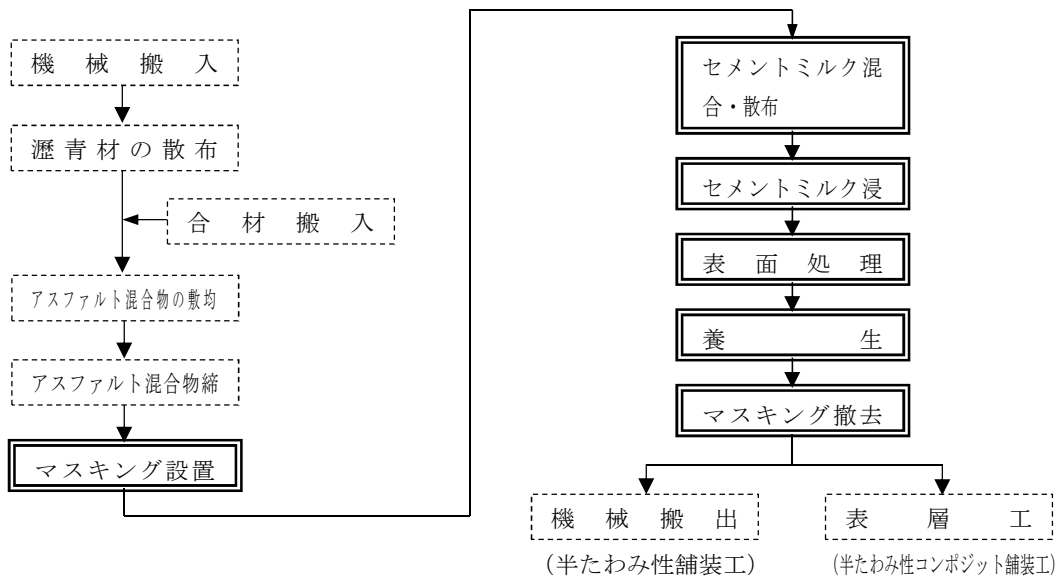
- a. 浸透作業が、普通型セメント、早強型セメント、超速硬型セメントによる全浸透型の場合
- b. 施工厚さが25mm以上100mm以下の場合

(2) 適用出来ない範囲

- a. 歩道に使用する場合

2) 施工概要

(1) 施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

3) 施工パッケージ

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.26 セメントミルク浸透 積算条件区分一覧

(積算単位：m2)

施工厚さ	浸透用セメントミルク種類	浸透用セメントミルク使用量
50mm	(表2.28)	—
100mm		—
各種		実数入力

(注) 1. 上表は、セメントミルクの現場練り、混合、散布、敷き広げ、マスキングの設置・撤去、養生作業の他、マスキング、浸透用セメントミルク敷き広げ作業等に必要のビニールシート、ゴムレーキ等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 浸透用セメントミルクの使用量は、表2.27を標準とする。これにより難しい場合は、施工厚さで各種を選択し、浸透用セメントミルク使用量を実数入力する。



表2.27 浸透用セメントミルク標準使用量

(100m<sup>2</sup>当り)

施工厚さ	浸透用セメントミルク使用量
50mm	1,260 ℓ
100mm	2,520 ℓ

(注) 100m<sup>2</sup>当り浸透用セメントミルク使用量 (ℓ) = 25.2 (ℓ/mm) × 施工厚さ (mm)

表2.28 浸透用セメントミルク種類

積算条件	区分
浸透用セメントミルク種類	超速硬型
	普通型
	早強型

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.29 セメントミルク浸透 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4～4.5t級 吊能力2.0t	
	K 2	振動ローラ (舗装用) [搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型 (第1次基準値)] 運転質量3～4t	
	K 3	散水車 [トラック架装型] タンク容量3800L	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	運転手 (特殊)	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	半たわみ性舗装用セメントミルク超速硬型	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

4) アスファルト舗装工

アスファルト舗設作業は「アスファルト舗装工」による。

### 3. コンクリート舗装工

#### 3-1 適用範囲

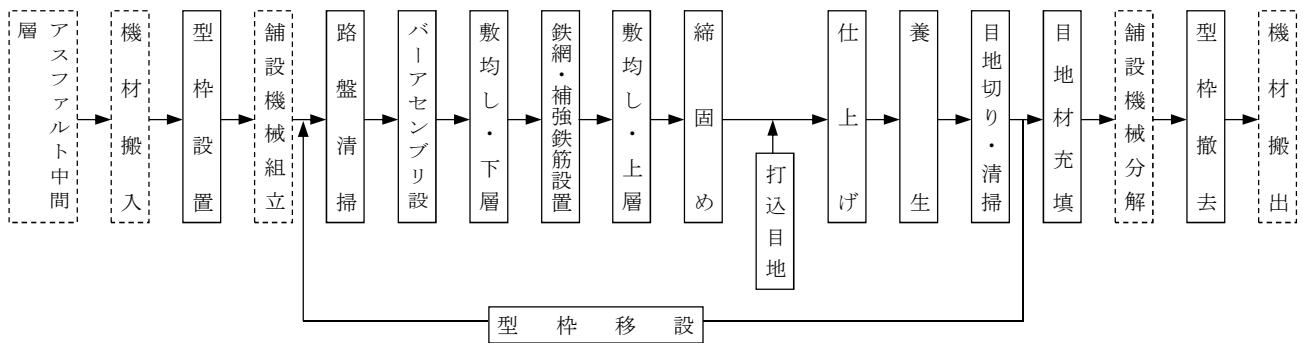
本資料は、レディーミクストコンクリートを用いたセメントコンクリート舗装工事（1車・2車（両・片勾配））に適用する。なお、特殊舗装（連続鉄筋コンクリート・プレストレストコンクリート舗装等）及びスリップフォームペーバを用いる場合には適用しない。

##### 1) 適用できる範囲

(1) 平均舗設厚が30cm以下の場合

#### 3-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

2. 路盤工は、第13章1. 路盤工による。

3. アスファルト中間層の施工は、第13章2. アスファルト舗装工による。

4. 1車線舗装における舗設機械の移設を含む。

#### 3-3 舗設工

舗設は機械舗設を標準とするが、施工量が少ない場合、交差点・すりつけ部等機械持込みが不適当な場合は、人力舗設とする。

##### 1) 機種を選定

機械舗設における機種・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種を選定

車線数	作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量
1車線	舗設	コンクリートスプレッダ	ブレード式 舗装幅3～7.5m	台	1
		コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 舗装幅3～7.5m	〃	1
		コンクリートレベラ	勾配固定式 舗装幅3～7.5m	〃	1
	舗設機械移設	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第2次基準値）25 t 吊	〃	1
2車線	舗設	コンクリートスプレッダ	勾配可変式・ブレード式 舗装幅5～8.5m	台	1
		コンクリートフィニッシャ	勾配可変式 舗装幅5～8.5m	〃	1
		コンクリートレベラ	勾配可変式 舗装幅5～8.5m	〃	1

2) 舗設歩掛

舗設歩掛は、次表を標準とする。

表3.2 舗設歩掛

(100㎡当り)

名 称	単 位	機 械 舗 設		人 力 舗 設	
		1 車	2 車	平均舗設厚 20cm以上	平均舗設厚 20cm未満
土 木 一 般 世 話 役	人	0.81	0.73	1.56	1.08
特 殊 作 業 員	〃	2.52	1.12	4.85	3.35
普 通 作 業 員	〃	5.66	2.98	9.23	6.38
左 官	〃	—	0.66	—	—
コンクリートスプレッド運転	h	1.42	1.31	—	—
コンクリートフィニッシャ運転	〃	1.42	1.31	—	—
コンクリートレベラ運転	〃	1.42	1.31	—	—
ラフテレーンクレーン運転	日	0.12	—	—	—
諸 雑 費 率	%	18	20	18	27

- (注) 1. 機械舗設で1車とは、1車線施工であり、2車とは2車線同時施工をいう。  
 2. 1車において、片側交互交通規制で施工する場合は、ラフテレーンクレーン運転及び諸雑費を除いた、上記歩掛の各々に1.1を乗じた数値を計上する。  
 3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
 4. 「2車」のコンクリートフィニッシャは、分解組立費、運搬費、運搬中の損料を別途計上する。  
 5. 諸雑費は、養生に使用するマット、散水車等の費用及び舗設に使用する軌道・型枠、機械（トラック（クレーン装置付ベーストラック4t級・吊能力2.9t）、コンクリートカッタ等）の費用であり、労務費、機械賃料、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。ただし、人力施工の場合は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 6. ターンテーブルが必要な場合は別途計上すること。

3) 舗設用コンクリート使用量

舗設用コンクリート使用量は、次式による。

$$\text{使用量 (m}^3\text{)} = \text{設計面積 (m}^2\text{)} \times \text{平均舗設厚 (m)} \times (1 + K) \dots\dots\text{式3.1}$$

K：ロス率

表3.3 ロス率 (K)

平均舗設厚	ロス率
25cm未満	+0.04
25cm以上30cm以下	+0.03

4) 目地材料費

コンクリート舗装における横・縦目地の材料費については、別途計上すること。

3-4 単価表

(1) 機械舗設 (1車) 100m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
コ ン ク リ ー ト		m <sup>3</sup>		式3.1
石 粉 又 は 瀝 青 材		kg, 〇		必要に応じ計上
鉄 網	D 6 150×150	m <sup>2</sup>		
補 強 鉄 筋 鉄 網	D 13 200×200	t		
補 強 鉄 筋	D 13	〃		
縦 目 地	(膨張) (収縮)	m		目地材・目地板・スリップ パー・チェア等を含む
横 目 地	(膨張) (収縮)	〃		
縦 自 由 縁 部		〃		目地材・目地板等含む
コンクリートスフ <sup>レック</sup> <sup>ク</sup> 運 転	ブレード式 舗装幅 3～7.5m	h		表3.1、表3.2 機械損料
コンクリートフィニッシャ 運 転	勾配固定式 舗装幅 3～7.5m	〃		〃
コンクリートレバ <sup>ラ</sup> 運 転	勾配固定式 舗装幅 3～7.5m	〃		〃
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対 策型 (第2次基準値) 25 t 吊	日		表3.1、表3.2 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表3.2
計				

※  
※  
※

(2) 機械舗設 (2車) 100m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
左 官		〃		〃
コ ン ク リ ー ト		m <sup>3</sup>		式3.1
石 粉 又 は 瀝 青 材		kg, 〇		必要に応じて計上
鉄 網	D 6 150×150	m <sup>2</sup>		
補 強 鉄 筋 鉄 網	D 13 200×200	t		
補 強 鉄 筋	D 13	〃		
縦 目 地	(膨張) (収縮)	m		目地材・目地板・スリップ パー・チェア等を含む
横 目 地	(膨張) (収縮)	〃		
縦 自 由 縁 部		〃		目地材・目地板等を含む
コンクリートスフ <sup>レック</sup> <sup>ク</sup> 運 転	勾配可変型・ブレード式 舗装幅 5～8.5m	h		表3.1、表3.2 機械損料
コンクリートフィニッシャ 運 転	勾配可変式 舗装幅 5～8.5m	〃		〃
コンクリートレバ <sup>ラ</sup> 運 転	勾配可変式 舗装幅 5～8.5m	〃		〃
諸 雑 費		式	1	表3.2
計				

※  
※  
※

## (3) 人力舗設 100㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
コ ン ク リ ー ト		m <sup>3</sup>		式3.1
石 粉 又 は 瀝 青 材		kg, 〇		必要に応じて計上
鉄 網	D 6 150×150	m <sup>2</sup>		
補 強 鉄 筋 鉄 網	D13 200×200	t		
補 強 鉄 筋	D13	〃		
縦 目 地	(膨張) (収縮)	m		目地材・目地板・スリップ バー・チェア等を含む ※
横 目 地	(膨張) (収縮)	〃		
縦 自 由 縁 部		〃		目地材・目地板等含む
諸 雑 費		式	1	表3.2
計				

## (4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
コンクリートスプレッダ	ブレード式 舗装幅 3～7.5m	機-1	
コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 舗装幅 3～7.5m	〃	
コンクリートレベラ	勾配固定式 舗装幅 3～7.5m	〃	
コンクリートスプレッダ	勾配可変型ブレード式 舗装幅 5～8.5m	〃	
コンクリートフィニッシャ	勾配可変式 舗装幅 5～8.5m	〃	
コンクリートレベラ	勾配可変式 舗装幅 5～8.5m	〃	

## (参考資料)

コンクリート舗装  
養生  
概説

舗設されたコンクリート版が、強度、耐久性及びすりへりに対する抵抗性等所要の品質が得られ、交通解放できるようになるまで有害な影響を受けないよう処置することを養生という。

養生は、初期養生と後期養生とに分けられる。

## 1. 初期養生

初期養生とは、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業が出来る程度にコンクリートが硬化するまでの間に行う養生をいい、三角屋根養生、膜養生の併用で行う。

## 1-1 三角屋根養生

三角屋根養生とは、コンクリート版表面からの水分の蒸発を少なくすること、日光の直射を避けること、風を防ぐこと、にわか雨を防ぐこと等を目的とした養生方法である。

## 1-2 膜養生

膜養生とは、粗面仕上げ終了後コンクリート版の表面に膜養生剤を散布して膜をつくり、コンクリートの水分の蒸発を防ぐ養生方法をいう。

## 2. 後期養生

後期養生とは、初期養生に引き続きコンクリート硬化を十分に行わせるために、水分の蒸発・急激な温度変化等を防ぐ目的で一定期間湿潤状態に保つ養生をいう。

後期養生は、養生マット等でコンクリート表面を隙間なく覆って完全に湿潤状態になるよう散水する養生をいう。

#### 4. 排水性アスファルト舗装工

##### 4-1 適用範囲

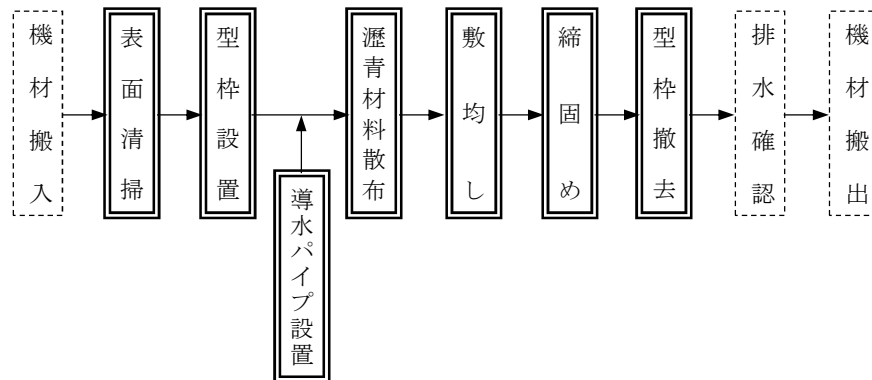
本資料は、車道における排水性アスファルト舗装工事に適用する。なお、排水性アスファルト混合物の積算は、購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。

##### 1) 適用できない範囲

- (1) 平均施工幅員が1.4m未満の場合において、1層当り平均仕上り厚が50mmを超える場合
- (2) 平均施工幅員が2.4m以上の場合において、1層当り平均仕上り厚が65mm以上の場合
- (3) 瀝青材料散布後に砂散布が必要な場合

##### 4-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

##### 4-3 施工パッケージ

##### 1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表4.1 排水性舗装・表層(車道・路肩部) 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

平均施工幅員	1層当り平均仕上り厚	導水パイプの設置	片側車線数	材料	瀝青材料の規格
1.4m未満	実数入力	有り	—	(表4.2)	(表4.3)
		無し			
2.4m以上	実数入力	有り	片側1車線		
			片側2車線以上		
		無し	—		

- (注) 1. 上表は、表層(車道部及び路肩部)のアスファルト混合物敷均し・締め、アスファルト乳剤散布の他、舗装用器具、補助機械、型枠材料、加熱燃料、導水パイプの設置、瀝青材飛散保護等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、平均施工幅員1.4m未満で導水パイプを設置する場合は、導水パイプ材料費を別途計上する。
- 2. 面積=本線(舗装端部含む)+すりつけ部+非常駐車帯とする。
- 3. アスファルト混合物の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.07)
- 4. 瀝青材の材料ロスを含む。なお、標準使用量は43L/100m<sup>2</sup>とする。
- 5. 排水性舗装端部の排水帯の有無にかかわらず適用できる。

表4.2 材料

積算条件	区分	
材料	アスファルト混合物	
	標準締固め後密度(t/m3)	
	ポーラスアスコン(20)	2.00
	ポーラスアスコン(13)	〃
	各種(1.90t/m3以上2.00t/m3未満)	1.90以上2.00未満
	各種(2.00t/m3以上2.10t/m3未満)	2.00以上2.10未満
	各種(2.10t/m3以上2.20t/m3未満)	2.10以上2.20未満
	各種(2.20t/m3以上2.30t/m3未満)	2.20以上2.30未満
各種(2.30t/m3以上2.40t/m3未満)	2.30以上2.40未満	

表4.3 瀝青材の規格

積算条件	
瀝青材料の規格	タックコート PKR (ゴム入り)
	タックコート (各種)
	無し

## 2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表4.4 排水性舗装・表層(車道・路肩部)代表機材規格一覧

平均幅員	項目	代表機材規格	備考	
1.4m未満	機械	K 1	振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式] 運転質量 0.5~0.6t	
		K 2	振動コンパクト[前進型] 機械質量40~60kg	
		K 3	—	
	労務	R 1	特殊作業員	
		R 2	普通作業員	
		R 3	土木一般世話役	
		R 4	—	
	材料	Z 1	ポーラスアスコン(13)	
		Z 2	アスファルト乳剤 PKR ゴム入り	瀝青材散布有りの場合
		Z 3	ガソリン レギュラー スタンド	
		Z 4	軽油 パトロール給油	
	市場単価	S	—	
2.4m以上	機械	K 1	アスファルトフィニッシャ[ホイール型・超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)] 舗装幅2.3~6.0m	賃料
		K 2	タイヤローラ[普通型・超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)] 運転質量13~14t	賃料
		K 3	ロードローラ[マカダム・超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 運転質量10t 締固め幅2.1m	賃料
	労務	R 1	普通作業員	
		R 2	運転手(特殊)	
		R 3	特殊作業員	
		R 4	土木一般世話役	
	材料	Z 1	ポーラスアスコン(13)	
		Z 2	アスファルト乳剤 PKR ゴム入り	瀝青材散布有りの場合
		Z 3	軽油 パトロール給油	
		Z 4	導水パイプ 排水性舗装用 樹脂製φ20	導水パイプ設置有りの場合
	市場単価	S	—	

5. 特殊部の舗装

5-1 路肩コンクリート工 (片側 100m当り) 単価表 P 23551 P 23552

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
コ ン ク リ ー ト 工	24-8-25	m <sup>3</sup>	(4.00) 3.50		打設共 P 23521
型 枠 費		m	100		P 23531
目 地 材	t = 10mm	m <sup>2</sup>	(0.40) 0.35		材料のみ T 19511
養 生 費		〃	(56.3) 50.0		橋面養生費による P 09066
計					
1 m 当 り					

- (注) 1. 上表には排水柵部分の延長を含む。  
 2. コンクリートボリュームは両側の平均値である。( )内は上下線1体構造の場合である。  
 3. 上表は舗装厚75mmの場合の単価表である。

5-2 路肩コンクリート打設工単価表 P 23521 (P 23522) (10m<sup>3</sup>当り)

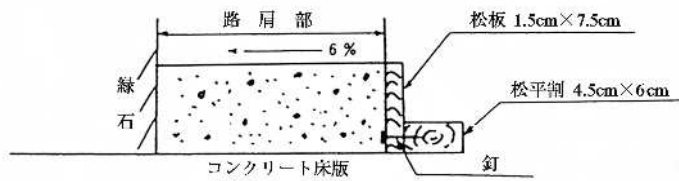
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
生 コ ン ク リ ー ト	24-8-25 (30-8-25)	m <sup>3</sup>	10		
世 話 役		人	0.57		
特 殊 作 業 員		〃	0.79		
普 通 作 業 員		〃	1.25		
諸 雑 費		式	1		労務費の7%
計					

- (注) 1. P23521は生コン規格 24-8-25  
 P23522は生コン規格 30-8-25  
 2. コンクリート材料の補正割増し(+4%)は材料単価にて行っている。  
 3. 諸雑費は、シュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用である。



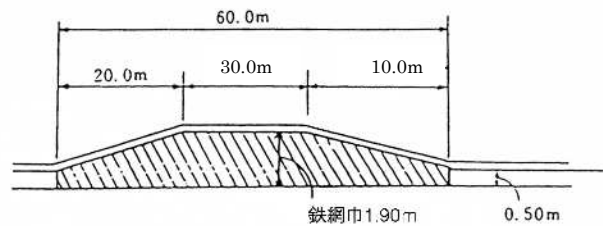
5-3 コンクリート床版上の路肩部型枠 (片側100m当り) P 23531

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
松 板	t = 1.5cm	m <sup>3</sup>	0.11		@ × 0.15
松 平 割	4.5cm × 6cm	〃	0.27		〃
雑 材 料		式	1		釘等、上記の1%
普 通 作 業 員		人	4.0		
計					
1 m 当 り					



5-4 非常駐車帯の舗装 (1ヶ所当り) P 23561

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
型 枠 工		m	60		路肩部型枠使用
コ ン ク リ ー ト 工	30-8-25	m <sup>3</sup>	7.0		打設共 P 23522
溶 接 金 網	φ4 × 150 × 150	m <sup>2</sup>	92		
注 入 目 地 材 工	シール材	m	60		注入費
養 生 費		m <sup>2</sup>	67.5		橋面養生費による
計					



5-5 注入目地材工単価表 (10m当り) P23541

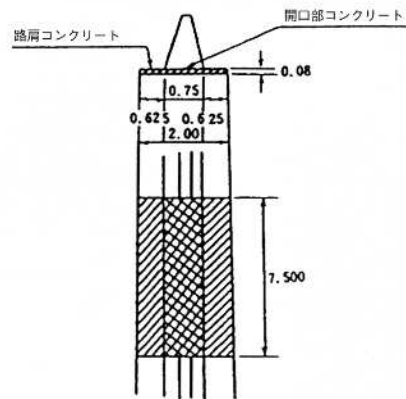
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
注 入 目 地 材	セロシール	kg	5.6		$0.04 \times 0.01 \times 10 \times 1.07 \times 1.3 = 5.6\text{kg}$
雑 材 料		式	1		上記の3%
普 通 作 業 員		人	1.5		0.15人/m目地材注入 舗装切削、小運搬費
計					
kg 当 り					

(注) 1. 1本表はコンクリート舗装版の目地等の注入に適用する。

5-6 中央分離帯開口部舗装工単価表 (1ヶ所) P23562

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
コ ン ク リ ー ト 工	24-8-25	m <sup>3</sup>	0.42		
養 生 費		m <sup>2</sup>	5.6		橋面養生費による
計					

(注) 1. コンクリートと養生費の一部および型枠は路肩コンクリート工に含む。

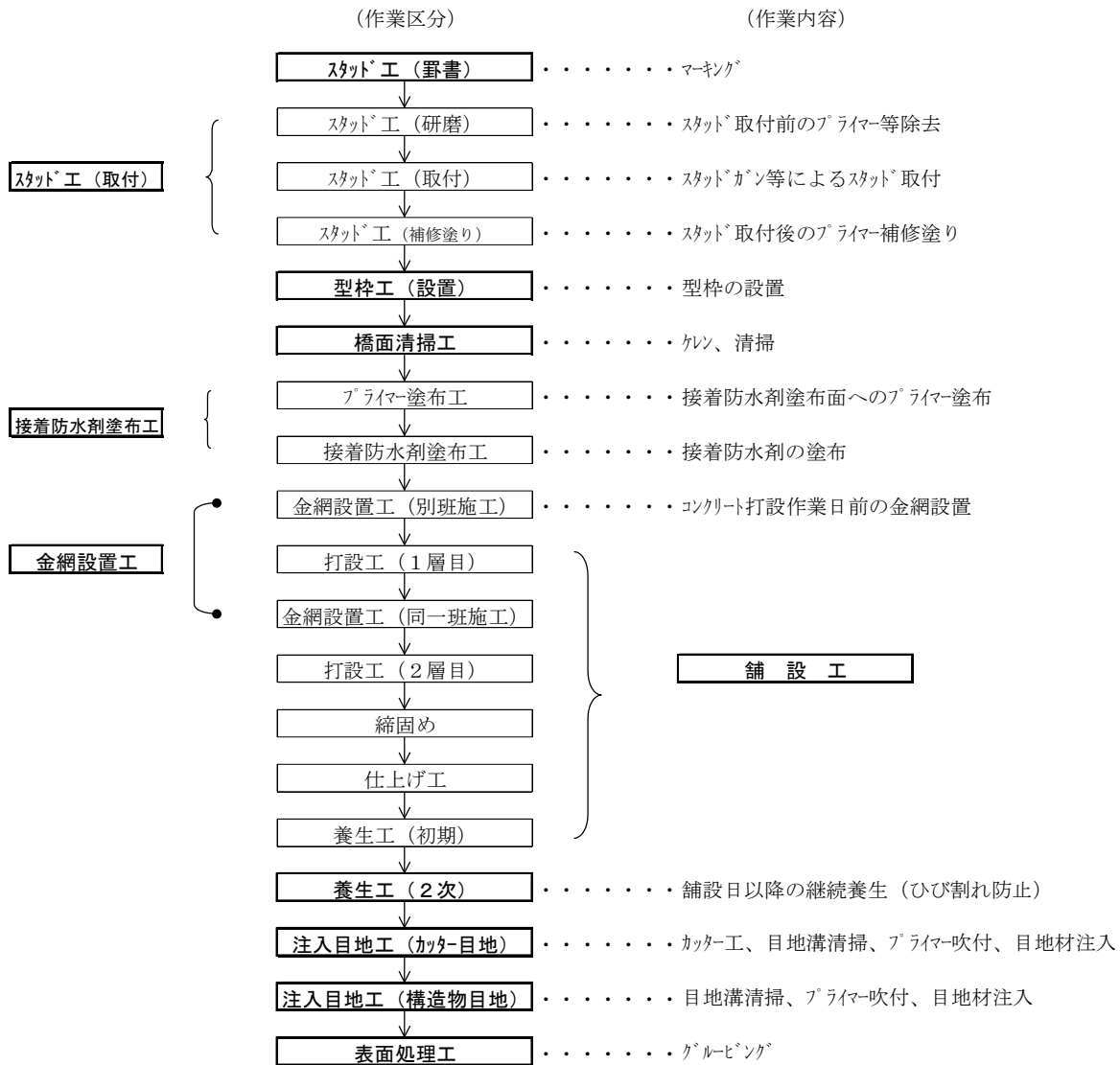


6. SFRC舗装工

6-1 適用範囲

本基準は、高速本線上の新設舗装に適用する。

6-2 施工フロー



6-3 歩掛

1) スタッド工(罫書)

(1000本当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
普通作業員		人	0.18	

2) スタッド工 (取付)

(1000本当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
特殊作業員		人	0.72	
普通作業員		人	0.43	
発動発電機	150KVA	日	0.4	
スタッド溶接機	MRN-2000相当	日	0.52	スタッドガン損料を含む

## 3) 型枠工

(設置延長100m当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.57	
特殊作業員		人	2.82	
普通作業員		人	2.61	
諸雑費		%	4	

注) 諸雑費は、板材(松)、松正角材材料費及び、発電機、丸ノコ損料等に関する経費で、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

## 4) 橋面清掃工

(100m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.04	
特殊作業員		人	0.28	
普通作業員		人	0.21	
諸雑費		%	7	

注) 諸雑費は、発電機、ホリッシャー、ディスクサンダー損料等に関する経費で、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

## 5) 接着防水剤塗布工

(塗布100m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
特殊作業員		人	0.69	
普通作業員		人	0.57	
接着防水剤	ダイトサイター OW-355相当	kg	104	
シンナー	接着防水剤用	kg	12	
諸雑費		%	3	

注) 諸雑費は、発電機、ハンドミキサー損料等に関する経費で、労務費の合計額に上表の率を上限として計上する。

## 6) 金網設置工

(設置10m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.02	
特殊作業員		人	0.04	
普通作業員		人	0.03	
溶接金網	φ2.6×50×50	m2	10.5	
溶融亜鉛メッキ	溶接金網用	t	0.018	

## 7) 舗設工 (簡易フィニッシュ)

(t=75mm)

(100m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.31	
特殊作業員		人	2.02	
普通作業員		人	2.01	
簡易フィニッシュ		h	0.8	
鋼繊維補強コンクリート	30-8-15H	m3	7.5	
普通作業員		人	0.75	二次養生
散水車	4000L	h	2.17	
養生マット		m2	110	
諸雑費		%	1	

注) 1. 養生工 (初期)、養生工 (二次) を含む。  
2. 諸雑費は、発電機、ハイブレッカー、コンプレッサー損料等に関する経費で、労務費の合計額に上表の率を上限として計上する。

8) 舗設工 (スリップフォームへーパ)

(t=75mm)

(100m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.32	
特殊作業員		人	1.40	
普通作業員		人	1.39	
スリップフォームへーパ		h	1.14	
鋼繊維補強コンクリート	30-8-15H	m3	7.5	
普通作業員		人	0.75	二次養生
散水車	4000L	h	2.01	
養生マット		m2	110	

注) 養生工 (初期)、養生工 (二次) を含む。

9) 舗設工 (人力)

(t=75mm)

(100m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.75	
特殊作業員		人	3.34	
普通作業員		人	3.34	
鋼繊維補強コンクリート	30-8-15H	m3	7.5	
普通作業員		人	0.75	二次養生
散水車	4000L	h	3.16	
養生マット		m2	110	
諸雑費		%	1	

注) 1. 養生工 (初期)、養生工 (二次) を含む。

2. 諸雑費は、発電機、ハイライター損料等に関する経費で、労務費の合計額に上表の率を上限として計上する。

10) 注入目地工 (カッター目地)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
特殊作業員		人	0.08	
コンクリートカッター	手動式 ブレード径30cm	日	0.03	
注入目地材	ホントシル相当	kg	2.05	
カッター刃	ダイヤモンドブレード 径30cm	枚	0.05	
諸雑費	労務費、機械経費 の1%	%	1	

注) 諸雑費は、注入機損料等に関する経費で、労務費、機械経費の合計額に上表の率を上限として計上する。

11) 注入目地工 (構造物目地)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
特殊作業員		人	0.05	
注入目地材	ホントシル相当	kg	5.136	

12) 表面処理工

(100m2当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	0.77	
特殊作業員		人	2.32	
グルーピングマシン	施工幅600mm	日	1.55	
ブレード損料		m2	100	

## 7. 橋面防水工

### 7-1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。

#### 1) 市場単価が適用できる範囲

コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。

- (1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事
  - a 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。
  - b 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。
- (2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事
  - a ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。

#### 2) 市場単価が適用できない範囲

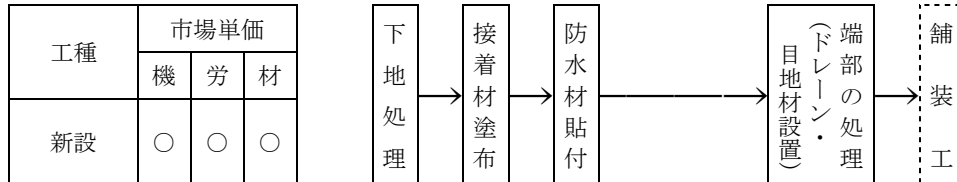
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
  - a 舗装系防水による防水工事の場合。
  - b 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。
  - c 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。
  - d 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。
  - e 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。
  - f 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。
  - g 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - h その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

### 7-2 市場単価の設定

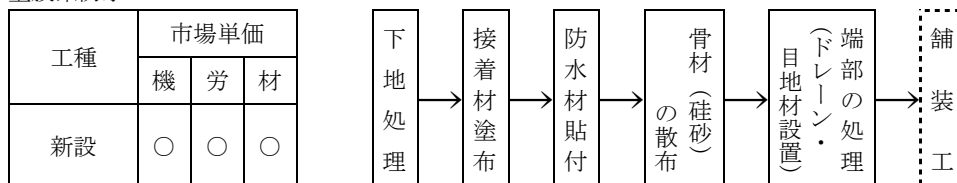
#### 1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

シート系防水



塗膜系防水



(注) 骨材（硅砂）の散布は、アスファルト系の場合に施工。

#### 2) 市場単価の規格・仕様

橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表7.1 規格・仕様

規格・仕様		単位
橋面防水工	シート系防水（アスファルト系）	m <sup>2</sup>
	塗膜系防水（アスファルト系）	m <sup>2</sup>

3) 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表7.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	対象数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、各規模・仕様別に判定する。	S <sub>1</sub>	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表7.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	シート系防水	塗膜系防水
			新設	新設
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	200m <sup>2</sup> 以上 0%	200m <sup>2</sup> 以上 0%
		S <sub>1</sub>	200m <sup>2</sup> 未満 15%	200m <sup>2</sup> 未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.15	1.15
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.15	1.15

- (注) 1. 施工規模は、シート系防水、塗膜系防水それぞれ1工事の全体数量で判定する。  
 2. 施工規模加算率（S<sub>1</sub>）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。

4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub>／100）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>）

7-3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 下地処理とは、コンクリート床版面のレイトンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。
- (2) 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしる部分の面積を計上しない。
- (3) 単価は材料のロス等（端部処理及び重ねしる）を含む。
- (4) 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。
- (5) ドレーン・目地工の有無に関わらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。

ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。

材料費＝設計数量×1.05（ロス）×材料単価

- (6) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

8. 高機能防水工

8-1 浸透防水工

(100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.08	
特 殊 作 業 員		人	0.45	
普 通 作 業 員		人	0.32	
吹 付 け 機 損 料	7.6L/min	日	0.03	
浸 透 型 防 水 材		kg	48.0	
珪 砂	4号珪砂	kg	40.0	
諸 雑 費		式	1	労務費の3%
計				

※諸雑費は、コンプレッサ・トラック・発電機・ブロー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8-2 塗膜防水工

(100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.07	
特 殊 作 業 員		人	0.34	
普 通 作 業 員		人	0.19	
溶 融 釜 車 損 料		日	0.05	
塗 膜 系 防 水 材	アスファルト加熱型	kg	120.0	
珪 砂	4号珪砂	kg	70.0	
諸 雑 費		式	1	労務費の2%
計				

※諸雑費は、トラック等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※端部防水補強材（網状ルーフィング）を使用する場合は、材料のみ別途計上する。

※本歩掛は、高機能防水工におけるアスファルト系塗膜防水工に適用する。

9. 伸縮継手設置工（ゴムジョイント）

9-1 伸縮継手設置工単価表（桁端補強箱型） 有効巾員85m当り（実延91.4）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
材 料 費	伸縮量50mm	m	91.4		防水処理費、地覆部、H、Tボルト、ボルト、スタッドボルト等 附属品1式含む
設 置 費	特殊作業員	人	27.4		0.3人/m×91.4①
	普通作業員	人	36.6		0.4人/m×91.4②
	雑品	式	1		トルレンチ損料①～②の5%
	スタッドボルト打込費	本	80		
	小 計				
合 計					
こ の 1 m <sup>2</sup> 当 り					÷85m

(注) 1. 実延長は地覆部を含めた延長である。

2. 材料費にはゴムジョイント本体及びボルト、シール材等一式含む。

3. 設置費には、HTボルト、ボルト締め付け手間含む。



9-2 伸縮継手取付用シート防護工単価表

(100㎡当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
シ	J I S 2類	㎡	100		T38084
と	t = 0.32				損料率30%
び		人	0.6		設置・撤去
工					
計					100㎡当り
1					計/100㎡
㎡					
当					
り					

(注) 1. 上記歩掛は、床版工事の落下防止工がない状況で伸縮継手を取付ける場合に摘要するものとする。

9-3 伸縮継手（ゴムジョイント）防護工単価表

(85m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
材	SPHC300×1000	t	0.46		
料	×2.3				
費					
製		〃	0.46		
作					
費					
	小 計				
取	溶接工	人	2.0		①
付					
撤	普通作業員	〃	2.0		②
去					
費					
機	200A電気溶接機	日	2.0		③
械	エンジン付				
損					
料	電気グラインダー	〃	2.0		④
	125mm 750W				
燃	ガソリン	ℓ	34.8		⑤ 2.9 ℓ/h×6h×2
料					
雑		式	1		溶接棒、グラインダー、
材					消耗部品、雑油脂等上記
料					①～⑤の3%
	小 計				
△	スクラップ控除	t	0.46		
合					
計					
こ					
の					
1					
㎡					
当					
り					÷85m

(注) 1. 上記歩掛は舗装工事より先にゴムジョイントを設置する場合に適用するものとする。

10. 伸縮継手据付工（鋼製ジョイント）

4章の鋼構造物工によること。



## 第14章 電気設備工

1. 一 般 .....	II-14-1
--------------	---------

1 一 般

「電気通信設備工事標準歩掛」による。



## 第15章 雑 工

1. モルタル練	II-15-1
2. 舗装版切断工	II-15-2
2-1 適用範囲	II-15-2
2-2 施工概要	II-15-2
2-3 施工パッケージ	II-15-2
3. 構造物とりこわし工	II-15-4
3-1 適用範囲	II-15-4
3-2 標準単価の設定	II-15-4
3-3 適用にあたっての留意事項	II-15-5
4. 基礎・裏込砕石工	II-15-6
4-1 適用範囲	II-15-6
4-2 施工概要	II-15-6
4-3 施工パッケージ	II-15-6
5. 舗装版破碎工	II-15-9
5-1 適用範囲	II-15-9
5-2 施工概要	II-15-9
5-3 施工パッケージ	II-15-10
6. 目地・止水板設置工	II-15-12
6-1 適用範囲	II-15-12
6-2 施工概要	II-15-12
6-3 施工パッケージ	II-15-13
6-4 参考	II-15-16
7. 現場溶接工	II-15-17
7-1 一般	II-15-17
7-2 単価表	II-15-17
8. ウェルポイント工	II-15-18
8-1 適用範囲	II-15-18
8-2 施工概要	II-15-18
8-3 施工歩掛	II-15-19
8-4 ウェルポイントポンプ運転管理歩掛	II-15-20
8-5 その他	II-15-20
8-6 単価表	II-15-21
9. 締切排水工	II-15-23
9-1 適用範囲	II-15-23
9-2 施工フロー	II-15-23
9-3 排水方法の選定	II-15-23
9-4 機種を選定	II-15-23

9-5	運転工の歩掛	II-15-24
9-6	設置・撤去歩掛	II-15-24
9-7	単価表	II-15-25
10.	高欄遮水板工 遮水板アンカー工	II-15-27
10-1	遮水板アンカー工単価表	II-15-27
10-2	遮水板取付工	II-15-27
11.	飛散防止工	II-15-28
12.	路面切削工	II-15-29
12-1	適用範囲	II-15-29
12-2	施工概要	II-15-29
12-3	施工パッケージ	II-15-30
13.	境界杭設置・撤去工	II-15-33
13-1	一般	II-15-33
13-2	市場単価の設定	II-15-33
13-3	適用にあたっての留意事項	II-15-34
13-4	直接工事費の算出	II-15-34
14.	境界鉋設置工	II-15-35
14-1	一般	II-15-35
14-2	市場単価の設定	II-15-35
14-3	直接工事費の算出	II-15-36
15.	落下防止用アンカー工	II-15-36
16.	区画線工	II-15-37
16-1	適用範囲	II-15-37
16-2	標準単価の設定	II-15-37
16-3	適用にあたっての留意事項	II-15-40
17.	高視認性区画線工	II-15-42
17-1	適用範囲	II-15-42
17-2	標準単価の設定	II-15-42
17-3	適用にあたっての留意事項	II-15-44

1. モルタル練

1) 条件区分

モルタル練の条件区分は、次表を標準とする。

表1.1 モルタル練 積算条件区分一覧 (積算単位：m3)

セメント種類
普通
高炉

表1.2 モルタル材料 (1 m3当り)

混合比	セメント	砂
1 : 3	530kg	1.05m3

- (注) 1. 上表は、人力によるモルタル練作業の他、スコップ、コラ、バケツ、一輪車、水平器等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料（損料等）を含む。
2. 上表は、材料ロスを含む。
3. 上表は、目地等の仕上げを含まない。

2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1.3 モルタル練 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	セメント 高炉B 25kg袋入	
	Z 2	砂 細目 (洗い)	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	



## 2. 舗装版切断工

### 2-1 適用範囲

本資料は、コンクリート舗装版、アスファルト舗装版及びこれらの重複舗装版の舗装版切断に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

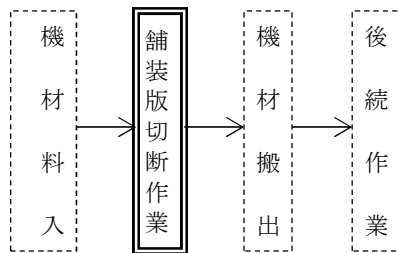
- (1) アスファルト舗装版厚が40cm以下の場合
- (2) コンクリート舗装版厚が30cm以下の場合
- (3) 重複舗装版（コンクリート+アスファルト（カバー））厚が40cm以下の場合

#### 2) 適用できない範囲

- (1) コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版の場合、舗装版厚のうちアスファルト舗装版が占める割合が50%を超える場合

### 2-2 施工範囲

施工フローは下記のとおりとする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

### 2-3 施工パッケージ

#### 1) 舗装版切断

##### (1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表2.1 舗装版切断 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

舗装版種別	アスファルト舗装版厚	コンクリート舗装版厚	コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版の全体厚
アスファルト舗装版	15cm以下		
	15cmを超え30cm以下		
	30cmを超え40cm以下		
コンクリート舗装版	—	15cm以下	
		15cmを超え30cm以下	
コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版	—	15cm以下	15cm以下
			15cmを超え30cm以下
		15cmを超え30cm以下	15cmを超え30cm以下
			30cmを超え40cm以下

- (注) 1. 上表は、舗装版切断、水タンク等の運搬、濁水の収集、マーキング、切断補助、路面清掃、ブレード損耗費、水タンク、汚水タンク、ホース、ほうき等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 舗装版種別でコンクリート+アスファルト（カバー）舗装版を選択した場合、コンクリート舗装版厚の選択肢は、コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版のうちのコンクリート舗装版のみの厚さとする。
3. 舗装版切断時に発生する濁水処理費及び濁水処理に運搬が必要な場合は、別途計上する。

## (2)代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表2.2 舗装版切断 代表機材規格一覧

項目	項目	代表機材規格	備考		
アスファルト舗装版	機械	K 1	コンクリートカッター[バキューム式・湿式] 超低騒音型 切削深20cm級 ブレード径φ56cm	舗装版厚が15cm以下の場合	
			コンクリートカッター[バキューム式・湿式] 超低騒音型 切削深30cm級 ブレード径φ75cm	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合	
			コンクリートカッター[バキューム式・湿式] 超低騒音型 切削深40cm級 ブレード径φ96cm	舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合	
		K 2	—		
		K 3	—		
		労務	R 1	特殊作業員	
	R 2		土木一般世話役		
	R 3		普通作業員		
	R 4		—		
	コンクリート舗装版	材料	Z 1	コンクリートカッター (ブレード) 径18インチ	舗装版厚が15cm以下の場合
				コンクリートカッター (ブレード) 径30インチ	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合
				コンクリートカッター (ブレード) 径38インチ	舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合
			Z 2	ガソリン レギュラー スタンド	舗装版厚が15cm以下の場合
				コンクリートカッター (ブレード) 径22インチ	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合
				コンクリートカッター (ブレード) 径30インチ	舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合
			Z 3	コンクリートカッター (ブレード) 径14インチ	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合
				コンクリートカッター (ブレード) 径22インチ	舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合
			Z 4	ガソリン レギュラー スタンド	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合
		コンクリートカッター (ブレード) 径14インチ		舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合	
		市場単価	S	—	
コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版		機械	K 1	コンクリートカッター[バキューム式・湿式] 超低騒音型 切削深20cm級 ブレード径φ56cm	全体厚が15cm以下の場合
				コンクリートカッター[バキューム式・湿式] 超低騒音型 切削深30cm級 ブレード径φ75cm	全体厚が15cmを超え30cm以下の場合
				コンクリートカッター[バキューム式・湿式] 超低騒音型 切削深40cm級 ブレード径φ96cm	全体厚が30cmを超え40cm以下の場合
	K 2		—		
	K 3		—		
	労務		R 1	特殊作業員	
		R 2	土木一般世話役		
		R 3	普通作業員		
		R 4	—		
	材料	Z 1	コンクリートカッター (ブレード) 径18インチ	全体厚が15cm以下の場合	
			コンクリートカッター (ブレード) 径30インチ	全体厚が15cmを超え30cm以下の場合	
			コンクリートカッター (ブレード) 径38インチ	全体厚が30cmを超え40cm以下の場合	
		Z 2	ガソリン レギュラー スタンド	舗装版厚が15cm以下の場合	
			コンクリートカッター (ブレード) 径22インチ	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合	
			コンクリートカッター (ブレード) 径30インチ	舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合	
		Z 3	コンクリートカッター (ブレード) 径14インチ	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合	
			コンクリートカッター (ブレード) 径22インチ	舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合	
		Z 4	ガソリン レギュラー スタンド	舗装版厚が15cmを超え30cm以下の場合	
	コンクリートカッター (ブレード) 径14インチ		舗装版厚が30cmを超え40cm以下の場合		
	市場単価	S	—		

### 3. 構造物とりこわし工

#### 3-1 適用範囲

##### 1) 標準単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。

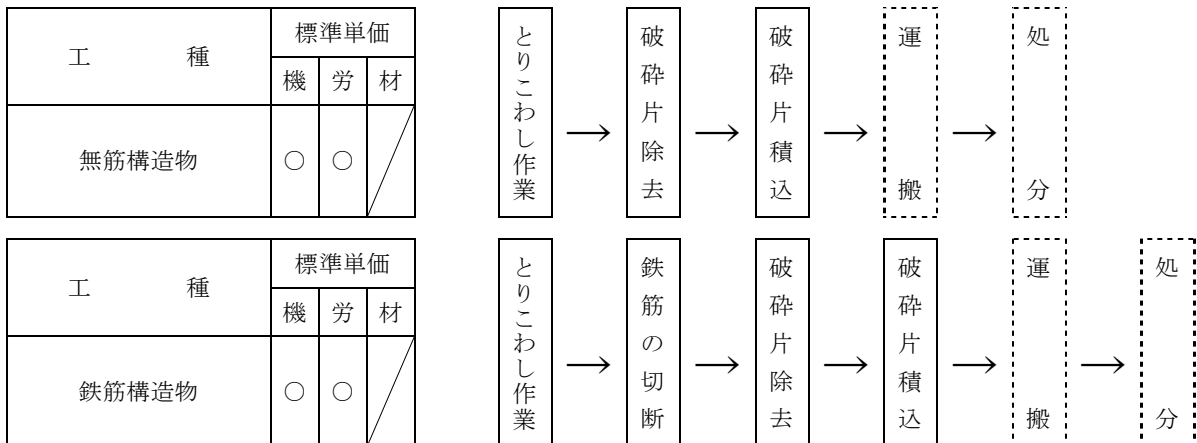
##### 2) 標準単価が適用できない範囲

- (1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
- (2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」
- (3) 「構造物とりこわし工」に伴う「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。
- (4) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
- (5) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
- (6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

#### 3-2 標準単価の設定

##### 1) 標準単価の構成及び範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図実線の部分である。



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。

##### 2) 標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表3.1 規格・仕様区分

区 分	規格・仕様	単位	工法選定	日当たり標準施工量
無筋構造物	機械施工	m <sup>3</sup>		19m <sup>3</sup> /日
	人力施工	m <sup>3</sup>	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合	5.5m <sup>3</sup> /日
鉄筋構造物	機械施工	m <sup>3</sup>		11m <sup>3</sup> /日
	人力施工	m <sup>3</sup>	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合	4m <sup>3</sup> /日

- (注) 1. 機械施工については、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。  
 2. 機械施工のための施工基面（機械設置基面）造成（作業構台、盛土、堀削等）作業費用は含まない。  
 3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。  
 4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。  
 5. 人力施工による、とりこわし作業に伴う破砕片の積込方法は、人力積込とする。

### 3) 補正係数

構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。

#### (1) 補正係数の適用基準

表3.2 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量

#### (2) 補正係数の数値

表3.3 補正係数の数値

区分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物	
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
補正係数	K <sub>1</sub>	1.30	—	1.14	—

(注) 補正係数「低騒音・低振動対策 (K<sub>1</sub>)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

#### 4) 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注1) × 設計数量

(注1) 設計単価 = 標準単価 × K<sub>1</sub>

### 3-3 適用にあたっての留意事項

#### (1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径30cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径30cm程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- 2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- 3) PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- 4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。

4. 基礎・裏込砕石工

4-1 適用範囲

本資料は無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎・裏込砕石工に適用する。

1) 適用できる範囲

(1) 基礎砕石

- a 厚さが30cm以下の基礎砕石の敷均し及び締固め作業の場合
- b 再生資材を用いる場合

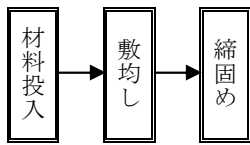
(2) 裏込砕石

- a 裏込砕石の敷均し及び締固め作業の場合
- b 再生資材を用いる場合

4-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

基礎・裏込砕石工



(注) 本施工パッケージは、上記フローの全ての作業に対応している。

4-3 施工パッケージ

1) 基礎砕石

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 1 基礎砕石 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

砕石の厚さ	砕石の種類
7.5cm以下	(表 4. 2)
7.5cmを超え12.5cm以下	
12.5cmを超え17.5cm以下	
17.5cmを超え20.0cm以下	
20.0cmを超え22.5cm以下	
22.5cmを超え27.5cm以下	
27.5cmを超え30.0cm以下	

- (注) 1. 上表は基礎砕石工における材料の投入、敷均し、締固め及び現場内小運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 砕石の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.20)
3. 基礎砕石の敷均し厚は30cmを上限とする。

表 4. 2 砕石の種類

積算条件	区分
砕石の種類	クラッシュラン 40～0
	クラッシュラン 30～0
	クラッシュラン 20～0
	高炉スラグ CS-40
	高炉スラグ MS-25
	高炉スラグ HMS-25
	クラッシュラン 80～0
	再生クラッシュラン 40～0
	再生クラッシュラン 80～0
	砕石 (各種)

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 3 基礎砕石 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考
機械	K 1 バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	賃料
	K 2 —	
	K 3 —	
労務	R 1 普通作業員	
	R 2 特殊作業員	
	R 3 運転手 (特殊)	
	R 4 土木一般世話役	
材料	Z 1 再生クラッシュラン RC-40	
	Z 2 軽油 パトロール給油	
	Z 3 —	
	Z 4 —	
市場単価	S —	

2) 裏込砕石

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 4 裏込砕石 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

砕石の種類	
クラッシュラン	40～0
クラッシュラン	30～0
クラッシュラン	20～0
高炉スラグ	CS-40
高炉スラグ	MS-25
高炉スラグ	HMS-25
クラッシュラン	80～0
再生クラッシュラン	40～0
再生クラッシュラン	80～0
砕石 (各種)	

(注) 1. 上表は裏込砕石工における材料の投入、敷均し、締固め及び現場内小運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。

2. 砕石の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.20)

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 5 裏込砕石 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	運転手 (特殊)	
材料	Z 1	再生クラッシュラン RC-40	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 5. 舗装版破碎工

### 5-1 適用範囲

本資料はコンクリート舗装版、アスファルト舗装版及びこれらの重複舗装版の破碎作業及び掘削・積込みの作業に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

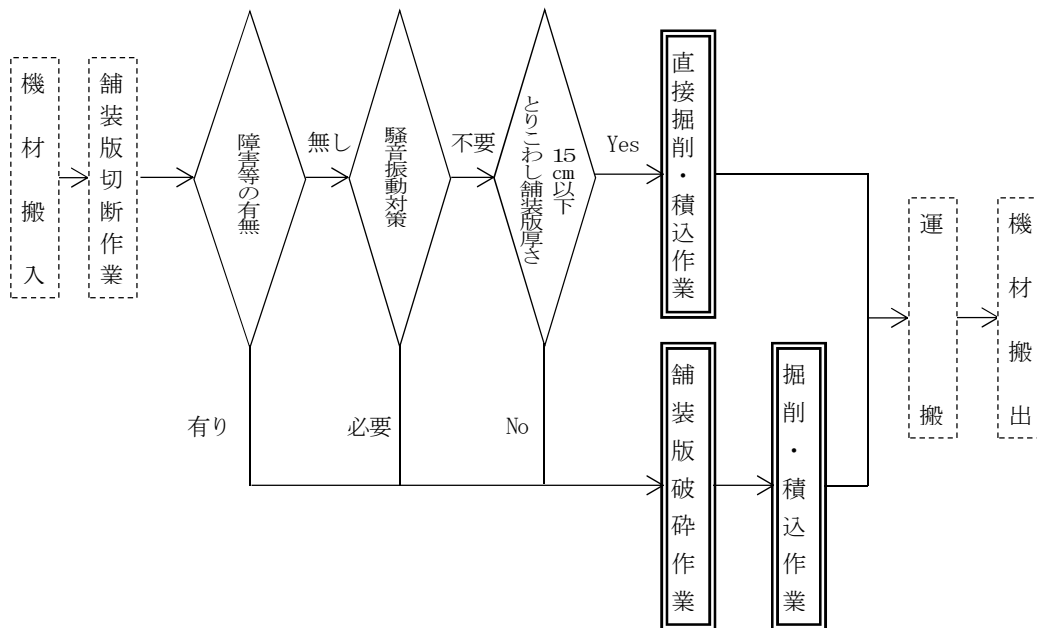
- ・機械によるコンクリート舗装版、アスファルト舗装版、コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版の破碎作業及び掘削・積込みの場合
- ・人力によるアスファルト舗装版の破碎作業及び掘削・積込みの場合
- ・人力による橋梁舗装版撤去の場合

#### 2) 適用できない範囲

- ・急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）、機械による橋梁舗装版撤去の場合
- ・人力によるコンクリート舗装版、コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版の破碎作業及び掘削・積込みの場合
- ・コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版において、全体厚が45cmを超える場合又は舗装版厚のうちアスファルト層が占める割合が50%を超える場合

### 5-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

2. 運搬は、「第2章 運搬工」による。

3. 舗装版切断は、「2. 舗装版切断工」による。

4. 障害等の有無の「有り」とは、現場状況、作業量、障害物等により表5.2で想定する機械での施工が困難な場合をいう。

5. 騒音振動対策の「必要」とは、「建設工事に伴う騒音、振動対策技術指針」の第2章適用範囲に示す地域等の場合をいう。

6. 舗装版破碎：舗装版のみを破碎する作業。

掘削・積込：舗装版を破碎後、掘削し、積込む作業。

直接掘削・積込：直接舗装版を掘削し、積込む作業。



5-3 施工パッケージ

1) 条件区分

舗装版破碎における条件区分は、次表を標準とする。

表5.1 舗装版破碎 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

舗装版種別	障害等の有無	騒音振動対策	舗装版厚	C o + A s (カバー) 舗装による アスファルト舗装版厚	積込作業の有無
アスファルト 舗装版	無し	不要	15cm以下	—	有り
			15cmを超え40cm以下	—	有り
		必要	15cm以下	—	有り
			15cmを超え35cm以下	—	有り
	有り	—	4cm以下	—	有り 無し
			4cmを超え10cm以下	—	有り 無し
			10cmを超え15cm以下	— —	有り 無し
			15cmを超え30cm以下	— —	有り 無し
コンクリート 舗装版	無し	不要	15cm以下	—	有り
			15cmを超え35cm以下	—	有り
		必要	15cm以下	—	有り
			15cmを超え35cm以下	—	有り
コンクリート +アスファルト (カバー) 舗装版	無し	不要	15cm以上35cm以下	15cm以下	有り
				15cmを超え22.5cm以下	有り

(注) 1. 上表は、舗装版とりこわし・掘削・積込みの他、大型ブレーカのチゼル損耗費（大型ブレーカによる破碎の場合）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 障害等の有無の「有り」とは、現場状況、作業量、障害物等により表5.2で想定する機械での施工が困難な場合をいう。

3. 破碎対象となるアスファルト舗装版の幅が1m以内の場合、障害等「有り」とする。

4. 舗装版切断は含まない。

5. 殻運搬、殻処分は含まない。

6. 「コンクリート+アスファルト（カバー）舗装版」の舗装版厚はコンクリート舗装部分の厚さをいう。

7. 「建設工事に伴う騒音、振動対策技術指針」の第2章適用範囲外の地域となった場合においても、施工上騒音振動対策が必要となった場合は、舗装版厚さに関わらず、下記を選択することが出来る。

- ・騒音振動対策「必要」（コンクリート圧砕装置による破碎）
- ・騒音振動対策「不要」、かつ舗装版厚「15cm以下」（バックホウによる直接掘削・積込）

2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表5.2 舗装版破碎 代表機材規格一覧

(積算単位：m2)

障害等の有無	騒音振動対策	舗装版厚	項目	代表機材規格	備考		
無し	不要	15cm以下	機械	K1	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m3 (平積0.35m3)	賃料	
				K2	—		
				K3	—		
			労務	R1	土木一般世話役		
				R2	運転手(特殊)		
				R3	普通作業員		
		材料	Z1	軽油 パトロール給油			
			Z2	—			
			Z3	—			
		市場単価	S	—			
		15cm超	機械	K1	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m3 (平積0.35m3)	賃料	
				K2	大型ブレーカ(油圧ブレーカ) バケット容量0.4m3 アタッチメントのみ	賃料	
	K3			—			
	労務		R1	運転手(特殊)			
			R2	普通作業員			
			R3	土木一般世話役			
	材料	Z1	軽油 パトロール給油				
		Z2	—				
		Z3	—				
	市場単価	S	—				
	必要	—	機械	K1	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)] 山積0.45m3 (平積0.35m3)	賃料	
				K2	バックホウ用アタッチメント [コンクリート圧砕装置(大割機)] 開口幅735~850mm 破碎力550~980kN		
				K3	—		
			労務	R1	運転手(特殊)		
R2				普通作業員			
R3				土木一般世話役			
材料		Z1	軽油 パトロール給油				
		Z2	—				
		Z3	—				
市場単価		S	—				
有り		—	—	機械	K1	空気圧縮機[可搬式・エンジン駆動・スクリュ型(超低騒音型)・排出ガス対策型(第3次基準値)] 3.5~3.7m3/min	賃料
					K2	さく岩機(コンクリートブレーカ) 20kg級	
	K3				—		
	労務			R1	特殊作業員		
				R2	普通作業員		
				R3	—		
	材料			Z1	軽油 パトロール給油		
				Z2	—		
				Z3	—		
	市場単価			S	—		

## 6. 目地・止水板設置工

### 6-1 適用範囲

本資料は、目地板、止水板、シール材を設置する作業に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

##### (1) 目地板

- a 目地板（厚さ10～20mm）を水門、樋門、樋管、水路、ボックスカルバート、擁壁、天端コンクリート、地覆・壁高欄等に設置する場合

##### (2) 止水板

- a 止水板（幅100～300mm）を水門、樋門、樋管、水路、ボックスカルバート、擁壁等に設置する場合

##### (3) シール材

- a シーリング材を新設の橋梁地覆、壁高欄、砂防（収縮継手部）、ボックスカルバート、水路等に設置する場合

#### 2) 適用できない範囲

##### (1) 目地板

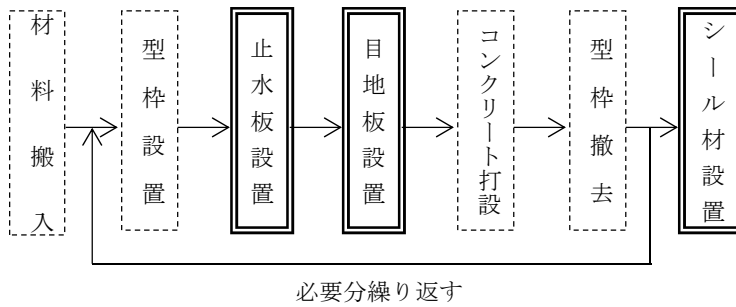
- a 現場打擁壁工（1）、共同溝工（1）・（2）、ボックスカルバートのうち函渠工（1）の場合

##### (2) 止水板

- a 共同溝工（1）・（2）、ボックスカルバートのうち函渠工（1）、砂防ダムの場合

### 6-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
2. 止水板設置及びシール材設置は、必要に応じて計上すること。

6-3 施工パッケージ

1) 目地板

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表6.1 目地板 積算条件区分一覧 (積算単位：m<sup>2</sup>)

1工事当り使用量	目地板の種類
30m <sup>2</sup> 未満	瀝青質目地板 t=10mm
	瀝青繊維質目地板 t=10mm
	樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10mm
	樹脂発泡体 (30倍発泡) t=10mm
	ゴム発泡体 t=10mm
	発泡スチロール t=10mm
	瀝青質目地板 t=20mm
	瀝青繊維質目地板 t=20mm
	樹脂発泡体 (15倍発泡) t=20mm
	樹脂発泡体 (30倍発泡) t=20mm
	ゴム発泡体 t=20mm
	発泡スチロール t=20mm
	各種
	30m <sup>2</sup> 以上
瀝青繊維質目地板 t=10mm	
樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10mm	
樹脂発泡体 (30倍発泡) t=10mm	
ゴム発泡体 t=10mm	
発泡スチロール t=10mm	
瀝青質目地板 t=20mm	
瀝青繊維質目地板 t=20mm	
樹脂発泡体 (15倍発泡) t=20mm	
樹脂発泡体 (30倍発泡) t=20mm	
ゴム発泡体 t=20mm	
発泡スチロール t=20mm	
各種	

(注) 1. 上表は、コンクリート構造物の継目に対する目地板の切断工具、取付工具及び設置等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等含む）を含む。

2. 目地板の材料ロスを含む。（標準ロス率は、30m<sup>2</sup>未満は+0.22、30m<sup>2</sup>以上は+0.11）

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表6.2 目地板 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	瀝青繊維質目地板 厚さ10mm	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 止水板

(1)条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表6.3 止水板 積算条件区分一覧 (積算単位：m)

止水板の種類
幅FF200×厚さ5mm (塩ビ製)
幅FC200×厚さ5mm (塩ビ製)
幅CF200×厚さ5mm (塩ビ製)
幅CF230×厚さ9mm (塩ビ製)
幅CC200×厚さ5mm (塩ビ製)
幅UC300×厚さ7mm (塩ビ製)
幅S. R200×厚さ5mm (塩ビ製)
幅S. SF200×厚さ5mm (塩ビ製)
各種 (塩ビ製)
各種 (ゴム製)

- (注) 1. 上表は、水門、樋門・樋管、水路、ボックスカルバート、擁壁等における止水板の設置等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等含む) を含む。  
 2. 止水板の材料ロスを含む。(標準ロス率は、塩ビ製は+0.07、ゴム製は+0.01)

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表6.4 止水板 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	塩ビ製止水板 CF幅200×厚さ5mm	各種（ゴム製）以外の場合
		ゴム製止水板 CF幅230×厚さ10mm	各種（ゴム製）の場合
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3) シール材

(1)条件区分

シール材設置における積算条件区分はない。

積算単位は、mとする。

(注) シール材設置に必要な工具（刷毛、へら、コーキングガン）、養生テープ、プライマー、シール材の設置等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等含む）を含む。

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

4) シール材 (材料費)

(1) 条件区分

シール材設置における積算条件区分はない。

積算単位は、Lとする。

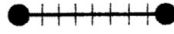
(注) シール材の材料ロスを含む。(標準ロス率は、+0.26)

6-4 参考

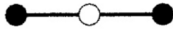
FF (フラット型フラット)



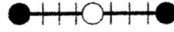
FC (フラット型コルゲート)



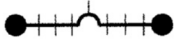
CF (センターバルブ型フラット)



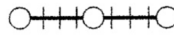
CC (センターバルブ型コルゲート)



UC (アンカット型コルゲート)



S.R (特殊型)



S.SF (特殊型)

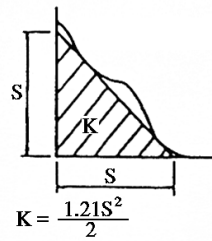


## 7. 現場溶接工

### 7-1 一般

- 1) この単価は、仮設材の溶接に適用する。ただし、橋梁工の鋼床版、円形橋脚等構造部材の現場溶接には使用しない。
- 2) 溶接延長が短く、かつ、断続的に溶接する場合は、20%まで割増しができる。
- 3) 断面積 (K) は、次図により算出する。(単位はmm)

すみ肉溶接図



### 7-2 単価表

現場溶接工単価表 (脚長 6mm隅肉溶接) P24011

(100m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
溶 接 工		人	6	
普 通 作 業 員		〃	1	
溶 接 棒		kg	50	
溶 接 機 損 料	150A~250A	日	6	
雑 材 料		式	1	上記計の4%
計				

溶接単価は、次式により脚長 6mm隅肉溶接に換算して算出する。

$$\text{溶接単価 (円/m)} = (A \times \text{断面積} / 21.8\text{mm}^2) \times \frac{1}{100}$$



## 8. ウェルポイント工

### 8-1 適用範囲

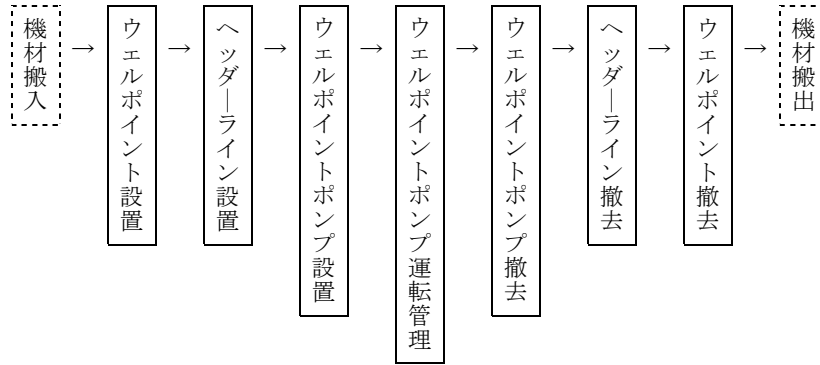
本資料は、構造物等の掘削工事におけるウェルポイント工に適用する。

### 8-2 施工概要

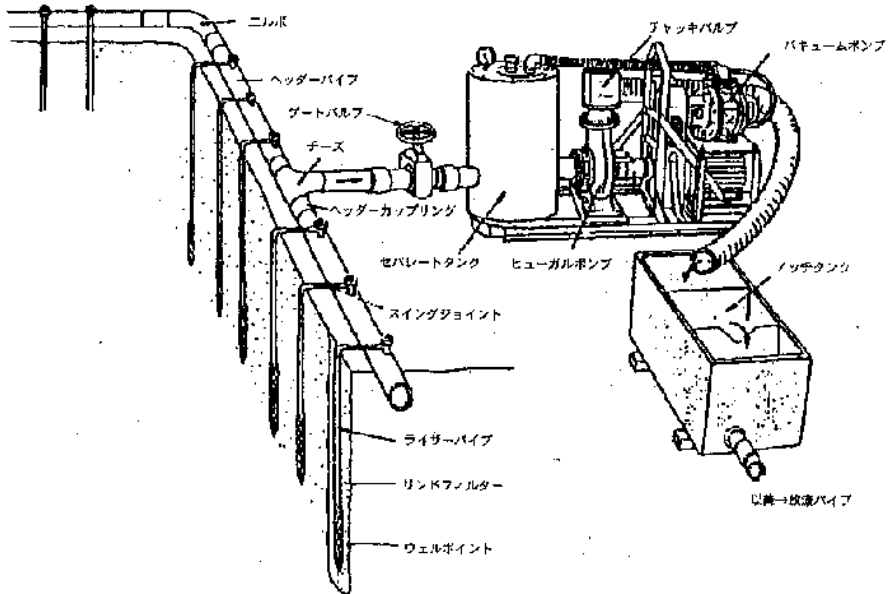
#### 1) 施工内容

この工法は、地下水低下工法の一つで、真空効果を利用して強制的に土中の水を抜き取る工法である。

#### 2) 施工フロー



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



#### (用語の説明)

ウェルポイント…ウェルポイント、ライザーパイプ、スイミングジョイント

ヘッダーライン…ヘッダーパイプ、ヘッダーカップリング、エルボ、チーズ等

ウェルポイントポンプ (1組) …バキュームポンプ、ヒューガルポンプ、セパレートタンク、ジャッキバルブ、ゲートバルブ、ノッチタンク、放流パイプ等

8-3 施工歩掛

1) ウェルポイント設置・撤去歩掛

ウェルポイント設置・撤去歩掛は次表を標準とする。

表8.1 ウェルポイント設置・撤去歩掛

(100本当り)

名 称	規 格	単 位	施工規模			
			100本未満		100本以上	
			設置	撤去	設置	撤去
土 木 一 般 世 話 役		人	2.7	1.8	2.3	1.2
特 殊 作 業 員		〃	7.5	5.0	6.5	3.5
普 通 作 業 員		〃	7.5(11.5)	7.6	6.7(10.1)	5.4
ジ ェ ッ ト 装 置		日	2.5	—	2.1	—
諸 雑 費 率		%	32(33)	36	34(36)	37

(注) 1. 歩掛に含まれる作業

[設置] ウェルポイント組立・打込み、ヘッダーライン設置までである。

[撤去] ヘッダーライン撤去、ウェルポイント引抜き・解体までである。

2. ( )書きはサンドフィルターを使用する場合。
3. 諸雑費は、サンドフィルターを使用する場合の材料費、スパナー、パイプレンチ、チェーン、ペンチ、水位計の工具費、トラック（クレーン装置付）運転経費及び電力に関する諸経費の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 諸経費内の電力に関する経費については、低圧電力・臨時契約を標準としており、これにより難しい場合は「ウェルポイント設置」の諸雑費率から1%減ずるものとし、電力使用量を次式により求め別途計上する。

$$\text{電力使用量(kWh)} = 15\text{kW} \times 0.827 \times Td \times Th \times \text{ウェルポイント施工本数} \cdots \text{式}3.1$$

Td: ウェルポイント施工1本当りジェット装置運転日数 (日/本)

Th: ジェット装置運転日当り運転時間 (h/日)

表8.2 ウェルポイント施工1本当りジェット装置運転日数 (Td) (日/本)

施工規模	100本未満	0.025
	100本以上	0.021

表8.3 ジェット装置運転日当り運転時間 (Th) (日/本)

施工規模	100本未満	5.0
	100本以上	4.2

5. 歩掛には、現場内小運搬を含む。
6. 本歩掛は、商用電源（低圧電力・臨時契約）を標準としているため、基本料金、工事費負担金、受電設備等の費用を「第IV節 積算資料」により別途計上する。

2) ウェルポイントポンプ設置・撤去歩掛

ウェルポイントポンプ設置・撤去歩掛は次表とする。

表8.4 ウェルポイントポンプ設置・撤去歩掛 (1組当り)

名 称	規 格	単 位	設 置	撤 去
土 木 一 般 世 話 役		人	0.3	0.1
特 殊 作 業 員		〃	0.9	0.6
普 通 作 業 員		〃	1.2	0.8
諸 雑 費 率		%	36	26

- (注) 1. 上表はゲートバルブから放流パイプまでの設置・撤去歩掛である。  
 2. 諸雑費は、放流パイプの損料、スパナ、パイプレンチ、チェンソー、ペンチ、水位計の工具費、トラック（クレーン装置付）運転経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 3. 歩掛には、現場内小運搬を含む。

8-4 ウェルポイントポンプ運転管理歩掛

ウェルポイントポンプ運転管理歩掛は次表とする。

表8.5 ウェルポイントポンプ1日当り運転管理歩掛 (1日当り)

名 称	単 位	ポ ン プ 使 用 組 数
		1~5組
土 木 一 般 世 話 役	人	0.2
特 殊 作 業 員	〃	0.7
諸 雑 費 率	%	35×使用組数

- (注) 1. 歩掛は、運転日当り運転時間が24hを標準としたものである。現場条件により難しい場合は別途考慮する。  
 2. 労務単価は、時間外手当等を考慮しない。  
 3. ポンプ使用組数は1組から5組を標準とし、これ以外は別途考慮する。  
 4. 諸雑費は、スパナ、パイプレンチ、チェンソー、ペンチ、水位計の工具費及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 5. 諸経費内の電力に関する経費については、低圧電力・臨時契約を標準としており、これにより難しい場合は、諸雑費率5%×使用組数とし、電力使用量を次式により求め別途計上する。  

$$1日当り電力使用量(kWh) = 18.5kW \times 0.827 \times 24h \times \text{使用組数} \cdots \text{式4.1}$$
  
 6. 本歩掛は、商用電源（低圧電力・臨時契約）を標準としているため、基本料金、工事費負担金、受電設備等の費用を「第IV節 積算資料」により別途計上する。

8-5 その他

- 1) ウェルポイント設置時に用いる上水道等が必要な場合は、別途計上する。
- 2) ウェルポイント設置時に発生する濁水の処理設備、運搬・処理及び下水道による処理が必要な場合は、別途計上する。

8-6 単価表

(1) ウェルポイント工内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ウェルポイント設置		本		
ウェルポイント撤去		〃		
ウェルポイントポンプ設置		組		
ウェルポイントポンプ撤去		〃		
ウェルポイントポンプ運転管理		日		
ウェルポイント工損料		式	1	
ジェット装置損料		〃	1	
計				

(2) ウェルポイント設置又は撤去100本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		表8.1
特殊作業員		〃		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(3) ウェルポイントポンプ設置または撤去1組当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		表8.4
特殊作業員		〃		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(4) ウェルポイントポンプ運転管理1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		表8.5
特殊作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

## (5) ウェルポイント工損料1式当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ウェルポイントポンプ 損料 (供用1日当り)		日		供用1箇月当り損料 ————— ×使用組数 30
ウェルポイントポンプ (1現場当り)		組		
ウェルポイント 損料 (供用1日当り)		日		供用1箇月当り損料 ————— ×使用本数 30
ウェルポイント (1現場当り)		本		
ヘッダーライン損料 (供用1日当り)		日		供用1箇月当り損料 ————— ×使用延長 30
ヘッダーライン (1現場当り)		m		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) ヘッダーライン及びウェルポイント部分で海水又は機械器具に対して腐蝕作用のある薬液の影響を直接受ける箇所に敷設するものの損料は、現場状況を考慮し、50%の範囲で増額補正することができる。

## (6) ジェット装置損料1式当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ジェット装置損料 (供用1日当り)		日		供用1箇月当り損料 ————— 30
ジェット装置 (1現場当り)		組	1	
スターカッター損料 (供用1日当り)		日		供用1箇月当り損料 ————— 30
スターカッター (1現場当り)		個	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) スターカッターは必要に応じて計上。

## (7) 排水管工1m当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
配 管 工		m		配管工×0.1人/m
流 未 処 理 費				
計				

(注) 排水管工は揚水されたものを場外に排水するものであり、通常は計上しないが、必要ある場合のみ計上するものとする。揚水を公共下水道に放流する場合は、下水道使用料は公共負担するので放流量を確認する旨、特記仕様書に記載しておくこと。

揚水を河川等に放流する場合は、投棄料が必要となる場合には、投棄料を計上することができる。

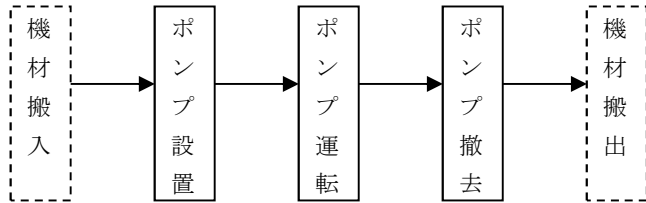
9. 締切排水工

9-1 適用範囲

本資料は、仮設工のうち河川、道路工事などの水中締切、地中締切の排水工事で、全揚程が15m以下の場合に適用する。

9-2 施工フロー

施工フローは下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

9-3 排水方法の選定

1) 排水方法

排水方法は、作業時排水とするが、次の場合には常時排水とすることができる。

- (1) 水没によって構造物の機能が害される場合又は作業に支障をおよぼす場合。
- (2) 土質が軟弱などのため冠水により作業が不能となる場合

(注) 1. 作業時排水とは作業前（1～3時間）から排水し始めて作業終了時には排水を中止する方法をいう。

なお、作業時排水には、コンクリート打設前後の型枠組立・養生などのための一時的に昼夜排水するものも含む。

2. 常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう。

9-4 機種を選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表9.1 機種を選定（ポンプ運転）

機械名	規格	単位	数量				摘要	
			排水量 (m <sup>3</sup> /h)					
			0以上 40未満	40以上 120未満	120以上 450未満	450以上 1,300未満		
工 事 用 水 中 モータポンプ	普通型（潜水ポンプ） 口径150mm、全揚程15m以下	台	1	—	1	—		
	普通型（潜水ポンプ） 口径200mm、全揚程15m以下	台	—	1	2	5		
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第2次基準値）	定格容量 25kVA	台	1	—	—	—	
		定格容量 35kVA	台	—	1	—	—	
		定格容量 60kVA	台	—	—	1	—	
		定格容量 100kVA	台	—	—	—	1	

(注) 1. 工事中水中モータポンプの動力源は、発動発電機を標準とする。

2. 全揚程が15m以下の場合、工事中水中モータポンプの規格は全揚程10mを標準とする。

3. 工事中水中モータポンプ及び発動発電機は、賃料とする。

4. 現場状況等により上表により難しい場合は、別途考慮する。

5. 現場条件により、工事中水中モータポンプの動力源が商用電源の場合は、別途考慮する。

9-5 運転工の歩掛

1) 運転日数

運転日数については脚1基30日を原則とする。

その他現場の規模、状況により差異が生じた場合は別途積み上げ積算するものとする。

2) 労務歩掛

ポンプの排水現場1箇所当りの日当り運転歩掛は、次表とする。

表9.2 ポンプ運転歩掛 (人/1箇所・日)

名 称	排 水 方 法	
	作業時排水	常時排水
特殊作業員	0.14	0.17

(注) 1. 歩掛は、運転日当り運転時間が作業時排水8h、常時排水24hを標準としたものである。

2. 労務単価は、時間外手当等を考慮しない。

3. 歩掛は、排水方法にかかわらず、排水現場1箇所当りポンプ台数が1～5台の運転労務歩掛を標準としたものである。現場条件により上表により難しい場合は別途考慮する。

4. 1工事に数分割の締切がある場合は、1締切現場を1箇所とする。

3) 諸雑費

諸雑費は、ポンプの配管材料の損料、分電盤の賃料等の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表9.3 諸雑費率 (%)

排 水 方 法	作 業 時 排 水	常 時 排 水
諸 雑 費 率	3	1

9-6 設置・撤去歩掛

ポンプの設置・撤去に要する1箇所当りの歩掛は、次表を標準とする。

表9.4 設置・撤去歩掛 (1箇所)

名 称	規 格	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役		人	0.5
特 殊 作 業 員		〃	0.1
普 通 作 業 員		〃	2.0
バ ッ ク ホ ウ ( ク ロ ー ラ 型 ) 運 転	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9t	日	0.5

(注) 1. バックホウは、賃料とする。

2. 歩掛及び運転日数は、1締切現場当りポンプ設置・撤去台数が1～5台が標準であり、上表により難しい場合は、別途考慮する。

3. 使用機械・規格については上表を標準とするが、現場条件により上表により難しい場合は、別途選定できるものとする。

4. 歩掛には、配管設置・撤去労務を含む。

5. 1工事に数分割の締切がある場合は、1締切現場を1箇所とする。

9-7 単価表

(1) 締切排水内訳表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ポンプ 運 転		日		(2) 単価表
ポンプ設置・撤去		箇所		(3) 単価表
計				

(2) ポンプ運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表9.2
工事中 水中 モータポンプ運転	普通型(潜水ポンプ)	日	1	表9.1 機械賃料
発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	〃	1	表9.1 機械賃料
諸 雑 費		式	1	表9.3
計				

(注) 1. ポンプの使用日数は締切排水作業を必要とする日数(底部掘削時、栗石敷均し、コンクリート打設、杭頭毀し、フーチング型枠、鉄筋、コンクリート打設)とする。



## (3) ポンプ設置・撤去1箇所当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表9.4
特 殊 作 業 員		〃		表9.4
普 通 作 業 員		〃		表9.4
バ ッ ク ホ ウ ( ク ロ ー ラ 型 ) 運 転	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9t	日		表9.4 機械賃料
諸 雑 費		式	1	
計				

## (4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
工 事 用 水 中 モ ー タ ポ ン プ	普通型(潜水ポンプ)	機-30	機械賃料数量→(常時排水) 1.1 (作業時排水) 1.2
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 定格容量 25kVA 定格容量 35kVA 定格容量 60kVA 定格容量 100kVA	機-16	(常時排水) 燃料消費量→ 25kVA→ 67 35kVA→ 98 60kVA→ 168 100kVA→ 264 機械賃料数量→ 1.1
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 定格容量 25kVA 定格容量 35kVA 定格容量 60kVA 定格容量 100kVA	機-16	(作業時排水) 燃料消費量→ 25kVA→ 22 35kVA→ 33 60kVA→ 56 100kVA→ 88 機械賃料数量→ 1.2
バ ッ ク ホ ウ ( ク ロ ー ラ 型 )	標準型・クレーン機能付き・排出ガス 対策型(第2次基準値)]山積0. 8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 65 機械賃料数量 → 1.16

10. 高欄遮水板工 遮水板アンカー工

10-1 遮水板アンカー工単価表 P24083

(100個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
材 料 費	3/8自在アンカー	個	100	現場着 ボルトナット含む
労 務 費	普通作業員	人	0.5	200個/人 取付手間
計				
1 個 当 り				

(注) 高欄部の遮水板(ステンレス板)を設置する為のアンカー工である。

10-2 遮水板取付工

材 料 費

(1 t 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
材 料 費	S U S 304, 2D	t	1	現場着
製 作 費			1	
計				

取 付 費

(1 枚)

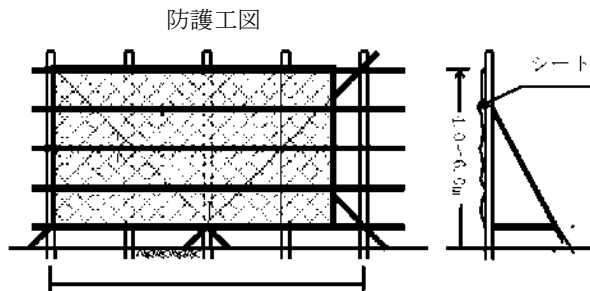
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
取 付 費	普通作業員	人	0.02	取付手間 50枚/人

(注) 1. 材料のロスは16%とする。

2. 製作費は鋼構造物工による。

11. 飛散防止工

施工場所が民家、街路等に近接しているため、泥土等の飛散を防止しなければならない場合、下記費用を計上する。



飛散防止工単価表

10㎡当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
単管基本料	φ48.6	m	30.8	
単管賃料	φ48.6	m・月	(30.8)	( )×供用月数(1ヶ月以上)
クランプ基本料	直交・自在φ48.6用	個	15.4	
クランプ賃料	直交・自在φ48.6用	個・月	(15.4)	( )×供用月数(1ヶ月以上)
シート	#6 3.6m×5.4m	枚	0.53	価格×0.3 (損率)
金網	#18 1.0×40	㎡	10.6	価格×0.8 (損率)
雑材料	控杭等	式	1	上記計の3%
とび工		人	0.51	架払含む
普通作業員		〃	0.26	〃

- (注) 1. 本表には架払、保守、移設を含む。  
 2. 1箇所当り1ヶ月程度を標準とする。

## 12. 路面切削工

### 12-1 適用範囲

本資料は、路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

##### (1) 路面切削

a 路面切削機によるアスファルト舗装の切削作業で平均切削深さ12cm以下の場合

##### (2) 殻運搬（路面切削）

a 路面切削作業で発生したアスファルト殻の運搬

#### 2) 適用できない範囲（以下のいずれかの条件に該当する場合）

##### (1) 路面切削

a 複数の路面切削機による並列切削作業

b 特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面の切削作業

c 道路打換え工のための舗装版とりこわし

d 帯状切削作業に段差すりつけを含む場合

##### (2) 殻運搬（路面切削）

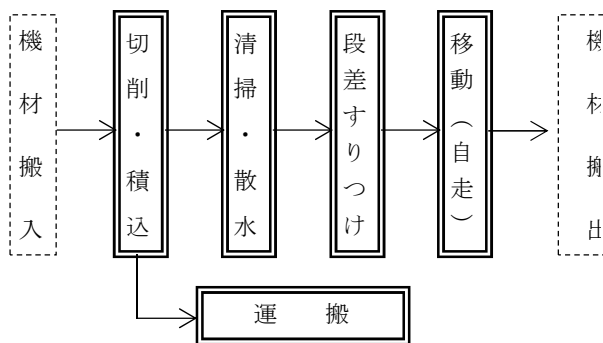
a 段差すりつけの撤去後に発生した殻運搬

b 舗装版破碎工に伴い発生したコンクリート殻又はアスファルト殻の運搬

c 運搬距離が60kmを超える場合

### 12-2 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは二重線部分のみである。

12-3 施工パッケージ

1) 路面切削

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表12.1 路面切削 積算条件区分一覧 (積算単位：m<sup>2</sup>)

施工区分：平均切削深さ	段差すりつけの撤去作業
①全面切削6cm以下 (4,000m <sup>2</sup> 以下)	無し
	有り
②全面切削6cm以下 (4,000m <sup>2</sup> を超え)	無し
	有り
③全面切削6cmを超え12cm以下	無し
	有り
④帯状切削3cm以下	—

- (注) 1. 上表は、路面の切削・廃材積み込み、清掃・散水、移動（自走）、切削に伴う段差すりつけの設置及び撤去（積み込みまでの作業を含む）費用（帯状切削は除く）、切削用雑器具（スコップ、ホウキ、レーキ等）、路面切削機のビット損耗費、路面清掃車のブラシの損耗費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等含む）を含む。
2. 殻運搬（路面切削）、殻処分は含まない。
3. 全面切削の施工区分は、1 工事の切削面積のうち全面切削に係る施工面積を対象とする。
4. 平均切削深さは次式による。
- $$H = A_v / W \times 100$$
- H：1 現場の平均切削深さ（cm）  
 A<sub>v</sub>：1 現場の平均切削断面積（m<sup>2</sup>）  
 W：平均切削幅員（m）  
 なお、帯状切削の場合はW = 2 mとする。
5. 帯状切削とは、不陸部の切削幅が路面切削機の切削幅より狭い場合をいう。
6. 帯状切削の施工面積は、次式による。
- $$\text{延べ施工面積} = \text{切削機の作業幅（2 m）} \times \text{延べ施工延長}$$
7. 段差すりつけの撤去後に発生した殻の運搬・処理等に要する費用は、「第2章 運搬工」により別途計上すること。
8. 路面清掃車は、業者持ち込みによる場合を標準とする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表12.2 路面切削 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	路面切削機[ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型（第3次基準値）] 切削幅 2.0m級×深さ23cm	
	K 2	路面清掃車[ブラシ・四輪式] ホッパ容量 1.5m <sup>3</sup>	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	運転手（特殊）	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 殻運搬（路面切削）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表12.3 殻運搬（路面切削） 積算条件区分一覧 (積算単位：m<sup>3</sup>)

積算条件	
D I D区間の有無	運搬距離
無し	0.2km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.0km以下
	4.5km以下
	5.0km以下
	5.5km以下
	6.5km以下
	7.5km以下
	9.0km以下
	10.5km以下
	12.0km以下
	13.5km以下
	16.0km以下
	18.5km以下
有り	21.5km以下
	26.0km以下
	32.0km以下
	39.5km以下
	47.0km以下
	55.5km以下
	60.0km以下
	0.2km以下
	0.5km以下
	1.0km以下
	1.5km以下
	2.0km以下
	2.5km以下
	3.0km以下
	3.5km以下
	4.0km以下
	4.5km以下
5.0km以下	
5.5km以下	
6.0km以下	
6.5km以下	
7.5km以下	
8.5km以下	
9.5km以下	

積算条件	
D I D区間の有無	運搬距離
有り	11. 0km以下
	12. 5km以下
	14. 5km以下
	16. 5km以下
	19. 0km以下
	22. 0km以下
	25. 5km以下
	30. 0km以下
	36. 0km以下
	46. 0km以下
60. 0km以下	

- (注) 1. 上表は、舗装路面の切削作業によって発生するアスファルト殻の運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理に掛かる費用を含む。
3. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用できる。
4. 殻処分は含まない。
5. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
6. 自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。
7. DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
8. 運搬距離が60kmを超える場合は、別途考慮する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表12.4 殻運搬（路面切削） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級	タイヤ損耗費及び補修費（良好） を含む
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手（一般）	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

13. 境界杭設置・撤去工

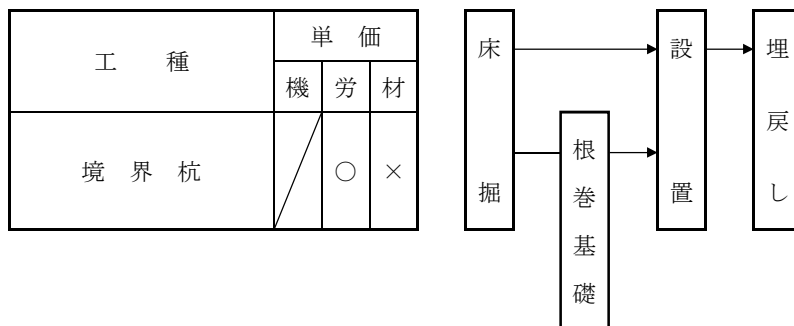
13-1 一般

- (1) 境界杭の設置及び撤去工に適用する。
- (2) 市場単価が適用できる範囲
  - ① 境界杭（コンクリート製）
- (3) 市場単価が適用できない範囲
  - ① 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合。

13-2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(2) 市場単価の規格・仕様

境界杭設置・撤去工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表13.1 境界杭設置

区分	規格・仕様	単位
境界杭	コンクリート製（根巻き基礎有り）	本
	コンクリート製（根巻き基礎無し）	本



(3) 加算率・補正係数

① 加算率・補正係数の運用基準

表13.2 加算率・補正係数の運用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	
		通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正すること。	K <sub>1</sub>	
補正係数	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量

② 加算率・補正係数の数値

表13.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	境界杭設置	撤去
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(10本以上30本未満) 20%	(10本以上30本未満) 20%
		S <sub>2</sub>	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.20	1.20
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.50

(注) 施工規模加算率（S<sub>1</sub>）または（S<sub>2</sub>）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。

13-3 適用にあたっての留意事項

- (1) 本単価は材料を含まない。
- (2) 境界杭の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
  - ①根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻基礎無し」の価格を用いる。
  - ②根巻き基礎ありは現場打ちを対象とし、根巻き基礎の材料費を含む。プレキャストコンクリートブロックを用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。また、プレキャストコンクリートブロックの材料費を別途計上する。
- (3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

13-4 直接工事費の算出

直接工事費＝標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)×設計数量

S<sub>0</sub>・S<sub>1</sub>・S<sub>2</sub>: 施工規模による加算率 (表14.3)

K<sub>1</sub>: 時間的制約条件による補正係数 (表14.3)

K<sub>2</sub>: 夜間作業による補正係数 (表14.3)

14. 境界鋳設置工

14-1 一般

- (1) 境界鋳の設置及び撤去工に適用する。
- (2) 市場単価が適用できる範囲
  - ① 境界鋳（金属製）
- (3) 市場単価が適用できない範囲
  - ① 境界鋳のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合。

14-2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	単 価			穿 孔	充 填 ・ 設 置
	機	労	材		
境界鋳設置	○	○	×		

※充填材（労務費・材料費）を含む。

(2) 市場単価の規格・仕様

境界鋳設置工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表14.1 境界鋳設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
境 界 鋳	金属製	枚

(3) 加算率・補正係数

① 加算率・補正係数の運用基準

表14.2 加算率・補正係数の運用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub>	
			S <sub>2</sub>	
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	

② 加算率・補正係数の数値

表14. 3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	境界鈹設置	撤 去
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	(30枚以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(10枚以上30枚未満) 20%	(10枚以上30枚未満) 20%
		S <sub>2</sub>	(10枚未満) 30%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.20	1.20
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.50	1.50

備考1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) または (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。

14-3 直接工事費の算出

直接工事費 = 標準の市場単価 × (1 + S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> / 100) × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub>) × 設計数量

S<sub>0</sub>・S<sub>1</sub>・S<sub>2</sub>: 施工規模による加算率 (表15.2)

K<sub>1</sub>: 時間的制約条件による補正係数 (表15.2)

K<sub>2</sub>: 夜間作業による補正係数 (表15.2)

15. 落下防止用アンカー工

1. コンクリートアンカー型

落下防止用アンカー工 2. 埋込型

3. 溶接型 (鋼脚部) ……上部工事で工場製作する場合には使用できない。

(1) コンクリートアンカー型単価表

(100本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材 料 費	リングボルトφ16 コンクリートアン カー型	本	100			溶融亜鉛メッキJISH8641 HDZ35、現場着価格
特殊作業員		人	2.0			取付手間 0.02×100
雑 材 料		式	1			工具損料など上記計の1%
計						

(2) 埋込型単価表

(100本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材 料 費	リングボルトφ16 埋込型	本	100			溶融亜鉛メッキJISH8641 HDZ35、現場着価格
鉄 筋 工		人	0.507			取付手間 0.01人/kg × 50.7kg = 0.507
普通作業員		〃	0.254			〃 0.005人/kg × 50.7kg = 0.254
計						

(3) 溶接型（鋼脚部）単価表

(100本当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材 料 費	リングボルトφ16 溶接型	本	100			溶融亜鉛メッキJISH8641 HDZ35、現場着価格
溶 接 工		人	4.2			取付手間、塗装補修手間
普通作業員		〃	4.2			〃
雑 材 料		式	1			機械損料、溶接棒、補修用塗料 等、上記計の10%
計						

16. 区画線工

16-1 適用範囲

1) 標準単価が適用できる範囲

- (1) 道路に設置する区画線、路面標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。

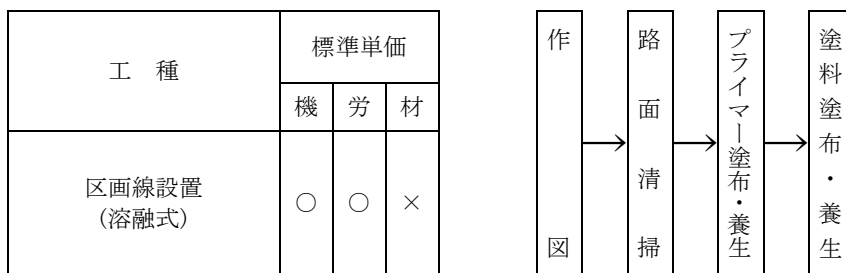
2) 標準単価が適用できない範囲

- (1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (2) 設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合。（ただし、北海道特殊規格において一部適用可）
- (3) コンクリート舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去の場合。
- (4) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

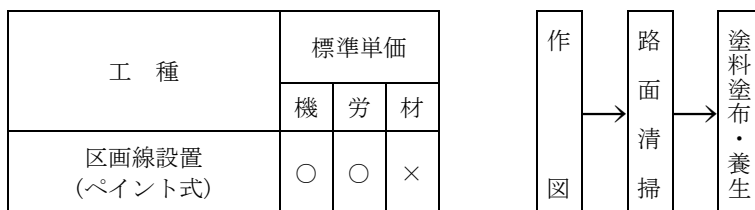
16-2 標準単価の設定

1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

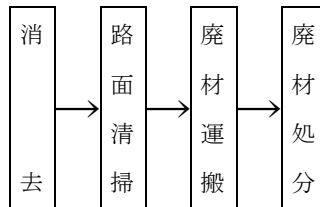


- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



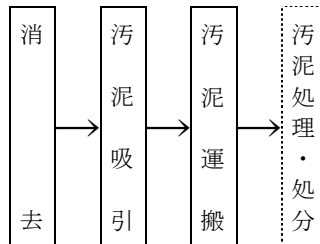
- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
- 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
- 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削取り式)	○	○	/



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。  
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 3. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。  
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処理費を含む。  
 5. 排水性舗装には適用しない。

工種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

## 2) 標準単価の規格・仕様

区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表16.1 区画線設置 (溶融式・手動)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm以下とする。  
 2. 線色は白色又は黄色とする。  
 3. 破線は塗布延長とする。  
 4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用できる。また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及びシール等の貼り付け式には適用できない。

表16.2 区画線設置（ペイント式・車載式）

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	3,000	3,830
	破線	15cm	m	2,500	3,190
		30cm	m	2,000	2,550

- (注) 1. 線色は白色または黄色とする。  
2. 破線は塗布延長とする。

表16.3 区画線消去

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm換算	m	300
ウォータージェット式	熔融式	15cm換算	m	600
	ペイント式	15cm換算	m	700

- (注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。  
2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

### 3) 補正係数

#### (1) 補正係数の適用基準

表16.4 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	

#### (2) 補正係数の数値

表16.5 補正係数の数値

区分	記号	区画線設置 (熔融式)	区画線設置 (ペイント式)	区画線消去 (削取り式)	区画線消去 (ウォータージェット式)
補正係数	K <sub>1</sub>	1.05	—	—	—
	K <sub>2</sub>	0.91	0.79	—	—

- (注) 排水性舗装に施工する場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) は、熔融式 (手動) による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。

4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）

（注1）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>）

（注2）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式：0.05      ペイント式：0.03

※矢印・文字・記号の設計数量は「所要材料換算長」とし、次式により算出する。

所要材料換算長（m）＝設計数量（塗布面積（㎡））÷0.15×1.20（重複施工ロス分）

ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用できない。

<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>

1. 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第2章7-7 1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。
2. 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。
3. 区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。

16-3 適用にあたっての留意事項

- (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表16.6 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
- (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
- (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
- (5) 区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。
- (6) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。
- (7) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。
- (8) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

<参考>

表16.7 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種 別	施工方式
JIS K 5665 1種 A JIS K 5665 1種 B	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型 ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種 A JIS K 5665 2種 B	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型 ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表16.8 溶融式（手動）の標準的な材料使用量

(1,000m当たり)

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字 15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
	排水性舗装に施工する場合	L	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105
	未供用区間に施工する場合	L	36	39	59	66	40	44	66	73	43	47	70	81	91
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	38	42	62	70	43	47	70	77	45	50	74	85	96

※塗布厚1.5mmの場合の使用量であり、（ ）内は塗布厚1.0mmの場合の使用量である。

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の5%を計上する。

表16.9 ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量 (1,000m当たり)

名 称	区 分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
	常温式で施工する場合	L	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油		L	33	40	50
	未供用区間に施工する場合	L	26	31	39

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の3%を計上する。

表16.10 区画線消去（削取り式）の燃料使用量 (1,000m当たり)

名称	単位	15cm換算
軽油	L	62
ガソリン	L	35



17. 高視認性区画線工

17-1 適用範囲

1) 標準単価が適用できる範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。

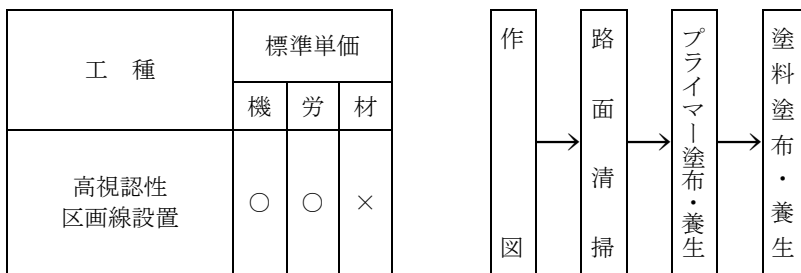
2) 標準単価が適用できない範囲

- (1) リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。
- (2) 設置作業のうち、2液反応式、貼付式の場合。
- (3) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に施工された区画線、道路標示の消去の場合。
- (4) 消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。
- (5) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

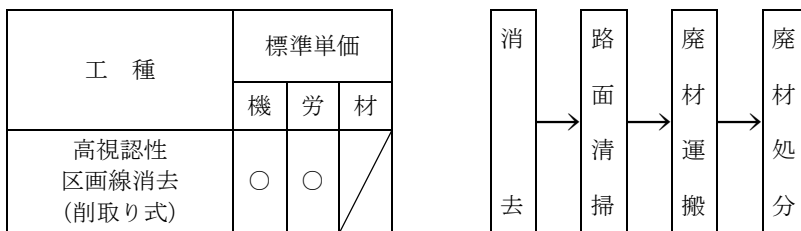
17-2 標準単価の設定

1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。  
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。  
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。  
 3. 消去後のバーナー仕上げ、黒ペイント塗りは含まない。  
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。

2) 標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

(1) 高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）

表17.1 高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

(注) 線色は白色又は黄色とする。

(2) 高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）

表17.2 高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	供用区間
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
	45cm	m	350	385

(注) 線色は白色又は黄色とする。

(3) 高視認性区画線消去（削取り式）

表17.3 高視認性区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去（削取り式）	15cm換算	m	300

(注) 貼付式には適用できない。

3) 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表17.4 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量

(2) 補正係数の数値

表17.5 補正係数の数値

区分	記号	高視認性区画線設置	
		リブ式（熔融式）	非リブ式（熔融式）
補正係数	S <sub>0</sub>	0.91	0.91

4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）

（注1） 設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K<sub>1</sub>）

（注2） 材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式：0.02

< 施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合 >

(1) 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第2章7-7 1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業として判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

(2) 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。

17-3 適用にあたっての留意事項

(1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表17.6 施工場所区分

区分	工事種別
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

(2) 高視認性区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。

(3) 歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。

(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。



## 第16章 附属設備工

1. 橋梁排水管設置工	Ⅱ-16-1
1-1 適用範囲	Ⅱ-16-1
1-2 施工概要	Ⅱ-16-1
1-3 施工パッケージ	Ⅱ-16-1
1-4 排水桝据付費	Ⅱ-16-3
1-5 足場費	Ⅱ-16-3
2. 遮音壁工	Ⅱ-16-3
2-1 支柱製作工	Ⅱ-16-3
2-2 支柱運搬工	Ⅱ-16-4
2-3 支柱建込工	Ⅱ-16-4
2-4 遮音板・透光板取付工	Ⅱ-16-5
2-5 笠木取付工	Ⅱ-16-6
2-6 防護柵車運転費単価表	Ⅱ-16-6
3. 標識工	Ⅱ-16-7
3-1 形式	Ⅱ-16-7
3-2 F型柱、T型柱、門型柱製作費	Ⅱ-16-7
3-3 適用範囲	Ⅱ-16-7
3-4 市場単価の設定	Ⅱ-16-8
3-5 適用にあたっての留意事項	Ⅱ-16-15
4. 道路鋸設置工	Ⅱ-16-16
4-1 適用範囲	Ⅱ-16-16
4-2 市場単価の構成と範囲	Ⅱ-16-16
4-3 市場単価の規格・仕様	Ⅱ-16-16
4-4 加算率・補正係数	Ⅱ-16-17
4-5 適用にあたっての留意事項	Ⅱ-16-17
5. 視線誘導標設置工	Ⅱ-16-18
5-1 一般部用	Ⅱ-16-18
5-2 高架橋高欄部用単価表	Ⅱ-16-21
6. 橋脚管理番号記入工	Ⅱ-16-21
7. 距離標設置工	Ⅱ-16-22
8. クッションドラム設置工	Ⅱ-16-22
9. ハンドホール蓋設置工	Ⅱ-16-22
10. 裏面吸音板設置工	Ⅱ-16-23
10-1 適用範囲	Ⅱ-16-23
10-2 施工歩掛	Ⅱ-16-23
10-3 裏面吸音板設置箇所概要図	Ⅱ-16-23
11. 止水用ステンレス桶充てん工（鋼製フィンガージョイント用）	Ⅱ-16-24
11-1 弾性シール材充てん費単価表	Ⅱ-16-24
11-2 防塵材設置費単価表	Ⅱ-16-24

## 1. 橋梁排水管設置工

### 1-1 適用範囲

本資料は、鋼管（φ100mm～φ200mm）、V P管（φ100mm～φ200mm）、FRP管（φ100mm～φ200mm）による各種系統タイプ及び溝部の橋梁排水管を設置する作業に適用し、排水樹設置及び排水管製作は含まない。

#### 1) 適用出来る範囲

##### (1) コンクリートアンカーボルト設置

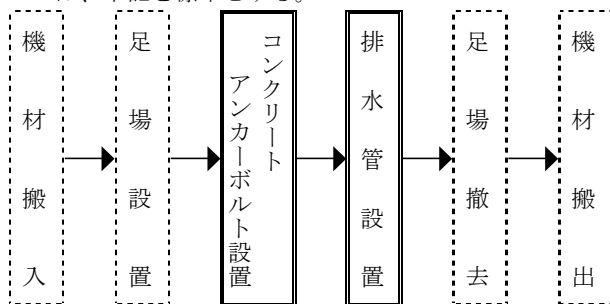
a 橋梁、シェッドの排水管取付金具を設置するためのコンクリートアンカーボルト穿孔及び設置

##### (2) 排水管設置

a 鋼管（φ100mm～φ200mm）、V P管（φ100mm～φ200mm）、FRP管（φ100mm～φ200mm）による各種系統タイプ及び溝部における橋梁排水管の設置

### 1-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。

2. 既設排水管の取替作業を行う際、排水管撤去作業は別途考慮する。

### 1-3 施工パッケージ

#### 1) コンクリートアンカーボルト設置

##### (1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表1. 1 コンクリートアンカーボルト設置 積算条件区分一覧

(積算単位：本)

足場の有無
無し
有り

(注) 1. 橋梁、シェッドの排水管取付金具を設置するためのコンクリートアンカーボルト穿孔及び設置の他、電力に関する経費等の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等含む）を含む。

2. 足場の設置は、別途計上する。

3. 現場条件等により代表機材一覧（表1.2）に示す機械・規格により難しい場合は、別途考慮する。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 1. 2 コンクリートアンカーボルト設置 代表機材規格一覧

項目		代表機材規格	備考
機械	K 1	高所作業車 トラック架装リフト・ブーム型・幅広デッキタイプ 作業床高さ 10～12m以下	・賃料 ・足場無しの場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	運転手（特殊）	・足場無しの場合
材料	Z 1	あと施工アンカー 芯棒打込み式 M 1 2	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 排水管設置

(1) 条件区分

条件区分は次表を標準とする。

表 1. 3 排水管 積算条件区分一覧  
(積算単位：m)

足場の有無
無し
有り

- (注) 1. 上表は、橋梁、シェッドの取付金具、排水管（蛇腹管・エルボ等の排水管付属品の設置も含む）の設置の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等含む）を含む。ただし、排水管（材料費）は含まない。
2. 排水管の材料費は別途計上する。
3. 足場の設置は、別途計上する。
4. 現場条件により代表機材一覧（表1.4）に示す機械・規格により難しい場合は、別途考慮する。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 1. 4 排水管 代表機材規格一覧

項目		代表機材規格	備考
機械	K 1	高所作業車 トラック架装リフト・ブーム型・幅広デッキタイプ 作業床高さ 10~12m以下	・賃料 ・足場無しの場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	運転手（特殊）	・足場無しの場合
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3) 排水管（材料費）

(1) 条件区分

排水管（材料費）における積算条件区分はない。

積算単位はmとする。

(注) 排水管（材料費）は排水管（蛇腹管・エルボ管等の排水管付属品も含む）、取付金具の材料費を全て含む。

1-4 排水桝据付費（1ヶ所当り）

P25701

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	0.1	
普 通 作 業 員		人	0.4	
排 水 桝		個	1	

(注) 1. 排水桝の大きさは、標準図によるものを考えているので、大きさの異なる場合は、別途積算のこと。

2. 排水桝の製作を鋼桁工事等を含めて契約する場合には、据付手間のみ計上すること。

3. 排水桝には、桝、グレーチング、鎖、ビニール板、ボルトナットを含んでいる。

4. 本歩掛には、場内小運搬も含む。

1-5 足場費

橋脚外面に排水管を施工する場合には、G.Lから梁下端迄の高さ（m）×1空m<sup>3</sup>の橋脚足場工を計上できる。

2. 遮音壁工

2-1 支柱製作工

(1 t 当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
直 接 工 費	工 数	2.71	
工 場 間 接 費	式	1	上記の40.8%
副 資 材 費	t	1	



2-2 支柱運搬工

運搬工によるものとする。

2-3 支柱建込工

1) 施工パッケージ

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.1 支柱建込 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

形式	支柱間隔	設置高さ
A型 (埋設アンカー方式)	2m	4m以下

(注) 1. 上表は、支柱の建込作業の他、インパクトレンチの損料、ラチェットレンチの損耗費及び電力に関する経費等の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、支柱（材料費）は含まない。

2. 支柱の材料費は別途計上する。

3. 高さは、下部構造物等を含めない支柱のみの高さとする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.2 支柱建込 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t積 吊能力2.9t	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	鉄骨工	
	R 2	運転手 (特殊)	
	R 3	普通作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 パトロール号	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2-4 遮音板・透光板取付工

1) 施工パッケージ

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.3 遮音板・透光板取付 積算条件区分一覧  
(積算単位：m<sup>2</sup>)

施工区分	設置高さ
遮音板	4m以下
透光板	4m以下

- (注) 1. 上表は、遮音板、透光板、シール材及び落下防止具、下段パネルの設置作業の他、ハンマー・ラチェットレンチ・脚立の損耗費、固定金具・シール材等の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、遮音板・透光板（材料費）、落下防止索（材料費）及び下段パネル（材料費）は含まない。
2. 遮音板・透光板、落下防止索及び下段パネルの材料費は別途計上する。
3. 高さは、下部構造物等を含めない遮音板・透光板を合計した高さとする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.4 遮音板・透光板取付 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4~4.5t積 吊能力2.9t	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	とび工	
	R 2	運転手 (特殊)	
	R 3	普通作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 パトロール号	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2-5 笠木取付工

1) 施工パッケージ

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.5 笠木取付 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

設置高さ
4m以下

- (注) 1. 上表は、笠木の取付作業の他、脚立及びインパクトレンチの損料、電力に関する経費等の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、笠木（材料費）は含まない。  
 2. 笠木の材料費は別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.6 笠木取付 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	高所作業車 [トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型] 作業床高13.2m 積載荷重1000kg	4mを超え8m以下の 場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手 (特殊)	4mを超え8m以下の 場合
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 パトロール号	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

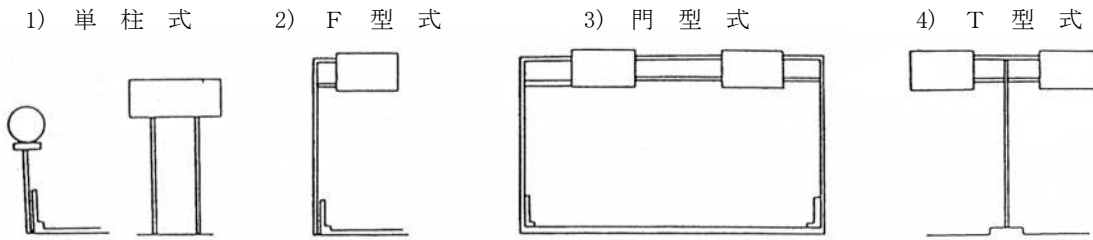
2-6 防護柵車運転費単価表

(1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 運 転 手		人	1.0	
軽 油		ℓ	45	
防 護 柵 車 損 料		日	1	
計				

### 3. 標識工

#### 3-1 形式



#### 3-2 F型柱、T型柱、門型柱製作費

##### 1) 製作工数

	1t当り	
	F型・T型	門型
標準	5.95	7.43 (注)1
景観柱	8.5 (注)2	13.4

(注) 1. 門型標識柱は、トラス構造を対象とする。

2. F型構造の景観柱を対象としているため、T形景観柱は別途考慮する。

##### 2) 単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
直接工費		工数		
工場間接費		式	1	上記の40.8%
副資材費		t	1	

#### 3-3 適用範囲

本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。

##### 1) 市場単価が適用できる範囲

- (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事
- (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事
- (3) 道路標識の更新工事

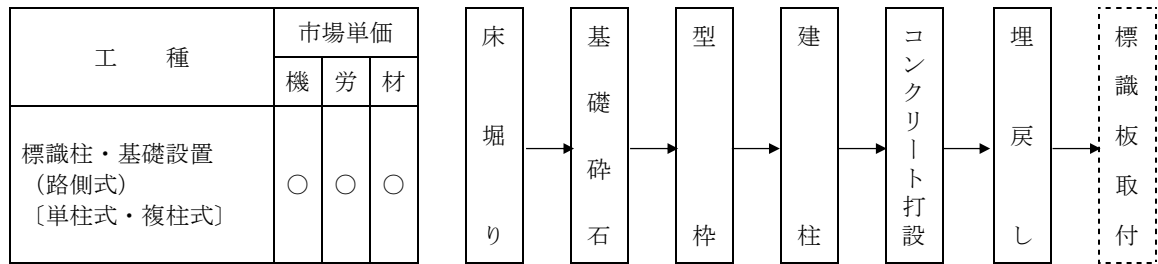
##### 2) 市場単価が適用できない範囲

- (1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事
- (2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事
- (3) 道路標識における基礎工事のうち、基礎杭の設置及び撤去工事
- (4) 道路管理者以外が行う標識工事
- (5) 着雪防止板の設置及び撤去
- (6) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を購入し設置する場合
- (7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事
- (8) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合
- (9) 道路照明柱を設置、撤去する場合
- (10) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合
- (11) 標識板設置において、部分補修（アルミ平板による重ね貼り、シール貼りなど）の場合
- (12) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
- (13) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

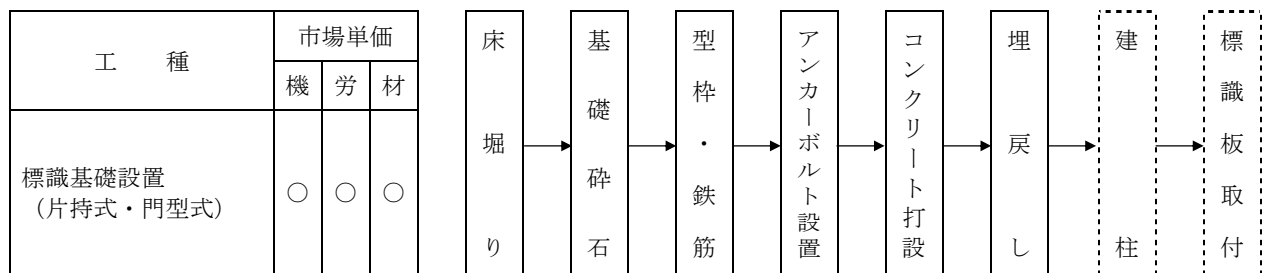
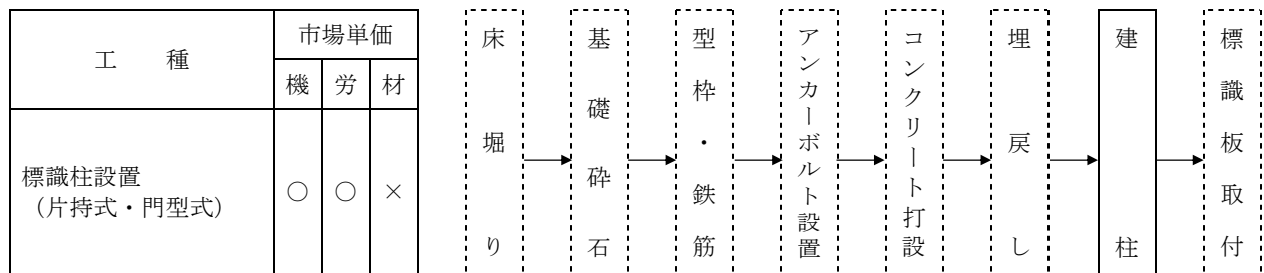
3-4 市場単価の設定

1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。  
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。  
 3. 特殊養生、雪寒板囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。



- (注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。  
 2. 型枠は、スパイラル形式を含む。  
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。  
 3. 特殊養生、雪寒板囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工 種		市場単価			標 識 板 取 付
		機	労	材	
標 識 板 設 置	案内標識 (新設) (〔路線番号除く])	○	○	○	
	案内標識 (移設) (〔路線番号除く])	○	○	×	
	警戒・規制・指示・路 線番号標識	○	○	×	

- (注) 1. 案内標識 (新設) (〔路線番号除く]) で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。  
 2. 路線番号は、国道番号 (118)、都道府県番号 (118の2) に適用する。なお、「118、118の2」は「道路標識設置基準・同解説 (公益社団法人 日本道路協会)」による。

工 種		市場単価		
		機	労	材
添架式標識板 取付金具設置	信号アーム 照明柱 既設標識柱	○	○	○
	歩道橋	○	○	×

金 具 取 付	標 識 板 取 付
------------------	-----------------------

(注) 既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱・基礎撤去 (路側式) 〔単柱式・複柱式〕	○	○	/

標 識 板 撤 去	床 掘 り	標 識 柱 撤 去	コ ン ク リ ー ト 基 礎 撤 去	埋 戻 し
-----------------------	-------------	-----------------------	--	-------------

- (注) 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、ともに処分費は含まない。  
2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱撤去 (片持式・門型式)	○	○	/

標 識 板 撤 去	標 識 柱 撤 去	床 掘 り	コ ン ク リ ー ト 基 礎 撤 去	埋 戻 し
-----------------------	-----------------------	-------------	--	-------------

(注) 撤去後において、撤去柱は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識基礎撤去 (片持式・門型式)	○	○	/

標 識 板 撤 去	標 識 柱 撤 去	床 掘 り	コ ン ク リ ー ト 基 礎 撤 去	埋 戻 し
-----------------------	-----------------------	-------------	--	-------------

- (注) 1. 撤去後において、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、処分費は含まない。  
2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標 識 板 撤 去	案内標識 (〔路線番号除く〕)		
	○	○	/

標 識 板 撤 去
-----------------------

(注) 撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	市場単価			標 識 板 撤 去	金 具 撤 去
	機	労	材		
標識板撤去（添架式） 〔取付金具撤去含む〕	○	○	/		

（注）撤去後において、撤去板及び撤去金具は仮置きまでとし、処分費は含まない。

2) 市場単価の規格・仕様

道路標識設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表3.1 標識柱・基礎設置（路側式〔単柱式〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ + 静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基

表3.2 標識柱・基礎設置（路側式〔複柱式〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ + 静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基

表3.3 標識柱設置（片持式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	
標識柱設置 片持式	《設置手間》 基礎別途計上	1基当りの総質量	400kg未満	基
			400kg以上	基

表3.4 標識柱設置（門型式）

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 門型式	《設置手間》 基礎別途計上	1 スパンの長さ	10m未満	基
			10m以上20m未満	基
			20m以上	基

表3.5 標識基礎設置（片持式・門型式）

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位
標 識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途計上	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m <sup>3</sup> 未満	m <sup>3</sup>
			4.0m <sup>3</sup> 以上6.0m <sup>3</sup> 未満	m <sup>3</sup>
			6.0m <sup>3</sup> 以上	m <sup>3</sup>

表3.6 標識板設置（案内標識・新設・〔路線番号除く〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具（クランプ型フラットを除く）を含む	新設	広角プリズム	一枚 当り の 面 積	2.0m <sup>2</sup> 未満	m <sup>2</sup>
					2.0m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>
			カプセルプリズム・ カプセルレンズ		2.0m <sup>2</sup> 未満	m <sup>2</sup>
					2.0m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>
			封入プリズム・ 封入レンズ		2.0m <sup>2</sup> 未満	m <sup>2</sup>
					2.0m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>

表3.7 標識板設置（案内標識・移設・〔路線番号除く〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	
標識板設置 (案内標識) 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	一枚当りの面積	2.0m <sup>2</sup> 未満	m <sup>2</sup>
				2.0m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>

表3.8 標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (警戒・規制・指示 ・路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

表3.9 添架式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
添 加 式 標 識 板 取 付 金 具 設 置	《材 工 共》	信号アーム部に取付け	基
		照明柱・既設標識柱に取付け	基
	《設置手間》	歩道橋に取付け（添架式取付金具材料費は別途計上）	基

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当たりの取付金具一式を1基として計上する。

取付金具の数量については、適用にあたっての留意事項(3)(5)を参照。



表3.10 路側式標識柱・基礎撤去（単柱式・複柱式）

区 分		規 格 ・ 仕 様	単 位
路 側 式	単柱式（基礎含む）	柱径 φ 60.5、φ 76.3、φ 89.1、φ 101.6	基
	複柱式（基礎含む）	柱径 φ 60.5、φ 76.3、φ 89.1、φ 101.6	基

表3.11 標識柱撤去（片持式、門型式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
片 持 式	1基当りの総質量 （支柱のみ）	400kg未満	基
		400kg以上	基
門 型 式	1スパン当りの長さ （支柱のみ）	10m未満	基
		10m以上20m未満	基
		20m以上	基

表3.12 標識基礎撤去（片持式、門型式）

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
基 礎 撤 去	コンクリート基礎	m <sup>3</sup>

表3.13 標識板撤去（路側式、片持式・門型式）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板撤去 （添架式標識板）	案内標識 （路側式・片持式・門型式）	1枚当りの面積	2.0m <sup>2</sup> 未満
			2.0m <sup>2</sup> 以上
	警戒・規制・指示・路線番号標識		基

表3.14 標識板撤去（添架式標識板）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板撤去 （添架式標識板）	添架式標識板取付金具撤去含む	信号アーム部	基
		照明柱・既設標識柱	基
		歩道橋	基

3) 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表3.15 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標 準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1 工事の施工規模が小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	
	障害物のある場合	基礎設置において、地下構造物等の障害物がある場合は、対象となる規格・仕様の単価（円/m <sup>3</sup> ）を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	
	門 型 標 識 柱 の 基 礎 の 場 合	門型式標識柱の基礎の場合は、対象となる規格・仕様の単価（円/m <sup>3</sup> ）を係数で補正する。	K <sub>4</sub>	
	景観色塗装柱の場合	標識柱・基礎設置（路側式）において、景観色塗装柱を使用する場合は、対象となる規格・仕様の単価（円/基）を係数で補正する。	K <sub>5</sub>	

(注) 施工規模加算（S<sub>1</sub>）又は（S<sub>2</sub>）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表3.16 加算率・補正係数の数値（設置工）

区 分	記号	標識柱・基礎	標識柱			標識板			添架式標識板取付金具		基礎
		路側式	片持式	門型式	案内（新設）	案内（移設）	案内以外	信号・照明柱	歩道橋		
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10m <sup>2</sup> 以上 0%	10m <sup>2</sup> 以上 0%	5基以上 0%	—	—	—
		S <sub>1</sub>	3～4基 25%	2基 40%	2基 40%	10m <sup>2</sup> 未満 5%	10m <sup>2</sup> 未満 30%	3～4基 15%	—	—	—
		S <sub>2</sub>	2基以下 35%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K <sub>3</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K <sub>4</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K <sub>5</sub>	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表3.17 加算率・補正係数の数値（撤去工）

区 分	記号	標識柱・基礎	標 識 柱		標 識 板		添架式 標識板	基礎	
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外			
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10㎡以上 0%	5基以上 0%	—	—
		S <sub>1</sub>	3～4基 25%	2基 40%	2基 40%	10㎡未満 30%	3～4基 15%	—	—
		S <sub>2</sub>	2基以下 35%	1基 100%	1基 100%	—	2基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35

（注）標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

4) 加算額

表3.17 加算額の適用基準

区 分	適 用 基 準	単 位	備 考	
加算額	曲げ支柱（路側式） （柱の表面の塗装仕様の種別を問わず）	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
	標 識 板 の 裏 面 塗 装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	㎡	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。	kg	
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量する毎に金額を加算する。	段	

## 5) 直接工事費の算出

直接工事費＝(設計単価)(注1)×(設計数量)＋(材料費)(注2)＋(加算額総金額)(注3)

(注1) 設計単価＝(標準の市場単価)×(1＋S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×……×K<sub>n</sub>)

ただし、S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>とK<sub>1</sub>は重複使用しない。

(注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。

(注3) 加算額総金額＝加算額×総数量

## 3-5 適用にあたっての留意事項

### (1) 標識柱・基礎設置

路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。

オフグレー(薄灰色)は白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。

路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。

門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。

片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

### (2) 標識板設置

警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。

また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。

案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の重量に含めて、柱材料費として計上する。

クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。

嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。

### (3) 添架式標識板取付金具設置

歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。

### (4) 基礎設置

門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

### (5) 加算額

φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別調査等とする。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。

### (6) その他

随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。

#### 4. 道路鋸設置工

##### 4-1 適用範囲

- 1) 本基準は、道路鋸の設置・撤去に適用する。
- 2) 市場単価が適用できない範囲
  - ① メーカーのオリジナル製品を用いる場合
  - ② 自発光式及び電気式の製品を用いる場合
  - ③ 景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品を用いる場合(ただし、手間のみは適用可)
  - ④ 埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。
  - ⑤ その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

##### 4-2 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋸 (穿 孔 式)	○	○	○

穿  
孔

→

充  
填  
・  
設  
置

(注) 充填材(労務費・材料費)を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋸 (貼 付 式)	/	○	○

貼  
付

(注) 接着材(労務費・材料費)の費用を含む。

##### 4-3 市場単価の規格・仕様

表4.1 道路鋸設置

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位
大 型 鋸 高さ30mm超え 50mm以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅30cm	個
				設置幅20cm	
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅30cm	
				設置幅20cm	
小 型 鋸 高さ30mm以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅15cm	個
		貼付式	樹脂製	設置幅10cm	
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅15cm	
		貼付式	樹脂製	設置幅10cm	

表4.2 道路鋸撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
道 路 鋸	穿孔式	個
	貼付式	

4-4 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表4.3 加算率・補正係数の適用基準

区 分		記 号	適 用 基 準	備 考
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	標準	全体数量
		S <sub>1</sub>	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S <sub>2</sub>		
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表4.4 加算率・補正係数の数値

区分		記 号	設 置	撤 去
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(30個以上) 0%	(30個以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(10個以上30個未満) 5%	(10個以上30個未満) 20%
		S <sub>2</sub>	(10個未満) 10%	(10個未満) 30%
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.05	1.20
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.15	1.50

(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2. 施工規模加算率（S<sub>1</sub>）または（S<sub>2</sub>）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

4-5 適用にあたっての留意事項

1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

$$\text{設置手間} = (\text{設置単価 (標準の市場単価)} \times \text{加算率} \times \text{補正係数}) - \text{材料費}$$

2) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

設置幅：本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

5. 視線誘導標設置工

5-1 一般部用

5-1-1 適用範囲

1) 市場単価が適用出来る範囲

① 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）及びスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）の設置及び撤去。

2) 市場単価が適用できない範囲

- ① メーカーのオリジナル製品を用いる場合
- ② 自発光式及び電気式の製品を用いる場合
- ③ 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）
- ④ 二眼視線誘導標、三眼視線誘導標、線形誘導標示板の場合
- ⑤ その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

5-1-2 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (土中建込用)	○	○	○

床掘り	→	建込み	→	埋戻し
-----	---	-----	---	-----

(注) スノーポール併用型を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含む)	○	○	○

穿孔	→	建込み・充填
----	---	--------

- (注) 1. スノーポール併用型を含む。  
2. 充填材（労務費・材料費）の費用を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含まない)	/	○	○

穿孔	→	建込み・充填
----	---	--------

- (注) 1. スノーポール併用型を含む。  
2. 充填材の費用（労務費・材料費）を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (防護柵取付用)	/	○	○

取付
----

工種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (構造物取付用)	○	○	○

穿孔	→	アンカー取付け	→	取付
----	---	---------	---	----

5-1-3 市場単価の規格・仕様

道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表5.1 視線誘導標設置

規 格 ・ 仕 様				単 位	
土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	本	
			支柱径φ60.5		
			支柱径φ89		
	片面反射	反射体 径φ300	支柱径φ60.5		
			反射体 径φ100以下		支柱径φ34
					支柱径φ60.5
反射体 径φ300	支柱径φ89				
	支柱径φ60.5				
コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	本	
			支柱径φ60.5		
			支柱径φ89		
	片面反射	反射体 径φ300	支柱径φ60.5		
			反射体 径φ100以下		支柱径φ34
					支柱径φ60.5
反射体 径φ300	支柱径φ89				
	支柱径φ60.5				
コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	本	
			支柱径φ60.5		
			支柱径φ89		
	片面反射	反射体 径φ300	支柱径φ60.5		
			反射体 径φ100以下		支柱径φ34
					支柱径φ60.5
反射体 径φ300	支柱径φ89				
	支柱径φ60.5				
防 護 柵 取 付 用	両面反射	反射体 径φ100以下	バンド式	本	
			ボルト式		
			かぶせ式		
	片面反射	反射体 径φ300	バンド式		
			反射体 径φ100以下		バンド式
					ボルト式
反射体 径φ300	かぶせ式				
	バンド式				
構 造 物 取 付 用	両面反射	反射体 径φ100以下	側壁用	本	
			ベースプレート式		
			ベースプレート式		
	片面反射	反射体 径φ300	側壁用		
			ベースプレート式		
			ベースプレート式		

(注) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

表5.2 道路付属物設置

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位
視線誘導標設置 (スノーボール併用型)	土中建込用 (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
		片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	
	コンクリート建込用 (穿孔含む) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	
		片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	
	コンクリート建込用 (穿孔含まない) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	
		片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	
	コンクリート建込用 (穿孔含まない) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	
		片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個	



表5.3 道路付属物撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
視線誘導標撤去 (スノーポール併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	

5-1-4 加算率・補正係数

1) 加算率・補正係数の適用基準

表5.4 加算率・補正係数の適用基準

区 分		記 号	適 用 基 準	備 考
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	標準	全体数量
		S <sub>1</sub>	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S <sub>2</sub>		
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

2) 加算率・補正係数の数値

表5.5 加算率・補正係数の数値

区分		記 号	設 置	撤 去
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(10本以上30本未満) 10%	(10本以上30本未満) 20%
		S <sub>2</sub>	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.20	1.50

(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2. 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)または(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

5-1-5 加算額

(1) 加算額の適用基準

表5.6 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考
加算額	視線誘導標 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量
		反射体 径 φ300		
	さ や 管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本	

(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。

5-1-6 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>）

（注2）加算額総金額＝加算額×使用数量

5-1-7 適用にあたっての留意事項

- (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。  
設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費
- (2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
  - 1) 反射体材質：ポリカーボネートおよび同等品。
  - 2) 支柱材質：鋼管、樹脂及び同等品。ただし、アルミは除く。
- (3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

5-2 高架橋高欄部用単価表

100個当り

名 称	規 格	単 位	数 量		金 額	摘 要
			アンカー方式	接着方式		
視 線 誘 導 標	丸 形 φ70	個	100	100		
支 持 金 具	溶融亜鉛メッキ	〃	100	100		
コンクリートアンカ	M16×30	本	200	—		
接 着 剤	エポキシ液混合	kg	—	5		
特 殊 作 業 員		人	2	—		
普 通 作 業 員		〃	2	2		
雑 材 料		式	労務費の1%	—		
計						
1 個 当 り						

6. 橋脚管理番号記入工

- ・橋脚用（200×450）
- ・高欄用（100×300）

100ヶ所当り

名 称	規 格	単 位	数 量	金 額	摘 要
下 地 塗 料	ポリウレタン樹脂 JISK5657 塩化ビニール 樹脂エナメル JISK5582	Kg	2.7 (0.9)		0.15kg/m <sup>2</sup> 2回塗り ロス10%を含む
文 字 用 塗 料	ポリウレタン樹脂 JISK5657 塩化ビニール 樹脂エナメル JISK5582	Kg	2.0 (0.7)		0.22kg/m <sup>2</sup> ロス10%を含む
塗 装 工		人	2.86		
普 通 作 業 員		〃	2.86		
雑 材 料		式	1		材料費の10%
計					

- (注) 1. 高欄部、橋脚部共同し歩掛とする。  
2. ( )内は高欄部。  
3. 下地塗料は2回塗。

7. 距離標設置工

100枚当り

名 称	規 格	単 位	数 量	金 額	摘 要
距 離 標		枚	100		アルミニウム板とカプセルレンズ型の積層板 (t= 2.0)
取 付 け 金 具		個	100		必要な場合計上する
コンクリートアンカー	M6×30貫人長	本	400		} ※
特 殊 作 業 員		人	4		
普 通 作 業 員		〃	2		
雑 材 料		式	1		工具損料等 ※の1%
計					

8. クッションドラム設置工

1ヶ所当り

名 称	規 格	単 位	数 量	金 額	摘 要
クッションドラム		個			丸形、A型、B型
クッションドラム水袋		袋			T69633
クッションドラム固定ベルト		本	1		
取 付 け 金 具		組	1		
雑 品		式	1		ナット等 材料費の10%
コンクリートアンカー	M10	本	8		} ※
特 殊 作 業 員		人	0.2		
普 通 作 業 員		〃	0.25		
雑 材 料		式	1		工具損料等 ※の1%
計					

9. ハンドホール蓋設置工

(256個当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	金 額	摘 要
ハ ン ド ホ ール 蓋	EPT φ110×φ126×40	個	256		
取 付 費	普通作業員	人	2.0		
計					

10. 裏面吸音板設置工

10-1 適用範囲

本基準は、吸音板及び化粧板を桁架設後に取付ける場合に適用する。

10-2 施工歩掛

(1) 支持金物設置工

(t 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
橋梁世話役		人	0.53	
橋梁特殊工		〃	0.14	
橋梁塗装工		〃	3.47	金物取付部ケレン工
ラフテレンクレーン	10t	h	0.78	
高所作業車	H=19m	〃	0.74	
計				

(2) 吸音板設置工

(100 m<sup>2</sup> 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
橋梁世話役		人	0.91	
橋梁特殊工		〃	7.03	
世話役 (2)	土木一般世話役	〃	0.18	足場盛替え工
とび工		〃	1.13	足場盛替え工
ラフテレンクレーン	10t	h	2.41	
高所作業車	H=19m	〃	2.12	
計				

注1) 本単価には足場盛替え工を含むものとする。

注2) 単位数量の 100 m<sup>2</sup> 当りは吸音板実 m<sup>2</sup> 当りとする。なお、吸音板実 m<sup>2</sup> 当りとはパネルの寸法呼称の面積である。

例 標準パネル 500mm×1,960mm=0.98 m<sup>2</sup> (吸音板実 m<sup>2</sup> 面積)

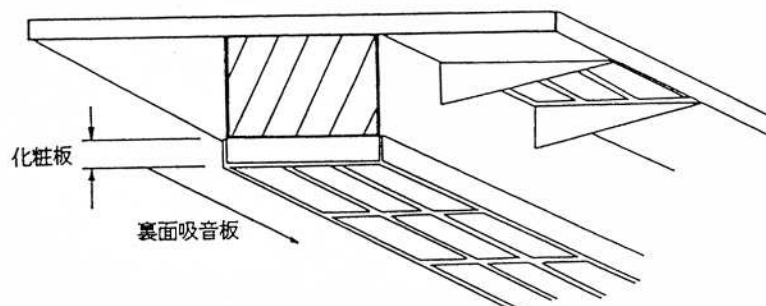
(3) 化粧板設置工

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
橋梁世話役		人	4.37	
橋梁特殊工		〃	20.61	
ラフテレンクレーン	10t	h	5.81	
高所作業車	H=19m	〃	6.52	
計				

注) 単位数量の 100m 当りは化粧板実 m 当りとする。なお、化粧板実 m とは設置延長を示す。通常化粧板は、桁下フランジの両端に取付けるので、両側の設置延長の累計を上記歩掛に乘じ設置費を算出する。

10-3 裏面吸音板設置箇所概要図



11. 止水用ステンレス樋充てん工（鋼製フィンガージョイント用）

11-1 弾性シール材充てん費単価表

(1基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
弾性シール材	液状ポリブタジエン 2液反応型（ボンドシ ールNAP相当品）	ℓ				ロスを含めない
バックアップ材	ポリエーテル系ポリウ レタン（高弾性フォー ム・アキレスエアロン ZF相当品	ℓ				ロスを含めない
特殊作業員		人				弾性シール材数量(ℓ)×0.9人 ÷100ℓ
普通作業員		人				弾性シール材数量(ℓ)×0.9人 ÷100ℓ
世話役	(2)	人				弾性シール材数量(ℓ)×0.4人 ÷100ℓ
雑材料		式	1			上記計の10%
計						

雑材料には、接着材、離型紙、テープ、機械損料及び弾性シール材、バックアップ材のロス分等を含んでいる。

11-2 防塵材設置費単価表

(1基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
防 塵 材 (A)(B)	合成ゴムEPDM特殊 発泡複合体	ℓ				ロスを含めない
特殊作業員		人				防塵材設置面積(m <sup>2</sup> )×0.4人÷ 10m <sup>2</sup>
普通作業員		人				防塵材設置面積(m <sup>2</sup> )×0.4人÷ 10m <sup>2</sup>
世話役(2)		人				防塵材設置面積(m <sup>2</sup> )×0.3人÷ 10m <sup>2</sup>
雑材料		式	1			上記計の5%
計						

雑材料には、接着材、離型紙及び防塵材(A)(B)のロス分等を含んでいる。



## 第17章 仮設備工

1. 交通誘導警備員 .....	II-17-1
1-1 適用範囲 .....	II-17-1
1-2 計上区分 .....	II-17-1

## 1. 交通誘導警備員

### 1-1 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び建設機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

### 1-2 計上区分

当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当りの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。

また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第I節第2章2直接工事費 2-2労務費」に基づき、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途考慮する。



# 土木工程積算基準 (平面街路編)

1. 排水構造物工	平— 1
2. 平石張工	平— 27
3. 石積（張）工	平— 30
4. コンクリートブロック積（張）工	平— 39
5. 軟弱地盤処理工（サンドマット工）	平— 68
6. 粉体噴射攪拌工（D J M工法）	平— 70
7. 高圧噴射攪拌工	平— 76
8. コンクリート削孔工	平— 89
9. 防護柵設置工（ガードパイプ）	平— 94
10. ガードケーブル設置工	平— 98
11. 立入り防止柵工	平—102
12. 車止めポスト設置工	平—107
13. 道路付属物設置工	平—109
14. 路側工	平—111
15. 組立歩道工	平—120
16. インターロッキングブロック工	平—123
17. 道路植栽工	平—130

## 1. 排水構造物工

### 1-1 適用範囲

本資料は、プレキャスト製排水構造物の据付け、撤去、据付け・撤去作業に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

- (1) ヒューム管（B形管）
  - a ヒューム管、B形管（ソケット管）の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b ヒューム管、B形管（ソケット管）を仮設に使用する場合
- (2) ボックスカルバート
  - a 1ブロックを1部材で構成するプレキャスト製ボックスカルバート（内空断面が台形タイプの物を含む）の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
- (3) 暗渠排水管
  - a 硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管等の有孔・無孔管の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
- (4) フィルター材
  - a 暗渠排水管の敷設に伴うフィルター材（クラッシュラン・単粒度砕石等）の敷設の場合
- (5) 管（函）渠型側溝
  - a 車道部、歩道部等の側溝を兼ねた排水構造物の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b 製品長が2m/個以下かつ内径又は内空幅が200mm以上400mm以下の場合
  - c 製品長が2m/個かつ内径又は内空幅が400mmを超え600mm以下の場合
- (6) プレキャスト集水桝
  - a プレキャスト製集水桝の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b プレキャスト製集水桝の質量（蓋版除く）が50kg/基以上2,800kg/基以下の場合
- (7) 鉄筋コンクリート台付管
  - a 管断面の内側の形状が円形又は卵形であって、かつ、管断面の外側の下部もしくは上下部の一部がフラットになっている（管断面の外側の形状が方形もしくは六角形になっているものを含む）プレキャスト製鉄筋コンクリート台付管の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
- (8) プレキャストL形側溝
  - a プレキャスト製L形側溝の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
- (9) プレキャストマンホール
  - a プレキャスト製マンホールの据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b プレキャスト製マンホールの内径が1,500mm以下の場合
- (10) PC管
  - a PC管の据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b PC管を仮設に使用する場合
- (11) コルゲートパイプ
  - a コルゲートパイプの据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b コルゲートパイプを仮設に使用する場合
  - c 規格が「フランジ型円形」、「ラップ型円形」の場合
- (12) コルゲートフリューム
  - a コルゲートフリュームの据付け、撤去、据付け・撤去の場合
  - b コルゲートフリュームを仮設に使用する場合
  - c 規格が「A形」の場合

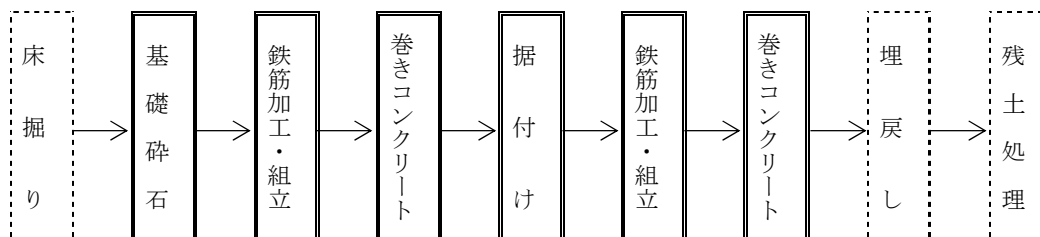
## 2) 適用できない範囲

- (1) ヒューム管 (B形管)
  - a 巻きコンクリート (固定基礎) を含む撤去、据付け・撤去の場合
- (2) ボックスカルバート
  - a グラウトを使用しないPCアンボンドケーブル等による施工の場合
  - b 製品長1.0m/個で縦締めを行う場合
  - c 曲線部における縦締め施工の場合
  - d コンクリート養生で、特殊な養生を必要とする場合
- (3) 暗渠排水管
  - a 持上げ高が2m以上の場合
  - b 埋設を行わない地上露出配管の敷設の場合
- (4) フィルター材
  - a 暗渠排水管の敷設を行わない場合
- (5) 管 (函) 渠型側溝
  - a 土中に全体埋設される場合
  - b 内径又は内空幅が200mm 未満又は600mmを超える場合
  - c 製品長が2mを超える場合
- (6) プレキャスト集水桝
  - a プレキャスト製集水桝の質量 (蓋版除く) が50kg/基未満及び2,800kg/基を超える場合
  - b 組立式プレキャスト製集水桝の場合
- (7) プレキャストマンホール
  - a 円形断面以外の基礎碎石の場合
- (8) PC管
  - a 巻きコンクリート (固定基礎) を含む撤去、据付・撤去の場合
  - b 管径1,800mmを超えるPC管の据付、据付・撤去の場合
- (9) コルゲートパイプ
  - a 持上げ高が2m以上の場合
  - b 規格が「フランジ型円形」、「ラップ型円形」以外の場合
  - c さや管工法 (既設管路内設置) を行う場合
- (10) コルゲートフリューム
  - a 持上げ高が2m以上の場合
  - b 規格が「A形」以外の場合

## 1-2 施工概要

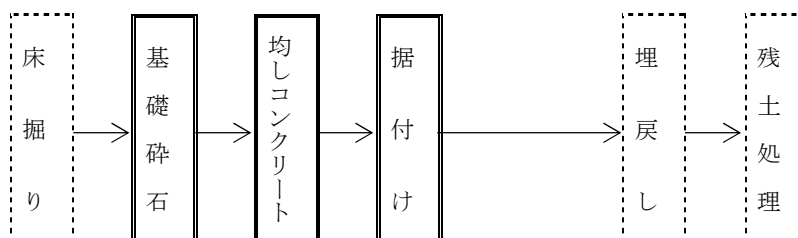
施工フローは、下記を標準とする。

### 1) ヒューム管 (B形管)



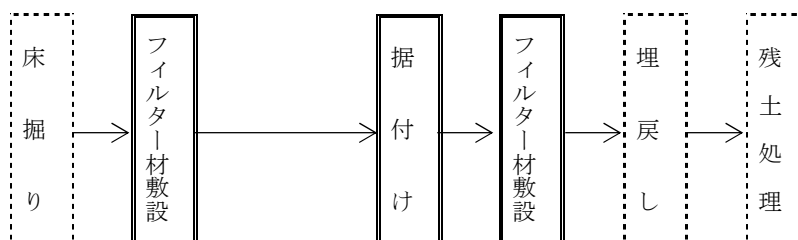
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
2. 基礎砕石、巻きコンクリートは、必要に応じて計上する。  
3. コンクリートの養生は、特殊な養生にかかわらず、本施工パッケージを適用できる。  
4. 鉄筋加工・組立は、巻きコンクリートが360° 巻きの場合のみ計上する。

### 2) ボックスカルバート



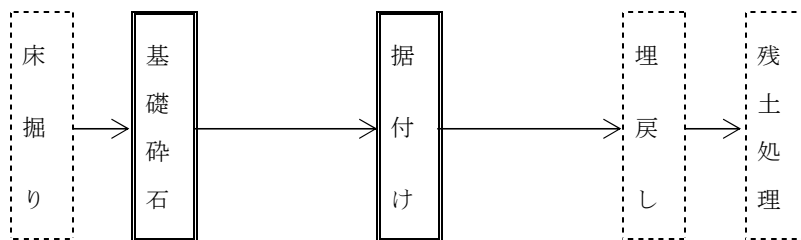
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
2. 基礎砕石、均しコンクリートは、必要に応じて計上する。

### 3) 暗渠排水管、フィルター材



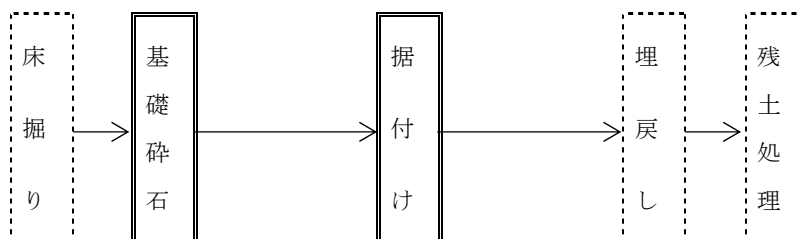
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。

4) 管（函）渠型側溝、プレキャスト集水樹、プレキャストL形側溝、プレキャストマンホール



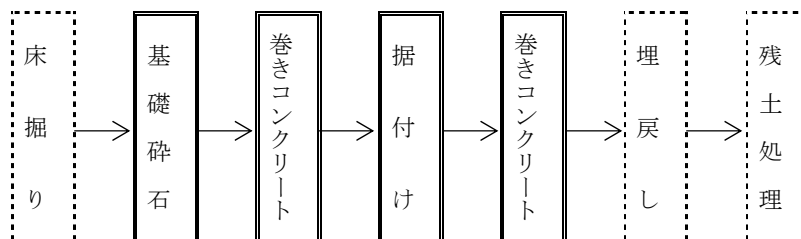
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. 基礎碎石は、必要に応じて計上する。  
 3. プレキャスト集水樹は、蓋版の有無にかかわらず、本施工パッケージを適用できる。

5) 鉄筋コンクリート台付管



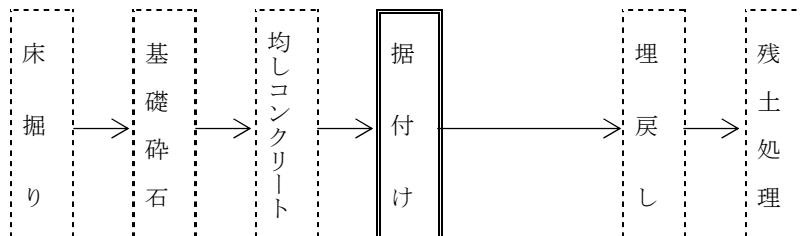
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. 基礎碎石の有無にかかわらず、本施工パッケージを適用できる。

6) PC管



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. 巻きコンクリートは、必要に応じて計上する。  
 3. 基礎碎石の有無にかかわらず、本施工パッケージを適用できる。

7) コルゲートパイプ、コルゲートフリューム



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. 基礎碎石、均しコンクリートは、必要に応じて計上する。

1-3 施工パッケージ

1) ヒューム管 (B形管)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 1 ヒューム管 (B形管) 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	管径	固定基礎	基礎碎石の有無	規格	生コンクリート規格	
据付	(表 1. 2)	90° 巻き	(表 1. 4)	外圧管 1 種	(表 1. 5)	
				外圧管 2 種		
				各種		
		外圧管 1 種				
		外圧管 2 種				
		各種				
	180° 巻き	—	—	外圧管 1 種	—	
				外圧管 2 種		
				各種		
	360° 巻き	—	—	外圧管 1 種	—	
				外圧管 2 種		
				各種		
(表 1. 3)	90° 巻き	(表 1. 4)	—	外圧管 1 種	(表 1. 5)	
				外圧管 2 種		
				各種		
	外圧管 1 種					
	外圧管 2 種					
	各種					
	180° 巻き	—		—	外圧管 1 種	—
					外圧管 2 種	
					各種	
無し	—	—	外圧管 1 種	—		
			外圧管 2 種			
			各種			
撤去	(表 1. 2)	—	—	—	—	
	(表 1. 3)	—	—	—	—	
据付・撤去	(表 1. 2) (表 1. 3)	—	—	外圧管 1 種	—	
				外圧管 2 種		
				各種		

- (注) 1. 上表は、ヒューム管の据付、基礎碎石、鉄筋、現場内小運搬、巻きコンクリート、型枠（剥離剤塗布及びケレン作業を含む）の他、緊結用器具、コンクリートカッタ運転の費用、滑材、ヒューム管損失分の費用、カッタブレードの損耗費、レバブロック及びワイヤロープ損料等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 碎石、鉄筋、コンクリートの材料ロスを含む。標準ロス率は、鉄筋が+0.03、コンクリートが+0.06とする。
3. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
4. 基礎碎石は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
5. 固定基礎無しは、基礎碎石を含まないため必要な場合は別途計上する。
6. 撤去作業、据付・撤去作業は、ヒューム管のみを対象としている。
7. コンクリートの養生は、一般養生及び特殊養生にかかわらず適用できる。
8. 基面整正は含めない。

表 1. 2 管径①

積算条件	区分
管径	200mm
	250mm
	300mm
	350mm
	400mm
	450mm
	500mm
	600mm
	700mm
	800mm
	900mm
	1,000mm

表 1. 3 管径②

積算条件	区分
管径	1,100mm
	1,200mm
	1,350mm

表 1. 4 基礎砕石の有無

積算条件	区分
基礎砕石の有無	有り
	無し

表 1. 5 生コンクリート規格

積算条件	区分
生コンクリート 規格	18-8-40(高炉)
	18-12-40(高炉)
	18-8-25(20)(高炉)
	18-12-25(20)(高炉)
	18-8-40(普通)
	18-12-40(普通)
	各種

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 1. 6 ヒューム管 (B形管) 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格	備考	
機械	K 1 ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第 2 次基準値)] 25t 吊	・ 賃料 ・ 管径が 1, 100~1, 350mm の場合	
	バックホウ (クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型 (2014 年規制)] 山積 0. 45m <sup>3</sup> (平積 0. 35m <sup>3</sup> ) 吊能力 2. 9t 吊	・ 賃料 ・ 管径が 200~1, 000mm の場合	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	型わく工	作業区分が据付で、固定基礎が有りの場合
		運転手 (特殊)	上記以外の場合
	R 3	土木一般世話役	
R 4	特殊作業員		
材料	Z 1	ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 200mm × 長さ 2, 000mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 200mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 250mm × 長さ 2, 000mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 250mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 300mm × 長さ 2, 000mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 300mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 350mm × 長さ 2, 000mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 350mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 400mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 400mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 450mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 450mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 500mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 500mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 600mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 600mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 700mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 700mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 800mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 800mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 900mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 900mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 1, 000mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 1, 000mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 1, 100mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 1, 100mm の場合
		ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 1, 200mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 1, 200mm の場合
ヒューム管 外圧管 B 形 1 種 径 1, 350mm × 長さ 2, 430mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が 1, 350mm の場合		



	Z 2	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	作業区分が据付で、固定基礎が無し 以外の場合
	Z 3	軽油 パトロール給油	管径が200～1,000mmの場合
	Z 4	鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 D13	作業区分が据付で固定基礎が360° 巻きの場合
市場単価	S	鉄筋工 加工・組立共 一般構造物	作業区分が据付で固定基礎が360° 巻きの場合

2) ボックスカルバート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表1. 7 ボックスカルバート 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	製品長	内空幅・内空高	基礎材種別	PC鋼材による縦締め	
据付	1.0m/個	1.25m < B ≤ 2.5m 1.25m < H ≤ 2.5m	(表1. 8)	—	
		2.5m < B ≤ 3.75m 1.25m ≤ H ≤ 2.5m			
	1.5m/個	1.25m < B ≤ 2.5m 0m < H ≤ 1.25m	(表1. 8)	(表1. 9)	
		1.25m < B ≤ 2.5m 1.25m < H ≤ 2.5m			
		2.5m < B ≤ 3.75m 1.25m ≤ H ≤ 2.5m			
		2.5m ≤ B ≤ 3.75m 2.5m < H ≤ 3.75m			
	2.0m/個	0m < B ≤ 1.25m 0m < H ≤ 1.25m	(表1. 8)	(表1. 9)	
		1.25m < B ≤ 2.5m 0m < H ≤ 1.25m			
		0m < B ≤ 1.25m 1.25m < H ≤ 2.5m			
		1.25m < B ≤ 2.5m 1.25m < H ≤ 2.5m			
	撤去	1.0m/個	1.25m < B ≤ 2.5m 1.25m < H ≤ 2.5m	—	—
			2.5m < B ≤ 3.75m 1.25m ≤ H ≤ 2.5m		
1.25m < B ≤ 2.5m 0m < H ≤ 1.25m					
1.5m/個		1.25m < B ≤ 2.5m 1.25m < H ≤ 2.5m	—	(表1. 9)	
		2.5m < B ≤ 3.75m 1.25m ≤ H ≤ 2.5m			
		2.5m ≤ B ≤ 3.75m 2.5m < H ≤ 3.75m			
		0m < B ≤ 1.25m 0m < H ≤ 1.25m			
2.0m/個		0m < B ≤ 1.25m 0m < H ≤ 1.25m	—	(表1. 9)	
		1.25m < B ≤ 2.5m 0m < H ≤ 1.25m			
		0m < B ≤ 1.25m 1.25m < H ≤ 2.5m			
		1.25m < B ≤ 2.5m 1.25m < H ≤ 2.5m			

作業区分	製品長	内空幅・内空高	基礎材種別	PC鋼材による縦締め
据付・撤去	1.0m/個	1.25m < B ≤ 2.5m	(表 1. 8)	—
		1.25m < H ≤ 2.5m		
		2.5m < B ≤ 3.75m		
		1.25m ≤ H ≤ 2.5m		
	1.5m/個	1.25m < B ≤ 2.5m	(表 1. 8)	(表 1. 9)
		0m < H ≤ 1.25m		
		1.25m < B ≤ 2.5m		
		1.25m < H ≤ 2.5m		
	2.0m/個	2.5m < B ≤ 3.75m	(表 1. 8)	(表 1. 9)
		1.25m ≤ H ≤ 2.5m		
		2.5m ≤ B ≤ 3.75m		
		2.5m < H ≤ 3.75m		
2.0m/個	0m < B ≤ 1.25m	(表 1. 8)	(表 1. 9)	
	0m < H ≤ 1.25m			
	1.25m < B ≤ 2.5m			
	0m < H ≤ 1.25m			
2.0m/個	1.25m < H ≤ 2.5m	(表 1. 8)	(表 1. 9)	
	0m < B ≤ 1.25m			
	1.25m < B ≤ 2.5m			
	1.25m < H ≤ 2.5m			

- (注) 1. 上表は、現場内小運搬（運搬車から直接据え付ける場合も含む）、ボックスカルバートの設置、PC鋼材による縦締め、基礎砕石、均しコンクリート、型枠（剥離材塗布及びケレン作業を含む）、養生、敷モルタル、目地モルタル、グラウト材、レバーブロック、油圧ジャッキ（ポンプを含む）、グラウトポンプ、ハンドミキサーの損料等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、PC鋼材材料費、定着金具材料費は含まない。
2. 対象としている製品は、1ブロックを1部材で構成するボックスカルバートである。
3. PC鋼材を使用しない場合においては、高力ボルト連結、ボンド連結等による施工にも適用できる。
4. 内空断面が台形タイプの場合やインバート形状の場合の内空高、内空幅は最大値とする。
5. PC鋼材、定着金具の材料費は、必要数量を別途計上する。
6. 製品長とは、一連のボックスカルバートの標準的な1部材の有効長であり、有効長未満の部材及び短尺、片斜切、横孔等の特殊加工部材が含まれる場合も適用できる。
7. 縦締めは、直線部にのみ適用する。
8. 基礎砕石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
9. 基礎砕石、均しコンクリートの材料は、種別・規格にかかわらず適用できる。
10. 撤去作業の場合、基礎砕石は含まない。
11. 製品長が1個当り1.0mの場合、PC鋼材による縦締めの費用は含まない。
12. 床掘り、基面整正、埋戻し、残土処理は含まない。

表 1. 8 基礎材種別

積算条件	区分
基礎材種別	基礎砕石+均しコンクリート
	基礎砕石
	均しコンクリート
	無し

表 1. 9 PC鋼材による縦締め

積算条件	区分
PC鋼材による縦締め	無し
	有り

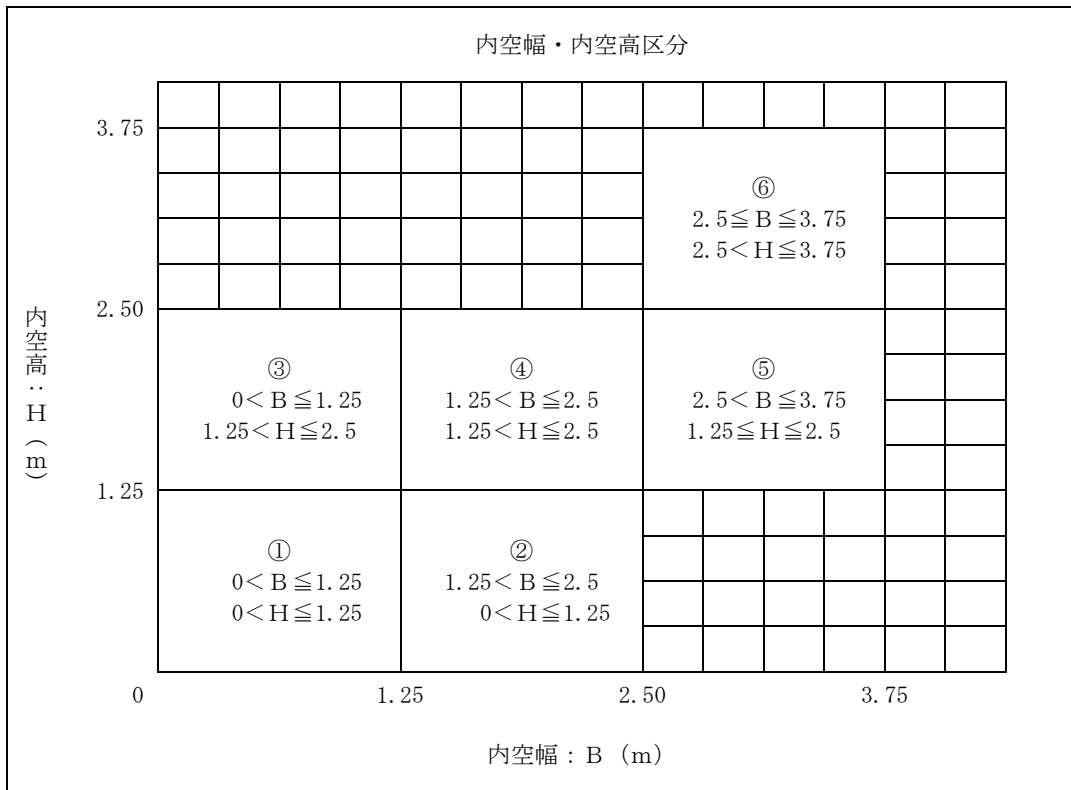


図1. 1 ボックスカルバート内空幅・内空高区分

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表1. 10 ボックスカルバート 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・低騒音型・排出ガス対策型(2011年規制)]25t吊	・賃料 ・内空高2.5m以下の場合
		ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・低騒音型・排出ガス対策型(第1次基準値)]50t吊	・賃料 ・内空高2.5m超の場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	—	
材料	Z 1	ボックスカルバート RC B1500×H1500×L1000 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が1.0m/個で、内空幅・内空高が1.25m<B≤2.5m、1.25m≤H≤2.5mの場合
		ボックスカルバート RC B3000×H2000×L1000 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が1.0m/個で、内空幅・内空高が2.5m<B≤3.75m、1.25m<H≤2.5mの場合
		ボックスカルバート RC B1500×H1000×L1500 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が1.5m/個で、内空幅・内空高が1.25m<B≤2.5m、0m<H≤1.25mの場合
		ボックスカルバート RC B1500×H1500×L1500 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が1.5m/個で、内空幅・内空高が1.25m<B≤2.5m、1.25m<H≤2.5mの場合
		ボックスカルバート RC B3000×H2000×L1500 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が1.5m/個で、内空幅・内空高が2.5m<B≤3.75m、1.25m≤H≤2.5mの場合
		ボックスカルバート RC B3000×H3000×L1500 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が1.5m/個で、内空幅・内空高が2.5m≤B≤3.75m、2.5m<H≤3.75mの場合
		ボックスカルバート RC B600×H600×L2000 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が2.0m/個で、内空幅・内空高が0m<B≤1.25m、0m<H≤1.25mの場合
		ボックスカルバート RC B1500×H1000×L2000 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が2.0m/個で、内空幅・内空高が1.25m<B≤2.5m、0m<H≤1.25mの場合
		ボックスカルバート RC B1000×H1500×L2000 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が2.0m/個で、内空幅・内空高が0m<B≤1.25m、1.25m<H≤2.5mの場合
		ボックスカルバート RC B1500×H1500×L2000 T-25 土被り0.2~3.0m	作業区分が据付又は据付・撤去で製品長が2.0m/個で、内空幅・内空高が1.25m<B≤2.5m、1.25m<H≤2.5mの場合
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
	市場単価	S	—

3) 暗渠排水管

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 11 暗渠排水管 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	管種別	呼び径	継手材料費	
据付	直管	50 ～ 150mm	—	
		200 ～ 400mm	—	
	波状管及び網状管	50 ～ 150mm	要	
			不要	
		200 ～ 400mm	要	
			不要	
	450 ～ 600mm	要		
		不要		
撤去	直管	50 ～ 150mm	—	
		200 ～ 400mm		
	波状管及び網状管	50 ～ 150mm		
		200 ～ 400mm		
		450 ～ 600mm		
据付・撤去	直管	50 ～ 150mm	—	
		200 ～ 400mm		
	波状管及び網状管	50 ～ 150mm		要
				不要
		200 ～ 400mm		要
				不要
	450 ～ 600mm	要		
		不要		

- (注) 1. 上表は、暗渠排水管（浅層地下排水除去のために行う）の敷設、継手の取付（波状管及び網状管の場合のみ）、運搬距離100m程度まで現場内小運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 暗渠排水管の敷設であり、埋設を行わない地上露出配管の敷設は別途考慮する。
3. 暗渠排水管の切断ロスを含む。（標準ロス率は、+0.01）
4. 波状管及び網状管の継手は、形状にかかわらず適用できる。
5. 継手材料費は継手接合（形状は問わない）の場合であり、継手を必要としない場合及び排水管価格に含む場合は計上しない。
6. 基面整正は含まない。

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 1. 12 暗渠排水管 代表機材規格一覧

項目		代表機材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	暗渠排水管 直管 呼び径75mm ポリエチレン吸水管	作業区分が据付又は据付・撤去で、管種別が直管、呼び径が50～150mmの場合
		暗渠排水管 直管 呼び径300mm ポリエチレン吸水管	作業区分が据付又は据付・撤去で、管種別が直管、呼び径が200～400mmの場合
		暗渠排水管 波状管 呼び径75mm 高密度ポリエチレン管 (シングル構造)	作業区分が据付又は据付・撤去で、管種別が波状管及び網状管、呼び径が50～150mmの場合
		暗渠排水管 波状管 呼び径300mm 高密度ポリエチレン管 (シングル構造)	作業区分が据付又は据付・撤去で、管種別が波状管及び網状管、呼び径が200～400mmの場合
		暗渠排水管 波状管 呼び径500mm 高密度ポリエチレン管 (シングル構造)	作業区分が据付又は据付・撤去で、管種別が波状管及び網状管、呼び径が450～600mmの場合
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

4) フィルター材

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 13 フィルター材 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

フィルター材の種類	
クラッシュラン	C 80
クラッシュラン	C 40
クラッシュラン	C 30
粒度調整碎石	M 40
粒度調整碎石	M 30
粒度調整碎石	M 25
コンクリート用骨材	碎石 40-5
単粒度碎石 4号	30-20
再生クラッシュラン	RC 80
再生クラッシュラン	RC 40
再生クラッシュラン	RC 30
各種	

- (注) 1. 上表は、暗渠排水管敷設に伴うフィルター材(クラッシュラン及び単粒度碎石等)の設置、締固め、運搬距離30m程度まで現場内小運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。  
 2. フィルター材の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.20)  
 3. 基面整正は含まない。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 1. 14 フィルター材 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考
機械	K 1 バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第1次基準値)]山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	
	K 2 —	
	K 3 —	
労務	R 1 普通作業員	
	R 2 土木一般世話役	
	R 3 運転手(特殊)	
	R 4 特殊作業員	
材料	Z 1 再生クラッシュラン RC-40	
	Z 2 軽油 パトロール給油	
	Z 3 —	
	Z 4 —	
市場単価	S —	

5) 管（函）渠型側溝

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 15 管（函）渠型側溝 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	内径又は内空幅 (mm)	基礎碎石の有無
据付	200mm 以上 300mm以下	(表 1. 4)
	300mmを超え400mm以下	
	400mmを超え600mm以下	
撤去	200mm 以上 300mm以下	—
	300mmを超え400mm以下	
	400mmを超え600mm以下	
据付・撤去	200mm 以上 300mm以下	(表 1. 4)
	300mmを超え400mm以下	
	400mmを超え600mm以下	

- (注) 1. 上表は、プレキャスト製管（函）渠型側溝の設置、基礎材、運搬距離30m程度までの現場内小運搬の他、コンクリートカット運転経費、目地モルタル、敷モルタルの費用、カットブレードの損耗費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
3. 撤去作業の場合、基礎碎石は含まない。
4. 基礎碎石は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
5. 基面整正は含まない。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 1. 16 管（函）渠型側溝 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型（第3次基準値）] 山積0.28m <sup>3</sup> （平積0.2m <sup>3</sup> ）1.7t吊	・賃料 ・内径又は内空幅が200mm以上400mm以下の場合
		バックホウ（クローラ型）[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型（第2次基準値）] 山積0.45m <sup>3</sup> （平積0.35m <sup>3</sup> ）2.9t吊	・賃料 ・内径又は内空幅が400mmを超え600mm以下の場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	運転手（特殊）	
材料	Z 1	円形側溝 縦断用 内径250mm T-25	作業区分が据付又は据付・撤去で、内径又は内空幅が200mm以上300mm以下の場合
		円形側溝 縦断用 内径350mm T-25	作業区分が据付又は据付・撤去で、内径又は内空幅が300mmを超え400mm以下の場合
		円形側溝 縦断用 内径500mm T-25	作業区分が据付又は据付・撤去で、内径又は内空幅が400mmを超え600mm以下の場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	



6) プレキャスト集水桝

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 17 プレキャスト集水桝 積算条件区分一覧

(積算単位：基)

作業区分	製品質量 (kg/基)	基礎碎石の有無
据付	(表 1. 18)	(表 1. 4)
撤去		—
据付・撤去		(表 1. 4)

- (注) 1. 上表は、プレキャスト集水桝（蓋版を含む）の設置、基礎材、敷砂又は敷モルタル、運搬距離30m程度までの現場内小運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、集水桝（材料費）、底部コンクリート打設は含まない。
2. 蓋版の有無にかかわらず適用できる。
3. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
4. 撤去作業の場合、基礎碎石は含まない。
5. 基礎碎石は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
6. 集水桝の材料費は、別途計上する。
7. 基面整正は含まない。

表 1. 18 製品質量

積算条件	区分
製品質量 (kg/基)	50kg 以上 80kg以下
	80kgを超え 200kg以下
	200kgを超え 400kg以下
	400kgを超え 600kg以下
	600kgを超え 800kg以下
	800kgを超え1, 200kg以下
	1, 200kgを超え1, 600kg以下
	1, 600kgを超え2, 200kg以下
	2, 200kgを超え2, 800kg以下

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1. 19 プレキャスト集水樹 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )吊能力1.7t吊	・賃料 ・製品質量が1,200kg/基以下の場合
		バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )吊能力2.9t吊	・賃料 ・製品質量が1,200kg/基超えの場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手(特殊)	・製品質量が800kg/基以下の場合
		普通作業員	・製品質量が800kg/基超えの場合
	R 2	普通作業員	・製品質量が800kg/基以下の場合
		運転手(特殊)	・製品質量が800kg/基超えの場合
	R 3	土木一般世話役	
R 4	特殊作業員		
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

7) プレキャスト集水桝 (材料費)

(1) 条件区分

プレキャスト集水桝 (材料費) の条件区分はない。

積算単位は基とする。

8) 鉄筋コンクリート台付管

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 20 鉄筋コンクリート台付管 積算条件区分一覧

(積算単位 : m)

作業区分	管 径
据 付	(表 1. 21)
撤 去	
据付・撤去	

- (注) 1. 上表は、鉄筋コンクリート台付管の設置、基礎砕石、運搬距離30m程度までの現場内小運搬、緊結用器具、コンクリートカッタ運転、目地モルタル、コンクリートカッタブレードの損耗費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。
2. 断面が卵形の場合の管径は内幅とする。
3. 基礎砕石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難い場合は別途考慮する。
4. 撤去作業の場合、基礎砕石は含まない。
5. 基礎砕石は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
6. 基面整正は含まない。
7. 敷モルタルは含まない。

表 1. 21 管径

積算条件	区分	積算条件	区分
管 径	200mm	管 径	600mm
	250mm		700mm
	300mm		800mm
	350mm		900mm
	400mm		1,000mm
	450mm		1,100mm
	500mm		1,200mm

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 1. 22 鉄筋コンクリート台付管 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値)]25t吊	・賃料 ・管径が900~1,200mmの場合
		バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第1次基準値)]山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )吊能力2.9t吊	管径が200~800mmの場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手(特殊)	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	特殊作業員	管径が200~800mmの場合
材料	Z 1	鉄筋コンクリート台付管(バイコン台付管)管径300mm×長さ2,000mm	・1m当たり0.5本 ・作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が200~300mmの場合
		鉄筋コンクリート台付管(バイコン台付管)管径450mm×長さ2,500mm	・1m当たり0.4本 ・作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が350~500mmの場合
		鉄筋コンクリート台付管(バイコン台付管)管径600mm×長さ2,500mm	・1m当たり0.4本 ・作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が600~800mmの場合
		鉄筋コンクリート台付管(バイコン台付管)管径1,000mm×長さ2,500mm	・1m当たり0.4本 ・作業区分が据付又は据付・撤去で、管径が900~1,200mmの場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	管径が200~800mmの場合
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

9) プレキャストL形側溝

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表1. 23 プレキャストL形側溝 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	基礎碎石の有無	L形側溝の種類
据付	(表1. 4)	(表1. 24)
撤去	—	—
据付・撤去	(表1. 4)	(表1. 24)

- (注) 1. 上表は、プレキャスト製品によるL形側溝の設置、基礎碎石、運搬距離30m程度までの現場内小運搬の他、コンクリートカッタ運転経費、目地モルタル、敷モルタルの費用、コンクリートカッタブレードの損耗費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
3. 撤去作業の場合、基礎碎石は含まない。
4. 基礎碎石は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
5. 基面整正は含まない。
6. L型側溝の標準使用量は、16.5個/10mとする。

表1. 24 プレキャストL形側溝の種類

積算条件	区分	
	呼び径	種類
L形側溝の種類	C250A	コンクリートL形(350×175×600)
	C250B	コンクリートL形(450×175×600)
	250A	鉄筋コンクリートL形(350×155×600)
	250B	鉄筋コンクリートL形(450×155×600)
	300	鉄筋コンクリートL形(500×155×600)
	350	鉄筋コンクリートL形(550×155×600)
	500A	鉄筋コンクリートL形(665×270×600)
	500B	鉄筋コンクリートL形(700×320×600)
	500C	鉄筋コンクリートL形(705×370×600)
	—	各種

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1. 25 プレキャストL形側溝 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型) [標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第1次基準値)] 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9t吊	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	運転手(特殊)	
	R 4	特殊作業員	
材料	Z 1	鉄筋コンクリートL形300(500×155×600)	作業区分が据付又は据付・撤去の場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

10) プレキャストマンホール

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 26 プレキャストマンホール 積算条件区分一覧

(積算単位：基)

作業区分	製品質量	基礎碎石
据 付	2,000kg/基以下	有り (円形断面)
		無し又は 円形断面以外
	2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下	有り (円形断面)
		無し又は 円形断面以外
撤 去	2,000kg/基以下	—
	2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下	—
据付・撤去	2,000kg/基以下	有り (円形断面)
		無し又は 円形断面以外
	2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下	有り (円形断面)
		無し又は 円形断面以外

- (注) 1. 上表は、マンホール及び蓋の設置、基礎碎石、運搬距離30m程度までの現場内小運搬の他、敷砂又は敷モルタル等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。
2. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
3. 撤去作業の場合、基礎碎石は含まない。
4. 基礎碎石は、材料の種別・規格にかかわらず適用できる。
5. 基面整正は含まない。

## (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表1. 27 プレキャストマンホール 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型（第1次基準値）]山積0.45m <sup>3</sup> （平積0.35m <sup>3</sup> ）2.9t吊	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	運転手（特殊）	
	R 4	特殊作業員	
材料	Z 1	下記の材料を各1個ずつ組み合わせて1つの代表材料とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道用マンホールふたφ600mm浮上防止型かぎ付T-25</li> <li>・調整リング 600×50</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（斜壁600×750×300mm）</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（直壁750×300mm）</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（管取付け壁750×600mm）</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（底版）</li> </ul>	作業区分が据付又は据付・撤去、製品質量が2,000kg/基以下の場合
	Z 1	下記の材料を各1個ずつ組み合わせて1つの代表材料とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道用マンホールふたφ600mm浮上防止型かぎ付T-25</li> <li>・調整リング 600×150</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（斜壁600×750×600mm）</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（直壁750×1800mm）</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（管取付け壁750×1800mm）</li> <li>・下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール円形0号I種（底版）</li> </ul>	作業区分が据付又は据付・撤去、製品質量が2,000kg/基を超え4,000kg/基以下の場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

11) PC管

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 28 PC管 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	管 径	固定基礎	生コンクリート規格
据 付	(表 1. 29)	90° 巻き	(表 1. 5)
		180° 巻き	
		無し	—
撤 去		—	—
据付・撤去		—	—

- (注) 1. 上表は、PC管の設置、基礎砕石、巻きコンクリート（コンクリート、型枠）、運搬距離30m程度までの現場内小運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、PC管の材料費は含まない。
2. 撤去作業、据付・撤去作業は、PC管のみを対象としている。
3. 基面整正は含まない。
4. コンクリート、基礎砕石の材料ロスを含む。標準ロス率は、コンクリートが+0.07、基礎砕石が+0.20とする。
5. 作業区分が据付または据付・撤去の場合、管径2,000mmは適用できない。
6. PC管の材料費は、別途計上する。

表 1. 29 管径

積算条件	区分
管 径	600mm
	700mm
	800mm
	900mm
	1,000mm
	1,100mm

積算条件	区分
管 径	1,200mm
	1,350mm
	1,500mm
	1,650mm
	1,800mm
	2,000mm



(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 1. 30 P C 管 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型]4.9t吊	・賃料 ・管径が600mmの場合
		ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値)]16t吊	・賃料 ・管径が700mm~1,350mmの場合
		ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値)]20t吊	・賃料 ・管径が1,500mm~1,650mmの場合
		ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値)]25t吊	・賃料 ・管径が1,800mmの場合
		ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値)]35t吊	・賃料 ・作業区分が撤去、管径が2,000mmの場合
	K 2	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m3(平積0.6m3)	・賃料 ・作業区分が据付の場合
K 3	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2011年規制)]山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t	・賃料 ・管径が1,350mm~1,800mm、固定基礎が180°巻きの場合	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	型わく工	固定基礎が有る場合
		運転手(特殊)	上記以外の場合
	R 3	土木一般世話役	
R 4	特殊作業員		
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20)W/C60%	固定基礎が有る場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3		
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

(3) P C 管 (材料費) 条件区分

P C 管 (材料費) にかかる積算条件区分はない。積算単位は、mとする。

12) コルゲートパイプ

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 31 コルゲートパイプ 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	規格	パイプ径
(表 1. 32)	フランジ型	800mm以上 1,200mm以下
		1,200mmを超え 1,800mm以下
	ラップ型	2,000mm以上 2,500mm以下
		2,500mmを超え 3,000mm以下
		3,000mmを超え 3,500mm以下
		3,500mmを超え 4,500mm以下

- (注) 1. 上表は、コルゲートパイプの設置、現場内小運搬、組立（据付時）、解体（撤去時）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 床掘り、基礎（均しコンクリート、基礎砕石）、埋戻しは含まない。
3. パッキングの有無にかかわらず適用できる。ただし、パッキング材料費は含まれていないため、別途計上する。
4. パッキング以外のペービング、パイプ内足場等の補助工法については、必要な費用を別途計上する。

表 1. 32 作業区分

積算条件	区 分
作業区分	据 付
	撤 去
	据付・撤去

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 1. 33 コルゲートパイプ 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）〔後方超小旋回型・低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（第3次基準値）〕山積0.45m <sup>3</sup> （平積0.35m <sup>3</sup> ）吊能力2.9t吊	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	運転手（特殊）	
材料	Z 1	コルゲートパイプ 円形1形 1,000mm 板厚2.7mm	作業区分が据付又は据付・撤去、規格がフランジ型、パイプ径が800～1,200mmの場合
		コルゲートパイプ 円形1形 1,500mm 板厚3.2mm	作業区分が据付又は据付・撤去、規格がフランジ型、パイプ径が1,200mmを超え1,800mm以下の場合
		コルゲートパイプ 円形2形 2,500mm 板厚4.5mm	作業区分が据付又は据付・撤去、規格がラップ型、型式が円形、パイプ径が2,000mm以上2,500mm以下の場合
		コルゲートパイプ 円形2形 3,000mm 板厚4.5mm	作業区分が据付又は据付・撤去、規格がラップ型、型式が円形、パイプ径が2,500mmを超え3,000mm以下の場合
		コルゲートパイプ 円形2形 3,500mm 板厚4.5mm	作業区分が据付又は据付・撤去、規格がラップ型、型式が円形、パイプ径が3,000mmを超え3,500mm以下の場合
		コルゲートパイプ 円形2形 4,000mm 板厚4.5mm	作業区分が据付又は据付・撤去、規格がラップ型、型式が円形、パイプ径が3,500mmを超え4,000mm以下の場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
Z 4	—		
市場単価	S	—	

13) コルゲートフリューム

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 1. 31 コルゲートパイプ 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	規格
(表 1. 32)	350×350mm以上 550×550mm以下
	550×550mmを超え 750×750mm以下

- (注) 1. 上表は、コルゲートフリュームの設置、現場内小運搬、組立（据付時）、解体（撤去時）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 床掘り、基礎（均しコンクリート、基礎砕石）、埋戻しは含まない。
3. パッキングの有無にかかわらず適用できる。ただし、パッキング材料費は含まれていないため、別途計上する。
4. パッキング以外のすべり防止、止水壁、浮上り防止等の補助工法については、必要な費用を別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 1. 35 コルゲートフリューム 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[後方超小旋回型・低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（第3次基準値）]山積0.45m <sup>3</sup> （平積0.35m <sup>3</sup> ）吊能力2.9t吊	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	運転手（特殊）	
材料	Z 1	コルゲートU型フリュームA形 450×450mm 板厚1.6mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、規格が350×350以上550×550以下の場合
		コルゲートU型フリュームA形 650×650mm 板厚1.6mm	作業区分が据付又は据付・撤去で、規格が550×550を超え750×750以下の場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 2. 平石張工

### 2-1 適用範囲

本資料は、一般土木及び公園工事で施工する遊歩道、歩道、広場等の舗装・床張、階段（路面幅1,200mm以下、蹴上高400mm以下）及び壁張における平石張工に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

- (1) 平石材料が表2.1の規格に該当する場合
- (2) 目地幅が、平均10mm程度の場合

表2.1 平石材料規格

作業区分 形状区分	舗装・床張り	階段	壁張り
乱形石	φ 50～600mm程度 平均厚さ10～60mm程度 質量15kg程度まで	φ 80～400mm程度 平均厚さ15～40mm程度 質量6kg程度まで	φ 60～300mm程度 平均厚さ15～50mm程度 質量7kg程度まで
方形石	短辺100mm以上 長辺1,500mm以下 厚さ25～120mm 質量60kgまで	短辺100mm以上 長辺920mm以下 厚さ40～170mm 質量130kgまで	短辺140mm以上 長辺600mm以下 厚さ30～120mm 質量60kgまで

(注) 質量は、石材1枚当りである。

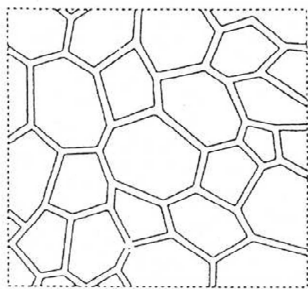
#### 2) 適用できない範囲

- (1) 施工箇所が法面の場合

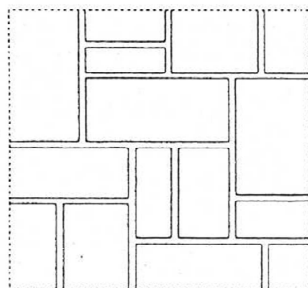
### 2-2 施工概要

平石張とは、平石を敷（張付け）モルタルの上に張っていく工法であり、平石には乱形石と方形石がある。乱形石は不規則な形をした平石であり、方形石は長方形、または正方形に加工した平石である。平石張に使用される石には鉄平石、青石、丹波石、御影石等がある。

乱形石

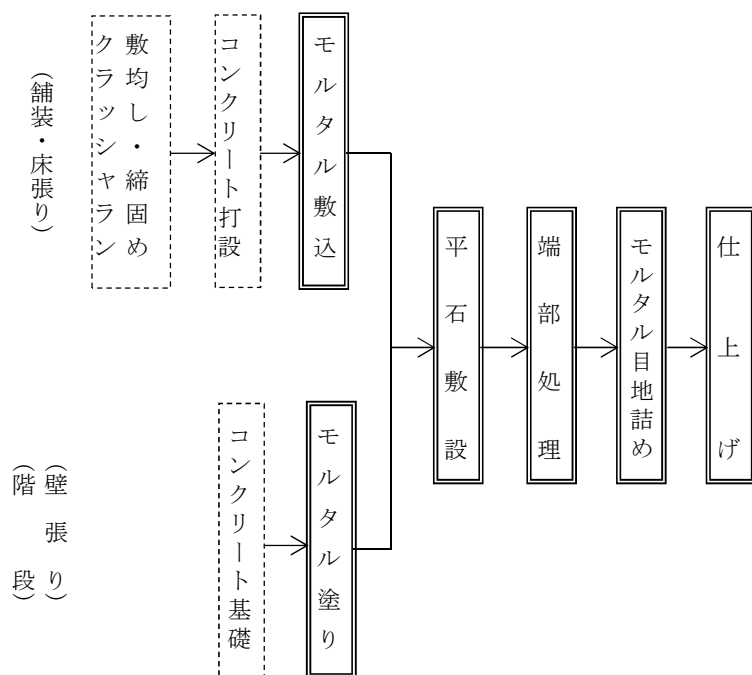


方形石



施工フローは、下記を標準とする。

図2.1 施工フロー



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

### 2-3 施工パッケージ

#### 1) 平石張

##### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.2 平石張 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

作業区分	平石の形状区分
舗装・床張り	乱形石
	方形石
階段	乱形石
	方形石
壁張り	乱形石
	方形石

(注) 1. 上表は、モルタル敷込、モルタル塗り、平石敷設、端部処理、モルタル目地詰め、仕上げ及び資材の現場内小運搬（運搬距離20m程度）の他、敷モルタル材料、目地モルタル材料、モルタル塗り材料、ディスクグラインダ、電力に関する経費の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、平石（材料費）は含まない。

2. 平石（乱形石、方形石）の材料費は別途計上する。

3. クレーン等が必要な場合は別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表2.3 平石張 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	石工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 平石 (材料費)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表2.4 平石 (材料費) 積算条件区分一覧

(積算単位: m<sup>2</sup>)

平石の計上区分
乱形石
方形石

(注) 1. 平石の使用量は、次式による。

$$\text{使用量 (m}^2\text{)} = \text{設計面積 (m}^2\text{)} \times (1 + K) \dots\dots\dots \text{(式3.1)}$$

K : ロス率

表2.5 ロス率 (K)

区分	舗装・床張り		階段		壁張り	
	乱形石	方形石	乱形石	方形石	乱形石	方形石
ロス率	+0.07	+0.03	+0.04	+0.03	+0.08	+0.08

### 3. 石積（張）工

#### 3-1 適用範囲

本資料は、玉石及び雑割石（控長25cm～50cm）の積工（勾配1割未満）及び張工（勾配1割以上）の場合に適用する。

##### 1) 適用できる範囲

##### (1) 石積（練石）（複合）

a. 表3.1に示す条件に該当する場合

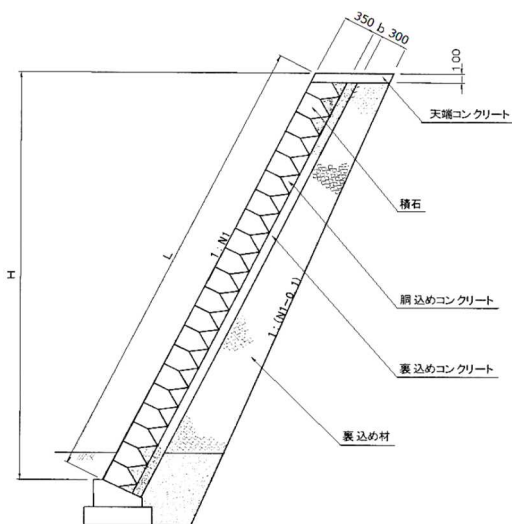
##### (2) 石張（複合）

a. 表3.2に示す条件に該当する場合

なお、(1)あるいは(2)が適用できない場合は、石積（張）、胴込・裏込コンクリート、裏込材（クラッシュラン）を適用する。

表3.1 石積（練石）（複合）の適用範囲

控長 (cm)	直高 (m)	前面勾配	胴込・裏込コンクリート使用量(m <sup>3</sup> /10 m <sup>2</sup> )		裏込材使用量 (m <sup>3</sup> /10 m <sup>2</sup> )
			玉石の場合	雑割石の場合	
35cm	1.0m以上 1.5m以下	1 : 0.3～0.5	2.25 以上 2.42 以下	2.83 以上 3.05 以下	2.24 以上 2.95 以下
	1.5m超え 2.0m以下	1 : 0.4～0.5	2.25 以上 2.35 以下	2.83 以上 2.98 以下	2.81 以上 3.83 以下
	2.0m超え 2.5m以下	1 : 0.4～0.5	2.23 以上 2.31 以下	2.81 以上 2.94 以下	3.21 以上 4.33 以下
	2.5m超え 3.0m以下	1 : 0.4～0.5	2.22 以上 2.29 以下	2.80 以上 2.92 以下	3.53 以上 4.70 以下
	3.0m超え 5.0m以下	1 : 0.5	2.73 以上 2.82 以下	3.31 以上 3.45 以下	3.81 以上 5.02 以下



参考図 石積（練石）（複合）の断面図

表3.2 「参考図 石積（練石）（複合）の断面図」の寸法

H (直高) (m)	L (のり長) (mm)			控長 (mm)	裏込めコ ンクリ ート厚 さ (mm)
	N 1 (前面勾配)				
	1:0.3	1:0.4	1:0.5		b
1.00	1044	1077	1118	350	100
1.50	1566	1616	1677	350	100
2.00	—	2154	2236	350	100
2.50	—	2693	2795	350	100
3.00	—	3231	3354	350	100
3.50	—	—	3913	350	150
4.00	—	—	4472	350	150
4.50	—	—	5031	350	150
5.00	—	—	5590	350	150



表3.3 石張(複合)の適用範囲

練石張の場合

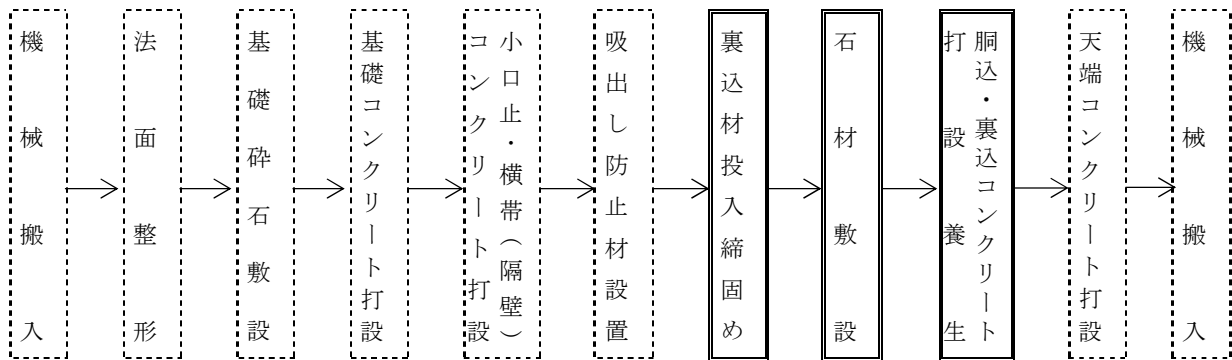
玉石控 (cm)	裏込材の有無	胴込・裏込コンクリート 使用量 ( $\text{m}^3/10 \text{ m}^2$ )	裏込材使用量 ( $\text{m}^3/10 \text{ m}^2$ )
25cm 以上 35cm 以下	有り	1.60	2.00
	無し	1.60	—
30cm 以上 40cm 以下	有り	1.90	2.00
	無し	1.90	—
35cm 以上 45cm 以下	有り	2.10	2.00
	無し	2.10	—
40cm 以上 50cm 以下	有り	2.40	2.00
	無し	2.40	—
45cm 以上 50cm 以下	有り	2.70	2.00
	無し	2.70	—

空石張の場合

玉石控 (cm)	裏込材の有無	胴込材使用量 ( $\text{m}^3/10 \text{ m}^2$ )	裏込材使用量 ( $\text{m}^3/10 \text{ m}^2$ )
25cm 以上 35cm 以下	有り	1.00	2.00
	無し	1.00	—
30cm 以上 40cm 以下	有り	1.20	2.00
	無し	1.20	—
35cm 以上 45cm 以下	有り	1.30	2.00
	無し	1.30	—
40cm 以上 50cm 以下	有り	1.50	2.00
	無し	1.50	—
45cm 以上 50cm 以下	有り	1.70	2.00
	無し	1.70	—

### 3-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

### 3-3 施工パッケージ

#### 1) 石積(練石)(複合)

##### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.4 石積(練石)(複合) 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

石の種類	直高	胴込・裏込コンクリート規格	裏込材規格
玉石	(表 3.5)	(表 3.6)	(表 3.7)
雑割石			

(注) 1. 上表は、石積工における石材の設置、胴込・裏込コンクリートの打設、裏込材の設置、水抜パイプ（水抜き孔用吸出し防止材含む）の設置の他、コンクリートバケット損料、パイプレータ損料、電力に関する経費、締固め機械等の損料、油脂類の費用、据付時の石材の微調整、吊上げ・吊下げ作業（石材、胴込材、裏込材等）、現場内小運搬（バケット作業）、振動コンパクタによる締固め作業等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、石積(張)（材料費）は含まない。

2. 石材の加工を行う場合は加工手間を別途計上する。
3. 基礎コンクリート、小口止コンクリート、横帯(隔壁)コンクリート及び天端コンクリートは、「4. コンクリートブロック積(張)工」による。
4. 胴込・裏込コンクリート、裏込材の材料ロスを含む。標準ロス率は、胴込・裏込コンクリートが+0.16、裏込材が+0.18とする。
5. 養生が必要な場合には、「第Ⅱ節 第3章 コンクリート工」による。
6. 水抜きパイプ、吸出し防止材の材料は別途計上する。

表3.5 直高

積算条件	区分
直高	1.0m以上 1.5m以下
	1.5mを超え 2.0m以下
	2.0mを超え 2.5m以下
	2.5mを超え 3.0m以下
	3.0mを超え 5.0m以下

表3.6 胴込・裏込コンクリート規格

積算条件	区分
胴込・裏込コンクリート 規格	18-8-25
	18-8-40
	19.5-8-40
	21-8-25
	18-8-25 (高炉)
	18-8-40 (高炉)
	19.5-8-40 (高炉)
	21-8-25 (高炉)
	各種

表3.7 裏込材規格

積算条件	区分
裏込材 規格	再生クラッシュラン RC-40
	再生クラッシュラン RC-80
	クラッシュラン C-40
	クラッシュラン C-80
	各種

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.8 石積(練石)(複合) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )1.7t吊	賃料
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	運転手(特殊)	
	R3	石工	
	R4	特殊作業員	
材料	Z1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C 60%	
	Z2	再生クラッシュラン RC-40	
	Z3	軽油 パトロール給油	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

2) 石張(複合)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.9 石張(複合) 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

構造区分	玉石控	胴込・裏込コンクリート規格	裏込材の有無	胴込・裏込材規格
練石	(表 3.10)	(表 3.6)	有り	(表 3.11)
			無し	
有り				
無し				
空石				

- (注) 1. 上表は、石張工における石材の設置、胴込・裏込コンクリートの打設、胴込・裏込材の設置、水抜きパイプ(水抜き孔用吸出し防止材含む)の設置の他、コンクリートバケット損料、パイププレート損料、電力に関する経費、締固め機械等の損料、油脂類の費用、据付時の石材の微調整、吊上げ・吊下げ作業(石材、胴込材、裏込材等)、現場内小運搬(バケット作業)、振動コンパクタによる締固め作業等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、石積(張)(材料費)は含まない。
2. 石材の加工を行う場合は加工手間を別途計上する。
3. 基礎コンクリート、小口止コンクリート、横帯(隔壁)コンクリート及び天端コンクリートは、「4. コンクリートブロック積(張)工」による。
4. 胴込・裏込コンクリート、胴込・裏込材の材料ロスを含む。標準ロス率は、胴込・裏込コンクリートが+0.16、裏込材が+0.18とする。
5. 養生が必要な場合には、「第Ⅱ節 第3章 コンクリート工」による。
6. 水抜きパイプ、吸出し防止材の材料は別途計上する。

表3.10 玉石控

積算条件	区分
玉石控	25cm 以上 35cm 以下
	30cm 以上 40cm 以下
	35cm 以上 45cm 以下
	40cm 以上 50cm 以下
	45cm 以上 50cm 以下

表3.11 胴込・裏込材規格

積算条件	区分
胴込・裏込材規格	再生クラッシュラン RC-40
	再生クラッシュラン RC-80
	クラッシュラン C-40
	クラッシュラン C-80
	各種

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.12 石張（複合） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	バックホウ（クローラ型）[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型（第2次基準値）] 山積 0.8m <sup>3</sup> （平積 0.6m <sup>3</sup> ） 2.9t 吊	賃料
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	運転手（特殊）	
	R3	石工	
	R4	土木一般世話役	
材料	Z1	生コンクリート 高炉 18-8-25（20） W/C 60%	
	Z2	再生クラッシュラン RC-40	裏込材が有りの場合
	Z3	軽油 パトロール給油	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

### 3) 石積(張)

#### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.13 石積(張) 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

積張の区分	構造区分	石の種類
積工	練石	玉石
		雑割石
張工	練石	玉石
		雑割石
	空石	玉石

(注) 1. 上表は、石積(張)工における石材の設置、据付時の石材の微調整、水抜きパイプ(水抜き孔用吸出し防止材含む)の設置、吊上げ・吊下げ作業(石材、胴込材、裏込材等)、現場内小運搬(バケツ作業)等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、石積(張)(材料費)は含まない。

2. 石材の加工を行う場合は加工手間を別途計上する。

3. 水抜きパイプ・吸出し防止材の材料費は別途計上する。

#### (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.14 石積(張) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> ) 1.7t 吊	・賃料 ・積工の場合
		バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> ) 2.9t 吊	・賃料 ・張工の場合
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	運転手(特殊)	
	R3	石工	
	R4	土木一般世話役	
材料	Z1	軽油 パトロール給油	
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

4) 石積(張)(材料費)

(1) 条件区分

石積(張)(材料費)における積算条件区分はない。

積算単位は㎡とする。

- (注) 1. 石積(練石)(複合)は、控長35cmのみ適用できる。  
2. 石張(複合)は、玉石のみ適用できる。

5) 胴込・裏込コンクリート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.15 胴込・裏込コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

積張の区分	胴込・裏込コンクリート規格
積工	(表 3.6)
張工	

- (注) 1. 上表は、石積(張)工における胴込・裏込コンクリートの打設の他、コンクリートバケット損料、パイププレート損料、電力に関する経費等、その施工に必要な全て機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。  
2. 基礎コンクリート、小口止コンクリート、横帯(隔壁)コンクリート及び天端コンクリートは、「4. コンクリートブロック積(張)工」による。  
3. 胴込コンクリート量は、玉石の場合は面積に控長の1/3を、雑割石の場合は1/2を乗じたものとする。  
4. 養生が必要な場合には、「第II節 第3章 コンクリート工」による。  
5. 胴込・裏込コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.16)

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.16 胴込・裏込コンクリート 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考
機械	K1 バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )1.7t吊	・賃料 ・積工の場合
	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )2.9t吊	・賃料 ・張工の場合
	K2	—
	K3	—
労務	R1	普通作業員
	R2	特殊作業員
	R3	運転手(特殊)
	R4	—
材料	Z1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C 60%
	Z2	軽油 パトロール給油
	Z3	—
	Z4	—
市場単価	S	—

6) 裏込材（クラッシュラン）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.17 裏込材（クラッシュラン） 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

積張の区分	裏込材規格
積工	(表 3.7)
張工	

(注) 1. 上表は、石積(張)工における裏込材(クラッシュラン)の設置の他、締固め機械等の損料、油脂類の費用、振動コンパクタによる締固め作業等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 空石張の胴込材の量は、面積に玉石の控長の1/3を乗じたものとする。

3. 裏込材の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.18）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.18 裏込材（クラッシュラン） 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> ) 1.7t 吊	・賃料 ・積工の場合
		バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> ) 2.9t 吊	・賃料 ・張工の場合
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	運転手(特殊)	
	R3	—	
	R4	—	
材料	Z1	再生クラッシュラン RC-40	
	Z2	軽油 パトロール給油	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	



#### 4. コンクリートブロック積（張）工

##### 4-1 適用範囲

本資料は、コンクリートブロック積（張）工及び緑化ブロック積工に適用する。

なお、コンクリートブロック積工は、間知ブロック積及び大型ブロック積を対象とし、コンクリートブロック張工は、間知ブロック張、平ブロック張及び連節ブロック張を対象とする。

##### 1) 適用できる範囲

###### (1) 間知ブロック積

a 間知ブロックの積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個以上730kg/個以下）の場合

###### (2) 大型ブロック積

a 大型ブロックの積工（勾配1割未満、ブロック質量4,600kg/個以下、控え長500mm以上）の場合

###### (3) 間知ブロック張

a 間知ブロックの張工（勾配1割以上、ブロック質量770kg/個以下）の場合

###### (4) 平ブロック張

a 平ブロックの張工（勾配1割以上、ブロック質量770kg/個以下）の場合

###### (5) 連節ブロック張

a 連節ブロックの張工（勾配1割以上、ブロック質量770kg/個以下）の場合

b 連結方式が鉄筋又は鋼線及び連結金具による場合

###### (6) 緑化ブロック積

a 緑化ブロックの積工（勾配1割未満、ブロック質量980kg/個以下）の場合

###### (7) 胴込・裏込コンクリート

a コンクリートブロック積（張）工における胴込・裏込コンクリート打設の場合

###### (8) 胴込・裏込材（砕石）

a コンクリートブロック積（張）工における胴込・裏込材の投入転圧の場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (9) 遮水シート張

a 間知ブロック、平ブロック、連節ブロックの張工（勾配1割以上、ブロック質量770 kg/個以下）における遮水シートの設置の場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (10) 吸出し防止材（全面）設置

a コンクリートブロック積（張）工における吸出し防止材の設置の場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (11) 植樹

a 緑化ブロックの積工（勾配1割未満、ブロック質量980 kg/個以下）の植栽の場合

###### (12) 現場打基礎コンクリート

a コンクリートブロック積（張）工、緑化ブロック積工及び石積（張）における現場打基礎の場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (13) 現場打小口止コンクリート

a コンクリートブロック積（張）工、緑化ブロック積工及び石積（張）工における現場打小口止コンクリートの場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (14) 現場打横帯（隔壁）コンクリート

a コンクリートブロック積（張）工、緑化ブロック積工及び石積（張）工における現場打横帯（隔壁）コンクリートの場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (15) 現場打天端コンクリート

a コンクリートブロック積（張）工、緑化ブロック積工及び石積（張）工における天端コンクリートの場合

b 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工（勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満）の場合

###### (16) プレキャスト基礎ブロック

a コンクリートブロック積（張）工、緑化ブロック積工及び石積（張）工におけるプレキャスト基礎ブロック（製品長4,000mm以下、ブロック質量2,000kg/個以下）の場合

- (17) プレキャスト小口止ブロック
  - a コンクリートブロック積(張)工、緑化ブロック積工及び石積(張)工におけるプレキャスト小口止ブロック(製品長3,000mm以下、ブロック質量2,000kg/個以下)の場合
- (18) プレキャスト横帯(隔壁)ブロック
  - a コンクリートブロック積(張)工、緑化ブロック積工及び石積(張)工におけるプレキャスト横帯(隔壁)ブロック(製品長3,300mm以下、ブロック質量2,000kg/個以下)の場合
- (19) プレキャスト巻止ブロック
  - a コンクリートブロック積(張)工、緑化ブロック積工及び石積(張)工におけるプレキャスト巻止ブロック(製品長2,500mm以下、ブロック質量2,000kg/個以下)の場合

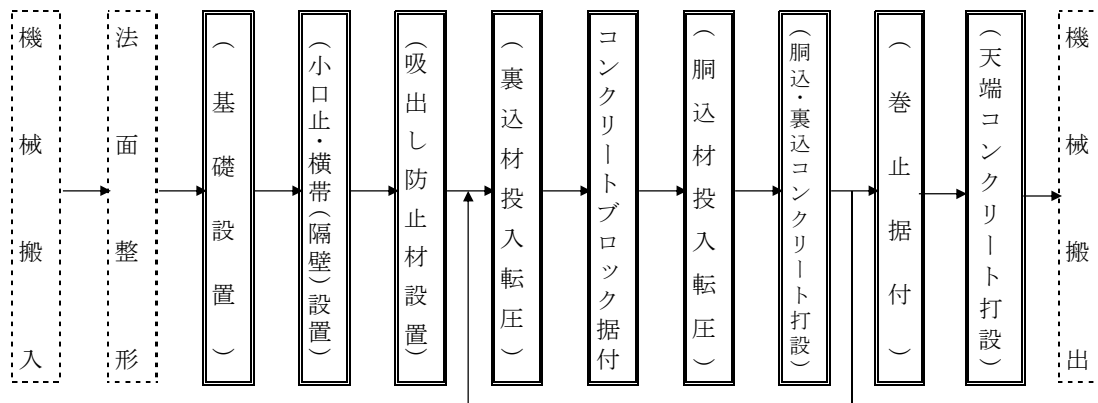
## 2) 適用できない範囲

- (1) 間知ブロック積
  - a 土木工事標準単価方式による間知ブロック積工(勾配1割未満、ブロック質量150kg/個未満)の場合
  - b 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合
- (2) 大型ブロック積
  - a 作業半径が12mを超える場合又は吊上げ高さが30mを超える場合
- (3) 間知ブロック張
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合
- (4) 平ブロック張
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合
- (5) 連節ブロック張
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合
- (6) 緑化ブロック積
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合
- (7) 胴込・裏込コンクリート
  - a 石積(張)における胴込・裏込コンクリート打設の場合
  - b 大型ブロック(2,000kg/個超え)以外の胴込・裏込コンクリート打設は、作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合、大型ブロック(2,000kg/個超え)の胴込・裏込コンクリート打設は、作業半径が12mを超える場合又は吊上げ高さが30mを超える場合
- (8) 胴込・裏込材(砕石)
  - a 石積(張)における砕石等の胴込・裏込材設置の場合
  - b 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合
- (9) 現場打基礎コンクリート
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (10) 現場打小口止コンクリート
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (11) 現場打横帯(隔壁)コンクリート
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (12) 現場打天端コンクリート
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (13) プレキャスト基礎ブロック
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (14) プレキャスト小口止ブロック
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (15) プレキャスト横帯(隔壁)ブロック
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合
- (16) プレキャスト巻止ブロック
  - a 作業半径が8.0mを超える場合又は吊上げ高さが-5.5m未満、5.8mを超える場合

#### 4-2 施工概要

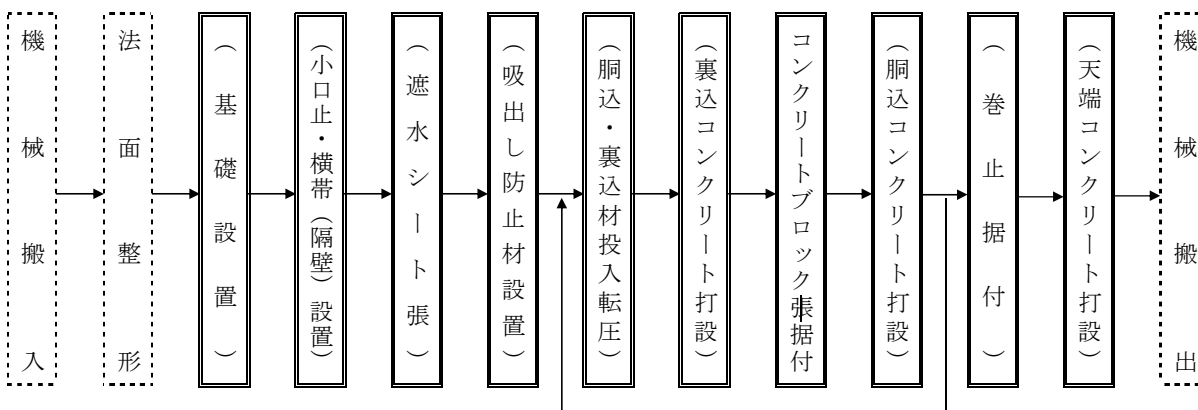
施工フローは下記を標準とする。

##### 1) コンクリートブロック積工



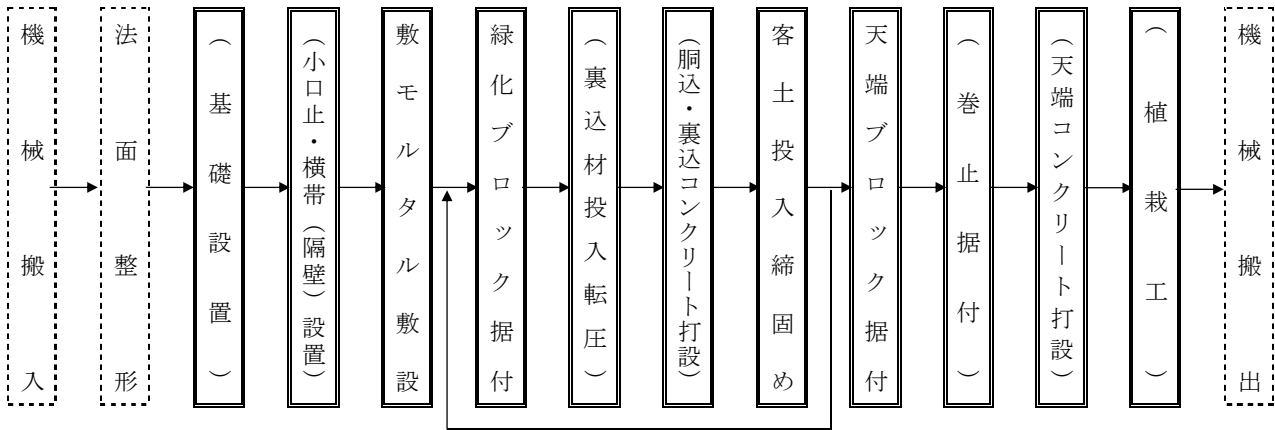
- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. ( ) 書きは必要な場合計上する。  
 3. 間知ブロックの場合、水抜きパイプ設置の有無にかかわらず本施工パッケージを適用できる。  
 4. 基礎設置、小口止・横帯(隔壁)設置は、現場打ち又はプレキャストブロックにかかわらず適用できる。なお、現場打ちは「14) 現場打基礎コンクリート」、「15) 現場打小口止コンクリート」、「16) 現場打横帯(隔壁)コンクリート」、プレキャストブロックは「18) プレキャスト基礎ブロック」「20) プレキャスト小口止ブロック」「22) プレキャスト横帯(隔壁)ブロック」より計上する。  
 5. 吸出し防止材設置は、「12) 吸出し防止材(全面)設置」より計上する。  
 6. 裏込材投入転圧又は胴込材投入転圧は、「10) 胴込・裏込材(砕石)」より計上する。  
 7. 胴込・裏込コンクリート打設は、「9) 胴込・裏込コンクリート」より計上する。  
 8. 巻止据付は、「24) プレキャスト巻止ブロック」より計上する。  
 9. 天端コンクリート打設は、「17) 現場打天端コンクリート」より計上する。

##### 2) コンクリートブロック張工(間知ブロック張、平ブロック張、連節ブロック張)



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. ( ) 書きは必要な場合計上する。  
 3. 基礎設置、小口止・横帯(隔壁)設置は、現場打ち又はプレキャストブロックにかかわらず適用できる。なお、現場打ちは「14) 現場打基礎コンクリート」、「15) 現場打小口止コンクリート」、「16) 現場打横帯(隔壁)コンクリート」、プレキャストブロックは「18) プレキャスト基礎ブロック」、「20) プレキャスト小口止ブロック」、「22) プレキャスト横帯(隔壁)ブロック」により計上する。  
 4. 巻止据付は、「24) プレキャスト巻止ブロック」より計上する。  
 5. 天端コンクリート打設は、「17) 現場打天端コンクリート」より計上する。  
 6. 間知ブロック張は、吸出し防止材設置の有無にかかわらず本施工パッケージを適用できる。  
 7. 平ブロック張は、裏込コンクリート打設及び胴込コンクリート打設を含まない。  
 8. 連節ブロック張は、胴込・裏込材投入転圧、裏込コンクリート打設及び胴込コンクリート打設を含まない

### 3) 緑化ブロック積工



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重線部分のみである。  
 2. ( ) 書きは必要な場合計上する。  
 3. 基礎設置、小口止・横帯（隔壁）は、設置現場打ち又はプレキャストブロックにかかわらず適用できる。なお、現場打ちは「14）現場打基礎コンクリート」、「15）現場打小口止コンクリート」、「16）現場打横帯（隔壁）コンクリート」、プレキャストブロックは「18）プレキャスト基礎ブロック」、「20）プレキャスト小口止ブロック」、「22）プレキャスト横帯（隔壁）ブロック」より計上する。  
 4. 客土投入締固めの有無にかかわらず適用できる。  
 5. 天端ブロック据付の有無にかかわらず適用できる。  
 6. 巻止据付は、プレキャストは「24）プレキャスト巻止ブロック」より計上する。  
 7. 天端コンクリート打設は、「17）現場打天端コンクリート」より計上する。  
 8. 植栽工は、「13）植樹」より計上する。

4-3 施工パッケージ

1) 間知ブロック積

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表4.1 間知ブロック積 積算条件区分一覧 (積算単位:m<sup>2</sup>)

鉄筋規格	鉄筋10m <sup>2</sup> 当り使用量
(表4.2)	0.1t以下
	0.1tを超え0.2t以下

- (注) 1. 上表は、間知ブロック(勾配1割未満・ブロック質量150kg/個以上730kg/個以下)の設置、鉄筋(加工・組立)、目地材の設置、調整コンクリートの打設(材料費を含む)、現場内小運搬(50mまで)の他、水抜きパイプ(水抜き孔用吸出し防止材を含む)等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、目地材料費は含まない。  
 2. 鉄筋の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.03)  
 3. 現場条件により特に足場が必要な場合は別途計上する。  
 4. 目地材料費は材料ロスを含んだ必要量を別途計上する。  
 5. 裏込材投入転圧又は胴込材投入転圧は、「10) 胴込・裏込材(碎石)」より計上する。  
 6. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯(隔壁)、天端コンクリートは別途計上する。

(4-5 参考図参照)

表4.2 鉄筋規格

積算条件	区 分
鉄筋規格	SD295 D13
	SD295 D16
	SD345 D13
	SD345 D16~25
	鉄筋コンクリート用棒鋼 各種
	不要

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4.3 間知ブロック積 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積み0.8m <sup>3</sup> (平積み0.6m <sup>3</sup> )吊り能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手(特殊)	
	R 2	ブロック工	
	R 3	普通作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	間知ブロック 高250×幅400×控350 滑面	
	Z 2	鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 D16	鉄筋規格「不要」の場合除く
	Z 3	軽油 パトロール給油	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 大型ブロック積

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 4 大型ブロック積 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

大型ブロックの質量	水抜きパイプの有無
2,000kg/個以下	有り
	無し
2,000kg/個越え	有り
	無し

(注) 1. 上表は、大型ブロック（勾配1割未満、ブロック質量 4,600kg/個以下、控え長 500mm 以上）の設置、鉄筋(加工・組立)、目地材の設置、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、現場内小運搬（50m まで）の他、水抜きパイプ（水抜き孔用吸出し防止材を含む）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、鉄筋材料費及び目地材料費は含まない。

2. 鉄筋材料費は材料ロスを含んだ必要量を別途計上する。
3. 現場条件により足場が必要な場合は別途計上する。
4. 目地材料費は、材料ロスを含んだ必要量を別途計上する。
5. 裏込材投入転圧又は胴込材投入転圧は、「10) 胴込・裏込材（砕石）」より計上する。
6. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯（隔壁）、天端コンクリートは別途計上する。

(4-5 参考図参照)

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 5 大型ブロック積 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014 年規制）]山積み 0.8m <sup>3</sup> (平積み 0.6m <sup>3</sup> )吊り能力 2.9t	賃料 2,000kg/個以下の場合
		ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値）]25 t 吊	賃料 2,000kg/個超えの場合
	K 2		
	K 3		
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	ブロック工	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	特殊作業員	
材料	Z 1	大型ブロック 控え 500mm	2,000kg/個以下の場合
		大型ブロック 控え 2000mm	2,000kg/個超えの場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3		
	Z 4		
市場単価	S		

3) 間知ブロック張

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 6 間知ブロック張 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

間知ブロック規格	裏込材規格	裏込材10m <sup>2</sup> 当り使用量	胴込・裏込コンクリート規格	胴込・裏込コンクリート10m <sup>2</sup> 当り使用量	遮水シート規格
150kg/個未満 控え350mm 滑面タイプ	(表 4. 7)	—	(表 4. 9)	—	(表 4. 11)
150kg/個未満 各種		(表 4. 8)		(表 4. 10)	
150kg/個以上 各種					

- (注) 1. 上表は、間知ブロック(勾配1割以上・ブロック質量770kg/個以下)の設置、裏込材設置、胴込・裏込コンクリート打設、調整コンクリートの打設(材料費を含む)、吸出し防止材、遮水シート張(ブロック背面、基礎、横帯(隔壁)、小口止の端部継手)、現場内小運搬(50mまで)等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
2. 裏込材、胴込・裏込コンクリート、遮水シート、吸出し防止材の材料ロスを含む。標準ロス率は、裏込材が+0.13、胴込・裏込コンクリートが+0.11、吸出し防止材が+0.10、遮水シートが+0.08とする。
3. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯(隔壁)、天端コンクリートは別途計上する。  
(4-5 参考図参照)
4. 目地材は必要に応じて「第15章 雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。
5. 水抜きパイプが必要な場合には、設置手間・材料費を別途計上する。
6. 間知ブロック張と遮水シート張(ブロック背面)は、同施工面積とする。

表 4. 7 裏込材規格

積算条件	区 分
裏込材規格	再生砕石 RC-40
	再生砕石 RC-80
	砕石 C-40
	砕石 C-80
	砕石各種
	不要

表 4. 8 裏込材10m<sup>2</sup>当り使用量

積算条件	区 分
裏込材10m <sup>2</sup> 当り使用量	1.0m <sup>3</sup> 以下
	1.0m <sup>3</sup> を超え3.0m <sup>3</sup> 以下
	3.0m <sup>3</sup> を超え5.0m <sup>3</sup> 以下
	5.0m <sup>3</sup> を超え7.0m <sup>3</sup> 以下

表 4. 9 胴込・裏込コンクリート規格

積算条件	区 分
胴込・裏込 コンクリート規格	18-8-25(普通)
	18-8-40(普通)
	18-8-25(高炉)
	18-8-40(高炉)
	生コンクリート各種
	不要

表 4. 10 胴込・裏込コンクリート10m2当り使用量

積算条件	区 分
胴込・裏込コンクリート 10m2当り使用量	0. 1m3を以上0. 5m3以下
	0. 5m3を超え0. 9m3以下
	0. 9m3を超え1. 3m3以下
	1. 3m3を超え1. 7m3以下
	1. 7m3を超え2. 1m3以下
	2. 1m3を超え2. 3m3以下
	2. 3m3を超え2. 7m3以下
	2. 7m3を超え3. 1m3以下
	3. 1m3を超え3. 5m3以下

表 4. 11 遮水シート規格

積算条件	区 分
遮水シート規格	遮水シート A (厚1. 0+10. 0mm)
	遮水シート各種
	不要

## (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 12 間知ブロック張 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ (クローラ型) [標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積み0. 8m3 (平積み0. 6m3) 吊能力2. 9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手 (特殊)	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	ブロック工	
材料	Z 1	間知ブロック 高250×幅400×控350 滑面	
	Z 2	生コンクリート 高炉 18-8-25 (20) W/C60%	胴込・裏込コンクリート規格「不要」の場合を除く
	Z 3	再生クラッシュラン RC-40	裏込材規格「不要」の場合を除く
	Z 4	遮水シート 厚1. 0+10. 0mm	遮水シート規格「不要」の場合を除く
市場単価	S	—	



4) 平ブロック張

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表4.13 平ブロック張 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

ブロックの質量	平ブロック規格	裏込材規格	裏込材10m <sup>2</sup> 当り使用量	遮水シート規格	吸出し防止材の有無	連結金具の有無	連結金具10m <sup>2</sup> 当り使用量
150kg/個未満	平ブロック 控180mm	(表4.7)	(表4.14)	(表4.11)	有り	有り	(表4.15)
						無し	
	平ブロック 控120mm				有り	有り	
						無し	
	平ブロック 各種				有り	有り	
						無し	
平ブロック 各種	有り	有り					
		無し					
150kg/個以上	平ブロック 各種	有り	有り				
			無し				

- (注) 1. 上表は、平ブロック（勾配1割以上・ブロック質量770kg/個以下）の設置、連結金具組立（材料費を含む）、裏込材（砕石）投入、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、吸出し防止材、遮水シート張（ブロック背面、基礎、横帯（隔壁）、小口止の端部継手）、現場内小運搬（50mまで）の他、タンバ締固めの損料、目地モルタルを使用した場合の材料費・設置手間等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 裏込材、遮水シート、吸出し防止材の材料ロスを含む。標準ロス率は、裏込材が+0.13、吸出し防止材が+0.10、遮水シートが+0.08とする。
3. 目地モルタルの有無にかかわらず本施工パッケージを適用できる。
4. 平ブロック張と遮水シート張（ブロック背面）は、同施工面積とする。
5. 現場条件により足場が必要な場合は別途計上する。
6. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯（隔壁）、天端コンクリートは別途計上する。  
(4-5 参考図参照)

表 4. 14 裏込材10m2当り使用量

積算条件	区 分
裏込材10m2当り使用量	1. 0m3以下
	1. 0m3を超え3. 0m3以下
	3. 0m3を超え5. 0m3以下

表 4. 15 連結金具10m2当り使用量

積算条件	区 分
連結金具10m2当り使用量	5. 0個以下
	5. 0個を超え15. 0個以下
	15. 0個を超え20. 0個以下

## (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 16 平ブロック張 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014年規制）]山積み0.8m3(平積み0.6m3)吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	運転手(特殊)	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	平ブロック 厚さ100mm	
	Z 2	再生クラッシュラン RC-40	裏込材規格「不要」の場合を除く
	Z 3	吸出し防止材 合繊不織布 t = 10mm 9.8KN/m	吸出し防止材有りの場合
	Z 4	遮水シート 厚1.0+10.0mm	遮水シート規格「不要」の場合を除く
市場単価	S	—	

5) 連節ブロック張

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 17 連節ブロック張 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

ブロックの質量	連結方法	連節鉄筋 (鋼線) 規格	遮水シート規格	吸出し防止材の有無
150kg/個未満	—	(表 4. 18)	(表 4. 11)	有り
				無し
150kg/個以上	鉄筋又は鋼線			有り
				無し
	連結金具			有り
				無し

- (注) 1. 上表は、連節ブロック (勾配 1 割以上・ブロック質量 770kg/個以下) の設置、連節鉄筋 (鋼線) の加工・組立・溶接、連結金具の組立、調整コンクリートの打設 (材料費を含む)、遮水シート (ブロック背面、基礎、横帯 (隔壁)、小口止の端部継手)、吸出し防止材、現場内小運搬 (50m まで) の他、溶接機、接着剤等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料等を含む) を含む。
2. ブロック材料費に連結金具を含まない場合は、別途連結金具の費用を計上する。
3. 連節鉄筋 (鋼線)、遮水シート、吸出し防止材の材料ロスを含む。標準ロス率は、連節鉄筋 (鋼線) が +0.03、遮水シートが +0.08、吸出し防止材が +0.10 とする。
4. 連節ブロック張と遮水シート張 (ブロック背面) は、同施工面積とする。
5. 現場条件により足場が必要な場合は別途計上する。
6. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯 (隔壁)、天端コンクリートは別途計上する。

(4-5 参考図参照)

表 4. 18 連節鉄筋 (鋼線) 規格

積算条件	区 分
連節鉄筋 (鋼線) 規格	亜鉛アルミメッキ鋼線 径 6mm
	亜鉛アルミメッキ鋼線 径 8mm
	SR235 径 9mm
	SR235 径 13mm
	鉄筋コンクリート用棒鋼各種

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4.19 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014年規制）]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	ブロック工	
	R2	普通作業員	
	R3	土木一般世話役	
	R4	運転手(特殊)	
材料	Z1	連節ブロック 厚さ250mm	
	Z2	鉄筋コンクリート用棒鋼 SR235 φ13	連結方法が「鉄筋又は鋼線」の場合
	Z3	遮水シート 厚1.0+10.0mm	遮水シート規格「不要」の場合を除く
	Z4	吸出し防止材 合繊不織布 t=10mm 9.8KN/m	吸出し防止材有りの場合
市場単価	S	—	

6) 緑化ブロック積

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表4.20 緑化ブロック積 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

緑化ブロックの質量	裏込材規格	裏込材10m <sup>2</sup> 当り 使用量	胴込・裏込コンクリート 規格	胴込・裏込コンクリート 10m <sup>2</sup> 当り使用量
150kg/個未満	(表4.7)	(表4.21)	(表4.9)	(表4.22)
150kg/個以上				(表4.23)

- (注) 1. 上表は、緑化ブロック（勾配1割未満・ブロック質量980kg/個以下）の設置、裏込材（砕石）投入、調整コンクリートの打設（材料費を含む）、胴込・裏込コンクリート打設、天端ブロック、客土投入・締固め、現場内小運搬（50mまで）の他、敷モルタル・目地モルタルの材料及び設置手間、タンバ締固めの損料及び油脂類の費用、コンクリートバケツ、コンクリートパイプレータ、電力に関する経費、型枠の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、緑化ブロック及び天端ブロックの材料費は含まない。
2. 裏込材、胴込・裏込コンクリート、客土材の材料ロスを含む。標準ロス率は、裏込材及び胴込・裏込コンクリートが+0.11とする。
3. 現場条件により特に足場が必要な場合は別途計上することができる。
4. 設計面積は調整コンクリートを含んだ面積とし、小口止、横帯（隔壁）、天端コンクリートは別途計上する。  
(4-5 参考図参照)
5. 緑化ブロック、天端ブロックの材料費は別途計上する。

表4.21 裏込材10m<sup>2</sup>当り使用量

積算条件	区 分
裏込材10m <sup>2</sup> 当り使用量	2.0m <sup>3</sup> 以下
	2.0m <sup>3</sup> を超え4.0m <sup>3</sup> 以下
	4.0m <sup>3</sup> を超え6.0m <sup>3</sup> 以下

表 4. 22 胴込・裏込コンクリート10m2当り使用量 (150kg/個未満)

積算条件	区 分
胴込・裏込コンクリート10m2当り 使用量 (150kg/個未満)	0.7m3以下
	0.7m3を超え1.7m3以下
	1.7m3を超え2.7m3以下
	2.7m3を超え3.7m3以下
	3.7m3を超え4.7m3以下
	4.7m3を超え6.0m3以下

表 4. 23 胴込・裏込コンクリート10m2当り使用量 (150kg/個以上)

積算条件	区 分
胴込・裏込コンクリート10m2当り 使用量 (150kg/個以上)	1.0m3以下
	1.0m3を超え2.0m3以下
	2.0m3を超え3.0m3以下
	3.0m3を超え4.0m3以下
	4.0m3を超え5.0m3以下
	5.0m3を超え6.0m3以下

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 24 緑化ブロック積 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ (クローラ型) [標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手(特殊)	
	R 3	ブロック工	
	R 4	特殊作業員	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	胴込・裏込コンクリート規格「不要」の場合を除く
	Z 2	再生クラッシュラン RC-40	裏込材規格「不要」の場合を除く
	Z 3	軽油 パトロール給油	裏込材規格「不要」の場合を除く
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

7) 緑化ブロック (材料費)

(1) 条件区分

緑化ブロック (材料費) における積算条件区分はない。

積算単位は、m2とする。

8) 天端ブロック (材料費)

(1) 条件区分

天端ブロック (材料費) における積算条件区分はない。

積算単位は、m2とする。

9) 胴込・裏込コンクリート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 25 胴込・裏込コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

ブロックの種類	ブロックの質量	生コンクリート規格
間知ブロック、緑化ブロック	—	(表 4. 9)
大型ブロック	2,000kg/個以下	
	2,000kg/個越え	

- (注) 1. 上表は、コンクリートブロック積(張)工の胴込・裏込コンクリート設置、現場内小運搬(50mまで)の他、コンクリートバケット、パイプレータ、電力に関する経費、型枠の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。  
 2. 胴込・裏込コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.11)  
 3. 養生が必要な場合は、「第Ⅱ節第3章コンクリート構造物工 1. コンクリート工」による。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 26 胴込・裏込コンクリート 代表機労材規格一覧

ブロックの種類	ブロックの質量	項目	代表機労材規格	備考	
間知ブロック 緑化ブロック	—	機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
			K 2	—	
			K 3	—	
		労務	R 1	普通作業員	
			R 2	特殊作業員	
			R 3	運転手(特殊)	
			R 4	—	
		材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	胴込・裏込コンクリート規格「不要」の場合を除く
			Z 2	軽油 バトロール給油	
			Z 3	—	
			Z 4	—	
		市場単価	S	—	
		大型ブロック	2,000kg/個以下	機械	K 1
K 2	—				
K 3	—				
労務	R 1			普通作業員	
	R 2			特殊作業員	
	R 3			運転手(特殊)	
	R 4			—	
材料	Z 1			生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	胴込・裏込コンクリート規格「不要」の場合を除く
	Z 2			軽油 バトロール給油	
	Z 3			—	
	Z 4			—	
市場単価	S			—	

大型ブロック	2,000kg/ 個超え	機械	K 1	ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第3次基準値)]25t吊	賃料
			K 2	—	
			K 3	—	
		労務	R 1	普通作業員	
			R 2	特殊作業員	
			R 3	—	
			R 4	—	
		材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	胴込・裏込コンクリート規格「不要」の場合を除く
			Z 2	—	
			Z 3	—	
			Z 4	—	
		市場単価	S	—	

10) 胴込・裏込材(砕石)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表4.27 胴込・裏込材(砕石) 積算条件区分一覧  
(積算単位:m3)

ブロックの種類	胴込・裏込材規格
間知・平・連節・緑化ブロック	(表4.7)
大型ブロック	

- (注) 1. 上表は、コンクリートブロック積(張)の胴込・裏込材設置(投入・転圧)、現場内小運搬(50mまで)等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。  
2. 胴込・裏込材の材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.13)

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4.28 胴込・裏込材(砕石) 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	運転手(特殊)	
	R 4	—	
材料	Z 1	再生クラッシュラン RC-40	裏込材規格「不要」の場合を除く
	Z 2	軽油 バトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

11) 遮水シート張

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 29 遮水シート張 積算条件区分一覧  
(積算単位：m<sup>2</sup>)

遮水シート規格
遮水シート A (厚1.0+10.0mm)
遮水シート各種

- (注) 1. コンクリートブロック張におけるブロック背面部の遮水シートの設置の他、基礎・横帯（隔壁）・小口止部の遮水シート及び接着剤の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料を含む）を含む。  
2. 遮水シートの材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.08）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 30 遮水シート張 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	遮水シート 厚 1. 0 + 1 0. 0 mm	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

12) 吸出し防止材（全面）設置

(1) 条件区分

吸出し防止材（全面）設置の積算条件区分はない。

積算単位はm<sup>2</sup>とする。

- (注) 1. コンクリートブロック積（張）工の吸出し防止材（全面）の設置等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料を含む）を含む。  
2. 吸出し防止材の材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.10）

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 31 吸出し防止材 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	吸出し防止材 合繊不織布 t = 1 0 mm 9. 8 KN/m	



	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

### 13) 植樹

#### (1) 条件区分

植樹の積算条件区分はない。

積算単位は本とする。

- (注) 1. 樹木の植穴掘り、植付け、埋戻し、養生、現場内小運搬等、その施工に必要な全ての労務・材料費(損料を含む)を含む。ただし、土壌改良に要する費用は含まない。  
 2. 樹高は、50cm以下とする。  
 3. 新植樹木の植栽にも適用できる。ただし、移植及び根廻し工事にかかわるものは除く。  
 4. 植樹割増しの有無にかかわらず適用できる。

#### (2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表 4. 32 植樹 代表機材規格一覧

項目		代表機材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	造園工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	サツキツツジ樹高30cm	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

### 14) 現場打基礎コンクリート

#### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 33 現場打基礎コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

生コンクリート	基礎砕石の有無	養生工の種類
(表4.34)	有り	一般養生・特殊養生(練炭)
		養生工なし
	無し	一般養生・特殊養生(練炭)
		養生工なし

- (注) 1. 上表は、現場打基礎コンクリートにおけるコンクリート打設、型枠、養生、基礎砕石、はく離材塗布、ケレン作業、現場内小運搬、目地板の施工の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離剤、電気ドリル、電動ノコギリ、コンクリートパイプレータ、コンクリートバケット損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。

2. コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.07)
3. 基礎碎石の幅は控長35cm以下、裏込めコンクリート厚さ150mm以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
4. 目地の有無、材料の種類にかかわらず本施工パッケージを適用できる。
5. 特殊養生(ジェットヒーター養生)の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ節第3章コンクリート構造物工 1. コンクリート工」により別途計上すること。
6. 均しコンクリートは別途計上する。

表4.34 生コンクリート規格

積算条件	区分
生コンクリート規格	18-8-25(普通)
	18-8-40(普通)
	18-8-25(高炉)
	18-8-40(高炉)
	生コンクリート各種

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4.35 現場打基礎コンクリート 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
	K 2	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	・賃料 ・基礎碎石有りの場合
	K 3	—	
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	特殊作業員	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

15) 現場打小口止コンクリート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表4. 36 現場打小口止コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>3</sup>)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表4. 34)	一般養生
	特殊養生 (練炭)
	養生なし

- (注) 1. 上表は、現場打小口止コンクリートにおけるコンクリート打設、型枠養生、はく離材塗布、ケレン作業の施工の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離材、電気ドリル、電動ノコギリ、コンクリートパイプレータ、コンクリートバケット損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
2. コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は+0.07)
3. 特殊養生(ジェットヒータ養生)の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ節第3章コンクリート構造物工 1. コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4. 37 現場打小口止コンクリート 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ (クローラ型) [標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25 (20) W/C60%	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

16) 現場打横帯（隔壁）コンクリート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 38 現場打横帯（隔壁）コンクリート 積算条件区分一覧

(積算単位：m3)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表4.34)	一般養生
	特殊養生（練炭）
	養生工なし

- (注) 1. 上表は、現場打横帯（隔壁）コンクリートにおけるコンクリート打設、型枠、養生、はく離材塗布、ケレン作業の施工の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離材、電気ドリル、電動ノコギリ、コンクリートパイプレータ、コンクリートバケット損料及び電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
2. コンクリートの材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.07）
3. 特殊養生（ジェットヒータ養生）の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ節第3章コンクリート構造物工 1. コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 39 現場打横帯（隔壁）コンクリート 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014年規制）]山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

17) 現場打天端コンクリート

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表 4. 40 現場打天端コンクリート 積算条件区分一覧  
(積算単位：m<sup>3</sup>)

生コンクリート規格	養生工の種類
(表4.34)	一般養生
	特殊養生(練炭)
	養生工なし

- (注) 1. 上表は、現場打天端コンクリートにおけるコンクリート打設、型枠、養生、はく離材塗布、ケレン作業の施工の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離剤、電気ドリル、電動ノコギリ、コンクリートパイプレータ、コンクリートバケット損料及び電力に関する経費、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. コンクリートの材料ロスを含む。（標準ロス率は+0.07）
3. 特殊養生（ジェットヒーター養生）の場合は、養生工の種類を「養生なし」として、「第Ⅱ節第3章コンクリート構造物工 1. コンクリート工」により別途計上すること。
4. 目地材は必要に応じて「第15章 雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 41 現場打天端コンクリート 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014年規制）]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 18-8-25(20) W/C60%	
	Z 2	軽油 パトロール給油	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

18) プレキャスト基礎ブロック

(1) 条件区分

プレキャスト基礎ブロックの積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

- (注) 1. プレキャスト基礎ブロックにおけるブロックの設置、連結等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、プレキャスト基礎ブロック（材料費）は含まない。  
2. 中詰めコンクリートを打設する場合は、材料費・打設手間を別途計上する。  
3. 基礎材は必要に応じて、「第Ⅱ節第15章 雑工4. 基礎・裏込砕石工」により別途計上する。  
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工6. 目地・止水板設置工」により、別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4. 42 プレキャスト基礎ブロック 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014年規制）]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手(特殊)	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

19) プレキャスト基礎ブロック（材料費）

(1) 条件区分

プレキャスト基礎ブロック（材料費）の積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

20) プレキャスト小口止ブロック

(1) 条件区分

プレキャスト小口止ブロックの積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

- (注) 1. プレキャスト小口止ブロックにおけるブロックの設置、連結等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、プレキャスト小口止ブロック(材料費)は含まない。  
2. 中詰コンクリートを打設する場合は、材料費・打設手間を別途計上する。  
3. 基礎材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 4. 基礎・裏込砕石工」により別途計上する。  
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4. 43 プレキャスト小口止ブロック 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手(特殊)	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 バトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

21) プレキャスト小口止ブロック(材料費)

(1) 条件区分

プレキャスト小口止ブロック(材料費)の積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

22) プレキャスト横帯（隔壁）ブロック

(1) 条件区分

プレキャスト横帯（隔壁）ブロックの積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

- (注) 1. プレキャスト横帯（隔壁）ブロックにおけるブロックの設置、連結等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）は含まない。
2. 中詰コンクリートを打設する場合は、材料費・打設手間を別途計上する。
3. 基礎材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 4. 基礎・裏込砕石工」により別途計上する。
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 4. 44 プレキャスト横帯（隔壁）ブロック 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格	備考	
機械	K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型（2014年規制）]山積0.8m3(平積0.6m3)吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手（特殊）	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 バトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

23) プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）

(1) 条件区分

プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）の積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。



24) プレキャスト巻止ブロック

(1) 条件区分

プレキャスト巻止ブロックの積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

- (注) 1. プレキャスト巻止ブロックにおけるブロックの設置、連結等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、プレキャスト巻止ブロック(材料費)は含まない。  
2. 中詰コンクリートを打設する場合は、材料費・打設手間を別途計上する。  
3. 基礎材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 4. 基礎・裏込砕石工」により別途計上する。  
4. 目地材は必要に応じて「第Ⅱ節第15章雑工 6. 目地・止水板設置工」により別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4. 45 プレキャスト巻止ブロック 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)]山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手(特殊)	
	R 3	特殊作業員	
	R 4	土木一般世話役	
材料	Z 1	軽油 バトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

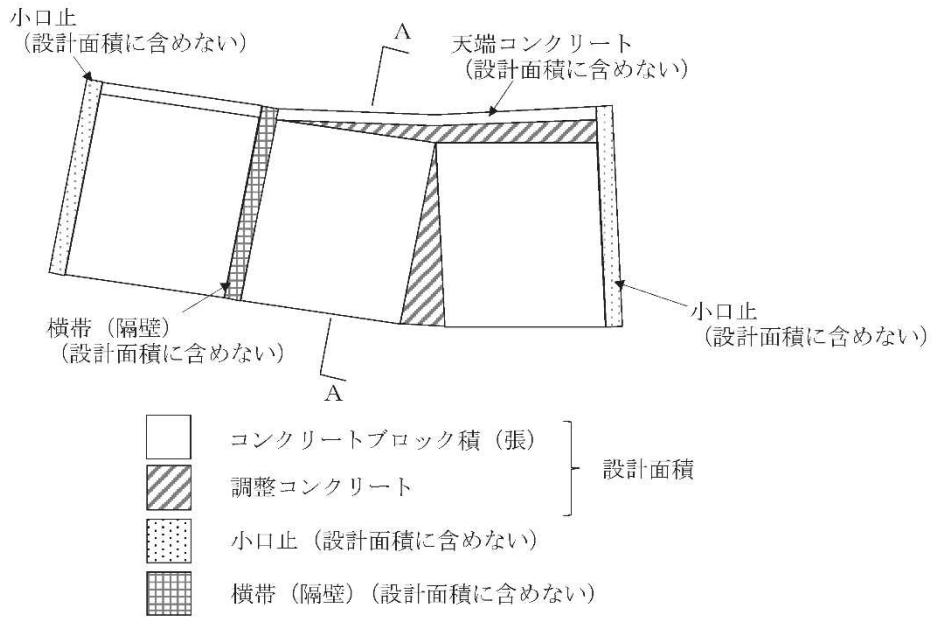
25) プレキャスト巻止ブロック(材料費)

(1) 条件区分

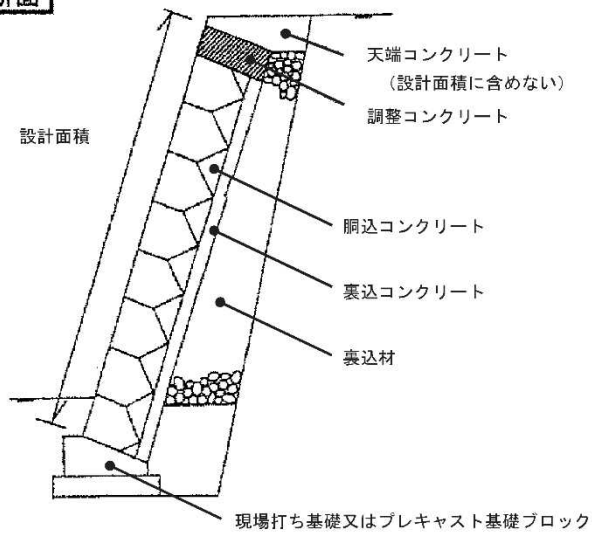
プレキャスト巻止ブロック(材料費)の積算条件区分はない。  
積算単位は、mとする。

4-5 コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止・横帯(隔壁)・天端コンクリート)参考図

**正面図**



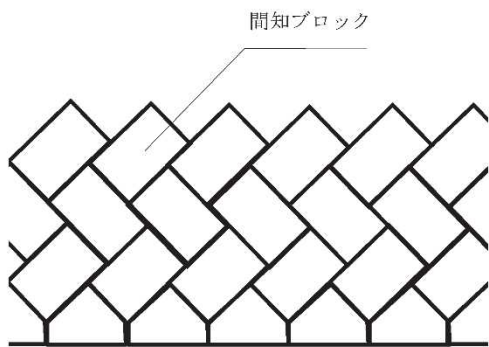
**A-A断面**



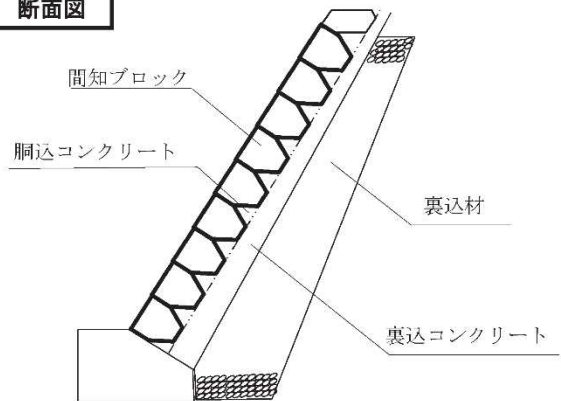
4-6 各種ブロック参考図

(1) 間知ブロック積

正面図

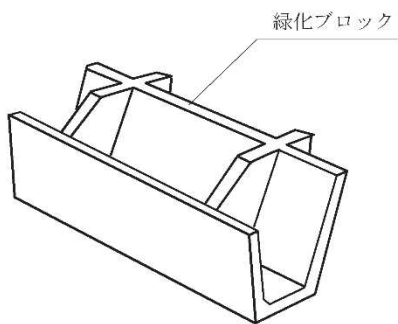


断面図

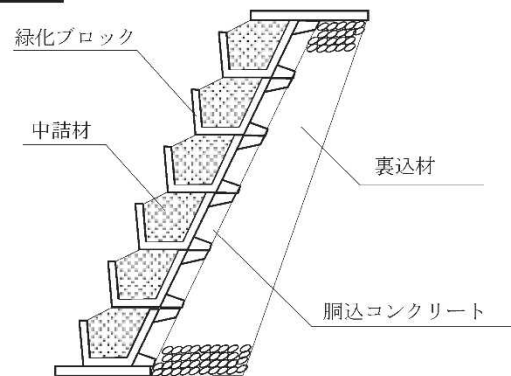


(2) 緑化ブロック積

ブロックの参考図

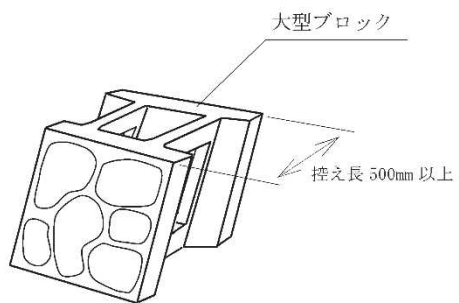


断面図

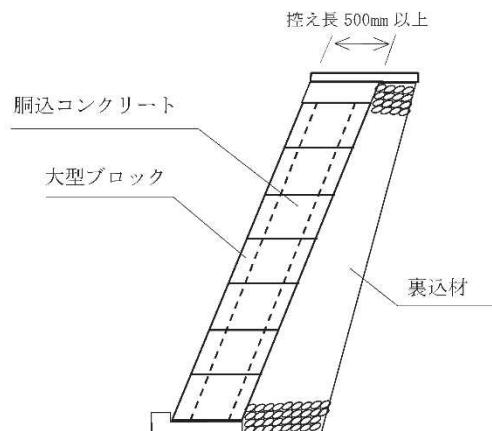


(3) 大型ブロック積

ブロックの参考図

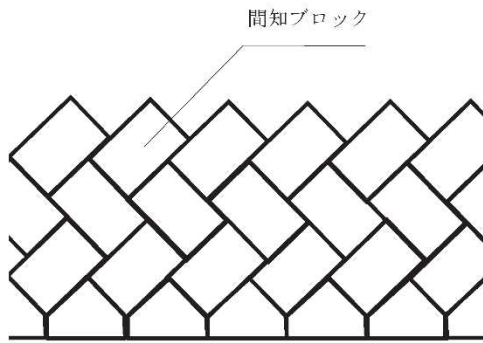


断面図

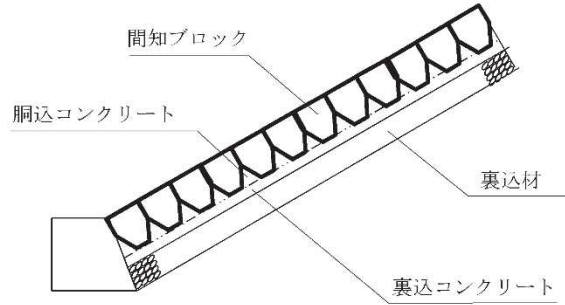


(4) 間知ブロック張

正面図

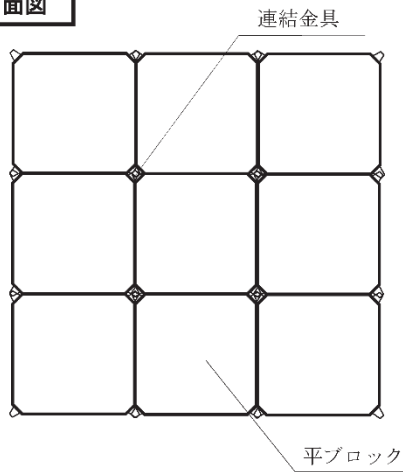


断面図

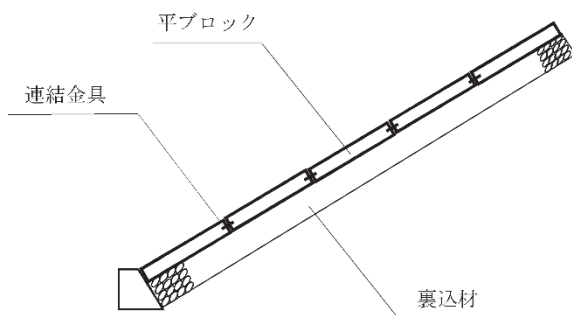


(5) 平ブロック張

正面図

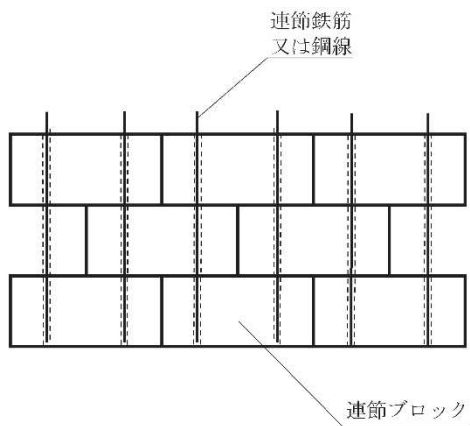


断面図

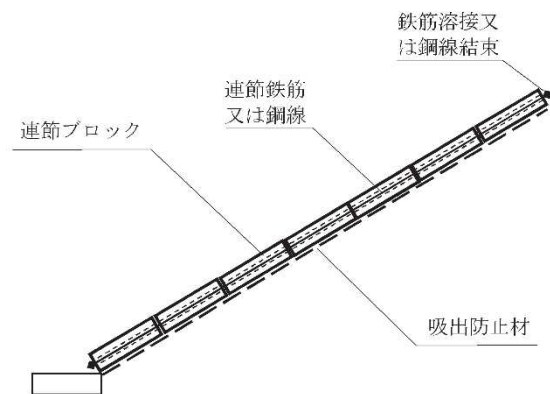


(6) 連節ブロック張 (鉄筋又は鋼線)

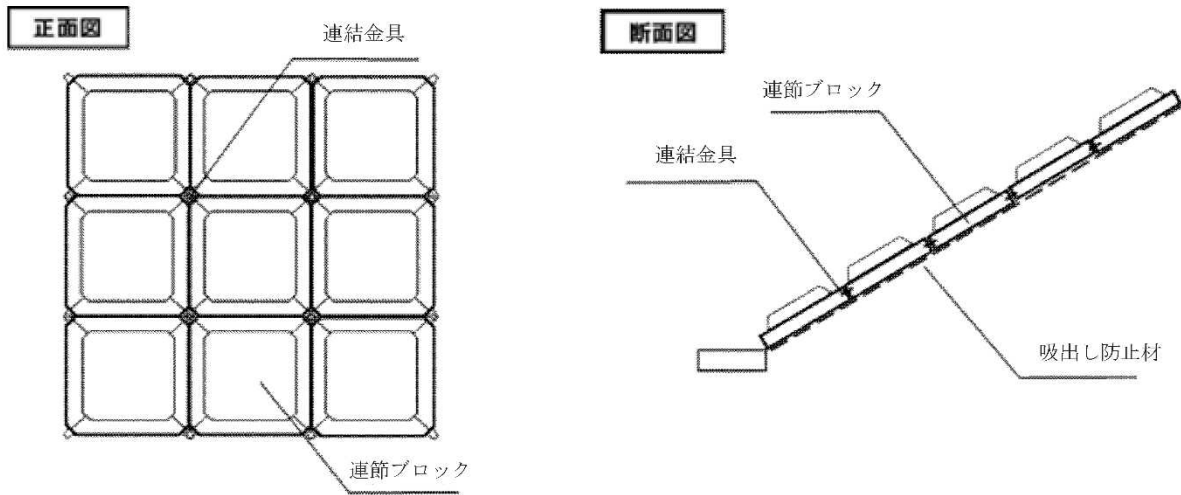
正面図



断面図

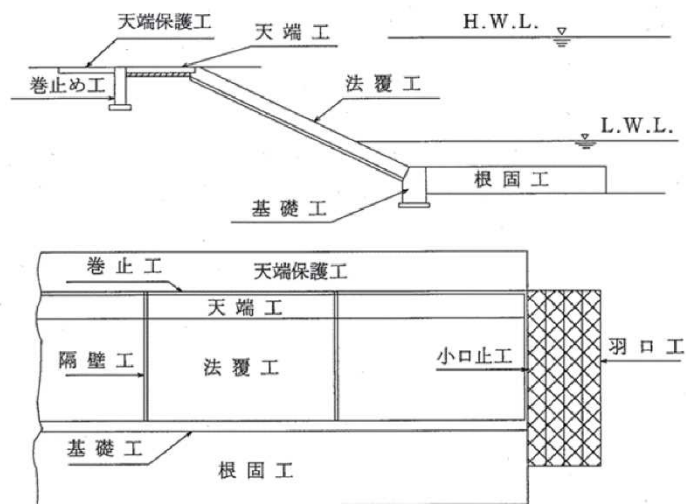


(7) 連節ブロック張 (連結金具)



(注) 各ブロック積 (張) 工の参考図は、一般的な形状を示すものであり、そのブロックの形状を指定するものではない。

(8) 護岸各部の参考図



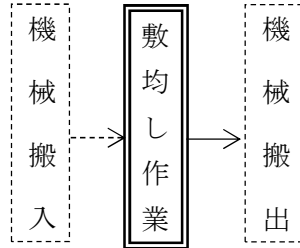
5. 軟弱地盤処理工（サンドマット工）

5-1 適用範囲

本資料は、軟弱地盤処理工のサンドマット工に適用する。

5-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. 土木安定シート・ネットの施工が必要な場合は、別途計上する。

5-3 施工パッケージ

1) サンドマット

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表5. 1 サンドマット 積算条件区分一覧  
 (積算単位：m<sup>3</sup>)

砂材料費の有無
有り
無し

- (注) 1. 上表は、サンドマットの敷均し、補助労務等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  
 2. 土量は、締固め（敷均し）後土量とする。  
 3. 砂の材料のロスを含む。（標準ロス率は+0.16）

(2) 代表機材規格

代表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表5. 2 サンドマット 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格	備考
機械	K 1 ブルドーザ[湿地・低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）]7t級	賃料
	K 2 バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）]山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ）	
	K 3 —	
労務	R 1 運転手（特殊）	
	R 2 普通作業員	
	R 3 —	
	R 4 —	
材料	Z 1 軽油 パトロール給油	
	Z 2 砂 再生砂	砂材料有りの場合

	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 対象体積、対象面積

サンドマット用砂量の設計体積は、次式による。

$$V_m = A \times L$$

$V_m$  : サンドマット用砂の設計体積 (m<sup>3</sup>)

$A$  : 設計断面積 (m<sup>2</sup>)

$L$  : 設計延長 (m)

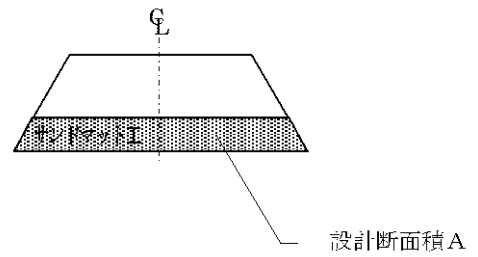


図 6. 1 施工図

## 6. 粉体噴射攪拌工（D J M工法）

### 6-1 適用範囲

本資料は、粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う粉体噴射攪拌工（改良材がセメント系及び石灰系の場合）に適用する。

#### 1) 適用出来る範囲

##### (1) 粉体噴射攪拌

以下のいずれかの条件に該当する場合

- a 杭径1,000mm、打設長が3mを超え33m以下で軸間距離800mmから1,500mmの二軸施工の場合
- b 杭径1,000mm、打設長が3mを超え20m以下で下記条件のいずれかに該当する単軸施工の場合
  - ① 作業面積が狭く、二軸施工機の移動が困難な場合、又は二軸用改良材供給プラントの設置が困難な場合
  - ② 杭の配列により二軸施工が困難な場合
  - ③ 地盤条件により二軸施工が困難な場合

##### (2) 粉体噴射攪拌（移設）

以下のいずれかの条件に該当する場合

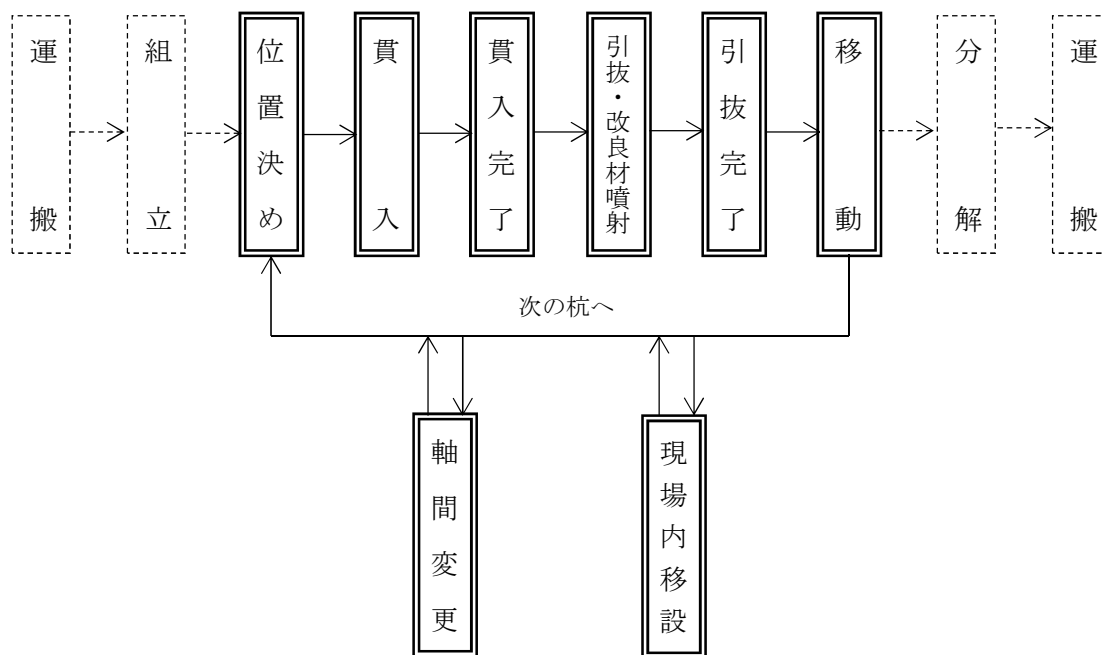
- a 施工範囲が改良材供給機を中心に半径約75mを超え、改良材供給設備を移設しなければならない場合
- b 同一現場内に施工箇所が2カ所以上あり、改良材供給設備を移設しなければならない場合

##### (3) 粉体噴射攪拌（軸間変更）

- a 二軸施工の場合に同一現場において、粉体噴射攪拌機の軸間変更を必要とする場合

### 6-2 施工概要

#### 1) 施工フロー



(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。



6-3 施工パッケージ

1) 粉体噴射攪拌

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表6. 1 粉体噴射攪拌 積算条件区分一覧

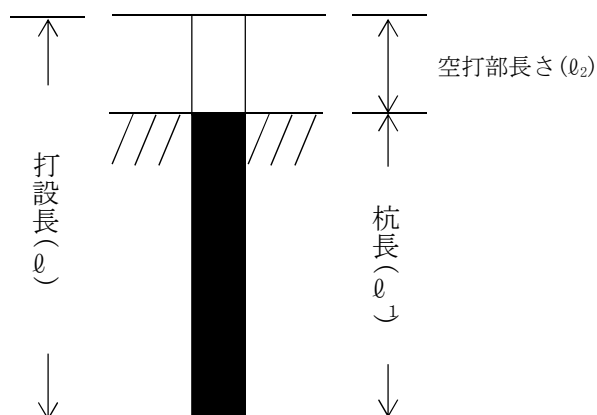
(積算単位：本)

現場制約の有無	打設長	杭長	改良材使用量
有り	3m超え6m未満	2m未満	実数入力 (t/m)
		2m以上3m未満	
		3m以上4m未満	
		4m以上5m未満	
		5m以上6m未満	
	6m以上10m未満	4m以上5m未満	
		5m以上6m未満	
		6m以上7m未満	
		7m以上8m未満	
		8m以上9m未満	
	10m以上14m未満	9m以上10m未満	
		10m以上12m未満	
		12m以上14m未満	
		12m以上14m未満	
	14m以上17m未満	14m以上15m未満	
		15m以上17m未満	
		15m以上17m未満	
	17m以上20m以下	17m以上20m以下	
		17m以上20m以下	
	無し	3m超え6m未満	
2m以上3m未満			
3m以上4m未満			
4m以上5m未満			
5m以上6m未満			
6m以上10m未満		4m以上5m未満	
		5m以上6m未満	
		6m以上7m未満	
		7m以上8m未満	
		8m以上9m未満	
10m以上15m未満		9m以上10m未満	
		10m以上12m未満	
		12m以上14m未満	
		12m以上14m未満	
		14m以上15m未満	

現場制約の有無	打設長	杭長	改良材使用量
無し	15m以上20m以下	12m以上14m未満	実数入力 (t/m)
		14m以上15m未満	
		15m以上17m未満	
		17m以上20m以下	
	20mを超え27m未満	17m以上20m以下	
		20mを超え23m未満	
		23m以上27m未満	
	27m以上33m以下	23m以上27m未満	
		27m以上32m未満	
		32m以上33m以下	

- (注) 1. 上表は、粉体改良材の噴射攪拌による改良柱の形成、施工機械用及び改良材供給設備用足場材（敷鉄板）の設置・撤去、改良後の整地、足場材質料、空気圧縮機の賃料及び運転経費、特許使用料、電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等）を含む。
2. 攪拌翼が貫入できない場合や引抜きに障害となる転石等の除去は、掘削の施工パッケージを別途計上する。
3. 現場制約の有無について  
有り：下記の条件のいずれかに該当する場合に選択  
  - 作業面積が狭く、二軸施工機の移動が困難な場合、又は二軸用改良材供給プラントの設置が困難な場合
  - 杭の配列により二軸施工が困難な場合
  - 地盤条件により二軸施工が困難な場合
4. 打設長（m）は次式による。  
打設長（m）＝空打部長さ＋杭長
5. 安定処理工（土木用安定シートも含む）の施工経費は、別途計上する。
6. 改良材使用量  
改良材は、セメント系、石灰系を標準とし、現場条件により決定する。なお、改良材のロス（損失＋杭頭・着底部処理を含む）を含んでいるので、改良材使用量は実数量（ロスによる割増をしない数量）とする。（標準ロス率は+0.15）
7. 施工本数は杭間の移動、位置決め、貫入、引抜き（改良材噴射）までの一連の作業のものである。
8. 二軸施工の杭施工本数は、1軸当り1本とする。
9. 現場内移設に伴い、粉体噴射攪拌機本体の分解・組立が必要となった場合は、分解・組立費を別途計上する。
10. 改良材供給設備の現場内移設は、2）粉体噴射攪拌（移設）より別途計上する。
11. 軸間変更を行う場合は、3）粉体噴射攪拌（軸間変更）より別途計上する。

図6.1 施工図



(2) 代表機労材規格

代表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 6. 2 粉体噴射攪拌 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	粉体噴射攪拌機[単軸(油圧)・スキッド式] 攪拌モータ トルク19.6kN・m×1台 最大改良深度20m	現場制約有りの場合
		粉体噴射攪拌機[二軸(電動)・クローラ式] 攪拌モータ 55kW×2台 最大改良深度26m	現場制約無し (打設長20m以下)の場合
		粉体噴射攪拌機[二軸(電動)・クローラ式] 攪拌モータ 90kW×2台 最大改良深度33m	現場制約無し (打設長20mを超える)の場合
	K 2	—	
K 3	—		
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	運転手(特殊)	
	R 4	普通作業員	
材料	Z 1	セメント 高炉B	
	Z 2	軽油 パトロール給油	現場制約無しの場合
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 粉体噴射攪拌（移設）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表6. 3 粉体噴射攪拌（移設） 積算条件区分一覧  
(積算単位：回)

施工方法
単軸施工
二軸施工

(注) 上表は粉体噴射攪拌における改良材供給機、改良材貯蔵槽、発動発電機、空気圧縮機、圧縮空気除湿機、空気槽、制御室、ホース及びケーブル等の設備の移設、制御室移設後の調整費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等）を含む。

(2) 代表機労材規格

代表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表6. 4 粉体噴射攪拌（移設） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3) 粉体噴射攪拌（軸間変更）

(1) 条件区分

軸間変更における積算条件区分はない。

積算単位は、回とする。

(注) 粉体噴射攪拌における粉体噴射攪拌機の軸間変更等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等）を含む。

(2) 代表機労材規格

代表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表 6. 5 粉体噴射攪拌（軸間変更） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	普通作業員	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

## 7. 高圧噴射攪拌工

### 7-1 適用範囲

本資料は、粘性土及び砂質土等の地盤を対象として行う高圧噴射攪拌工のうち、単管工法、二重管工法、三重管工法に適用する。

なお、単管工法は杭径700～1,100mm、二重管工法は杭径1,000mm～3,000mm、三重管工法は杭径1,800mm～2,000mmとし、いずれも杭（杭心）間隔は3m以下を標準とする。ただし、機械攪拌併用方式・変位低減型・先行掘削併用方式及びプロジェクト併用方式は含まない。

### 7-2 施工概要

#### 1) 施工内容

高圧噴射攪拌工は、安定材等を地盤中に高圧で噴射しながら切削、攪拌することにより地盤を改良する工法であり、ロッドの違いにより次の3工法に分けられる。

##### (1) 単管工法

単管を使用し、硬化材で切削・攪拌を行う。

##### (2) 二重管工法

二重管を使用し、硬化材とエアで切削・攪拌を行う。

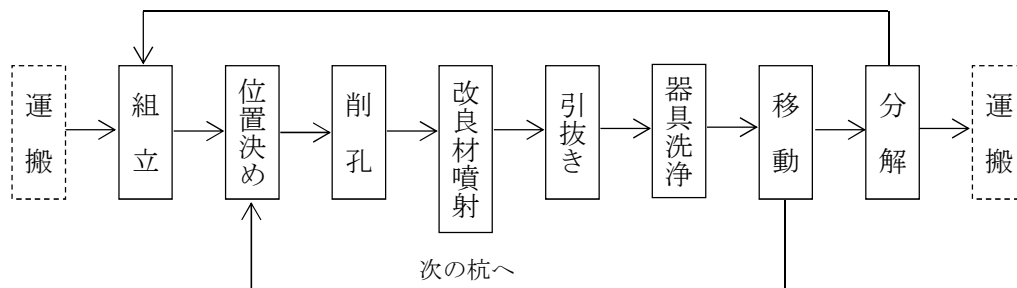
##### (3) 三重管工法

三重管を使用し、切削を水とエアで行いながら、ロッドの下部から硬化材を噴射し、攪拌する。

#### 2) 施工フロー

単管・二重管工法

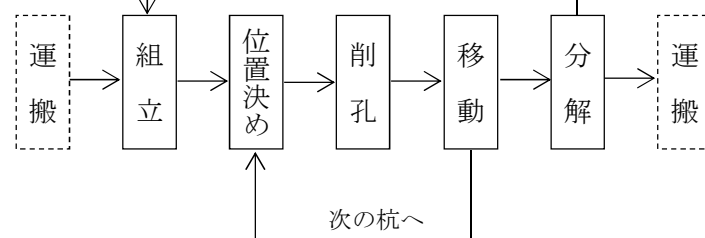
プラント移設



三重管工法

プラント移設

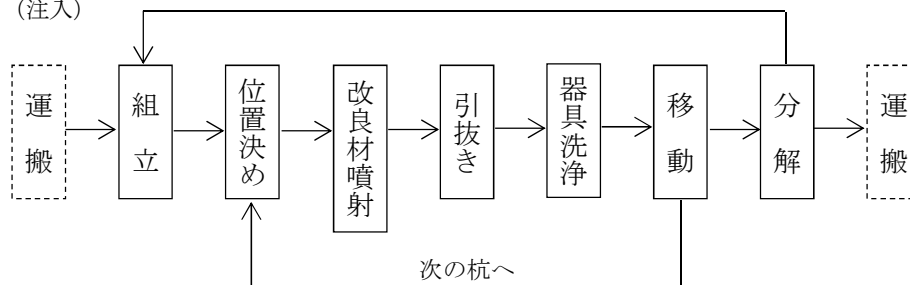
(削孔)



三重管工法

プラント移設

(注入)



(注) 本歩掛で対応している部分は、実線の部分のみである。

図7.1 施工フロー図

### 7-3 機種を選定

機種・規格は、次表を標準とする。

次表の各工法の機械セット数と異なる場合は別途考慮する。

表7.1 単管工法の機種を選定

機 種	規 格	単 位	数 量	
			杭 径	
			700mm以上 800mm以下	800mmを超え 1,100mm以下
ボーリングマシン	油圧式5.5kW級	台	4	2
高圧噴射攪拌式地盤改良機	超高压ポンプ 圧力 19.6MPa 吐出量 20~100ℓ/min	〃	4	—
〃	超高压ポンプ 圧力 39.2MPa 吐出量 100~130ℓ/min	〃	—	2

(注) 上表は、杭径が700mm以上800mm以下の場合は4セットを標準とし、800mmを超え1,100mm以下の場合は2セットを標準とした数量である。

表7.2 二重管工法の機種を選定

機 種	規 格	単 位	数 量	
			杭 径	
			1,000mm以上 2,000mm以下	2,000mmを超え 3,000mm以下
高圧噴射攪拌式地盤改良機	二重管専用型 11kW	台	1	1
高圧噴射攪拌式地盤改良機	超高压ポンプ 圧力 19.6MPa 吐出量 20~100ℓ/min	〃	1	—
高圧噴射攪拌用地盤改良機	超高压ポンプ 圧力 40.0MPa 吐出量 200ℓ/min	〃	—	1
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	〃	1	—
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型(低騒音 型)・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量15m <sup>3</sup> /min 吐出圧力1.05MPa	〃	—	1
トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	〃	1	1

(注) 1. 上表は、1セットを標準とした数量である。

2. 空気圧縮機、トラッククレーンは、賃料とする。

表7.3 三重管工法の機種を選定

機 種	規 格	単 位	数 量	
			削 孔	注 入
高圧噴射攪拌用地盤改良機	掘削専用型(油圧式) スピンドル内径148mm 11kW	台	1	—
〃	三重管専用型 11kW	〃	—	1
〃	超高压ポンプ 圧力 39.2MPa 吐出量 14~70ℓ/min	〃	—	1
グラウトポンプ	二筒複動ピストン式 吐出量200ℓ/min	〃	—	1
〃	二筒複動ピストン式 吐出量37~100ℓ/min	〃	1	—
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	〃	—	1
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 20t吊	〃	—	1

(注) 1. 上表は、削孔時及び注入時ともに1セットを標準とした数量である。

2. 空気圧縮機、ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

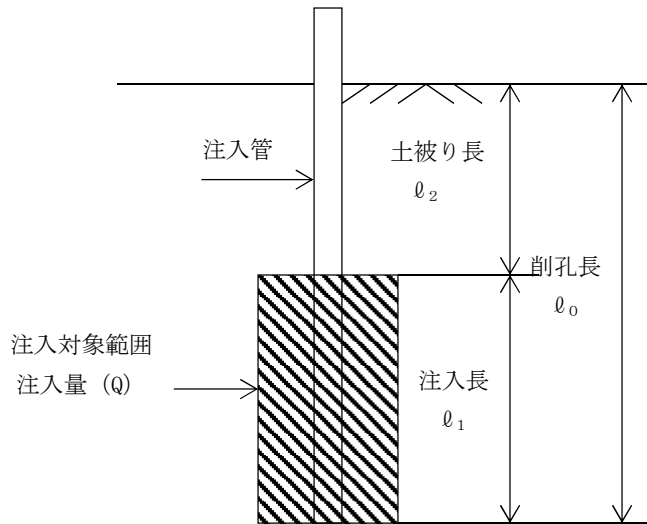


図7.2 施工図

#### 7-4 編 成 人 員

高圧噴射攪拌工の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表7.4 高圧噴射攪拌工の日当り編成人員 (人/日)

職種		土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
単管工法	杭径			
	700mm以上800mm以下	1	8	4
	800mmを超え1,100mm以下	1	5	4
二重管工法	杭径			
	1,000mm以上2,000mm以下	1	3	3
	2,000mmを超え3,000mm以下	1	3	3
三重管工法	削孔時	1	1	1
	注入時	1	4	3

(注) 上表は、単管工法の杭径700mm以上800mm以下は4セット分、800mmを超え1,100mm以下は2セット分、二重管工法及び三重管工法は1セット分の人員である。

#### 7-5 施 工 步 掛

##### 1) 単管工法

##### 1)-1 1本当り施工時間 ( $T_T$ )

単管工法における1本当り施工時間は次式による。

$$T_T = T_1 + T_2 + T_3 + T_4$$

$T_T$ : 単管工法1本当り施工時間 (min)

$T_1$ : 機械準備時間 (min)

$T_2$ : 削孔時間 (min)

$T_3$ : 注入時間 (min)

$T_4$ : 土被り部引抜時間 (min)

##### (1) 機械準備時間 ( $T_1$ )

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び注入後の器具洗浄時間であり、13分とする。



(2) 削孔時間 (T<sub>2</sub>)

$$T_2 = \Sigma (\gamma_1 \times \ell_0)$$

$\gamma_1$  : 各土質毎の削孔の単位作業時間 (min/m)

$\ell_0$  : 各土質毎の削孔長 (m)

表7.5 削孔の単位作業時間 ( $\gamma_1$ ) (min/m)

土 質	砂 質 土	粘 性 土	
	N ≤ 13	N < 1	1 ≤ N ≤ 4
$\gamma_1$	3.2	2.4	2.8

(注) 1. N : 各土質毎の削孔対象地盤の最大N値

2. 上表は、無水で削孔を行う場合であり、これにより難しい場合は別途考慮する。

3. ロッド接続時間を含む。

(3) 注入時間 (T<sub>3</sub>)

$$T_3 = \Sigma \{ (\gamma_2 + \gamma_3) \times \ell_1 \}$$

$\gamma_2$  : 各土質毎の注入の単位作業時間 (min/m)

$\gamma_3$  : ロッド切断の単位作業時間 (min/m)

$\ell_1$  : 各土質毎の注入長 (m)

表7.6 注入の単位作業時間 ( $\gamma_2$ ) (min/m)

土 質	砂 質 土	粘 性 土	
	N ≤ 13	N < 1	1 ≤ N ≤ 4
$\gamma_2$	2.7	2.7	3.2

(注) 1. N : 各土質毎の改良対象地盤の最大N値

表7.7 ロッド切断の単位作業時間 ( $\gamma_3$ ) (min/m)

$\gamma_3$	0.7
------------	-----

(4) 土被り部引抜時間 (T<sub>4</sub>)

$$T_4 = \gamma_4 \times \ell_2$$

$\gamma_4$  : 土被り部引抜の単位作業時間 (min/m)

$\ell_2$  : 土被り長 (m)

表7.8 土被り部引抜の単位作業時間 ( $\gamma_4$ ) (min/m)

$\gamma_4$	2
------------	---

1)-2 注入材料使用量

単管工法に必要な注入材料は次式による。

$$Q_T = \Sigma \{ (\ell_1 \times \gamma_2) \times q \times (1 + K) \} \dots\dots\dots \text{式7-1}$$

$Q_T$  : 単管工法1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)

$\ell_1$  : 各土質毎の注入長 (m)

$\gamma_2$  : 各土質毎の注入の単位作業時間 (min/m)

$q$  : 単管工法の注入材の吐出量 (m<sup>3</sup>/min)

$K$  : ロス率

表7.9 単管工法の注入材の吐出量 ( $q$ ) (m<sup>3</sup>/min)

杭径	700mm以上 800mm以下	800mmを超え 1,100mm以下
	$q$	0.08

表7.10 ロス率 (K)

ロス率	+0.19
-----	-------

1)-3 1日当り施工本数

単管工法における1日当り施工本数は、次式による。

$$N = \frac{60 \times H}{T_T} \times 2 \quad (4)$$

N：2(4)セット1日当り施工本数(本/日)

H：単管工法設備の1日当り実作業時間で6.7時間とする。

T<sub>T</sub>：1本当り施工時間(min)

1)-4 諸雑費

単管工法の1本当り諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事用水中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械損料の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表7.11 単管工法の諸雑费率 (%)

諸雑费率	28
------	----

1)-5 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費

単管工法の削孔損耗材料費は、ロッド、ロッドカップリング、メタルクラウン、スイベル等の費用を計上する。

(2) 注入損耗材料費

単管工法の注入損耗材料費は、モニター、ノズル、高圧ホース等の費用を計上する。

2) 二重管工法

2)-1 1本当り施工時間(T<sub>N</sub>)

二重管工法における1本当り施工時間は、次式による。

$$T_N = T_1 + T_2 + T_3 + T_4$$

T<sub>N</sub>：二重管工法1本当り施工時間(min)

T<sub>1</sub>：機械準備時間(min)

T<sub>2</sub>：削孔時間(min)

T<sub>3</sub>：注入時間(min)

T<sub>4</sub>：土被り部引抜時間(min)

(1) 機械準備時間(T<sub>1</sub>)

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び注入後の器具洗浄時間であり、25分とする。

(2) 削孔時間(T<sub>2</sub>)

$$T_2 = \sum (\gamma_1 \times \ell_0)$$

γ<sub>1</sub>：各土質毎の削孔の単位作業時間(min/m)

ℓ<sub>0</sub>：各土質毎の削孔長(m)

表7.12 削孔の単位作業時間(γ<sub>1</sub>) (min/m)

杭 径	土 質	レキ質土	砂質土		粘性土
			N ≤ 30	N > 30	
γ <sub>1</sub>	1,000mm以上2,000mm以下	45	9	13	7
	2,000mmを超え3,000mm以下	—	15	18	9

(注) 1. N：各土質毎の削孔対象地盤の最大N値

2. ロッド接続時間を含む。

(3) 注入時間 (T<sub>3</sub>)

$$T_3 = \Sigma \{ (\gamma_2 + \gamma_3) \times \ell_1 \} + T_0$$

$\gamma_2$  : 各土質毎の注入の単位作業時間 (min/m)

$\gamma_3$  : ロッド切断の単位作業時間 (min/m)

$\ell_1$  : 各土質毎の注入長 (m)

$T_0$  : 定置噴射時間 (3分を標準とし、2,000mmを超える場合のみ加算)

表7.13 注入の単位作業時間 ( $\gamma_2$ ) (min/m)

杭径(mm)		3,000	2,500	2,300	2000	1800	1600	1400	1200	1000
$\gamma_2$	砂質土	$N \leq 30$	$N \leq 30$	$N \leq 50$	$N \leq 10$	$10 < N$	$20 < N$	$30 < N$	$35 < N$	$40 < N$
		15	9	38	28	19				
	粘性土	$N \leq 3$	$N \leq 3$	$N \leq 5$	$N < 1$	$N = 1$	$N = 2$	$N = 3$	$N = 4$	—
		15	9	29	22	16	—			

(注) 1. N : 各土質毎の改良対象地盤の最大N値

表7.14 ロッド切断の単位作業時間 ( $\gamma_3$ ) (min/m)

$\gamma_3$	2
------------	---

(4) 土被り部引抜時間 (T<sub>4</sub>)

$$T_4 = \gamma_4 \times \ell_2$$

$\gamma_4$  : 土被り部引抜きの単位作業時間 (min/m)

$\ell_2$  : 土被り長 (m)

表7.15 土被り部引抜きの単位作業時間 ( $\gamma_4$ ) (min/m)

$\gamma_4$	2
------------	---

2)-2 注入材料使用量

二重管工法に必要な注入材料は、次式による。

$$Q_N = \Sigma \{ (\ell_1 \times \gamma_2) \times q \times (1 + K) \} + T_0 \times q \times (1 + K) \dots\dots\dots \text{式87-2}$$

$Q_N$  : 二重管工法の1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)

$\ell_1$  : 各土質毎の注入長 (m)

$\gamma_2$  : 各土質毎の注入の単位作業時間 (min/m)

$q$  : 二重管工法の注入材の吐出量 (m<sup>3</sup>/min)

$T_0$  : 定置噴射時間 (3分を標準とし、2,000mmを超える場合のみ加算)

K : ロス率

表7.16 二重管工法の注入材の吐出量 (q) (m<sup>3</sup>/min)

杭径	1,000mm以上2,000mm以下	2,000mmを超え3,000mm以下
q	0.06	0.19

表7.17 ロス率 (K)

ロス率	+0.06
-----	-------

2)-3 1日当り施工本数

二重管工法における1日当り施工本数は次式による。

$$N = \frac{60 \times H}{T_N}$$

N : 1セット1日当り施工本数 (本/日)

H : 二重管工法設備の1日当り実作業時間で6.7時間とする。

$T_N$  : 1本当り施工時間 (min)

2)-4 諸雑費

二重管工法の1本当り諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事用水中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械賃料、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表7.18 二重管工法の諸雑費率 (%)

杭 径	1,000mm以上2,000mm以下	2,000mmを超え3,000mm以下
諸雑費率	26	44

2)-5 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費

二重管工法の削孔損耗材料費は、スイベル、ロッド、モニター、超高压ホース、ビット等の費用を計上する。

(2) 注入損耗材料費

二重管工法の注入損耗材料費は、超高压ホース、耐圧ホース、二重管、スイベル、モニター、ノズル等の費用を計上する。

3) 三重管工法

3)-1 1本当り削孔施工時間 (T<sub>s</sub>)

三重管工法における1本当り削孔施工時間は次式による。

$$T_s = T_1 + T_2$$

T<sub>s</sub>: 三重管工法1本当り削孔時間 (min)

T<sub>1</sub>: 機械準備時間 (min)

T<sub>2</sub>: 削孔時間 (min)

(1) 機械準備時間 (T<sub>1</sub>)

機械準備時間は、機械移動、機械据付時間であり、22分とする。

(2) 削孔時間 (T<sub>2</sub>)

$$T_2 = \sum (\gamma_1 \times \ell_0)$$

$\gamma_1$ : 各土質毎の削孔の単位作業時間 (min/m)

$\ell_0$ : 各土質毎の削孔長 (m)

表7.19 削孔の単位作業時間 ( $\gamma_1$ ) (min/m)

土 質	レキ質土		砂質土		粘 性 土
	N ≤ 50	N > 50	N ≤ 50	N > 50	
$\gamma_1$	38	58	24	30	18

(注) 1. N: 各土質毎の削孔対象地盤の最大N値

2. ロッド接続時間を含む。

3)-2 1本当り注入施工時間 (T<sub>A</sub>)

三重管工法における1本当り注入施工時間は次式による。

$$T_A = T_1 + T_2 + T_3 + T_4$$

T<sub>A</sub>: 三重管工法1本当り注入時間 (min)

T<sub>1</sub>: 機械準備時間 (min)

T<sub>2</sub>: 注入準備時間 (min)

T<sub>3</sub>: 注入時間 (min)

T<sub>4</sub>: 土被り部引抜時間 (min)

(1) 機械準備時間 (T<sub>1</sub>)

機械準備時間は、機械移動、機械据付及び注入後の器具洗浄時間であり、30分とする。

(2) 注入準備時間 (T<sub>2</sub>)

注入準備時間は、三重管セット及びケーシングパイプ引抜時間であり、次式とする。

$$T_2 = \gamma_1 \times \ell_0$$

$\gamma_1$ : 注入準備の単位作業時間 (min/m)

$\ell_0$ : 削孔長 (m)

表7.20 削孔の単位作業時間 ( $\gamma_1$ ) (min/m)

$\gamma_1$	2
------------	---

(3) 注入時間 (T<sub>3</sub>)

$$T_3 = \Sigma \{ (\gamma_2 + \gamma_3) \times \ell_1 \}$$

$\gamma_2$  : 各土質毎の注入の単位作業時間 (min/m)  
 $\gamma_3$  : ロッド切断の単位作業時間 (min/m)  
 $\ell_1$  : 各土質毎の注入長 (m)

表7.21 注入の単位作業時間 ( $\gamma_2$ ) (min/m)

土 質	砂 質 土			粘 性 土	
	N ≤ 30	30 < N ≤ 50	50 < N ≤ 100	N ≤ 3	3 < N ≤ 5
杭 径(mm)	2,000		1,800	2,000	1,800
$\gamma_2$	16	20			

(注) 1. N : 各土質毎の改良対象地盤の最大N値

表7.22 ロッド切断の単位作業時間 ( $\gamma_3$ ) (min/m)

$\gamma_3$	2
------------	---

(4) 土被り部引抜時間 (T<sub>4</sub>)

$$T_4 = \gamma_4 \times \ell_2$$

$\gamma_4$  : 土被り部引抜き単位作業時間 (min/m)  
 $\ell_2$  : 土被り長 (m)

表7.23 土被り部引抜の単位作業時間 ( $\gamma_4$ ) (min/m)

$\gamma_4$	2
------------	---

3)-3 注入材料使用量

三重管工法に必要な注入使用量は、次式による。

$$Q_A = \Sigma \{ (\ell_1 \times \gamma_2) \times q \times (1 + K) \} \dots\dots\dots \text{式87-3}$$

$Q_A$  : 三重管工法1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)  
 $\ell_1$  : 各土質毎の注入長 (m)  
 $\gamma_2$  : 各土質毎の注入の単位作業時間 (min/m)  
 $q$  : 三重管工法の注入材の吐出量 (m<sup>3</sup>/min)  
 $K$  : ロス率

表7.24 三重管工法の注入材の吐出量 (q) (m<sup>3</sup>/min)

q	0.18
---	------

表7.25 ロス率 (K)

ロス率	+0.06
-----	-------

3)-4 1日当り施工本数

三重管工法における削孔、注入の1日当り施工本数は次式とする。

(1) 削孔

$$N_s = \frac{60 \times H}{T_s}$$

$N_s$  : 1セット1日当り削孔施工本数 (本/日)  
 $H$  : 削孔設備の1日当り実作業時間で6.7時間とする。  
 $T_s$  : 1本当り削孔時間 (min)

(2) 注入

$$N_A = \frac{60 \times H}{T_A}$$

$N_A$  : 1セット1日当り注入施工本数 (本/日)  
 $H$  : 注入設備の1日当り実作業時間で6.7時間とする。  
 $T_A$  : 1本当り注入時間 (min)

3)-5 諸雑費

(1) 削孔

三重管工法の削孔1本当たり諸雑費は、工事用水中モータポンプ、水槽（一般工事事用）の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械損料の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表7.26 三重管工法の削孔諸雑費率 (%)

削 孔	10
-----	----

(2) 注入

三重管工法の注入1本当たり諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事用水中モータポンプ、水槽（一般工事事用）、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械賃料、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表7.27 三重管工法の注入諸雑費率 (%)

注 入	23
-----	----

3)-6 損耗材料費

(1) 削孔損耗材料費

三重管工法の削孔損耗材料費は、メタルクラウン、スタビライザ、ケーシングパイプ等の費用を計上する。

(2) 注入損耗材料費

三重管工法の注入損耗材料費は、超高圧ホース、高圧圧入ホース、耐圧エアホース、三重管、スイベル、モニター、ノズル等の費用を計上する。

4) 注入設備の据付・解体及び移設

注入設備の据付・解体の歩掛は、次表とする。なお、注入範囲が注入設備を中心に半径50m（単管は約100m）を超える場合は、移設費として1回当たり次表の労務費、ラフテレーンクレーン賃料の合計額の50%を必要回数計上する。

表7.28 据付・解体歩掛 (1現場当り)

名 称	単 位	規 格	単管工法		二重管工法		三重管 工法
			杭 径		杭 径		
			700mm以上 800mm以下	800mmを超え 1,100mm以下	1,000mm以上 2,000mm以下	2,000mmを超え 3,000mm以下	
土木一般世話役	人		3	3	3		6
特殊作業員	〃		24	15	9		15
普通作業員	〃		12	12	9		12
ラフテレーン クレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型・排 出ガス対策型(第2次 基準値)・25t吊	2	2	2		2

(注) 1. 作業日数は、各工法とも据付2日、解体1日とする。

2. 上表は、単管工法の杭径700mm以上800mm以下は4セット分、800mmを超え1,100mm以下は2セット分、二重管工法、三重管工法は1セット分である。

3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

5) 地盤整備費

排泥処理のためピット等を掘削する場合及び地盤改良後の整地が必要な場合は「土工（掘削）」、「土工（整地）」により別途計上する。

6) 排水汚泥土処理設備費

排水及び汚泥土処理に要する設備が必要な場合は、別途計上する。

7) 汚泥土処理費

汚泥土の産廃処理が必要な場合は、別途計上する。

8) 足場工

仮設足場が必要な場合は、別途計上する。

9) 水道用水費

削孔用水、注入材配合用水、機器洗浄等に用いる上水道等が必要な場合は、別途計上する。

10) その他

- (1) 単管工法、二重管工法及び三重管工法における注入時間が、土質条件等により本歩掛により難しい場合は、別途考慮する。
- (2) 単管工法、二重管工法及び三重管工法におけるセット数については、あらかじめ十分検討しておく。
- (3) 単管工法、二重管工法及び三重管工法は、特許を有する工法の場合もあるので、特許料が必要な場合は別途計上する。

7-6 単 価 表

1) 単管工法1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_T / (6.7 \times 60) \times a / c$	表7.4
特 殊 作 業 員		〃	$T_T / (6.7 \times 60) \times a / c$	〃
普 通 作 業 員		〃	$T_T / (6.7 \times 60) \times a / c$	〃
注 入 材 料		m <sup>3</sup>	Q <sub>T</sub>	式7-1
損 耗 材 料 費		式	1	
ボーリングマシン運転	油圧式5.5kW級	日	$T_T / (6.7 \times 60) \times b / c$	表7.1 機械損料
高 圧 噴 射 攪 拌 式 地 盤 改 良 機 運 転	超高压ポンプ 圧力19.6MPa 吐出量20~100ℓ/min	〃	$T_T / (6.7 \times 60) \times b / c$	〃
〃	超高压ポンプ 圧力39.2MPa 吐出量100~130ℓ/min	〃	$T_T / (6.7 \times 60) \times b / c$	〃
諸 雑 費		式	1	表7.11
特 許 料 金		〃	1	必要に応じて別途計上
計				

(注) 1. T<sub>T</sub>: 1本当り施工時間 (min)

2. a : 編成人員

3. b : 施工台数

4. c : セット数

5. Q<sub>T</sub>: 単管工法の1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)

## 2) 二重管工法1本当り単価表

## ① 1,000mm以上2,000mm以下

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_N / (6.7 \times 60) \times 1$	表7.4
特 殊 作 業 員		〃	$T_N / (6.7 \times 60) \times 3$	〃
普 通 作 業 員		〃	$T_N / (6.7 \times 60) \times 3$	〃
注 入 材 料		m <sup>3</sup>	$Q_N$	式7-2
損 耗 材 料 費		式	1	
高 圧 噴 射 攪 拌 式 地 盤 改 良 機 運 転	二重管専用型 11kW	日	$T_N / (6.7 \times 60)$	表7.2 機械損料
〃	超 高 圧 ポ ン プ 圧 力 19.6MPa 吐 出 量 20~100ℓ/min	〃	$T_N / (6.7 \times 60)$	〃
空 気 圧 縮 機 運 転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5.0m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	〃	$T_N / (6.7 \times 60)$	表7.2 機械賃料
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 運 転	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	〃	$T_N / (6.7 \times 60)$	〃
諸 雑 費		式	1	表7.18
特 許 料 金		〃	1	必要に応じ 計上
計				

(注) 1.  $T_N$ : 1本当り施工時間 (min)2.  $Q_N$ : 二重管工法の1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)

## ② 2,000mm超え3,000mm以下

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_N / (6.7 \times 60) \times 1$	表7.4
特 殊 作 業 員		〃	$T_N / (6.7 \times 60) \times 3$	〃
普 通 作 業 員		〃	$T_N / (6.7 \times 60) \times 3$	〃
注 入 材 料		m <sup>3</sup>	$Q_N$	式7-2
損 耗 材 料 費		式	1	
高 圧 噴 射 攪 拌 式 地 盤 改 良 機 運 転	二重管専用型 11kW	日	$T_N / (6.7 \times 60)$	表7.2 機械損料
高 圧 噴 射 攪 拌 式 地 盤 改 良 機 運 転	超 高 圧 ポ ン プ 圧 力 40.0MPa 吐 出 量 200ℓ/min	〃	$T_N / (6.7 \times 60)$	〃
空 気 圧 縮 機 運 転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型(低騒音型)・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量15m <sup>3</sup> /min 吐出圧力1.05Mpa	〃	$T_N / (6.7 \times 60)$	表7.2 機械賃料
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 運 転	油圧伸縮ジブ型4.9t吊	〃	$T_N / (6.7 \times 60)$	〃
諸 雑 費		式	1	表7.18
特 許 料 金		〃	1	必要に応じ 計上
計				

(注) 1.  $T_N$ : 1本当り施工時間 (min)2.  $Q_N$ : 二重管工法の1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)



3) 三重管工法削孔1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_s / (6.7 \times 60) \times 1$	表7.4
特 殊 作 業 員		〃	$T_s / (6.7 \times 60) \times 1$	〃
普 通 作 業 員		〃	$T_s / (6.7 \times 60) \times 1$	〃
損 耗 材 料 費		式	1	
高 圧 噴 射 攪 拌 式 地 盤 改 良 機 運 転	掘削専用型 (油圧式) スピンドル内径148mm 11kW	日	$T_s / (6.7 \times 60)$	表7.3 機械損料
グ ラ ウ ト ポ ン プ 損 料	二筒複動ピストン式 吐出量37~100ℓ/min	〃	$T_s / (6.7 \times 60)$	〃
諸 雑 費		式	1	表7.26
計				

(注) 1.  $T_s$ : 1本当り削孔時間 (min)

4) 三重管工法注入1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$T_A / (6.7 \times 60) \times 1$	表7.4
特 殊 作 業 員		〃	$T_A / (6.7 \times 60) \times 4$	〃
普 通 作 業 員		〃	$T_A / (6.7 \times 60) \times 3$	〃
注 入 材 料		m <sup>3</sup>	$Q_A$	式7.3
損 耗 材 料 費		式	1	
高 圧 噴 射 攪 拌 式 地 盤 改 良 機 運 転	三重管専用型 11kW	日	$T_A / (6.7 \times 60)$	表7.3 機械損料
〃	超高压ポンプ 圧力39.2MPa 吐出量14~70ℓ/min	〃	$T_A / (6.7 \times 60)$	〃
グ ラ ウ ト ポ ン プ 運 転	二筒複動ピストン式 吐出量200ℓ/min	〃	$T_A / (6.7 \times 60)$	〃
空 気 圧 縮 機 運 転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型 (第1次基準値) 吐出量5.0m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	〃	$T_A / (6.7 \times 60)$	表7.3 機械賃料
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 20 t 吊	〃	$T_A / (6.7 \times 60)$	〃
諸 雑 費		式	1	表7.27
特 許 料 金		〃	1	必要に応じて計上
計				

(注) 1.  $T_A$ : 1本当り施工時間 (min)

2.  $Q_A$ : 三重管工法の1本当り注入量 (m<sup>3</sup>)

## 5) 注入設備据付・解体1現場当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表7.28
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ラフテレーンクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第2次基準値）25 t吊	日		表7.28 機械賃料
諸 雑 費		式	1	
計				

## 6) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
空 気 圧 縮 機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型（第1次基準値） 吐出量5 m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	機-16	燃料消費量→42 機械賃料数量 二重管工法→1.40 三重管工法→1.75
空 気 圧 縮 機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型（低騒音型）・排出ガス対策型（第3次基準値）低騒音型 吐出量15 m <sup>3</sup> /min 吐出圧力1.05MPa	機-16	燃料消費量→127 機械賃料数量→1.3

## 8. コンクリート削孔工

### 8-1 適用範囲

本資料は、コンクリート構造物の削孔（用心鉄筋（さし筋）、あと施工アンカー、防護柵類、排水穴等）作業に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

(1) 削孔機械における削孔径及び削孔深が表8.1及び図8.1に該当する場合

表8.1 削孔機械別適用範囲

削孔機械	削孔径	削孔深
電動ハンマドリル	10mm 以上 30mm 未満	30mm 以上 400mm 未満
さく岩機（ハンドドリル）	30mm 以上 60mm 未満	100mm 以上 1,100mm 未満
コンクリート穿孔機 （電動式コアボーリングマシン）	60mm 以上 100mm 未満	50mm 以上 1,100mm 未満
	100mm 以上 200mm 未満	50mm 以上 400mm 未満

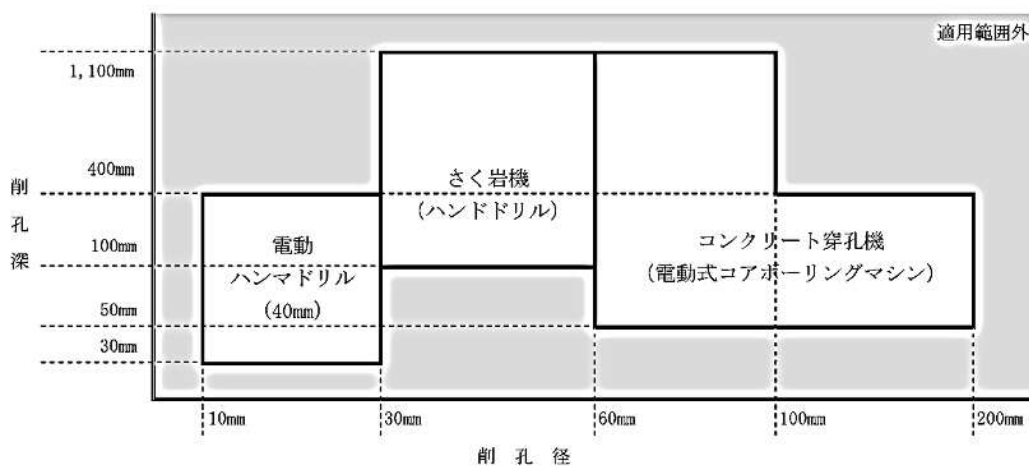


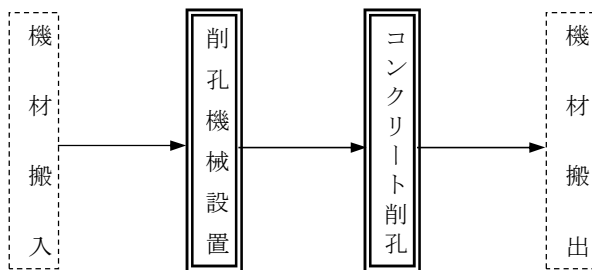
図8.1 削孔機械の選定

#### 2) 適用できない範囲

(1) 落橋防止に伴う橋台、橋脚の削孔である場合

### 8-2 施工概要

施工フローは、下表を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。

### 8-3 施工パッケージ

#### 1) コンクリート削孔（電動ハンマドリル40mm）

##### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表8.2 コンクリート削孔（電動ハンマドリル）積算条件区分一覧

(積算単位：孔)

削孔深さ
30mm以上200mm未満
200mm以上400mm以下

- (注) 1. 電動ハンマドリルによるコンクリート構造物の削孔（用心鉄筋（さし筋）、あと施工アンカー、防護柵類、排水穴等）作業の他、ビットの費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 不達孔（削孔ロス）を含み、不達孔の有無に関わらず適用できる。ただし、不達孔の補修にかかる費用は含まないため、必要に応じて別途考慮する。
3. 足場が必要な場合は、別途計上する。
4. 鉄筋を切断しないように事前に鉄筋位置の確認を行う場合には、共通仮設費の技術管理費にて別途計上する。

##### (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表8.3 コンクリート削孔（電動ハンマドリル）代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	発動発電機[ガソリンエンジン駆動] 2kVA	賃料
	K 2	電動ハンマドリル 穴あけ能力φ38～40mm	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	ガソリン レギュラー スタンド	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) コンクリート削孔（さく岩機）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表8.4 コンクリート削孔（さく岩機） 積算条件区分一覧  
(積算単位：孔)

削孔深さ
100mm以上200mm未満
200mm以上300mm未満
300mm以上400mm未満
400mm以上600mm未満
600mm以上800mm未満
800mm以上1,000mm未満
1,000mm以上1,100mm以下

- (注) 1. 上表は、さく岩機によるコンクリート構造物の削孔（用心鉄筋（さし筋）、あと施工アンカー、防護柵類、排水穴等）作業の他、ロッド、ビットの費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む
2. 不達孔（削孔ロス）を含み、不達孔の有無に関わらず適用できる。ただし、不達孔の補修にかかる費用は含まないため、必要に応じて別途考慮する。
3. 足場が必要な場合は、別途計上する。
4. 鉄筋を切断しないように事前に鉄筋位置の確認を行う場合には、共通仮設費の技術管理費にて別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表8.5 コンクリート削孔（さく岩機） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	空気圧縮機[可搬式・エンジン駆動・スクリュ型（低騒音型）・排出ガス対策型（第3次基準値）]3.5～3.7m <sup>3</sup> /min	賃料
	K 2	さく岩機[ハンドドリル（空気式）]質量15kg級	
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3) コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表8.6 コンクリート削孔（コンクリート穿孔機） 積算条件区分一覧  
(積算単位：孔)

削孔径	削孔深さ
60mm以上64mm未満	(表8.7)
64mm以上77mm未満	
77mm以上90mm未満	
90mm以上100mm未満	
100mm以上110mm未満	(表8.8)
110mm以上128mm未満	
128mm以上160mm未満	
160mm以上180mm未満	
180mm以上200mm以下	

- (注) 1. 上表は、コンクリート穿孔機によるコンクリート構造物の削孔（用心鉄筋（さし筋）、あと施工アンカー、防護柵類、排水穴等）作業の他、コンクリート穿孔機固定用のアンカー打込に必要な費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む）
2. コンクリート穿孔機の適用削孔径に対する使用ビット径は、表8.9を標準とする。
3. 不達孔（削孔ロス）を含み、不達孔の有無に関わらず適用できる。ただし、不達孔の補修にかかる費用は含まないため、必要に応じて別途考慮する。
4. 足場が必要な場合は、別途計上する。
5. 鉄筋を切断しないように事前に鉄筋位置の確認を行う場合には、共通仮設費の技術管理費にて別途計上する。

表8.7 削孔深さ（削孔径60mm 以上100mm 未満）

積算条件	区 分
削孔深さ	50mm以上200mm未満
	200mm以上400mm未満
	400mm以上600mm未満
	600mm以上800mm未満
	800mm以上1,100mm以下

表8.8 削孔深さ（削孔径100mm 以上200mm 以下）

積算条件	区 分
削孔深さ	50mm以上200mm未満
	200mm以上400mm以下

表8.9 適用削孔径と使用ビット径

適用削孔径 (mm)	60以上 64未満	64以上 77未満	77以上 90未満	90以上 110未満	110以上 128未満	128以上 160未満	160以上 180未満	180以上 200以下
使用ビット径 (mm)	64.7	77.4	90.8	110.0	128.5	160.0	180.0	204.0

## (2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表8.10 コンクリート削孔（コンクリート穿孔機） 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	コンクリート穿孔機 [電動式コアボーリングマシン] [簡易仕様型] 最大穿孔径φ25cm	
	K 2	発動発電機 [ガソリンエンジン駆動] 3kVA	賃料
	K 3	—	
労務	R 1	特殊作業員	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	—	
材料	Z 1	ダイヤモンドビット φ64.7mm	削孔径60mm以上64mm未満の場合
		ダイヤモンドビット φ77.4mm	削孔径64mm以上77mm未満の場合
		ダイヤモンドビット φ90.8mm	削孔径77mm以上90mm未満の場合
		ダイヤモンドビット φ110mm	削孔径90mm以上110mm未満の場合
		ダイヤモンドビット φ128.5mm	削孔径110mm以上128mm未満の場合
		ダイヤモンドビット φ160mm	削孔径128mm以上160mm未満の場合
		ダイヤモンドビット φ180mm	削孔径160mm以上180mm未満の場合
	ダイヤモンドビット φ204mm	削孔径180mm以上200mm以下の場合	
	Z 2	ガソリン レギュラー スタンド	
	Z 3	—	
Z 4	—		
市場単価	S	—	

## 9. 防護柵設置工（ガードパイプ）

### 9-1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。

#### 1) 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新、撤去工事。
- (2) 部材設置、部材撤去。

#### 2) 市場単価が適用できない範囲

- (1) 事故後の復旧工事（撤去）。
- (2) 耐雪型を用いる場合。
- (3) ベースプレート式ガードパイプの場合。
- (4) 2) 市場単価の規格・仕様（表9.1～9.5）以外の製品の場合。
- (5) 景観型ガードパイプの場合（Gp-A-3E4、Gp-A-3EV等）。
- (6) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
- (7) 特殊袖ビーム（張出し幅300mm・500mmのE型袖など）の場合。
- (8) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

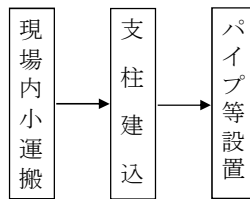
### 9-2 市場単価の設定

#### 1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

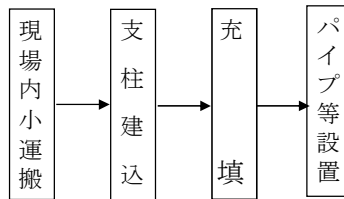
##### (1) 防護柵設置

工種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○



(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト、砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

工種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○

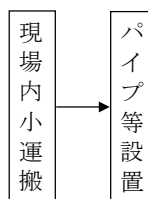


(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（ブロンアスファルト、砂（労務費・材料費））を含む。

##### (2) 部材設置

###### ① パイプ設置

工種	市場単価		
	機	労	材
パイプ設置	○	○	×

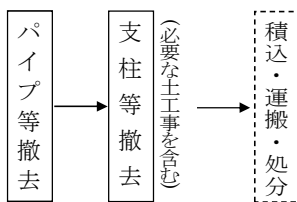




(3) 防護柵撤去・部材撤去

① 防護柵撤去

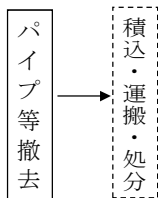
工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。

② パイプ撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
パイプ撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。

2) 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）の市場単価の規格・仕様区分は次表のとおりである。

表9.1 土中建込

区 分	規格・仕様		単位
土 中 建 込	塗装品	Gp-Ap-2E	m
		Gp-Bp-2E	
		Gp-Cp-2E	
	メッキ品	Gp-Ap-2E	
		Gp-Bp-2E	

表9.2 コンクリート建込

区 分	規格・仕様		単位
コンクリート建込	塗装品	Gp-Ap-2B	m
		Gp-Bp-2B	
		Gp-Cp-2B	
	メッキ品	Gp-Ap-2B	
		Gp-Bp-2B	

表9.3 撤去

区 分	規格・仕様		単位
土 中 建 込	塗装・メッキ品	Gp-Ap-2E	m
		Gp-Bp-2E	
	塗装品	Gp-Cp-2E	
コンクリート建込	塗装・メッキ品	Gp-Ap-2B	m
		Gp-Bp-2B	
	塗装品	Gp-Cp-2B	

表9.4 パイプ設置

区 分	規格・仕様	単位
パイプ設置	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp種 支柱間隔 2m	m

表9.5 パイプ撤去

区 分	規格・仕様	単位
パイプ撤去	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp種 支柱間隔 2m	m

## 3) 加算率・補正係数

## (1) 加算率・補正係数の適用基準

表9.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>	全体数量
		時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量
補正係数	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量
	曲線部	曲線部（半径30m以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量

## (2) 加算率・補正係数の数値

表9.7 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	防護柵設置		部材設置	防護柵撤去	部材撤去	
		土中建込	コンクリート建込	パイプのみ		パイプのみ	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S <sub>1</sub>	50m以上 100m未満 10%	20m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S <sub>2</sub>	20m以上 50m未満 20%	20m未満 50%	—	—	—
		S <sub>3</sub>	20m未満 50%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50
	曲線部	K <sub>3</sub>	1.25	1.30	1.15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率（S<sub>1</sub>）、（S<sub>2</sub>）又は（S<sub>3</sub>）と時間的制限を受ける場合の補正係数（K<sub>1</sub>）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ1工事の全体数量で判断する。

4) 加算額

(1) 加算額の適用基準

表9.8 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準		単位	備考
加算率	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔	2m	m	対象数量
	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔	2m		

5) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> or S<sub>3</sub>／100）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×K<sub>3</sub>）

（注2）加算額総金額＝加算額×使用数量

9-3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)

※（1）曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費※(2)＋曲げ加工費）とする。

また、20m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※(2)×30%割増）を控除すること。

※（2）20m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。

(2) 景観色の設置費（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色とは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）

設置費＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)＋材料費（景観色）※(3)

※（3）20m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※(2)×30%割増）を加算すること。

(3) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費※(1)}

(4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

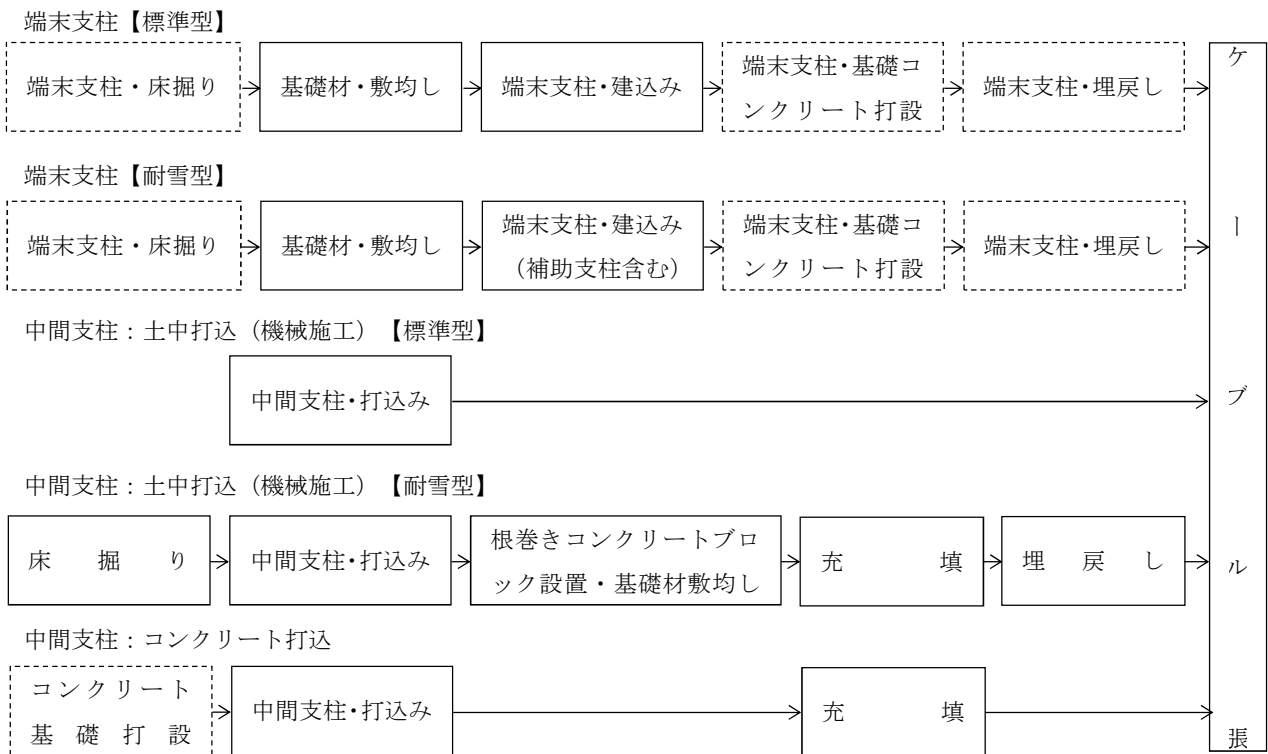
10. ガードケーブル設置工

10-1 適用範囲

本資料は、耐雪型を含むガードケーブルの設置（撤去を除く）に適用する。  
 本歩掛は、ケーブル間隔保持材の有無にかかわらず適用でき、耐雪型の場合は積雪ランクの違いにかかわらず適用できる。  
 ただし、アンカーボルト等を使用した着脱式支柱には適用できない。  
 また、「耐雪型」でも、下記の場合は歩掛のみ「標準型」を適用すること。  
 端末支柱：補助支柱の無いもの  
 中間支柱：根巻きコンクリートブロック等が無いもの

10-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

### 10-3 ガードケーブルの種類

ガードケーブルの種類は、次表を標準とする。

表10.1 ガードケーブルの種類

区分	土 中 建 込 用	コンクリート建込用	ケーブル 条 数
	規 格	規 格	
路 側 用	Gc-A-E	Gc-A-B	5
	Gc-B-E	Gc-B-B	4
	Gc-C-E	Gc-C-B	3
	Gc-S-E	Gc-S-B	6
分離 帯用	Gc-Am-E	Gc-Am-B	8
	Gc-Bm-E	Gc-Bm-B	6

(注) ガードケーブルの規格は、中間支柱間隔（6～3）及び耐雪型である場合には積雪ランク（1～5）が追記されるが、本資料ではこれらの表記を省略する。

### 10-4 機種を選定

機械の機種・規格は、次表を標準とする。

表10.2 機種を選定

作 業 種 別	機 械 名	規 格	単 位	台 数
端末支柱 中間支柱（コンクリート建込） ケーブル張	トラック	クレーン装置付 ベーストラック 4～4.5t級・吊能力2.9t	台	1
中間支柱（機械打込）	ガードレール支柱打込機	モンケン式 モンケン質量400～600kg	”	1

### 10-5 施工歩掛

施工歩掛は、次式を標準とする。

表10.3 施工歩掛（端末支柱）

(100本当り)

名称	規格	単位	標準型	耐雪型
土木一般世話役		人	4.1	4.7
特殊作業員		”	1.9	2.2
普通作業員		”	11.0	12.4
トラック運転	クレーン装置付 ベーストラック 4～4.5t級・吊能力2.9t	h	106	117

- (注) 1. 上表は、資材等の現場内小運搬及び基礎材の敷均し手間を含む。  
 2. 上表は、支柱の建込みを対象としており、作業土工及びコンクリート基礎は含まない。  
 3. 作業土工は、「第Ⅱ節第1章6. 床掘工、7. 埋戻工」コンクリート基礎は、「第Ⅱ節第3章1. コンクリート工」により別途計上する。  
 4. 耐雪型には、補助支柱の設置手間を含むため、補助支柱のないものは標準型を使用すること。

表10.4 施工歩掛（中間支柱）

(100本当り)

名称	規格	単位	土中・機械打込		コンクリート建込
			標準型	耐雪型	
土木一般世話役		人	2.5	2.8	2.9
特殊作業員		〃	—	—	1.0
普通作業員		〃	5.9	7.1	8.7
ガードレール支柱打込機運転	モンケン式 モンケン質量 400～600kg	h	26.8	25.3	—
トラック運転	クレーン装置付 ベーストラック 4～4.5t積 吊能力2.9t	h	—	—	16.2
諸雑费率		%	—	12	3

- (注) 1. 上表は、資材等の現場内小運搬及びケーブル用ブラケットの取付を含む。  
 2. 耐雪型には、作業土工、基礎材・根巻きコンクリートブロックの設置及びモルタル充填手間を含むため、これらを含まない場合は標準型を使用すること。  
 3. コンクリート建込には、充填手間を含む。  
 4. 諸雑費には、コテ・金棒・スコップ・バケツ・一輪車等、モルタルの攪拌・運搬・充填用の器具、ほうき等の清掃用具及びコンクリート建込にはモルタル、耐雪型にはモルタル、基礎碎石、鉄筋の材料費を含んでおり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 5. 耐雪型の根巻きコンクリートブロックの材料費は、別途計上する。

表10.5 施工歩掛（ケーブル張）

(100m当り)

名称	規格	単位	A種	B種	C種	S種	Am種	Bm種
土木一般世話役		人	0.7	0.6	0.4	0.8	1.1	0.8
普通作業員		〃	3.0	2.4	1.8	3.5	4.7	3.5
トラック運転	クレーン装置付 ベーストラック 4～4.5t積 吊能力2.9t	h	1.1	0.9	0.7	1.4	1.8	1.4

- (注) 1. 上表は、資材等の現場内小運搬を含む  
 2. 上表は、ガードケーブル（各種別）施工延長当りの歩掛であり、ケーブル引伸し、取付け等を含む。  
 3. 間隔保持材が必要な場合は、材料費を別途計上する。

10-6 材料の使用量

端末支柱における基礎碎石の使用量は、次式による

$$\text{使用量 (m3)} = \text{設計数量 (m3)} \times (1 + K) \dots \dots \dots \text{(式6.1)}$$

K：ロス率

表10.6 ロス率 (K)

ロス率	+0.2
-----	------

10-7 単価表

1) 端末支柱 100本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表10.3
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		
端 末 支 柱		本	100	
端 末 補 助 支 柱		〃	100	必要に応じて計上 (耐雪型のみ)
基 礎 砕 石		m3		式6.1
ト ラ ッ ク 運 転	クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t積・吊能力2.9t	h		表10.3 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

2) 中間支柱100本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表10.4
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
中 間 支 柱		本	100	
根 巻 き コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク	各種	個	100	必要に応じて計上 (耐雪型のみ)
ガ ー ド レ ー ル 支 柱 打 込 機 運 転	モンケン式 モンケン質量400~600kg	h		表10.4機械打込のみ 機械損料
ト ラ ッ ク 運 転	クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t積・吊能力2.9t	h		表10.4コンクリート建込のみ 機械損料
諸 雑 費		式	1	表10.4
計				

3) ケーブル張 100m当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表10.5
普 通 作 業 員		〃		〃
ガ ー ド ケ ー ブ ル		m	100	
間 隔 保 持 材		組		必要に応じて計上
ト ラ ッ ク 運 転	クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t積・吊能力2.9t	h		表10.5 機械損料
諸 雑 費		式	1	
計				

4) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項
ト ラ ッ ク	クレーン装置付 ベーストラック 4~4.5t積・吊能力2.9t	機-1	
ガ ー ド レ ー ル 支 柱 打 込 機	モンケン式 モンケン質量400~600kg	機-6	

## 11. 立入り防止柵工

### 11-1 適用範囲

本資料は、立入り防止柵の基礎ブロック、鋼管基礎、金網・支柱、支柱、門扉の設置に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

- (1) 基礎ブロック、鋼管基礎（表11.1、表11.2を参照）
- (2) 金網・支柱（立入防止柵）（表11.1を参照）
- (3) 支柱（立入防止柵）（表11.1を参照）
- (4) 門扉（表11.2を参照）

表11.1 適用範囲（金網柵）

構造物種別	支柱柵高		2.0m以下		2.0mを超え2.5m以下	
	支柱間隔		1.5m	2.0m	1.5m	2.0m
金網柵	基礎設置	基礎ブロック	○		×	
		鋼管基礎	○		○	
	支柱設置	基礎ブロックに建込	○		×	
		鋼管基礎に建込	○		○	
	金網設置	金網	○	○	○	○

(注) 1. 上表において、○は適用できる、×は適用できないを示している。

2. 鋼管基礎は、鋼管径114.3mm 以下かつ鋼管長1,250mm 以下の場合のみ適用できる。

表11.2 適用範囲（門扉）

構造物種別	区分		片開き門扉			両開き門扉
	門柱高		2.0m以下	2.0mを超え 2.5m以下	2.5mを超え 3.0m以下	3.0m以下
	門扉幅		1.0m			6.0m以下
門扉	基礎設置	基礎ブロック	○			○
		鋼管基礎	○	○	×	×
	門扉設置	門扉	○	○	×	○

(注) 1. 上表において、○は適用できる、×は適用できないを示している。

2. 鋼管基礎は、鋼管径114.3mm 以下かつ鋼管長1,250mm 以下の場合のみ適用できる。

#### 2) 適用できない範囲

- (1) ベースプレート式の場合
- (2) 撤去の場合
- (3) 再利用設置の場合

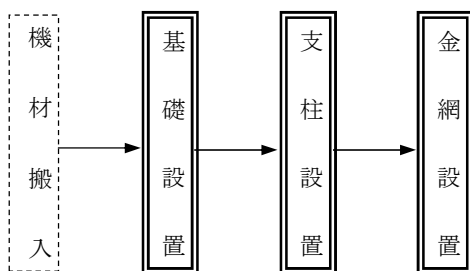


## 11-2 施工概要

### 1) 施工フロー

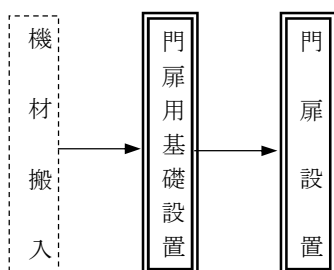
施工フローは、下表を標準とする。

#### (1) 立入防止柵設置



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

#### (2) 門扉設置



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

## 11-3 施工パッケージ

### 1) 基礎ブロック、鋼管基礎

#### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表11.3 基礎ブロック、鋼管基礎 積算条件区分一覧

(積算単位：基)

基礎種別	構造物種別	支柱柵高 門柱高	基礎砕石
基礎ブロック	金網柵	—	無し
			有り (t=10cm)
	門扉	—	無し
			有り (t=10cm)
			有り (t=20cm)
鋼管基礎	—	2m以下	—
		2mを超え2.5m以下	

- (注) 1. 上表は、立入防止柵または門扉のプレキャスト基礎ブロックまたは鋼管基礎の設置、基礎砕石、作業土工（床掘り・埋戻し）の他、コンクリートブレーカ（鋼管基礎）、空気圧縮機賃料及び運転経費（鋼管基礎）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 砕石の材料ロスを含む。
3. 基礎砕石の敷均し厚は、金網柵用は10cm 以下、門扉用は20cm 以下を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。
4. 基礎砕石の材料は、再生クラッシュラン40～0mm を標準としており、これにより難しい場合は別途考慮する。

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている代表的な規格である。

表11.4 基礎ブロック、鋼管基礎 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	小型バックホウ（クローラ型）[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（第2次基準値）]山積0.11m <sup>3</sup> （平積0.08m <sup>3</sup> ）吊能力0.8t	基礎ブロックで門扉の場合
		油圧ブレーカ バケット容量0.1m <sup>3</sup> 対応（ベースマシン含む）	・賃料 ・鋼管基礎で支柱柵高・門柱高2mを超え2.5m以下の場合
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	運転手（特殊）	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	特殊作業員	鋼管基礎の場合
材料	Z 1	基礎ブロック フェンス用ブロック 20×20×45(cm)	基礎ブロックの場合
		鋼管基礎 φ101.6×3.2×600	支柱柵高・門柱高 2m 以下の場合
		鋼管基礎 φ101.6×3.2×1,050	支柱柵高・門柱高 2m を超え 2.5m 以下の場合
	Z 2	軽油 パトロール給油	・基礎ブロックで門扉の場合 ・鋼管基礎で支柱標高・門柱高2mを超え2.5m以下の場合
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 金網・支柱（立入防止柵）

(1)条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表11.5 金網・支柱（立入防止柵） 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

基礎種別	支柱標高	支柱間隔
基礎ブロック	—	1.5m
		2m
鋼管基礎	2m以下	1.5m
		2m
	2mを超え2.5m以下	1.5m
		2m

- (注) 1. 立入防止柵の支柱設置、金網設置（胴縁取付・金網張立・張線設置）、充填材（モルタル）の混練及び打設等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  
ただし、金網・支柱本体の材料費は含まない。
2. 忍び返し、有刺鉄線設置は別途考慮する。
3. 金網・支柱本体の材料費は別途計上する。

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている代表的な規格である。

表11.6 金網・支柱（立入防止柵） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3) 金網・支柱（立入防止柵）（材料費）

(1)条件区分

金網・支柱（立入防止柵）（材料費）における積算条件区分はない。

積算単位は、mとする。

4) 支柱（立入防止柵）

(1)条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表11.7 支柱（立入防止柵） 積算条件区分一覧

（積算単位：本）

基礎種別	支柱標高
基礎ブロック	—
鋼管基礎	2m以下
	2mを超え2.5m以下

(注) 1. 支柱設置、充填材（モルタル）の混練及び打設等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、支柱本体の材料費は含まない。

2. 支柱本体の材料費は別途計上する。

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表11.8 支柱（立入防止柵） 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	

材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

5) 支柱（立入防止柵）（材料費）

(1) 条件区分

支柱（立入防止柵）（材料費）における積算条件区分はない。  
積算単位は、本とする。

6) 門扉

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表11.9 門扉 積算条件区分一覧

(積算単位：基)

門扉種別	門柱高
片開き	2m以下
	2mを超え2.5m以下
両開き	—

- (注) 1. 門柱の建込み、充填材（モルタル）の混練及び打設、門扉上部の張線設置等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  
ただし、門扉本体の材料費は含まない。
2. 基礎の設置は含まない
3. 忍び返し、有刺鉄線設置は別途考慮する。
4. 門扉本体の材料費は別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表11.10 門扉 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

7) 門扉（材料費）

(1) 条件区分

門扉（材料費）における積算条件区分はない。  
積算単位は、基とする。

## 12. 車止めポスト設置工

### 12-1 適用範囲

本資料は、車止めポストの設置に適用する。

#### 1) 適用できる範囲

(1) ピラー型、固定式及び取外し式、鋼製及びステンレス製でφ110mm～φ130mm、L=1.1m～1.5mのもの

#### 2) 適用できない範囲

(1) 車止めポストを撤去、撤去再設置する場合

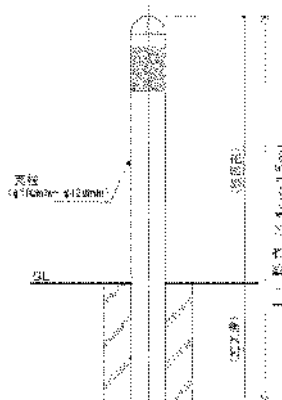
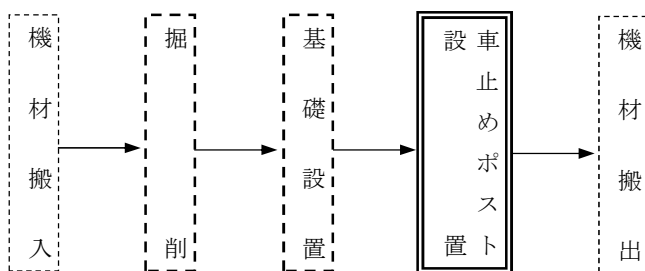


図6.1 施工図

### 12-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

### 12-3 施工パッケージ

#### 1) 車止めポスト設置

##### (1) 条件区分

車止め設置における積算条件区分はない。積算単位は、本とする。

(注) 1. 車止めポストの設置における支柱設置、間詰モルタルの設置の他、スコップ・コテ・攪拌容器・一輪車・水平器等の器具の費用及びモルタルの材料等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 基礎の設置は含まない。

##### (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表12.2 車止めポスト 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	—	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	車止めポスト ピラー型 取外し式 径φ114.3mm 高さ850mm スチール	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

13. 道路付属物設置工

13-1 適用範囲

本資料は、道路付属物工のうち、パネル式による距離標（百米標、キロ標）の、人力による設置及び撤去作業に適用する。

1) 適用できる範囲

- (1) パネル式による距離表（百米標、キロ標）の設置（材料込みの新設設置）
- (2) 撤去の場合

2) 適用できない範囲

- (1) 三角柱式、埋込式による距離標の場合
- (2) 接着剤による貼付の場合

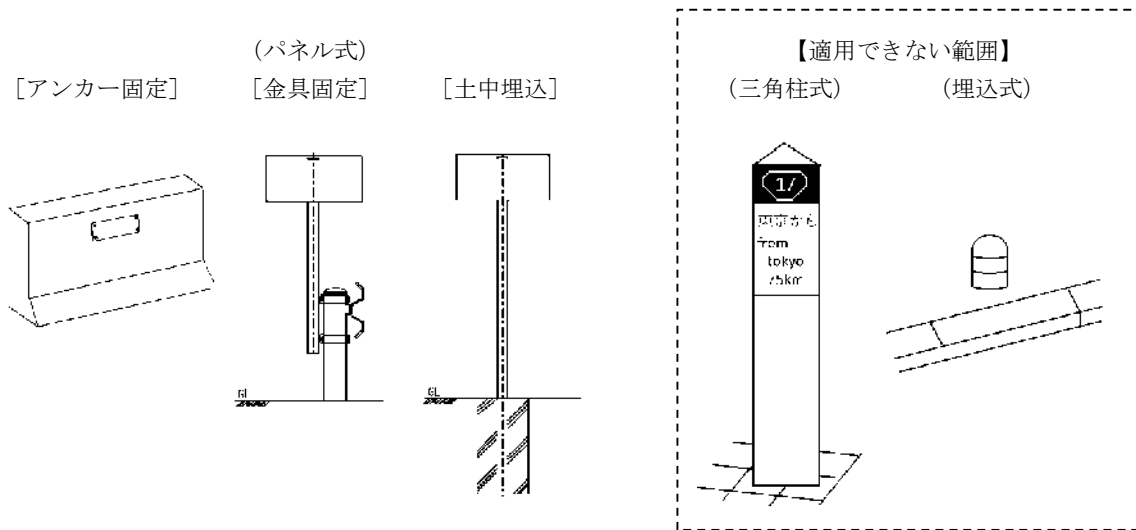
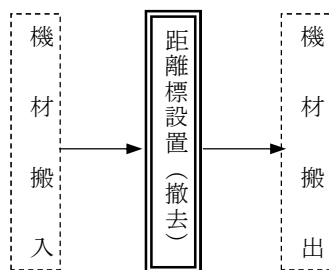


図13.1 参考図

13-2 施工概要

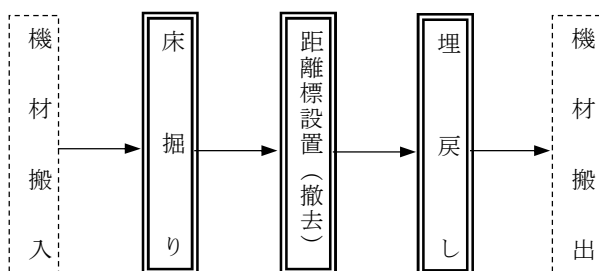
施工フローは、下記を標準とする。

(1) パネル式（アンカー固定及び金具固定）



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

(2) パネル式（土中埋込）



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

13-3 施工パッケージ

1) 距離標

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表13.1 距離標 積算条件区分一覧

(積算単位：枚)

作業区分	形式
設 置	パネル式 (アンカー固定)
	パネル式 (金具固定)
	パネル式 (土中埋込)
撤 去	パネル式 (アンカー固定)
	パネル式 (金具固定)
	パネル式 (土中埋込)

- (注) 1. 上表でパネル式 (アンカー固定) 及びパネル式 (金具固定) の場合は、距離標の設置 (設置の場合)、撤去 (撤去の場合)、穿孔 (設置、かつアンカー固定の場合)、インパクトドライバー損料、電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料を含む) を含む。ただし、距離標の材料費は含まない。
2. 上表でパネル式 (土中埋込) の場合は、距離標の設置 (設置の場合)、撤去 (撤去の場合)、床掘り、埋戻し、プレキャスト基礎 (設置、かつプレキャスト基礎の場合)、スコップ、インパクトドライバー損料、電力に関する費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費 (損料を含む) を含む。ただし、距離標及びプレキャスト基礎の材料費は含まない。
3. 作業区分「設置」の場合は、距離標の材料費を別途計上する。
4. 作業区分「設置」、かつ形式「パネル式 (土中埋込)」で、距離標基礎がプレキャスト基礎の場合は、プレキャスト基礎の材料費を別途計上する。
5. 作業区分「設置」、かつ形式「パネル式 (土中埋込)」で、距離標基礎が現場打基礎の場合は、現場打基礎の費用を別途計上する。
6. 作業区分「撤去」、かつ「パネル式 (土中埋込)」の場合は、コンクリート基礎のとりこわし及びとりこわし後の殻運搬を別途計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表13.2 距離標 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	—	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 距離標 (材料費)

(1) 条件区分

距離標 (材料費) における積算条件区分はない。

積算単位は、枚とする。



## 14. 路側工

### 14-1 路側工（据付け）

#### 1) 適用範囲

本資料は、プレキャスト製品による歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの据付作業に適用する。

##### (1) 適用できる範囲

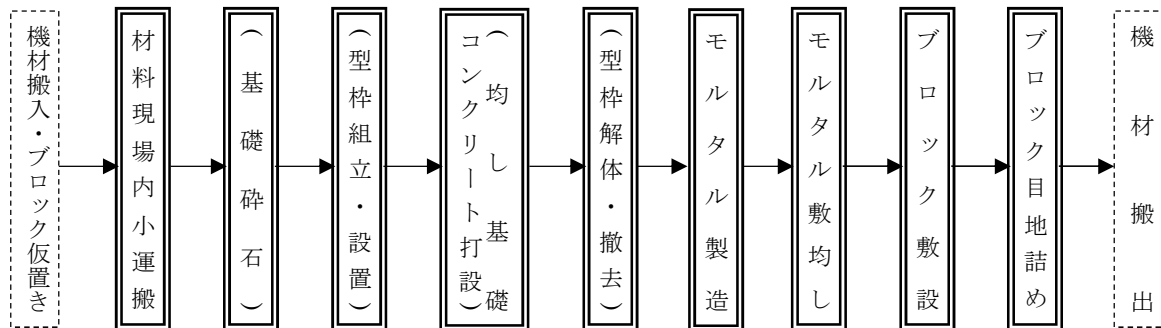
- a. 歩車道境界ブロック  
製品長2m以下の場合
- b. 地先境界ブロック  
製品長2m以下の場合

##### (2) 適用できない範囲

- a. 歩車道境界ブロック
  - (a) 製品長が2mを超える場合
  - (b) ブロック規格が「600mm以下、50kg以上100kg未満」または「600mm超1000mm以下、50kg以上150kg未満」、かつ作業半径3mを超える場合
  - (c) ブロック規格が「1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満」、かつ作業半径5mを超える場合
- b. 地先境界ブロック
  - (a) 製品長が2mを超える場合
  - (b) ブロック規格が「600mm以下、50kg以上100kg未満」または「600mm超1000mm以下、50kg以上150kg未満」、かつ作業半径3mを超える場合
  - (c) ブロック規格が「1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満」、かつ作業半径5mを超える場合

#### 2) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
2. 養生の種類（一般養生、特殊養生（練炭）、特殊養生（ジェットヒータ））にかかわらず適用できる。  
3. ( ) 書きについては、必要な場合計上する。

3) 施工パッケージ

(1) 歩車道境界ブロック

a 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表14.1 歩車道境界ブロック 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	ブロック規格	基礎碎石規格	均し基礎コンクリートの有無	養生工の有無
設置	表 (14.2)	表 (14.3)	表 (14.4)	無し
再利用設置				有り

- (注) 1. 上表は、歩車道境界ブロック（道路の車道と歩道等を分離するために用いる）の基礎材、均し基礎コンクリート型枠、均し基礎コンクリート、プレキャストブロックの設置、ブロック据付作業におけるバックホウ（クレーン機能付き）の賃料、コンクリート現場内小運搬の他、敷モルタル、目地モルタル、器具等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 作業区分が「再利用設置」の場合、注1の歩車道境界ブロック本体の製品費は含まない費用とする。
3. 均し基礎コンクリートの厚さが15cmを超える場合、又は、均し基礎コンクリート有りでブロック幅（底面）が30cmを超える場合は、均し基礎コンクリート規格は無しとし、「第3章 コンクリート工」によりコンクリートを別途計上する。
4. 基礎碎石の厚さが15cmを超える場合、又は、基礎碎石有りでブロック幅（底面）が30cmを超える場合は、基礎碎石規格は無しとし、「第15章 4 基礎・裏込碎石工」より基礎碎石を別途計上する。
5. ブロック規格A種、B種、C種の標準使用量は、165個/100mとする。
6. 基礎碎石、均し基礎コンクリートの材料ロスを含む。標準ロス率は、基礎碎石が+0.20、均し基礎コンクリートが+0.07とする。

表14.2 ブロック規格

積算条件	区分
ブロック規格	A種(150/170×200×600)
	B種(180/205×250×600)
	C種(180/210×300×600)
	各種(600mm以下、50kg未満)
	各種(600mm以下、50kg以上100kg未満)
	各種(600mm超1000mm以下、50kg以上150kg未満)
	各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満)

表14.3 基礎碎石規格

積算条件	区分
基礎碎石規格	クラッシュラン C-40
	再生クラッシュラン RC-40
	碎石（各種）
	無し

表14.4 均し基礎コンクリート規格

積算条件	区分
均し基礎コンクリート規格	18-8-25(普通)
	18-8-40(普通)
	18-8-25(高炉)
	18-8-40(高炉)
	生コンクリート（各種）
	無し

b 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表14.5 歩車道境界ブロック 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	小型バックホウ（クローラ型）〔後方超小旋回型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（第3次基準値）〕山積0.09m <sup>3</sup> （平積0.07m <sup>3</sup> ）吊能力0.9t	・賃料 ・ブロック規格②③⑤⑥の場合
		バックホウ（クローラ型）〔超小旋回型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014年規制）〕山積0.28m <sup>3</sup> （平積0.20m <sup>3</sup> ）吊能力1.7t	・賃料 ・ブロック規格⑦の場合
	K 2	バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（2014年規制）〕山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ）	・賃料 ・基礎砕石有りの場合
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	型枠工	・均し基礎コンクリート有りの場合
運転手（特殊）		・基礎砕石有り、かつ均し基礎コンクリート無しの場合 ・ブロック規格⑦で、基礎砕石無し、かつ均し基礎コンクリート無しの場合	
材料	Z 1	歩車道境界ブロック A種 (150/170×200×600)	設置の場合
		歩車道境界ブロック B種 (180/205×250×600)	
		歩車道境界ブロック C種 (180/210×300×600)	
	Z 2	生コンクリート 高炉18-8-25(20) W/C=60%	均し基礎コンクリート有りの場合
	Z 3	再生クラッシュラン RC-40	基礎砕石有りの場合
Z 4	軽油 パトロール給油	ブロック規格①④、かつ基礎砕石無しの場合を除く	
市場単価	S	—	

※ブロック規格は、以下のとおりとする。

- ①：A種(150/170×200×600)
- ②：B種(180/205×250×600)
- ③：C種(180/210×300×600)
- ④：各種(600mm以下、50kg未満)
- ⑤：各種(600mm以下、50kg以上100kg未満)
- ⑥：各種(600mm超1000mm以下、50kg以上150kg未満)
- ⑦：各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満)

(2) 地先境界ブロック

a 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表14.6 地先境界ブロック 積算条件区分一覧

(積算単位：m)

作業区分	ブロック規格	基礎砕石規格	均し基礎コンクリートの有無	養生工の有無
設置	表 (14.7)	表 (14.3)	表 (14.4)	無し
				有り
再利用設置				無し
				有り

(注) 1. 上表は、地先境界ブロック（地先境界に道路の舗装止めとして用いる）の基礎材、均し基礎コンクリート型枠、均し基礎コンクリート、プレキャストブロックの設置、ブロック据付作業におけるバックホウ（クレーン機能付き）の賃料、コンクリート現場内小運搬の他、敷モルタル、目地モルタル、器具等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 作業区分が「再利用設置」の場合、（注）1の地先境界ブロック本体の製品費は含まない費用とする。

3. 均し基礎コンクリートの厚さが15cmを超える場合、又は、均し基礎コンクリート有りでブロック幅（底面）が30cmを超える場合は、均し基礎コンクリート規格は無しとし、「第3章 コンクリート工」によりコンクリートを別途計上する。

4. 基礎砕石の厚さが15cmを超える場合、又は、基礎砕石有りでブロック幅（底面）が30cmを超える場合は、基礎砕石規格は無しとし、「第15章 4 基礎・裏込砕石工」より基礎砕石を別途計上する。

5. ブロック規格A種、B種、C種の標準使用量は、165個/100mとする。

6. 基礎砕石、均し基礎コンクリートの材料ロスを含む。標準ロス率は、基礎砕石が+0.20、均し基礎コンクリートが+0.07とする。

表14.7 ブロック規格

積算条件	区分
ブロック規格	A種(120×120×600)
	B種(150×120×600)
	C種(150×150×600)
	各種(600mm以下、50kg未満)
	各種(600mm以下、50kg以上100kg未満)
	各種(600mm超1000mm以下、50kg以上150kg未満)
	各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満)

b 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表14.8 地先境界ブロック 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	小型バックホウ（クローラ型）〔後方超小旋回型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（第3次基準値）〕山積0.09m <sup>3</sup> （平積0.07m <sup>3</sup> ）吊能力0.9t	・賃料 ・ブロック規格⑤⑥の場合
		バックホウ（クローラ型）〔超小旋回型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2014年規制）〕山積0.28m <sup>3</sup> （平積0.20m <sup>3</sup> ）吊能力1.7t	・賃料 ・ブロック規格⑦の場合
	K 2	バックホウ（クローラ型）〔標準型・排出ガス対策型（2014年規制）〕山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ）	・賃料 ・基礎砕石有りの場合
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	型わく工	・均し基礎コンクリート有りの場合
運転手（特殊）		・基礎砕石有り、かつ均し基礎コンクリート無しの場合 ・ブロック規格⑦で、基礎砕石無し、かつ均し基礎コンクリート無しの場合	
材料	Z 1	地先境界ブロック A種(120×120×600)	設置の場合
		地先境界ブロック B種(150×120×600)	
		地先境界ブロック C種(150×150×600)	
	Z 2	生コンクリート 高炉18-8-25(20) W/C=60%	均し基礎コンクリート有りの場合
	Z 3	再生クラッシュラン RC-40	基礎砕石有りの場合
Z 4	軽油 パトロール給油	ブロック規格①②③④、かつ基礎砕石無しの場合を除く	
市場単価	S	—	

※ブロック規格は、以下のとおりとする。

- ①：A 種(120×120×600)
- ②：B 種(150×120×600)
- ③：C 種(150×150×600)
- ④：各種(600mm 以下、50kg未満)
- ⑤：各種(600mm 以下、50kg以上100kg未満)
- ⑥：各種(600mm 超1000mm 以下、50kg以上150kg未満)
- ⑦：各種(1000mm 超2000mm 以下、150kg以上550kg未満)

## 14-2 路側工（取外し）

### 1) 適用範囲

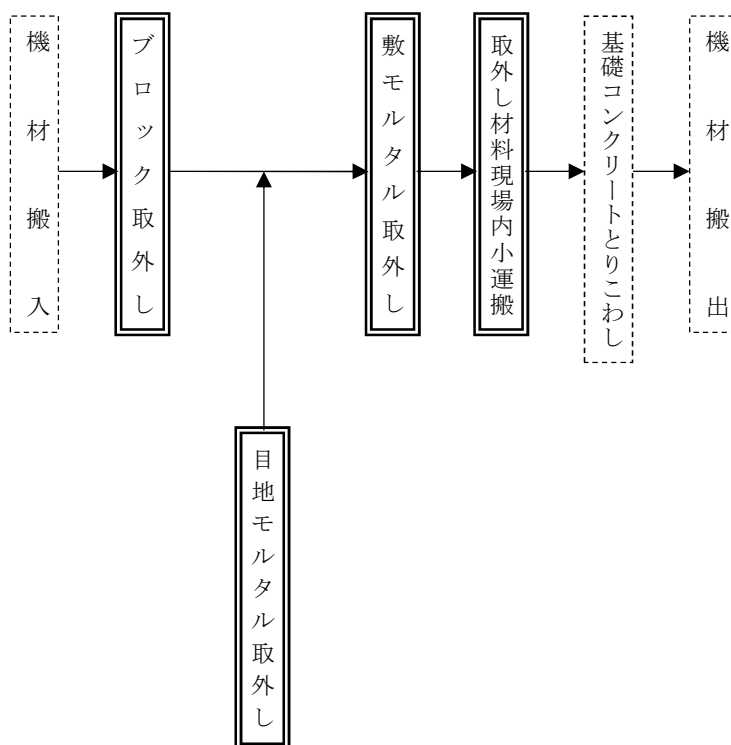
本資料は、プレキャスト製品による歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの取外し作業に適用する。

#### (1) 適用できる範囲

処分又は再利用を目的としたブロック（長さ800mm/個以下、質量105kg/個未満）の撤去の場合。

### 2) 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. ブロック、モルタル処分費及び現場搬出の費用は、別途計上する。

### 3) 施工パッケージ

#### (1) 歩車道境界ブロック撤去、地先境界ブロック撤去の条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表14.9 歩車道境界ブロック撤去、地先境界ブロック撤去 積算条件区分一覧  
 (積算単位：m)

再利用区分
処分
再利用

- (注) 1. 上表は、プレキャスト製品による歩車道境界ブロック又は地先境界ブロックの撤去、敷モルタル・目地モルタルの取外し、集積、現場内小運搬、ダンプトラック4t積、パール、スコップ、一輪車、電動ハンマドリル、電力に関する経費等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。  
 2. 施工数量は直線部、曲線部及び片面用、両面用、乗入れ、すりつけ用ブロックを含んだ施工延長である。  
 3. 基礎コンクリートのとりこわしは、別途計上する。

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表14.10 歩車道境界ブロック撤去、地先境界ブロック撤去 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	小型バックホウ（クローラ型）[超小旋回型・排出ガス対策型（第2次基準値）] 山積0.22m <sup>3</sup> （平積0.16m <sup>3</sup> ）	賃料
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	土木一般世話役	
	R 3	特殊作業員	再利用区分が再利用の場合
	R 4	運転手（特殊）	
材料	Z 1	軽油 バトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

### 14-3 特殊ブロック設置工

#### 1) 適用範囲

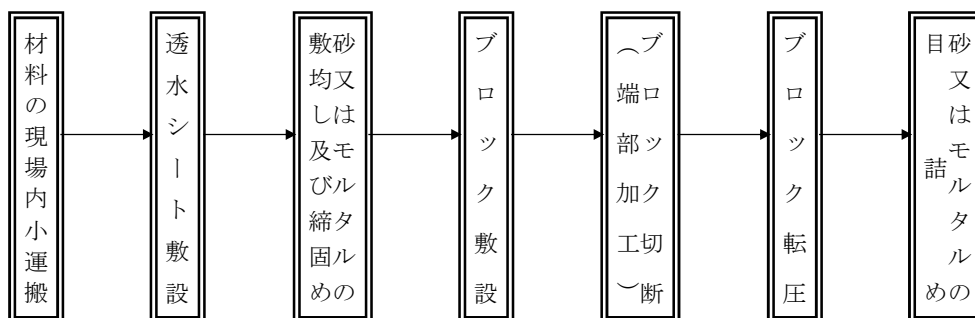
本資料は、ブロック規格が30cm×30cm及び40cm×40cmの平板ブロック（透水性ブロック含む）及び視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック、線状ブロック）設置・撤去に適用する。ただし、舗装版等のとりこわし、切断作業は含まない。

##### (1) 適用できる範囲

- a 特殊ブロック設置（材料込みの新設設置）
- b 撤去のみの場合
- c 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品）

#### 2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。  
 2. 歩道部の路盤施工は、必要に応じて別途計上する。  
 3. 透水シート敷設の有無にかかわらず本施工パッケージを適用できる。

#### 3) 施工パッケージ

##### (1) 特殊ブロック舗装 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表14.11 特殊ブロック舗装 積算条件区分一覧

(積算単位：m<sup>2</sup>)

作業区分	ブロック規格
設置	30cm×30cm
	40cm×40cm
撤去	—
再利用設置	—

- (注) 1. 設置または再利用設置の場合は、特殊ブロックの設置、敷材料敷均し・締固め、敷均し材料費（敷砂又は敷モルタル）、転圧及び目地材の設置、目地材料費（目地砂又は目地モルタル）、後片付け労務、透水シート設置、透水シート材料、ブロック切断機、振動コンパクタ、一輪車、栈木、ほうき、スコップ、コテ、ハンマー等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。ただし、再利用設置の場合は、特殊ブロック本体の製品費は含まない。  
 2. 撤去の場合は、特殊ブロックの撤去に必要な全ての機械・労務費（損料等を含む）を含む。  
 3. 資材の運搬距離30m程度の人力による現場内小運搬を含む。  
 4. ブロックの切断ロスを含む。なお、ブロックの標準使用量は、30cm×30cmの場合1,129枚/100m<sup>2</sup>、40cm×40cmの場合635枚/100m<sup>2</sup>とする。



## (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表14.12 特殊ブロック舗装 代表機労材規格一覧

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	—	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	ブロック工	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	特殊作業員	
材料	Z 1	特殊ブロック 洗出平板 30cm×30cm×6cm 特殊ブロック 洗出平板 40cm×40cm×6cm	設置の場合
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

15. 組立歩道工

15-1 適用範囲

本資料は、プレキャスト床版の支柱式（斜柱を含む）又は片持式組立歩道及び現場打設コンクリート床版の支柱式（斜柱を含む）組立歩道の組立・据付作業に適用する。

1) 適用できる範囲

(1) 構造形式が表15.1に該当する場合

表15.1 組立歩道組立据付 構造形式一覧

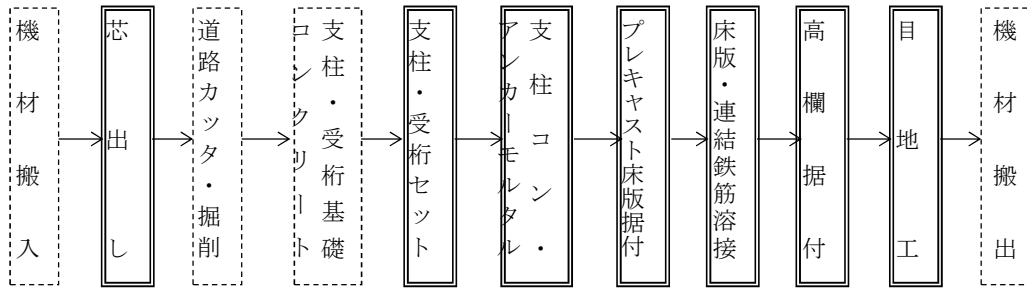
形式区分	床版区分	支柱形式	受桁形式	支柱（受桁） 間隔	幅員
支柱式	プレキャスト コンクリート製	鋼製		3m	1.0m
		プレキャストコンクリート製 又は鋼製			1.5m
					2.0m
					2.5m
プレキャストコンクリート製				5m	2.0m
片持式 (鋼製受桁形式)	プレキャスト コンクリート製	-	鋼製	3m	1.0m
					1.5m
					2.0m
片持式	プレキャスト コンクリート製	-	-	-	1.5m
					2.0m
支柱式	現場打	鋼製		3m	1.5m
					2.0m

15-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

1) プレキャスト床版

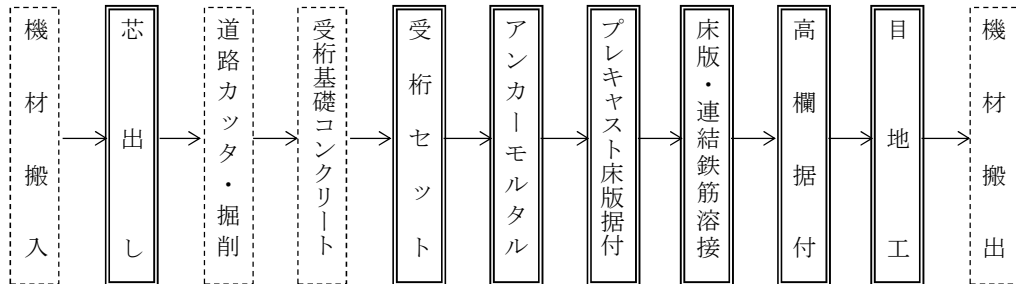
(支柱式の場合)



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

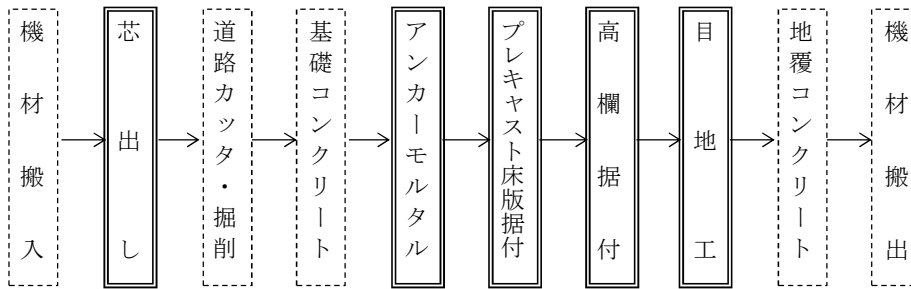
(片持式の場合)

受桁有り



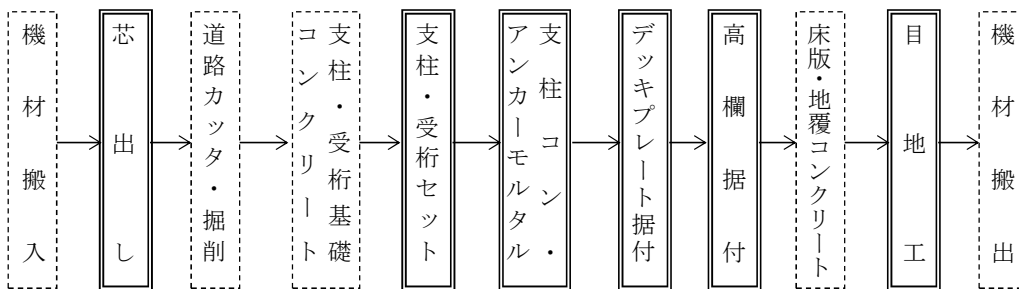
(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

(片持式の場合)  
支柱・受桁無し



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

2) 現場打設コンクリート床版  
(支柱式の場合)



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

### 15-3 施工パッケージ

1) 組立歩道組立据付

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表15.2 組立歩道組立据付 積算条件区分一覧

形式区分	床版形式	支柱(受桁) 間隔	幅員	作業内容区分
支柱式	プレキャストコンクリート製	3.0m	1.0m	表15.3
			1.5m	
			2.0m	
			2.5m	
	5.0m	2.0m		
	現場打	3.0m	1.5m	
片持式	プレキャストコンクリート製	3.0m	1.0m	
			1.5m	
			2.0m	
			無し	
	無し	2.0m		

(注) 1. 上表は、組立歩道の組立・据付作業、各部材の30m程度の現場内小運搬、芯出し、桁及び支柱の組立、デッキプレート及び鉄筋取付け(現場打床版の場合)、床版据付け設置(プレキャスト床版の場合)、高欄据付けの他、目地材、目地モルタル、アンカーモルタル、溶接材、電気溶接機損料の費用等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、組立歩道(材料費)は含まない。

2. 組立歩道の材料費は別途計上する。
3. 支柱等の基礎掘削及びコンクリート打設、現場打床版のコンクリート打設、縁石の設置及び現場塗装は、必要に応じて別途計上する。
4. 組立用足場が必要な場合は、別途計上する。
5. 片持式(鋼製受桁形式)の幅員は、床版幅とする。

表15.3 作業内容区分

積算条件	区分
作業区分	支柱受桁 床版据付 高欄据付
	支柱受桁 床版据付
	高欄据付

(2)代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

項目	代表機労材規格		備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] ベーストラック 4～4.5t級 吊能力2.9t	高欄据付を除く
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	普通作業員	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	運転手 (特殊)	高欄据付を除く
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	高欄据付を除く
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

2) 組立歩道 (材料費)

(1)条件区分

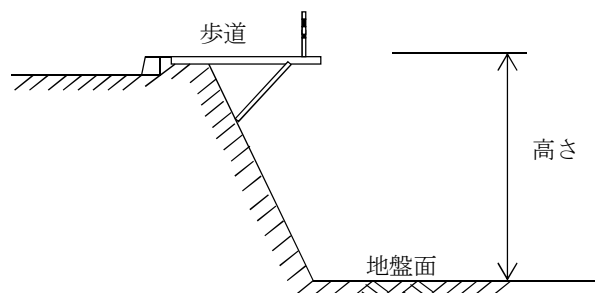
組立歩道組立据付 (材料費) における積算条件区分はない。積算単位はmとする。

3) 組立用足場

組立用足場の積算は次のとおりである。

- (1) 足場は、原則として高さ (地盤面より床版までの高さ) が2 m以上の場合に計上する。
- (2) 足場工の積算は、別途考慮する。
- (3) 足場は、単管傾斜足場を標準とする。

(参考図)



16. インターロッキングブロック工

16-1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。

1) 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設、更新、撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）
- (2) 特殊品を使用する場合は「16-3 適用にあたっての留意事項」の方法により市場単価を適用することができる。

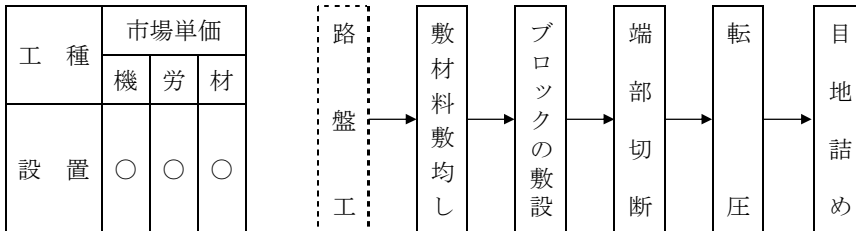
2) 市場単価が適用できない範囲

- (1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。
- (2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。
- (3) 敷材料に練りモルタル、樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。
- (4) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

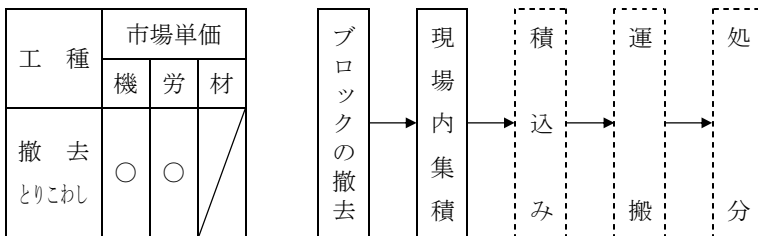
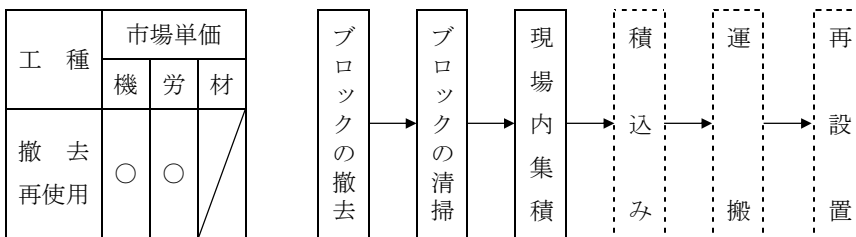
16-2 市場単価の設定

1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 敷材料（砂又は空練りモルタル）の材料費は市場単価には含まない。ただし、敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。
2. 単価には、インターロッキングブロックの材料ロスを含む。
3. 目地材料（砂）の材料費（目地詰め手間含む）は市場単価に含む。



(注) 撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

2) 市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表16.1 規格・仕様区分

規格・仕様				単位
設置	直線配置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m <sup>2</sup>
		ブロック厚8cm		m <sup>2</sup>
	曲線配置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m <sup>2</sup>
		ブロック厚8cm		m <sup>2</sup>
	直線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m <sup>2</sup>
		ブロック厚8cm		m <sup>2</sup>
曲線配置 3色以上による色合わせ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m <sup>2</sup>	
	ブロック厚8cm		m <sup>2</sup>	
撤去	再使用目的の撤去	ブロック厚 6cm、8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m <sup>2</sup>
	とりこわし	ブロック厚 6cm、8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m <sup>2</sup>

(注) ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部の設置は、蓋部と接続する面のブロック厚を選択し、適用する。

3) 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表16.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率 施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub>	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量
	夜間作業	K <sub>2</sub>	

(2) 加算率・補正係数の数値

表16.3 加算率・補正係数の数値

区分	記号	設置	撤去
加算率 施工規模	S <sub>0</sub>	100m <sup>2</sup> 以上 0%	100m <sup>2</sup> 以上 0%
	S <sub>1</sub>	100m <sup>2</sup> 未満 10%	100m <sup>2</sup> 未満 40%
補正係数	K <sub>1</sub>	1.10	1.40
	K <sub>2</sub>	1.15	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1 工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 ( $S_1$ ) と、時間的制約を受ける場合の補正係数 ( $K_1$ ) が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

#### 4) 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 +  $S_0$  or  $S_1/100$ ) × ( $K_1 \times K_2$ )

### 16-3 適用にあたっての留意事項

#### (1) ブロックの種類

##### ア 標準品

ブロック厚 6 cm、8 cm のブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。

##### イ 特殊品

特殊品とは以下のものをいう。

- ① 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。
- ② 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。
- ③ 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ、洗い出し仕上げ、研出し仕上げ、粉末樹脂、ガラスビーズ、溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性、植生用、複合 (天然石、タイル) のもの。

##### ウ オリジナル品

標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

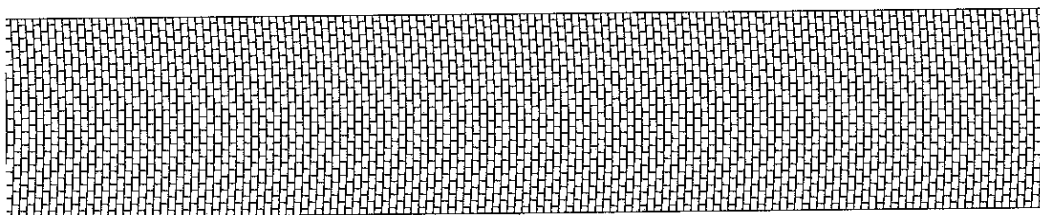
#### (2) ブロックの配置

##### 1) 直線的配置

標準品を直線的に配置する。2 色による色合わせを含む。

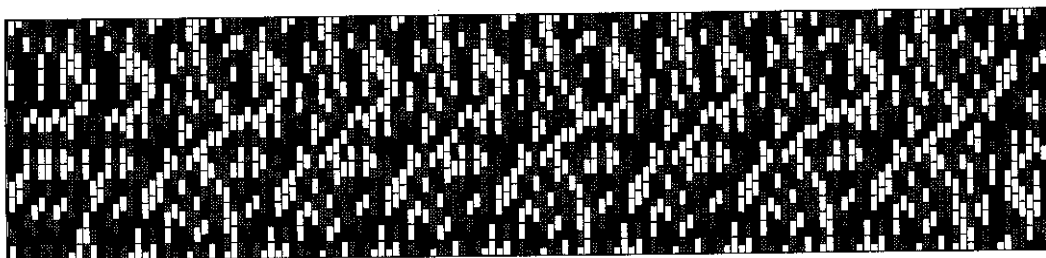
##### 2) 曲線的配置

標準品を円形 (半径 10m 以上で楕円、欠円含む)、波形等曲線的に配置する。2 色による色合わせを含む。



##### 3) 3 色以上による色合わせ

3 色以上の標準品を使って模様 (絵柄を含む) 等にブロックを設置する場合に適用する。



#### (3) 敷材料の使用量

敷材料は砂または空練りモルタルとし、材料の使用量は次式による。

イ) 砂・モルタル普通・モルタル高炉・再生砂の場合

使用量 ( $m^3$ ) =  $100(m^2) \times$  敷材料の厚さ (m)  $\times (1 + K)$

K : ロス率 (表 16.4 ロス率による)

表16.4 ロス率

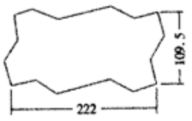
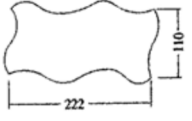
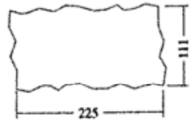
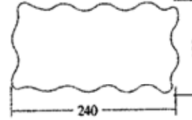
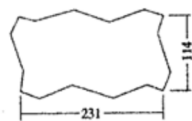
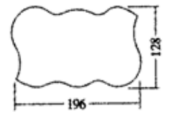
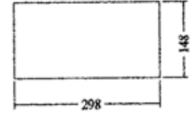
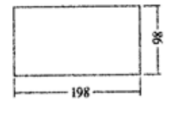

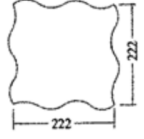
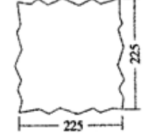

材 料 名	ロス率
砂	+0.29
空練りモルタル	+0.14


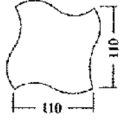
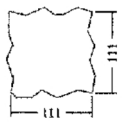
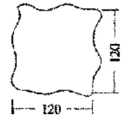
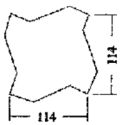
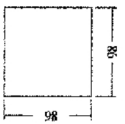
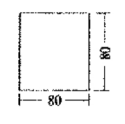
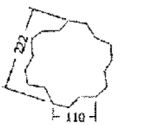
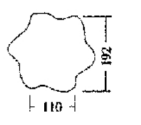
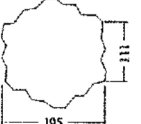

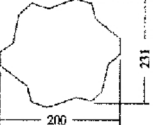
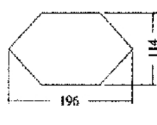
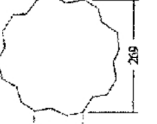



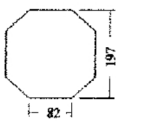
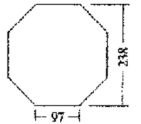
- (4) 特殊品を使用する場合は、標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚6cm（8cm）の材料費を差し引き設置手間をもとめ、特殊品の材料費を加算して適用する。（材料費の入れ換え）  
 ただし、加算率・補正係数を適用させる場合は、標準の市場単価を補正した後、材料費を差し引くこととする。
- 設置手間＝ブロック厚6cm（8cm）の標準の市場単価×加算率・補正係数  
 －ブロック厚6cm（8cm）の標準の材料単価×1.02
- 特殊品設計単価＝設置手間＋ブロック厚6cm（8cm）の特殊品材料単価×1.02
- (5) オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は、材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。
- (6) 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし、透水シートの材料費は別途計上する。
- (7) 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して、再使用する場合は、次式による。  
 撤去（再使用）の標準の市場単価×加算率・補正係数＋設置手間＋新品材料（不足分）のロス  
 （注1）再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様2%とする。  
 （注2）設置手間については、(4)の特殊品を使用する場合と同じとする。
- (8) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

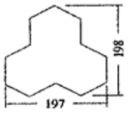
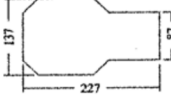
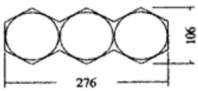
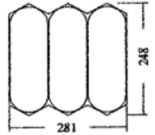
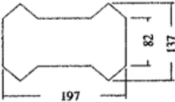
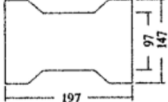
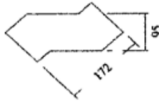
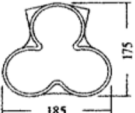
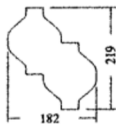


16-4 参考資料 (代表的な標準品の形状図例)

(単位 mm)

タイプ	形状・寸法	個/m <sup>2</sup>	形状・寸法	個/m <sup>2</sup>
長 方 形		39.5		39.5
		38.5		35
		36.5		44
		23		50
正 方 形 (×2)		19.5		19.5
		19.2		18

タイプ	形状・寸法	個/m <sup>2</sup>	形状・寸法	個/m <sup>2</sup>
小 正 方 形  (x1/2)		79		79
		77		70
		73		
		100		145
六 角 形		30.5		30.5
		29.6		27
		28		60
八 角 形		13.5		13.5
		15.9		12
		25		17

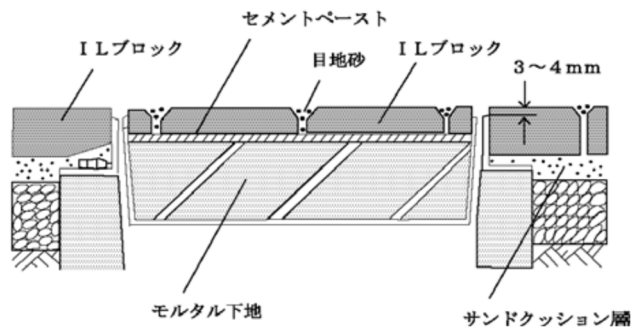
タイプ	形状・寸法	個/m <sup>2</sup>	形状・寸法	個/m <sup>2</sup>
多 角 形		39		37.8
		42		15
		50		40
		50		
そ の 他		41		
		46		

参考資料（キャブ部の蓋部施工図の代表例）

キャブ部の蓋部施工

※30～40mm厚の薄いブロックを使用する場合

- (1) 10～20mmのモルタルで接着します。
- (2) キャブふた内外に設置するブロックの表面は、枠鉄板面より3～4mm程、高く仕上げます。



17. 道路植栽工

17-1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれている場合の幹周は各々の総和の70%とする。

1) 市場単価が適用できる範囲

(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。

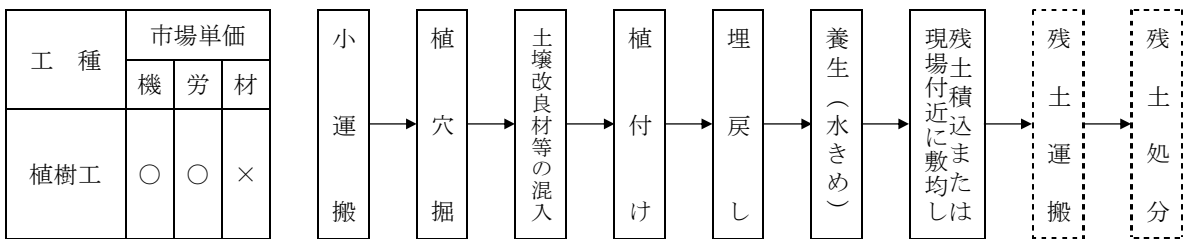
2) 市場単価を適用できない範囲

- (1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
- (2) 植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。
- (3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。
- (4) 地被類植付工でコンテナ径12cmを超える被地類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。
- (5) 植樹管理(せん定)で定期的なせん定を行っていない場合。
- (6) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。
- (7) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。
- (8) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- (9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

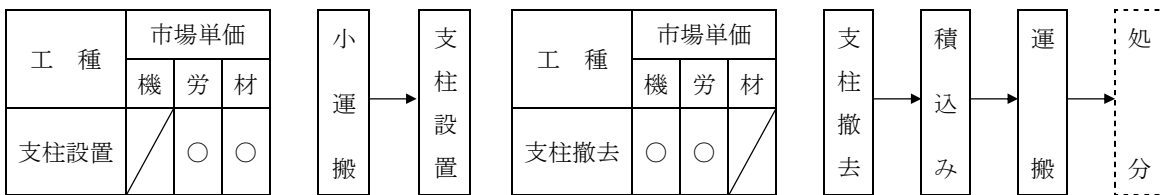
17-2 市場単価の設定

1) 市場単価の構成と範囲

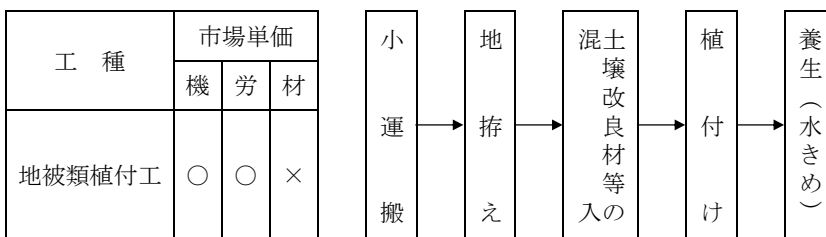
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



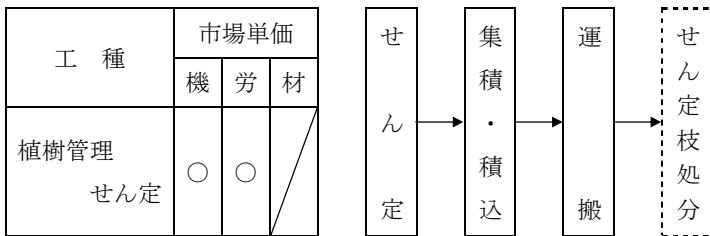
- (注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。  
 2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。



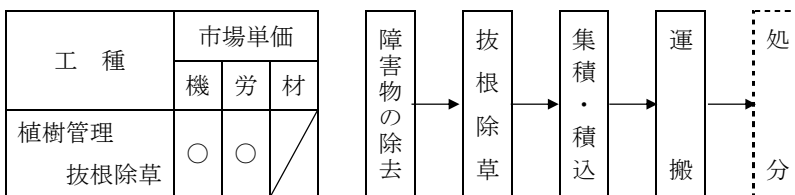
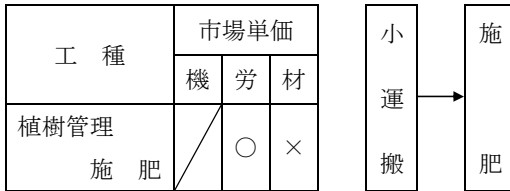
- (注) 1. 発生材処分における運搬を含む。  
 2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。



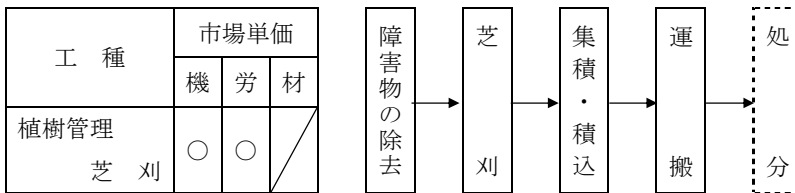
- (注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。



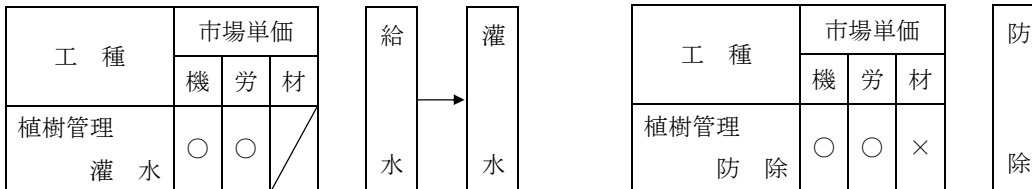
- (注) 1. せん定枝処分における運搬を含む。  
2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。



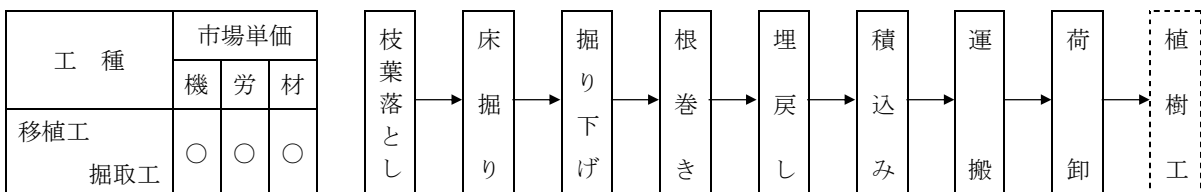
- (注) 運搬距離にかかわらず適用出来る。



- (注) 運搬距離にかかわらず適用出来る。



- (注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。  
2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。  
3. 散水車（貸与）の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。



- (注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。  
2. 掘り取り後の埋戻し土（不足土）の材料費及び運搬費は別途計上する。  
3. 低木は根巻きを含まない。  
4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が30kmを超える場合は別途考慮する。

2) 市場単価の規格・仕様区分

道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表17.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹 高 60cm未満	本
中 木	樹 高 60cm以上 100cm未満	本
	樹 高 100cm以上 200cm未満	本
	樹 高 200cm以上 300cm未満	本
高 木	幹 周 20cm未満	本
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本
	幹 周 40cm以上 60cm未満	本
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本

(注) 低木には株物、一本立を含む。

表17.2 支柱設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
中 木	二脚鳥居 添木付 樹高 250cm以上	本
	八ツ掛(竹) 樹高 100cm以上	本
	添柱形(1本形・竹) 樹高 100cm以上	本
	布掛(竹) 樹高 100cm以上	m
	生垣形 樹高 100cm以上	m
高 木	二脚鳥居 添木付 幹周 30cm未満	本
	二脚鳥居 添木無 幹周 30cm以上 40cm未満	本
	三脚鳥居 幹周 30cm以上 60cm未満	本
	十字鳥居 幹周 30cm以上	本
	二脚鳥居組合せ 幹周 50cm以上	本
	八ツ掛 幹周 40cm未満	本
	八ツ掛 幹周 40cm以上	本

(注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。

2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする

表17.3 支柱撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
中 木	二脚鳥居 添木付 八ツ掛(竹)	本
	添柱形(1本形・竹)	
	布掛(竹) 生垣形	m
高 木	各 種	本

(注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。

2. 単位の“m”は、支柱撤去延長とする

表17.4 地被類植付工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
地被類植付工	各 種	鉢

表17.5 植樹管理（せん定）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
高木せん定	せ夏 定期	幹周 30cm未満	本
		幹周 30cm以上 60cm未満	本
		幹周 60cm以上 90cm未満	本
		幹周 90cm以上 120cm未満	本
	せ冬 定期	幹周 30cm未満	本
		幹周 30cm以上 60cm未満	本
		幹周 60cm以上 90cm未満	本
		幹周 90cm以上 120cm未満	本

(注) 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。

冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。（基本せん定ともいう）

表17.6 植樹管理（せん定）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
低木・ 中木せん定	球 形	樹高 100cm未満	本
		樹高 100cm以上 200cm未満	本
		樹高 200cm以上 300cm未満	本
	円筒形	樹高 100cm未満	本
		樹高 100cm以上 200cm未満	本
		樹高 200cm以上 300cm未満	本
寄 植 せん定	低 木	m <sup>2</sup>	
	中 木	m <sup>2</sup>	

(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。

2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積（表面積）で判定する。  
（図17.1参照）

3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図17.1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定

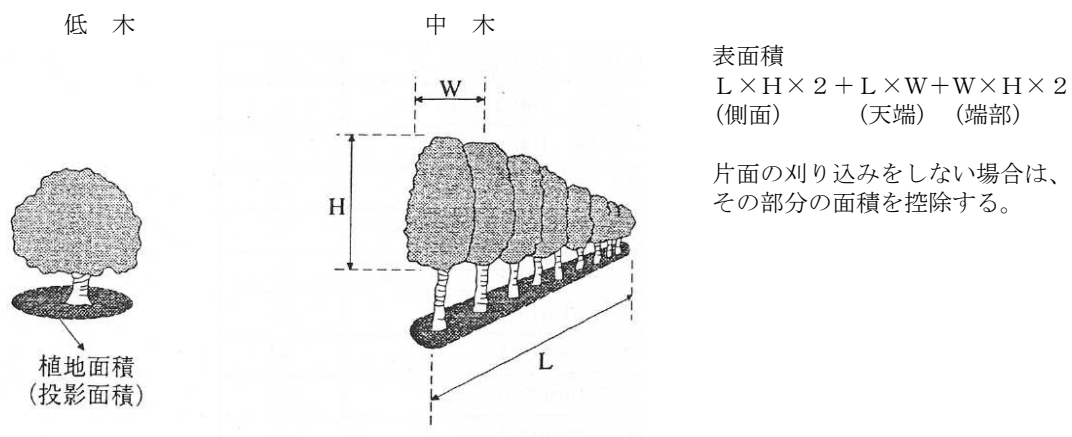


表17.7 植樹管理（施肥、除草、芝刈、灌水）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
施 肥	高木	幹周 60cm未満	本
		幹周 60cm以上 120cm未満	本
	中木	樹高 200cm以上 300cm未満	本
	低木 中木	樹高 200cm未満	本
	寄植	中木及び低木	m <sup>2</sup>
	芝		m <sup>2</sup>
除 草	抜根除草	植込み地	m <sup>2</sup>
		芝生	m <sup>2</sup>
芝 刈	芝 刈		m <sup>2</sup>
灌 水	トラック使用		m <sup>2</sup>
	散水車使用（貸与車）		m <sup>2</sup>

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。  
 2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。  
 3. 灌水で散水車を持込む場合は、トラック使用を運用する。

表17.8 植樹管理（防除）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
防 除	低木	樹高 60cm未満	本
	中木	樹高 60cm以上 100cm未満	本
		樹高 100cm以上 200cm未満	本
		樹高 200cm以上 300cm未満	本
	高木	幹周 60cm未満	本
		幹周 60cm以上 120cm未満	本
寄植	低木	m <sup>2</sup>	
	中木	m <sup>2</sup>	
芝		m <sup>2</sup>	

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。  
 2. 防除で寄植低木の面積は、植地面積とし、寄植中木の面積は表面積とする。（図17.1参照）

表17.9 移植工（掘取工）

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹高 60cm未満	本	高 木	幹周 30cm未満	本
中 木	樹高 60cm以上 100cm未満	本		幹周 30cm以上 60cm未満	本
	樹高 100cm以上 200cm未満	本		幹周 60cm以上 90cm未満	本
	樹高 200cm以上 300cm未満	本			

- (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。  
 2. 寄植については個々の樹木の樹高で判断し、市場単価を適用する。



3) 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表17.10 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様			適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模		標準	S <sub>0</sub>	対象数量	
			1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	対象数量	
補正係数	時間的制約を受ける場合		通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	
	夜間作業		通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量
			環境緑地帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>4</sub>	対象数量
		未供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象数量	
	補植の場合	低木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>6</sub>	対象数量	
		中木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>7</sub>	対象数量	
	支柱補修	支柱補修（部分取替）	支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>8</sub>	対象数量	
	幹巻き		移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>9</sub>	対象数量	

(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。

- 1) 植樹工低木は、1工事の低木数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 2) 植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 3) 支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量（補修の数量も含める）で判定する。  
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1工事の支柱設置延長（補修の数量も含める）で判定する。
- 4) 支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。  
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。
- 5) 地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。
- 6) せん定低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
- 7) せん定寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 8) 施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
- 9) 施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
- 10) 施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 11) 抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。
- 12) 芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。
- 13) 灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。
- 14) 防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
- 15) 防除寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 16) 防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 17) 移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。
- 18) 移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。

## (2) 加算率・補正係数の数値

表17.11 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	植 樹 工		支 柱 設 置		支 柱 撤 去		地 被 類 植 付 工		
		低 木	高木・中木	二脚鳥居添木付 八ツ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形	二脚鳥居添木付 八ツ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形			
加 算 率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	1000本以上 0%	50本以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	2000鉢以上 0%	
		S <sub>1</sub>	100本以上 1000本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5 m以上 30m未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5 m以上 30m未満 10%	500鉢以上 2000鉢未満 10%	
		S <sub>2</sub>	100本未満 20%	10本未満 20%	10本未満 20%	5 m未満 20%	10本未満 20%	5 m未満 20%	500鉢未満 20%	
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
		夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.50	1.40	1.30	1.30	1.50	1.50	1.50
	施 工 場 所	中 央 分 離 帯	K <sub>3</sub>	1.15	1.15	1.10	1.10	1.15	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K <sub>4</sub>	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80
		未 供 用 区 間	K <sub>5</sub>	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80	0.80
	補 植	低 木	K <sub>6</sub>	1.30	—	—	—	—	—	—
		中 木	K <sub>7</sub>	—	1.25	—	—	—	—	—
	支 柱 補 修	支 柱 補 修 (部 分 取 替)	K <sub>8</sub>	—	—	0.60	0.60	—	—	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 補植の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
3. 支柱補修の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
4. 補植には、枯れ木の撤去の有無にかかわらず適用できる。
5. 支柱補修には、支柱の撤去を含んでいる。
6. 支柱の全取替の場合は、支柱撤去費と支柱設置費を合算する。

表17.12 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	せ ん 定			
			高木・中木 低 木	寄 植 中木・低木		
加 算 率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	50本以上 0%	1000㎡以上 0%		
		S <sub>1</sub>	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%		
		S <sub>2</sub>	10本未満 20%	100㎡未満 20%		
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K <sub>1</sub>	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K <sub>2</sub>	1.40	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K <sub>3</sub>	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K <sub>4</sub>	0.85	0.85
		未 供 用 区 間		K <sub>5</sub>	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、  
施工規模加算率のみを対象とする。

表17.13 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	施 肥				
			高 木 中 木 低 木	寄 植	芝		
加 算 率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	50本以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%		
		S <sub>1</sub>	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%		
		S <sub>2</sub>	10本未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%		
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K <sub>2</sub>	1.50	1.50	1.50	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K <sub>3</sub>	1.15	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K <sub>4</sub>	0.80	0.80	0.80
		未 供 用 区 間		K <sub>5</sub>	0.80	0.80	0.80

(注) 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、  
施工規模加算率のみを対象とする。

表17.14 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	抜根除草	芝 刈	灌 水	防 除			
						高木・中木 低 木	寄 植 中木・低木	芝	
加 算 率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	50本以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	
		S <sub>1</sub>	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	
		S <sub>2</sub>	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	10本未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K <sub>2</sub>	1.35	1.35	1.30	1.40	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K <sub>3</sub>	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K <sub>4</sub>	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
		未 供 用 区 間		K <sub>5</sub>	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表17.15 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	移植工 (掘取工)		
			高木	中木 低木	
加 算 率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	5本以上 0%	10本以上 0%	
		S <sub>1</sub>	3本以上 5本未満 10%	6本以上 10本未満 10%	
		S <sub>2</sub>	3本未満 20%	6本未満 20%	
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K <sub>1</sub>	1.10	
	夜 間 作 業		K <sub>2</sub>	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K <sub>3</sub>	1.15
			環 境 緑 地 帯	K <sub>4</sub>	0.85
		未 供 用 区 間		K <sub>5</sub>	0.85
幹 巻 き		K <sub>9</sub>	1.05		

(注) 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) 又は (S<sub>2</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

4) 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増積算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根廻し工事に係わるものは除く。

$$\begin{aligned} \text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W_1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\% \end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W_1)$$

$$\text{(注) 設計単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_n)$$

17-3 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 道路植栽工の単価及び施工場所区分は、下記のとおりとする。

ア 各規格の単価は、供用区間・歩道及び交通島を標準とする。

イ 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯、未供用区間の場合は、補正係数を適用する。

ウ 施工場所の定義は、下記のとおりとする。

①供用区間：車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で、下記のとおり区分する。

歩道	歩道又は、車道と歩道の間に設置した植栽地
交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地
中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地
環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯、道の駅等）に設けられた植栽地

②未供用区間：バイパス施工中等で、車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所

(注) 現道上であっても、一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。

(2) 植樹は、下記の仕様とする。

ア コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし、地被類（グランドカバー類）及び草花類には、適用しない。

イ 高木の幹周60cm以上90cm未満は、機械施工（バックホウ山積0.28m<sup>3</sup>（平積0.2m<sup>3</sup>））としている。

ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途特別調査等とする。

ウ 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。

エ 残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(3) 支柱設置は、下記の仕様とする。

ア 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用できる。

(4) 地被類植付は、下記の仕様とする。

ア ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径12cm以下のものに適用する。

イ 高さ（長さ）60cm以下の地被類に適用する。

(5) 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず、材料費のみ植樹の市場単価に加算する。

(6) 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は、直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械等評価額を共通仮設費対象額、現場環境改善費対象額、現場管理費対象額に加算する。

なお、散水車（貸与）のm<sup>2</sup>当り運転時間は、「散水車の運転日当り標準運転時間÷日当り作業量」とする。

(7) 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用できる。

(8) 移植工において、掘取部を埋戻しする場合の不足土をダンプ運搬する場合は「第Ⅱ編第1章土工」による。この場合の運搬土量は、必要量を計上する。

- (9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (10) 植樹工及び地被類植付工は土壤改良材の使用の有無にかかわらず適用できる。ただし、土壤改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

(参考)

$$Q = \frac{r + v}{100} \quad (\text{m}^3)$$

Q : 運搬土量 (m<sup>3</sup>)

r : 100本当り埋戻し不足土量 (m<sup>3</sup>/100本)

v : 掘取本数 (本)

表17.16 埋戻し不足土量 (r)

(100本当り)

形状寸法	単位	中 低 木			高 木		
	cm	樹高100未満	100以上 200未満	200以上	幹周30未満	30以上 60未満	60以上 90未満
不足土量	m <sup>3</sup>	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99

- (11) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。